

第二部 勞働者運動

概説	一九二	第三節 労働組合各個の運動	二六六
第一篇 労働爭議	一九三	一 日本労働總同盟	二六六
第一章 工・鑛・交通労働者の爭議	一九三	二 全國労働組合同盟	二九三
第一節 爭議の大勢	一九三	三 日本労働組合總聯合	三〇一
第二節 主要なる爭議	二〇二	四 日本海員組合	三〇五
第三節 特に重要なる爭議の顛末	二〇六	五 日本港灣從業員組合	三〇九
第二章 小作爭議	二二〇	六 官業労働總同盟	三一一
第一節 爭議の大勢	二三〇	七 日本製鐵從業員組合	三二三
第二節 主要なる小作爭議	二三〇	八 日本労働總聯盟	三三四
第三節 小作調停	二三五	九 東京瓦斯產業労働組合	三三四
第三章 中間階級者の爭議	二四二	十 東電從業員組合	三五五
第一節 爭議の大勢	二四二	十一 海軍労働組合聯盟	三五六
第二節 特に主要なる爭議	二四二	十二 日本交通労働總聯盟系組合	三八八
第四章 婦人労働者及職業婦人の爭議	二五二	十三 全勞統一全國會議	三三三
爭議	二五二	十四 日本労働組合總評議會	三三六
第二篇 労働組合	二五三	十五 東京市從業員組合	三三〇
第一章 工・鑛・交通業労働者の運動	二五三	十六 日本労働同盟	三三三
第一節 労働組合の組織狀況	二五四	十七 遞友同志會	三三六
第二節 労働組合の共通運動	二五六	十八 日本產業労働俱樂部系組合	三三九
一 國際労働會議	二五七	十九 日本遞信從業員組合	三三九
二 メーデー	二六七	二十 アナ系労働組合	三四一
三 日本労働組合會議の運動	二七三	第二章 農民の運動	三四四
四 日本產業労働俱樂部の成立	二八〇	第一節 全國的農民組合の運動	三四四
五 關東労働組合會議の成立	二八四	第二節 地方的農民組合の運動	三六三
		第三節 其の他の運動	三六六
		第四章 農業者團體	三六七
		第三章 中間階級者の運動	三六九
		第四章 婦人労働者の運動	三七二
		第五章 労働者教育運動	三七三
		附 主要労働組合一覽表	三七八
		第三篇 無產政黨	四三四
		第一章 無產政黨の共通運動	四四五
		第二章 無產政黨各個の運動	四五六
		第一節 社會大衆黨	四五六
		第二節 國家社會主義的諸政黨	四六〇
		第四篇 消費組合運動	四六七
		第一章 一般狀況	四六八
		第一節 労働組合關係消費組合	四六八
		第二節 一般労働者消費組合	四七〇
		第三節 農村消費組合	四七一
		第二章 消費組合の運動	四七四
		第一節 消費組合聯合會	四七四
		第二節 關東消費組合聯盟	四七五
		第三節 日本消費組合聯盟	四七七

表計統 (動運者働勞) 部二第

第一表 工・鑛・交通業に於ける労働爭議統計(當所調)

其一 業態及月別件數

其二 業態及府縣別件數

其三 業態及原因別件數

其四 業態及經過別件數

其五 業態及結果別件數

第二表 昭和八年同盟罷怠業工場閉鎖統計表(社會局調)

其一 業態別件數

其二 月別件數

其三 月別累年數

其四 要求事項別件數

其五 結果表

其六 結果累年表

第三表 小作爭議統計

其一 府縣別統計(關係人員、面積、要求項目)

其二 累年表

第四表 労働組合及組合員統計

第五表 小作人及小作人地主協調組合累年表(農林省調)

第六表 産業組合統計

其一 組合累年表

其二 組合員數及出資金額累年表

其三 事業累年表

第七表 消費組合統計

概 説

昭和八年度における労働者および農民の運動は、一言にして之を覆へば、概して沈滞不振の一ヶ年であつたと云はねばならぬ。

その由因は奈邊に存したか。それを解くのは容易ではないが、既に我々が第一部において見たやうに、昨年來我が國が経験しつゝあるところの、國際的には危機 國內的には變態的景氣といった新情勢が労働者農民の生活に與へた非常時の形態は、こゝでも労働者農民の運動を規定したやうである。

先づ労働者の運動を見るに、労働爭議は一面においては外見的好況により、他面においては謂ゆる「非常時意識」のために、またこの非常時の強壓下にその急進的反抗的分子が壓し去られたために、爭議の勃發は異常なる下向線を辿り、その性質に激甚性を失つた。組合運動は就業労働者が増加したにも拘らず組織は伸びず、運動の中核をなす社會民主主義的團體の活動は概して鈍つた。これに對して、新たに創生した非常時の子、國家社會主義および日本主義の諸團體も、それが労働者運動としてもつ本來の矛盾の故に、その掛聲の大なるにも拘らず、量的にも質的にもさしたる伸張を示し得なかつた。否、國家社會主義に至つては忽ち分裂の悲運を見て全く沈滞の状態に陥つた。左翼非合法組合は、その正體不明であるとは言へ昨年度は殆んど活動不能の状態におかれたと見られてゐる。無産政黨はどうであつたか。國社黨は云ふまでもなくその母體たる組合と同一の運命を負はざるを得なかつた。社會大衆黨は、單一政治戦線

の實現にもかゝらず、その活動はその堂々たる巨體にかけられた期待には添ひ得なかつたやうである。たゞ黨がこの一ヶ年、内部的に整備し、その當面の運動方針を具體化し、實際化しつゝあることは注目し價すると共に、こゝにも非常時情勢の反映は歴然として觀取された。

しかし、都市労働者の運動は、農民のそれに比すれば、尙ほ好條件にめぐまれてゐたと云へるであらう。昨年來の政府の救農諸政策も農民殊に貧農大衆の生活には殆んど均霑するところはなかつた。米穀統制法の如きも、飯米を持たぬ貧農には却つて窮乏加重の結果をさへ齎したと見られる。したがつて、玆では、都市における労働爭議の減少とは反對に、抜き差しならぬ農民を驅つて小作爭議の激化に赴かしめてゐることは、特筆明記されねばならぬ數字的事實である。それが質的にもヨリ暗き面に向つてゐることは、小作權をめぐる土地防衛の闘争が昨年にもまして増加したこと、しかもそれが規模倭小化してますます猫の額の如き地面に争はれつゝあることに際つきりと示されてゐる。かゝる事態に對して、農民組合の活動は全く拱手的態度を余儀なくされたといふも過言でない。強壓による全會の壊滅状態がその大きな傷手であつた。しかし、これら農民組合においてもこの行詰りを打開すべく着々再建の運動が進められたが、期待は明年度に持ち越されざるを得なかつた。

〔附記。この部において記述さるべき日本労働組合全國協議會並に日本共産黨については、一つには正確なる資料に不足を感じるため、また一つにはその公表の自由に制限があるため、今回はこれを割愛し、たゞ一般的叙述において之に觸れるに止どめた。〕

第一篇 労働争議

第一章 工・鑛・交通労働者の争議

第一節 争議の大勢

最近の趨勢 非常時情勢下の本年度労働争議は極めて複雑なるモメントを藏するかに見える。

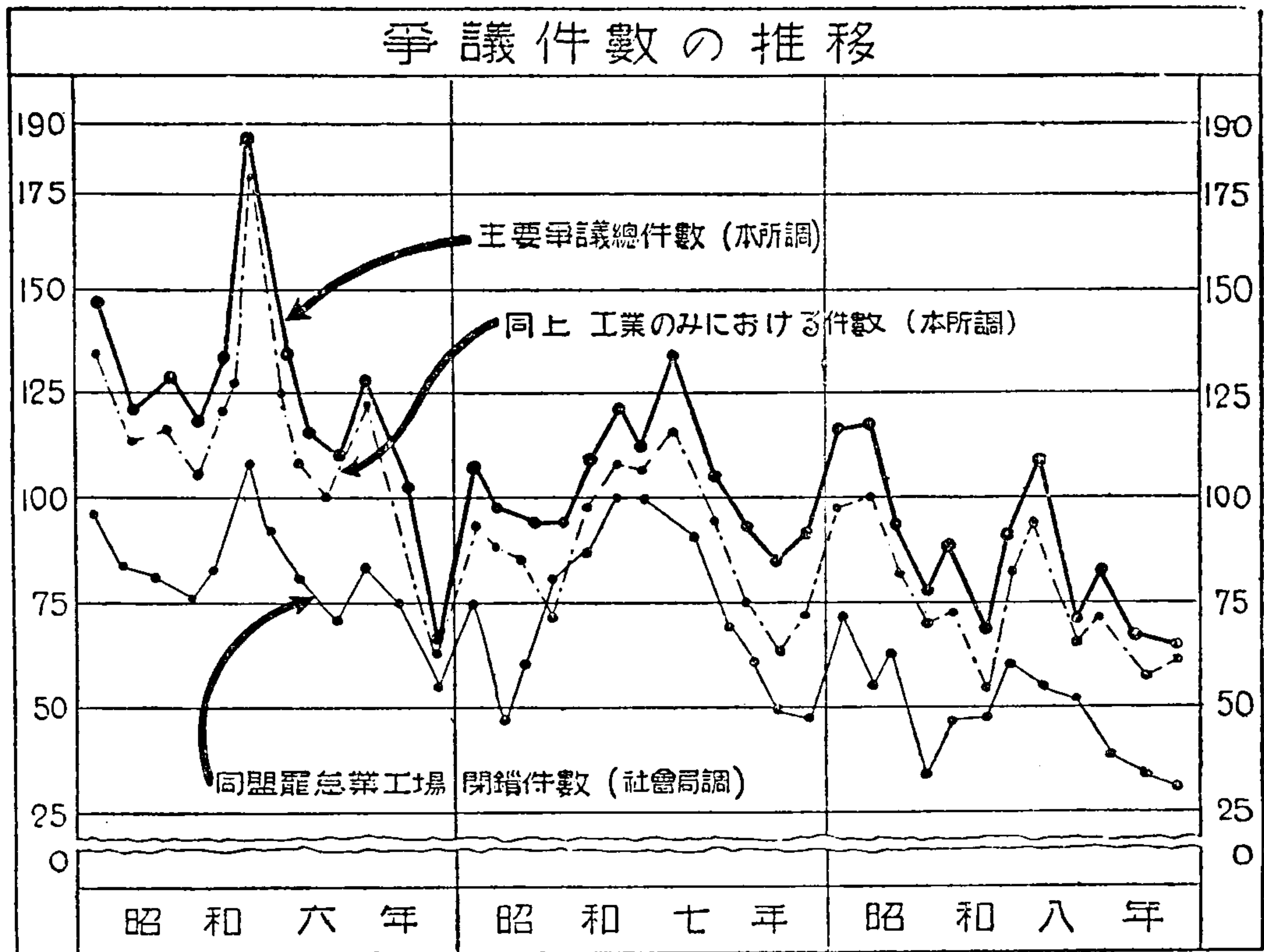
傾向は大體昨年度の延長と見得る。何よりも総件数減少の傾向は昨年度以來の新たな局面であつた。總件数に伴つて参加人員總數もまた減少の傾向にある。争議繼續日數も前年よりは概して短かい。争議において執られる労働者側の手段、戦術、といったものも、例外はあらうが、一般的には往年の如く激烈な性質のものが少くなつた。一件當り参加人員こそ昨年に比してやゝ増加してゐるが、總じて、兩三年前に比して、争議は全體の量においても、個々の規模においても、縮小化の傾向が見られたことは、更もかくも否めない。

かゝる情勢が何に基づいたかは、特別の研究を要する問題であるが、個々の争議の規模の縮小については、争議そのものが抵抗の大きな巨大資本の領域から漸次下向して抵抗少き中小脆弱の産業領域に移つてゐることが挙げられる。しかもかゝる争議すらが全體に減少の傾向にあることは、右翼労働組合が執りつゝある争議最少化方針、團體協約の促進、殊に小企業小資本家に對する闘争は回避すべしべなす主張すら擡頭せる趨勢、これらの傾向にその有力な一理由

は存在するであらう。そのことは、昨年中、合法労働組合の中においても右翼的組合支援の争議が減少し、比較的左翼方針をとれる組合例へば全國労働の如きが依然活潑なる争議支援の記録を残してゐる事實にも顧みられるであらう。しかし乍ら、更にいま一つの理由には、昨年來の一部産業部面に齎された變態的活況がある。むしろこのことは、産業活況即労働者生活狀態の好轉を意味するわけではない。この産業活況が齎した政治的な諸契機を別として、全く經濟的に考へるとしても、かゝる經濟闘争の退潮はまつたく、夜業・残業による手取賃銀の増加と就勞人員の増加といふ事實に基づくであらう。それが、労働者生活の基本的な好轉にもとづくものでなかつたといふ證據は、他方において昨年および本年の争議原因において「賃銀増額」の要求が異常に多いといふ事實に反映してゐる。それは、事業の「活況」にもかゝらず他方に低賃銀（インフレーション）がこれを加重したの事實が依然たることを物語るものである。高賃銀の影響は恐らくは高級練熟工の部分であり、それは多分に闘争回避の支柱たり得たであらう。争議件数減少の第三の要因には反動的組合の簇出、非常時強權の強化、等々の政治的モメントがあげらるべきは云ふまでもない。

争議闘争の性質が幾分とも微溫化したといふ事實については、以上の件数激減と同じ理由の外に、從來闘争激化主義をとつた左翼非合法組合の沈衰があげられる。

かゝる諸要因の複合が昨年の争議傾向を支配したとすれば、こゝでは、基本的には、日本の政治經濟が國際的に占める危機情勢が願みられねばなるまい。



たゞ争議原因について見るときは、昨年比して一般的に労働者側の能動的態度が前進してゐる。その理由は、好況にもかゝらず低賃銀であるといふ基調からも推斷し得るであらう。それにも拘らず、その反抗の闘争力は充分に伸べられず、比較的弱かつたといふ事實が注目されねばならぬ。

本年中、争議参加人員の大であつた争議をあぐれば、東京市電争議(二月)、横濱ドック争議(四月十日)、東京モスリン争議(三月)、旭ベンベルグ絹糸大津工場争議(十一月)、昭和毛糸紡績彌富工場争議(八、九月)等で、一千乃至五千の参加人員を見てをり、これらが本年争議の一件當り参加人員數を比較的増加せしめたわけとなつてゐる。しかし、これら以外では、昨年と同様、争議は大部分中小企業に發生してゐる。

業態別に見て本年の争議を特徴づけたものは化学工業における件數の比較的增加、軍需關係工場において争議の本格的なものが比較的多かつた點であり、いづれもインフレ景氣の一端を反映してゐると見られよう。

以下、昭和八年中における我國労働争議の大勢につき、主として當研究所調査にもとづいて敘述する。

争議業態別件數 當研究所調査に據り昭和八年中に發生した大小の争議のうち、その経過及び結末の明かなるものを集計すれば一、〇五一件で、前年度の一、二三八件に比すれば一八七件の減少を示してゐる。このうち工場労働者の争議が依然大多數を占め七五一件で總件數の七一・四五%を占めてゐる。工場労働者の争議を更に内分けすれば、化学工業最も多く一九八件、これに次で雑工業一八一

件、金屬工業一七〇件、染織工業一六二件で、前年に比すれば化學工業の爭議が擴大し染織工業が比較的に減少してゐる。又前年度は交通業の爭議が比較的にかつたが、本年はやゝ減少を示してゐる。この内譯を前年度との比較において示せば次の如し。

總	官 公 業	交 通 業	鐵 道 業	工 業		昭和七年		昭和八年に對する割合																		
				人夫其他勞働者 合 計	家内工業 計	工場工業 計	染織工業 二六二	金屬工業 二三八	化學工業 二二四	飲食物工業 三一	雜工業 一九四	特別工業 四	九三一	一四	一五三	九二八	一八	一〇	四七	五七	一〇	四八	五三	一、二三八	一、〇五一	100.00
計	二六二	二三八	二二四	三一	一九四	四	九三一	一四	一五三	九二八	一八	一〇	四七	五七	一〇	四八	五三	一、二三八	一、〇五一	100.00						

参考のため社會局調による爭議件數を見るに、昭和八年中の總件

數は一、八九七件にして七年の二、二一七件に比し三二〇件を減少してゐる。但しこのうちには單なる紛議に止るものをも含んでゐるが、同盟罷業・怠業・工場閉鎖を伴つた爭議は六一〇件で、これは前年の八九三件に比し二八三件の減少を示してゐる。いまこの社會局調により業態別件數の狀況を見るに次の如くである。

「同盟罷怠業工場閉鎖を伴つた爭議に付き事業の種類別に其の發生件數の多寡を見るに、別表にも示す如く化學工業に最も多く一〇三件を算してゐる。其中窯業が五一件、ゴムが二七件を占めてゐる。亞いで木竹製品（四一件）製版印刷製本（二三件）等の雜工業（九九件）機械器具製造工業（九三件）染織工業（八七件）土木建築業（七三件）に多く七、八十件以上を數へ、運輸業は五一件あり、其他鐵業（一六件）飲食物製造工業（一五件）通信事業（四件）瓦斯供給事業（一件）等に僅少の發生を見た。尙之等の業種に屬しない者例へば映畫演劇（三一件）病院（一件）商店（一九件）等の従業員や新聞牛乳配達夫（五件）等の爭議が六八件ある。

右のうち公共事業の爭議が二二件ある。其のうち主なるものを舉ぐれば一月、東京市電氣局に於けるスピードアップ實施に伴ふ爭議、二月、東京の武藏野鐵道に於ける女車掌採用に依る男従業員解雇問題（罷業）五月、愛媛石崎汽船の爭議（待遇改善要求、罷業）十月、大阪泉州瓦斯爭議（解雇手當制度確定要求、罷業）等があり、東京・群馬・福井・三重に郵便局員の爭議があつた。
爭議月別 當研究所の調査に據れば、昭和八年中の爭議の月別推移は年初および七、八月の夏期に多く、大體前年度の傾向に等しい

が、本年は特に年初一、二月に比較的多いのが目立つてゐる。

		工・鑛・交通 業全體(實數)		工・鑛・交通業 全體(百分率)	
		昭和七年	昭和八年	昭和七年	昭和八年
一	月	一〇六	一二七	八・五	一一・二
二	月	九九	一二八	八・〇	一一・二
三	月	九四	九三	七・六	八・八
四	月	九三	七七	七・五	七・三
五	月	一〇九	八八	八・八	八・三
六	月	一二二	七〇	九・八	六・六
七	月	一二〇	九〇	八・九	八・五
八	月	一二二	一〇六	一〇・六	一〇・一
九	月	一〇五	七三	八・五	六・九
十	月	九四	八二	七・六	七・七
十一	月	八五	七〇	六・九	六・六
十二	月	九二	六八	七・三	六・四
總計		一、三三八	一、〇五一	一〇〇・〇	一〇〇・〇

爭議分布 同じく當研究所調査に據れば、昭和八年中に爭議の發生を見たる地方は三府四十一縣で、殆んど全國に亘つてゐる。最多數を占めるものは依然東京府で二八三件(總件數の二六・九%)に及び、これに次ぐ大阪府は一六七件(一五・九%)である。これを前年に比すれば、實數は大體に各府縣とも減少してゐるが、比率においては大阪府の割合多少減少を示し、從來東京・大阪の二府をもつて全國總件數の半分を示したものが本來度はやゝ減少して四三%

である。いま本年度において件數多き府縣につきこれを前年度と比較すれば左の如くである。

	實數		全爭議件數中 占むる割合	
	昭和七年	昭和八年	昭和七年	昭和八年
東京	三三三	二六三	二六・四	二六・九
大阪	二四八	一六七	二〇・〇	一五・九
兵庫	一四三	八九	一一・六	八・五
神奈川	八五	六九	六・九	六・六
愛知	六八	五四	六・三	五・一
京都	四三	四一	三・四	三・九
北海道	二三	三七	一・〇	三・五
福岡	三〇	三三	二・七	三・〇

爭議の規模 爭議の參加人員、繼續日數等、規模の大小に關しては本研究所に調査を缺ぐをもつて、之を社會局調(「勞働時報」昭和九年四月)に據つて見るに、本年同盟罷業・工場閉鎖を伴つた爭議六一〇件の參加人員は四九、四二三人で前年に較べて五、三六〇人を減少してゐるが、この一件當りの參加人員は八一人強で前年の六一人に比し二〇人多く、前々年よりは一六人多い。昭和初年に比すれば參加人員から見た規模は一般的に小さいが、前年および前々年に比すれば擴大してゐることを注目される。

更に參加人員數別に件數を見れば、十五人以下の小人數の爭議が一八〇件(三〇%)十六人以上五十人未満二二六件(三七%)、以上を合はせると四〇六件(六七%)を占めてをり、百人以上三百人未

満のもの八六件(一四%)、三百人以上五百人未満一三件、五百人以上僅かに一件。最近數年間はこの割合は略同率であるが、本年は五十人未満の件数の割合が例年よりやや低い。即ち左の如し。

参加者五〇人未満の争議件数の割合	三%	三%	六七%
同 三〇〇人以上の争議件数の割合	四%	四%	四%

然しこれを昭和初年頃の五十人未満のもの六〇%、三百人以上のもの八%内外に比べると、大規模の争議が減少し小規模のものが増加してゐることを知る。

次に、争議繼續日數別に見ると、三日以下の短期に解決したものが二六三件(四三%)で前年の三一%に比して可成り増加してゐる。三十一日以上に亙る争議は四一件(七%)で、これは前年の一三%に比し減少を示してゐる。しかしそれでも昭和初年の三〇件内外に比すれば尙ほ少いとは云へない。なほこのうち百日以上の争議が六件を占めてゐる。

左表は同じく社會局調による繼續日數別件數とその割合である。

四日 未 満	二六三	四三・一%
四日以上十一日未満	一九七	三三・三
十一日以上三十一日未満	一〇三	一六・九
三十一日以上	四一	六・七
自然消滅	三	〇・五
未 解 決	三	〇・五
計	六二〇	一〇〇・〇

争議原因 當研究所の調査によれば、昭和八年中の争議でその發

端が資本家の挑戦に原因すると見らるべきもの五四六件(五二・〇%)、労働者の側に能動的原因ありと見らるべきもの五〇五件(四八・〇%)である。こゝ數年の趨勢に従ひ、労働者側の能動的なもの、方が少くはあるが、その割合は著しく接近し、殆んど半々に近くなつてゐる。經濟界の表面的好轉と労働者層の生活の本質的惡化とを考慮するとき、この變化は注目すべき現象たるを失はないであらう。

實數		百分率	
資本家の挑戦に端を發したるもの	五四六	資本家の挑戦に端を發したるもの	五二・〇
労働者の要求に端を發したるもの	五〇五	労働者の要求に端を發したるもの	四八・〇

昭和八年	五四六	五〇五	五二・〇	四八・〇
昭和七年	八四六	三九八	六七・九	三三・一
昭和六年	九四四	五四三	六三・五	三六・五
昭和五年	八二一	三三四	七六・四	二二・六
昭和四年	四三二	二八六	六三・八	三七・二

更にこれを労働者側受動的(資本家側挑戦的)原因についてその内容を見れば、本年度も前年度と同様に解雇反對の數が非常に多く全争議數の一八%に達してゐる。たゞ注目さるべきは解雇手當要求が前年に比して遙かに減少してゐることである。尤も、前年度のこの數は前々年度に比して特に高かつたことも考慮さるべきではあるが。

昭和八年度争議受動的原因細別件數

工場閉鎖	件數	全争議百中占むる割合	同上昭和七年
	六九	六・六	七・三

解雇反對	一九〇	一八・一	一九・一
解雇手当要求	三一	二・九	二一・一
休業手当要求	二五	二・四	三・五
組合壓迫	三六	三・四	三一
賃銀不拂	六〇	五・七	八・八
賃銀値下反對	六四	六・一	八・八
待遇改惡反對	五九	五・六	二・二
其他	一四	一・一	三・九
計	五四六	五二・〇	六七・九

各業態別爭議百中占むる割合

工業		工場工業		家内工業		人夫其他労働者		合計	
染織工業	六八・二	五〇・六							
金屬工業	七一・五	五五・九							
化學工業	六五・四	六一・六							
飲食物工業	七一・〇	五九・四							
雜工業	七七・八	五六・六							
特別工業	一〇〇・〇	五七・一							
計	七〇・四	五六・五							
	三三・七	四二・九							
	六一・一	三七・三							
	六九・〇	五三・二							

總	官	交	鑛
	公	通	
	業	業	
	工業	水上交通業	
	通信交通業	陸上交通業	
	其他	計	
計	計	計	業
六七・九	四四・四	六五・〇	七五・〇
四五・三	四四・四	六六・二	五六・三
五〇・〇	二七・一	五〇・九	五五・六
六〇・〇	三三・八	五九・三	三〇・〇
五二・〇			

昭和八年爭議能動的原因細別件數

賃銀値上要求	二九七	二八・三%	一三・六%
解雇手當制定要求	二五	二・四	二・五
退職手當制定要求	三〇	二・九	一・六
待遇改善要求	一三八	一一・一	六・二
組合承認要求	二〇	一・九	〇・九
感情的原因	三四	三・二	一・四
其他	一一	一・〇	五・九

計 五〇五

四八・〇

三・一

計

三・一

四八・〇

更にこの労働者側に能動的原因ある爭議を業態別に見れば、前年に比較して、各業に互り全體的に労働者の能動の態度の前進が窺はれる。たゞ例外として家内工業および官公業中通信交通業が幾分の後退を示してゐる。即ち左の如し。

各業態別百中占むる割合

昭和七年 昭和八年

工業		交通		官公	
工場工業		陸上交通業		通信交通業	
染織工業	三・八	水上交通業	四・七	工業其他	五・七
金屬工業	二・五	計	三・八	計	五・六
化學工業	三・六		三・〇		五・〇
飲食物工業	二・〇		三・〇		五・〇
雜工業	三・二		三・〇		五・〇
特別工業	—		三・〇		五・〇
計	二九・六		三・〇		五・〇
家内工業	六・三		三・〇		五・〇
人夫其他労働者	三・九		三・〇		五・〇
計	二九・六		三・〇		五・〇
合	三・〇		三・〇		五・〇

次に社會局調により、爭議原因に關して同局の觀るところを窺ふに、同調査もまた昭和八年は從來の情勢から逆轉して労働者側の積極的要求が著しく前進してゐることを示してゐる。社會局の報告は曰く、

「大正末年迄に於ける爭議は從業員側から見て賃銀増額等の積極的内容の要求が五割内外を占め、賃銀減額反對等の消極的要求は僅かに一割六、七分を出なかつたが、昭和に入り俄然消極的要求が積極的要求を凌駕するに至り、昭和五年には積極的要求は僅かに一割一分となり、消極的要求は實に七割六分を占めるに至つた。所が其の後は又之の狀態に逆戻りするの傾向を示し、七年は二割六分對六割三分の割合となり、八年は全く地位を轉倒し積極的要求が五割を超えるに至り、消極的要求は三、九分弱に激減した。之は我國經濟界の動きを相當に反映するものと見られてゐるやうである。以下之等要求事項に付き少しく具體的に説明することとする。

一、賃銀に關する要求

同盟罷怠業又は工場閉鎖を伴ふ爭議六一〇件中、賃銀に關する要求は三九二件六四・二%強を占め依然として各種要求事項中の主要題目を爲してゐる。

其の中賃銀増額要求は二五六件(参加人員二〇、七〇二人)(外に附隨的に要求したるもの八一件あり)を算し、全體の四二%を占め、減額反對要求は五二件(参加人員三、〇一人)(外に附隨的要求一四件)あり九%弱にしか當らず、昭和四、五年頃と全く

地位を轉倒してゐる。即ち八年は前記の如く四二%對九%の割合であるが、昭和五年は八%對三二%の割合であり、前年は二二%對一六%の割合である。

賃銀算定方法又は支給方法の變更を要求したり、變更に對して反對したものは三二件（参加人員七、四五九人）あり（附隨的要求一四一件）五%強に當つてゐる。

次に賃銀支拂要求が五二件（参加人員二、六八五人）あり（附隨的要求五件）九%弱に當つてゐる。前年の一一三件（一二・七%）にも上つてゐたのに比べると半減してゐるが、尙此の種の事項を原因とする爭議の斯くも多いと云ふ事には相當注意すべきである。

二、解雇又は事業の休廢止に關する要求

此の種消極的事項を主たる要求と爲す爭議は不況時に多いのを通常とする。八年中に於ては一三一件（参加人員六、一五一人）あり二一%強に當つてゐる。前年の三〇七件三四%強、前々年の三四五件三五%弱に比し著しく減少してゐる。

右の中解雇反對要求は八二件（参加人員四、三六一人）あり（附隨的要求五六件）一三%強に當り、前年の一九一件二一%強に比し激減してゐる。失業者が多く就職難時代に於て年々増加の一途を辿つた此の種要求の爭議が八年に至つて俄然減少したが尙相當の數に上つてゐることは注意を要する。解雇手當又は退職手當制度の確立又は解雇退職手當の増額要求は二二件（加人員七〇六人）あり（附隨的要求一一七件）四%弱に當る。前年の五三件一〇%弱に比し之又激減してゐる。

休業反對要求は一二件（参加人員五七六人）休業手當の支給又は増額要求は七件（参加人員二二五人）あり（附隨的要求前者一件後者五六件）前年に比し前者は二七件後者は一四件減少してゐる。

三、勞働組合（無產政黨）の確認又は加入の自由を求め、或は團體交渉權の獲得、勞働協約の締結、勞働委員會の設置等を主たる要求としたものは實に少く僅かに二件（参加人員四三人）あるに過ぎないが、附隨的に要求したものは三二件ある。右二件の中一件は要求貫徹し他の一件は不貫徹に終つてゐる。

四、勞働時間の短縮要求一四件（参加人員六〇一人）公休日の設定要求三件（参加人員一四四人）あり（附隨的要求前者九一後者四二件）前年と略同様である。

五、工場設備その他福利施設に關する要求は五件（加人員一八一人）あり（附隨的要求九九件）之も前年と略同様僅少である。

六、作業方法又は作業規定の變更又は變更に對する反對要求一〇件（参加人員二八八人）あり（附隨的要求五二件）前年より少しく増加してゐる。

七、監督者の排斥を主たる要求としてゐるもの二七件（参加人員四二〇六人）（四%強）あり（附隨的に要求したものは四五件）前年より一〇件（二%）増加してゐる。

八、その他以上の各項に該當せぬ事項を主たる要求とした爭議が二六件（参加人員三、九五二人）ある。

また紛議の程度のものを加へた爭議總件數について見るも右とその割合は略同様である……」

争議経過 労働争議の戦術としては、労働者側は普通に罷業、怠業、示威運動の三者を單獨的に遂行するか乃至はその二三を併用するのであるが、いま昭和八年中の争議をこの規準によつて見るに(當研究所調査)、罷業を主とするものが本年は特に多く六六二件(六三・〇%)に達し、他は比較にならぬ程度に少い。殊に示威および示威を併用せるものゝ著しく減少せるのが目立つ。また紛議は昨年の一三・八%(一七一件)に比すれば、本年は著しく増大し二三・六%(二四八件)に達してゐる。

	實數	全争議百中 占むる割合
罷業	六六二	六三・〇
怠業	四二	四・二
示威運動	六	〇・六
怠業・罷業	二六	二・六
罷業・示威	四七	四・五
怠業・示威	五	〇・五
罷業・怠業・示威	二	一・〇
紛議	二四八	二三・六
計	一、〇五一	一〇〇・〇

次にこれを工・鑛・交通業の全體、そのうち工場工業の全體、更にそのうち金屬工業に分つて見れば左の如くである。

	實數	比率 (各業態別争議百 中占むる割合)
工・鑛・交通業	六三	六三・〇
工場工業	四二	五七・四
金屬工業	八六	五〇・六
全體	一、〇五一	一〇〇・〇

	計	昭和七年	昭和八年	昭和七年	昭和八年	昭和七年	昭和八年
怠業	四	二七	九	四・二	五・六	五・三	五・三
示威運動	六	五	一	〇・六	〇・七	〇・六	〇・六
怠業・罷業	二六	二五	四	二・六	三・三	二・三	二・三
罷業・示威	四七	四〇	一一	四・五	五・三	六・五	六・五
怠業・示威	五	五	一	〇・五	〇・七	〇・六	〇・六
罷業・怠業・示威	二	二	四	一・〇	一・四	二・三	二・三
紛議	二四八	二〇七	五四	二二・六	二七・六	三二・八	三二・八
計	一、〇五一	七五二	一七〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

更にこれを前年度と比較すれば次の如くである。

	計	昭和七年	昭和八年	昭和七年	昭和八年	昭和七年	昭和八年
工・鑛・交通業全體	六三	六三・〇	五五・一	五七・四	五九・六	五〇・六	五〇・六
工場工業	四二	四二	三八	三六	六一	五・三	五・三
金屬工業	八六	八六	一七	〇・七	二・二	〇・六	〇・六
計	一、〇五一	一、〇五一	一、〇五一	一、〇五一	一、〇五一	一、〇五一	一、〇五一

次に、業主側の争議に對して取つた對策をその明らかに知り得るものゝみについて見れば、解雇最も多く一六七件、次で工場閉鎖四

○件、解雇・閉鎖三一件といふ状態である。その工場工業のみにおける、又その代表的なものとしての金属工業における趨勢は次の如し。

	實 數			比率 (各業態別爭議百中占むる割合)		
	工・鑛・交 通業全體	工場 工業	金屬 工業	工・鑛・交 通業全體	工場 工業	金屬 工業
工場閉鎖	四〇	四〇	一三	三・八	五・三	七・一
解 雇	一七	一三	三九	一・五	一・七	三・九
解雇・閉鎖	三	三	九	二・〇	四・一	五・三
其 他	二九	二〇	五	二・八	二・七	二・九

これを前年度と比較するに、本年は解雇の割合が著しく増加してゐるのが目立つてゐる。

各業態別爭議百中占むる割合											
工・鑛・交 通業全體				工場工業				金属工業			
昭和七年	七	昭和八年	八	昭和七年	七	昭和八年	八	昭和七年	七	昭和八年	八
工場閉鎖	六・二	三・八	七・二	五・三	六・六	七・一					
解 雇	三・四	一・五	二・四	一・七	二・四	三・九					
解雇・閉鎖	六・〇	二・九	六・八	四・一	三・一	五・三					

爭議調停 大正十五年七月労働爭議調停法が實施せられてより昭和八年末までに同法により調停委員會の成立を見たるものは五回に過ぎない。このうち二件は本年に行はれたもので、大阪中桐鐵工所爭議と大阪日本防水布株式會社爭議とがそれである。昭和八年中の労働爭議の調停件數は社會局調によれば六〇二件で、このうちには

右の二件をも含んでゐる。その爭議總件數（一、八九七件——社會局調の數）に對する割合は三二％に當り、過去の實績に比すれば可成り上つてゐる。いま社會局調によりこの種調停の最近の趨勢を見れば次の如くである。尙ほ六〇二件中調停不成立に終りたるものは八件である。（所謂事實調停の問題等については第三部第三篇第一章の記述をも参照され度し。）

昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年
労働爭議發生件數	一、〇三二	一、四三〇	二、二八九	二、四五六	二、二二七
調停件數	二二	二八六	六五九	六八五	六三七
調停件數に對する割合	二・二	二・〇	二・九	二・八	二・九

（備考——社會局調）

爭議の結果 爭議がいかなる落着を見せたるかを知ることが重要であるが、それを判然確かめることは極めて困難である。第一には労働者の要求事項中何れが主たる要求なるかを知ることが既に困難であり、第二には、この主たる要求が貫徹されたかどうかを知ることとは、爭議中途でその重點の移動があつたりすれば捕へ難いし、また一應表面上の解決を見ても、解決條件が業主によつて果して履行されるや否やまで問題とすれば、この爭議の勝敗を決定することは全く容易でない。従つてその決定には謂ゆる見解の相異が大いに介入し得るし、全く客觀的の數字を得ることはむしろ不可能に屬する。

いま當研究所の調査によつて歸趨の明かなるものにつきその結果を見るに、本年度においては妥協によつて問題を解決したと見らるべきものが著しく多く、三五七件(三八・五%)である。労働者に有利に解決したと見られるもの二六四件(二八・三%)、業主に有利解決のもの一七七件(一八・八%)、即ち、労働者側に有利解決のものが本年は可成り多いといふ結果を示してゐる。しかしこれをもつて直ちに労働者側の謂ゆる勝利と見ることはできない。この決定には、妥協その他歸趨不明のものゝ内容をヨリ詳細に再検査することが必要であらう。

各業態別爭議百中占むる割合

	工・鑛・交 通業全體		工場工業		金屬工業	
	昭和 七年	昭和 八年	昭和 七年	昭和 八年	昭和 七年	昭和 八年
被傭者に有利解決	二六・三	二八・八	二六・一	二二・六	三三・五	一五・九
業主に有利解決	三八・五	一八・八	三九・〇	三二・六	四〇・〇	四〇・〇
妥協	一四・四	一三・三	一三・三	一三・三	一〇・六	一〇・六
不明	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

尙ほこれを前年度の趨勢と對比するに次の如し。

各業態別爭議百中占むる割合

	工・鑛・交 通業全體		工場工業		金屬工業	
	昭和 七年	昭和 八年	昭和 七年	昭和 八年	昭和 七年	昭和 八年
被傭者に有利解決	二九・八	二八・三	三〇・八	二六・一	三二・六	三三・五
業主に有利解決	二六・三	一八・八	二七・三	二二・六	二七・六	一五・九
妥協	三二・〇	三八・五	三〇・四	三九・〇	三三・三	四〇・〇

参考のため社會局調において爭議の結果として總括されたところを見るに左の如くである。労働者側に不利解決の場合が却つて多いやうに現はれてゐるが、これは「要求貫徹」といふ標準が本研究所調の有利解決とはおのづから異なるためであらう。

「同盟罷怠業工場閉鎖を伴つた爭議六一〇件中、従業員側の要求貫徹したもの一二四件(二〇%強)あり前年より四%減少してゐる。妥協解決したものは二六七件(四四%弱)で前年より八%増加して居り、不貫徹に終つたものは二一三件(三五%弱)で三%減少してゐる。尙自然消滅したものが三件、年内に未解決のものが三件ある。然れ共右は唯表面上からの觀察であるが故に之を實質的に見るならば或は不貫徹となつてゐても反つて成功である場合もあり妥協の中に入つてゐても貫徹と見るのが正當なものも相當にあるであらう。」

第二節 主要なる爭議

1 工場工業に於ける主要爭議

一、染織工場	
(工場名)	(参加人員)
【二月】中金染工場 (東京)	一一 關東手中工組合
原起毛工場 (大阪)	五〇 總同盟關西紡績労働
西田友仙工場 (同)	四〇 日本美術友仙工組合

近藤撚糸工場 (京都)	三	京都撚糸信友會
安川撚糸工場 (同)	五	同 右
中島撚糸工場 (同)	四	同 右
佐藤毛織物工場 (愛知)	八	總同盟愛知縣聯
伊勢崎型付關川外廿一工場 (群馬)	一〇〇	伊勢崎型付職工組合
村田外六友仙工場 (同)	五一	桐生美術友仙工組合
丸八製糸場 (同)	六	總同盟前橋合同労働
日本絹織島田工場 (静岡)	六〇〇	總同盟
金文綿布加工場 (和歌山)	一四	和歌山化學労働組合
【二月】メリヤス研究所 (大阪)	二〇	總同盟關西紡織労働
東洋紡神崎、天滿工場 (同)	一七〇	全勞日本紡織労働
福村友仙工場 (京都)	八	京都染色労働
朝川メリヤス工場 (兵庫)	四六	
中央製絲會社 (愛知)	三〇	細池労働協議會
福島紡織笠岡工場 (岡山)	五	全勞福山労働組合
和歌山綿布會社 (和歌山)	二三六	
【三月】京モス龜戶工場 (東京)	一二五	〔京モス龜戶工友會 京モス労働組合聯盟〕
レナウンメリヤス下請工場 (同)	一四〇	東京メリヤス工興親會
久保田織物工場 (同)	一七〇	總同盟紡織労働
京阪撚糸工場 (大阪)	四〇	總同盟關西紡織労働
山本友仙工場 (京都)	六	京都染物労働
組合富士紡保土ヶ谷工場 (神奈川)		總同盟紡織労働横濱
臼井製糸場 (高知)	七四	

第一ラミー富山工場 (富山)	三八〇	全協日本纖維
新興捺染合資會社 (和歌山)	一三八	全勞和歌山化學労働
【四月】西濱再整工場 (京都)	一二(鮮)	
尾島織物整理工場 (群馬)	一	
【五月】京阪撚糸工場 (大阪)	再燃四三	〔總同盟關西紡織労働 總評關西地評〕
東洋フェルト工業社 (同)	三五	總評關西地評
眞庭製絲會社 (岡山)	三九	
關西製絲高岡工場 (三重)	二七四	
島田製糸場 (群馬)	二五	前橋合同労働組合
【六月】田中染工場 (東京)	九	關東手中染工組合
石長綿布工場 (大阪)	二三	總評關西纖維労働
棚橋友仙工場 (京都)	一九	〔京都地方無產團體協議會・京都染色労働組合 京都染物労働組合〕
關西ラミー紡織會社 (廣島)	二八	
【七月】小野里染工場 (東京)	一〇	
坂友仙工場 (京都)	四〇	總同盟京都聯合會
神谷友仙工場 (同)	一五	〔京都染物労働組合 京都染色労働組合〕
日本製絲郡山工場 (福島)	六五	
【八月】玉新染色工場 (東京)	二	全勞關東食料品労働
蒲田毛糸紡織工場 (同)	四五	日本產業軍
東洋紡天滿工場 (大阪)	一二〇	總同盟關西紡織労働
原起毛工場 (同)	五〇	同 右
昭和毛絲紡彌富工場 (愛知)	一二二	
藤井製絲場 (奈良)	一四二	

和歌山紡織紀ノ川工場 (和歌山) 一〇五

同本社工場 (同) 一、二六〇

【九月】岸和田紡堺工場 (大阪) 三六〇

川村艶糸工場 (京都) 一二

和歌山染工北島分工場 (和歌山) 六三〇

【十月】内外織物會社 (東京) 二八六 全勞全會日本紡織勞働東京手中工友仙染從業員組合

丸山友仙工場 (同) 四 同 右

牛込友仙工場 (同) 一一 同 右

石井友仙工場 (同) 一三 同 右

鹽崎染工場 (神奈川) 三三

鬼木製糸場 (熊本) 三一

【十一月】山田染色工業所 (東京) 二 關東手中形染工組合

東京染色加工組合 (同) 九八三 全國手中工組合

青木染工場 (同) 一八〇 全勞全會關東化學勞働

田中染色工場 (同) 九 關東手中形染工組合

中島製綿工場 (福岡) 二〇

【十二月】井上友仙工場 (京都) 四 京都纖維勞働組合

大櫛友仙工場 (同) 九 同 右

柳友仙工場 (群馬) 一三

二、金屬工場

【二月】エルシュミット時計工場 (東京) 一三四 總評關東金屬勞働

日本合同鑄會社 (同) 五九

汽車製造會社 (同) 三二〇 汽車從業員組合

琴尾製作所 (大阪) 三五 總同盟大阪金屬勞働

額田針金工場 (同) 二一(鮮) 全國勞働大阪金屬勞働

新鐵工所 (同) 三一 勞働同盟泉州一般勞働

日之本鐵工所 (同) 九九 全勞泉州金屬勞働

東洋ナット製作所 (同) 四五 總同盟大阪金屬勞働

志波製作所 (同) 二五 同 右

他原鑄造所 (同) 二一 全勞大阪金屬勞働

中桐鐵工所 (同) 二九 總聯合泉州金屬勞働

露橋リヤカー製作所 (愛知) 七〇 總評中部地評

尾張時計會社 (同) 八〇 同 右

【二月】日本鑄鋼會社 (東京) 一一

奧田平線工場 (大阪) 一三 關西勞働總聯盟

中村商事會社 (同) 一一〇 總同盟大阪金屬勞働

榎本鑄造所 (同) 五〇 同 右

南海自轉車製造會社 (同) 八七 總聯合大阪鐵工組合

日本鋼製建具會社 (同) 三五 總同盟大阪金屬勞働

三菱神戸造船所 (兵庫) 一一八 全勞神戸聯合會

中部電機製作所 (愛知) 二二 總評中部地評

【三月】山本螺旋會社 (東京) 六 總聯合關東地方聯

東京織物用品會社 (同) 五七

川崎鐵工所 (大阪) 一七 勞働同盟大阪金屬勞働

吉兼鐵工所 (愛知) 一九 總評中部金屬勞働

【四月】石井鐵工所龜戶工場 (東京) 五三 總同盟東京鐵工

山中アルミニウム製作所 (同) 三二 同 右

深川鐵工所 (同) 七〇 江東一般勞働組合

工進製作所 (同)	一五	全勞關東金屬労働
石原銑鐵工場 (大阪)	一七	労働同盟大阪金屬労働
大阪機械製作所 (同)	一五〇	同 右
岩田サドル工場 (同)	一一(鮮)	全勞大阪東南支部聯
松本瓦斯器具製造工場 (京都)	二二	總同盟京都聯合會
【五月】小幡亞鉛鍍金工場(東京)	四二	總同盟東京鐵工
中島電機製作所 (同)	三九	總聯合日本精技會
梁瀬自動車芝浦工場(同)	五九	自聯自動車技友聯盟
西川伸銅所 (大阪)	三	關西總聯盟
大阪製鐵會社 (同)	五〇〇	全勞大阪金屬労働
中央製鋼會社 (同)	八	關西労働總聯盟
栗田アルミニウム工場(同)	七	總評大阪金屬労働
横濱ドック會社(神奈川)	二五〇	工信會
大塚時計外面製作所(愛知)	一二	總同盟名古屋時計工
【六月】井口鐵工所 (東京)	三二	總聯合
堤川製作所 (同)	九二	總同盟東京鐵工
日本アルミニウム製造所 (大阪)	六九	全勞大阪金屬労働
大阪機械製作所 (同)	再燃二八〇	労働同盟大阪金屬労働
泉吉シャーリング工場(同)	同一三	總同盟大阪金屬労働
高野時計金屬製作所(愛知)	三一	總同盟愛知時計工
【七月】關澤鐵工所 (東京)	二	全勞關東金屬労働
日根リヤカー製作所(大阪)	一四	
日の本鐵工所 (同)	一八	
東愛鋼管會社 (愛知)	一六	總同盟中京鐵工

富岡鑄物工場 (埼玉)	六〇	社會大衆黨
日本パイプ製造會社(千葉)	三〇	總同盟・全勞全會
【八月】根津鍛工所 (東京)	七	江東地方従業員組合協 議會
昭和光器會社 (同)	一〇五	
松浦銑鐵工場 (大阪)	八〇	總同盟大阪金屬労働
大阪鐵管製造所 (同)	七九	全勞大阪金屬労働
額田針金工場 (同)	三九(鮮)	總同盟大阪聯合會
中井伸鐵工場 (同)	三〇	關西總聯盟・全勞全會
大阪鐵工所築港工場(同)	三二〇	全勞大阪金屬労働
日本アルミニウム工業所(同)	同	同 右
岡本自動車轉車製作所(愛知)	四一	三菱不當減速反對闘争 同盟
三菱航空機名古屋製作所 (同)	三四	同
【九月】日本工業會社 (東京)	七〇	全勞關東化學一般労働
東京鐵道機械製作所(同)	一〇	總聯合
山中アルミニウム製作所 (同)	一九再燃	總同盟東京鐵工 石川島自彊組合
淺野ドック會社(神奈川)	三五〇	總同盟神奈川鐵工
川崎造船所荏合分工場(兵庫)	二一	全勞神戸聯合會
川崎造船所飛行機工場(同)		總聯合兵庫縣地方金屬 労働者
服部製作所若松工場(福岡)	四〇	
大川鑄物工場 (栃木)	三七	全勞栃木聯合會
【十月】藤倉電線株式會社(東京)	二	全勞關東金屬労働
宮地鐵工所 (同)	一六	總同盟東京鐵工 總聯合東京工勞
中万アルミニウム鑄造所 (大阪)	一〇	關西總聯盟

細居アルミニウム鑄造所(同) 五 同 右

日本鋼材株式会社(神奈川)五〇五 總同盟神奈川鐵工

大川鑄物工場(栃木) 三七 全勞栃木聯合會

【十一月】倉橋電業社(東京) 六〇 全勞東京地方自由労働者

セネラルモーターズ(大阪)一〇〇 労働同盟大阪金屬労働

中山製鋼所(同) 五八九

神戸鐵工業組合(兵庫) 二五〇 全勞神戸造船労働

造船部 日本鋼材株式会社(神奈川)五〇七 總同盟神奈川鐵工

慶德鑄物工場(廣島) 一一 全勞廣島統一労働

【十二月】金子鑄物工場(東京) 二〇 總同盟東京鐵工

井上合金鑄造所(同) 一二 全勞東京聯合會

三共電機工業會社(同) 九六

多田アルミニウム製作所(大阪) 一五 關西總聯盟

三、化學工場

【二月】大和ゴム工場(東京) 三 全勞關東合同労働

共同ゴム會社(同) 三 全勞全會關東化學労働

石川製陶所(同) 二六 總評關東労働者

安田硝子工場(大阪) 三五 全勞大阪金屬労働

京都陶器商工同業組合(京都) 二八〇 京都陶磁器工組合

佐野塗料所(兵庫) 八 總評神戸化學労働

小林ゴム製造所(同) 七〇 全勞神戸聯合會

金城製蠟所(愛知) 一八 總同盟關東硝子労働

日本絹織島田工場(静岡) 六〇〇 總同盟

鍋山石灰工場(栃木) 一〇〇 鍋山石灰工組合

笠原町内地向製陶商組合(岐阜)三〇〇

香蘭陶磁器製造會社(佐賀)一九九

金子外二陶磁器製造工場(同)二一

【三月】松尾化學工業所(東京) 三 全勞東京地方自由労働

日ノ出ゴム工業(同) 一一 江東地方工場従業員聯

所 日本工業會社在(同) 七九 總聯合在地方工場從

原工場 廣田製藥所(大阪) 七(鮮) 全勞大阪金屬労働

前田製藥會社(同) 三三 總評阪神地協

田中燐寸工場(兵庫) 一二 播州一般労働組合

神谷硝子腕環製造工場(同) 九〇 總評神戸化學労働

瀬戸製陶和物部(愛知) 二四〇 瀬戸製陶労働組合

佐野タイル工場(岐阜) 一七〇 製陶労働・東濃聯合會

田源外四石灰工場(栃木) 三〇 全勞栃木聯合會

【三月】田邊ゴム工業所(東京) 八八 全勞關東食料品労働

日本煉瓦會社(大阪) 四五

大阪陶業會社(同) 二二三 總同盟大阪陶業労働

中鹽製靴工場(同) 二〇 關西總聯盟

日東ゴム製造會社(愛知) 六七 總同盟愛知聯合會

【サ】外七製陶工場(岐阜) 二八〇

ライジングサン石(福岡) 一〇六 總同盟石油労働

油西戸崎油槽所(岡山) 二三

明治窯業所(同) 六二

譽ゴム工場(埼玉) 三〇

井上帶革工場(静岡) 三〇

【四月】大崎硝子工業會社(東京) 一一一 全勞全會關東金屬勞働
増田ゴム工業所(兵庫) 三三 全勞神戸地方聯合會
駄知陶磁器商組合(岐阜) 一〇二

【五月】日本製練株式會社(東京) 一 全勞全會關東化學勞働

日本ゴムボール製作所(同) 四五 總同盟中央合同勞働

三河島ゴム會社(同) 六〇 生産黨

今津硝子工場(同) 九

東京硬質硝子工業所(同) 五〇

松本ゴム工場(大阪) 九四 全協日本化學

谷山ゴム工場(同) 一六 同 右

東京硝子工場(埼玉) 四八 總同盟中央合同勞働

小木會外十二製陶工場(岐阜) 一八〇

篠原外四製紙工場(愛媛) 二一六

【六月】松村硝子工場(東京) 一三八 總同盟關東電球硝子勞働

ライジングサン石 一二四 勞働同盟大阪聯合會

油大阪製蠟工場(大阪) 三九 總評大阪化學勞働

白山製瓶所(同) 三八 全農全會大阪府聯

北口蠟燭工場(同) 一六 勞農救援會

曾我硝子工場(愛知) 一四(鮮) 總聯合愛知縣聯合會

大澤陶器工場(栃木) 一六 益子陶器從業員組合

富南瓦製造同業組合(富山) 七〇

【七月】池田染革工場(東京) 一三 關東皮革勞働組合

南葛ゴム工業所(同) 一〇 江東地方工場從業員協

大日本ゴム工業所(同) 一〇 全勞關東化學一般勞働

田中硝子工場(大阪) 五〇(鮮) 總聯盟大阪硝子工

星野ゴム製造所(兵庫) 四一 全勞神戸地協

渡邊ゴム製造所(同) 五七 總評神戸化學勞働

【八月】南葛ゴム工業所(東京) 一六 江東地方從業員聯絡委

員會

共同ゴム會社(同) 一〇二

西代ゴム工業所(兵庫) 二〇 全勞神戸地方聯合會

ライジングサン 三八 總同盟兵庫聯合會

石油油槽所(同) 一四七

梶原外三二製陶工場(佐賀) 一四七

日本沃度會社(福島) 六〇

伊藤染料工場(愛知) 一五 總同盟愛知聯合會

【九月】日比野硝子工場(東京) 五八 總聯合東京硝子工

中央硝子工業所(同) 三一 總同盟關東電球硝子

丸山陶料製造所(愛知) 一〇 瀨戶製陶勞働組合

九州製紙羽大塚分工場(福岡) 二五

阿部外廿一製陶工場(岐阜) 三六一 瑞浪土器製陶勞働

古田外廿三製瓦工場(同) 六五

昭和ゴム製造所(廣島) 一七

中外燐寸會社(岡山) 一三 岡山勞働者組合

【十月】桑原商店ゴム工場(大阪) 一四一 全勞大阪金屬

王子製紙中津工場(岐阜) 五九

【サ】製陶工場(同) 二二五 駄知製陶勞働組合

竹田ゴム工場(奈良) 七三 國粹大衆黨

旭ベンベルグ工場 一五〇 日本勞働同盟

【十一月】富士硝子工業所(東京) 三二

藤原ゴム中底工場(兵庫) 一五

鯉兼製陶工場 (岐阜) 一七

【十二月】笹山石鹼工場 (東京) 一 全勞關東化學労働

堀井肥料工場 (同) 一三 社大黨

豊國セメント會社 (愛知) 一五〇 總同盟愛知聯合會

新興製紙會社 (静岡) 二六

太陽製紙所 (高知) 三五 高知勤勞同志會

福山製紙會社 (廣島) 三〇 福山労働組合

ソコニークアキ
アム糸崎油槽所 (同) 一六〇

日の出セメント
天草工場 (熊本) 七〇

四、飲食物工場

【一月】江崎製菓會社 (大阪) 三〇〇 (女子) 全勞大阪聯合會

いなりあげ製造會社 (同) 一〇〇 關西總聯盟
東海製菓下關分工場 (山口) 二七 下關合同労働組合
關彦鐵工組合

【二月】殿木商店 (東京) 六四 全勞・社大黨

西川製糖工場 (同) 二四 東京地方製糖工組合

石川醬油釀造工場 (埼玉) 一三 總同盟關東釀造労働

【三月】食の素株式會社 (大阪) 三六 總聯合泉州鐵工

鉄製造同業組合 (同) 六〇 總同盟大阪合同労働

藤田醬油釀造場 (群馬) 二〇 總同盟關東釀造労働

名古屋製飴會社 (愛知) 四三 總同盟愛知縣聯
總評中部地評

【五月】魚市場米販賣業組合 (東京) 二七 全國製米從業員組合

【六月】千住製氷會社 (東京) 一六 同 右

大増冷蔵製氷所 (同) 一三 同 右

【七月】日本食品蒲鉾工場 (大阪) 四〇 全勞大阪化學一般

埼玉製氷會社 (埼玉) 一九 全國製氷從業員組合

【八月】シヤパン冷蔵製氷會社 (神奈川) 一九 全勞神奈川聯

【十月】目黒製氷所 (東京) 一五 全日本製氷從業員組合

戸田製氷會社 (同) 八

【十一月】モリ食堂製菓部 (東京) 一七 全勞關東化學一般労働

市川製氷會社 (同) 二 關東製氷從業員組合

【十二月】板橋製氷會社 (東京) 二 全國製氷從業員組合

東京製糖會社 (同) 一一 全勞

岡與合資會社 (群馬) 三七

五、雜工場

【一月】竹内印刷所 (東京) 二 全勞關東合同労働

杉田屋印刷所 (同) 三一 全國自聯・東京印刷工

向陽社印刷所 (京都) 一〇 全勞全會京都出版

岡陽館印刷所 (岡山) 一一 岡山統一労働準備會

【二月】東京水産新聞社 (東京) 三六 全勞全會

福山製本印刷所 (同) 六 總同盟

東洋ブツク會社 (大阪) 二一 總同盟大阪合同労働

指治製箱所 (京都) 九 總評京都地協

越智製材會社 (高知) 一八 勞働協和會

紀州砥石會社 (和歌山) 一六 全熊野労働組合協議會

鹽川雜器製造所 (愛知) 六三 總同盟愛知縣聯

權藤外十一製材工場 (福岡) 五〇 浮羽郡製材從業員組合
日農浮羽郡聯合會

門司共榮社印刷所(同)

一六 總同盟門司印刷工

【三月】巧藝社印刷所(東京)

一 全勞全會東京出版勞働

中西石盤工場(同)

七全日本一般産業勞働林合

山本製版所(同)

八 全勞全會東京出版勞働

帝都日々新聞社(同)

一三 同 右

明石製材所(大阪)

一五 勞働同盟大阪木材勞働

杉原印刷所(岡山)

一五

木村足袋會社(同)

八〇

石原製材工場(愛知)

二〇 總評中部地評

伊那毎日新聞社(長野)

五 伊那町印刷工組合

【四月】共榮木工所(東京)

二四全日本一般産業勞働組合

岡田製材工場(同)

三二 全勞關東木産

澁谷製罐工場(大阪)

六 關西總聯盟

岡田煉炭工場(同)

一一 全勞大阪化學勞働

長谷川製材所(同)

三〇 總同盟泉尾出張所

木村製材所(同)

七〇 總評大阪木材勞働

大阪製材所(同)

一四 勞働同盟大阪木材勞働

山陽精版印刷會社(廣島)

一〇 廣島出版同志會

【五月】堀井騰寫堂(東京)

五八

大三 工 舍(同)

泉州一般勞働者組合

木津川製材所(同)

五〇 全勞大阪聯合會

藤田煉炭原料會社(同)

四〇 勞働同盟大阪金屬勞働

田内外十七木工場(愛知)

九六 總同盟名古屋時計工

松本製材所(福岡)

一四

【六月】喜多東京コルク工場(東京)

一一 日本國社黨荒川支部

島田コルク工場(大阪)

八〇 總評大阪木材勞働

菅原印刷所(同)

二〇 同大阪一般勞働

縫尾外十四製材工場(福岡)

三九

山陽精版印刷所(廣島)

一一 廣島平版同志會

【七月】エビス印刷所(東京)

日本自協關東出版

和泉木管會社(大阪)

一二四 總同盟泉南地協

中村印刷所(京都)

三

木材商加藤商店(三重)

三〇

前川製材所(廣島)

一二 全勞福山勞働組合

名古屋桶類製造組合(愛知)

一二〇 名古屋桶類製造工組合

【八月】高垣製帽所(大阪)

二〇 總評關西纖維勞働

久榮館印刷所(同)

三二 全勞大阪化學一般

丸 岩 商 會(兵庫)

八 總評神戸化學勞働

近藤万年筆製造所(愛知)

六

淺野製材所(同)

三六 總同盟中京合同勞働

上田木工場(北海道)

九

山瀬製材工場(和歌山)

一〇

丸喜木材會社(富山)

一二

【九月】大正活版印刷所(東京)

一三 全國自聯關東出版

秩父屋製材所(東京)

二 全勞關東木産

共和製材所(同)

一三 同 右

新興帽子會社(大阪)

三〇 全勞大阪化學一般

函館造船業組合(北海道)

一〇四 函館造船木工組合

伏見酒樽商組合 (京都) 八六 伏見樽職工組合
誠光堂 (神奈川) 一七 總同盟京京都聯合會
日刊東海日々新聞社 (静岡) 八 總聯合京濱出版労働

山瀬製材所 (和歌山) 二五 和歌山労働者同盟
石原製材合資會社 (愛知) 一六 總評中部地方合同労働

【十月】志田製材所 (東京) 三 全勞關東木産

昭和木工所 (同) 一〇 同 右

共和製材所 (同) 同 右

中村グラニット商會 (同) 一二 労働同盟關東合同労働

堀内木工所 (同) 一四 總評關東木材労働

【十一月】安井木工會社 (東京) 三六 全勞關東木産

土佐煉炭工場 (大阪) 六〇 労働同盟大阪金屬労働

大丸家具製作所 (同) 一四 總評大阪木材労働

日本樂器横濱工場 (神奈川) 一五〇 總同盟神奈川合同労働

秋田釀造用器會社 (秋田) 五二

加悦製材所 (長崎) 四

【十二月】船又保製材工場 (東京) 二五 全勞關東木産

中外建材工場 (同) 六六 全勞全會關東金屬労働

木村林業會社 (大阪) 六四 全勞大阪金屬労働

鹽本製材所 (同) 二九 同 右

日本防水布會社 (同) 八二 總聯合

伸和木工所 (神奈川) 二四 全國労働

富田製網會社 (三重) 九〇

三鱗無煙炭名古屋支店 (愛知) 五六 總同盟中京合同労働

德島造船組合 (德島) 七六 德島造船工組合
喜多製材工場 (和歌山) 二〇 總聯合和歌山合同労働
田中製材清水工場 (静岡) 四四

【三月】甲府電力株式會社 (山梨) 一八

【十月】泉州瓦斯會社 (大阪) 二一

東京電燈會社 (東京) 三〇〇 東電從業員組合

【十一月】宮川電燈會社 (山梨) 一三

上信電氣會社 (群馬)

【十二月】鬼怒川水電下瀧發電所 (栃木) 四一

2 家内工業等における主要爭議

【二月】明治石材商會 (東京) 一八 東京石工組合

報知新聞高圓寺直配所 (同) 六 國社・關東合同労働

橋本回漕店 (同) 一 總聯合京濱船夫

東京港函工會社大阪支店 (大阪) 六五 全勞大阪化學一般

小樽市役所改築工事場 (北海道) 一六

十勝郡大津村改修工事場 (同) 二九

吉野製材同業組 (奈良) 四〇〇 吉野宇智船夫組合

坂本白河線袋澤工事場 (栃木) 四 全勞栃木縣聯

三重坂切下げ工事場 (同) 二七

山家川河川改修工事場 (福岡) 六七

那珂運送同業組合 (宮崎) 一一

紀州貝卸會社 (和歌山) 五〇

【二月】北千住合同運送會社(東京) 四

東京回漕株式會社(同) 二四 全勞日本運輸勞動

南北運輸株式會社(同) 五三 同 右

德岡回漕店(同) 一六 同 右

井上回漕店(同) 一三 港聯東京海友同志會

岸本商店(大阪) 五〇 總同盟大阪合同勞動

大正商會(同) 九 全勞大阪運輸勞動

大每京都販賣店第(京都) 四 總同盟京都聯合會

十二堀川出張所(兵庫) 四〇 港聯大阪海友同志會

鍵屋合資會社(兵庫) 一五〇

麻裏製造同業組合(奈良) 一五〇

下關驛前道路工事場(山口) 八〇(鮮) 自由勞働青年同盟

小樽運送會社(北海道) 二〇〇 全小樽勞働者組合

【三月】佐藤回漕店(東京) 一五 全勞日本運輸勞動

阿波屋回漕店(同) 二〇 同 右

菅原商店(同) 三一 關東鼻緒工同志會

大倉組(大阪) 六〇 勞働同盟大阪建築勞動

東亞セメント會社(兵庫) 六二 港聯大阪海友同志會

小樽倉庫業組合(北海道) 一九六 全小樽勞働組合

三井埠頭昭和組(神奈川) 三〇〇(鮮)

三峰登山道工事場(埼玉) 一〇〇

濱名湖公有水面(静岡) 六六 全協土建中部支部

埋立工事場(同) 一五〇 全勞全會東豆勞働

西松組伊豆循環(同) 一五〇 全勞全會東豆勞働

三井物產石炭販(富山) 七八

賣部伏木出張所(三重) 二七

津修成小學校改築工事場(同) 二七

宮古組通船株式會社(沖繩) 一〇四

那覇港修築工事場(同) 九三

那田屑物店(東京) 二三

中外商業戶越出張所(同) 四 全協日本出版

稻吉回漕店(同) 一八 全勞日本運輸勞動

橋本回漕店(同) 四 同 右

三鱗燃料會社(同) 二 同 右

厚生社洗濯工場(同) 一二

金本組(大阪) 六〇

日の出屋新聞店(神奈川) 九全國借家人組合橫濱支部

長者町支店(愛知) 港聯名港海友同志會

名港海陸沖仲仕(同) 一二〇

請負業組合(同) 一二〇

名古屋市廳舍建築工事場(同) 一二 靜岡合同勞働組合

報知新聞靜岡支局取次店(静岡) 一二

佐野町東日販賣所(栃木) 一二 港聯長崎海友同志會

長崎合同運送會社(長崎) 三四(全部少年勞働者)

東京曳船業組合(同) 一四九 港聯東京海友同志會

田中組衛生部(同) 一八 勞働同盟京濱合同勞働

栃木商事大阪支店(大阪) 一八 港聯大阪海友同志會

扇子卸問屋神野(愛知) 二二 名古屋扇子製造業組合

丸神運送戸畑支店(福岡) 二八

板櫃川改修工事場(同) 二七〇

石崎汽船會社(愛媛) 六六
港聯瀬戸内港灣從業員組合

【六月】西岡運送店(東京) 三全
勞働同盟大阪建築勞働者

長池小學校朝永工務所(大阪)

矢作水電天龍川泰(長野) 一、〇〇〇

息發電所工事場(福岡) 港聯戸畑海友同志會

村本組回漕店(福岡)

長谷川製糸工場工事場(山形)五〇
土木建築運送人(東京) 一六
生產黨城北支部

夫請負業志川組(東京) 二一
總評議會

高輪運輸トラック部(同) 一六五
東京石工組合

日銀石材加工場(同) 二
總聯合京濱船夫組合

金柳組舩部(同) 八
同 右

田中屋回漕店(同) 九
全勞日本運輸勞働

讀賣小松川出張所(同) 二九
全勞大阪運輸勞働

平井運送店(同) 四六
京都木履工組合

貝島炭礦大阪支店(大阪) 九
全勞神戸聯合會

佐倉下駄製造所(京都) 六一
神戸下駄工組合

福住小學校建築工事場(兵庫)四〇
港聯名港海友同志會

下駄製造販賣桐友會(同) 五九
岡山勞働者組合

愛知商船會社(愛知) 四四
岡山消費組合

日本赤十字社岡山支(岡山) 九一
岐阜縣傘問屋組合(岐阜) 六八〇

部病院工事場清水組(廣島) 四七

宇品運送會社(廣島) 四七

【八月】東京工大建築工事場(東京) 二三
東京石工組合

大森合同運送會社(同) 二二
總同盟運輸勞働

門井回漕店(同) 二三
總聯合京濱船夫

大倉組(大阪)再燃一五
勞働同盟大阪建築勞働

一宮市下水道工事場(愛知) 五八

岩月新聞店(同) 一七

澤田商行會社(同) 一九
港聯名港海友同志會

周參見港築港工事場(和歌山)一五〇

東海毛絲紡新設(岐阜) 一一九

工事場加藤組(栃木) 五七
全勞大谷石材勞働組合

新石材採掘場(埼玉) 五
全農全會埼玉縣聯

井定煙火製造萬歲社(埼玉) 四

國際運送水前寺(熊本) 一四

驛代理店(京都) 八〇

合同運搬社(山口) 一三九

宇部窯業建設工(秋田) 一〇〇

事場浪花組(長野) 一五

北浦漁場修築工(同) 一八

事場堀井組(大阪) 二二二

矢作水電第六發(同) 八五〇

電所工事場(同) 再燃三三

【九月】井上回漕店(東京) 一六

平井運送店(同) 一五

稻一楠原組(同) 一八

大正運輸會社(大阪) 二二二

大阪塗裝業組合(同) 八五〇

貝島炭礦鶴町貯(同) 再燃三三

炭場(同) 再燃三三

福岡日々販賣所(長崎) 一六

郷瀬川水路改良 工事場 (愛知)	六〇	全勞日本運輸労働
柳井町役場新築 工事場 (山口)	三四	全勞日本運輸労働
徳島洋鏡針指同 業組合 (徳島)	一五〇	全勞日本運輸労働
【十月】浅草衛生分會 (東京)	一〇	全勞日本運輸労働
高島屋配達部 (同)	一五〇	總同盟中央合同労働
稻吉回漕店 (同)	一八	全勞日本運輸労働
汐留驛仁藤組 (同)	九〇	同 右
富島組自動車部 (大阪)	五八	大阪自動車従業員組合
東洋商會 (同)	一四	全勞大阪運輸労働
大阪履物同業組合 (同)	一二〇	全勞大阪履物労働
名古屋合同運送會社 (愛知)	三五	東京石材従業員組合
村本組 (福岡)	四三	全勞日本運輸労働
【十一月】日銀第二部石材 加工場 (東京)	二〇〇	全勞日本運輸労働
佐藤回漕店 (同)	一四	全勞日本運輸労働
明治生命建築場 (同)	一四	全勞日本運輸労働
春立釣魚組合 (北海道)	一〇〇	全勞日本運輸労働
作木川災害復舊工事場 (廣島)	二九	全勞大谷石材労働組合
高石材採掘工場 (栃木)	七一	全農栃木縣聯
天理教會建築工事場 (奈良)	一五〇	總同盟日本石炭坑夫
運炭道路延長工事場 (福岡)	一〇〇	總同盟日本石炭坑夫
鹿兒島水電水路 工事場 (鹿兒島)	九六	全勞日本運輸労働
【十二月】五十嵐運送店 (東京)	一九	全勞日本運輸労働
世田ヶ谷清掃營 業組合 (同)	四	全勞全會關東化學労働

第二部第一篇 労働爭議

東京朝日五反田 直配所 (同)	五	勞働同盟關東合同労働
小見山組 (同)	四	全勞全會關東化學労働
報知高圓寺直配所 (同)	八	勞働同盟關東合同労働
坂口糞尿汲取店 (同)	一〇	同 右
ペンキ塗裝山川組 (島根)	一四	同 右
門司船舶運送業組合 (福岡)	三二〇	同 右
撫養港灣修築工事場 (徳島)	四六	同 右

3 鑛山業における主要爭議

【二月】早良鑛業會社 (福岡)	四六	勞働同盟關東合同労働
【四月】玉生鑛山 (栃木)	四七	全勞全會關東化學労働
【五月】石原鑛業穴内鑛山 (高知)	二〇六	勞働同盟關東合同労働
【六月】三菱鑛業鯉田第 六坑(鮮) (福岡)	一〇	勞働同盟九州鑛夫組合
跡佐登硫黃會社 (北海道)	五〇	勞働同盟九州鑛夫組合
高瀬鑛山 (栃木)	一三	總同盟日本石炭坑夫組
八幡製鐵所 (福岡)	八〇	總同盟日本石炭坑夫組
二瀬出張所 (福岡)	八〇	總同盟日本石炭坑夫組
【八月】釜石鑛山 (岩手)	二五	總同盟關東釐造労働組合
鼻高炭鑛所 (群馬)	五五	總同盟關東釐造労働組合
【九月】田島炭坑 (群馬)	二七	總同盟關東釐造労働組合
【十月】寺島金山 (栃木)	二七	總同盟關東釐造労働組合
【十一月】古河鑛業第二目 尾坑 (福岡)	一〇	勞働同盟九州鑛夫組合
土肥金山 (靜岡)	三五	全勞全會關東化學労働
住友忠限鑛業所 (福岡)	四一	全勞全會關東化學労働

4 交通業における主要争議

一、水上交通業

【二月】渡島商船會社(北海道)	三五	海員協會・海員組合・函館地方労働組合協議會
【三月】東京高等商船學 校練習船大成丸	四四	海員組合支部
【四月】北斗丸・高見丸	二九	海員協會名古屋支部 海員組合名古屋支部
大洋海運第二大源丸(同)	二五	海員組合名古屋支部
【五月】保津川遊船會社	一五〇	(京都)
【六月】岩田商店第三萬 世丸	二一	海員組合三池戸畑支部
【八月】天 光 丸(北海道)		海員組合小樽支部 海員組合小樽支部 日本港灣從業員組合
【十一月】東京灣巡航汽船會社(東京)	二八	

二、陸上交通業

【一月】京濱電鐵自動車部(神奈川)	一一〇	總同盟神奈川合同労働
牧野自動車部(福岡)	一二	
韃鐵道會社(廣島)	一〇	
【二月】ヘチマコロンタクシー(東京)	一九	
武藏野鐵道(東京)	四〇〇	東京郊鐵郊友會
中央乗合自動車會社(愛知)	二一	總評中部地評
奈良市街自動車會社(奈良)	四九	
田邊乗合運送會社(和歌山)	二〇	
岡山乗合自動車會社(岡山)	一二八	
【三月】佐久鐵道會社(長野)	一〇六	
【四月】池袋バス會社(東京)	四四	

大旭自動車會社(岡山)	三五	
【五月】奥日光自動車會社(群馬)	二〇	總同盟關東交通労働
曉自動車會社(鳥取)	一四	
【六月】武藏野鐵道(東京)	四〇〇	
伊那電鐵會社(長野)	五〇〇	社大黨上伊那支部 全農南信地區
甲山自動車會社(廣島)	一七	
米子電軌會社(島根)	四三	
糸島バス會社(福岡)	一八	
【七月】郡山市内バス會社(福島)	一一	
九州自動車會社(福岡)	五四	西部鐵山労働組合
【八月】城東バス會社(東京)	一	全勞關東木産労働
東京乗合自動車會社(同)	一、三〇六	全勞青バス現業員會
秩父自動車會社(埼玉)	五一	
關東鋼索鐵道伊香保出張所	一四	總同盟關東交通労働
【九月】西武鐵道新宿營業所	九七	全西武交通労働組合
姫路自動車會社(兵庫)	三二	播州一般労働組合
【十月】藤澤自動車會社(神奈川)	一一	
北九州バス會社(福岡)	五八	
佐伯指物組合(大分)	三〇	
【十一月】大タク自動車會社(大阪)	一五〇	大阪自動車從業員組合
日本自動車會社(埼玉)	三六	總同盟關東交通労働組合
茨城急行自動車會社(茨城)	一〇	社大黨古河支部
【十二月】中新自動車會社(東京)	一七	全勞日本運輸労働

5 官公業における主要爭議

【一月】東京市電氣局 (東京)	九、五〇	交總東京交通労働
東京京土木局 (同)	四三	全勞東京地方自由労働
釧路市失救土木 (北海道)	二〇〇	總評釧路一般労働
工事場		
道廳直營道路改	(同)	一一
良工事場		
笹島郵便局 (愛知)		遞友同志會支部
招上川阿武隈川改 (福島)	三〇〇	
修失救土木工事場		
本庄町失救土木 (埼玉)	三二〇	埼玉北部勞友會
工事場		
熱海町縣道工事場 (静岡)	一五〇	〔全勞全會 國粹會〕
【二月】道廳直營十勝川千		
代田川改修工事場 (北海道)	三七	
姫津線第五工區 (兵庫)	二八	全勞播州化學労働
工事場		
須雲川砂防工事場 (神奈川)	二三五	
丹那トンネル青 (静岡)	二五	全勞全會東豆労働
山工事場		
太平山遊覽道路 (栃木)	二一一	全勞栃木縣
失救土木工事場		
稲葉村失救土木 (同)	五〇	
工事場		
内務省直營木津 (京都)	二六	
川改修工事場		
高田郵便局 (大分)	三〇	
上穂北村失救土 (宮崎)	二〇〇	
木工事場		
【三月】登島郵便局 (東京)	一〇五	〔遞友同志會 國社東京府聯〕

小諸郵便局 (長野)	四四	
内務省直營佐賀 (佐賀)	七〇	
市道路工事場		
縣營三輪崎築港 (和歌山)	四四	
工事場		
安岡町失救土木 (山口)	三〇	
工事場		
上野村失救土木 (群馬)	二〇	
工事場		
土鑿線十三工區 (徳島)	八〇	
工事場		
三吳線鐵道工事場 (廣島)	七〇	
【五月】東京市水道局 (東京)	五五	遞友同志會名古屋支部聯
名古屋遞信局 (愛知)	三二	
澁川郵便局 (群馬)	二六	
帝室林野局名古屋 (岐阜)	四〇〇	
支局小坂出張所 (同)	一七〇	
省線高山線敷設 (富山)	二八	社大黨仙臺支部
工事場		
高岡國道改修工 (鳥取)	六	
事場		
蒲生縣道改修工 (宮城)	七〇	
事場		
【六月】中村郵便局 (福岡)	一四七	
添田高住線縣道 (栃木)	五〇	
建設工事場		
宇都宮郵便局電 (岐阜)	一五〇	
話交換局 (群馬)	一二〇	
省線越美南線敷 (滋賀)	二一五	
設工事明正組		
氷上村縣道改修 (滋賀)		
工事場		
姉川改修工事場 (滋賀)		
國道第二號線改 (滋賀)		
修工事場		

【八月】豊野失救縣道土木工事場	(大阪)	五〇	逓友同志會
京都市下水課	(京都)	二〇〇	
七保村失救土木工事場	(山梨)	一一	
三津村縣道改修工事場	(和歌山)	三	
高濱郵便局	(福井)		
【九月】治道村失救土木工事場	(奈良)	一〇〇	
【十月】東京逓信局	(東京)		
評定河原失救土木工事場	(宮城)	三〇〇	
省線岩徳線第三工區工事場	(山口)	一二〇	
三代村失救土木工事場	(宮城)	八〇〇	
省線大井線建設工事場	(岐阜)	八四	逓友同志會
【十二月】錦川改修失救土木工事場	(山口)	四七	

第三節 特に重要な争議の顛末

本年度においても謂ゆる大争議といふべきものは比較的少い。尤もその参加人員の多數を擁するものは可成りあつたが(第一節参照)それらの争議繼續期間は比較的短く、争議期間の長きものは参加人員比較的少いといった事情である。いま本年中の争議で比較的に特徴あるものとして、中桐鐵工所争議、大阪鐵工所築港工場争議、三菱航空器名古屋製作所争議を選び、その顛末を左に簡単に記述する。

尙ほ本年度争議にも映畫演劇従業員關係のものが多いが、その代

表的なものとして、大藏映畫争議、大阪松竹座争議、東京松竹座争議の経過を第三章「中間階級者の争議」の中で記述した。

中桐鐵工所争議

大阪市住吉區平野政所町中桐鐵工所。争議發生——昭和八年一月十日。終結——同五月十九日。支援組合——日本労働組合總聯合。

本争議は職工僅かに三十一名にすぎぬ小工場に勃發せるものであるが、その争議期間は實に百三十三日の長時日に亘る執拗なるものであり、加之、本年度中争議調停委員會が介在した二つの争議の一であるといふ意味で、ここに採録せんとするものである。

發生 會社は數年來の不況を理由として、昭和六年一月、景氣回復迄を條件として工賃一割値下げを斷行した。しかるに、昭和七年下半年期以來の謂ゆるインフレーション景氣は當社の事業にも活況を齎したと見られたので、七年十二月末所屬組合たる日本労働組合總聯合の指導により、工賃の復活を申出で、さらに本年に入つてその實現の督促交渉をつゞけたが拒絶せられ、遂に一月十日に至り改めて團體交渉權の確認等の要求をなし、ここに全員怠業狀態に入つた。

経過 しかるに、事業主側は却つてこれを好機となし、全員に對して懲戒解雇を言ひ渡したので、従業員側は新たに左記要求書を作成、これを業主側に提出し、争議團本部に據つて待久的態度をとるに至つた。

〔要求事項〕 一、工場閉鎖絶対反對。二、解雇絶対反對。三、

工賃一割即時復活。四、團體交渉權の確認。五、爭議中の日給全額支給。六、爭議中一切の費用會社負擔。

かくて爭議は持久戦に入つたが、大阪府當局の斡旋に依り二月二十七日平野警察署に於て勞資の第一回會見が行はれた。しかしこの會見では双方互に主張して譲らず、解決の曙光だに見ることが出来なかつた。

四月二十四日に至り、府當局の勸告もあり、勞資兩當事者は調停委員會に依る解決を希望し、正式書面をもつてこれが開設を申請した。當局は直ちに調停委員會開設の通知を發し、當事者委員選定を要求。翌二十五日双方より左記三名宛の當事者委員を届出た。

〔事業主側委員〕中桐鐵工所支配人増井得三郎、同所員政和利、鐵工業湊市太郎。

〔従業員側委員〕總聯合中央執行委員末中勘三郎、同中央委員栗山角次郎、職工代表藤本重次郎。

更に當局よりの中立委員選定要求に對し慎重協議の結果五月一日に左記三名の中立委員が届ら出れた。

〔中立委員〕大阪區裁判所監督判事加藤健一、大阪市社會部長山口正、鐵工業栗本勇之助。

かくて五月四日、大阪府廳に各委員を召集、全員出席の下に大阪府知事開會を宣して會議に入り、數日に亘つて各その主張を戦はしたが、勞働者側の要求事項中、復職、團體交渉權の確立、等の主たる要求事項の貫徹は到底見込なき状態に陥つたので、結局解雇手當の額が中心議題となつた。かくて大正十年爭議解決條件の

効力問題が問題となり、第七日目には本問題について大正十年の爭議調停者元平野警察署長及び當時の職工代表、中桐鐵工所主人の三人の證人、参考人、利害關係人をして出頭を求め、その陳述を聴取した。その後、怠業に依る懲戒解雇の當否、前記爭議後雇入れた従業員との解雇手當不支給の特約等についての討議も行はれたが纏まらず、第八日以後も解雇手當の額について本會議或ひは懇談會の形式において協議されたが、これまた容易に妥協ならず、こゝに中立委員は改めてその解決私案を提出し、之を中心として調停に努めた。

終結 かくて開會の日より十五日目の五月十八日までには遂に解決に達するに至らず、一日會期を延期し中立委員は斡旋大に努め、十九日に至つて漸く双方別記調停案を承認することとなり、全員之に調印を了してこゝに百三十三日に亘る長時日の爭議も勞働者側の大敗をもつて解決を告げるに至つた。

〔解決條項〕（調停案） 一、勞働者側は小川竹松外二十九名の解雇を承認すること。二、使用者は被解雇者全員に對し解雇手當、豫告手當等として金六千二百圓及其の家族見舞金として金一封を交付すること。三、勞資双方右二項承認の上は將來本爭議に關し何等の請求又は異議を申出でざること。

大阪鐵工所築港工場爭議

大阪市大正區船町大阪鐵工所築港工場。資本系久原財閥。従業員數三五一一名。参加人員全員。指導——全國勞働組合同盟。爭議發生——昭和八年八月十四日。終結——同二十十九日。

大阪鐵工所（本社大阪市此花區櫻島一三）は櫻島、因島、彦島、築港、等に工場をもち、會長は日本産業社長鮎川義介、社長は原田汽船社長原田六郎、久原財閥の中樞原動力をなす軍事工場である。

發生 本工場に於ては全従業員より成る従業員聯盟が組織されてゐたのであるが、従業員は、本年九月一日より實施豫定の請負制度に反對すべく偶々諸威船の入渠を前にし事業の繁忙を見越し爭議手段に出でんと計畫中であつた。しかるに會社側では直ちに主謀者と目される者十八名に對し八月十四日解雇を言渡した。この會社側の先手に應じて翌十五日始業時、解雇を承認しない十八名は他の従業員と共に入場、交渉委員數名をあげて、解雇を取消されたし、獎勵金を實施されたし等の嘆願書を提出した。會社側はもとより之を受付けない。そこで直ちに工場内に従業員大會を開き、五項目の要求條項を決議し、交渉委員はこれをもつて會社に提出せんとしたがその場で拒否され、會社側は臨休を發表して全員の退場を求めた。翌十六日、組合側と爭議團側から委員七名を再び交渉委員に立て交渉を開始したが、會社は組合を忌避の態度に出で、交渉までに至り得ず、交渉委員はそのまま引揚げここに全く爭議狀態に入つた。

〔要求書〕 一、解雇を取消され度し。二、請負制度反對。三、前回の紛議に決定された獎勵金として給料の一割五分支給を即時實施されたし。四、二十圓の借金を棒引とされたし。五、中村造船課長を解雇されたし。

經過 八月十七日、従業員側交渉委員を送つて交渉に組合側を

立會さすべく交渉せしめたが、會社はそれを拒否した。そこで翌十八日には、一應従業員側委員のみにて交渉せしめたが、豫想通り決裂に終つた。こゝにおいて爭議團側は愈々その決意を固め、積極的、絶對的に組合指導を要求するに至つた。十九日、組合代表が本社に公莊工務部長と會見したが「第三者の介在は一切拒否する」と忽ち會見は決裂を見、その後兩者の折衝は完全に停滯した。ため公莊部長宅をはじめ原田社長、中橋重役宅にへタリ込みを敢行する等、鬭争は益々尖鋭化して來た。二十三日、爭議團代表は憲兵隊に五十嵐特高課長を訪ね、爭議の經過を報じ、不當取締なきやう陳情し、更に府廳に栗屋警察部長に面會、同様陳情した。かゝる情勢の中におかれた爭議團は、もはや持久戦に入るの止むなきに至り、二十三日、鶴町安樂寺に爭議團大會を開いてその陣容を堅めた。

これに對して警察、憲兵隊もその成行を監視中、二十七日午前一時半、制服警官約四十名が四臺のトラックで爭議團本部を襲ひ、全勞幹部數名と爭議團幹部二十八名を總檢束するに至つた。爭議團側はこれを警察の彈壓手段と見て、同日午後五時半より班長會議を持ち、四十三名の代表が出席、協議の結果、會社との交渉の行詰りの原因は組合側の介入如何にあるため、一時組合側との關係を斷つて直接交渉に入ることを決定し、十五名の新たな交渉委員を選んで二十八日午後二時工場を訪問した。

終結 茲において所轄署長及び府勞務課員、特高課員、等、斡旋の結果、同二十八日工場事務所に於て勞資會見、交渉を重ね結局左の如き條件に依つて翌二十九日朝に至り漸く妥協の成立を見

るに至つた。

〔解決條件〕 一、十八名は解雇し解雇手當は會社所定の手當に依る。但し内二名は會社に於て人選し一週間以内に原給を以て常備職工に採用す。二、會社側は請負制度反對を承認す。三、解雇者に對する貸金は免除す。四、會社は従業員（被解雇者を含む）一同に對し金一封支給す。以上の外規定の解雇手當金其他として解雇者十八名に對し金八千七百圓を支給す。五、中村造船課長の解雇要求は職工側で撤回。六、會社は爭議費用として五千圓を支給する。

尙ほ本爭議において爭議團員の被檢束者四十七名を出してゐる。

三菱航空機株式會社名古屋製作所爭議

名古屋市南區大江町七所在三菱航空機株式會社名古屋製作所。

爭議發生——昭和八年八月二十九日。終結——九月六日。

發生 右製作所は従業員本職工二、六七七名、内女一三六名、日傭職工三、二二一名、内女一五〇名、外に人夫毎日一〇〇名乃至二〇〇名を雇傭してゐる。工場は専ら軍需品の製作に従事してゐるが、滿洲事變以來事業の急激な繁忙を來し、ために多數の職工を必要とすることとなり、社員を派して他府縣からも職工募集をなしてゐたが、被募集職工に對しては直接雇傭契約を爲さず、人夫供給業者大西惣吉氏より之が供給を受ける形式を採用してゐた。ところが、八月二十六日以來三日間に亘り、作業不振及び勤務不熱心の理由をもつて二二三名の日傭職工は、大西氏より無手

當にて解雇せられた。被解雇者中、山本氏外三三名は協議の上同二十八日、歸國旅費並に解雇手當支給方を會社に要求したが、應答すべき筋合に非ずとて拒絶せられたので、翌二十九日、社會大衆黨所屬名古屋市會議員荒谷宗二氏の應援を得、縣當局を訪問し、松木工場課長に對して解雇手當、豫告手當、歸國旅費の支給方を斡旋せらるゝやう陳情し、一方、會社に岡本人事主任を訪問し、一、解雇手當を支給せられたし、一、解雇手當十四日分の日給を支給せられたし、一、工場法による豫告手當を支給せられたし、の三項目の要求書を提出したが、岡本人事主任は會社との雇傭關係なしとてこれを拒否した。こゝにおいて職工側は、三十日「三菱不當職首反對闘争同盟」を結成し、爭議團本部を三菱系職工の中心居住地なる市内南區道德町三〇三九に置き闘争に入るに至つた。

經過 爭議團は三十一日午後より南區豐田町眞宗説教所において三菱糾弾職首反對大演説會を開催し、不當解雇絶對反對、日傭制度撤廢、解雇手當豫告手當の支給、國法を無視せる非國民を葬れ、等のスローガンを掲げて氣勢を揚げた。一方、監督官廳たる愛知縣工場課においては、爭議團側の陳情により、三十日、三十一日の兩日に亘つて竹村工場監督官、毛村調停官等、會社に出張して調査をなし、法令違反の疑として左の諸點を指摘した。一、職工名簿の作成をなさず。二、賃銀計算方法及び賃率を明示せず。三、解雇者に豫告手當を支給せず。その他健康保險法違反、労働者募集取締令違反。この情勢を前にして、在名各労働團體は、多年一指も染むるを得なかつた三菱に對し内部に組織運動を展開する絶好の機會と見て共同闘争を提案したが、爭議團側は之を拒否

し、獨自の立場に於て進むこととして、九月二日、三邊愛知縣知事に對し申請書を提出した。他方において内部職工側は九月三日に至つて爭議團及中部地方勞働組合會議（右翼派）との連絡がつき、三日夜、爭議團と内部職工との秘密會議が開かれ、會議の決議により四日正午を期し左の嘆願書を提出し、ストライキ敢行の準備を整へるに至つた。

〔嘆願書〕 一、日傭制度を即時撤廢せられたし。二、三ヶ月以上の勤績者は即時本雇に編入せられたし。三、不當なる敲首絶對反對。四、現日雇對大西の誓約書を即時撤廢せられたし。五、請負制度を本年八月一日以前の制度に即時復舊せられたし。

内部職工の動搖を見た會社側は急遽問題の解決を圖るべく、九月四日午前七時、各工場に掲示を爲して日傭制度の廢止を聲明した。次で野口副所長より健康保險加入については縣當局と、勞働者募集については名古屋地方職業紹介事務局と協議して改善をはかる旨を聲明し、尙ほ豫告手當を支給する旨をも合せて聲明した。會社側のかゝる態度を看取した縣當局は漸く爭議調停に乗出し、九月四日午後、會社側野口副所長、爭議團側荒谷宗二氏を招致し、松木課長、毛利調停官、其他の斡旋により兩者の妥協を慫慂した。この會見において爭議團側は一、解雇手當四ヶ月分の支給、一、豫告手當十四日分の支給、一、歸國旅費實費外に食費として團員五圓、家族一名に付二圓宛を支給すること、一、爭議費用の支給、以上を要求したが纏らず、更に五日荒谷氏は内部の臨時工の意義を明確にせられたしとの主張をも附加した。

終結 このにおいて毛利調停官は、五日夜三菱製作所に到り爭議團と折衝の結果、遂に六日午前二時に至つて後記條件に依つて妥協成立し、同日午後十一時縣警察部長室において手當金その他の授受を了し急遽解決を見るに至つた。

〔解決條項〕 一、臨時工の意義如何は撤回。二、豫告手當十四日分支給（三十四人分一千百十二圓四十八錢）但し會社負擔。一、金一封（九千圓）但し大西惣吉負擔。備考——一、金一封に對する爭議團の分配内譯は下の如し。爭議費用一千圓。歸國旅費六百圓。解雇手當五千九百圓。二、被解雇者中爭議不参加者には豫告手當十四日分支給。

附記 九月十六日會社は臨時工の取扱に關し下の如く發表した。一、臨時職工は逐次詮衡の上從來の振合よりも多數定傭職工に引直すこととし差當り之を六ヶ月の期限付臨時雇職工とす。右期限満了するも作業の都合によりては更に期限を定めて引續き雇傭すべし（本期限内と雖も定傭職工に引直すことあるべし）。期限満了し解雇する場合は豫告手當賃金十四日分を支給す。二、前項期限付臨時雇職工は全部之を健康保險の被保險者とし被保險者證は本月二十二日各工場にて之を各人に交附す。

第二章 小作爭議

第一節 爭議の大勢

農業恐慌勃發以來我國農村は窮乏のどん底に追ひやられ、單に小作人のみでなく、中、小地主階級、自作農階級まで極度の經濟的窮乏

に當面するに至つた。かくて小作爭議は近年その數を増すと同時に質的にも次第に尖鋭化されて行つた。昭和七年に於てはかゝる農村經濟の破局は、農村問題を一個の重要な政治問題たらしめ、所謂救農議會まで開かれて農村問題が審議され諸種の應急的、恒久的な救農施設が實施せられるに至つた。之等の政府の大きな救農施設にも拘らず、農民の貧困は更に惡化し、爭議は増加すると共に激化しつゝある。即ち農村不況緩和の爲に實施された救農土木事業も農民の窮乏に比し勞銀收入少なく所期の效果は上らなかつたし、自力更生計畫の實施も小作關係にはさしたる影響を及ぼすところはなかつた。更に米穀統制法實施による米價の吊上げも手持米なき貧農階級にとつては却つてその經濟の壓迫に過ぎなかつた。また同法による米價の騰貴は、春蠶値上りの場合と同様、多少の増收はあつても極度の貧窮に悩み、多額の負債を有する農民にとつては却つて負債取立の脅威をより深く感ぜしむるに止まつた。また昭和七年下半年以來農產物價は多少の騰貴を示したが、之も缺狀價格差増大の現象によつて農民の經濟を益々窮迫化せしめたに過ぎない。かくて昨年來實施された數多の救農施設にもかゝらず農村は依然として窮乏にあえぎ農村に於ける階級抗争は激化しつゝある。即ち昭和八年度に於ける小作爭議件數は社會局調によれば二、六七七件、農林省調によれば三、三八四件にて何れも前年同期に比し激増してゐる。社會局調によれば從來最高であつた昭和六年の二、二二一件を遙に抜き新記録を出してゐる有様である。更に爭議の質に於ても尖鋭の度を増してゐる。近年小作爭議が從來多數を占めてゐた小作料減免を原因とするものに代り小作權關係の爭議が首位を占むるに至

つてゐるが、此種爭議は小作關係の根本的存廢の問題であり、小作人、地主兩階級の各々の生活權防衛のための闘争である結果、爭議は之につれて次第に尖鋭化する傾向にあつたが、本年もこの小作權關係の爭議は益々増加し、社會局調によれば昭和八年度の全爭議件數の四五・四%を占むる状態であり、爭議の性質は之がためいよ／＼深刻となつてゐる。而して本年の爭議件數の激増にも拘らず爭議關係人員耕地面積が地主側の僅少な例外を除き絶對的にも相對的にも減少してゐるのは、小作爭議が比較的範圍狭小な小作權關係の爭議に集中化せられてゐるがためである。

件數 昭和八年度に於ける爭議件數は社會局調（昭和九年四月十日現在）に依れば二、六七七件、農林省調に依れば三、三八四件にて、前年同期に比すれば前者五九四件（二八・五%）、後者六二八件（二二・八%）の激増である。社會局調によれば從來の最高記録であつた昭和六年の二、二二一件を遙に抜いて新記録を出してゐる。小作爭議の近年の趨勢を見れば、大正九年の四〇八件が大正十年前後より農民組合運動の勃興に伴つて一躍一、六〇〇件余に上り、以後年と共に激増して大正十五年には二、〇二九件に上つた。同年以後は引續く共產黨檢舉事件、勞農黨その他の左翼團體の解散等の影響を受けて農民組合運動が一時停頓せる事情を反映して爭議件數は減少の傾向に向つた。然るに昭和四年より再び増加し、昭和五年農業恐慌襲來により農村經濟が破局に陥るや爭議件數は昭和六年に新記録を作るに至つた。かくて昭和八年には二、六七七件に達し從來の凡ての記録を破つたのである。大正十年以降の爭議件數は左表の如くである。

争議件数累年表（社会局調、括弧内は農林省調）

大正九年	四〇八
同 十年	一、六八〇
同 十一年	一、五七六
同 十二年	一、八六五（一、九一七）
同 十三年	一、二六〇（一、五三三）
同 十四年	一、三五四（二、二〇六）
同 十五年	二、〇三九（二、七五一）
昭和二年	一、三四四（二、〇五二）
同 三年	一、〇九九（一、八六六）
同 四年	一、五三一（二、四三四）
同 五年	一、七三三（二、四七二）
同 六年	二、三三一（三、四一九）
同 七年	二、〇八三（三、四二四）
同 八年	二、六七七（三、三三四）

備考—社会局調は毎年四月十日迄に到着せる報告書に基き調査せるもの。

農林省調は毎年一月より十二月に至る満一ケ年間に於ける發生事件に付て道府縣民の報告に基き集計したもの。但昭和八年度数字は昭和九年一月十日迄に報告到達せるもの。

發生時期 は略毎年同様で秋の收穫期を中心として頻發してゐる。昭和八年度統計は左の通りである（社会局調）。

一 月	三五件
二 月	三〇件

三 月	三八件
四 月	四〇九件
五 月	二五件
六 月	一五件
七 月	六件
八 月	五件
九 月	五件
十 月	一六〇件
十一 月	二三件
十二 月	二三件

關係人員及耕地面積 小作争議關係人員及耕地面積は近年争議件数の増加に反比例して減少を續けてゐるが、本年も件數に於ては昨年度のそれを凌駕せるに係らず關係範圍は縮少してゐる。即社会局調によれば關係人員は小作人三二、〇一八八人、地主九、二九一人計四一、一〇九人にて、地主僅に増加してゐるが全體に於て二、八八八人の減少である。耕地面積は二二、九六八・〇〇町にて昨年に比し一、五二五・〇〇町の減少である。かくの如く近年引續き關係範圍が縮少しつつあるのは、數年前迄争議件數中多數を占めてゐた範圍廣汎な小作料關係の争議が減少し、最近は比較的關係範圍の狹少な小作地返還に關する争議が増加したためである。（争議原因の項參照）

社会局並に農林省調査にかゝる争議關係人員並耕地面積は左の如くである。

（社会局調）

[illegible]

關係	土地	面積
田	四九、三二・八	町
畑	一〇二五・三	町
其他	八七四・六	町
計	六、三六四・七	町

分布狀態 次に爭議の分布狀態を見るに、本年爭議皆無であつたのは僅かに石川、沖繩の二縣に過ぎず、他の各府縣には全面的に展開されてゐる。本年殊に爭議の多かつた地方は山形、北海道、栃木、新潟、福岡、秋田、青森等農民運動の比較的盛んなる東北、北海道、方面で、之等の地方が爭議頻發の地である事に變りはないが、本年は何れも著しい増加を示してゐる。只昨年十位内にあつた富山、島取の兩縣が件數を減じ、福島、奈良の兩縣が之に代つて進出してゐる。殊に福島縣は三倍に近い増加である。

本年爭議件數の比較的多かつた府縣を選びその件數と割合とを示し、之を各地方昨年度のそれと比較すれば左表の如くである。

(社會局調に基き計算)

件數 全爭議二〇〇中
占める割合

昭和八年 昭和七年 昭和八年 昭和七年

山形	三三九	一八五	二・三	八・九
北海道	二〇八	一七五	七・八	八・四
栃木	一九九	七九	七・四	三・八
新潟	一七六	一四三	六・六	六・九
福岡	一四七	一七〇	五・五	八・二
秋田	一四四	一二九	五・四	六・二

青	森	一四〇	九四	五・二	四・五
山	梨	二六	二八	五・一	六・一
福	島	一〇七	四〇	四・〇	一・九
奈	良	九八	六六	三・七	三・三

更に全国を數區に分ち爭議の分布状態を見れば、東北地方の割合本年も最も高く、次で關東、近畿、東山、北陸、北海道、九州の順位である。東北、關東の兩地方は件數割合共に著しい増加を示してゐる。件數に於て減少を示してゐるのは僅に東海、九州及四國の三地に止まり他は凡て増加してゐる。各地方の爭議件數並に割合を昨年度のそれと對比すれば左の如くである。

(社會局調に基き計算)

	件數割合			
	昭和八年	昭和七年	昭和八年	昭和七年
近畿地方	三六	二六	一二・三	一〇・四
中國地方	二〇二	一八〇	七・五	九・一
東海地方	二五	四七	〇・九	二・三
東山地方	二四二	二二七	九・〇	一〇・九
北陸地方	二二二	二二六	八・六	一〇・四
關東地方	四三三	二五六	二六・二	一三・三
九州地方	二〇九	二二三	七・八	一〇・八
四國地方	五〇	六四	一・九	三・一
東北地方	七四九	四六八	二八・〇	二二・五
北海道地方	二〇八	一七五	七・八	八・四
計	二、六七七	二、〇八三	一〇〇・〇	一〇〇・〇

備考―近畿地方(大阪、兵庫、京都、滋賀、奈良、和歌山)東海地方(三重、愛知、静岡)東山地方(山梨、長野、岐阜)北陸地方(新潟、富山、石川、福井)關東地方(茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、栃木)

爭議原因 本年度發生爭議原因中最多數を占めてゐるのは小作地引上其の他小作權關係事項にて社會局調によれば同原因による爭議件數一、二一六件にて總件數中實に四五・四%を占めてゐる。從來爭議原因中の大半を占めてゐた風水蟲旱害による不作は昨年來減少し、小作權關係爭議に首位を譲るに至り、本年は更に減少して總件數中一九・八%(約一〇・〇%論)を占めてゐるに過ぎない。不作を原因とする爭議に代つて首位を占むるに至つた小作權關係爭議は昭和元年頃まで件數割合とも僅少に過ぎなかつたが、以後地主が積極的になるに従つて激増し、昭和五年以降地主の窮乏化が顯著となり、地主の自作經營、小作地賣却、使用目的變換の爲の地目變換等を理由として小作人に對し積極的に小作地返還を要求するもの増加すると共に、飛躍的に増加するに至つたものである。農林省調に基き小作權關係爭議増加の趨勢を示せば左の如くである。

土地返還關係小作爭議件數表(農林省調)

年	件數	總件數に對する割合%
大正十三年	二五	一・六
大正十四年	一七三	七・八
大正十五年	三六	二・五
昭和二年	四三三	二二・一
昭和三年	四六一	二四・七

昭和四年	七〇四	二八・九
昭和五年	一、〇〇二	四〇・四
昭和六年	一、三三七	三八・二
昭和七年	一、五二〇	四四・五
昭和八年	一、九七四	五八・三

その他昭和五、六年度に於いて急激に増加して、農村不況の反映として重要視されるに至つた米、繭その他農産物の價格下落を理由とする小作料減免要求の爭議は昭和七年下半年來の農産物殊に畑作物の價格騰貴によつて七年度より激減するに至り、本年も總件數中一・八%（社會局調）に過ぎない。その他件數割合とも昨年に比し多少の消長はあるが、何づれも從來の傾向を辿りつゝあるものと云ひ得やう。

左に社會局及農林省の調査にかゝる最近數年の原因別爭議件數表を掲げて置く。

（社會局調）

原因別	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年
風水蟲旱害による不作	七五	四九	七三	六三	五三
小作料高率	六三	一四三	八三	三九	五八
小作料増額	四	三九	二三	四〇	三九
小作慣行の改廢	九	一二	七	五	一
小作地引上其他小作權關係	二九	六三〇	八六九	八四八	一、三六
農作物價格下落生産費又は諸物價騰貴	一五	一七	一六	三八	四九
					一・八

第二部第一篇 労働爭議

他の勞銀に比し小作人の收入少きため又は小作の收支不償他の例に倣ひたるもの	三六	二三	二	七	二八	一・〇
其の他	一四七	三三八	三三七	四六二	七四二	二七・七
計	一、五〇一	一、七三三	二、一三一	二、〇二三	二、六七九	一〇〇・〇

（農林省調）

原因別	昭和六年	昭和七年	昭和八年
小作料値上	四	一・三	六〇
小作料有期改定期間満了	七七	二・三	二五
風水旱害病蟲其他の不作	一、一七一	三三・三	一、〇五七
小作料高率	九七	二・八	七四
米麥繭其他農産物價格下落	二四〇	七・〇	五〇
勞費多く收支不償	一三	〇・四	一四
小作農薄益生計困難	四	一・三	一〇
小作料不統一	一	〇・一	二
産米検査込米獎勵關係	九	〇・三	二六
模倣及農民組合の指示・決議	九六	二・八	三〇
小作權關係又は小作地引上	一、三〇七	三八・二	一、五三〇
區劃・耕地整理關係	二四	〇・七	二一
用水費其他の負擔過重	八	〇・二	一
小作料過徴又は小作地面積相違	六	〇・二	一六
			〇・五
			九
			〇・三

小作料滞納	一七	五・一	三三	九・二	五〇・二	一一・九
小作人に小作地買取要求	二九	〇・八	三三	〇・四	八	〇・二
調停條項不履行	二二	〇・三	二四	〇・七	一三	〇・四
契約條項不履行	二〇	〇・六	二六	〇・八	一七	〇・五
小作證書及保證人關係	七	〇・二	一〇	〇・三	三	〇・一
舊地主よりの小作申込を拒絶	一	一	三	〇・九	一七	〇・五
其の他	四五	一・三	九二	二・七	二四	三・四
計	三、四九一	一〇〇・〇三	四、四一〇	一〇〇・〇三	三八四	一〇〇・〇

備考—小作爭議は一事件に付ても單一の原因に因りて起るものと數個の複合せる原因に因りて起るものとがあるが、右表に掲げた數字は各爭議一事件に付主な原因と看做されるものの一個のみを採りて計上したものである。

要求事項 爭議に於ける小作人の要求事項は爭議原因と不可分の關係を有つものであつて、本年も爭議原因中小作權關係のものが多數を占めてゐる當然の結果として、同じく小作權關係の要求事項が最も多い。社會局調によれば小作權に關する要求事項一、六一六件で、爭議件數中の五〇・五%を占めて居り、その内譯は小作契約の繼續、小作權の確認又は賠償、永小作權の獲得等である。次に多數を占めてゐるのは小作料の一時的減免、永久的減額、小作料増額反對、込米の廢止等小作料關係のものであつて、之は近年激減の傾向にあるが、本年は一、〇三六件、總件數中三二・四%を占め、猶その重要性を失つては居らない。社會局並に農林省調査にかゝる要求事項別爭議件數比較は左表の如くである。

(社會局調)

要求事項別		昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年
小作料關係		一、〇七七	九七七	一、二九一	一、〇四三	一、〇三六
一時的減額		九七	七四八	一、一〇五	八七六	八五〇
一時的免除		一八	六七	六七	七四	五一
永久的減額		六七	一一	七五	四七	九〇
譯 小作料増額反對		三三	三八	二二	四一	四〇
込米の廢止		一二	三	一	五	五
小作權關係		三九三	六四八	一、〇三七	一、二九一	一、六六六
小作契約の繼續		三五	五七六	八七三	一、〇三七	一、四三五
譯 小作權の確認又は賠償		四〇	五五	一四三	九四	一四六
獎勵米等の給付又は増額		一七	一九	三三	一九	二五
小作人の特別なる支出に對する補償		四	三	一七	二〇	二四
納米の格下俵裝等に就ての制限		六	八	二六	七	一三
組合の自由又は確認		一	二	一	一	一
其の他		二八	一八四	一八四	三三六	四八一
計		一、六五五	一、八三二	二、五四六	二、四五四	三、一九五
昭和六年		件數	割合	件數	割合	件數
小作料値上反對		四二	一・三%	六〇	一・七%	五〇
小作料有期改定期間延長		七三	二・一%	二〇	〇・六%	一四

(農林省調)

一時的的小作料減額	一、六〇九	四七・一	一、二六七	三七・一	八四七	二五・〇
永久的小作料減額	一、三六	四・〇	五	二・八	八三	二・四
小作料統一又は改定	三〇	〇・九	二六	〇・八	一八	〇・五
納米の格下又は俵装の改更	一〇	〇・三	一〇	〇・三	四	〇・一
込 米 廢 止	一三	〇・四	四	〇・一	三	〇・一
獎勵米給與並に増加	四	〇・一	一六	〇・五	二九	〇・九
肥料耕作費及立毛の賠償	二四	〇・七	一八	〇・五	一五	〇・四
小作契約の繼續	一、〇八五	三二・七	一、三六七	四〇・〇	一、八三〇	五四・一
小作權又は永小作權の確認	一〇三	三・〇	六	一・九	四四	一・三
小作權又は永小作權の賠償或は作離料支給	一六	三・四	一〇一	三・〇	九一	二・七
代 地 交 付	二	〇・三	三	〇・四	一七	〇・五
實收の分配又は刈分	一	〇・一	一	一	一	一
舊地主より小作申込	一	一	三	〇・九	一八	〇・五
小作地の買受	二四	〇・七	三	〇・六	三〇	〇・九
小作米の貸與	三	〇・一	一〇	〇・三	三	〇・一
過納小作料の返還	四	〇・一	二	〇・三	七	〇・二
契約又は調停條項の履行	一九	〇・五	八	〇・二	二	〇・一
小作料納入延期又は分割支拂	四七	一・四	一三六	四・〇	一六二	四・八
其 の 他	六六	一・九	一三五	四・〇	二七	三・五
計	三、四九一	一〇〇・〇	三、四四一	一〇〇・〇	三、三八四	一〇〇・〇

備考—小作爭議に於ける小作人の要求は一事件に付ても數種の要求を爲すものがあるが、右表に掲げた數字は各爭議一事件に

付主な要求と看做されるもの一個のみ採りて計上したものである。

爭議に於ける手段 農林省の發表せる所によつて小作爭議に於ける小作人及地主の執る交渉方法並に對抗手段を左に摘記しやう。

先づ小作人側の執る交渉方法としては爭議の性質に依つて多少其の趣を異にするが、一般に小作料減免要求其他小作條件の改定に關する爭議に在つては一般に團體的態度を執るを常とし、各大字或は町村を區域として小作人組合を組織し又は全國農民組合其他の系統的の農民組合に加盟して其の支部を設立し、指導者統制の下に一致結束して各種の手段を講じて地主に對抗するやうになつた。又小作權或は小作地返還等に關する爭議の如き當事者が概ね個人的であり、其の關係範圍も比較的狹少なるものも小作人は小作人組合或は農民組合の應援を求め、又は組合を背景として強硬に地主に對抗するのが例である。

而して其の對抗手段としては、小作料問題に在つては以上の如き團結の力に依つて地主に對し小作料減免其他の要求を爲すと同時に小作料の不納同盟若は共同保管、共同賣却等を行ひ或は各自爭議費用と稱して幾分の金品を醸出して小作人側の結束を固むると同時に持久的の對抗手段を執り、或は農民組合の創立發會式、爭議對策演說會、共同耕作等多衆に依る示威運動等を決行して輿論を喚起し、又は子弟たる小學校兒童の同盟休校、消防組其他の公職辭任、產業組合其他の共同團體の脫退、公租公課の滞納申合等を決して社會に訴ふるの手段に出る。又土地返還問題に在つても地主より小作地返還の要求あるも之が絶對不返還を聲明して飽迄耕作權を

主張し、實力抗爭の擧に出て住々土地の占有に關して地主との間に紛争を醸し之が爲め刑事事件を惹起したる例もあり、又小作料、土地返還等に關し地主側が訴訟を提起せるに至れば各種の抗辯方法を講じて訴訟の遷延を策し、又は組合の顧問辯護士に一切を委任して小作人自らは當面の交渉を回避せんと圖るものである。

又小作調停法は小作人には不利なりとして其の施行當初は小作人側の之を利用するものは比較的尠かつたが、其の後漸次小作人側にも法の精神が理解されると共に最近では寧ろ地主側の調停申立よりも小作人側から申立てる事件の方が非常に増加してゐるやうな有様である。

地主側の執る對抗手段としては、小作料に關する爭議にして小作料不納を聲明して之を完納しない場合には内容證明郵便その他の方法に依つて小作料納付の催告狀を發送し、小件人尙も之に應じない場合は辯護士に委任して小作料の請求訴訟を提起し、又は債權確保の手段として稻立毛その他の動産假差押の申請を爲す。又小作地返還問題に在つては先づ何等かの理由を擧げて口頭或は書面を以て小作契約解除小件地返還の通告をなし、小作人々に應じない場合には土地返還請求訴訟を提起し、或は強制手段たる土地立入禁止假處分を行ふ等の法律的手段を以て小作人に對抗する。その他訴訟を提起しない事件も地主側より小作調停法により調停を申立て、同法を利用して居ることは小作人側と變りはない。

最近土地返還事件の増加と共に特に著しき地主の手段としては法律的手段に俟たずしてたゞ口頭を以て小作契約の解除を通告し直ちに地主自ら小作人の占有を侵害し、所謂實力闘争を以つて土地引上

の擧に出づるもの、或は又地主自らこの擧に出でずして第三者に小作契約を締結し、第三者と從來の小作人との間は占有の爭奪を行はしめんとするものが多くなつたことである。兩者共この種爭議については勢ひ傷害、暴行等の刑事事件を伴ひ爭議の激化を招く場合が極めて多い。

小作に關する民事訴訟 小作爭議が複雑化するにつれ此種訴訟事件は從來毎年激増しつゝあつたが、昭和五年以來稍減じて停頓の状況に在る。それは當事者の何れもが合法手段によらず、専ら實力によつて解決を計らんとする件が増加せるがためであつて、この場合訴訟事件の減少は爭議の減少を示すものではなく、却つてその激化を反映するものである。いま農林省並に司法省の發表に據つて本年に於ける此種訴訟事件の趨勢を観る事とする。

司法省民事局の調査に依る最近數ヶ年間に於ける此の種訴訟事件の件數は次の通りである。

年次	件數	年次	件數
大正十二年	一、六六六	昭和四年	三、〇五〇
大正十三年	一、九八四	昭和五年	二、八五五
大正十四年	二、三三九	昭和六年	二、三三九
大正十五年	四、一八四	昭和七年	二、四五四
昭和二年	四、八四九	昭和八年（自一月至九月）	一、九七八
昭和三年	二、四八八		

而して最近此等小作に關する民事訴訟の最も多い地方は秋田、長野、山梨、新潟、福岡、高知、鳥取、兵庫、三重、山形等の諸縣であつて、小作爭議の激甚なる地方と略一致してゐる。

次に此等訴訟事件の種別内譯を見るに左表の如くであつて小作料請求に關する事件が最も多く、土地返還請求に關する事件之に次ぎ、此の兩者を同時に提起するものも相當あり、其の他の件數は少數である。今最近三ヶ年に於ける訴訟事件の種別を表示すれば左表の通りである。

	昭和六年		昭和七年		昭和八年(自一月至九月)	
	件數	割合	件數	割合	件數	割合
小作料請求	一五九〇	六・四%	一五五四	六・七%	一、三〇六	六・〇%
土地返還請求	二六九	一・六%	三三二	一・五%	三三三	一・六%
小作料並に土地返還請求	二五六	一・〇%	四〇五	一・六%	二六七	一・三%
小作米換價金請求	四	一・九%	七〇	二・九%	三六	一・八%
小作權確認	一三	〇・五%	一〇	〇・四%	一〇	〇・五%
占有保全	四	〇・二%	八	〇・三%	五	〇・三%
損害賠償	五	〇・二%	三三	一・三%	一三	〇・七%
其他	一四	六・二%	四三	一・八%	一八	〇・九%
計	三、三三三 一〇〇・〇%、五四一 一〇〇・〇%、一、九七八 一〇〇・〇%					

而して此等民事訴訟事件の原告は殆ど全部が地主にして、小作人は僅に地主の土地返還請求等に反對して小作權確認、損害賠償等の受動的訴訟を提起するに止り其の件數も亦極めて僅少である。

次に地主側が少作爭議に當つて緊急の對抗手段として、本訴の提起に先立ちて判決執行の保全行爲たる土地立入禁止、或は立毛其の他の動産差押等の強制執行手段を執るやうになつたことも既に前項に於て述べた通りであるが、今内務省の調査に依る此の種事件の件

數、執行面積並に價格等を示せば次表の如くあつて、何れも大正十四年頃から急激に増加し昭和四年に於て稍減少したが最近は更に増加の傾向にあるやうである。

	土地立入禁止		立毛差押		動産差押	
	件數	面積	件數	面積	件數	價格
大正十二年	一件	?	四件	?	一件	一
大正十三年	一九	?	三四	?	一	一
大正十四年	一四〇	五七・五九	三三九	四四・四四	四三七	一三三、七〇一
大正十五年	一三一	一八・一五	四四五	三六二・七八	五五九	三〇三、九二〇
昭和二年	二〇九	三九・三八	一四九	四五一・七四	一五七	一一三、二六八
昭和三年	一四〇	二六・四・三三	九四	一三七・一七	二二〇	六九、四四一
昭和四年	六四	一七・四・五九	四四	六九・九二	八六	五四、四七三
昭和五年	一〇九	三〇・五・七八	一四三	二二三・三七	一三八	九八、三三七
昭和六年	六二	一二・五・八三	三〇	四三・六九	四七	二六、三六六
昭和七年	六三	二七・三七	五四	二四・六二	四五	一三、四三九
昭和八年(自一月至九月)	二二	六・七・九五	二	一二・七九	二八	二〇、三四九

而して最近此等事件の件數多き地方は和歌山、群馬、新潟、高知、富山、秋田、奈良、大阪、北海道等の諸地方で之れ亦此等の地方の爭議の深刻化を裏書するものと謂ふべきである。

而して此等の強制執行手段に對しては、小作人側は執行の事前に於ては之が反對請願運動、批判演說會等を行いて極力反對の氣勢を擧げ、又其の執行に當りには小作人側は各種の方法を講じて執行を阻止せんとし、爲に住々にして暴行騷擾事件等を惹起して爭議を益

々紛糾せしむることも屢々ある。更に此等に對して小作人の執る法律的手段としては相當額の供託金を供託して強制執行を免れ或は執行を解除せしめ以て耕作權確保の方策に出るものもある。

小作爭議の結末 小作爭議が如何なる方法によつて解決されてゐるかに關しては、農林省の調査によつて之を觀れば、昭和七年發生の小作爭議總件數三、四一四件の内既に解決したるもの二、六九六件（昭和八年六月末日執告到達現在）に付て見るに、當事者双方又は委員代表者の直接交渉に依つて解決したるもの六一四件（解決總件數の二割三分）であつて、折衝の結果個人交渉に移つた事件が一六四件（六分）あり、其の他の大部分即ち一、九一八件（七割一分）は小作調停法に依り調停成立し、或は小作官其の他の調停者即ち地方有志者、町村長、區長、村會議員、農會役職員等の調停に依つて解決したるものである。

次に爭議の結末を觀るに、解決事件に在つては左表の如く當事者双方の互讓妥協に依つて解決したるものが年に大部分を占め、小作人が其の要求を貫徹したものが之に次ぎ、小作人が當初の要求を撤回したものは比較的僅少である。

	昭和六年		昭和七年		昭和八年	
	件數	割合%	件數	割合%	件數	割合%
妥協	二、〇七六	六〇・八	二、一〇一	六二・五	一、九五一	五七・七
要求貫徹	四七	一・三	四八一	一四・一	三五〇	一〇・三
要求撤回	八三	二・四	六一	一・八	五六	一・七
自然消滅	二六	〇・八	五三	一・六	三三	〇・九
小計	二、六〇四	七六・二	二、六九六	七九・〇	二、三八九	七〇・六

未 解 決 八五 二三・八 七八 二二・〇 九五 二九・四
總 計 三、四九一・〇〇〇 三、四四一・〇〇〇 三、三八一・〇〇〇
備考—昭和六、七兩年は各翌年六月末日迄に、昭和八年は九年一月十日迄に到達したる報告に依る。

第二節 主要なる小作爭議

昭和五年農業恐慌の襲來以後土地返還爭議が著しく増加し、爾來毎年小作爭議はこの小作權關係のそれに集中化する傾向を辿つてゐる。この種の爭議が地主、小作人相互の生活權をめぐつての鬭争である當然の結果として、爭議の範圍は近年縮少しつつあるが、質的には却つて激化してゐる。昨年度爭議の中テロ化せるものが極めて多かつたのは茲に起因するものである。同じ理由から本年度に於いても、小作爭議はその件數に於て新記録を出すとともに質的にも依然激化の傾向を辿つてゐる。

茲には昭和八年度に於ける主要爭議の一として、昭和六年十月小作料減免要求をきつかけに一年半餘に亘つて小作人一二六名（全國農民組合新潟聯合會所屬）が一六名の地主に對して激烈なる鬭争を繼續して世の視聽を惹いた新潟縣中頸城郡和田村爭議の經過を掲げて置く。

全農和田支部發表にかゝる爭議報告に據り爭議の經過を摘記れば次の如くである。

和田村爭議（昭和六年十月——昭和八年四月、新潟縣中頸城郡和田村）

一、爭議の發端

爭議は昭和六年度秋期闘争方針としてかゝげられた「小作料全免！」のスローガンにもとづき、地主・組合の實力關係を考慮して、七割減免要求が決定されたことにはじまる。この年はじめて、闘争の沿革をほぼ等しくする下箱井（附近三ヶ字を含む）、島田、瀬達の三班が同一要求のもとに共同闘争することになった。當時の關係人員、反別、小作料は次のごとくである。

地主	元	四	一人
小作人	壘	壘	六人
反別	壘	一〇〇	八町
小作料	六〇	三〇〇	矢石

かくして七割減免要求は掲げられた。しかるにすでに逆襲の準備をととのへつゝあつた地主側は、組合からの交渉をまたずして前後二回にわたり物々しい俵米並に不動産の差押をもつて積極的に挑戦し來つた。爾來滿一ヶ年半に亘る闘争の過程は便宜的に左の三期に分けることが出来る。

二、爭議の經過

1 地主、支配階級の攻撃期

持逃げ差押への襲來に對し、組合は自衛手段として直ちに收穫米を賣り拂つた。地主側は當時の與黨だつた民政黨に入黨を條件とし、地方の縣會議員を動かして、縣當局へ嚴重な取締を要求した。その結果縣特高課の彈壓方針となり、十二月三日蒼惶として檢舉に着手した。約五日のうちに高田署に拘引されたもの五十餘名。内起訴二十三名、十一名が高田刑務支所の未決監に送られ

た。同時に高田署は特高課の雁首をすげかへ、連日連夜入りびたつて弱小組合員に對する切崩し策動に狂奔した。さらに地主の一人を重役にもつ中央電氣の火事泥式斷線通告とまつて、十二月下旬には下箱井及び島田小作組合の過半の脱退をみるにいたつた。

これに對し組合は直ちに縣内及び全國各地の勞働組合からの應援闘士約三十名を得て、應援團を主體とする大衆交渉、デモ、傳單戰等により市内地主に對して闘争を集中し、警察ならびに一般の關心をそれにふりむけしめる間に、一旦打ちのめされた殘留組合員の氣力の恢復を待つことにした。その間にも一月元日の朝より婦人子供からなる菓子行商隊は繰出され、さきに未決監に送られたものも一月末には全部出獄した。應援團は二月に入つて一ヶ月半の嵐の如き闘争記録をのこして一應鋒をおさめたが、檢束延日數五百餘日に上り、檢束者二十名によつて三日間のハン・ストも行はれた。

組合壊滅の豫想を裏切られた地主側は二月に入つておびたゞしい内容證明郵便を送達し來り、事件を法廷に持ち出すことを豫め通告することによつて、新たな威喝手段をとり出したが、組合の動搖せざるをみて、二月下旬より三月にかけ、小作米請求、土地返還の訴訟を逐次提起し、さらに三月下旬にいたつて立入禁止假處分の大量的申請をなして、最後の切札を叩きつけてきた。

立禁申請のうち二件は小作人の暴狀を訴へた地主側の申立趣旨にもとづき、裁判所は特別の事情ありとして、口頭辯論を開かず、抜打的に三月三十日八反歩に對する立禁を突如執行した。あたへられた耕作保證條件は小作米八割のうち五割を即時供託させ

ることであつた。その他の分については四月五日最初の口頭辯論があり、前後三回の辯論の結果小作人は耕作保証金として小作米の二割を供託し、さらに八割を翌年一月に納めること、これに對し地主は何等の保証金を要せぬ新潟縣としてかつてない小作人に不利な判決が下つた。

(この判決はのちに新潟地方裁判所に控訴の結果、小作人の耕作保証金は小作料の八割とし、さらに地主は小作料の十割に相當する保証金を供託することに變更された)

かくて積極的な地主は豫定の筋書をたどつて着々攻撃の歩を進めてゐる一方、日和見的な態度をとつてゐた地主中九名は三月上旬から下旬にかけて前後して組合の要求をいれて解決した。

2 組合の内部結成期

秋の收穫期までは主として内部的闘争のために努力を集中した。その間二十數回にわたる刑事事公判闘争、前後三回の競賣闘争への動員が緊張裡に戦はれた。

一舉に組合を壊滅することを斷念した官憲は、この期間を通じてさらに陰險卑劣なる手を伸べて、組合の崩壊にあせつた。あらゆる臆測、風評、曲説を根據として、破廉耻的刑事事件化せんとし、しかもその問題たらざるを知りながら故意に新聞に公表して、組合の動搖並びに一般の組合に對する同情を悪化させることを企てた。甚しきは反動小作人を使喚して組合員を殴らせながら、かへつて組合員を拘引したこともあつた。警察が最も力を用いたのは五月中會計問題にからんで下箱井班の班長以下最高幹部全部を拘引した時である。

發生以來この時期までにひき起された刑事事件は次の如くである。

暴力行為等取締令違反	一件	二三名
傷害	二件	二名
警察犯處罰令違反	六件	二一名

警察犯處罰令違反事件はことごとくビラ貼りである。應援團によつて大量的にビラ・傳單戰の行はれた際一指も染めなかつた警察は、その後闘争が争議團の手に移るや、何等問題とするに足りぬビラにまでつきまといつて、つひには單なる演說會の宣傳ビラまで料金を課するにいたつた。

3 組合の攻撃集中期

秋の減免率は係争地主と係争外地主と各別に決定することになり、係争外地主に對しては五割減免をもつてたやすくこれを片付け、係争地主に對しては前年同様七割減免要求をかゝげて、いよく集中的闘争にうつることになつた。手はじめに十一月十五日島田に開かれた土地取上反對演說會は、青年部の動議にもとづき強硬地主に對する大衆交渉に移らんとし、警官と衝突した。これがため青年部員一名は公務執行妨害、傷害で檢舉された。引つゞき演說會、家族總會等の連續開催によつて氣勢を加へ、ついで交戦にうつり、婦人部最初の大衆交渉を試みて成功し、第二回の乳呑兒を加へた婦人部員三十餘名高田署に總檢された。

高田區裁判所で進行中だった大小二百件に近い訴訟は、そのうち二三がいよいよ結審されやうといふ十一月十七日高頭判事から辯護士に對して正式に和解の勸告がなされ、訴訟を休止すると

もに即日最初の圓卓會議が開かれた。判事をして和解を勸告せしめるにいたつた主要な組合側の情勢はおよそ左の如くである。

(一) 一部の結審を間近に控へて、爭議團はあらゆる機會で決定的鬭争への決意を強硬にせめした。

(二) 同時に組合の實力についての自信は半歳の期間に十分な程度にかためられた。

(三) たえず刑事事件を出して來たことによつて、情勢の逼迫と組織の孤立性がさらに重大な刑事事件をひき起すことを豫想された。

(四) それまで偶發的だつたテロが次第に意識的なテロにむかふ傾向を認められるやうになつた。

こと等で、組合の家族總動員による實力鬭争がやうやく表面的に活潑化したことを物語るものである。地主側の辯護士については爭議の當初より斷續してうるさく交渉してきたことが、彼等の間にいたく嫌怠の氣を起させ、すでに全く鬭志を失つてゐたとみていゝ。ために辯護士間には最初から妥協の氣運濃厚であつた。同様に比較的關係薄きに拘らず、團の執拗な交渉をうけてきた町地主にもすでに軟化の色をみるものが出來た。これに反し村地主は經濟的事情と感情の尖鋭化のために、かへつて辯護士と遊離し、圓卓會議を通じてたえず強硬な態度をとつてゐた。爭議團はいきほひそれら村地主中、特に指導人物に對し、攻撃を集中する手段をとらざるを得なくなり、隨所に路上交渉による小衝突を起すやうになつた。そして縣聯幹部清澤俊英は暴力行爲等取締令違反、脅迫で起訴收容された。和解交渉は辯護士間において相當具體的

な内容まで立入つたが、判事の地主に對する個々説得も効を奏せず、町地主と村地主とわずかに分裂の氣はひなみせつゝも、十二月二十五日幾度日かの圓卓會議はつひに決裂した。圓卓會議の續行中、爭議團の攻撃はやゝ散漫化した傾向を免れなかつたが、決裂後、年明けとともに第二次集中攻撃に入り、婦人部の年頭訪問によつて、町地主はつひに堪へかれて村地主と分離和解の意志をあらはし、一月十八日正式に和解成立をみた。この間特記すべきはピオニールの自主的活動をみるやうになつたことである。一月五日夜尋常四年以下の兒童約二十名が地主植木助治宅へ襲撃デモを決行した。高田署では子供を直接家庭から引張り、又は授業中の學校で取調べ、さらに通學途中から拘引するにいつたので、問題は十一日から四日間にあつた第二盟休に發展した。子供から意に任せて調書をとつた警察は、組合幹部鈴木吉治郎を暴力行爲等取締令違反にフレーム・アップした。

一月二十日立禁保證金の殘額、小作料の六割を供託し、最初に供託した分とゝもに地主に交付される決定に對し、組合は裁判所に組合にその資力なしと強硬に主張交渉した結果、つひにその供託期日を無期延期することに成功した。これは自己の懐勘定からと小作人への打撃として、もつとも頼みにしてゐた地主にとつてたしかに致命的であつた。かくて裁判所を動かした組合の實力は、同時に鬭争の尖鋭化を伴つて警察を無力化し、地主は新聞への投書に公然悲鳴をあげるにいたつた。三月一日よりさらに爭議團の非常編成を行ひ、まづ島田に爭議團特別事務所を設けて、連日家族の非常動員をなし、連續的な大衆交渉ならびに晝夜交代の

監視網を張ることによつて、物々しい戦時状態を現出した。警察犯處罰令による拘留、科料が頻繁にくりかへされた。婦人部員の検束、拘留がはじまり、ついにその一名は科料十五圓を言渡され、女で最初の處罰をくつた。

爭議團はさらに地主の縁邊をたどつて有力な地位にある者に對し交渉の矢をむけた結果、民政黨縣會議員飯田茂勝、政友會元縣議員田原春吉の二人を動かして、島田の中心地主鈴木文照の説得に効を奏し、島田關係地主との和解を促進するにいたつた。一方下箱井の地主は依然として強硬な態度をとり、必死になつて島田の和解成立阻止に狂奔した。爭議團は三月下旬に入り島田を引揚げ下箱井に攻撃を轉することになつた。三月二十五日下箱井の中心地主で村の収入役秋山清一が役場へ出勤途中、青年部員二名に襲はれ、全治一ヶ月を要する重傷を負つた。陰惨な雰圍氣は俄然爭議地一帯を包んだ。その日最初の犠牲者として下獄した沼田、大瀧兩常任書記が爭議團へ歸つた。四月五日島田關係地主と和解假調印成立の日、その朝にいたつて下箱井地主も槍卒としてこれに合流し、茲に鬭争の幕を閉じた。

その後の刑事々件は左の通り

暴力行爲等取締令違反

三件

五名

脅迫

一件

一名

出版法違反（内一件、名譽毀損を含む）

二件

三名

傷害（内一件、公務執行妨害を含む）

三件

六名

警察犯處罰令違反

三件

七名

警察犯處罰令違反は面會強要ならびにヒケによる他人への追隨

をもつて問題とし、後には地主への追隨をもつて直ちに暴力行爲等取締令違反に問ふた。

三、結 末

地主階級の必死の反撃と官憲の彈壓に抗して三年に亘つて繼續された爭議も昭和八年四月五日高田區裁判における和解成立（正式調印は四月二十一日）によつて遂に解決した。

和解條件は次の如くであつて、昭和六、七年度全部の不納米、五年度までの一部の未納米に對し、現實給付可能なる範圍において、七年度小作米の二割を納付、他は全部棒引としたる事及小地の執拗なる土地置還要求を一蹴し、二六町歩にわたる立入禁止を排除したる事等主要なる點に於いて爭議團の主張が貫徹された。四月二十一日代理人間に取交された覺書は次の通りである。

1 昭和七年度小作米の二割を和解期日までに小作人より地主に對し一石金十九圓也の換價金を以て支拂ふこと。小作人より假處分保證金の納入ある部分（係争土地の四割に當り各小作料の二割を積立）につきては、そのまゝ地主に引渡すこと。

3 昭和七年度分殘額及び昭和六年度以前における滞納小作料につきては一般並に減免を行ひたるものを向ふ七ヶ年賦にて小作人より地主に對し適宜に支拂ふこと。

3 昭和八年度以降の小作料については従前の契約慣行に従ひ請求をなし、又支拂に應ずること。但し支拂期日は毎年十二月二十五日限りとする。

4 昭和八年度以降の田地に對する小作料につきては天災不可

抗力による悪作の場合に限り小作人において地主に對し相當時期に立會檢見の申出をなすことを得。右の申出ありし場合は双方立會檢見をなし減免率につき協定すること。協定不成立の場合は縣農務課技術員或はその指定者の鑑定したる收穫量を標準とし更に協定をなすこと。尙協定整はざるときは右の收穫量を基準とし双方又は一方の申立により縣小作官の決定せる減免率に従ひ遲滞なく支拂をなすべきものとす。但し鑑定及び決定申立に關する費用は双方の折半負擔とす。

5 第三項、第四項の小作料を支拂はざるときは地主において催告をなさず直ちに小作契約を解除することを得。しかしてこの場合右土地明渡しにつき強制執行をなすを得。

6 本契約期間島田は昭和八年度より昭和十一年度まで四ヶ年、下箱井、五ヶ所新田、丸山新田は昭和十年度まで三ヶ年とす。

7 訴訟費用は各自自辨のこと。

第三節 小作調停

今年度に於ける小作調停に關しては農林省の調査發表にかゝる詳細なる記録が存する。茲には之を摘録して小作調停の趨勢をみるとしする。(昭和九年『小作爭議調停及地主小作人組合の概要』農林省)

概況 小作調停法は大正十三年十二月一日に初めて三十八道府縣に之が實施を見たのであるが、爾來小作爭議發生地域の擴大する情勢に應じ、大正十五年六月一日より秋田、山形、福島、長崎、鹿兒

島の五縣に、更に昭和四年七月一日より青森、岩手、宮城の三縣にも其の施行地區を擴張して今日に至り、未施行地は沖繩縣のみとなつた。

今昭和八年に申立のあつた小作調停事件にして昭和九年一月十日迄に報告書の到達したものに付、其の概要を記述すれば左の通りである。

調停申立の狀況

(一) 申立受理件數、關係者數、關係土地面積及申立の地方的分布

大正十三年十二月一日小作調停法實施以來昭和八年十二月末日迄滿十箇年餘の間に於て小作調停申立を爲した事件の總受理件數は二萬人千七百四件(昭和九年一月十日報告到着現在)であるが、調停申立の實情を見るに、小作爭議として一事件のものも調停申立の際には當事者の便宜上より又は事件の性質等によりて數件又は數十件に分割して申立てるものもあるから、之を爭議單位に換算すれば一萬四千四百八十六件となる。

今年次別調停受理件數を示せば左の通りである。

年次	受理別件數	爭議單位件數
大正十三年	三	二七
大正十四年	一、八三六	六五四
大正十五年(昭和元年)	二、六二〇	九五四
昭和二年	三、六五三	一、五五一
昭和三年	二、九二三	一、六六六
昭和四年	三、六五七	一、五八三
昭和五年	二、八八八	一、六八八

昭和六年	三、六一	一、七〇三
昭和七年	三、三三	二、〇〇〇
昭和八年（昭和九年一月十日報告到達現在）	四、六〇四	二、六七〇
計	一四、四八六	

前表の如く昭和八年の申立受理別件数は四千六百四件、此の争議單位数は二千六百七十件であるが、其の關係土地面積は八千六百二十六町歩、關係當事者地主六千七百五十四人、小作人一萬八千八百五十一人、利害關係人參加せるもの四百二十六人である。之を前年同期（昭和七年受理、昭和八年一月十日報告到達現在）の調停申立受理事件と比較すれば左の如くである。

小作調停事件増減比較表（△は減少を示す）

	昭和七年	昭和八年	比較増減
受理別件数	二、六九七	四、六〇四	一、九〇七
争議單位件数	一、八五四	二、六七〇	八〇六
争議の目的たる土地面積	六、〇四六	八、六二六	二、五八〇
一件當土地面積	三・三	三・二	〇・〇
地主	四、八五八	六、七五四	一、八九六
小作人	一三、九八三	一八、八五一	四、八六八
關係人員參加利害關係人員	二〇〇	四三六	二〇六
計	一九、〇五九	二六、〇三一	六、九七三
一件當關係人員数	一〇・二	九・七	△〇・五

即ち受理別件数千九百七件、争議單位件数に於て八百六件増加してゐる。又關係土地面積に於て二千五百八十町、關係人員に於て六千九百七十二人の増加を示して居る。尙一件當りに付て見れば土地

面積に於て増減なく、關係人員に於て〇人五分の減少である。更に道府縣別に調停申立件数を觀るに、争議單位として秋田の二百六十六件を首位とし、新潟の二百三十七件、山形の二百二十件、山梨の二百十二件之に次ぎ、其の他香川、徳島、福岡、青森、宮城、北海道、三重等も主要なる地方に數へることが出来る。

次に申立の少い地方は長崎、神奈川、福井、東京、石川等の各府縣であるが、此等の地方でも地方廳に在る小作官が直接間接に斡旋努力して争議を未然に防止し又は争議を圓滿に解決した事例は尠くないのである。

(二) 申立人の種別 調停の申立には地主の申立、小作人の申立、地主小作人合意の申立の三種がある。又同一争議に付地主小作人の双方から申立てたもの即ち双方の申立に係るものがある。今其の件数と割合を示せば次の通りである。

申立者別	件数	割合
地主の申立	九三	三三・六
小作人の申立	一、六二	六〇・四
地主小作合意の申立	五	三・八
双方の申立	三	〇・二
計	二、六〇	一〇〇・〇

即ち申立件数二千六百七十件中地主の申立は三六%、小作人の申立は六〇%、合意申立は三%であつて、小作人の申立は依然として過半数を占めて居る。之を前年と比較するに合意申立が稍々減少して地主申立及小作人申立が増加した。

次に主なる地方に就いて觀察するに小作人の申立多きは北海道、

青森・宮城、秋田、山形、福島、群馬、山梨、長野、徳島等の各地方であつて、地主の申立多きは香川、兵庫の各地方である。而して小作人の申立と地主の申立と大差なきは新潟、三重、鳥取、福岡の各地方である。又合意申立は山梨に最も多く八三%を占めて居る。斯の如く地主の申立多き地方や小作人申立の多き地方等を生ずるのは、各地方に於ける地主小作人の勢力の強弱、組合運動の消長、訴訟提起の多寡、地方當局者の事件取扱方針の差異等に因るものやうであるが、特に爭議の先進地方に於て比較的地主申立の多い傾向を認めるのは、地主が訴訟よりも調停によるを得策とする爲かと思はれる。

調停申立の内容

(一) 申立の要旨 調停を求めんとする申立の内容は、其の申立人の立場の異なるによつて其の趣を異にする。之を概観するに最も多きは地主の申立に在りては土地返還請求、小作料支拂請求、小作條件確定等であり、小作人の申立に在りては小作契約繼續、小作料一時的減額要求、小作料の豫定(暫定的)又は永久的減額の要求等であり、合意申立に在りては小作條件確定、小作料改定等である。而して此等の要求は單一ではなく小作料支拂請求並に土地返還請求、小作料一時的減額並に小作契約繼續要求等の如く數箇の要求内容を併せて申立てるものが多いのである。今總件數二千六百七十件に就きて要求別に之を見れば小作料に關するもの(小作料支拂請求、小作料支拂及土地返還請求、小作料減額及小作契約繼續、小作料改定、小作料一時的及永久的減額、小作料支拂延期、小作料値上反對等)合計一千百九十一件、總件數に對し四五%に當り前年の四八%に比

し其の割合は低減を示してゐる。次に小作契約の繼續及消滅に關するもの(小作契約繼續、小作料減額及小作契約繼續、土地返還請求、小作料支拂及土地返還請求、小作權確認、代地交付、土地賣渡要求等)は合計一千七百五十件、總件數に對し六六%にして過半數を示して居る。

更に之が内容を検討すれば左の如くである。

(二) 申立の事情

(1) 小作料に關するもの

(甲) 小作料支拂請求並に小作料一時減額要求 之に屬するものの要求は爭議單位數二千六百七十件中九百七十九件であるが、之を申立人別に見れば左の如くである。

(イ) 小作料支拂請求(地主申立)

小作人が小作料の支拂を爲さぬが故に、之が支拂の調停を求むるもので土地返還請求と併せて申立てるものがある。秋田、山梨、山形、鳥取、三重、福岡、新潟、徳島、香川等に多く地主申立件數九百六十二件中五百三十三件(五五%)を占めて居る。

(ロ) 小作料一時的減額要求(小作人申立、合意申立)

災害に因る不作及農産物價格下落等に因る收支不償を理由とする小作料の一時的減免は、小作爭議に於ける小作人の要求としては最も普通なものである。而して數年來小作料を滞納した爲地主が小作料請求訴訟、小作料請求並に土地返還請求訴訟を提起した場合に小作人から小作料減額を要求して或は小作繼續と小作料減額との要求を併せて調停の申立を爲す

ものも相當に多い。之に關するものは小作人の申立件數六百二十三件中四百四十四件（小作人申立の二七％）で秋田、山梨、鳥取、新潟、北海道、福岡等に多く前年の三割一分に比し其の割合は減少した。尙右の外地主小作人合意を以て小作料減額に付調停を申立てたものが二件ある。

（乙）小作料改定又は永久的減額の要求

之に關するものは地主、小作人又は地主小作人合意の申立あり其の合計百七十五件、總申立件數の七分を占めて居る。之を申立人別に觀れば左の如くてある。

（イ）地主申立の場合

小作料の改定は小作人から申立てるものの方が多いが、地主に於ても時代の趨勢に鑑み小作料を改定せんとし、或は小作人よりの右の如き申立ありたる場合にその要求の趣旨には異議なきも之が相當の決定に付調停を申立つるもの、或は年々の一時的減免交渉の煩を避ける目的で此の申立を爲すものがある。

又地主小作人間に小作料改定につき事實上の協定の出來たものに法律上の執行力を附與する目的で地主より申立てたものもある。此の申立は新潟に多く京都、香川、福岡等に亘り三十件（地主申立の三％）ある。

（ロ）小作人申立の場合

從來の契約小作料を過當であるとし又は小作料の不均衡或は農業の收支不償を理由として此の要求を爲すもので、又此の内には小作料一時的減額要求と併せ申立つるものがある。

此の件數は百三十六件（小作人申立の八％）で秋田、新潟、福岡、大阪、香川、鳥取の各地方に多い。

（ハ）合意申立の場合

地主小作人間にて小作料改定を爲すべきことに付ては協定成りたるが、之が相當額の決定及改定方法に付調停を永むるもの、或は當事者間にて既に事實上の協定成立したものに法律上の執行力を附與すべく申立を爲したものがあつた。此の申立は山梨、秋田、長野、滋賀に亘り九件ある。

（丙）小作料の値上又は値上反對要求（地主申立、小作人申立）
地主が小作料の値上を通告し小作人が之に不同意を唱へた場合に地主から値上の申立を爲し、又は小作人が地主の値上に反對して調停の申立を爲すもので、地主の申立十三件、小作人の申立二十二件、合計三十五件である。

（丁）其の他

右の外小作料支拂延滞、過納小作米の返還、小作料支拂濟の確認、小作料定免期間の延長、小作料減額率減免方法協定、小作米品質協定、小作料と土地賣却代金と相殺、獎勵米俵裝料支給等に付調停を申立てたものが九十一件ある。

（2）小作契約の繼續及消滅に關するもの

（甲）土地返還請求（地主申立）

小作人が小作料を支拂はざる爲地主が土地返還を請求し又は小作料支拂と土地返還とを併せて履行する様に調停を求むるものである。此の中には小作料の支拂を督促する手段に出たものと、小作組合運動其の他の事情に基因する感情の爲に土地返還

を求むるもの等があるが、又地主が自家勞力を有利に利用する爲又は小作料の收得不確實に因る收入關係から耕地を引上げ自作せんとするもの、地主が財産整理等の爲小作地を賣却した場合或は抵當權の實行等に依り土地が競賣に附されたやうな場合に於て買受けた新地主が自作の爲に土地返還を求むるものもある。之を地方的に觀れば山梨、山形、福岡、徳島、香川、秋田等に多く、五百六十五件（地主申立の五九％）に上り前年に比して件數増加してゐる。

（乙） 小作契約の繼續要求（小作人申立）

地主が小作地の返還を請求した場合に小作人が契約の繼續を希望して調停を申立つるもので、小作料一時的減額と併せて要求するものも多い。又中には自作地の競賣にされた場合に於て、元の土地所有者たる自作者から小作として耕作繼續方を申出て調停の申立を爲したものもある。小作契約繼續申立件數は一千九十六件（小作人申立の六七％）の多數に上り、山形、新潟、秋田、青森、山梨、徳島、北海道、宮城、福島、群馬、長野等の客地方に多い。

（丙） 小作權（永久小作權を含む）の確認又は賠償及作離料の要求（小作人申立）

地主から土地返還を請求した場合に小作人は小作權の存在を主張し又は其の賠償若は作離料の支給を要求して小作人から調停を申立つるもので、之に關するものは三十九件であつて前年に比し減少した。

（丁） 小作地賣渡要求（小作人申立）

地主が小作地を他に賣却せんとする場合に、或は新地主が小作料を値上せんとし又は小作地の返還方を求めた場合に小作人が其の土地を小作人に賣渡すやう要求するもので、之に關するものが二十七件ある。前年より増加した。

（戊） 其の他

右の外作物、耕作費、土地改良費等の補償、代地交付等について調停を申立てたものが十三件ある。

（3） 其の他

右の如き小作料に關するもの、小作契約の繼續及消滅に關するものの外、小作條件確定（百七十六件）、假處分、假差押の解除及訴訟取下、新小作契約の締結、中間小作人排除、耕作防害排除、小作料受領者決定等の要求を爲して調停を申立てたものがある。

申立事件の結末 爭議單位調停受理件數二千六百七十件に就いて觀るに、既済件數は二千二百三十五件で八四％を占め、前年に比し六％多く未済件數は四百三十五件で一六％である。

今最近三箇年に於ける事件結末の内譯を示せば左の通りである。

小作調停事件結末内譯件數表

結 末	昭和六年		昭和七年		昭和八年	
	件	%	件	%	件	%
調停成立	九六	六〇・四二	一、〇五五	五八・六〇	一、七六二	六六・七四
既 調停不成立	三六	一・三三	三三	一・一八	三三	一・三二
取 下	二四〇	一四・九六	三六六	一九・六四	四〇四	一五・二三
却 下	二	〇・六九	一四	〇・七五	一四	〇・五三

計	一、二四六	七、七六八	一、四七〇	六、二七二	二、二三五	八三・七一
未	済	三五六	二二・三三	四〇七	二二・八三	四三五
合	計	一、六〇四	一〇〇・〇〇	一、八四四	一〇〇・〇〇	二、六七〇
備考	各年の数字は何れも次年一月十日報告到達現在に依りたるものである。					

以上の結果を前年と比較するに本年は未済事件が減少し、既済事件中調停成立は件数、成立歩合共に増加してゐる。尙取下事件中當事者間にて示談調つたもの多數あり、爲に既済件数中事實上事件解決せるものは極めて多數を占むるのである。却下事件十四件は山梨、大阪、岐阜、群馬、茨城、徳島の各府縣に亘り、調停法第二條（當事者不當の目的を以て濫に調停の申立を爲したりと認むるとき）又は第三十七條に（第二條に規定する事由あるとき）該當するものとして却下し、又は調停を爲さざりしもので、其の多くは調停を受くるの眞意が無く徒らに訴訟妨害又は強制執行手續の進行を阻止するような事情が明かになつたのである。

調停條項の内容 調停の成立した事件に就ては調停委員會又は裁判所に於て調停調書を作成する。その調停の内容を成す部分が即ち調停條項である。

調停條項は爭議の内容に従つて多種多様であるが、爭議の中心をなすものが小作料の問題と小作契約の繼續及消滅に關する問題等であるから其の調停の内容に於てもその主眼となるものは矢張り此等の問題を解決するにある。然し調停は訴訟と異り手續も極めて自由であるから當初申立の際に問題となつた事項以外に亘り廣く調停條項を作成するものが多い。

いま昭和八年に調停の申立を受理した二千六百七十件に付て主たる調停條項の内容を掲ぐれば左の通りである。

調停條項種別表

調停條項の種別	件数	成立件数 一、七三三件 に對する 割合（％）	主なる道府縣
一、小作料に關するもの			
（イ）協定の成立した小作料を一時に支拂ふことになつたもの	三七〇件	三・％	山梨、新潟、徳島、香川、福岡
（ロ）滞納小作料に付協定の成立したもの（年賦を含む）を分割（年賦を含む）支拂ふことになつたもの	五五	三	秋田、山梨、香川、徳島、新潟、長野、福岡
（ハ）小作料の一時的減額を爲したもの	五四〇	三〇	秋田、山梨、山形、鳥取、新潟、北海道
（ニ）小作料の改定又は永久的減額を爲したるもの	二二六	二	新潟、山梨、宮城、秋田、三重、兵庫、大阪、福岡
（ホ）不作の場合に於ける小作料の減免方法に付ての定めを爲したもの	七〇	四	山形、新潟、秋田、青森、香川、山梨、福岡
（ヘ）小作料納期を確定したものと小作料納入先を決定したもの	一、〇七三	六〇	山形、山梨、新潟、香川、秋田、宮城、福岡、青森、長野
（ト）獎勵米、俵裝料金の穀等の支給を爲したもの	一三六	八	新潟、鳥取、岡山、兵庫、山梨
二、小作契約の繼續及消滅に關するもの			

(イ) 係争小作地全部の契約を繼續したもの	六五	三	山形、山梨、新潟、福岡、青森
(ロ) 係争小作地の一部を返還し一部を繼續したもの	一九	二	山形、青森、北海道、山梨、新潟、香川
(ハ) 係争小作地を返還し其の代地を貸付したもの	二	二	山形、青森、宮城、秋田、茨城、福島、佐賀
(ニ) 係争小作地全部を返還したもの	三九	一	山形、香川、北海道、徳島、青森、秋田、福岡
(ホ) 小作地賃借権の譲渡、轉貸、地形、地目の變更等を制限したもの	五七	三	山形、新潟、山梨、香川、福岡、群馬、秋田
(ヘ) 小作契約條項に違反した場合に解約返還地することの定を爲したもの	九二	五	山梨、山形、新潟、香川、秋田、宮城、三重、福岡、兵庫
三、小作權(永作權を含む)を認めたもの	三	二	大阪、兵庫、北海道、香川
四、小作地を小作人に賣渡したもの	五	三	山梨、三重、山形、青森、福岡
五、將來地主が小作地を賣却する場合に小作人に先買の機會を與ふことに定めたもの	五	三	新潟、奈良、山梨、山形
六、小作權を補償し又は作離料の支給を爲したもの	三三	一	香川、北海道、山形、徳島、新潟、青森、秋田、福岡
七、土地改良費、耕作費又は作物の補償を爲したもの	六	四	徳島、山形、兵庫、鳥取、廣島、香川

八、繫屬中の訴訟の取下、假處分及假差押の解除を爲したもの 一四 八 北海道、群馬、香川、福岡、和歌山

各調停條項を通觀するに、數年來の經驗によつて各府縣共に其の調停成立後に於ける履行を確實にする爲に能ふ限り手落のないやうに之を作成すべく其の條項は漸次綿密となり、記述上の缺陷あるが爲に履行不能の生ずるが如きことなきやう細心の注意を拂ふ傾向が見られる。従つて調停調書の記載形式として、當面の係争問題の調停事項と將來に亘る小作契約約款の部分とを區別するとか、又は條項の解釋上疑義を生ずる處ある事項に就ては特に協定の事情、理由、沿革等を説明的に記述し、或は覺書を添附するが如きものも認められるのである。然れども地方によりては將來に亘る複雑なる取極めを爲すことを避け、却つて調停條項の簡單化の傾向を示した所もあるやうである。

此の成立したる調停の結果は、他に影響する所が頗る大なるものがあるので、或る事件に關する極めて例外的の取極めが行はれた場合に、然も夫れが近隣に悪影響を及ぼすこと大なりと認められる事項なるときは、態と之を調停條項中に記載することを省き單に其の當事者間協定のみに委せたり、或はまた特に強制執行することが四圍の事情から見て不穩當だと認められる調停に關しては、直に執行を爲し得ざる如に其の條項を作成したものが見受けられるが如き種々苦心の跡が窺はれるのである。

第三章 中間階級者の争議

第一節 争議の大勢

茲に便宜上中間階級と稱してゐるがその指すところは主として俸給生活者である。しかし俸給生活者といつても、比較的下級の事務員、店員、映畫説明者、コック等が主である。この種の争議は年々増加の傾向にあつたが、本年は却つて減退を示してゐる。以下その状況を各項に亘つて略記する。

争議の件数 當研究所において調査するところに據れば、昭和八年中に發生したこの種の争議は一一五件で、前年の一六〇件に比すれば四五件の減退であるが、前々年（八五件）に比すれば尙ほ可成りの數を保つてゐる。尤も前年においては演劇映畫關係の争議が異常な數に上つてゐた。何れにしても、この種の争議も工・鑛・交通業における労働者の争議の情勢と同一歩調に近づいたと云へるであらう。

争議の業態別 争議總件數一一五件のうち最多數を占めるものは演劇映畫の六九件で、前年の一一一件には及ばないが依然中間階級争議の六〇％に當つてゐる。前年度において映畫關係者の争議が異常に多數に上つたのは一般的な事業不振の外にトーキー採用による解雇の増加によるものであつた。本年度はその餘勢を受けた形である。それにつぐもの食堂酒場の従業員争議の一六件、商店従業員一五件、等であり、商店従業員一五件のうち五件は百貨店であることは注目せられる。いま一一五件を便宜的に種類別すれば大要左の如

きものであつた。

演劇映畫	食堂酒場	商店	店員	醫務	其の他の	其他
六	二六	五	七	六	二	

争議の分布 本年度のこの種争議は三府十四縣に亘る。前年度は三府二十一縣に亘つた。その最も多きは東京五二件で、大阪は二三件で半數に足りない。大體前年と同様の關係で、一般労働者の争議と異り文化の度高き東京に集中してゐることは注目される。その各府縣における分布は左の如し。

東京	五二件	大阪	二三件	京都	八件	神奈川	七件
兵庫	六件	愛知	六件	宮城	二件	山口	二件
青森	一件	栃木	一件	静岡	一件	滋賀	一件
和歌山	一件	岡山	一件	愛媛	一件	福岡	一件
大分	一件						

争議の原因 總件數一一五件のうち、その原因が大體に従業員側の受身で争議が起されたと見るべきもの六三件、反對に従業員側がまづ要求を提げて立つた争議は五二件、この割合は前年の一一〇對五〇の割合に比すれば従業員側の能動的態度が可成り前進して來たと云はねばならぬ。能動的原因のうち待遇改善が三三件を占むるのも注目される。

受動的

閉鎖	解雇	解雇手	休業手	組合	賃銀	賃下	収入	其他	計
二	三	四	一	一	三	四	一	四	六

能動的

要求値	上解雇手當	退職手當	待遇改善	感情	其他	計	總計
九	一	一	三	六	四	三	二五

爭議の經過 罷業が大部分を占め八四件に達するに對して示威が皆無である。それは前年度も全く同様で、この種爭議の戦術の特徴を語つてゐる。即ち左の如し。

罷業	怠業	罷業、怠業	示威	罷業、怠業、示威	示威	紛議	計
八	三	二	一	四	四	一	一八
二五							

爭議の結果 これは見る人の見解によつて非常に異なるところであるが、當研究所が調査するところでは大體左表の如き状態を呈してゐる。妥協的解決が甚だ多いのはこれまたこの種爭議の態様であるらしく、前年度もさうであつた。

爭議團に有利解決	同じく不利解決	妥協的解決	不明	計
七	三	四	九	二五

主要なる爭議 上記一一五件のうち主要なるものを拾ひ上げれば左の如くである。(括弧内は發生月を示す)

【一月】 参加人員 關係團體名

大藏興行部十六	(東京)	二三三	總評關東労働者組合
映畫常設館			
吉本興行部	(大阪)	二二	總同盟大阪合同労働
千本座	(京都)	二〇	關西映畫從業員組合

【二月】

東京劇場新橋演舞場	(東京)	四三	總同盟中央合同労働

王子腦病院	(同)	二	同 右
大鳥館	(同)	四	關東映畫從業員組合

松竹樂劇部和樂部	(大阪)		全勞大阪化學一般労働

明治座	(同)	二二	總同盟大阪合同労働
かどや食堂	(同)	三〇	神武會大阪支部

新國キネマ	(兵庫)	二五	總聯合映畫從業員組合

橘座	(同)	一七	同 右

湊川溫泉	(同)	八二	同 右

昭榮館	(京都)	一〇	關西映畫從業員組合

大衆座	(福岡)	一八	

【三月】

品川帝國館・帝友館	(東京)	三八	全勞全國映畫劇場從業員組合

北隆館	(同)	六〇	關東映畫從業員組合

純眞社食堂	(同)	一五	日本自協關東一般労働

白木屋大井分店	(同)	二	全勞關東食産

丸万食堂	(大阪)	二〇	總同盟大阪合同労働

松竹興行部大阪支店	(同)	一八〇	總聯合大阪演劇從業員組合

日本鋼材株式會社	(神奈川)	八〇	

旭館（京都）七 關西映畫從業員組合

【四月】

根岸病院（東京）一〇八 労働同盟關東合同労働

聖路加國際病院（同）四〇 總評關東醫務從業員組合

中西系四映畫常設館（大阪）三〇 泉州映畫從業員同盟

天王寺中學食堂（同）四 全勞大阪化學一般労働

白鷺館（兵庫）一五 總聯合全國映畫從業員

大黒館（同）一四 神戸藝術俸給者同盟

【五月】

日本動産火災保險東京支社（東京）三五 全勞全會

萬國婦人子供博（同）四五二

惠比須帝國館（同）一 全勞全國映畫劇場從業員

春日座（大阪）一九 總同盟大阪合同労働

【六月】

根岸病院（東京）再燃一二〇 全勞關東化學一般労働
社大婦人同盟

松竹興行部東京（同）二六九 關東映畫從業員組合
全勞全國映畫劇場從業員

松竹座（同）二六九 關東映畫從業員組合
全勞全國映畫劇場從業員

松竹興行部大阪（大阪）五七 全勞全國映畫同盟
無產婦人同盟

高麗田興行部七（同）五二 全映・關映・日映
映畫常設館

松竹座（大阪）五七 全勞全國映畫同盟
無產婦人同盟

末廣座（栃木）二一 全勞全國映從

【七月】

ヒ、キ食堂（東京）二二 總評關東食堂酒場從業員

錦座（大阪）一七 總同盟大阪合同労働

堺腦病院（同）一六 總評堺地區協議會

日本産業貯蓄銀行（同）一〇一

明治座（同）二一 總同盟大阪合同労働

山越吳服店（神奈川）三七〇

今池館（愛知）一六 全勞中部映畫同人組合

新榮館（同）一四 同 右

【八月】

博進舍食堂（東京）一五 労働同盟關東合同労働

つるや食堂（大阪）四〇 總同盟大阪合同労働

小林理髮店（同）一六 同 右

松屋食堂（同）一〇 全勞大阪化學一般労働

【九月】

新興キネマ直營常設館（東京）一八 全勞全國映從

金町演藝館（同）一〇 同 右

東京清潔社（同）三 全勞關東化學労働

玉造座（大阪）三一 全勞大阪化學一般労働

名古屋松竹座（愛知）三〇 全勞中部映畫同人組合

【十月】

坂口商店（東京）二二 全日本一般産業労働組合

大鳥館（同）一六 關東映畫從業員組合

東京ステーションホテル（同）一八六 愛國法曹團

今池劇場（大阪） 總同盟大阪合同労働

世 界 館(神奈川) 二〇 總評日映支部

【十一月】

神田劇場(東京) 一二 總評日本映畫労働
喫茶エデン(同) 一八 總同盟中央合同労働
大岩商店(同) 二〇 全日本一般産業労働組合
平民病院(同) 八
紀ノ國座(和歌山) 三〇 全勞全國會議

【十二月】

洲崎キネマ(東京) 一〇 總評日本映畫労働
白木屋(同) 一六四
カフェ黒猫(同) 八〇
東京驛精養軒食堂(同) 四二
カフェーブラジル(岡山) 三
住吉館(大分) 二〇
青森報知新聞社(青森) 六

第二節 特に主要なる爭議

中間階級者の爭議の代表的なものとして、東京及び大阪の松竹座
爭議、大藏映畫爭議の三爭議についてその顛末を記述する。

東京淺草松竹座爭議

松竹興行株式会社經營東京淺草公園第六區所在松竹座。爭議發
生——昭和八年六月十三日。終結——七月十五日。支援組合——
關東映畫從業員組合。

發生 同座の音樂部員男子二十九名の解雇および減給の問題に

第二部第一篇 勞働爭議

端を發し、同部員は松竹側の態度に憤慨し、先づ歌劇部員、ダンシ
ングチームと相談、六月十二日、須田町三好野階上において、少女
歌劇部と音樂部との合同會議を開催、その結果、協力して待遇改善
要求を貫徹することに決し、十四日、城戸事務に左の如き嘆願書を
手交した。

〔嘆願書〕 一、誠首減給及び勞働強化を絶對爲さるること。
二、退職手當を制定せられたし。(但最低六ヶ月分一ヶ年を増す
毎に一ヶ月分) 三、本人の意志に依らざる轉勤を爲さるること。
四、最低賃銀制を制定せられたし。(但音樂部研究生は六十圓、一
ヶ年を以て本部に昇給のこと。音樂本部員百圓。女生徒研究生は
十五圓、期間は半ヶ年として舞臺に立たせざること。以後は本科
生として四十圓) 五、出演手當を本給に繰入られたし。(女生徒) 六、
即日日給の三割を昇給せられたし。七、定期昇給制を制定せ
られたし。(但年一回月給の一割——十二月) 八、公傷に依る治療
費を會社より全額支給せられたし。九、公傷及疾病による缺勤の場
合は給料の全額を支給せられたし。一〇、從業員死亡の場合退職
手當及弔慰金として日給の六ヶ月分以上支給せられたし。一一、運
動手當を制定せられたし。(イ、公演二回以上は一回増す毎に三
圓。ロ、松竹少女歌劇以外の仕事の場合は一日五圓以上。ハ、主
催者松竹以外の場合一日五圓以上。ニ、地方出張の場合は汽船
二等手當一日五圓宿泊料及食費は會社負擔。ホ、樂器運搬の費用
會社負擔。ヘ、代役の手當支給せられたし一日分三圓。ト、放送
及レコード吹込等の場合即時金額支拂はれたし。) 一二、衛生設備
休憩室の改造、樂屋清潔、オーケストラ、ボックスの改造のこと。

(女生徒専用の寢具の設備、便所増設等——女生徒。舞臺の清潔——雪紙再使用爲さるゝこと等。)一三、公休日制定せられたし。(但毎公演後五日間及暑中休暇——一ヶ年二十日間の連續。)

一四、月給日を制定せられたし。(但毎月二十五日——休日の場合に前日。)一五、組合加入の自由を認められたし。一六、即時十名(音樂本部員)を増員せられたし。(但現在の臨時雇五名を含む。)一七、兵役及軍事召集に依る缺勤中の給料全額支給。一八、使用に堪へざる樂器備品は即時會社にて購入せられたし。一九、前借を認められたし。(但月給の四ヶ月分以上。)二〇、研究生(音樂部)二名使用せられたし。二一、出演中強制練習を爲さるゝこと。二二、中間搾取をなさるゝこと。(女生監督——山下を誠首に裏方——加藤を更迭せら度。)二三、不法誠首せられたる女生徒——村井加代を復職せられたし。二四、女生徒の制服を會社より支給せられたし。(但年四回)二五、醫務室を設置せられたし。二六、女生従業員生理休暇七日以上を與へられたし。二七、衣裳屋を十名増員せられたし。二八、大道具及衣裳屋に對する附け届會社にて負擔せられたし。

(尙ほ十六日の第二次勞資會見に於いて前記要求事項中の「大道具の附届會社負擔」の一項を削除し、新たに左の五項目の追加要求をなした。)一、日給歩合を日給制にせよ。二、蒲生重右衛門を更迭せよ。三、爭議中給料全額支給せよ。四、爭議費用全額を支給せよ。五、本問題による犠牲者を絶對に出さるゝこと。

經過 嘆願書の手交を受けた松竹側は十六日より劇場を閉鎖した。このため兩者の確執は一舉に激化した。レヴェューガールの父兄

もこの不意撃的閉鎖に憤慨し、左記決議文を作成署名して本社を訪問、専務、常務等と會見の上、會社側の挑戰的態度を詰り、圓滿解決方を希望した。

〔決議文〕 今般松竹少女歌劇團に發生したる紛議に對し吾々保護者會は左の理由に依り斷乎として抗議する事を決議す。一、實證見聞の結果、嘆願書内容の切實にして當然なる事、依て全要求を即時受入れらるべきこと。二、松竹本社が無誠意極まる態度に對して反省を望む、然らざる場合は保護者會に於て斷乎たる方針を持す。三、非人間的な蒲生、山下兩氏に絶對辭職を勸告す。爭議團側に對しては淺草六區館代準備會、六區街人會、レヴェュー後援會、關東勞働組合會議、その他勞働組合からも熱烈なる應援があつた。殊に、全國映畫劇場従業員組合、關東映畫従業員組合、日本映畫従業員組合は、六月二十八日「關東地方映畫従業員共同闘争組合」を結成して應援大いに努めるところがあつた。

一方、會社側は、最初から頗る強硬な態度を以て臨み、且つ爭議團の切崩しに専念した。右のため數回に亘り約三〇名の復歸者があつたが、しかし全體の結束は意外に固かつた。そこで、一策を案じて、六月二十六日、從來の歌劇團を解散して新に歌劇學校を設立すべしといふ聲明を行ひ、その規則書及び案内狀をレヴェュー團員の各家庭に郵送し、他方では先づ歌劇團少女一四名、音樂部員九名の解雇を發表して情勢を探り、さらに、七月一日には爭議團委員長外一名を解雇した。また復歸組を爭議團員と分離しそしてこれを牽制するため神奈川縣葉山に收容した。これに應戰して爭議團側においても團員約一二〇名は同縣下湯ヶ原溫泉に籠城

して對立をつづけた。この間警察當局は本爭議に左翼一派の策動あるものと見、七月十二日、團員四十六名を検束した。果して左翼の活動ありしや否やは不明であるが、ともかく検束者中には築地小劇場、プロット、等數名の左翼系のものが含まれてゐたと傳へられた。

終結 七月に入り爭議團側代表は二日、四日、六日及び十二日と交渉を重ねた結果、漸く解決の氣運動くに至つたが、「少女歌劇の組合加入」問題、「爭議中の日給」及び「爭議費用」の三點について双方主張して仲々譲らず、結局、「解雇問題は誠意を以て善處すること」、「組合加入問題は爭議團側に於いて撤回すること」、「爭議中の日給及び爭議費用の問題は會社及城戸事務個人名義にて各金一封を支給すること」に妥協成り、七月十五日午後十一時、左の如き覺書を交換して解決を告げるに至つた。かくて爭議團は同月十九日湯ヶ原籠城組の歸京を待つて淺草並木俱樂部において解團式を舉行した。

〔覺書〕 松竹少女歌劇團従業員對松竹興行株式會社との間に於ける勞働爭議に關しては左記の條件により圓滿解決したるに就いては茲に覺書二通を作成し當事者双方一通宛保持するものとす。

(條件)——一、正當の理由なき減首をなさざること。二、減俸をなさざること。三、勞働強化をなさざること。四、退職手當は歌劇團研究生の場合松竹少女歌劇團給與規定第十五條に依る。五、本人の意志に依らざる轉勤をなさざること。六、最低給料を左の如く定む。イ、女生の場合は松竹少女歌劇團給與規定第一條及第二條に依る。ロ、樂士の給料は五十圓とす。七、女生出演手當並

第二部第一篇 勞働爭議

に本給に關しては歌劇團給與規定第一條及第二條に依る。八、月給即時參割増給に關しては給與規定第一條及第二條に依る。九、定期昇給に關しては左記の如く定む。イ、女生に於いては歌劇團給與規定第十條に依る。ロ、樂士に於いては本人の技量、勤務狀態並に會社の事績を參酌して年壹回昇給する事あるべし。一〇、賞與に關しては女生の場合歌劇團給與規定第十一條に依り樂士の場合に於いては從來の支給より善處す。一一、公傷の場合は歌劇團給與規定第十四條に依る。一二、疾病に關しては女生の場合歌劇團給與規定第十二條に依り、樂士の場合は三ヶ月間全給を支給し、以後は支給せず。一三、女生又は樂士死亡の場合は歌劇團給與規定第十七條に依る。(但金壹封は最低金五拾圓とす。)一四、過勤手當に關しては左の如く定む。イ、二回以上公演の場合は歌劇團給與規定第三條に依る。ロ、歌劇團以外の出演は歌劇團給與規定第四條に依る。ハ、松竹興行以外の主催者に對し出演の場合は歌劇團給與規定第五條に依る。ニ、出張の場合に於ける汽車、汽船等は左の如く定む。(女生の場合は歌劇團給與規定第八條に依る。樂士の場合は主任二等、其他三等、汽船全部二等引雜用一日金三圓以上を支給す。)ホ、樂器運搬費は會社に於いて實費を負担す。ヘ、出演中代役をなす場合は——女生に於けるとき——歌劇團給與規定第六條に依る。ト、放送及レコード吹込等の場合は歌劇團給與規定第五條に依る。一五、衛生設備は出來得る範圍に於いて之を實行し、休憩室、オーケストラボックスの改造、樂屋の清潔、便所増設等は速に着手し、女生専用の寢具並に雪紙の再使用等は實狀調査の上之を決す。一六、公休日は歌劇團給與規定

第九條に依る。一七、月給日は歌劇團給與規定第七條に依る。一八、音楽部員増員は實狀調査の上城戸、益田兩氏共力の上善處す。一九、兵役及軍事召集の場合に休職とし、除隊の上は元職に復す。二〇、使用に堪へざる樂器備品は實狀調査の上修理又は新調す。二一、女生村井和子復職に就いては本人の意思を確めし上之を決す。二二、女生の制服は之を廢止す。三三、座附囑託醫を定め衛生材料を整備すること。二四、女生出演に差支へなき範圍に衣裳係員を増員する様交渉すること。二五、會社は爭議團に對し金一封を支給す。二六、本爭議に依り犠牲者を出さざる事とし左記協定を爲す。イ、女生徒十七名、音楽部七名、計二十四名は二ヶ月間謹慎すること。(但女生徒三名、音楽部員二名は一ヶ月以内に謹慎解除せしむること。)ロ、謹慎期間中は給料全額支給すること。ハ、出演又は練習は努めて之を考慮し、其の開始は會社の通達を俟つこと。ニ、謹慎解除は會社に於いて誠意を以て善處すること。(但二ヶ月後謹慎解除の通知なきものは任意辭職すること。)

大阪松竹座爭議

大阪道頓堀所在松竹土地建物興行株式會社經營松竹座。發生——昭和八年六月二十五日。終結——七月八日。關係組合——全國労働全映畫同盟。

發生 大阪松竹座は映畫並にレヴェーの興行をなし、樂士部員二九名、樂劇部員一一八名の従業員があり、そのうち約五〇名は全國労働に加入してゐたと稱せられてゐる。

従業員中には平素から會社の待遇に不満を感じてゐる者があつ

たが、偶々東京松竹座爭議の勃發に刺戟せられ、六月十九日、全勞全映畫同盟の應援をえて別記の如き待遇改善に關する嘆願書を會社に提出し、二十日回答ありたき旨を述べて引揚げた。

かくて二十日、二十一日の兩日、歌舞伎座と松竹ビルとで勞資兩代表の會見が行はれたが、回答は二十五日になすべき旨を答へたのみで具體的交渉に入らず、二十四日には組合に關係なき従業員代表者との會見が行はれ、二十七日に嘆願事項全部に對し回答することになつたが、爭議團側は、會社側に誠意なく組合を無視するものとなし、その翌二十五日正午過、第一回開演の時を期し、樂士部員四名、樂劇部員五三名は爭議團本部たる南區日本橋俱樂部に引揚げ同盟罷業を執行した。

經過 二十九日、會社側は、嘆願書に署名せる樂劇部女生徒中三六名に對し「缺勤は不都合につき即時出勤すべし」の旨を認めた勸告書を發送する等、爭議團員の牽制に努め、且つ相當の犠牲者を出すべしと強硬な態度をもつてこれに臨んだ。

一方爭議團員樂劇部生徒五一名、音楽部員三名は、二十七日夜、會社側の切崩し防止のため、全國労働及無産婦人同盟幹部引率の下に、和歌山縣下の高野山に登山し金剛三昧院に籠城した。

六月二十七日の回答日には、會社側交渉委員の病氣その他の理由で會見は行はれず、その後も兩者の非公式個人的折衝はあつたが、兩者の態度強硬で妥協に至らなかつた。遂に、高野山古義眞言宗々務所主事、庶務部長及三寶院の住職は爭議調停に乗出し、七月三日爭議調停のため下山して勞資兩者の主張等を聴取し、斡旋の結果、七日に至り兩者代表會見の運びとなつた。

終結 會社側は嘆願書撤回に代るべき待遇改善案を提示し、爭議團側は撤回を拒絶し、嘆願條項の逐條審議を主張して譲らなかつたが、種々折衝の結果、八日午前一時に至り大體別記の通り妥協成りしも、爭議費用並に會社側主張の罷業者の減給及謝罪問題につき容易に纏らず、結局大阪府會議長の斡旋に依り、秘密條件をもつて妥協するに至り、同日午後六時、高野山金剛峯寺大廣間にて覺書調印式を舉行、解決を告げ、爭議團員はその翌九日下山歸阪した。本爭議は、レヴェーガールの果敢な爭議として、一時世の視聽をあつめたものである。

〔嘆願書〕 一、出張手当を引雜用として支給されたし。イ、名古屋、東京の場合は、(A)十五年以上の者に對し金三圓五十錢、(B)十五年以下の者に對し金二圓五十錢。ロ、京都、神戸其他近府縣の場合は、(A)給三圓、(B)給二圓。但し大阪市内の場合は手当として金一圓を支給されたし。二、汽車賃は二等とされたし。但しA給。三、舞臺練習の場合左の各項を適用されたし。イ、夜具及食事を改善のこと。ロ、歸宅者に實費自動車賃を支給のこと。四、定期賞與を年二回とされたし。但し一回月給の最低十割以上を支給のこと。五、本人の意志に依らざる轉勤應援は廢止されたし。六、樂劇單獨公演の場合は絕對二回興行とされたし。七、杉浦氏を樂劇部より他に轉勤させられたし。八、公演中盜難の場合は會社は責任を以て全額負擔とされたし。九、定期昇給は從前通り。一〇、退職及び解雇手当は從前通り。一一、病氣缺勤の場合に從前通り。一二、本人死亡の場合は退職手当を支給されたし。(別に弔慰金月給一ヶ月半分(A給)、B給のもの月給一ヶ月分)

一三、飛鳥明子を今後教師並に教師待遇とされたし。——以上松竹樂劇部員記名。

一、夏期休暇を制定されたし。二、編曲料を制定されたし。三、撰曲料十卷以上の場合五十錢増されたし。四、辨天座和樂部二名増員されたし。五、辨天座川北健一を即時雇本とされたし。六、辨天座洋樂部即時三名増員されたし。七、從前規定の全條項目を松本四朗氏に施行されたし。——以上全映畫樂劇部記名。

〔回答〕 一、大幹部 幹部月給七十五圓以上、A給同六十圓以上、B給同四十圓以上、C給同三十九圓以下。宿泊料百圓以上のもの東京名古屋三圓、京都神戸二圓。同七十圓以上のもの東京二圓五十錢、名古屋二圓四十錢、京都神戸一圓七十錢。A給東京名古屋一圓五十錢、神戸京都一圓二十錢、B給東京一圓五十錢、名古屋一圓三十錢、神戸京都一圓二十錢。C給東京一圓五十錢、名古屋神戸京都一圓。二、月給七十五圓以上の者に適用す。三、承認す。四、會社業績の如何により之を支給す。五、成るべく本人の意志を參酌して善處す。六、承認す。七、考慮す。八、盜難に罹らない様設備して責任を持つ。九、承認す。(今後一割以上)一〇、承認す(但し休職及病氣缺勤一ヶ月以上は加算せず)一一、承認す(三ヶ月は全給以後は日割にて半額支給)一二、在職中死亡の場合は退職手当同額及金一封、五年以上の者一ヶ月分、五年未滿の者半ヶ月分の弔慰金を支給す。一三、大森氏と飛鳥氏と二人で相談す。——松竹樂劇部員へ。一、承認す。二、承認す。三、十卷迄は從前通り、以上一卷を増す毎に金十錢を支給す。四、二名増員は不可、但し臨時雇を認む、又は應援は一名一圓五十錢と

す。五、承認す。六、不可。七、今回の樂劇部、音樂部の爭議解決迄保留す。

〔覺書〕 昭和八年六月十九日附を以て樂劇部女生徒の内より提出に係る待遇改善の嘆願書に對しては、同年七月八日、調停者關榮覺氏、高橋慈本氏、飯田俊三氏三師並立會人辻阪信次郎氏、田村昌義氏斡旋の下に、相互慎重協議の結果左記條件を以て圓滿解決す。

左記

- 一、従業員は今回の問題に關し興行中休演し一般觀客諸彦並會社に對し多大の迷惑を及ぼしたる事を謝す。
- 二、従業員は嘆願書を撤回す。
- 三、會社は既定方針に依り従業員の待遇條項を制定し、これが實施を調停者立會者に於て保證す。
- 四、會社は爭議團に對し金一封を支給す。

大藏映畫爭議

發生 日本労働組合總評議會關東地方評議會は昨年秋以來大藏興行部（經營者大藏貢、同正一、忠孝）従業員の組織に努めてゐたが、昨年末に至つて二百八十名のうち過半数の従業員を組織し得た。この機會に劣悪なる労働條件改善の爲めにセネストを決行すべく、三十二ヶ條の要求書を經營者に提出したが、經營者側では正月興行を控へてストライキ手段に出られてはと、三十二項中二十六項の要求を容れ、十二月二十二日覺書を交換して一先づ解決をみたのであつたが、解決後數日を出でずして紛争は再燃した。即ち會社側は一月三日大久保キネマの説明主任小松原敏、愛

宕キネマの村田兩人を解雇し總評映畫大藏支部組合員數名に對して二圓乃至五圓の賃下げを斷行したので、組合側はこれをもつて「十二日覺書の破棄」なりとし、俄然緊張、十三日深更、芝區濱松町總評本部に各館代表者會議を開いた。この結果、斷乎誠首賃下げ反對のスローガンを掲げて一戦を交へるに決し、十四日早朝、愛宕キネマ、大久保キネマ、大井キネマ、廣尾キネマ、一の橋日活館、三田日活館、グランドキネマ、魚河岸キネマ、神田館、神田劇場、四谷キネマ、新宿館、早稻田キネマ、高圓寺館、笹塚演藝館、駒澤電氣館の十六館の全従業員に總罷業の指令を發し、午前十一時頃早くも午前興行の各館（高圓寺を除く）の説明者、技士、樂士、女ガイド、下足等の従業員約百名は續々職場を捨て總評議會本部の臨時爭議團本部に集合し氣勢をあげたが、手狭まのため本部を芝區新橋六丁目七ノ一に移し、直ちに爭議團大會を開いて要求書の作成を議決した。

〔要求書〕 一、團體協約權を確認せよ。二、全従業員の賃銀三割値上。三、技士は原則として一館三人以上にせよ。四、小松原、

村田の即時復職。五、十二日交換の覺書二十六ヶ條の即時實施。

六、爭議中の日給、爭議費用全額經營者負擔。

經過 右爭議團大會により決議された別記六項目の要求書を携へ、交渉委員は大藏邸を訪問したが、大藏氏病氣入院の理由により突返へされ、第一回會見はまづ不成功に終つた。一方、大藏興行部側では大崎町の大藏邸を對策本部として爭議團に對抗する用意を整へた。しかし何分にも十五六日の藪入り書入れ時を控へて抜打的ストライキに狼狽し、直ちに爭議不参加者及び臨時雇をも

つて一ノ橋キネマ等重要館の興行を續行したが、十五日正午には十六館全部を開館するに至った。

警視廳調停課ではセネスト勃發の恐れありとみて調停斡旋に乗出さうとしたが、共同爭議團はそれを退けて大藏興行部との直接交渉を進むべく、大藏氏の退院を待つことゝなつて持久戦に入つたが、十八日爭議團本部に總評關勞映畫支部六十館の館代會議を開き、應援に關して具體的協議を遂げ、翌十九日總評本部に關勞映畫支部の合同執行委員會をひらき、地區館代會議開催の件を審議全關東を七區に分け、各々地區館代會議をひらき、右爭議の具體的應援をなすことになつた。

十七日、警視廳調停課の呼出しに應じなかつた爭議團側は、正式代表を派し調停課の斡旋で興行主代表原田某と會見したが、物別れに終つた。その後爭議團は未參加従業員の戸別訪問に傳單張りにビラ撒布に活動をつゞけ、二十五日には東京俱樂部に爭議真相發表大藏貢打倒演說會を開き氣勢あげたが、二月三日には大藏邸へのデモを敢行、要求書の回答を迫つたが、不在のため要領を得ず、このとき十五名の檢束者出した。未解決のまゝ待機の爭議團は、行商隊を起して資金をつくり、日消聯の食料應援、友誼諸團體の應援支持に逆襲的意氣を示してゐたが、三月二日の四谷キネマ襲撃をきつかけにテロ戰術、フィルム強奪に憤憤をはらしてゐた。

かくして籠城四ヶ月にならんとして尙解決の見込つかず、三月二十六日關勞映畫支部の獨立による日本映畫従業員組合が結成され、同組合は最初の指導爭議として應援に立つた。

第二部第一篇 勞働爭議

しかしその後も依然として對峙のまゝ爭議はつゞけられ、その間再度警視廳の調停乗出しがあつたが遂に纏らず、苦闘八ヶ月に亘る闘争も資金の缺乏、家族の生活行詰り等のため、爭議團員もメーデー以來次第に脱落し二百日餘頑張つた爭議團本部も新橋東町會のため立退を迫られるに至つた。

終結 かくて一月十四日以來續けてきた抗争も、大藏側頑強にして爭議團の旗色は日に悪く、爭議團員は次第に減り、日映必死の努力も空しく、遂に大藏貢氏の地元大崎署が調停に乗り出すこととなり、八月二十三日午後、興行部側藤原、横尾、爭議團側小松原敏、原健堂、村田靜夫、組合側山花、工藤氏らを同署樓上に招致し宮迫特高主任立會の下に折衝を續けた結果、翌二十四日左記の條件で二百二十三日ぶりにさしもの爭議も勞働者側の慘敗によつて解決、二十七日本部において爭議解團式を行つた。

〔解決條件〕 一、會社側は手當、未拂給料、爭議費用合せて一千圓也に金一封（二百五十圓）を支給すること。二、従業員側は全員の解雇を認むること。

第四章 婦人勞働者及び

職業婦人の爭議

第一節 婦人勞働者の爭議

婦人勞働者殊に謂ゆる女工の爭議は當研究所調査では一般勞働者の爭議に含めてをるので、これを第一章に一般的に記述したわけであるが、いま社會局調に據るに、婦人のみによる爭議は、爭議總件數

(同盟罷怠業・工場閉鎖を件つた争議)六一〇件のうち二九件(四・八%)で、前年の四二件(四・六%)に比し減少してゐるが、その全體に對する割合は略同率であり、更に男女合同の争議は二〇四件(三三・四%)で前年の三三三件(三七・三%)よりは可なり減少を示してゐる。婦人の争議参加人員は一二、七二六人で全體の二六%に當り、前年の一三、一九三人(二四%)に比し五〇〇人弱の減少であるが、全體に對する割合は約二%増加したと報告せられてゐる。

いまこれら婦人参加の争議の業態別につき同局調査の報ずるところは次の如くである。

「之等の争議は婦人の集團的労働者の多い染織工業に最も多く五一件、その参加人員八、三二四人に達し化學工業は六四件二、一七八人か算ふ。その他は雜工業の三一五五六五人、土木建築業の一三件二三二人、運輸業の九件一七六人、飲食物製造の五件一四三人、機械器具製造業の一四件一一二人、鑛業の四件八七人、通信従業員一件一四人の順序になつており、その他の業務に従ふ者四一件八九五人である。」

第二節 職業婦人の争議

女工以外の勤勞婦人では謂ゆる職業婦人であるが、この種婦人の争議は本年も依然微々たるものである。當研究所の調査によれば、昭和八年におけるその數は一〇件、前年は九件、前々年は十五件であつた。數的には先づ殆んど發展を示してゐないといつてよい。

これを業態別に分てば、藝娼妓の争議五件、看護婦三件、ダンサ

ー一件、カフェ女給一件であり、本年も前年も藝娼妓が首位を占めてゐる。

地方的分布を見れば、東京の四件、岡山の二件以外は、大阪・埼玉、栃木、静岡の各一件である。

これを原因別に見れば、婦人側よりの改善要件六件、收入減一件、解雇反對一件、感情のもつれ二件といったところ、大體にこの種婦人が積極的に出たものと見るこゝろができる。例年この傾向は強い。争議の経過は罷業八件、紛議二件、これまた前年の傾向と一致しており、争議の結果は婦人側に有利解決四件、妥協三件、他の三件は不明である。

右十件のうち主なるものを拾へば左の七件である。

發生月				參加人員		關係團體名
カフエ、エイト	(大阪)	四月	一〇	倉敷市醫師會附	屬看護婦會	
さくくらや	(東京)	五月	三	東京産婆看護婦會		
宇都宮中央檢番	(栃木)	十月	三〇	貸座敷	三井屋	
名倉看護婦會	(同)	同	一三			

總評關東醫務從業員組合

總評關東醫務従業員組合

第二篇 労働組合

第一章 工・鑛・交通業労働者の運動

工・鑛・交通業労働者の運動は労働運動の基本線をなす。労働者の運動は主として労働組合を中心として進められる。労働者の政治運動たる無産政黨運動もまた、その實勢力の母體は労働組合にあることを俟たない。それ故に、工・鑛・交通業労働者の組合運動の情況を尋ねることによつて、一般に労働運動の趨向を知り得るであらう。

いま工・鑛・交通業労働者の組合を量的方面から見ると、これらの組合を主要部分として構成される日本の労働組合の全組織は、その絶對量において昨年に比し幾分擴大を示してゐることは事實である。しかし、いはゆる組織率、即ちその全就業労働者數に對する相對的率においては、前年に比して却つて減少し、僅かに七・五%を占むるにすぎぬ。いふまでもなく、これは、謂ゆるインフレ景氣による就業人員の増加のためであるが、その増加の割合に對比して組織運動が殆んど伸びなかつたことを示してゐる。日本におけるこの組織率の微弱、しかもそれが數年來停滞狀況にあると云ふ事實は、我が労働運動の示す大きな弱點であり、従つてまた猛省さるべき大問題であらう。産業別に見て本年中組合員の増加を見た部門をあぐれば、その主たるものは化學、運輸交通、土木建築等であり、機械

器具、染織等の鍵鑰産業が却つて減退を示してゐるのも注目に價する。

次に、組合運動の質的動向はどうであつたか。昨年度において華々しく擡頭した國家社會主義的運動は、本年に入つて終始全く不振、早くも内部には龜裂を生じ、その一部分は謂ゆる「日本主義」なる旗印のものに一個獨特の團體へと移行した。日本労働同盟を脱出した今村等氏等の一派（後に「日本産業軍」を結ぶ）がそれであり、遞友同志會を離脱した赤松氏一派の日本遞信従業員組合がまたそれである。日本主義とは、一般に、從來凡そ労働運動の根本義となされた階級闘争を否定するものであり、その一派の主張によれば「勞資問題に對し無道義マルクス主義的労働運動を蟬脱」するものといふ。この運動と並行して日本造船労働聯盟の自彊組合を主導とする『日本産業労働俱樂部』が結成されたが、これまた社會民主主義を清算すべしとなし、「労働運動を國家的信念の上に置く」と主張する。「産業立國第一」なるその標語は、眞意必しも明瞭ではないが、大體に上記今村、赤松氏等の運動と癸を一にする非常時の所産である。日本産業労働俱樂部はかゝる立場から日本労働組合會議に對抗せんとした。しかし、かゝる日本主義労働組合の運動も、國社一派と同様に我が労働運動の主流からは未だ可成りの距離にあるやうである。これらの動きに對應して、謂ゆる合法左翼と稱せられた諸團體も、『關東労働組合會議』を結成して左から日本労働組合會議に肉迫したが、その統制は未だ強固でなく、従つてその勢力も前者には遠く及ばなかつた。この間にあつて、『日本労働組合會議』および會議加盟の各組合も、非常時情勢の重壓下に活潑なる運動は示

さず、いはゞ守勢的態度を持続した。しかし、日本労働組合會議の謂ゆる健實なる労働組合主義に對しては、政府當局も理解を深めたるものゝ如く、幾分とも助長的態度を示さんとするかに見えた。かゝる情勢のうちに尙ほ注目を惹いた一點は、從來の合法左翼的な急進的諸組合のうちに漸時右轉せんとする傾向のあらはれたことであらう。東京市従は鮮やかに轉換し、東京交通また幾分のかゝる動向に出で、従つて交通總聯盟もこれに動かされるところがあつたと觀取される。東電従業員如きは著しく溫健化した。

合法諸組合のかゝる動きをよそにして地下に延びんとする左翼非合法組合、日本労働組合全國協議會はいかなる動向を辿つたか。全協についてはその活動に合法的報道を缺き、従つて正確なる資料を手にし得ないために、本文中には特にその記述を省いたが、その表面にあらはた方向のみを窺へば、大體次の如くである。

全協は昭和七年七月、第一回擴大中央委員會において高度なる政治的綱領を掲げ、經濟團體たる労働組合としての機能としてより、政治的關係の高唱からむしろ組合運動の主要目的たる經濟運動の埒外に逸せんとする傾向を示した。偶々七年十月の謂ゆる熱海事件、佐野・鍋山氏等の轉向事件等に遭遇し、それらを契機として行動綱領を中心に理論的對立を生じ、延いてはこの組合内部の混亂から全協の組織を解消せよと唱ふる一派が擡頭するに至つたが、他方には二月廿六日事件による中央部の壊滅、さらに六月には再建中央部も破壊されるの狀態に陥り、同月開催の豫定であつた第二回擴大中央委員會も延期に延期を餘儀なくされ、遂に昭和八年中には開催不能の狀態であつたと傳へられる。従つて八年中における活動が

極めて消極的であり、不振の狀態を呈したことは想像に難くない。尙ほ組合戦線における注目すべき動向については、各組合の運動を述べるに當り之を指摘しておいた。

第一節 労働組合の組織状況

我國における労働組合數並に組合員數の現況を社會局の發表にかゝる調査を通じて觀察してみる。

労働組合並に組合員總數 昭和八年末現在における我が労働組合數は九四二、その組合員數は三八四、六一三人である。同年末における労働者總數五、一二六、七一九人に對比すれば、我國における労働組合の組織率は七・五となる。これを前年に比較すれば組合數において一〇、員數において六、九八八人の増加を示してゐるのであるが、組織率は前年の七・八%に比し却つて減少してゐる。これは本年度において就業労働者の急増を見た結果に他ならず、これもつて直ちに組織状況の低下を語ることはできないが、しかし、何れにしても、昭和六年以來組織率の上昇が極めて微弱であることは覆ひ得ないところである。これについては社會情勢の動向が影響するところ甚大であること、これまた否定し難いところであらう。

労働者總數及び組織労働者數

年次	労働者總數	組織労働者數	組織労働者對労働者總數の比率%
昭和元年末	四、六四、六八一	二八四、七三九	六・一
同 二年末	四、七〇三、七五七	三〇九、四九三	六・五

同	三年末	四、八二四、七六〇	三〇八、九〇〇	六・三
同	四年末	四、八七三、〇八一	三三〇、九八五	六・八
同	五年末	四、七三三、〇〇二	三五四、三二二	七・五
同	六年末	四、六七〇、二七五	三六八、九七五	七・九
同	七年末	四、八六〇、二七六	三七七、六二五	七・八
同	八年末	五、一二六、七一九	三八四、六一三	七・五

業態別組織状況 組織状況を工・鑛・交通・その他に大別して見れば、組織労働者の数は工場労働が最も多く十六萬三千人に達し交通運輸関係は十五萬五千人であるが、組織率は後者最も高く二七・九％である。しかし、この組織率も前年の二九・一％に比すれば減少を示してゐる。即ち左の如し。

鑛・工・交・日傭別労働組合員數

種 別	労働者總數	組織労働者數	組織労働者總數に對する比率
工場労働者	二、三三四、〇三九	一六三、〇九一	七・三
鑛山労働者	二二七、九八八	五、七一一	二・五
運輸交通通信労働者	五五六、九二九	一五五、一三四	二七・九
日傭労働者其他	二、一〇七、七七三	六〇、六七七	二・八
計	五、一二六、七一九	三八四、六一三	七・五

更にこれを各種業態別に細別すれば、運輸交通労働者の一五二、二三一（全組合員數の三九・六％）が最も多く、これにつぐもの機械器具製造業の労働者八八、五五九（同じく二三・〇％）で、それ以下は格段の相異がある。上記二部門で全組織労働者の六二・六％

を占めてゐる。

業態別組合數並に組合員數

業 態 別	昭和八年末		昭和七年末	
	組合數 (括弧内女)	組合員數	組合數 (括弧内女)	組合員數
機械器具	八〇	八八、五五九(二、〇五二)	八〇	九三、六八九(一、五七九)
化学	八九	二二、〇六二(二、四三〇)	八四	一九、四八七(一、五七四)
染織	三九	一六、一九九(八、四五八)	四四	一六、五四〇(六、七〇〇)
飲食	二五	六、三三三(九四三)	二七	四、七八一(五六九)
雑工業	一四〇	一九、六四二(二、一九五)	一四七	二〇、二八三(二、二一五)
鑛業	二〇	五、七一一(一一四)	二三	六、三三〇(一一四三)
瓦斯電気	二三	九、三〇六(一〇二)	一四	九、七三八(八三)
運輸交通	九四	一五、二二一(二、二五五)	一〇九	一五、五〇七(一、四九九)
通信	七	二、九〇三(二)	五	三、〇五〇(一)
土木建築	五〇	一〇、四三三(一)	四七	八、三九一
其の他	三七五	五〇、二三四(二、九七三)	三三二	四七、八二九(二、八〇六)
計	九四二	三八四、六二三(二、五三三)	九三二	三七七、六二五(一七、〇三七)

婦人労働者の組織状況 婦人の労働組合に組織せられたものは二一、五二三人であつて、これを婦人労働者總數一、五三三、八二〇人に比すれば一％強で、前年と大差なく、また右は組織労働者總數の五％強で、これは前年の四％強よりは増加してゐる。一般労働者の組織率が低下傾向にあつたに對して、婦人労働者のそれは比較的に好状態を呈してゐると見られる。

職業別組合及び産業別組合 労働組合を職業別組合と産業別組合

とに別つて見るに、産業別組合は四六六、その組合員数三一九、〇四七人にして全組織労働者の八三%を占む。職業別組合と一般労働者組合は依然非常に少い。その七、八年の状況は左の如くである。

職業・産業別組合並に組合員数

職業別 産業別 一般労働者 計	昭和八年末		昭和七年末	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数
職業別	一四九	二二、〇九八	一四九	三三、四八一
産業別	四六六	三九、〇四七	四六九	三三、二四三
一般労働者	三七	四三、四六八	三四	四一、九〇一
計	九三二	三八四、六一三	九三三	三七七、六三五

單一組合及び聯合組合 昭和八年は聯合組合加盟員数が單一組合の員数より著しく尠くなつた。この理由は、日本港湾従業員組合聯盟が單一組合に組織がへして日本港湾従業員組合となり、また聯合組合であつた八幡市所在の日本製鐵労働組合聯合會及び官業労働總同盟加盟労働組合同志會が日本製鐵従業員組合および日本産業労働協進組合の二單一組合に組織がへしたことが主因であると見られる。

單一・聯合別組合並に組合員数

單一組合 聯合組合 (聯合加盟組合) 計	昭和八年末		昭和七年末	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数
單一組合	五〇三	二二、八八三	四八九	一八七、二八七
聯合組合	七〇	一七三、七三〇	六六	一九〇、三三八
(聯合加盟組合)	三七〇	一七三、七三〇	三七七	一九〇、三三八
計	九三二	三八四、六一三	九三三	三七七、六三五

地方的分布 労働組合員数の多いのは兵庫、東京、大阪、神奈川、

広島、福岡、北海道の府縣で、長野、岩手、青森、富山、鳥取、島根、香川、愛媛、大分、熊本、宮崎の諸縣は五百人に満たない。いま組合員一千名以上の府縣について組合数、員数を見れば次の如し。

廳府縣別労働組合及組合員数

廳府縣	組合数	組合員数 (括弧内女)	廳府縣	組合数	組合員数 (括弧内女)
北海道	三六	一〇、五五三 (二〇)	宮城	九	一、二三八 (一)
東京	一九五	七四、四〇四 (九、一七五)	京都	三三	五、三八七 (一三八)
神奈川	四四	四三、二四一 (一、二三三)	大阪	二〇	六五、五七四 (四、七三三)
兵庫	六八	八八、五〇四 (三三〇)	福井	五	一、〇三八 (三五)
長崎	二七	八、五四四 (二三八)	石川	二五	二、二六三 (一)
新潟	一〇	一、九六七 (五〇五)	廣島	二五	二、三八七 (一八八)
埼玉	七	二、二七 (六三三)	山口	三	三、九六六 (二四)
群馬	三	一、一六七 (一五九)	和歌山	三三	三、六〇三 (一)
栃木	二六	五、四七四 (一)	徳島	三	二、一九五 (一九〇)
三重	八	一、〇六九 (二六四)	高知	一六	一、四九九 (三六七)
愛知	六〇	八、九五〇 (七六三)	福岡	三二	一〇、七九五 (二三五)
静岡	一五	一、五五六 (六三四)	鹿児島	二	三、三〇三 (一)
岐阜	二九	四、九七五 (一、〇八六)			

第二節 労働組合の共通運動

本年度において労働組合を通じての共通運動と目すべきものを擧ぐれば、先づ例年の如く行はれた國際労働會議に對する運動とメー

デーの運動があり、また昨年結成せられた「日本労働組合會議」は本年に入つても比較的順調の發展をどけたと見られる。特に本年において注目すべきものとしては、謂ゆる「日本主義」を標榜した諸組合によつて進められた「日本産業労働俱樂部」の運動と、これと對蹠的立場で合法左翼的組合によつて旗擧げされた「關東労働組合會議」の結成であらう。以下、これらの共通運動につきその概況を記述する。

一 國際労働會議

第十七回國際労働總會は昭和八年六月八日より六月三十日に亘り瑞西ジュネーブに開催された。同會議に我國より出席せる労働代表委員並に顧問の選出情況及總會の概況並に總會の結果を左に記述する。

1 労働代表委員並に顧問の選出事情

我國に於て労働代表の推薦資格を有する労働組合は三十餘組合であるが、代表並に顧問の選出は從來右翼六組合の盟廻しの獨占到歸して居つた。昨年初めて、同年六月創立の日本労働俱樂部が労働代表並に顧問の人選をなせる結果全國労働及總聯合の二つの俱樂部加盟組合が上記獨占組合と並んで推薦申告をなすに到つたものである。本年は、昭和七年九月日本労働俱樂部の改組によつて設立された日本労働組合會議（日本海員組合、日本労働總同盟、官業労働總同盟、全國労働組合同盟、日本労働組合總聯合、海員協會、日本港灣従業員聯盟、日本労働總聯盟、日本製鐵労働組合聯合會、東瓦従業員組合の十組合加盟）が會議自體として申告をなした。即ち本年

一月十四、十五兩日東京に於て開催された組合會議第三回執行委員會に於て「労働代表並に顧問選出に關する件」が提案審議され、審議の結果候補者の決定をみたものである。同委員會に於ては總聯盟及海員協會は總聯合の坂本孝三郎氏を推し、全國労働、海員組合は夫々組合より選出したき旨を主張したが。翌十五日の委員會にて全國労働側が讓步せるため滿場一致坂本氏が推擧され、顧問一名は日本製鐵聯合會より選出し、他の一名は書記局詮衡のことに決定し、次で同日午後開かれた組合會議第三回評議員會に於いて上記執行委員會の決定が其儘承認され、書記局一任の他の一名の顧問は書記局が各加盟組合と協議の結果官業労働總同盟より推薦することゝなつた。かくて組合會議は右の決定に基き一月二十日組合會議として労働者第一候補者坂本孝三郎、顧問第一候補者阪口若松、同第二候補者今岡與一の諸氏を推薦申告した。

日本労働組合會議の外海軍労働組合聯盟、日本造船労働聯盟、足尾銅山鑛職夫組合總聯合會の四組合も推薦申告をなしたが、造船労働聯盟が代表第一候補に坂本氏を推せる外海軍、足尾兩組合は各候補とも夫々自組合より推薦した。各團體の推薦候補者氏名並に各候補者の得票數は左の如くである。

推薦労働 查定		労働者代表委員候補者氏名			同上顧問候補者氏名		
團體名	票數	第一候補者	第二候補者	第三候補者	第一候補者	第二候補者	第三候補者
日本労働組合會議	三四	坂本孝三郎	阪口若松	今岡與一			
海軍労働組合聯盟	三	林助一			野副勝一郎	高谷勝次郎	

日本造船 五 坂本 孝三郎 林 助一 石井熊藏 今岡與一 永野友章
労働聯盟 足尾銅山 三 村上 政之助 堀綱四郎 生田龍作 佐藤 新一郎 曳田仁作
鑛職夫組 合總聯合

得票數

代表第一候補者 坂本 (二一九票) 林 (次點三二票)
顧問第一候補者 阪口 (二一四票) 野副 (次點三二票)
同 第二候補者 今岡 (二一九票) 高谷 (次點三二票)

(以下略)

政府は本年四月四日右の推薦に基き労働代表委員並に同顧問を次の如く決定し、同時に任命せる政府側並に使用者側代表委員及顧問と共に之を發表した。

政府側

代表 表 國際労働機關帝國事務所長 吉阪俊藏、社會局部長 赤松小寅

顧問 社會局事務官 櫻井安右衛門、警視廳事務官 鈴木脩

三、社會局事務官 平井章、社會局事務官 安積得也

委員附 社會局事務官 福田喜東、社會局囑託 津田正夫

雇傭主側

代表 表 日本商工會議所理事、東京商工會議所理事、全國産業團體聯合會常務理事法學博士 渡邊鐵藏

顧問 日本商工會議所囑託 宮島綱男、住友合資會社労働課長 津田秀榮

隨員 東京商工會議所書記 内海源男

労働者側

代表 表 日本労働組合總聯盟中央執行委員長 坂本孝三郎

顧問 官業労働總同盟中央委員 阪口若松、日本製鐵労働組合聯合會會長 今岡與一

隨員 日本労働總聯盟關東聯合會々長 高山久藏

(労働者側顧問 今岡氏はジュネーブへの航行中病歿されたため隨員高山氏が顧問に任命された。)

2 總會の概況

第十七回國際労働總會は昭和八年六月八日から七月一日まで瑞西ジュネーブに開催され、前後二六回の本會議を開いて條約案七箇と勸告二箇とを採擇した。今次總會の參加國數は前回同様四十九ヶ國(完全代表を派遣せるは三十五ヶ國)であり、出席代表總數は一五九名、同顧問は二一二名であつた。以上の外本年は非締盟國アメリカ合衆國が正式オブザーヴァー四名を派遣して注目された。

尙獨逸代表團は自國労働代表が労働者代表團内部に於て受けたる差別待遇並に之に對する抗議の不受理を獨逸代表團全體に對する重大なる侮辱と認め、聲明書を發して六月十九日に引上げた。

本總會の議長にはデ・ミケリス氏(イタリヤ政府代表)が、副議長には(政府側)クレスウエル(南阿)、(雇傭主側)コルト・リンドン(和蘭)、(労働者側)ヘイデー(英)の諸氏が夫々選舉された。

會議事項は次の如くであつた。

甲 正式會議事項 一、有料職業紹介所の廢止に關する問題(第二回討議) 二、癡疾、老齡及寡婦孤兒保險に關する問題(第

二回討議)三、失業保險及各種失業者救済方法に關する問題
(第一回討議)四、自動式板硝子製造業に於ける休息及交替
制度に關する問題(第一回討議)五、労働時間短縮に關する
問題(第一回討議)

乙 正式會議事項以外の諸問題 一、農業に於ける團體協約に關
する報告の審議 二、諸條約の施行に關する毎十年報告の
審議 三、事務局長の年次報告の審議 四、諸條約の適用に
關する第四百八條年報の審査 五、總會議事規則改正問題
六、各代表提出の決議案の審議

本總會に於て設置された議題關係委員會は、(イ)職業紹介委員
會(ロ)廢疾養老遺族保險委員會(ハ)失業保險委員會(ニ)
硝子委員會(ホ)時間短縮委員會(ヘ)農業團體協約委員會
(ト)第四百八條委員會(チ)議事規則委員會(リ)決議案委
員會(ヌ)起草委員會の十であつて、右の中我國代表の委員とし
て參加せる委員は

▲政府代表——イ、ニ、ホ ▲雇傭主代表——ニ、リ ▲労働
者側——ロ、ハ、ニ、ホ、リの各委員會であつた。

上記正式會議事項の(一) 有料職業紹介所の廢止に關する問題は
今次總會に於ては第二回討議であるので、前年總會討議の結果に基
き作製された一條約草案及一勸告草案が本總會に提出審議された。
委員會は右の二草案の各條項に若干の修正を加え一條約案及一勸告
を可決した。總會に於ては第二四次會議で更に條約案に修正を加へ
たる後九十一票對二十票(日本政府代表棄權、雇傭主代表反對、勞
働代表賛成)にて之を採擇、勸告は九二票對七票にて之亦採擇さ

れた。(條約案全文後掲 勸告略)

正式會議事項の(二) 廢疾養老及寡婦孤兒保險に關する問題も今
次總會に於ては第二回討議なるため、豫め作製されたる次の六條約
草案(イ) 強制廢疾保險條約案(ロ) 同農業條約案(ハ) 強
制老齡保險條約案(ニ) 同農業條約案(ホ) 強制寡婦孤兒保險
條約案(ヘ) 同農業條約案及び二勸告草案(イ) 廢疾、老齡及
寡婦孤兒保險の一般原則に關する勸告、(ロ) 廢疾、老齡及寡婦孤
兒保險の治療的及豫防的措置の指導原則に關する勸告の二勸告草案
に付き審議を行つた。即ち先づ委員會に於て上記六條約案並に勸告
(イ)に若干の修正を加えて可決し(勸告(ロ)は審議せず従つて
總會に提出せず)、同時に同委員會にて可決せられたる「總會は一國
より他國へ移住する労働者の爲廢疾、老齡及寡婦孤兒保險に依り取
得したる權利及取得の中途にある權利の維持問題を一九三四年の總
會の議題となすに決定」する旨の決議とともに本總會の審議にかけ
た。本總會にては右の六條約案、一勸告案及一決議とも何れも無修
正にて可決され、第二五次會議に於て最終表決の結果(ハ)は一〇六
票對五票(日本側は政府代表棄權、他の二代表賛成)、(ニ)は八四
對一七(日本側労働代表のみ賛成、他は棄權)、(イ)は八九對七(日
本側同上)、(ロ)七五對一八(同上)、(ホ)九二對六(同上)、(ヘ)
七三對一八(同上)にて何れも採擇され、又勸告も七二對二〇(同
上)を以て採擇された。(條約案(イ)及(ロ)の全文後掲)

以上の外正式會議事項(三)及(四)に關しては今次總會が第一
回討議なりしを以て單に一般的討議を爲し、次回の總會に於て最終
討議を爲すべき旨を議決すると共に各國政府宛て發すべき質問書の

要點を結論の形式に於て決定せるに止まる。また正式會議事項(五)に關しては今次總會に於て今次總會を以て第一回討議とし來年更に第二回討議を行ふべきか又は一回制に依り本年最終討議を行ふべきかを決定することとなり、先づ之が決定の爲一般討議をなせる結果八十六票對二十二票を以つて通常の二重討議制によるべしとする案が可決確定された。從つて(五)の問題に關しても(四)、(五)の問題と同様本總會に於ては質問事項案が審議せられ、同様の結論が採擇された。

3 總會の結果

今年度國際勞働總會に於いては、前後二十六回に亘つて開かれた本會議の結果次の七個の條約案と二個の勸告とが採擇された。

條約案

- 一、有料職業紹介所に關する條約案(全文後掲)
- 二、工業的企業、商業的企業及自由職業に傭使せらるゝ者等の爲の強制養老保險に關する條約案(全文後掲)
- 三、農業的企業に傭使せらるゝ者の爲の強制養老保險に關する條約案
- 四、工業的企業、商業的企業及自由職業に傭使せらるゝ者等の強制癈疾保險に關する條約案
- 五、農業的企業に傭使せらるゝ者の爲の強制癈疾保險に關する條約案
- 六、工業的企業商業的企業及自由職業に傭使せらるゝ者等の爲の強制寡婦孤兒保險に關する條約案
- 七、農業的企業に傭使せらるゝ者の爲の強制寡婦孤兒保險に關する條約案

勸告

勸告

- 一、有料職業紹介所に關する勸告
 - 二、強制的養老癈疾及寡婦孤兒保險の一般原則に關する勸告
- 以上の他今次總會に於いては次の二個の質問事項が採擇されたる外、尙下記の諸代表提出の六決議が審議可決されてゐる。

質問事項

- 一、失業保險及各種形態の失業者扶助に關する質問事項
- 二、自動式板硝子工場に於ける休憩及番方交替の方法に關する質問事項
- 三、勞働時間短縮に關する質問事項

決議

- 一、世界通貨經濟會議に對する決議(國際勞働局理事會代表者チャタージ、オルステッド、ジュオアの三氏提出)
- 二、建築勞働者の安全に關する決議(南阿勞働者代表モリア氏及日本勞働者代表坂本氏提出)
- 三、炭坑勞働時間條約の批准促進に關する決議(英國勞働者代表ヘイデー氏提出)
- 四、獨逸避難民に關する決議(和蘭勞働者代表クーパー氏、佛蘭西勞働者代表ジュオア氏、白耳義勞働者代表メルテンス氏、瑞西勞働者代表シュルヒ氏提出)
- 五、國內的及國際的公共事業の組織及調整に關する決議(佛蘭西勞働者代表ジュオア氏、白耳義勞働者代表メルテンス氏提出)
- 六、過超時間の制限に關する決議(佛蘭西勞働者代表ジュオア氏)

提出)

七、内外労働者の均等待遇に関する決議(支那政府代表蕭繼榮氏及謝東發氏提出)

次に本總會に於いて採擇された條約案中有料職業紹介所に關する條約案、工業的企業、商業的企業及自由職業に傭使せらるゝ者等の爲の強制養老保險に關する條約案及農業的企業に傭使せらるゝ者の爲の強制養老保險に關する條約案正文を掲げて置く。

一、有料職業紹介所に關する條約案

(前文省略)

第一條

- (一) 本條約に於て「有料職業紹介所」と稱するは左を包含す
- (イ) 營利の目的を以て行はるゝ職業紹介所、即ち、雇傭主又は労働者より金銭上又は他の物質的利益を直接若は間接に取得する目的を以て労働者に對して職業を取得せしめ、又は雇傭主に對して労働者を供給する爲め仲介者として行爲する一切の者、會社、機關、事務所其の他の刊行物を包含せず、但し雇傭主及労働者の間の仲介者として行爲することを全部の若は主たる目的として刊行せらるゝ場合は此の限りに在らず

- (ロ) 營利の目的を以て行はるゝに非ざる職業紹介所、即ち金銭上其の他の物質的利益を取得する目的を以て行はるゝに非ざるも、其の紹介事務に對し雇傭主又は労働者より入會金、定期的據出金其の他の料金を徴する一切の會社、機關、事務所其の他の團體の紹介事務

第二部第二篇 労働組合

- (二) 本條約は海員の職業紹介には之を適用せず

第二條

- (一) 前條第一項(イ)に定義せらるゝ營利の目的を以て行はるゝ有料職業紹介所は本條約が當該締盟國に對して效力を發生してより三年以内に廢止せらるべし

- (二) 廢止に先て期間中

- (イ) 營利の目的を以て行はるゝ有料職業紹介所を新に設置することを得ず

- (ロ) 營利の目的を以て行はるゝ有料職業紹介所は權限ある機關の監督を受くべく且専ら右機關の承認する料金表に従ひて料金及費用を課すべし

第三條

- (一) 本條約第二條第一項の規定に對する例外は例外の場合に於て權限ある機關に依り許容せらるゝことを得、但し關係ある雇傭主團體及労働者團體と協議の上に限る

- (二) 本條に依る例外は國內の法令又は規則に依り正確に定義せらるゝ種類の労働者にして其の職業紹介が右の例外を正當とする特殊の狀況に於て行はるゝ職業に屬するものを取扱ふ紹介所に限り許容せらるべし

- (三) 第二條に掲ぐる三年の期間の満了後は本條に依りて新たな有料職業紹介所の設置を許容することを得ず

- (四) 本條に依り例外を許容せらるゝ一切の有料職業紹介所は(イ) 權限ある機關の監督を受くべし

- (ロ) 一年を限り有效なる免許狀にして權限ある機關の裁量

に依り十年を超えざる期間中更新し得るものを所持することとを要求せらるべし

(ハ) 専ら権限ある機関の承認する料金表に従ひて料金及費用を課すべし

(ニ) 其の免許狀に依り之を行ふことを認許せられたる場合並に其の業務が關係國間の協定に依り行はるゝ場合に限り、外國に於て労働者の職業紹介又は募集を行ふべし

第四條

(一) 第一條第一項(ロ)に定義せらるゝ營利の目的を以て行はるゝに非ざる有料職業紹介所は

(イ) 権限ある機関の認許を有することを要求せらるべく、且右機關の監督を受くべし

(ロ) 所要の費用を嚴密に考慮して権限ある機関に依り決定せらるゝ料金表を超えて料金を課することを得ず、且

(ハ) 権限ある機関に依り之れを行ふことを許可せられたる場合並に其の業務が關係國間の協定に依り行はるゝ場合に限り、外國に於て労働者の職業紹介又は募集を行ふべし

第五條 本條約第一條に定義せらるゝ有料職業紹介所及常時職業紹介に従事する一切の者、會社、機關其の他民間團體は、無料にて其の事務を行ふ場合と雖も、其の紹介事務が無料にて行はるゝや又は有料にて行はるゝやを権限ある機関に對して申告すべし

第六條 國內の法令又は規則は上記諸條又は之に效力を付與する法令若は規則の違反に對し、必要ある場合には本條約に依り規

定せらるゝ免許狀及認許の取消を含めて、適當なる刑罰を設くべし

第七條 ヴルサイユ平和條約第四百八條及他の平和諸條約の對當條項に依り提出せらるべき年報には第三條に依り許容せらるゝ例外に關する一切の必要な情報を包含すべし

(第八條乃至第十四條は所謂標準條項なるが故に之を省略する)

二、工業的企業、商業的企業及自由職業に傭使

せらるゝ者、家内労働者並に家事労働者の

爲の強制養老保險に關する條約案

(前文省略)

第一條 本條約を批准する國際労働機關の各締盟國は本條約に掲ぐる規定と少くとも同等なる規定に基く強制養老保險制度を設立し又は維持することを約す

第二條

(一) 強制養老保險制度は工業的企業又は商業的企業若は自由職業に傭使せらるゝ筋肉及非筋肉労働者(徒弟を含む)、家内労働者並に家事労働者に之を適用す

(二) 尤も各締盟國は左記に關し必要と認むる例外を當該國の法令又は規則に於て設くることを得

(イ) 一定の額を超ゆる報酬を受くる労働者、及國內の法令又は規則が此の例外の適用に當り之を一般的ならしめざる場合に於ては通例自由職業と考へらるゝ職業に従事する非筋肉労働者

(ロ) 金錢賃金の支給を受けざる労働者

(ハ) 一定年齢未満の年少労働者及始めて被傭者と爲りたる際保険加入の爲には既に老齢に過ぐる労働者

(ニ) 家内労働者にして其の労働條件が通常の賃金稼得者と著しく異なるもの

(ホ) 労働者にして其の雇傭が全體として其の性質上短期なる爲め給付を受くる資格條件を具備することを能はざるもの及専ら隨時又は補助の賃金労働に従事する者

(ヘ) 痼疾労働者及痼疾年金又は養老年金を受くる労働者

(ト) 私的所得を有する者及退職せる公の職員にして報酬を受けて傭使せらるゝもの、但し退職年金又は私的所得が國內の法令又は規則に依り規定せらるゝ養老年金と少くとも同等なる場合

(チ) 労働者にして其の修習中教授を行ふもの又は右の修習に相應する職業の準備として報酬を受けて労働するもの

(リ) 農業的雇傭主の世帯に傭使せらるゝ家事勤勞者

(三) 尤も法令、規則又は特殊制度に依り本條約に規定する所と全體として少くとも同等なる養老給付を受くる權利を有する者又は之を有するに至るべき者は保険加入の義務を免除せらるゝことを得

(四) 本條約は海員及海上漁夫に之を適用せず

第三條 國內の法令又は規則は其の決定すべき條件に依り、從前強制的に保険せられたる者にして年金受給年齢に到達せざりしものに對し任意に其の保険を繼續する權利を付與し、又は此の爲にする納付金の定期的拂込に依り其の權利を保存する權利を

付與すべし、但し右の權利が自動的に保存せらるゝ場合又は既婚の女子の場合に於て強制保険加入の義務を有せざる夫が任意保険に加入し之に依りて其の妻をして養老年金若は寡婦年金を受くる權利を有せしむることを許容せらるゝ場合は此の限に在らず

第四條 被保険者は國內の法令又は規則に依り定めらるゝ年齢に達したるとき養老年金を受くる權利を有す、右年齢は被傭者の爲の保険制度の場合には六十五歳を超ゆることを得ず

第五條 年金を受くる權利は資格期間の完了を條件とすることを得べく、資格期間は保険加入以來且被保険事故發生に直に先て一定期間中に於ける最少限回數の掛金の拂込を伴ふことを得

第六條

(一) 強制保険加入の義務消滅したる被保険者にして其の口座に振込まれたる掛金に對する割戻を表はす給付を受くる權利を有せざるものは右掛金に關する其の權利を存置せらるべし

(二) 尤も國內の法令又は規則は一定期間満了に依り掛金に關する權利を打切ることを得、右期間は被保険者の保険加入の義務消滅したる日より起算せらるべく且つ固定し又は異動することを得

(イ) 異動する期間は保険加入以來掛金の振込まれたる期間の全體の三分の一(掛金の振込まれざる期間を之より控除す)を下ることを得ず

(ロ) 固定したる期間は如何なる場合に於ても十八ヶ月を下

ることを得ず、且掛金に關する權利は右期間の満了に先ち國內の法令又は規則に依り規定せらるゝ最小限回数^ノの掛金が強制保險若は任意繼續保險に依り被保險者の口座に振込まるゝに非ざれば右期間の満了に依り之を打切ることを得

第七條

- (一) 年金は其の保險せられたる期間に依存すると否とに拘らず定額たるべく若は保險の目的上考慮せらるゝ報酬の百分率たるべく、又は拂込まれたる掛金の額に依り異なるべし
- (二) 年金が其の保險せられたる期間に依り異り且其の許與が被保險者に依る資格期間の完了を條件とする場合には、年金は最低率が保障せらるゝに非ざれば其の保險せられたる期間に依存することなき定額又は固定部分を包含すべし、年金が資格期間の完了に關する條件を付せずして許與せらるゝ場合には、年金の保障最低率を規定することを得
- (三) 掛金が報酬に應じて差等を付せらるゝ場合には、此の爲考慮せらるゝ報酬は年金が其の保險せられたる期間に依り異ると否とに拘らず年金の計算の爲にも考慮せらるべし

第八條

- (一) 給付を受くる權利は當人が保險機關に對して詐欺を行ひたる場合には其の全部又は一部を剝奪し又は其の支給を停止することを得
- (二) 年金は當人左記に該當する期間中は其の全部又は一部の支給を停止することを得

- (イ) 強制保險の適用ある雇傭に在る期間
- (ロ) 専ら公の費用に依り扶養せられつゝある期間
- (ハ) 強制社會保險、年金又は労働者災害補償若は職業病補償に關する法令又は規則に依り支給せらるゝ他の定期的現金給付の支給を受くる期間

第九條

- (一) 被保險者及其の雇傭主は保險制度の財源に充つる爲掛金を行ふべし
- (二) 國內の法令又は規則は左の者の掛金拂込の義務を免除することを得
 - (イ) 一定年齢未満の年少労働者及徒弟
 - (ロ) 金錢賃金の支給を受けざる労働者又は其の賃金極めて低き労働者
- (三) 其の適用範圍を被傭者に限らざる國民保險制度に關する法令又は規則に於ては雇傭主の掛金は之を省くことを得
- (四) 公の機關は被傭者一般又は筋肉労働者を包含する保險制度の財源に對し又は其の給付に對し掛金を行ふべし
- (五) 本條約採擇の時に於て被保險者の掛金を要求せざる國內の法令又は規則は引續き右の掛金を要求せざることを得

第十條

- (一) 保險制度は公の機關に依り設立せらるゝ機關にして營利の目的を以て運用せられざるものに依り又は國の保險基金に依り管理せらるべし
- (二) 尤も國內の法令又は規則は關係當事者又は其の團體の發

意に依り設立せらるゝ機關にして公の機關に依り正式に認許せらるゝものに對し保險制度の管理を委任することを得

(三) 保險機關及國の保險基金の基金は之を公の基金より分離して管理すべし

(四) 被保險者の代表は國內の法令又は規則に依り定めらるべき條件に依り保險機關の管理に参加すべし、國內の法令又は規則は雇傭主及公の機關の代表の参加に就ても決定することを得

(五) 自治の保險機關は公の機關の行政上及財政上の監督を受くべし

第十一條

(一) 被保險者又は其の法定代理人は給付に關する爭議の場合に於て出訴の權利を有すべし

(二) 右の爭議は保險の目的及被保險者の要求を特に理解する裁判官(職業として行ふと否とを問はず)にして或は被保險者及雇傭主の各の代表として選ばるゝ補佐員に依り補佐せらるゝものを其の構成員中に包含すべき特別裁判所の所管と爲すべし

(三) 保險加入の義務又は掛金の率に關する爭議の場合に於て被傭主及其の雇傭主(雇傭主の掛金を規定する制度の場合に於て)は出訴の權利を有すべし

第十二條

(一) 外國人たる被傭者は自國民たる被傭者と同一の條件に依り強制保險加入の義務を負ふべし

(二) 外國人たる被保險者及其の被扶養者は其の口座に振込まれたる掛金より生ずる給付を自國民と同一の條件に依り受くる權利を有す

(三) 外國人たる被保險者及其の被扶養者は本條約に依り拘束せらるゝ締盟國にして従つて其の法令又は規則は第九條に依り保險制度の財源又は給付に對する國の補助を規定するものゝ國民なるときは、年金に對する補助金若は割増金又は年金の部分にして公の基金より支拂はるべきものをも受くる權利を有す

(四) 尤も國內の法令又は規則は年金に對する補助金若は割増金又は年金の部分にして公の基金より支拂はれ且強制保險に關する法令又は規則の施行の日に於て一定年齢を越ゆる被保險者に限り支給せらるゝものを受くる權利を自國民のみに限ることを得

(五) 外國居住の場合に於て適用せらるべき制限は本條約に依り拘束せらるゝ締盟國の國民たる年金受給者及其の被扶養者にして本條約に依り拘束せらるゝ他の締盟國の領土に居住するものに對しては右の年金の取得せられたる國の國民に對して適用せらるゝ限度内に限り適用せらるべし、但し年金に對する補助金若は割増金又は年金の部分にして公の基金より支拂はるべきものは之を支給せざることを得

第十三條

(一) 被傭者の保險は其の就業の場所に適用せらるゝ法令に依り支配せらるべし

(二) 右の原則に對しては保險の繼續の爲關係締盟國間の協定に依り例外を設くることを得

第十四條 締盟國は其の領土内に就業の場所を有し且外國に其の居住の場所を有する國境在住労働者に對し特別制度を適用することを得

第十五條 本條約が始めて效力を發生する時に於て強制養老保險を規定する法令又は規則を有せざる國に於ては現存する掛金不要の年金制度にして以下第十六條乃至第二十二條に定めらるゝ條件に依り年金を受くる個人的權利を保障するものは本條約の諸要求を満足するものと看做さるべし

第十六條 年金は國內の法令又は規定に依り定めらるべき年齢に達したるとき許與せらるべし、但し右の年齢は六十五歳を超ゆることを得ず

第十七條 年金を受くる權利は請求者が年金請求を爲す直前一定期間當該締盟國の領土に居住したることを條件とすることを得、右の期間は國內の法令又は規則に依り定めらるべし、但し十年を超ゆることを得ず

第十八條

(一) 年金請求者は其の資力年額が最低生計費を適當に考慮して國內の法令又は規則に依り定めらるべき限度を超えざるときは年金を受くる權利を有す

(二) 國內の法令又は規則に依り定めらるべき額を超えざる資力は資力の査定に當り之を免除すべし

第十九條 年金の率は免除せられたる資力を超ゆる年金請求者の

資力と合せて少くとも年金請求者の生活上の本質的必要を充すに足る額たるべし

第二十條

(一) 年金請求者は年金の許與又は其の率に關する爭議の場合には出訴の權利を有すべし

(二) 出訴は第一次の決定を與へたる機關以外の機關の所管と爲すべし

第二十一條

(一) 本條約に依り拘束せらるゝ締盟國の國籍を有する外國人は自國民と同一の條件に依り年金を受くる權利を有す

(二) 尤も國內の法令又は規則は外國人に對する年金の許與に關して其の者が自國民に付定めらるゝ居住期間より長きこと五年を超えざる期間當該締盟國の領土に居住したることを其の條件とすることを得

第二十二條

(一) 年金を受くる權利は當人左記に該當する場合には其の全部又は一部を剝奪又は停止することを得

(イ) 犯罪の廉に依り禁錮の刑に處せられたる場合

(ロ) 詐欺に依り年金を取得し又は取得せんとしたる場合

(ハ) 其の體力及能力に適合する勞務に依りて其の生計を立つることを強いて拒絕したる場合

(ニ) 年金は當人が専ら公の費用に依り扶養せられつゝある期間中其の全部又は一部の支給を停止することを得

第二十三條 第十二條第五項の規定を除くの外本條約は外國居住

の場合に於ける年金權の保存に關係せず

(第二十四條乃至第三十條は所謂標準條項なるが故に之を省略す)

三、農業的企業に傭使せらるゝ者の爲の強制養

老保險に關する條約案

(前文省略)

第一條 本條約を批准する國際労働機關の各締盟國は本條約に掲ぐる規定と少くとも同等なる規定に基く強制養老保險制を設立し又は維持することを約す

第二條

(一) 強制養老保險制度は農業的企業に傭使せらるゝ筋肉及非筋肉労働者(徒弟を含む)並に農業的雇傭主の世帯に傭使せらるゝ家事労働者に之を適用す

(第二條第二項は前記養老保險(工業等)條約案の對當條項より(リ)を削除せるものと同一である。又、第二條第三項は前記條約案と同一である)

第三條乃至第八條

(前記養老保險(工業等)條約案の對當條項と同一である)

第九條

(第二項に左の(ハ)を加ふる外前記條約案第九條と同一である)

(ハ) 雇傭主にして其の傭使する労働者の數に拘らざる納付

金の形式にて掛金を拂込むものゝ爲勤務する労働者

第十條乃至第三十條

第二部第二篇 労働組合

(前記養老保險(工業等)條約案の對當條項と同一である)

二 メーデー

第十四回の昭和八年メーデーは五月一日全國一齊に行はれた。本年度屋外示威運動の行はれた地方は當研究所調によれば一道三府二二縣に亘つてゐるが、例年との比較のため、今社會局調に據つて見れば、一道三府一七縣に亘り、その參加人員は約二五、〇〇人(内、女約一、四〇〇人)であつた。さしたる悪天候でもなかつたが、前年の四萬人を越えた盛況に比し甚だ寂寥であつた。屋外示威を行つた件數も三五件で、前年の半分である。この不振は、官憲の干涉もさることながら、昨年來のファツシヨ的潮流の擡頭による労働組合の陣營の動搖が與つて力あるものではあるまいか。

メーデー標語中では失業に對する闘争標語が依然として多く、その他本年度に目立つたものとしては、インフレーションに應ずる賃銀値上、ファツシヨ反對、戦争防止、等で、現在の我國の政治經濟情勢を反映してゐることは云ふまでもない。尙ほ本年度は日本主義的労働組合が陰に陽にメーデー反對の氣勢をあげ、東京においては日本造船聯盟の自強組合及び日本労働組合總聯合を中心とする國防献金労働協會が四月二十九日愛國祭を舉行し「亡國的メーデー排撃」を高唱して示威運動を行つた。

最近年における屋外示威運動の趨勢を社會局調によつて見るに次の如くである。

年次	運動箇所數	參加人員數(内女)
大正十五年	四	三、〇〇〇(不明)

昭和二年	四	四二、一〇〇（二、五〇〇）
同三年	三	二四、〇〇〇（一、〇〇〇）
同四年	二	二二、〇〇〇（一、〇五〇）
同五年	五	三七、五〇〇（二、〇〇〇）
同六年	五	三九、三〇〇（二、九〇〇）
同七年	七	四一、〇〇〇（三、〇〇〇）
同八年	五	二五、〇〇〇（二、四〇〇）

以下示威運動の行はれたる地方（一道三府二十二縣四五ヶ所）につき、その概要を當研究所調査にもとづいて記述する。

東京市 本年度の東京メーデーは例年になく左右二團體に分れて別々に行はれた。いまこれを二項に分つて記述する。

（A）右翼諸團體のメーデー 「主催團體」 日本労働組合會議。

〔參加團體〕 全勞（一〇組合）、總同盟（九組合）、東京瓦斯産業労働組合、海友同志會、日本海員組合、海員協會、東電従業員組合。〔參加人員〕 約三、三〇〇名。〔司會者〕 全國労働茅野眞好氏。〔場所〕 芝公園——上野公園。〔標語〕 一、反動ファツシヨを粉碎しろ。一、インフレによる賃銀値上。一、失業者にパンと仕事を與へろ。一、世界戦争の危機を防止しろ。一、萬國の労働者團結せよ。〔狀況〕 午前十時二十分、總指揮茅野氏の開會の辭、音楽隊のメーデー歌奏樂、再び茅野氏の司會者としての挨拶、次いで高橋清人氏の宣言朗讀、各團體代表者の演説があつて十一時二十分芝公園を出發、參加者約四千名は三部隊に分れ、全勞を先頭に上野へ向つた。行進は極めて平穩で、神田岩元町地藏橋際における全勞日本運輸労働の約十五名の檢束が大量檢束の

首位、その他二、三ヶ所で少數の檢束者が出たが、例年に比し靜肅、午後二時十分上野公園に到着した。各部隊別に閉會挨拶があつて無事散會。

（B）左翼諸團體のメーデー 「主催團體」 反組合會議系。〔參加團體〕 總評（六組合）、自由聯合（六組合）、自由聯合協議會（四組合）、統一會議（六組合）、東交外六團體。〔參加人員〕 約二、二〇〇名。〔司會者〕 目黒留吉氏。〔場所〕 芝浦グラウンド——上野公園。〔標語〕 一、第十四回メーデー萬歳。一、全被壓迫民衆はメーデーに参加しろ。一、失業者にメシと仕事を保證しろ。一、ファツシヨ、社會ファツシヨを粉碎しろ。一、メラ幹の巢窟日本労働組合會議を叩き潰せ。一、失業絶対反對。〔狀況〕 正十二時、司會者目黒氏の開會の辭、次いで宣言、決議文の朗讀があり、警官の中止を浴びながら各組合代表者の演説が終つて午後一時出發、參加者約二、五〇〇名は三部隊に分れ、東交を先頭に上野へ向つた。道中全協系の割込み等が噂され大檢束を豫想されてゐたが、大した波瀾もなく午後三時上野美術館横廣場に到着、各部隊毎に解散宣言、最後部隊は午後三時四十分散會した。

大阪市 「主催團體」 メーデー闘争委員會。〔參加團體〕 總同盟外十二團體。〔司會者〕 種田徹摩氏。〔總指揮者〕 前田種男氏。

〔標語〕 一、消費組合の擴大強化。一、市債モラトリアムの即時斷行。一、同質労働に同一賃銀をよこせ。一、一切の反動ファツシヨ粉碎。一、労働者農民團結せよ。一、失業者を働せろ、食せろ。一、階級戦線統一。一、二重搾取制度の撤廢。一、賃銀据置七時間労働制の實施。一、失業者を欺瞞する登録制と闘へ。一、

民族的封建的差別撤廃。一、労働組合の全国的合同。一、暴壓諸法令の撤廃。一、最低賃銀制の確立。一、健康保険法の制定。一、自主的船員保険法の制定。一、港灣労働者保護法の制定。一、三陸の罹災者を國庫で救へ。一、立禁、土地取上、立毛、動産差押へ絶対反対。一、不景氣だ！小作料をウンと負ける。一、全産聯との徹底的闘争。一、労働組合主義の確立。一、第十四回メーデー萬歳。一、言論、集會、結社、出版の自由。一、誡首、臨休、労働強化絶対反対。〔狀況〕中之島公園東グラウンドに集合、十二時半、司會者種田氏によつて開會が宣せられ、次いで總指揮前田氏の挨拶があつて、各團體代表の挨拶に移り、午後一時二十分、總同盟青年前衛隊を先頭に會場を繰出した。途中、天神橋南詰、末吉橋附近にて警官と衝突し檢束最もひどく、松屋町、下寺町を経て午後三時三十分第一部隊天王寺公園に到着、約一時間を置いて最後部隊の到着あり、解散地における各團體代表の挨拶、前田氏の閉會の辭があつて、午後五時十分無事散會。

京都市〔主催團體〕京都地方メーデー對策實行委員會。〔參加團體〕十五團體。〔參加人員〕約二七〇名。〔總指揮者〕増山則文氏。〔場所〕右京區西大路新阪停留場裏空地に集合、岡崎公園にて解散。〔標語〕一、政府米を安く澤山拂下げよ。一、獨占價格物價吊上インフレーション反對。一、最低日給を二圓五十錢にしる。一、言論集會出版結社ストライキの自由をよこせ。一、國庫全額負擔の失業保險を即時實施しる。一、健康保險を資本家全額負擔しる。一、解雇賃銀値下酷使工場閉鎖絶対反対。一、婦人労働者の生理休養並に日給全額支給。一、反動ファッショを粉

碎しる。一、耕作權の確立小作料の減免。一、インフレ物價吊上に依る賃銀三割即時値上しる。〔狀況〕午前十時半、新阪停留場裏空地に集合、總指揮、各組合代表の演説、宣言朗讀があつて十一時出發。四條通りを東行、途中二ヶ所で國粹團體のメーデー反對のビラ撒き騒動、その他見物の中から行進に参加せんとしたものゝ初め各所で十數名の檢束を見、その都度多少波瀾を見せつゝ石段下より東山線を北へ、三保通りを東に應天門を抜けて岡崎グラウンドに到着、挨拶あつて午後一時二十分散會。

横濱市〔主催團體〕横濱地方労働組合會議。〔參加團體〕總同盟外七團體。〔參加人員〕約一、〇〇〇名。〔司會者〕齋藤勇氏。〔標語〕一、インフレ景氣に應じて賃銀を値上せよ。一、世界戦争の危機を防止せよ。一、失業者の生活を國家で保障せよ等。〔狀況〕午前十時横濱市中區中村町の石油貯藏庫跡に警察官の嚴戒裡に司會者齋藤勇氏の開會の辭に依つて始められ、同十一時三十分總同盟を先頭に行進、中村町、浦舟町、伊勢佐木町通りを経て高島町舊横濱驛廣場に至り約一里半の行程を終つて午後二時半高島町廣場で解散。尙、行進中、伊勢佐木町通りオデオン座横で五六名の壯漢が妨害をなさんとしたが直ちに檢束された。

神戸市〔主催團體〕神戸地方メーデー協議會。〔參加人員〕約七三〇名。〔總指揮〕淺利重視氏。〔場所〕大倉山公園グラウンドに集合、兵庫突堤で解散。〔標語〕一、働く時間を七時間にしろ。一、物價は上つた、賃銀三割値上しる。一、最低賃銀制の確立。一、健康保險は資本家が全額出せ。一、有給七日の生理休暇を與へる。一、婦人、少年労働者の虐使反對。一、失業者の生

活を保證しろ。一、強制慰問品、献金××。一、民族的相異による差別絶対反対。一、交通特別裁判制の即時制定。一、男女十八歳以上に選挙権を與へる。一、一切の彈壓法を即時撤廢しろ。

一、ストライキとデモの自由を闘ひ取れ。一、全國的産業別組合の戦線統一。一、ファッショを徹底的に粉碎しろ。一、萬國の労働者團結しろ。一、第十四回メーデー萬歳。一、日蘇不可侵條約促進。一、商業使用人保護法制定。其の他海上労働者のスローガン。〔狀況〕午後零時三十五分大倉山公園グラウンドに集合、決議文、宣言の朗讀等あつて總指揮淺利氏指揮の下に午後一時、日本海員組合を先頭に出發、大倉山を南下してメリケン波止場に出、ランチ、團平舟に分乗して海上メーデーに移り、午後四時兵庫突堤に上陸、各團體の散會挨拶があり、總指揮淺利氏の閉會の辭の後、檢束者の處置方法について緊急動議を提案した衣笠氏を檢束せんとした警官隊と組合員との間に亂闘が演ぜられた。

名古屋市〔主催〕名古屋地方労働組合會議。〔參加團體〕十一團體。〔參加人員〕約一、一〇〇名。〔司會者〕赤松勇民。

〔場所〕鶴舞公園から那古野神社まで。〔標語〕一、第十四回メーデーを守れ。一、八時間労働制、最低賃銀の確立。一、物價騰貴に依る賃銀五割即時値上しろ。一、婦人労働者に有給七日の生理休暇を與へる。一、同一労働に同一賃銀を支給しろ。一、臨時休業中の日給全額を支給しろ。一、自主的船員保険法の制定並に健康保険を資本家全額負擔しろ。一、全國的産業別組合戦線の統一。一、國庫全額負擔の失業保険を即時實施しろ。一、屋外、港湾、工場労働者災害扶助法を徹底的に改正しろ。一、下附條件を

撤廢して労働手帳を全失業者に出せ。一、労働爭議の輜重隊、消費組合の擴大強化。〔狀況〕午前十一時五十分司會者赤松氏によつて開會の辭が述べられるや忽ち中止を命ぜられ、代つて副司會者佐久間氏が開會を宣し、各團體代表の演說に入り、次いで宣言、決議文の朗讀があつて、十二時半、總評を先頭に行進に移つた。途中豫想された右翼團體の襲撃もなく、たゞ生産黨のビラ撒きがあつたのみで、數回警官隊との衝突に依る總指揮者の檢束騒ぎがあつた。午後三時十分那古野神社にて解散。

川崎市〔參加團體〕總同盟、總聯合。〔參加員〕約一、六〇〇名。〔司會者〕大川嘉氏。〔標語〕一、失業者の生活を政府が保證せよ。一、反動ファッショ粉碎。一、インフレに應じて賃銀を値上せよ。一、世界戦争の危機を防止せよ。一、第十四回メーデー萬歳。〔狀況〕午前十時會場たる川崎小學校裏廣場に集合、司會者の挨拶、司令の演說、組合代表のアヂ演說がなされて宣言、決議文の朗讀があり、十一時會場を出發示威行進に移つた。途中大した波瀾もなく鶴見の總持寺に到着、午後三時解散。

前橋市〔參加團體〕總同盟前橋合同労働、同兩毛聯合會、同關東交通労働、全農縣聯合會。〔參加人員〕約二五〇名。〔司會者〕阿久澤與之吉氏。〔場所〕前橋市第一公園——同第二公園。〔標語〕一、開墾強制法の獲得。一、完全労働組合法の獲得、等。

川口市〔參加團體〕總同盟東京鐵工組合、その他。〔參加人員〕約一八〇名。〔司會者〕田中政義氏。〔場所〕市内南万船戸ヶ原。〔標語〕一、大産業を奉還しろ、健康なる組合會議の徹底。一、労働者農民提携、等。

市川町（千葉縣）〔參加團體〕 總同盟關東釀造労働。〔參加人員〕約四五〇名。〔司會者〕 根本六郎氏。〔場所〕 市川三勝館脇廣場——同中山町。〔標語〕 一、反動ファツシヨ撲滅、等。

栃木町（栃木縣）〔參加團體〕 全勞縣聯合會、全農上都賀郡協議會、その他。〔參加人員〕 約一三〇名。〔司會者〕 金子益太郎氏。〔場所〕 入船町金子氏方——第二公園。〔標語〕 一、労働者の賃銀即時三割値上しろ。一、失業者に職とパンを與へろ。一、ファツシヨ反動粉碎、等。

眞岡町（栃木縣）〔參加團體〕 全農會議派四ヶ地區その他。〔參加人員〕 約五〇名。〔司會者〕 大塚大一郎氏。〔標語〕 一、土地取上絶対反對。一、借金強制取立絶対反對。

沼津市（主催） 總同盟沼津支部。〔參加團體〕 總同盟、全農、社大黨。〔參加人員〕 約五〇〇名。〔司會者〕 山田重太郎氏。

〔場所〕 清水村岳南労働會館。

瀬戸市〔參加團體〕 瀬戸製陶労働。〔參加人員〕約一四〇名。

〔司會者〕 谷口賢造氏。〔標語〕 一、團結權、罷業權の確立。一、最低賃銀制の確立、等。

豊橋市〔參加團體〕 豊橋合同、全農三地區。〔參加人員〕 約三一〇名。

岐阜市〔參加團體〕 全農支部、水平社支部の兩部員十五名。〔標語〕 一、失業者に職を與へよ。一、最低賃銀制度の確立、等。

大垣市〔參加團體〕 全農縣聯、全國水平社支部。〔參加人員〕約六〇名。〔司會者〕 吉野正義氏。〔場所〕 八場神社——大垣公園。〔標語〕 一、賃銀値下減首絶対反對。一、家賃五割値下、等。

駄知町（岐阜縣）〔參加團體〕 製陶同盟東濃聯合會。〔參加人員〕約一五〇名。〔司會者〕 永野繁藏氏。〔標語〕 一、工場法徹底的施行。一、打倒資本主義、等。

札幌市〔參加團體〕 全札幌労働者組合、札幌失業者互助會、その他。〔參加人員〕 約三二〇名。〔司會者〕 正本清氏。〔場所〕 中島公園——札幌製靴工場脇廣場。〔標語〕 一、メーデーを公休とし賃銀をよこせ。一、關稅、消費稅を撤廢しろ、等。

函館市〔參加團體〕 海員組合支部、港灣聯盟、函館地方労働組合協議會。〔參加人員〕 約五〇〇名。〔司會者〕 石田定一氏。〔場所〕 函館公園。〔標語〕 一、出征兵、入營者の家族の生活、除隊兵の就職、扶養者なき老幼男女の生活國家保證。一、團結權、罷業權、團體交渉權の確立、等。

小樽市〔參加團體〕 海員組合、海員協會各支部、港灣聯盟、社大黨支部。〔參加人員〕 約一五〇名。〔司會者〕 木村唯作氏。

〔場所〕 小樽市棧橋前に集合、海上示威を行ふ。〔標語〕 一、郵船邦人主義の實施。一、港内労働者保護法の制定、等。

能代港町（秋田縣）〔主催〕 全農縣聯合會、社大黨支部。〔參加人員〕約六〇〇名。〔司會者〕 久本久治氏（全農）。〔場所〕 八幡神社境内——能代公園。〔標語〕 一、第六回メーデー萬歲、農民は全國農民組合へ。一、土地取上げ立入禁止絶対反對。一、失業者にパンと仕事を與へよ、等。

盛岡市〔參加團體〕 社大黨支部、盛岡借家人組合、その他。〔參加人員〕 約七〇名。〔總指揮〕 藤原利郎氏。〔場所〕 餌差小路照安鐵瓶工場前——岩手公園。〔標語〕 一、中村市長再選反對。

一、労働自治権の確立、等。

白根町 (新潟縣) (A) (参加團體) 全農縣聯合會。〔参加人員〕約三〇〇名。〔司會者〕 小林寛二氏。(B) (参加團體) 北農全會合同派。〔参加人員〕 約四五〇名。〔司會者〕 長澤氏。

長岡市 (主催) 全農縣聯合會。〔参加人員〕 約一、〇〇〇名。〔司會者〕 小林信次氏。〔場所〕 藏王町金峰神社——公會堂裏。〔標語〕 一、ファッショ粉碎、等。

新發田町 (新潟縣) (主催) 全農會議派北蒲原地協。〔参加人員〕 約二〇〇名。〔司會者〕 羽賀敬吉氏。

五泉町 (新潟縣) (主催) 全農東部派及北日本農民組合聯合。〔参加人員〕 約四五〇名。〔司會者〕 石田宥全氏。〔標語〕 一、整理反對。一、借地借家料値下、等。

富山市 (A) (参加團體) 大湯野、千里兩農民組合。〔参加人員〕 約八〇名。〔標語〕 一、小作料三割値下。一、小作權の確立、等。(B) (参加團體) 吳羽國道改修工事鮮人土木團。〔参加人員〕 約七〇名。〔標語〕 一、賃銀二割値上。一、八時間労働要求、等。

北葛地方 (奈良縣) (参加團體) 全農支部、その他。〔参加人員〕 約一七〇名。〔司會者〕 駒井菊松氏。〔場所〕 王子町達摩寺——久度青物市場。〔標語〕 一、町村の世帯は無産者本位にする。一、ファッショ、社會ファッショ反對、等。

宇智郡地方 (奈良縣) (参加團體) 全農支部、その他。〔参加人員〕 約一〇〇名。〔場所〕 朝日座前——宇智村岡の墓地。〔標語〕 一、家内労働者へ健康保險法を即時適用せよ。一、ファッシ

ヲ粉碎。一、身分的賤視差別撤廢、外五項。

松坂市 (参加團體) 三重合同、全農支部。〔参加人員〕 約二〇〇名。〔司會者〕 福井幸一郎氏。〔場所〕 愛宕山境内——松坂公園。〔標語〕 一、賃銀及下級俸給者即時三割値上。一、一切の賤視的差別を無くしろ。一、失業保險をつくれ、外六項。

上野地方 (三重縣) (主催) 伊賀労働組合協議會伊賀支部、借家人同盟、傘骨組合改革同盟、失業者同盟各委員會。〔参加人員〕 約一〇〇名。〔司會者〕 山形金次郎氏。〔場所〕 月ヶ瀬街道交叉點廣場——愛宕神社。〔標語〕 一、労働強化絶対反對。一、インフレに應じて賃銀を引上げる、等。

彦根町 (滋賀縣) (参加團體) 滋賀金屬労働外三團體。〔参加人員〕 約四〇名。〔司會者〕 江頭安市氏。〔場所〕 彦根城内尾末公園——彦根港灣埋立地。〔標語〕 一、無産者診療所を設置せよ。一、女給税を撤廢しろ。一、家賃を半額にしろ、外六項。

和歌山市 (参加團體) 和歌山統一労働、全農縣聯合會、和歌山合同労働。〔参加人員〕 約一〇〇名。〔司會者〕 松坂榮次郎氏。〔場所〕 城内砂の丸——岡公園千妃山。〔標語〕 一、失業者の生活を保障しろ、等。

日高地方 (和歌山縣) (参加團體) 全農日高地區。〔参加人員〕 約二六〇名。〔指揮〕 福井源之助氏。〔場所〕 湯川神社——松原村濱ノ瀬海岸。

新宮町 (和歌山縣) (参加團體) 新宮、太地、勝浦の全労働組合。〔参加人員〕 約三〇〇名。〔場所〕 坊主山——驛前。

尼ヶ崎市 (参加團體) 總同盟、全勞、阪神化學一般労働組合。

〔参加人員〕 約八〇〇名。〔總指揮〕 佐藤文治氏。〔場所〕 阪神國道神田新地廣場——杭瀬熊野神社境内。

西宮市 〔参加團體〕 總同盟、總聯合。〔参加人員〕 約五〇〇名。〔總指揮〕 長岡留吉氏。〔場所〕 西宮郵便局裏廣場——市役所前廣場。

高砂町（兵庫縣） 〔参加團體〕 播州化學産業労働組合。〔参加人員〕 約一二〇名。〔司會者〕 大森史郎氏。〔場所〕 三菱製紙荒井社宅前廣場——海岸海水浴場。

岡山市 〔参加團體〕 全農岡山縣聯合會外六團體。〔参加人員〕 約一五〇名。〔司會者〕 川崎速夫氏。〔場所〕 西中島河原——上伊福グラウンド。〔標語〕 一、砂利採取料を撤廢。一、應急失業手當を現金でよこせ。一、封建的身分制の廢止、等。

尾道市 〔参加團體〕 因島労働組合、日本海員組合因島支部、瀬戸内港灣従業員組合。〔参加人員〕 約五〇〇名。〔場所〕 因島土生町善行寺。

米子市 〔参加團體〕 全國農民組合鳥取縣聯合會、その他。〔参加人員〕 約二〇〇名。〔指揮者〕 佐々木隆太郎氏。〔場所〕 西伯公設グラウンド——日野川堤防下。〔標語〕 一、メーデーを闘へ。一、出征家族の生活を國家で保證しろ、等十項。

高知市 〔参加團體〕 海南合同労働、旭製紙労働その他。〔参加人員〕 約六〇名。〔司會者〕 横川登氏。〔場所〕 高知公園——旭土佐製紙所跡。〔標語〕 一、失業者の生活保證。一、失業保證法即時制定。一、インフレに對し賃銀値上しろ、外七項。

門司市 〔主催團體〕 九州労働組合會議。〔参加團體〕 總同盟

九州聯合會、海員組合支部、港灣聯盟門司及下關海友同志會。〔参加人員〕 約八二〇名。〔總指揮〕 久保時造氏。〔場所〕 門司市老松公園——大里海岸。〔標語〕 一、婦人參政權を即時制定せよ。一、健康保險金資本家負擔。一、失業者の生活を保證せよ。一、物價上つた賃銀値上を要求せよ、等。

小倉市（A）農民の示威は 〔主催〕 全農縣聯合會。〔参加人員〕 約三五〇名。〔總指揮〕 佐保高氏。〔場所〕 企救町字横代——同町徳力。（B）労働者の示威は 〔主催〕 總同盟九州聯合會。〔参加人員〕 約四五〇名。〔總指揮〕 久保時造氏。〔場所〕 市内富野商業學校脇空地——小倉驛前廣場。

三 日本労働組合會議の運動

1 運動の況概

『日本労働俱樂部』を前身とする『日本労働組合會議』は昭和七年七月廿五日に結成せられた。その結成に至る経緯については前年度本年鑑にやゝ詳細に記述したところであるが、結成後昭和八年を通じて同會議は比較的順調なる経過を辿つた。同會議は、我が組合運動の謂ゆる右翼と、嘗つて中間派と稱せられた中堅諸組合とを包擁し、資本主義、共產主義、ファシズムに反對する謂ゆる三反主義のもとに「健全なる労働組合主義」の上に立つことを標榜するものであるが、最近の非常時的情勢は、本會議の發展には却つて好條件であつたらしく、加盟各團體は融和と協力とを重じ特別の波亂を示さなかつた。

たゞ、加盟組合の移動としては、既に結成當時からその指導精神

の相異を理由として脱退を表明した「日本造船労働聯盟」に對し、本年一月十五日第三回評議會において正式に脱退を承認したことゝ、新たに東京瓦斯産業労働組合の加盟申込を承認（六月五日第五回執行委員會及第四回評議員會において）したことをである。かくて昭和八年度大會（九月廿四日）當時における同會議の陣容は次の如く、加盟十一團體、組合員總數二十七萬五千七百四人（同會議發表による）である。

一、日本海員組合（神戸市海岸通三ノ二六）

組合員數 九六、七六九

支部數 十四

組合長 濱田國太郎

副組合長 堀内長榮

二、日本労働總同盟（東京市芝區三田四國町）

組合員數 五一、一六五

加盟組合數 二同盟會、九地方聯合會六十八組合

會長 松岡駒吉

主事 西尾末廣

三、全國労働組合同盟（東京市神田區東福田町三）

組合員數 四五、五三〇

加盟組合數 七聯合會四十五組合

中央委員長 河野 密

主事兼會計 菊川忠雄

四、日本労働組合總聯合（東京市三田四國町一五）

組合員數 二五、四三七

加盟組合數 四十五組合百三十一支部

中央執行委員長 坂本孝三郎

五、海員協會（神戸市下山手八丁目）

會員數 一三、八五四

支部數 八

常務理事 尾崎麟太郎

六、日本港灣從業員組合聯盟（神戸市海岸通三ノ二六）

組合員數 一一、八二九

加盟組合數 十四組合十五支部

會長 濱田國太郎

主事 西卷敏雄

七、官業労働總同盟（大阪市東區越中町八六〇）

組合員數 八、四五〇

加盟組合數 十組合四十八支部

中央委員長 西浦宇吉

主事 川村保太郎

八、日本労働總聯盟（大阪市北區相生町六三）

組合員數 七、六九〇

加盟組合數 十九組合五十六支部

會長 八木信一

九、東電從業員組合（東京市下谷區入谷町二一）

組合員數 二、〇〇〇

支部數 十六

執行委員長 岩永榮一

一〇、東京瓦斯産業労働組合（東京市深川区本村町五四）

組合員数 一、九八〇

支部数 十二

執行委員長 小林健一郎

書記長 高橋清人

一一、日本製鐵従業員組合（福岡縣八幡市春野町五丁目）

組合員数 一一、〇〇〇

支部数 三

組合長 加藤良左衛門

副組合長 花田熊次郎

主 事 嶺 慶二

組合會議加盟十一團體 組合員總數二十七萬五千七百四名

日本労働組合會議の指導精神並に構成の詳細については前年度本年鑑の參照を乞ふこととして、以下本年における組合會議の活動の一端を示すこととする。

國際聯盟脫退反對の運動 滿洲國不承認問題に關連して、我國

は嚮に國際聯盟を脫退したが、組合會議は聯盟正式脫退に先だち、これに對する態度を決定すべく昭和八年二月二十五日政治委員會を開催して、左の如き決議を可決發表し、之を總理、内務、外務の各大臣及び社會局長官に手交した。〔決議〕「聯盟脫退は我國に大なる不利を齎すものであると信ずる。更に國際労働機關より脫退するが如きことあらんか、労働階級に一大失望を與へ引いては思想の惡化を助長し、我が國産業の上に甚大なる損失を招來するものなりと確信する。仍て我等は、閣下の深甚なる御考慮を

要請するものであります。」

ソヴェット國營漁場邦人不使用に對する抗議 昭和八年四月十

九日、大阪市中之島中央公會堂に於て開催された組合會議第四回執行委員會に於て、米窪書記長は、ソヴェット・ロシア國營漁場は經營難その他の内部的事情により本年は邦人漁夫を使用せず、ために政治的乃至經濟的に社會問題化した、最近邦人漁夫より日本労働總同盟、日本海員組合等に訴願し來れる事情を説明した。これに對して、組合會議執行委員會は滿場一致本年も昨年同様これを使用せしむべきことを決議し、政治委員によつて、關係各省及び聯邦大使に提出し、趣旨實現を圖るべきことを申合せた。右決議に従ひ、東京在住の松岡、皆川、山川、飯島（堀内代理）の四政治委員は直ちに農林省を訪問し右決議を傳へて陳情した。

健保改正の要求運動 昭和八年二月十六日松岡、渡邊、高山、河野（菊川代）の四政治委員は、組合會議第三回評議員會に於て採決せる健康保險法改正要求案を携へて社會局長官を訪問し、改正の必要及び改正調査委員會設置については労働團體代表者を任命すべき事を陳情した。

産業及び労働の統制に關する運動 昭和八年十一月二十五日東京總同盟本部に第一回政治委員會を開催「産業及労働の統制に關する建議」を審議決定し、十二月九日左記の如き建議を齋藤首相に提出した。

〔建議文〕

「刻下の非常時的情勢に當面し、國家の前途眞に深憂に堪へざる

ものがあります。然るに各方面より提案されたる所謂非常時國策なるものを見るに、眞に國民大衆の熱意と希望を喚起し、以て一致協力の精神を振作するに足るもの一つとして之なきは、甚だ遺憾とするところであります。惟ふに、國民の熱烈なる協力一致なくして、非常時打開は絶対に不可能であります。而してこの協力一致は、健全なる國民經濟を再建し、國民生活の安定を圖り、以つて階級對立の原因を除去する以外に、その完璧を期する道はないのであります。されば國家の産業及労働政策はその根本基調をこゝに置き、資本の不當なる搾取を抑制すると共に、労働に統制と規律を與へ進んで産業協力の實を擧げしむることが絶対に必要なりと確信致します。抑々世界狀勢の變轉、經濟組織の行詰り、あらゆる問題は個別的解決を許さざるものあり、國家的大局に立て全面的解決を要求して居ります。我國刻下の重要問題たる農村、中小工業、或は國防、思想の諸問題も、既述せる産業及労働政策を缺きては、その解決不可能なりと言はねばならぬのであります。茲に不肖が別記の如き建議を致す所以のものは、不肖の代表する日本労働組合會議が、我國組織労働者の大半を占め、その産業及労働上に於ける地位、責任の重大性を自覺せるものに外ならぬのであります。希はくは閣下が、不肖の微志を根本的國策に採用せられ、以つて非常時局を打開し、國運の隆盛を招來せられんことを。

〔要 綱〕

一、労働行政

産業労働者を新設し關係行政事務の統一を計り、更に労働、

企業兩者代表を主とする諮問委員會を設け、産業及労働の統制に基調を置く舉國的協力を實現すべし。

二、産業統制

(イ) 重要産業並に大産業は國營若くは國家管理を終局目標とし公益の精神に則りて指導監督を行ひ之を統制すべし。(ロ) 一般中小産業は各業別に事業主の組合を組織せしめ、之に強制力を附與し、國家は同組合を通じて指導監督を行ひ、之を統制すべし。

三、労働統制

(イ) 労働組合法、團體協約法を制定し、労働者に自覺と共に光明を與へ、労働組合運動に一定の軌範を示し、その健全性を助長し、以て産業爭議の最少化を圖り、進んで労働者が國家産業に貢獻し得る様統制すべし。(ロ) 労働爭議調停法を改正し、一般産業にも強制調停を行ひ、調停と和解に依つて解決し得ざる事件に限り、之に最終的裁斷を下し、以て勞資の利己的鬭争を終息せしむるため、夫々労働、企業、消費三者を代表する陪審員を參加せしむる産業労働裁判所を新設すべし。

四、産業協力

(イ) 産業協力委員會を設置し、労働 企業兩者の自主的努力にのみ放任することなく、國家も亦産業平和及産業協力實現に努むべし。(ロ) 産業協力委員會は主務大臣、地方長官、若くはその任命せる官吏を議長とし、労働、企業、消費三者同數の委員を以て構成す、但し委員會は全國的並に地方的、産業別に設置すべし。

以上要綱を内容とする産業及労働の統制に關する國策を樹立し、之を實施せしむる目的をもつて總理大臣直轄の下に産業及労働に關係ある團體の代表者並に學識經驗ある人士に依つて構成する産業労働統制審議を速かに設置せられんことを要請す。

尙ほ右の趣旨宣傳のためパンフレット一千部を出版し、之を各方面へ配布すると共に、組合會議主催の下に昭和八年十二月十六日夜六時より東京丸の内東京會館に於て産業及労働統制に關する懇談會を開催、政府、政黨、資本金、學者等各方面の代表者三十餘名列席、堀内書記長の司會の下に濱田議長の挨拶があつて松岡副議長の該建議の内容の説明があつて後、美濃部達吉博士、膳桂之助、山口義一、黒川新次郎、松田源治、渡邊鐵藏、清瀬一郎渡邊旭、北岡壽逸、吉田茂の諸氏の意見の開陳があつた。

國際關係の活動 本年度I L T U大會は七月二十八日より白耳義ブラッセル市パレー・デ・ボー・アーツで歐洲及全世界の労働運動に關する當面の重要問題を審議した。第十七回國際労働總會に出席するため渡歐中なりし日本労働代表坂本孝三郎氏は日本労働組合會議の名の下に友誼代表として出席祝辭を述べた。

更に坂本労働代表は、總會開會中壽府において印度代表アリ、ジョーシ二氏、支那代表李氏等と數回會見を遂げ、從來三國の労働者間に於て屢々協議せられ、しかも各國の内部的事情に妨げられ今日に到るまで遂に實現する機會なかりし亞細亞労働會議の結成に關し相互忌憚なく意見を交換したる結果、大體において、一九二九年九月孟買において開かれたる亞細亞労働會議結成準備會で決定された規約要綱及覺書に精神に基づき、可及的迅速に上記

三ヶ國間に亞細亞労働會議準備協議會を開催する事を申し合せた。

2 大會・委員會・その他

本年度は第二回大會が催された。その狀況及び本年中の執行委員會、評議員會等の狀況は次の如くである。

第二回大會——十月廿四日於大阪土佐堀キリスト教青年會館。出席代議員七十五名、終始確乎たる統制下に慎重審議が行はれた。全部で次掲の如き十四案が可決されたが、その去就を注目されてゐた全國労働提出の第十五議案「社會大衆黨と日本労働組合會議との間に常設的聯絡機關設置の件」は書記局の時期尙早といふ意見で提案は將來に持越されることになり、全労働側はこれを撤回した。第二號案審議中、總同盟齋藤健一氏の動議で全國産業團體聯合會に對し決議文を發送することに決定、その他、對議會提出の重要議案が審議決定され、最後まで何らの破綻を見せずして終了した。「司會者」米窪滿亮氏。「議長」濱田國太郎氏。「副議長」松岡駒吉氏。各部報告の後議事に入る。「議案」一、事業及會計報告（承認）一、労働組合法即時制定の件（可決）一、健康保險法改正に關する件（可決）一、労働協約法即時制定實施に關する件（可決）一、メーデーに關する件（可決）一、失業保險法制定促進に關する件（可決）一、日本労働組合會議地方協議會設置に關する件（可決）一、日本労働組合會議加盟費改正に關する件（可決）一、労働統制法制定に關する件（可決）一、全國産業團體聯合會に對する反對決議文（可決）一、自主的船員保險法の制定に關する件（可決）一、労働組合會議歌制定に關する件

(可決) 一、人夫名義による熟練工採用制度打破運動に関する件
(可決) 一、亞細亞労働會議結成促進に関する件(可決) 一、日本労働組合會議マニフェスト制定に関する件(可決) 一、大會宣言(可決)〔大會スローガン〕 一、御用團體の撲滅。一、反動諸勢力の粉碎。一、物價騰貴に伴ふ賃銀の引上。一、労働組合主義の徹底。

第三回執行委員會——昭和八年一月十四五日、於東京三田日本労働會館。〔出席者〕 濱田議長及び執行委員七名。〔審議事項〕 一、事業及び會計報告。一、健康保險法改正に関する件。一、労働時間短縮準備會労働者代表選出に関する件。一、第十七回國際労働總會代表顧問選出に関する件。一、製鐵官民合同反對對策の件。

第四回執行委員會——昭和八年四月十九日、於大阪中央公會堂小委員室。〔出席者〕 執行委員七名。〔審議事項〕 一、事業及會計報告。一、第十七回國際労働總會議題に関する件。一、滿洲問題及國際聯盟脫退問題に對し代表としてとるべき態度。一、日本労働組合會議地方協議會設置に関する件。一、メーデーに関する件。一、本年七月白耳義ブラッセルに開かるI T F U (國際労働組合聯合) 大會に本年度労働代表一行を本組合會議の名に於て友誼代表として出席せしむるの件。一、東京瓦斯産業労働組合加盟の件。一、ソ聯邦國營漁場使用邦人不使用に関する件。一、持ち込み爭議は原則としてこれを承認せざるの件。一、國際労働機關に對する組合會議のとれる態度を説明する印刷物作成配布の件。

第五回執行委員會——昭和八年六月五日、於神戸海員協議會會

議室。〔出席者〕 濱田議長外執行委員五名。〔審議事項〕 一、事業及會計報告。一、今岡労働代表顧問逝去高山隨員推選の經過報告。一、日本労働組合會議地方協議會規約及實現方法に関する件。一、東京瓦斯産業労働組合加盟の件。一、大會準備に関する件。一、規約一部改正の件。

第六回擴大執行委員會——昭和八年七月十六日、於東京三田日本労働會館。〔出席者〕 執行委員八名、評議員八名、外東京瓦斯産業労働組合より小林、高橋の二氏出席。〔審議事項〕 一、事業報告。一、日本労働組合會議地方協議會準則に関する件。一、組合會議加盟費増額に関する規約改正の件。一、健康保險法改正社會局案に関する件。一、日本労働者失業共済施設及解雇手當法對策に関する件。一、組合會議本年度大會議案に関する件。一、日印通商會議對策に関する件。

第七回執行委員會——昭和八年九月二十三日、於大阪港區日本海員組合支部樓上。〔議題〕 一、第二回年度大會に報告すべき事業及會計報告の審査。二、第二回年度大會議題の審査。

第三回評議員會——昭和八年一月十五日、於東京芝日本労働總同盟本部講堂。〔出席者〕 評議員二十八名。〔審議事項〕 一、事業報告。一、會計報告。一、日本造船労働聯盟脫退に関する件。一、健康保險法改正に関する件。一、政治委員選任に関する件。一、結成大會決議實現に関する件。一、労働時間短縮問題準備會議労働代表選出に関する件。一、第十七回國際労働總會代表顧問選出に関する件。一、製鐵官民合同問題對策の件。

第四回評議員會——昭和八年六月五日、於神戸海員協會樓上。

〔出席者〕 評議員十八名。〔審議事項〕 一、事業及會計報告。

一、第十七回國際勞働總會議題に關する件。一、日本勞働組合會議地方協議會に關する件。一、東京瓦斯産業勞働組合加盟の件。

一、持込み爭議に關する件。一、メーデーに關する件。一、今岡顧問補充に關する件。一、大會準備に關する件。一、規約一部改正に關する件。

第五回評議員會——昭和八年九月二十三日、於大阪港區海員組合支部樓上。〔議題〕 一、第二回年度大會に報告すべき事業及會計報告の審査。二、第二回年度大會議題の審査。

第一回評議員會——昭和八年九月二十四日、於大阪土佐堀青年會館。〔出席者〕 年度大會出席の全評議員。〔審議事項〕 執行委員、議長、副議長、書記長、會計の選任を行ふ。

3 運動方針

最近における運動方針を示すものとして、本年度大會において議決せられた大會宣言をかゝれば左の如し。

【大會宣言】（第二回大會）

日本勞働組合會議が、健全なる勞働組合主義の大旗を昂揚し我國組織勞働者を統一して以來一ヶ年茲に第二回大會を迎へた。この一ヶ年は勞働運動の長き歴史よりすれば一瞬時に過ぎざるも幾多重大問題は踵を接して生起し、我國勞働運動が一大試練期に突入したる年であつた。

顧みるに、滿洲問題は遂に日本をして國際聯盟より脱退を餘儀なからしめ、爲に聯盟の平和機構は著しく動搖するに至り、加ふるに世界經濟會議は慘たんたる失敗を遂げ、今や各國は擧げてブ

ロック經濟化の道を突進しつゝある。

されば我國の輸出貿易も深刻なる苦難に當面せざるを得ないこととなつた、これ各國がその資本主義の行詰りを「國家主義」に依つて打開せんとする當然の歸結であるが、同時に我國資本家階級が勞働者に對し不當劣惡なる勞働條件を強制し、或は生産及輸出の統制を缺き、所謂「餓死輸出」を行ひ、徒らに差別關稅の口實を與へつゝあることもおふひ難き事實であると言はねばならぬ。

由來我國資本家が勞働者を搾取し、その甚だしく不公正なることは一見して極めて明かである。即ち對外爲替の下落と相俟つて輸出を増進したる産業及軍需品製造に關聯する一部産業が所謂インフレーションに依つて著しくその利潤を増加し、資本に對する配當は頗る高率となつた。然るに勞働賃銀は之に伴はざるのみならず、産業の或る部門に於ては却て下落したるものすらある。況やインフレーション外の産業に於ては失業者は依然として吸収されず、勞働生活の惡化は停止するところを知らざるものがある。これ、勞働階級の健康と生活を荒廢せしめるものであると共に、民衆購買力を減退せしめ、健全なる國民經濟を破壊するものである。

斯くの如く非常時の聲徒らに高くして、産業に正義公正の行はれざるは勞働階級の總數に對し、強固なる組織と鐵の如き訓練を有する團體に屬する勞働者の數が餘りにも尠少なる事が其一因たる事を我等は率直に自認するものであるが、それと同時に政府及資本家を含む支配階級及金權階級のこの非常時世相に對する認識不足と誠意缺陷に因る事甚大なりと斷定せざるを得ない。即ち彼

等は或は非常時に名を藉り、或は國家主義を標榜し、其實労働時間の延長、労働量の加重請 制度の擴大労働賃銀の低下等を労働者に強要せんとしつゝあるのである。

日本労働組合會議は、健全なる組合主義の旗の下に、労働組合戦線を統一して、其巨歩を踏み出したのであるが、當時之を妨害せる左右の兩極派は、今日既に没落、轉向、廢類、少くとも労働組合運動に關する限り、殆ど解散し去つた。然して我組合會議は新に加盟組合を得て一勢力を加へ、又産業別整理の端緒とも見るべき合同が行はれ或は地方協議會制度の原則を建て、着々として進展しつゝあるのである。

然し乍ら、四百萬の未組織労働者を組織し、資本の搾取を克服して産業に正義を樹立し、以て嚴然なる國民經濟を確立し進んで國際労働機關及亞細亞労働組合會議を通じて正しき世界平和に貢獻する爲には、尙幾多の苦難が前途に横たはるを見る。我組合會議はこの試練に堪へ、苦難を乗り越へ、一路「健全なる労働組合主義」の完成に邁進しなければならぬ。

4 規 約

本年度大會において改正されたる個所は左の如し。規約全文については前年度版参照。

第十八條の次に新に左記條項を設く。

第十九條 若干數以上の本會議加盟團體所屬組合又は事務所所在地にして、第三條記載の本會議目的を貫徹するため、その地方の歴史的乃至特殊的事情よりこれを必要と認むるときは、日本労働組合會議決議機關の承認を経て日本労働組合會議地方協議

會を設くることを得。

第二十條 地方協議會の目的、機能、構成及中央機關との牽聯關係等については別に定むる日本労働組合會議地方協議會準則に従ふ。

現行規約第十九條は新に第二十一條となり、以下順次にくり下ぐ。

現行第十九條規定の本會議加盟費を左の如く改正す。

- 一、會費納入者數一千名まで月額金五圓。
- 二、一千名以上は百名を加へる毎に月額三錢を増額す。
- 三、及四は現行通り。

5 役 員

〔議長〕 濱田國太郎。〔副議長〕 松岡駒吉。〔書記長〕 米窪滿亮。〔執行委員〕 河野密、小泉秀吉、坂本孝三郎、岡村保太郎、八木信一。〔評議員〕 堀内長榮、那賀源三郎、宮本官治、西尾末廣、金正米吉、三木治郎、齋藤健一、高橋涉、山口常治郎、井上良二、鈴木倉吉、都竹要次郎、森榮一、高山久藏、西浦宇吉、渡邊年之助、山川宗彬、松浦清一、西卷敏雄、丹羽市太郎、岩永榮一、池上榮吉、加藤良左衛門、横大路茂、濱崎文作。(本年度大會による決定)

四 日本産業労働俱樂部の成立

1 成立 まで

日本産業労働俱樂部は石川島造船所の自彊組合を中心として日本主義労働團體九組合をもつて結成された謂はゞ極右の労働團體で、

わが國の右翼中間派の大結成たる日本勞働組合會議に對して對立の姿勢にあるものである。その成立並に現勢について瞥見すれば左の如くである。

日本勞働組合會議が結成された直後に組合會議の宣言の内容並に戰爭反對の方針に反對し、殊に全國勞働の加盟に反對して脱退した日本造船勞働聯盟（自彊組合はその主力である）は、當時總聯合等々と共に重金屬工失業對策協議會を組織して反失運動を行ひ、更に非常時の昂揚に際して國防献金勞働協會に改組して、つねに日本主義的立場からの産業立國的な運動を存續して來たが、その後、軍需インフレーションによつて軍需品工業の勃興から重金屬工の失業は緩和を見、また國防献金運動も愛國機献納を終了したので右協會を解消し、新たに「我等は日本の勞働者」の旗の下に勞働組合の戰線統一運動として、日本産業勞働俱樂部を組織し、これをもつて國際主義を標榜せる日本勞働組合會議に對立、「産業立國」、「國家存立の尊嚴」等を第一義として運動を展開することとなり、五月廿五日第一回準備委員、六月八日第二回の準備委員會を経て、同十五日結成の聲明書を發表することに至つた。右聲明書は次の如くである。

【聲明書】

勞働組合運動の戰線統一に對する我等の態度は日本國情に即したる戰線統一、即ち我等は日本勞働者たる自覺に基き勞働運動の基綱を國家的信念の上に置き、國家存立の尊嚴に對しては確固たる認識を保ち、産業立國を第一義とせるものでなければならぬとの信念を堅持せる勞働者の大同團結を目標とするものである。從來勞働運動と云へば直譯思想に據る階級闘争に立脚し、反國家的

運動であると解されて來た。然るに偶々日支事變勃發以來その指導精神の急變せる勞働團體も輩出したが、然しながら彼等の多くは其の根本的態度に於て依然として社會民衆主義的宣傳並に反國家的運動に狂奔しつゝ純良なる勤勞大衆を誤らしめんとしつゝある狀況である。然るに今や我國の現状は外に國際聯盟脱退を敢行し、北滿に漲る妖雲と太平洋にウツ巻く怒濤はやがて砲音と共に我に襲ひかゝらんとしてゐるではないか。又内には思想の浪荒れて政治經濟、産業、教育等全般に亘る行き詰りは將に未曾有の大國難を顯現してゐる。此の秋に當り我等眞個の日本主義勞働團體は之れを座視するに忍びず、奮然蹶起して曩に國防献金勞働協會を組織し國防の充實と思想善導の猛運動を敢行し、今又茲に「日本産業勞働俱樂部」を結成して同志の緊密なる提携を計り、強固なる陣營を以て惡辣なる資本家に對しては常に應懲の手をゆるめず、一方眞に國家産業の興隆を念願しつゝある純良なる産業家とは互に一致協力して産業立國の旗を高く掲げ、非常時日本全般の行き詰りに對する打開に猛進し、祖國日本の興隆に即して勤勞大衆の經濟的社會的向上を計るべき一大國民運動の先驅たらん事を期するものである。

右聲明す

昭和八年六月十五日

日本産業勞働俱樂部

同俱樂部は、日本造船勞働を含めた左の九組合を糾合し、組合員八千四百六十七名と發表されてゐる。

日本造船勞働聯盟、秀英勞働組合、日本勇信勞働組合、中正

會、興進労働、自治組合、日本靴工組合、河港課組合、シチズン時工會。

尙ほ國防献金運動當時まで同團體と行動を共にした日本労働組合總聯合は、組合會議に加盟してゐるといふ理由の外、諸種の内部事情のために産業労働俱樂部の結成には參加しなかつた。

俱樂部成立に到るまでの準備會の狀況を記せば左の如くである。

日本産業労働俱樂部第一回準備委員會——五月二十五日、於東京自彊組合本部。司會者大久保氏から準備委員會開催の趣旨について簡単な挨拶があり、次いで議長神野信一氏の挨拶として、「我々日本主義労働組合は會社の御用組合になつてはならぬ、吾々の目標は常に國家事業でなくてはならぬ。總聯合が今回吾々のこの組織内に加はることは非常に苦しい立場であつて、今日まで老朽船解體問題や國防献金運動を相提携してやつて來たことは他の團體に對して可成困難な場合もあつたことと思ふ。然し總聯合としては幹部諸賢の堅持せる指導方針は我等と何等變るものではない。たゞ組織が大きな聯合體であるだけにその統制上行届かぬ場合があるので、そのために一寸困ることがある。今後はなほ一層の提携を必要とするのである。吾々は今後は成可四角張らないやうな連絡としたい。それには先づ俱樂部組織が一番ルーズな組織でよいと思ふ」と述べ、連絡機關としての具體的な方法の説明に對し大久保氏の私案の説明を要求、大久保氏は俱樂部構成を標準として次の如く提案し、種々協議修正を加へて萬場一致可決。

イ、先づ第一に名稱及事務所の問題について事務所は自彊組合本部内に置くこと、名稱は「日本産業労働俱樂部」とする。ロ、

理事制にして各組合より理事二名宛を選出すること。ハ、規約及聲明書等を起草するために起草委員を各組合より一名宛出すこと。ニ、俱樂部をして有効に各組合の連絡機關とし、又は日本主義精神の統一を計るために機關誌を發行して各組合の教育機關とする必要がある、同時に俱樂部を維持發展するために組合員一名に對し會費として金貳錢宛を徵集すること。

以上を決定し、尙ほ詳細は起草委員會に一任すること、理事會は毎月一回宛開催すること、右各委員は五月三十日までに各組合にて選出し事務所に報告すること。起草委員會において起草されたものは來る理事會にて審議決定すること。以上を決定した。

日本産業労働俱樂部第二回準備委員會——六月八日、芝協調會館第二會議室。議長西山氏。「議事」一、規約審議について（可決）。二、俱樂部費徵集に關する件（六月より集めることに可決）。三、機關誌發行について（七月より發行することに可決）。四、役員選舉について（理事長神野信一、常任理事は當分各團體より一名宛、會計谷山二葉、閑野藤重郎に決定）。

2 その後の運動

本俱樂部は成立後日本労働組合會議との對立を鋭化し、總同盟系組合等へは積極的の浸蝕を行つたと傳へられた。又、十月には芝浦港愛組合が本俱樂部の下に新たに結成せられた。本俱樂部の本年中の運動として特に注目されたのは「全國産業労働會議設置に關する建議」運動であつたらう。建議文および會議の趣旨要綱等は左の如くである。

【全國産業労働會議設置に關する建議】

〔建議文〕 凡そ、我國時弊の由つて来る所は、畢竟我皇道の眞諦を閑却し、制を建て事を圖るに概ね功利を旨とし、彼我交々相せめぎ來つた結果に外なりませぬ。今日巷間に提起される産業及び勞働に關する諸問題の如きも、概してその根本を究めずして、唯物的なる功利思想にその基調を求めざるやの憾みなしとせぬのであります。

我が日本産業勞働俱樂部關係者一同は、茲に鑑みる所あり何れも肇國の精神を體し、深く時相を徹見して、各自その分を盡すところ、國家興隆の本たるを確信し、資本家勞働者共に分を辨へ、分を盡し一體となりて、産業の發展に貢獻すべきを痛感するのであります。特に現下の如き時局に遭遇しては、殊更かく源を究め、内を整へ、進んでは廣く世界に皇威を振張せねばならぬと信じます。我が行詰れる産業界においても、純正なる勞資關係を確立すべきこの道義を無視しては、國家産業の發展は斷じて期待し得られませぬ。亦國家の産業を充實することなくして勞働者の幸福は決して企及し得られませぬ。かくの如く自覺し實踐し來つて、今日益々その誤なきを覺ゆると共に、國家非常の秋に際會し、産業に従事する者ひとしく、亦非常の覺悟なかるべからず、よつて茲に勞資一體の實を擧げ、惹いては國家産業の振興に資せんがため、我等の抱持せる全國産業勞働會議を根本緊急國策の一つとして審議し實施せられんことを建議する次第であります。希はくば、我等の微衷を諒せられんことを。

〔會議の趣旨〕 道義に基く公正なる勞資關係の確立。一、勞資の融合による日本産業の振張。一、産業及勞働に關する對外

的主張の統一。

〔要綱〕 一、會議の職能。(一) 産業及勞働に關する政府の諮問機關とし必要に應じ建議をなすことを得。(二) 審議事項は社會立法及社會施設並に勞資關係に關する問題、國際勞働に關する問題その他産業及勞働に關する一切の問題とすること。(三) 會議の經過はこれを官報に發表するの外報告書として公刊に附すること。

二、會議の構成。(一) 會議は政府並に専門家、事業主、勞働者の各委員をもつて組織すること。(二) 會議は中央會議及地方會議の二種とし地方會議は必要に應じこれを設置すること。(三) 事業主並に勞働者委員は同數とすること。(四) 政府及専門家委員の數は兩者を合して前項の各委員數以内とすること。(五) 各種委員の合したる總數二百名を越えざること。(六) 各種委員の任期は各々二ケ年とすること。

三、會議の方法(略)。

四、政府及専門家委員選定方法(略)。

五、事業主委員選定方法(略)。

六、勞働者委員選定方法(略)。

3 大會・その他

日本産業勞働俱樂部およびその配下諸組合の本年における大會その他主たる會合を擧ぐれば次の如し。

▲横濱ドック工信會大會(四月十五日)

▲日本造船勞働聯盟自強組合昭和八年度大會(四月十五日)——於石川島造船所

▲日本産業労働俱樂部第一回準備委員會（五月二十五日——於自彊組合本部）

▲同 第二回準備委員會（六月八日——於協調會館）

▲同 第一回常任理事會（六月十四日——於日本産業労働俱樂部）

▲同 理事會（七月二十六日——於日本産業労働俱樂部）

▲同 理事會（八月二十九日——於日本産業労働俱樂部）

▲同 神奈川造船労働聯盟結成大會（九月三十日——於工信會館）

▲同 芝浦港愛組結成大會（十月十六日——於芝浦會館）

右のうち主たるものの狀況は左の如し。

日本造船労働聯盟自彊組合第一回大會——四月十五日、於石川島造船所。議長神野信一氏。

「議事」一、宣言發表の件。一、會費値上に關する件。一、見習工採用に關する件。一、反メーデーに關する件並に愛國労働號命名式に關する件。

神奈川造船聯盟結成大會——九月三十日、於横濱市中區橋町工信會館。昭和五年労働代表選出の経緯から袂を別つてゐた横濱ドック工信會と浦賀ドック工愛會は、七月三日工信會理事會が工愛會側の提唱を容れて同一資本の下に兩ドック從業員の結合を可決したが、こゝに新たに結盟の大會を擧げるに至つたものである。

〔議案〕 宣言綱領。規約。役員選舉。

五 關東労働組合會議の成立

關東労働組合會議は、日本労働組合會議をもつて右翼の結成であるとして從來こたを排撃し來つた日本労働組合總評議會、全勞統一

全國會議、東京交通労働組合、東京市從業員組合、全國労働組合自由聯合等が、本年の對立メーデーを契機として、左翼組合の戰線統一を企てメーデー協議會を改組して五月に結成したものである。その活動は數回の委員會を通じ觀取されたが、ナチス抗議運動、共同闘争の大衆的轉換の運動、殊にこのためにとられた「生活防衛共同闘争委員會」の提唱、等が注目された。運動の大衆的轉換については特に全勞統一全國會議が主動的役割を演じた。本組合會議の規約は左の如きものである。

【關東労働組合會議規約】

第一條 本會議は關東労働組合會議と稱す。

第二條 本會議の目的は左の通りとす。

一、日常闘争に於ける相互應援。

二、共通の闘争題目による共同闘争。

第三條 本會議は關東地方の労働組合にして本會議加盟を承認されたるものを以て組織す。

第四條 本會議の機關は協議委員會及常任委員會とす。

第五條 協議委員會は加盟聯合體二名、單獨組合一名の代表者を以て構成す。

第六條 協議委員會は日常事務を處理するために常任委員若干名を互選す。

第七條 協議委員會は毎月一回定期開催し常任委員會これを召集す。

第八條 本會議の費用は左の割合を以て負擔し毎月五日迄に常任委員會に拂込むものとす。

一、聯合體 毎月金一圓

二、單獨組合 同 五十錢

第九條 本會議に加盟せんとするものは協議委員會に申し出でその承認を経るを要す。

第十條 本會議より脱退せんとするものはその理由を附し協議委員會に申し出づるを要す。

第十一條 本會議の事務所を「東京交通労働組合本部」におく。本組合會議の活動の要は、次の二會議の經過に窺知される。

關東労働組合會議第二回委員會——關東労働組合會議と名稱を變更した、メーデー協議會はその第二回委員會を五月二十日、芝全勞統一會議本部において開いた。出席者東交、自聯、自協、總評、統一會議夫々二名、市從一名。議長難波氏、書記高野氏。各地区協議會の模様に関する報告があつて議事に入る。〔議事〕

一、規約審議に関する件（可決）。二、勞農提携に関する件（イ、農民組合を關東組合會議として招待し懇談會をつくること。ロ、農業労働者の闘争その他地方の労働運動について應援するため共同委員會をつくることを農民組合に提議すること、責任者統一會議。以上可決）。三、勞救、コップ、關消聯、ソヴェート友の會との提携に関する件。四、ナチス暴壓に對する建議の件（可決）。五、常任委員選出の件（三名とし、東交、自聯、統一夫々一名、可決）。六、スポーツ大會に関する件（保留）。七、地區名簿提出に関する件。八、次回會合に関する件。九、不参加團體勸誘の件（關映、江東 般、純勞、江東従業員 製米労働、東電、全勞各組合、西部電鐵その他）。

關東労働組合會議常任會議——十月一日、於東交本部。先般の

常任會議に統一會議より提案された「大衆的轉換のための共同闘争」を今會議において可決し、共同闘争機關の名稱を「生活防衛共同闘争委員會」とし關東地方の友誼團體に提唱狀（別記参照）を發した。〔出席者〕、總評朝鮮東興、自協東交各一名、自聯三名、統一會議四名。議長難波氏。〔議事〕 一、共同闘争委員會組織に関する件（可決）。二、中心スローガンに関する件（可決）。三、全國提唱に関する件（可決）。四、事務所に關する件（可決）。五、名稱に關する件（「生活防衛共同闘争委員會」とすること、可決）。〔提唱文〕 反動と恐慌の中に立つて貴組合不斷の御健闘を感謝いたします。さて我が關東労働組合會議では、諸情勢の明確なる分析と決意をもつて労働者の日常生活防衛のための全的共同闘争をまき起すために、生活防衛共同闘争委員會を組織し、この闘争を全國の労働組合、企業労働者團に提唱することを萬場一致可決したのであります。次の如く吾々の中心スローガンを決定しました。

（一）首切り、賃下げ、労働強化反對。（二）臨時工を本雇にしろ。（三）健康保險法の改正。（四）民族、性、年齢をとはず同 労働に同一賃銀。（五）失業者の生活を保證しろ。（六）労働者戦線の統一。

就いては今日の労働組合運動の大衆的轉換と偉大なる統一戦線の見地から各地方における共同闘争の活動のイニシアヂをとつて卒先し「生活防衛共同闘争」をまき起されんことを切に希望する次第であります。（尙來る十月九日は第一回共同闘争委員會は具

體的活動方針を發表する豫定です。決定のあかつきには全國の各組合並に同志諸君にむけてプリントを御送りすることにします。

第三節 労働組合各個の運動

以下労働組合各派各個の運動について記述する。その順序としては、最初に我が合法労働運動の中堅的大部隊をなす日本労働組合會議加盟の諸團體（海員協會を除く）を記述した。一、總同盟から、十東電従業員組合に至る十組合がそれである。次に、組合會議には加盟せざるも官業系組合として主要なる海軍労働組合聯盟を述べた。十二、日本交通労働總聯盟から、十五、東京市従業員組合に至る四團體は、謂ゆる合法左翼の稱あるもの乃至はそれに近き傾向のものであり、次に十六、十七の二項において國家社會主義を指導精神とする二團體（日本労働同盟と遞友同志會）を述べ、十八、十九において更にこれとも區別せらるべき日本主義的組合の創生に觸れ、最後に長き沈滞から最近復活の氣運を示せるアナキズム系自由聯合主義の運動を記述した。なほ以上の順序は、主として單に記述の便宜に出でたるものにすぎぬことを附言する。

一 日本労働總同盟

1 運動の概況

日本労働總同盟にとつては昭和八年は久しぶり平穩なる一ケ年であつた。「労働組合主義の徹底は、過去一ケ年間の重要な指針であつたので、本同盟の中心的情勢は、外への擴大よりも内部の充實にあつた」と、年末における全國事務會議は報告を受けてゐる。然

し十萬人突破運動は依然繼續されたわけであつたが、組合員は却つて減少を見たと言はれてゐる。又、同盟の爭議最少化方針および團體協約の結果は、謂ゆるインフレ景氣と結びついて、指導された労働爭議は前年に比して約半減を見てゐる。前年大會において綱領の改正を加へ、本年末の全國事務會議（前年の大會決議により大會は隔年開催となり、その間に全國事務會議が開かれることになつた）においては會務・組織・規約等、内部的變更を與へ、また産業及び労働統制に關する運動を促進する等、本同盟はヨリ溫健化する。同時に、ヨリ實質化、着實化しつゝあることは注目に價する。

かくて總同盟過去一ケ年の主要闘争題目としては先づ「團體協約の締結促進」、「共済組合制度の確立」、「失業保險扶助法の制定」、その他「日本労働銀行設立のための預金部の設立」、「消費組合並に購買組合運動の擴充」等々、凡そ組合内部の經濟的基礎とその發展に關聯するもののみが日程に上されて來た。組合會議を通して「労働組合法の制定」その他の事項を闘争の主たる題目として掲げてゐるのもこの精神の反映を實證するものと見られる。右の如く總同盟過去一ケ年の闘争は同盟の經濟的基礎の確立を主題としたことは同盟自ら云ふところであるが、その運動の詳細は本年中大會が開催されず従つて完全なる報告を公表しないために充分にこれを窺ふことができない。今、主なる活動とその結果の二三を拾ふてみる。

活動の一斑 第一回全國事務會議において西尾主事の一般情勢報告によつてこれを窺ふこととする。先づ組織の消長を見るに、「過去一ケ年の経過を見るに、組織の数は減退してゐる。凡そ五・〇乃至一・〇%（？）が減少してゐる。尙ほ石油労働が全國的に

統一され單一化された組合となつた事等も數的には之に影響してゐると思ふ。その他遞同が中野正剛氏を迎へて或は勞働組合運動の上に數的變化が起さるのではないかと見られたが、之は殆んど皆無だつた。組合運動は偉い人が出たからと云つて急に發展するものではない。運動の眞髓は他にあることを實證したのである。

遞同現下の實際勢力は東京、名古屋、京都であるが、京都に於ては此の方面の總同盟の組織としては三局に支部があり、他の三局に支部準の組織がある。次に、爭議活動の方面を見るに「これは殆ど昨年度の半數以上に減つてゐる。これは勿論、軍需工場の活況、インフレ政策の影響にも依るが、總同盟の方針、即ち爭議の最少化、爭議に團體協約を代置するといふところから來てゐる。昨年度大會の決議がよく實踐化された事を物語つてゐる。」次に政治運動の側から觀察するに「社大黨を通じての政治運動許りでなく、總同盟自體の運動も當面組合主義の徹底の立前から多少消極的態度を執つて來たことは事實である。然し之に代るに吾々の收穫は關東方面に於ては十二乃至十三、關西方面では八つの團體協約の成立を増加せしめてゐる。」尙ほこの他に、「勞働組合主義徹底化の問題は組合員ばかりでなく、社會的に之に關聯を有する事業家間に普及徹底することが本來の使命でなければならぬ。以上の外最近某保險會社より總同盟に向けてもつと大衆的な保險制を設けて我が社の代理をやつてくれなにかとの申込があつた。後に御拜談申し上げるつもりである。消費組合は全國で二十あり順調に發展してゐる。各支部に於ける購買組合、これも順當である。尙この外に報告すべき事項としては現在勞働銀行には三千八百九十八圓の

貯金があるといふ。外部への發展に關する報告はありませんが吾々の決議を徹底さして行く上から各方面の總同盟に對する尊敬と信頼が大きくなつてゐる。内務省社會局、警察等々政府側の諸機關からも信頼されつゝある。國を憂へ、産業を憂ふる立場からも健全なる勞働組合主義の徹底が望ましい。一面またファツシヨ的な勞働組合乃至御用組合の出現はあつたが、之等は大した實力あるものでなく、むしろこれの刺戟に依つて組織が伸びつゝある觀がある。世界狀勢の見地からするも、イタリー、ロシア、アメリカ、ドイツと、どんな新政權が樹立されやうとも、勞働組合を基礎として國家の産業、國家經濟の革正に資せんとする傾向が窺はれる。……」と報告されてゐる。

産業勞働統制の運動 産業および勞働の統制は本同盟最近の運動要目であるが、中央委員會は全國事務會議の直後十一月七日東京本部に於て開かれ、事務會議の決定事項を實踐化せしめるため左記「産業勞働省」新設の意見書を作成して政府當局に提出した。尙これに對して首相は賛意を表し考慮する旨を言明した。

〔意見書〕

一、産業勞働省を新設し關係行政事務の統一を計り更に勞働、企業兩者代表を主とする諮問委員會を設け舉國的協力により産業と勞働の統制を強化すべし。

二、重要産業ならびに大産業は國營若しくは國家管理を終局目標とし國家權力により指導監督しこれを統制すべし。

三、中小並に雜工業は各業別に同業組合を組織せしめ、これに強制力を附與し國家は同組合を通じてこれを監督指導しその統制

を行ふ。

四、労働組合法、團體協約法を制定しもつて労働階級に希望と光明を與へ、労働組合運動に一定の軌道を示し健全性を助長して産業紛議の最少化を計り進んで労働者が國家産業に貢献し得る様指導統制す。

五、現行労働爭議調停法を改正して一般産業にも強制調停を行ひ、更に調停と和解によつて解決し得ざる事件にかきり、これに最終的裁斷を下し、もつて労働の利己的鬭争を終熄せしめる爲め労働、企業、消費者を代表する陪審官を參加せしむる産業労働裁判所を新設すべし。

六、産業協力委員會を設置し労働、企業兩者の自主的努力にのみ放任することなく、國家は團體協約法により紛議の最少化と産業平和とを促進し以て勞資の産業協力實現に努むべし。

七、産業協力委員會は主務大臣、地方長官もしくはその任命する官吏を議長として労働、企業兩者同數の委員をもつて構成す、但し委員會は全國的、地方的、産業的に設置す。

全國事務會議の決定 十一月の全國事務會議の決定した諸事項は可成り重要と見られるので右に之をかゝげてみる。

一、會務の統一及び整理に関する件

(イ) 各主事は十日目毎に執務報告書を作製し、會長若しくは組合長の査閲を経て本部に提出すること。(ロ) 各有給者は十日目毎に執務報告書を作製し、各監督機關に提出すること(各報告用紙は印刷する)。一、組合聯合會の常任は執務日記を聯合會へ提出すること。二、聯合會主事並に會長は執務

日記を本部に提出すること。三、聯合會主事又は會長は右日記に基き重要事項を本部へ報告すること。四、聯合會なき所は組合より直接本部へ執務日記を送る事。(ハ) 大會、總會、發會式等の會合に於て代表者は必ず綱領を朗讀する事、並にその他の形式を研究すること、例へば各執行機關に屬する者は壇上より離れぬ事等の如し。之等の形式考究は中央委員會に一任。(ニ) 會旗、組合旗、支部旗、銘旗等の統一。具體案は中央委員會一任。(ホ) 徽章の作製は總て本部に於て作製すること。

二、組織並に規約に関する件

(a) 各支部機關の構成

(イ) 支部長、副支部長、幹事長(主事)、幹事、會計を以て支部執行機關とし幹事會と稱す。(ロ) 總會は支部員全員を以て構成す。(ハ) 但し大支部に於ては次期總會までの代議機關として委員會を構成することを得。

(b) 各組合機關の構成

(イ) 組合長、副組合長、主事、會計、執行委員を以て組合執行機關とす。(ロ) 評議員會は各支部代表を以て組織し次期大會までの代議機關とす。(ハ) 大會は本部役員並に代議員を以て構成す。

(c) 何々支部聯合會の名稱を廢し之を何々方面支部連絡委員會とし、議長及び書記を置き教育、宣傳、組織、労働爭議の應援等の會務を行ふ。

(d) 各聯合會機關の構成

(イ) 會長、副會長、主事、執行委員、會計を以て聯合會執行機關とす。(ロ) 聯合會委員會を以て代議機關とす。(ハ) 大會は本部役員並に代議員を以て構成す。

(エ) 同盟會機關の構成

(イ) 會長、副會長、主事、會計、執行委員を以て同盟會執行機關とす。(ロ) 理事會を以て代議機關とす。(ハ) 大會は本部役員並に代議員を以て構成す。

(フ) 本部機關の構成

(イ) 會長、總主事、會計、中央委員を以て本部執行機關とす。(ロ) 大會は本部役員並に代議員を以て構成す。

(g) 各組織に會計監査役を置き名實伴ふ人選を考慮すること。會計は執行委員會毎に會計狀態を報告し正副支部長、正副會長、主事、會計等も亦連帶責任を有すること。

以上に基き組合並に支部規約準則を作製すること。

四、團體協約促進に關する件

團體協約促進並にその運用研究會を各聯合會内に新設すること。

五、平和的、建設的福利増進事業の振興に關する件

(イ) 消費組合、信用組合の指導とその助成に努むること。

(ロ) 共済組合、相互保險、その他の指導並にその創設を助成すること。(ハ) 共同仕入、購買代理部その他の經營の獎勵。

(ニ) 以上に要する人物、才幹を養成する策として、將來派遣生を既設の消費組合その他の事業施設に送り實務を習得する方法を講ずること。

第二部第二篇 勞働組合

3 大會・中央委員會・その他

本年中は前述の如く全國大會は開催されず、それに代つて第一回全國事務會議が開催された。中央委員會、各聯合會大會、その他大小の會合の開かれたるもの次の如し。

▲大阪タイル煉瓦従業員組合(二月十五日——於都島俱樂部) ▲勞働青年同盟大阪聯合會發會式(二月二十五日——於大阪中央公會堂) ▲大阪電線工組合第八回大會(三月二十六日——於大阪春日出組合會館) ▲松竹興行従業員組合結成式(四月十日——於道頓堀クラゲ) ▲神奈川聯合會第三回理事會(四月十三日——於本部) ▲東京聯合會大會(四月二十三日——於芝日本勞働會館) ▲沼津紡績勞働組合第七回大會(四月二十九日——於沼津市外清水村勞働會館) ▲神奈川聯合會執行委員會(五月二十三日——於本部) ▲神奈川合同勞働組合第四回大會(六月四日——於神奈川聯合會講堂) ▲大阪陶業勞働組合年次大會(六月十一日——於大阪府下佐野町電氣館) ▲千葉縣聯合會大會(六月十三日——於八幡會館) ▲神奈川合同勞働組合第一回執行委員會(六月二十日——於本部) ▲石油勞働ラ社支部復活發會式(七月九日——於鶴見日本勞働會館潮田分館) ▲釀造勞働組合關東大會(七月十五日——於前橋市いろは) ▲神奈川鐵工組合第八回大會(八月六日——於神奈川聯合會本部) ▲京都聯合會第八回執行委員會(八月八日——於京都事務所) ▲大阪合同高島屋高友會結成大會(九月十四日——於大阪日本橋クラブ) ▲神奈川聯合會第八回大會(九月十七日——於川崎製網勞働會館) ▲中央合同勞働組合大會(九月十七日——於芝日本勞働會館) ▲關西紡織產業勞働組合年次大會(九月

十七日——於大阪中央公會堂）▲第三回中央委員會（九月二十三日・九月二十五日——於大阪市北區美鳥旅館）▲大阪合同労働年次大會（九月二十三日——於大阪中央公會堂）▲逕友自治會南支部發會式（九月二十五日——於大阪南區日本橋クラブ）▲大阪金屬労働組合第十三回大會（十月一日——於大阪キリスト教青年會館）▲京都聯合會第六回大會（十月一日——於京都三條青年會館）▲紡織労働組合大會（十月八日——於芝日本労働會館）▲尼ヶ崎聯合會本年度大會（十月十四日——於尼ヶ崎市本町クラブ）▲大阪聯合會大會（十月十五日——於大阪九條青年會館）▲東京鐵工組合第十回大會（十月十五日——於芝日本労働會館）▲全國石油労働組合結成大會（十月十五・十六日——於大阪春日日出會館）▲逕友自治會八年度大會（十月二十九日——於大阪南區大槻會館）▲日本石炭坑夫組合第四回年次大會（十一月一日——於飯塚市公會堂）▲九州聯合會第六回年次大會（十一月二日——於門司白木崎戰勝座）▲關東同盟第十一回大會（十一月三日——於芝日本労働會館）▲第一回全國事務會議（十一月四日・六日——於芝日本労働會館）▲第七回労働條件協定委員會（十一月八日、十一日——於帝國鐵道協會）▲製網労働第一回事務會議（十一月十二日——於製網労働會館）▲映畫演劇同盟本年度大會（十一月二十日——於大阪新世界パンヤ食堂）▲神奈川聯合會執行委員會（十二月二十三日——於川崎事務所）

以上のうち主なるものも經過を述べれば次の如くである。

東京聯合會大會——四月二十三日、於芝日本労働會館。（出席者）二百四十二名。議長原虎一氏、副議長小原源一氏。（議事）

一、東京聯合會規約改正の件。一、第十四回メーデー總動員に關する件。一、地方支部聯合會組織統制に關する件。一、インフレ積極組織に就いて。一、罷業統制規約に關する件。一、共済制度普及と統一に關する件。一、東京劇場爭議應援の件。一、ファツショ粉碎に關する件。（役員）會長原虎一、主事仲濱藤治、會計福岡金次郎。

關西紡織産業労働組合本年度大會——九月十七日、於大阪中之島中央公會堂。出席代議員八十七名。議長西尾末廣氏、副議長國島泰次郎、竹内清兩氏。本部一般報告、各支部情勢報告を終り質問應答の後萬場一致可決。（議事）一、作業上の消耗品支給に關する件。二、婦人労働者保護に關する件。三、反動的組織粉碎に關する件。四、人絹工場における二硫化炭素中毒豫防の件。五、團體協約促進に關する件。六、紡織労働者標準賃銀確立に關する件。七、労働組合法制定促進に關する件。八、日印通商條約廢棄に關する對策の件。（役員）組合長西尾末廣、主事山口正義、會計長田孝三。

第三回中央委員會——九月二十三・二十五日、於大阪北區美鳥旅館。（出席者）松岡會長、西尾總主事外十一名。（協議事項）一、會計事務に關する件。二、會計の統一及整備に關する件。三、組織並に規約に關する件。四、爭議の最少化と統制並に鬭爭力の充實に關する件。五、教育の振興に關する件。六、團體協約促進方針に關する件。

大阪金屬労働組合第十三回大會——十月一日午前九時より土佐堀大阪基督教青年會館にて開催、出席代議員二百十七名。議長塚

本重藏氏、副議長石丸吉次、池田寅雄兩氏。議長挨拶の後、各友誼團體の祝辭祝電の披露あり、報告に移り、組織部（山本捨三）、爭議部（梅田民衆）、一般會計（前田主事）の報告を萬場一致承認、議案審議に入る。〔議案〕 一、屋外労働者災害扶助法改正の件。

二、労働組合法制定促進に關する件。三、工場法改正に關する件。四、失業反對闘争の件。五、本部費値上に關する件。六、健康保險法改正に關する件。七、反動ファツシヨ粉碎闘争の件。八、臨時工日傭人夫名義に依る熟練工採用反對闘争の件。

紡織労働組合大會——十月八日、於芝日本労働會館。〔出席代議員〕百四十名。〔議長〕松岡駒吉氏。〔スローガン〕一、ファツシヨ反動を粉碎せよ。二、紡織労働一萬突破に猛進せよ。三、退職手當を公表せよ。四、婦人労働者保護法を制定せよ。〔議事〕一、婦人労働者保護の件（可決）。二、退職手當制定並びに公表に關する件（可決）。三、ファツシヨ反動粉碎の件（可決）。四、結婚による通勤の自由獲得（可決）。五、共済制度實施に關する件（可決）。六、労働組合法制定要求運動の件（可決）。七、最低賃銀制定要求の件（可決）。八、紡織労働一萬突破猛進開始の件（可決）。

東京鐵工組合第十回大會——十月十五日、於芝日本労働會館。代議員二百一名。議長内田氏、副議長高橋正雄、眞下雅次兩氏。〔議事〕一、産業調査網確立に關する件。二、労働組合法即時制定の件。三、共済制度擴充に關する件。四、現行火災傷病死共済會の規約改正の件。五、組織擴大擴充宣傳の件。六、支部戰闘旗統一の件。——以上可決。〔役員〕組合長内田藤七、主事兼會計原虎一。

大阪聯合會本年度大會——大阪聯合會は「労働立法改正並制定」、「團體協約即産業平和」、「労働組合の勝利へ」、「反動諸勢力の粉碎」の四大スローガンを掲げて十月十五日午前九時より九條青年會館に開催、出席代議員は次の如く二百七十二名であつた。金屬一〇〇、紡績七八、合同四五、印刷出版六、泉南地區九、電線七、逓友自治會五、本部一三、執行委員一一、合計二七二。西尾會長の四綱領朗讀。議長西尾末廣氏、副議長塚本重藏氏、村尾重雄氏。多數の友誼團體祝辭、祝電の後一般報告及各部報告に入り金正、前田、西尾氏等より詳細なる報告あり、質問應答あつて萬場一致承認、議案審議に入る。〔議案〕一、健康保險法、工場法、労働者災害扶助法改正に關する件。二、反動ファツシヨ粉碎闘争に關する件。三、臨時工日傭人夫名義による熟練工採用反對闘争に關する件。四、労働組合法制定促進に關する件。五、婦人労働者保護に關する件。六、日印通商問題に關する對策の件。七、中小工業の組織運動に關する件。八、全國産業團體聯合會の行動に關する件。〔役員〕會長西尾末廣、主事金正米吉、會計長田孝三。關東同盟第十一回大會——十一月三日、芝日本労働會館にて三木治朗氏司會のもとに開會。出席代議員二三三名。議長松岡駒吉氏、副議長三木治朗、大越半忠兩氏。〔議事〕一、労働組合法制定に關する件（可決）。二、規約改正に關する件（可決）。三、團體協約法制定促進に關する件（可決）。緊急動議——對マツダランブ闘争敢行中の關東電球硝子産業労働組合の運動を援助するの件（可決）。四、失業保險加入勸告に關する件（可決）。五、婦人労働者保護に關する件。六、自動車運轉手災害扶助立法に關する

件（可決）。七、總同盟本部に企劃部を設置せしむる件（可決）。

（役員） 會長松岡駒吉、副會長三木治朗、主事齋藤健一、會計福岡金次郎。

第一回全國事務會議——十一月四五六日の三日間、總同盟本部大會議室にて議長松岡會長を中心に全國からの代表者六十三名出席の下に開會。第一日は松岡會長の挨拶に始まり、會計報告、西尾主事の一般報告（別記参照）、鈴木顧問の激勵の辭があり、最後に質問應答があつた。第二、三の兩日において次のごとく議案審議が行はれた。（議事） 一、會計事務に關する件（可決）。一、會計の統一及整理に關する件（可決）。一、組織並に規約に關する件（可決）。一、團體協約促進に關する件（可決）。一、平和的、建設的福利増進の振興に關する件（可決）。一、機關誌「労働」を新聞型に改め四六四倍、四頁に縮少し之に依て出版費を節約し會費納入總額の一割を基金として積立ること。（但し本件は本部より一應撤回することになつた）。

3 綱領・運動方針

昭和七年度大會において決定せられたる新綱領及び主張は次の如し。本綱領の解説については前年度本年鑑参照。

【綱領】

- 一、我等は同朋相愛の理想に遵ひ、識見の開発、技術の進歩、徳性の涵養を圖り、以て自己の向上と完成を期す。
- 一、我等は労働者の自主的組織と訓練により労働條件の維持改善並に共同福利の増進を期す。
- 一、我等は國情に立脚し、資本主義の根本改革を圖り、以て健全

なる新社會の建設を期す。

【主張】

- 一、七時間労働及一週四十二時間制の實施（但し坑内労働六時間及一週三十六時間）
- 一、労働組合法並に團體協約法の制定。
- 一、同質量労働に對する差別撤廢。
- 一、臨時雇傭制度禁止法制定。
- 一、生活賃銀法失業保險法の制定。
- 一、工場法、鑛業法、健康保險法、労働者災害扶助法の改正。
- 一、國際労働條約の批准並に勸告案の實施。
- 一、暴壓諸法令の改廢。
- 一、メーデーを全國的休業日とする事。
- 一、共済組合並に協同組合の全國的普及とその統一。

4 新設組合

本年中新設を見た組合の主なるものは次の如し。

▲總同盟石油労働組合（横濱——十月）

▲同 中京合同労働組合（名古屋——二月）

▲同 粕屋労働組合（福岡縣粕屋郡志免村——三月）

5 役員

〔顧問〕 鈴木文治、〔會長〕 松岡駒吉、〔主事〕 西尾末廣、〔會計〕 福岡金次郎、〔中央委員〕 金正米吉（大阪）、前田種男（大阪）、金光平（中國）、今津菊松（兵庫）、八谷幸太郎（九州）、徳永正報、原虎一、齋藤健一、三木治朗、堀越梅男（以上東京）、土井直作（横濱）〔各専門部長〕 國際部長、松岡駒吉。政治部長、

西尾末廣。爭議部長、金正米吉。組織部長、土井直作。婦人部長、三木治朗。調査部長、齋藤健一。社會部長、福岡金次郎。法律部長、片山哲。教育出版部長、重廣虎雄。(昭和七年度大會決定)。

二 全國勞働組合同盟

1 運動の概況

昭和七年のファッショ派分裂のあとを受けて、全國勞働も本年は比較的平穩の一ヶ年を経過した。内部的整備の必要もあつたからであらう。過去の運動の比較的華々しさに較ぶれば、全體に着實、慎重の空氣が増して來たやうに思はれた。本年度大會に於ける分科會制度の採用の如きは、その一端のあらはれであらう。然し、爭議對策の如きは依然總同盟とは反對で積極的である。指導された爭議の件數は前年に比し増加を示してゐる。最近の戰跡、および今後の方針について組合自身の要約するところを見るに、「過去一年間の活動を顧みるに、組織勢力七聯合會、四十組合、四萬二千餘名に對して、その陣容の整備のために努力し、爭議に於てはインフレ闘争を敏速果敢に指導し、日本勞働組合會議を通じての戰線統一強化、社會大衆黨と協力して勢力の擴大に努め、其他、教育活動共濟的分野の開拓に何れも相當の成績を収めた。今後は更にこの線を強く押し進めることが重要である。即ち(一)ファッショ粉砕、戰爭の危機に對する闘争の強化、(二)陣容の整備充實と政治、經濟戰線の統一強化、(三)勞働立法、社會立法の改正並に獲得のために積極的闘争、(四)組合内共濟施設の擴充並に協同組合運動との積極的協力、(五)インフレ闘争其他非常時日常闘争の遂行、はその主なるものである」(第四

回大會報告による)と。

とは云へ、當面の闘争題目であつた對インフレ闘争の如きも、その聲明の如くしかし活潑であつたかどうかは俄かに斷じ難い。一般に、全勞の着實化、慎重化の裏面には、我國内外の新情勢の逼迫が影響するところがなかつたであらうか。嘗つて合法團體の限界線上に立つたこの組合が、すでにこの限界から遙かに内側に進み來つたことは、そのことの當否を別として、ともかくも事實であることは確かであらう。

かゝる状態にあつた全國勞働の昭和八年度における闘争の跡をその大會報告を通じて尙ほ詳細に窺つてみよう。

組織活動 先づ本年の組織方針から見ると、報告は云ふ、「全勞の昭和七年度は、クラブ問題、ファッショ問題により滿身創夷を蒙り、一部には全勞の崩壊さへデマられた年であつたが、昨年第三回大會に於ては、陣容の堅固さを内外に示し、爾來一年間、内部の整理統一と對外的に擴大強化のために、組織に全力を傾倒した。即ち、一、全勞、舊排同の復歸合同後の緊密強化に努め、統一を完成し、二、ファッショの腐蝕作用を徹底的に一掃して意識の昂揚を計り、三、クラブ問題、ファッショ問題等で消極化した若干の組織を再建し、四、インフレ闘争を通じて陣容の引締めと對外擴大強化に努め、五、全國的に組織運動の計畫化統一化を促し、六、共濟組合、御川組合等の大工場、大企業に於ける組織獲得に努力し、特に、この方面に組織運動の集中を促した。次で活動の實績を見るに、「以上のうち全國的宣傳闘争は指令第一號により四月十五日よりメーデーまでを戦つた。特に大阪は二月十七日天

王寺公會堂に賃上闘争大演説會、東京では、二月中に宣傳週間を戦つた。尙全國遊説計畫は各地の情により中止。これの結果一般的にインフレ闘争を中心として、組織宣傳は活氣を呈し、東京、大阪をはじめ和歌山、阪神、広島、北海道等に於ても組織の擴大を示してゐる。就中、本年二月神戸川崎造船の争議と大阪鐵工所の争議を通じての大工場組織獲得は全勞の組織活動の精力的なことを物語るものである……。次に全勞内部の産業別整理統一は「本年度に於ける重要プランであつたが、同盟本部は産業別方針を全國的に徹底し、關西事務局並に當該聯合會と協力しその實現に一段の努力を集中した結果好成绩を挙げ、全勞内部に於ける産業別整理の本年度プランは一先づ完成された。」と報告してゐる。

争議支援活動 本年中における本同盟の争議活動の一般的傾向について、報告は次の如く述べてゐる。「昭和七年下半年より本年上半年にかけて、インフレの影響は漸く争議の上に反映し始め、組合の争議活動は、漸く活氣を呈して來た。我全國労働は昨年十二月第二回中央委員會に於て、三割賃上要求を中心とするインフレ闘争のトップを切り、全國的に有効な闘争を展開した。その統計的調査は未了だが、所屬組合は大體に於て、一割乃至三割の値上を獲得し、組織の引締、未組織の獲得に成功しつつある。」次にその特殊的活动を見るに、「1、第二回中央委員會決定のインフレ對策により、十二月十一日に齋藤首相、内務省社會局長官、全産聯に對して、三割値上を要請す。大阪神戸その他所屬組合に於ても同様運動す。2、特に關西事務局會議(二月十七日)に於ては、インフレ對策の具體化を協議決定す。3、インフレ闘争の代表的

争議たる三菱川崎造船機部内燃工場争議(二月)及び松竹レヴュー争議には本部として對策應援に當つた。兩争議を通じて、組織の擴大強化に焦點を置く全勞の争議方針を具體化すべく努力し、何れも成功した。」と述べてゐる。最後に本年度の全勞の取扱つた争議件数を見るに「紛争議合せて三四三件(内罷業九九、紛議二四四)参加人員二五、二六三人(全従業員三九、六六三人の六四%)で、その形態は一件當り参加人員の七三・六人平均、同平均日數一四日である。」(第四回大會報告)

教育活動 本年度の教育運動は主として非常時批判、インフレ賃上闘争の線に沿ふて行ひ、研究會、茶話會、講習會及全勞新聞等によつて運動を展開したと報ぜられてゐる。「一、メーデー前の教育——メーデー前に於ては、メーデーの準備闘争に合流して全國的に茶話會研究會を闘つた。二、夏期教育講座運動——系統立つた教育運動を指令し、全國的に運動を起したが、東京聯合會は最もよく活用實踐した。三、労働學校——全勞經營の労働學校はないが、大阪労働學校(大阪)、プロレタリア政治學校(東京)日本協同組合學校(東京新設)などに積極的に参加してゐる。四、其他——時事問題に對しては、全勞新聞、組合聯合會等に於て徹底を期した。」

政治的活動 先づ政治活動の方針を見るに、「創立以來、労働者の政治的無關心乃至は政治中立を意味する「労働組合主義」には批判的態度をとり、労働組合の大衆的政治闘争を積極的に展開せんとしてゐる。しかし、このことは、同時に労働組合と支持政黨との關係を合理化し、労働組合の職能を分化發展せしめることに

對する積極的努力なくしてはなし遂げられない。我等は、この非常時反動期にあつても、この二方面の交互關係を發展せしめるために努力して來た」といふ。次に社會大衆黨に對する態度を見るに、「これに對しては積極的に協力して、その線に沿ふて、合同直後の内部事情に考慮を拂ひつゝ、黨の強化發展に努めた。我等の特に重點を置いた部分は次の諸點にある。1、黨の府縣聯、支部等下部組織合同の促進。2、労働委員會の確立と積極的活用。

3、日本労働組合會議と黨との協力促進。4、勞農提携の強化促進。5、非常時の政治的反動に抗爭して黨の階級性を昂揚すること。尙、黨の最近の問題となつた所謂轉換期政策の論議に當つては、我等は、公式主義的態度の清算には賛成するも、その政策の具體的内容に就いては批判的態度をとり、但し、この態度は組合として發表することなく、黨關係役員に於て、黨に反映せしめて、原案を修正實行に移すべき方法をとつた。我等は、昨今我國の労働組合運動の一部が稍もすれば組合主義の名にかくれて、脱黨中立態度に走らんとする傾向を排して、黨と組合との關係を合理的ならしめ、黨との協力を有機的に發展せしめんとしてゐる」と報告してゐる。最後に選挙闘争は如何。報告によると、「本年三月より六月にかけて行はれた全國市會選舉には、東京、大阪、神戸、廣島等全國労働所在地に於てそれ／＼全勞より候補者を立て、闘争左の成績を収めた。東京 淺沼稻次郎(當)、岩内善作(落)。大阪 山口常次郎(當)、田萬清臣(當)、河野勇(落)。神戸 松澤兼人(當)、永江一夫(當)、丹波繁正(落)、中ノ瀬幸吉(落)。廣島 保田庄一(當)。この外町村會選舉には、兵庫、栃木、敦賀、高知

第二部第二篇 労働組合

等に於て全國労働は相當の當選者を出してゐる。」

時局諸闘争 その主なるものは次の如くである。まづ、戦線統一運動を見るに、「全國労働は戦線の統一強化のためには政治、經濟を問はず常に最大の精力をこれに費消して來た。社會大衆黨の結成以來、常に黨内に於て地方合同の促進を通じて黨の強化發展のために戦ひ、合同完成に大いに助力した。日本労働組合會議内にあつては、加盟團體内の融和親善の態度をとり、組合會議の事業に對しては積極的協力を惜しまなかつた。地方協議會設置に關しては、組合會議本來の目的たる戦線統一は實にこの地方協議會の運用如何にあると考へ、執行委員會、評議員會等に於ては、同協議會の設置を主張し、實現に協力した。また我々は、無産階級政治戦線と労働組合戦線の有機的統一が最も必要であるとなし組合會議第二回大會には全國労働より「社會大衆黨と日本労働組合會議との間に常設的連絡機關設置に關する件」を提出したが、大會前日の擴大執行委員會に於て討論の後結局現在組合會議内には社會大衆黨を支持してゐない團體もあるので、内部の圓滿を期するために同案を撤回することゝした。だが我々は討論の過程に於て提案の趣旨を徹底し、政治委員會をして全國労働の意見を活用せしむることゝなり、現下の急務である政治經濟兩戦線の有機的統一のために少からぬ成果を収め得た。」

インフレ闘争については爭議報告の中にも述べられてゐるが、「昨年末の第二回中央委員會は、第三回大會決定のインフレ闘争の趣旨に基き、インフレ闘争を全国的に捲き起すべく率先して起ち、本年上半期を通じて日常闘争の主要題目として戦ひ抜いた。」

失業反對闘争については、「全勞は最も重要視して全国的に闘争を指令して闘争したが、東京、大阪、神戸等に於ては最もよくこの闘争を戦ひ、本部に部では社會大衆黨協力して社會局案「日傭勞力者失業共済施設」を支持し、即時實施を要請し、これに反對せる關東産業聯合會に對しては、東京地方自由労働者組合と協力して抗議運動をやつた。最後に、

労働立法獲得闘争については「第一回中央委員會は、大會決定の社會立法、労働立法及び暴壓諸法令撤廢の闘争を積極的に展開するために、社會立法對策委員會を設置したが、同委員會は、失業保險法、労働組合法、健康保險法改正災害扶助法の適用範圍擴大、その他大會決定諸立法の制定促進の闘争を、日本労働組合會議及社會大衆黨と協力して目的實現に努力した。」

2 大會・委員會・その他

▲西部鑛山労働組合中央委員會（一月二日——於本部）▲和歌山地方協議會第一回委員會（一月末——於和歌山事務所）▲大阪聯合會擴大執行委員會（二月二日——於大阪労働學校）▲大阪金屬労働西部支部聯鐵工支部第四回大會（二月十八日——於港區永照寺）▲關西事務局會議（二月十七日——於大阪聯合會事務所）▲大阪化學一般産業労働組合年次大會（三月十八日——於大阪労働學校）▲和歌山統一労働組合結成大會（三月十九日——於和歌山多賀館）▲大阪運輸交通労働組合第四回大會（三月二十日——於九條青年會館）▲大阪金屬労働組合本年度大會（四月三日——於大阪天王寺公會堂）▲泉州合同労働、泉州金屬労働合同大會（四月十二日——於堺泉州合同労働組合事務所）▲大阪聯合會

青年部員會（四月十八日——於聯合會本部）▲大阪化學一般労働組合執行委員會（四月十九日——於聯合會本部）▲大阪電氣從業員組合大會（四月二十八日——於南區大槻會館）▲函館地方労働組合協議會統制委員會（五月六日——於協議會集會堂）▲神戸聯合會本年度大會（六月十七日——於神戸キリスト教青年會館）▲中部映畫同人組合第四回大會（六月二十日——於名古屋中原ビル）▲大阪履物労働組合臨時大會（六月二十八日——於大阪南區大槻會館）▲全國保險從業員組合結成第一回準備會（七月十七日——於大阪中央公會堂）▲第三回中央委員會（七月二十六日・二十七日——於大阪中央公會堂）▲大阪聯合會年次大會（八月十三日——於九條青年會館）▲大阪市衛生組合從業員聯盟結成大會（八月十五日——於浪速區登喜和俱樂部）▲西部鑛山労働擴大中央委員會（八月十五日——於本部）▲大阪鐵工所砂町工場從業員聯盟大會（八月二十九日——於港區衛生組合事務所）▲函館協議會擴大執行委員會（九月六日——於本部）▲大阪金屬船町支部結成大會（九月十三日——於九條青年會館）▲播州化學、工友會合同年次大會（九月二十三日——於本部）▲大阪金屬木材協議會鶴町第三支部結成大會（九月二十六日——於鶴町支部事務所）▲大阪都市從業員組合産業部支部聯合結成大會（十月一日——於南區大槻會館）▲泉州労働組合大會（十月一日——於堺市立職業紹介所）▲東京乗合自動車現業員本年度大會（十月三日——於淺草統一閣）▲全國映畫劇場從業員組合本年度大會（十月三日——於神田中央佛教會館）▲大阪都市從業員組合第二回大會（十月四日——於築港高野山）▲京都土木建築從業員組合結成大會（十月五日

——於聯合會事務所) ▲全國保險從業員組合結成大會(十月九日
——於南區大槻會館) ▲函館合同労働組合本年度大會(十月十日
——於函館成田山) ▲神戸建築労働組合結成大會(十月十三日
於聯合會事務所) ▲第四回全國大會(十月十五日・十六日・十七日
——於神戸朝日會堂) ▲第一回中央委員會(十月十八日——於神
戸きくや旅館) ▲東京聯合會本年度大會(十月二十四日——於芝
浦會館) ▲神戸造船労働組合年次大會(十一月七日——於神戸酒
醬油組合事務所) ▲西部鑛山労働執行委員會(十一月二十六日——
於本部) ▲大阪聯合會第四回委員會(十二月五日——於聯合會事
務所) ▲東京聯合會擴大執行委員會(十二月六日——於本部) ▲
第二回中央委員會(十二月七日——於全國労働本部) ▲映畫労働
統一全國協議會結成(十二月十二日・十三日——於名古屋)
以上のうち主要なる大會・委員會のみについてその經過を左に記
述する。

關西事務局會議——二月十七日、於大阪聯合會事務所。議長鈴
木悦次郎氏。「協議事項」一、記念撮影の件(承認)一、インフ
レ對策の件(承認)一、市會對策の件(承認)一、役員選舉の件
(詮衡委員に一任)一、各地連絡主任決定の件。一、五千圓基金
カンパの件(承認)一、同盟旗統一の件(常任會議に一任)一、
本部會計充實の件(承認)一、新役員の發表の件。一、鐵道費
の件(承認)。「新役員」局長鈴木悦次郎、主事山口常次郎、會計
寺西藤三郎、常任占部要次。

第三回中央委員會——七月二十六・二十七日、於大阪中央公會
堂。出席者河野氏外十名。「報告」一、本部報告。二、關東地方

第二部第二篇 労働組合

報告。三、關西地方報告。「議事」一、昭和八年度大會に關する
件。二、日本労働組合會議第二回大會對策に關する件。三、大會
迄の全勞活動の具體的方針。四、共濟運動對策。五、當面の時局
闘争。

大阪聯合會本年度大會——八月十三日、於九條青年會館。出席
代議員百三十四名。議長山口常次郎氏。副議長井上良二、鈴木悦
次郎兩氏。「議事」一、自衛團組織に關する件(採擇)二、専門
部に關する件(採擇)三、労働會館建設に關する件(採擇、但し
労働會館建設促進に關する件と修正)四、インフレーション闘争
に關する件(採擇)五、消費組合運動に關する件(採擇)六、日
ソ不可侵條約締結促進に關する件(採擇、他に一議案あり一括)
七、労働立法改廢並に制定に關する件(採擇)八、一切の暴壓議
法令撤廢に關する件(採擇)緊急動議——一、山内鐵吉氏追悼に
關する件(可決)。

第四回全國大會——十月十五、十六、十七日の三日間、於神戸
朝日會堂。出席代議員百四十六名。議長河野密氏、副議長永井一
夫、高橋涉、山口常次郎の三氏、書記並に大會各種委員の任命。
第一日は本部報告各地狀勢報告等の全體會議をなし、第二日は午
前中は報告に對する質問、午後は分科會に入り五個分科會におい
て報告に對する詳細なる質問、議案の審議をなし、第三日は全體
會議に移り各分科會の報告、各種委員會報告、新役員發表等を行
った。「議案」一、臨時雇傭制度對策に關する件。二、インフレ
闘争に關する件。三、失業反對闘争に關する件。四、労働者農民
生活權防衛失業反對闘争に關する件。五、水上生活者保護に關す

る件。六、屋外労働者災害扶助法改廃並に適用範囲擴大に關する件。七、交通事故特別裁判法制定に關する件。八、暴壓諸法令撤廢に關する件。九、労働立法改廃並に制定促進に關する件。十、日本工業俱樂部並に全國産業團體聯合會粉碎闘争に關する件。十一、ファッショ粉碎闘争に關する件。十二、健康保險法中改正に關する件。十三、支持政黨に關する件。十四、日本労働組合會議地方協議會確立促進に關する件。十五、映畫從業員組合の全國的結成に關する件。十六、木材労働組合全國的結成促進に關する件。十七、ストライキ相互金庫設置促進に關する件。十八、十九、二十（中止）。二十一、昭和九年度に對する非常時當面闘争方針要綱に關する件。

第一回中央委員會——十月十八日、於神戸きくや旅館。中央委員全員出席。〔議事〕一、専門部役員決定の件。二、豫算編成に關する件。三、失業反對闘争に關する件。四、相互金庫設置に關する件。五、木材産業全國的統一に關する件。六、専門部に關する件。七、次回中央委員會開催の件。八、全産聯に關する件。

東京聯合會本年度大會——十月二十四日、於芝浦會館。出席代議員二百四十一名。議長茅野眞好氏、副議長高橋涉氏。〔スローガン〕一、資本家地主のための××絶對反對。一、工業クラブ全産聯を粉碎しろ。一、ストライキ相互金庫の即時確立。一、無産階級運動暴壓諸法撤廢。一、失業者の生活を國庫で保證しろ。一、労働者本位の労働組合法を闘ひ取れ。一、インフレにより賃銀値上を要求しろ。一、全勞東京聯合會大會萬歳。〔議事〕一、全國大會決議具體化に關する件。二、歳末闘争に關する件。三、技藝士税

反對闘争に關する件。四、メーデー統一に關する件。（以上全部可決）。〔新役員〕聯合會長茅野眞好、主事兼會計渡邊惣藏。

第二回中央委員會——十二月七日、於全國労働本部。出席者河野氏外九名。〔報告〕一、會計報告。二、各部報告。（1）政治部、社會大衆黨大會對策として特に労働委員會提出の非常時産業労働制定要請運動立案に協力した。（2）争議部、東京に五件關西に數件を數へるが概して特に報告すべき大争議でない。三、組織宣傳部。四、日本労働組合會議報告。五、會計報告。〔議事〕一、擴大中央委員會會議の件。二、擴大中央委員會提出議案に關する件。三、國際労働會議に關する件。四、全勞關係映畫戰線統一具體化に關する件。五、社會局案「健康保險法改正要綱」「労働者災害扶助法令改正要綱」に關する件。

全國映畫演劇從業員組合代表者會議——十二月十二、十三日、於名古屋市。出席者二十名。議長大友保氏。副議長霞夢聲氏。會議は關東關西より六組合の正式代表の出席を得て、直ちに戰線統一協議會の結成を可決した。〔議案〕一、協議會成立に關する件。一、綱領及運動方針。一、規約審議起草委員。一、會計役員の選出。一、機關紙の發行及び費用。一、未參加組合參加の件。一、スローガン決定。一、次期會合の決定。一、定期大會開催の件。〔スローガン〕一、解雇労働強化減俸絶對反對。一、失業手當制度の確立。一、健康保險法の適要。一、技藝士税撤廢。一、トキー化による犠牲反對。一、映畫從業員の統一を妨害する幹部排撃。一、地方的統一を基礎にして全國的自主的映畫從業員組合の結成へ。一、最低賃銀制の確立。

3 綱領・運動方針

全國勞働が從來掲げ來つた綱領は左の如し。

【綱領】

一、我等は團結の威力を以て勞働條件の向上を圖り、進んで勞働階級の解放を期す。

一、我等は強固なる組織と有力なる戰術をもつて資本家階級の搾取と壓制に對し徹底的に闘争せんことを期す。

一、我等は階級的立場に立ち、無産階級的政治勢力の擴大を期す。

次に最近の運動方針は前掲の大會報告のうちにも各部の活動について斷片的にはあらはれてゐるが、いま本年大會が決定した昭和九年度闘争方針のうち主要分を摘記すれば左の如くである。

【闘争方針】

一、非常時に對する認識（略）

二、現下の政治、經濟的動向（略）

三、資本家階級の勞働對策（略）

四、非常時闘争の一般方針

かゝる非常時の究明と共に、我國勞働組合の陣容と從來の方針を顧みるとき我等は幾多の批判すべきものを見出す。その根本的のものは、主體的條件の未完成によるが一面方針の誤謬に求められる。

即ち

（一）主體的條件に於ては——勞働組合の統一の未完成と充實の不充分が挙げられる。我等は日本勞働組合會議の擴大強化と全

第二部第二篇 勞働組合

國勞働の發展充實に、一切の對策の基調を置かねばならない。

（二）對策及方針に於ては——從來の公式主義的考へ方の未清算と階級的大衆的勞働組合運動の分野開拓の不充實が挙げられる。非常時下に於ては特に情勢の變動から來る支配階級の急襲に對して屈伸性ある現實對策を以て備へなければならぬ。

（三）戰術及び實踐に於ては——從來の稍もすれば實行性に對して過小評價したる如き傾きを清算し効果の直接的現實性を重要視せねばならない。

我が全國勞働は、今日まで、階級的大衆的勞働組合の立場に立ち大衆の日常利害に忠實に敏活に戦ひ、大衆の全生活部面に密着するために新分野の開拓に努め、同時に、これらを階級的見透しの上に發展せしめるやうに努力して來た。従つて、これらの批判は、必ずしも、今日に始まるものでなく、既に率先して身を以て清算しつゝあるが、今後、急速に精力的にこの批判の徹底を計らなければならぬ。

五、當面の具體的對策

我等は、現下「非常時」局の諸情勢を究明し且つ我等の陣容の諸情勢を考慮して、こゝに左記の當面具體的對策を掲げる。

（一）ファツシヨ粉碎のための闘争

1、ファツシヨ的勞働團體の粉碎

2、日常闘争及び社大黨を通じての勞農結合の強化

3、その他

（二）戦争の危機を防止するための闘争

1、日ソ不可侵條約締結促進、其他國際政局安定のための諸運

動の促進

2、労働階級の國際的提携を促進するための諸機關の積極的活用

3、其他

(四) 諸法令改廢のための闘争

(五) 労働立法、社會立法の改廢獲得のための闘争

1、健康保險法の即時改正

2、屋外労働者災害扶助法の改正

3、水上生活者保護法の制定促進

4、失業保險法制定促進

5、労働組合法制定促進

6、交通事故法制定促進

7、最低賃銀法、労働時間法の制定促進

8、其他

(六) 共済施設及び共済組合に對する積極的働きかけ

(七) 協同組合運動に對する積極的協力

(八) 労働組合の擴大強化

1、大工場大企業への計畫的働きかけ

2、御用組合、工場委員會に對する積極的働きかけ

3、團體協約の積極的活用

(九) 全國労働加盟組合の整備充實

(十) ストライキ相互金庫の設置促進

(十一) 五千圓基金カンパの促進

(十二) 組合内部の共済活動の促進

(十三) 教育活動の充實

(十四) 日本労働組合會議の強化及び地方協議會の設置促進

(十五) 社會大衆黨の擴大強化

(十六) インフレ闘争の擴大發展

(十七) 失業反對闘争の積極的展開

(十八) 臨時雇用制度反對の闘争

(備考) 右の「當面の具體的對策」の第四項が缺けてゐる。全勞發表のものにもない。

4 新設組合

本年新設を見たる全勞系組合の主なるものは次の如し。

▲全勞滋賀化學一般産業統一労働組合(大津——二月)

▲同 和歌山統一労働組合(和歌山——三月)

▲同 關東化學一般労働組合(東京——四月)

▲同 日本運輸交通労働組合(東京——六月)

▲同 京都統一労働組合(京都——不明)

5 役員

本年度大會並に第一回中央委員にて決定したる役員は左の如し。

〔委員長〕 河野密。〔主事兼會計〕 菊川忠雄。〔關西事務局長〕

鈴木悦次郎。〔中央委員〕 山口常次郎、井上良二、鈴木悦次郎、

大森種一、天満芳太郎、高橋涉、渡邊惣藏、永江一夫、茅野眞

好。〔専門部長〕 爭議部長山口常次郎、組織部長鈴木悦次郎、政

治部長菊川忠雄、調査部長後藤貞治、教育部長井上良二、出版部

長渡邊惣藏、法律部長田萬清臣、青年部長大森種一、婦人部長高

橋涉、國際部長河野密、共済部長天満芳太郎。〔顧問〕 高野岩三

郎、河上丈太郎、賀川豊彦、棚橋小虎。

三 日本労働組合総聯合

1 運動の概況

總聯合は日本労働組合會議に所屬しつつ、他方では日本主義的諸組合とも聯繫がある。その本年における活動は特に取立てゝいふべきほどのものはない。爭議活動の如きは、總件數においても一件當り參加人員においても前年よりは減少を示してゐる。それはこの組合が團體協約主義をもつて進めるためであらう。中央委員長坂本孝三郎氏が本年度國際労働會議に労働代表として出席し、その活動は國際的に二三の見るべきものがあつた。本聯合は昭和八年中には大會を催さなかつた。そこで便宜上いま九年度大會（四月十五日）に於ける報告を通じて、八年度の活動狀況を見るに次の如くである。

組織活動 昭和七年度大會報告による總聯合組合員總數は（昭和七年九月末日現在）二五、四三七人であつたが、昭和九年三月十五日現在調査によれば二七、〇三六人となつてゐる。即ちその増加は一、五九九人であつて、コレを地方的に見ると東京は相當に増加し、兵庫は四割近くも激減してゐる。その他の地方は幾分いづれも増加して結局差引して一、五九九人の増加となつてゐるのである。

加盟新組合としては、昭和八年三月六日、東京聯合會に不二協和労働組合が加盟してゐる。同年五月、京阪神三都映畫従業員組合が單獨合同するに際し、階級的立場から同地方の映畫従業員組

合の解體を承認した。その際神戸映畫従業員組合の傍系組織であつた市内興業従業員を結成せしめ、神戸興業従業員組合を創立した。また神戸に於ける港灣、俵給、自動車の三組合を神戸一般労働組合に合流せしめ造船、機械の二組合は合同して神戸金屬労働組合を結成し、神戸地方の合同整理を敢行した。昭和八年十一月二十五日大阪に於ける電球労働者を一丸として、大阪電球労働組合が創立された。かくて組織の全貌は五聯合會、三十七組合、二七、〇三六人が總聯合の昭和九年三月十五日現在の實勢力であると報告されてゐる。

爭議活動 その大勢を見るに、本年度總聯合關係爭議は全國的に減少し、且つ一件當りの人員は著しく減少してゐる。これは中小工場に爭議が起りつゝあることを物語るものであつて、社會の狀態を反映せるものである。而して總聯合關係の爭議減少の大いなる理由は、總聯合を確認する事業主次第に増加し團體協約によつて談笑裡に解決するもの尠くないことに基くものである。勿論、無理解なる事業主とは徹底的に抗争し、敢て犠牲を辭せざるの方針であるが、我が總聯合の爭議に對する根本の方針は労働の最少化を期しつゝあるのである。昭和八年末、日本防水布株式會社の紛議に際し、労働爭議調停委員會を開設したるが如き、爭議を未然に防がんとする苦心の結果に外ならぬのである。

政治活動 總聯合の政治運動方針にはやゝ特殊のものがあるので、先づこれを見るに、本聯合の政治運動の方針は、端的に示せば左の四項である。

一、國體を尊重し、國情に即して運動するもの

- 二、資本主義打倒をその政治的目標とするもの
- 三、統制経済を實現し、搾取の廢絶を期するもの
- 四、労働組合の政治的要求を遂行し、労働組合の擴大強化に役立つもの

これである。しかし乍ら、今日日本の有産無産を通じて、既成政黨にはこの四大要項を遂行し得る政黨はないようである。この四大要項は、日本の世界に於ける地位と労働階級の経済的立場を認識するとき、どうしても缺くことの出来ぬ要項である。だが今日の日本の労働組合の實力と、その状態の下に、労働組合としての使命を第二義的として、かゝる黨の組織を第一義と考へるべき時ではない。聯合は現下の時局に處して労働組合の使命遂行を第一義とし、黨を總聯合自らの責任に於て結黨する如きは、しばらく差控へることとしてゐるのである。従つて最善の策として、この四大要項に近き綱領を有する政治結社と連繋を持つことが妥當とされ、そこに未だ公式の支持關係はないのであるが、創立當時の事情等よりして、新日本國民同盟とは種々關係するところが多いのである。しかるにその後同盟と總聯合に距離を生ずるところあつたので三月十八日大阪に開かれたる中央執行委員會の決議を以て同盟に質すところあつたが、同盟はこれを諒としたので、前述四大要項を名實共に行ひ得る黨たらしむべく努力する方針である。但し四大要項遂行のため、同盟に囚れることなく、中央部は善處し全組合員はその中央部の統制を堅くすべきである。次で選挙戦その他の政治活動を見るに「本年度に於て選挙戦に臨んだものは比較的少いが、昭和七年一月、東京區會選挙に瀬下勘内、宇

野信次郎兩君立候補、いづれも當選した。續いて八年十一月、皆川利吉君また東京區會選挙に立候補し、これまた當選した。昭和八年四月、神戸、和歌山の市會選挙戦に立候補し、特に神戸の森脇甚一君はよく健闘したが、非階級的な叩き落しのため惜敗した。……八年六月、大阪にも市會の選挙があつたが、無産團體の對立抗争を醜とし、自らは立候補せず、主として日本労働組合會議關係の立候補者を應援した。そして、以上立候補に際しては殆んどみな總聯合の名の下に立候補し、いづれも當選又は次點であつて、相當の成績をあげたのである。その他「前年度大會決定事項たる法律改正その他を首相、内相、社會局長官等に陳情し、且つ實現に努力するところがあつた。また京濱船夫組合が中心となつてゐる健康保險法に舢舨夫及び港灣労働者を加ふべきことを當局に陳情した。なほ當局に陳情したなほ各聯合會とも種々の活動が行はれ、東京聯合會の不潔水道糾弾の指令、或ひは船夫組合の水上方面委員詮衡に關する要求、その他いづれも關係方面に提出し、種々活動するところがあつた。」

2 大會・委員會・その他

前述の如く本年中には全國大會は催されなかつた。いま聯合會その他の大會・委員會等の催されたものを擧ぐれば次の如し。

▲總聯合大阪映畫從業員組合第二回大會（二月二十四日——於浪速區難波衛生組合事務所） ▲總聯合東京工勞組合本年度大會（三月四日——於芝浦會館） ▲總聯合神奈川擴大執行委員會（三月五日——於横濱海員ホーム） ▲總聯合大阪聯合會本年度大會（三月十二日——於中之島中央公會堂） ▲總聯合京濱船夫組合本年度大

會（十月二十二日——於芝浦會館）▲總聯合大阪硝子工組合本年度大會（十一月一日——於北市民館）▲大阪電球労働組合結成大會（十月二十六日——於中之島中央公會堂）

右のうち主なるものの經過左の如し。

總聯合大阪聯合會大會——三月十二日、於大阪中之島公會堂中集會室。代議員九十名。〔議長〕今井武吉氏。〔副議長〕岩附由之助氏。各部報告の後、質問應答ありて議事に入る。〔議事〕一、職業紹介部確立の件（可決）。二、労働者の國防献金と公債無利息の件（可決）。三、職業的労働組合粉碎の件（理由——近來生産黨、國粹大衆黨その他の系統に職業的なインチキ労働組合が簇生し、吾々の正しい運動を阻害しつつあるが、かゝるものは徹底的に粉碎すべきである）。次いで討論あり、結局新役員一任に決し、引續き議事。四、事業部設置の件（可決）。五、労働時間短縮の件（可決）。次いで緊急動議あり、松竹、中桐、南海自轉車の三爭議應援基金募集を行ひ五圓二十六錢集まる。一、會計審査報告（承認）。一、規約改正の件（可決）。〔役員〕聯合會長今井武吉、主事橋本定吉。

大阪電球労働結成大會——大阪聯合會ではかれてより大阪全市に散在せる電球製造産業に従事せる労働者の組織化につとめ、九月十二日六工場従業者代表による工代會議を開き、爾來準備會の形で進めつゝあつたが遂に十一工場五百名の組合員を獲得し、下記の如く結成大會を舉行するに至つた。〔場所〕於大阪中央公會堂中集會室。〔時日〕十一月二十六日。〔代議員〕百三十名。〔司會者〕小高倉之助氏。〔議長〕今井武吉氏。經過報告の後、祝辭披

露、議事に入る。〔議事〕一、綱領規約審議に關する件。二、團體交渉權確認に關する件。三、組織擴大強化に關する件。四、消費組合創立に關する件。——以上可決。次いで柴田氏宣言發表。

〔役員〕組合長今井武吉、書記長栗山覺次郎、會計酒井周次郎。

3 運動方針

最近の運動方針の宣明されたるものとして便宜上昭和九年度大會（四月十五日）における大會宣言を掲げる。

【宣言書】

日本の資本主義は歐洲大戰直後を頂點として次第に崩壊過程を辿つてゐる。しかし乍ら資本主義の崩壊は日本國家の沈没ではない。否日本はあらゆる進歩、卓越せる經濟制度と政治組織を採用して、不斷に進運向上して止まざる國家である。こゝに日本が世界に冠絶せる國民であることを誇り得るのである。

しかるに國家と資本主義を同列に置き、その蔭に隠れて私利を守らんとする特權階級の存在することを暴露せなければならぬ。これと共に、この一面のみを見て、國家と資本主義を同一視し、傳統久しき日本國家を腐蝕せしめんとする左翼小兒病の近視眼に對しては日本國民の敵として粉碎せなければならぬのである。

しかし乍ら労働階級の眞面目なる苦闘や既に久しい。幾度か熱湯を呑み、幾度か裏切られた。我等は、嘗て日本の國民性を信じ、日本の上層階級の道義心に期待した。しかし乍らそれによつて労働階級の解放も向上も期せられない。行詰れる經濟組織の改革も、日本國家のために何等棄身の躍進も見ることが出来なかつた。

普通選挙は、また我等に絶望を與へた。依然として黄金がソレを支配することを知つたのである。而して共産主義、サンジカリズム、社会民主主義、アナキズム、国家社会主義、ファシズムは日本の労働者をして一醫學者の前におけるモルモット以上のものとはせず、労働階級の先進分子たる組織労働者は、コノために對立抗争、七花八裂の惨を極めたのである。

この渦中に悩む労働階級は、昭和六年九月十八日の満洲事變を契機として擡頭せる反資本主義的愛國運動に、また期待するところがあつたのである。然るに之亦資本の攻勢を受け、骨抜きとなり昭和七年末より次第に衰退を續けつゝある。

しかし乍ら、見よ、之等特權階級の死力を盡しての攻勢また攻勢によつて幾度か我等の陣營は後退を餘儀なくされた。それにも拘らず、資本主義は次第に崩壊の過程を辿つてゐるではないか、しかもかすかに響く我等の進撃の行進喇叭は既に力強く我等の耳朵を打ちつゝあるではないか。

我等は過去の輕佻浮薄を斥けて、飽く迄も堅實に進まなければならぬ。我が日本労働組合總聯合の如き、既に早くよりその點を指摘して、嵐を衝いて來たのであるが、今や進撃の門出に當り、益々我等の使命重大なるを痛感するものである。即ち我等は強烈なる戰鬪的精神を養ふと共に、また産業人としての自覺を深めなければならぬのである。

労働者が産業人としての自覺がないならば、資本家の横暴は痛撃し得ても、自ら代つてその經營の局には當り得ないのである。労働組合運動は飽迄も自主的に確信に満てる運動でなければなら

ない。生産者としての充實した信念こそが、初めて労働條件の維持向上は勿論、その根本的な改革の迫力となるのである。

我等は最早空疎なるデマゴグの言葉に惑はされることなく、只管、産業人としての自覺を深め「労働組合主義の徹底」を期し進んで、なほ統一ならざる日本の「労働組合戦線統一」の完成を期さなければならぬのである。

全國の同志諸君

我等は昭和九年度全國大會に際し宣言す、我等は國際平和を愛し、國際間に於ける労働相互の協力をなすは勿論であるが、日本國家の健全なる發達を阻害する一切のものと抗争するものである。資本主義は國民の間に有産無産の階級對立を生じ國民の協力を麻痺せしむるのみならず、今日に於ては労働階級の生活を保障し得ず、しかも、遂に經濟不況を克服し得ないのである。かくては今こそ世界は十字街頭に悩んでゐるが、日本の將來を恐るゝものである。我等は茲に敢然として現産業組織に改造を加へ、統制ある産業組織の確立に努力するものである。而してその方法は飽迄も日本の國情に即せる労働組合主義に立脚し、能ふ限り平和的に、産業協力の精神によつて邁進せんことを期するものである。

昭和九年四月十五日

4 役員

昭和七年度大會において決定したる役員は次の如し。

〔中央執行委員長〕坂本孝三郎。〔顧問〕高橋龜吉、山崎今朝彌、金子忠吉。〔會計監査〕小泉敷太郎、九鬼治三郎、大野高治郎。〔中央執行委員〕高山久藏、皆川利吉、宇野信二郎、森榮一、川

島稽三、今井武吉、橋本定吉、末中勘三郎、佐野好男、森脇甚一、土屋一雄。〔専門部長〕 國際部長皆川利吉、政治部長佐野好男、青年部長川島稽三、法律部長山崎今朝彌、組織部長森榮一、婦人部長末中勘三郎、調査部長森脇甚一、爭議部長宇野信次郎、教育部長近藤榮藏、事務部長今井武吉、出版部長高山久藏。

四 日本海員組合

1 運動の概況

日本海員組合は昭和八年度末（九年三月末現在）において組合員九八、三四〇人を擁し方に十萬人に達せんとしてゐる。本年度の除籍者二七三人、新加盟者二、四四五人で、新加盟率は例年に比しやゝ低い、これは失業防止の目的から見習船員の乗船を中止してゐることゝこの組合による海員組織率が年々飽和點に近づきつゝあるためであるが、何れにしても、陸上における他の大組合がこの點全く停滞乃至後退を示してゐる現下の狀勢に對比して確かに注目すべき動きであらう。

本組合の内外に對する活動を見るに、昨七年度においては日本労働組合會議の結成をめぐつて主導的役割を演じたことは前年度本年鑑に記述した如くであるが、その組合會議も一應形態を整へるに至つた本年度においては活動は主として本組合内部の諸問題に向けられた。殊に國際部の活動、海員失業救済事業、等はその主なるものであつた。かやうにして、昨年來の海運界の變調的好況は、本年度においても本組合の活動にとつて有利に轉回したものと見られる。尙ほ内部問題として注目されたのは、本年九月赤崎組織部長が突

如辭任したことであり、これは内訌解決の犠牲と傳へられ、搖ぎなき本組合にも一條の龜裂を生じたものと見られた（この事情については尙ほ別項（2）大會・その他（參照））

組織活動 先づ組織の方面をみるに、別表に示す如く「前年度末報告による組合員總數は九萬六千六百六十八名であつたが、昭和八年度末現在では九萬八千三百四十名であり、本年度除籍者數二百七十三名を加へれば、二千四百四十五名の新加盟者を我等の陣營に迎へたわけである。これを過去二ヶ年の加盟數に比較すると

昭和六年度	四、八二名	〇・〇五%
同 七年度	二、七五名	〇・〇三%
同 八年度	二、四五名	〇・〇三%

であつて年々組織率の低下を痛感せしむるものがあるが、六年度においては本組合と商船同志會との合同が行はれてゐるに反し、七年度においては、世界恐慌の深刻化によつて生ぜる失業を防止せんとする立場から見習船員の乗船を中止し、八年度においても引續きこれを繼續してゐるからである。しかし上述の原因と相並んで本組合員の全海上労働者の間に占むる割合即ち海員組織率が年々飽和點に近づくにつれて、その組織率が低下することは當然である。」と報告してゐる。次に、

爭議活動 紛議について組織部が當つた各種交渉事項を見るに、それが殆んど全部労働條件の維持改善にあり、しかも一般船内交渉が二百四十五件に上つて、昨年度より三十五件も激増してゐることは、一に昭和七年下半年期以降の我海運界の不自然なる畸

形的好調が依然八年上半期においても持続されつゝあつて、組合員の長年に亘る隠忍自重と生活権擁護が漸く反撥した證左であり、しかもかゝる畸形的好調は主として、圓爲替低落による一時的變態現象によるものであり、海運界の根本的恢復とは何等の關係を有せず、従つて海運恐慌は完全に克服せられたりと即斷し得ない左證でもある。又、他方組合と各種團體協約を締結しつゝある日本船主協會の、統制力の微弱を物語るものであるといへう。又、賣船並休船手當要求交渉が、四十八件の多數に上つてあることは、昭和七年十月に本組合が忍ぶべからざる犠牲を忍んで、國際的立場から賛成した船質改善法實施の結果である。次に「本年度における交渉中特異なる意義を有するものは昭和八年九月の川崎汽船北米航路各船における減員反對増員要求の問題であつた。これ等の船舶は、從來炭油混焼なる故、機關部は十三名なりしところ、今回重油専焼船となつたことを理由として、機關部定員を十名に減員方會社より出張し來れるゆゑ、本組織部は調査部の行ひし同社及他社における同型船の消耗費及人件費等と定員數との關係等についての詳細なる調査を基準として嚴重なる交渉を開始せし結果、減員を撤回せしめその他有利に解決せしめたことであつてこの交渉戦術が將來の本組合運動に與へた示唆は極めて重大であると確信する。」

政治活動 「本組合は機會ある毎に、齋藤内閣をめぐるブルジョア政治の本質を暴露しつゝ全無産階級の熾烈なる要求である自主的労働組合法、團體協約法、船員保險法等の社會立法實現のために社會大衆黨と緊密なる連絡をとりつゝ一方日本労働組合會議

を通じて果敢なる努力を續け來つたが、政府はその政權維持に汲々として、未だ労働階級の要求を容れざることは遺憾である。然しながら本組合多年の宿望であつた海上における生命の安全を、法律によつて保護せんとする船舶安全法は昨春立法化されその實施期が遅延せられてゐたが、遂に昭和九年三月一日に實施の運びに至つた。次に「……海員失業の防止策及失業海員の共済資金獲得策に全協力を傾注した……。特に失業共済は失業保險制度確立の先驅的意義を有するものであるが、我國資本主義の現段階において、失業保險を絶対に認容せざる政府をして、この種の施設に對する補助を承認せしめたことは、本組合の健實なる運動の齎したる一大實績なりと斷言して憚らない。」

國際的活動 本組合の一大特徴とする國際部の活動について組合は次の如く報告してゐる。「オフィシャル日本が國際聯盟を脱退して、強いて非常時を作為し、政治、經濟の諸政策の上に國家主義色濃厚なる今日こそ、一方においては我國の外交方針の上に從來よりも一層強く國民的總意を反映せしむるために、又他方においては他國の労働階級と國際的協力を持續するために殘されたる唯一の方法として、國際労働總會を死守すべしとなす本組合の對國際的方針は本年においても昨年と何等變るところはない。否、本年を以ていよく亞細亞労働會議が結成されんとしてあること、第十回聯合海軍委員會に米窪國際部長の出席すること、我國商品の目覺ましき海外進出の原因として我國労働條件が論議せらるゝ等の諸情勢は、非常時下の我國労働運動においても國際的問題がいかに重大なる聯關を有するかを物語るものである。この點

について日本海員組合は我國勞働團體中國際的加盟を維持しつつある唯一の團體なる點において、又それは日本勞働組合會議の盟主的地位にある點において、その行動は極めて重大視されたのであつた。それだけに本組合國際部の活動は例年に比しその重要性を増加した。國際部事業中先づ記述を要する點はITFと本組合との加盟及友誼關係についてである。本組合のITFに對する態度は、従前もさうであつたが、加盟年度の加ふるにつれてますます友誼的となりつゝある。それは海上勞働者の國際性より見るも、はた又過去における國際海員問題の解決の上にITFが貢獻せる業績より見て當然のことであつて、最近瑞典船ノルダンヴィック號乗組日本船員の不當取扱問題について、海員組合がITF本部を通じ、ITF加盟の瑞典海員組合の助力によつて當該船主に嚴重抗議を申込みおることは、これを裏書きする最も有力なる實例である。又昭和八年十二月二日及三日の兩日に亘り巴里に開かれたる聯合海事委員會對策ITF船員會議において、ITF總主事エド・フリンメン及ITF船員部長ヘンソン兩氏は、海事問題を陸上問題と共に普通總會において審議すべきことを主張せる歐洲各國の海員團體の意見を押へ、おそくも一九三五年以前において海事特別總會を開くべしとする米窪部長（檜崎氏の後任として聯合海事委員會副委員に就任）の提議にかゝる日本海員組合の意見を支持せることは、兩者間の關係がますます緊密化し、ますます協力化することを物語るものである。尙ほ、本組合の國際的活動としては第十八回國際勞働總會に對する態度も述べねばならぬがこゝには省略する。

第二部第二篇 勞働組合

失業海員救濟事業 組合の本事業は注目さるべきものであるが、昭和八年度において全國七ヶ所の授産所において收容した失業海員の延人員一四七、七九五人に達し、昭和六、七年に比しさいゝかその率を減少したとはいへ組合の拂つた努力犠牲は世界におけるあらゆる勞働組合の絶讃驚異の的であつた」と報告されてゐる。

2 大會・その他

▲函館市日本海員大會（四月二日——於函館毎日講堂）▲小樽海員大會（四月一日——於小樽市大和館）▲神戸地方海員大會（四月六日——於本部樓上）▲本年度第一回茶話會（四月二十五日——於本部樓上）▲第十二回全國大會（五月七日——於神戸市海員會館樓上）▲本部臨時幹部會（九月十三日——於本部）

海員組合第十二回全國大會——五月七日、於神戸海員會館樓上。代議員七百十二名。議長濱田國太郎氏、副議長米津滿亮氏。〔議事〕一、船内勞働時間制定に關する件。二、年二回昇給制度確立に關する件。三、各種手當の復舊並に獲得に關する件。四、船舶乗組減員復活に關する件。五、食糧改善並に食料割統一に關する件。六、ディーゼル船機關部員並に保健に關する件。七、船内に於ける保健衛生設備改善に關する件。八、官船乗組員に海商法第五七八條第一項を適用する件。九、各船には必ず賄長を乗船せしむるの件。十、豫備員制度の確立及徹底に關する件。十一、船員共済組合制度創設に關する件。十二、邦船邦人主義の確立及實現に關する件。十三、大會宣言（別項掲載）。尙ほ當日十數年來反目の中に終始した麻生久氏が社會大衆黨を代表して祝辭を述べた

ことは組合會議成立の當然の結果であるとはいへ衆目を惹いた。

本部臨時幹部會——九月十三日、於本部。濱田、赤崎、米窪氏等最高幹部出席、十二日夜十一時一身上の都合を理由とする組織部長赤崎寅藏氏の辭表提出の顛末につき、堀口氏より報告あつた後、赤崎氏の悲痛なる挨拶あつて組合本部より次の如きコンミユニケを發表、同組合内に惹起された内紛は表面上は一先づ幕を閉ぢたかに見えた。「コンミユニケ」最近濱田海員組合長と赤崎組織部長との間には組合運動と直接關係なき問題において意見の一致を見ずして今日に至れるところ、赤崎組織部長はかゝる情勢の發展する結果として多少にても海員組合の健全なる發展を阻害することあるべきを虞れ、九月十二日組合幹部の熱心なる勸説を容れ、一身上の都合による理由により自發的に辭表を提出したり、よつてこの問題はこれをもつて圓滿解決したり」（九月十三日）。赤崎氏今回の辭職はコンミユニケにもある如く對濱田氏との組合外の問題にある如くである、即ち赤崎氏の關係せる日本海員救済會拳闘クラブ及び海員組合事業部授産所をめぐつて兩氏の對立の表面化を見るに至つたものと傳へられた。

3 運動方針

日本海員組合の運動方針は前記の活動報告の中にも示されて餘りありと思はれるが、いま本年大會の宣言中に包括的に示されるところは次の如くである。（尙ほ「大會宣言は吾々の本年の運動方針を明示したものである」と副議長によつて述べられてゐる。）

【宣言】

我が海員組合はこゝに第十二回年度大會を迎へた。

顧みれば我等は大正十年五月七日のか輝しき組合創立のその當日より、一方に於ては、終始一貫資本主義のさく取迫害と戦ふと共に、他方に於ては、組合創立以來の指導精神たる健全なる労働組合主義を確立する爲め共產主義、ファシズム等と戦ひつゝ今日に至つた、今や自壊自滅の最後の段階に到達せる資本主義體制は、その延命的退却を掩護する煙幕として、曾ては家族主義を流用し勞資協調を力説し、産業合理化を強調せる如く、今日は「非常時」を國家的乃至國民的に援用する事によつて、その不誠實と、無能と、無定見とを隠蔽せんとして居る。

我國中堅國民層たる労働階級の政治的、經濟的乃至社會的生活が今や正に破産に瀕しつゝあるこの非常時現狀に對し、我國資本主義の政治的代辯者たる政府及議會が、我等多年の要望たる労働組合法、失業保險制度、労働時間制、最低賃銀法の社會立法乃至は社會施設を制定せざる事、これを立證して餘りあるではないか。

しかも奸黠老獪なる彼等は、我等の反資本主義的態度を妨害すべく、或は國家主義乃至日本主義に名を藉るファシシヨ便衣隊を我等の陣營に放ち、或は會社組合其他各種の御用團體を創設援助する事によつて、健全なる労働運動の發達を阻止せんと狂奔しつゝある。

我等の支持する日本労働組合會議と鋭く對立する全國産業團體聯合會が、國際聯盟脫退を契機として國民間に揚起せる國家主義的感情を利用し、國際労働機關を脱退する事によつて労働條件を低惡化せんとしつゝあるが如き、臨終期に於ける資本主義がその

餘命を保つ爲めに如何に必死的努力を傾けつゝあるかを物語るものである。

これを海運及海上労働の象面に見んか、最近斯界の大問題たりし外船輸入事件が、政府部内に於ける意見の不一致を招來せるのみか、これにより失業船員を救済すべしと豪語せる政府一部當局が、その聲明を裏切りつゝある船主に對し何等その非違を是正監督し得ざる醜態を示しつゝある一事、海運界に内在する萬般の矛盾と不合理の片鱗を暴露せるものと云ふべきである。今や我等は多事多難なりし一年を送り、更に一層困難と危機に充てる一年を迎へんとするに當り我等は親愛なる組合諸君に左の如く誓はんとす。

我等は毅然たる階級的信念の上に立ち、過去十二年間に亘り我等の執り來れる健全なる労働組合主義を死守し、内に向つて其の労働條件の改善に向つて邁進すると共に、外に向つては日本労働組合會議、國際労働機關を支持する事によつて全日本及全世界の被搾取階級、被支配階級の組織化と協力化に向つて精進すべきことを。

昭和八年五月七日

日本海員組合

役員

〔組合長〕 濱田國太郎。〔副組合長〕 堀口長榮。〔評議員〕 四百名（氏名省略）。〔専門部長〕 組織部長赤崎寅藏、政治部長濱田國太郎、教育出版部長米窪滿亮、國際部長同上、調査部長那賀源三郎、會計部長德田五郎。

五 日本港灣從業員組合

1 運動の概況

日本海員組合及び海員協會と盟約關係にある日本港灣從業員組合聯盟は、小型船員以下の港灣從業者によつて組織せられてをり、昭和八年に入つて加盟組合十五、組合員一一、八二九名（八年二月）を擁するに至つたが、その後組織を中央集權化するため單一組合への結成の氣運動き、九月二十一日に至り九團體、組合員八、八三三名の參加を得て「日本港灣從業員組合」を結成するに至つた。第一期の參加團體としては左記の九團體であるが、その他の團體においても單一化についてはたゞ具體案審議の手續きが殘されてゐるのみで、近く正式決定を経て參加するものと見られてゐる。第一期の參加團體は左の如し。

神戸海友同志會、大阪海友同志會、名港海友同志會、横濱港灣從業員組合、東京海友同志會、北洋港灣從業員組合、山口縣海友同志會、門司海友同志會、戸畑海友同志會。

2 大會・委員會・その他

本年中における聯盟加入の主なる組合の大會、聯盟の本年度大會等は左の如くである。

▲神戸海友同志會第四回大會（四月十六日）——於神戸日本海員組合本部三階大講堂）▲尼ヶ崎海友同志會結成大會（四月二日）——於尼ヶ崎支部事務所）▲名港海友同志會第五回年次大會（四月二十五日）——於名古屋日本海員會館講堂）▲第四回年度大會（五月六日）——於神戸海員會館）▲大阪海友同志會第四回大會（六月十

八日——於大阪市港區高野山）▲瀬戸内港灣従業員組合（六月二十四日——於尾道商工會議所樓上）▲北洋港灣従業員組合青森支部結成大會（六月十六日——於青森公會堂）▲日本港灣従業員組合結成大會（九月二十二日——於神戸日本海員組合本部樓上）▲名古屋支部結成大會（十月十五日——於名古屋市海員會館）

聯盟大會及び新組合の結成大會等の經過を述べれば左の如し。

日本港灣従業員組合聯盟第四回大會——五月六日、於神戸海員會館。議長濱田國太郎氏。副議長赤崎寅藏氏。〔議案〕一、港灣労働者保護法制定の件。二、自主的労働組合法制定の件。三、港灣労働者に對する社會的諸施設設置促進の件。四、最低賃銀制制定の件。五、労働時間制限に關する件。六、無料職業紹介機關設立に關する件。七、小型船舶乗組員制定に關する件。八、港灣聯盟單一促進に關する件。

港灣聯盟第三回中央委員會——七月二十日、於聯盟本部。議長赤崎氏。〔協議事項〕一、中央委員異動（可決）。二、日本労働組合會議大會提出議案の件。三、健康保險法擴張に關する件。四、聯盟單一化に關する件（規約及分會準則案は一部修正の上可決、結成大會は大體九月中旬頃開催することとして準備を進めること、又大會準備委員として本部及阪神幹部を擧げること及その他の準備期間中における本部と加盟團體の聯絡事務について本部案を可決）。

日本港灣従業員組合結成大會——九月二十二日、於神戸海員會館。〔司會者〕松浦清一氏、議長濱田國太郎氏、副議長山川宗彬氏。濱田議長挨拶の後、書記及役員詮衡委員、綱領規約審議委員

を任命、結成經過報告、綱領規約案の説明あつて可決し、祝辭等の朗讀後議案審議に入る。〔議案〕一、港灣労働者保護法制定に關する件（中央委員に一任）二、港灣労働者に對する社會的施設の設置に關する件（可決）三、労働組合法即時制定に關する件（執行委員一任）。第四號議案の上提されんとき大阪支部代議員の大阪大正運輸株式會社爭議應援の緊急動議あり可決した。四、労働統制法規則制定に關する件（可決）。五、河川入津料撤廢に關する件（可決）。

3 運動方針

新結成の組合の運動方針としては左掲の大會宣言と大會決定の議案（これは組合自ら「行動綱領」と稱してゐる——前項參照）が參照さるべきである。

【宣言】

日本港灣従業員組合結成さる、曾て十個の自主的組織體に分屬せる一萬の同志は茲に新たな血盟を誓ひ勇躍して新戦線に就いたのである。

顧みれば吾等が日本港灣従業員組合聯盟を組織してより三年有半、果敢なる抗争を通じて齎したるその實績が、港灣労働者の期待を裏切らず、没落期資本主義の逆襲の裡に、燦たる光芒を放つことを私かに喜びとするものであるが、港灣事業に残存せる封建的諸要素を刻一刻急速に驅逐しつゝある近代的大資本、金融資本の全面的攻勢に對して労働者の生活權を防衛し、進んでその生活内容を向上せしむるがためには、外に向つては未組織大衆を吾等の陣營に組織化すると共に、内に向つては即時鋼鐵の如き統制と

訓練とを確立する以外に途なきことを確信する。

聯盟體を單一組合に改組せんとする吾等の熱意は一にこの要望を樞軸として實踐化せられたものであつて、時恰も非常時を以て呼稱せられる秋、無産階級の運動が動もすればブルジョア煙幕下にその方途を失はんとする危機に際し、多年の宿望を遂げて茲に輝しき第一步を踏み出せる吾等は、對立階級の凡ゆる迫害と彈壓を斷乎として粉碎すべき自熱的階級性を高調しつゝ新陣地を死守し、健全なる労働組合主義の大施の下に全港灣労働者の生活權の擁護と伸張とに邁進することを廣く中外に誓明するものである。

昭和八年九月二十二日 日本港灣從業員組合結成大會

4 役員

〔組合長〕 濱田國太郎、〔主事〕 西卷敏雄、〔中央委員〕 松浦清一、田名部耕三、陰山壽、沼田吉太郎、森田平八郎、田井増五郎、新妻德壽、高木源三、麻生喜市、宮岸十次郎、吉川恒夫、飯島林次郎、安山正行、久保田長一郎、田上松衛、田口源記、木下善市、黒木松三、杉山善太郎、野村秀雄。(九月結成大會において決定)

六 官業労働總同盟

1 運動の概況

官業労働總同盟は、昭和八年九月現在において加盟組合九、組合員一萬四百七十七人と報告せられてゐる。本年度においては八幡同志會が離脱したため組合員約六、八六九人の激減を見た。八年七月現在における加盟組合は、陸軍労働組合協議會を構成する東京工廠

從業員組合、名古屋向上會、大阪向上會、小倉革正會の四組合、煙草労働組合協議會を構成せる淀橋煙草從業員組合、芝煙草從業員組合、名古屋煙草從業員組合、大阪煙草労働組合の四組合、および大阪市從業員組合の九組合である。

いま本年度の大會報告に基づきその組織および運動狀況の一斑を見るに次の如くである。

組織狀況 報告によると、第十四回大會當時、省別協議會二、地方聯合會二、加盟組合一〇より成立してゐた本同盟は、本年度に於て八幡同志會が他組合と合同新組合結成のため離脱したる結果、省別協議會二、地方聯合會一、加盟組合九、支部數三十四となつた。昭和八年九月現在の加盟組合員數一萬四百七十七名にして、第十四回大會當時と比較して六、八六九名の激減を示してゐるが、それは八幡同志會の離脱に原因するものであつて、他の諸組合は大阪市從業員組合を筆頭として總數一千六百四十九名の増加を示してゐる。尙ほ陸軍、專賣局、大阪市役所等に於ける全體從業員との組織率は、陸軍五割二分、專賣局四分、大阪市役所四割弱を示してをり、我が國労働者總數對組織労働者の比八分弱に比較すれば、極めて良好なる方なるも、更に組織の増大を圖る可き餘地は充分に残されてゐる譯である。因に八幡同志會及び日本製鐵労働組合聯合の新組合結成に際する本同盟の態度は、左の聲明書に明らかである。

〔同志會と鐵聯の合同に就いて〕 我が官業労働同盟創立以來の加盟組合として、國營八幡製鐵所に於ける労働問題解決に關して、今日まで重きに任じて参りました労働組合八幡同志會は、今春議

會を通過しました日本製鐵會社法に基く、國營八幡製鐵所の民營化（今秋十一月の豫定）に際し、多年併立致して参りました日本製鐵労働組合聯合會との合同に依る單一労働組合結成を志し、その成立の曉には本同盟を離脱の止むなきに至る旨申出で、その許容を求めて参りました。從來より、職場労働戦線の合理的な統一を信條とし、それに向つていさゝかなりとも貢献して参つた本同盟は、同志會よりの申出を快よく許容し、以て生る可き日本製鐵會社内における強力なる労働組合の發達に協力致す事に決意しましたので、こゝに本同盟の眞意を披瀝し、貴團體の隔意なき御協力を切望するものであります。

政治活動 「本同盟の政治運動に對する根本方針は、自主的大衆的政治行動を基調とする。かゝる立場にたつて、昨春本同盟の率先出張したる社民、大衆兩黨の合同は昨年七月成立し唯一の無産政黨たる社會大衆黨が結成された。以來一年餘、本同盟を初め我が國労働組合、農民組合等の大多數に依つて強力に支持され、順調な發展を示してゐる。尙本同盟役員にして、地方自治體議員たるもの次の如し。大阪市會議員川村保太郎、名古屋市會議員西浦宇吉、東京區會議員中村佐定。」

2 大會・委員會

その主なるもの次の如し。

▲東京工廠従業員組合第六回大會（一月七日——於小石川區傳通會館）▲中央委員會（一月二十二日——於本部）▲大阪市従業員組合執行委員會（十月二十日——於組合事務所）▲第十五回年次大會（九月二十三・四日——於名古屋市舊市會議事堂）▲陸軍勞

働組合協議會第二回全國大會（七月二十三日——於小倉市公會堂）▲第一回中央委員會（九月二十五日——於名古屋市南區富田旅館）▲大阪市従業員組合第五回大會（十月七日——於天王寺區役所講堂）▲向上會大阪支部聯合會總會（十一月三日——於天王寺公會堂）

官業労働大阪市従業員組合第五回大會——十月十七日、於天王寺區役所講堂。代議員百二十三名。議長川村保太郎氏、副議長市道與吉、中村俊彦兩氏。官公戦線の強化、共済組合の内容改善等のスロガーンの下に開催された。〔議案〕一、登録労働者生活保證に關する件。一、組織倍加闘争デーに關する件。一、大阪時間粉碎に關する件。一、小學校々内に於ける臨時催物時に於ける使丁に特別手當支給に關する件。一、部備制度撤廢並使丁待遇に關する件。一、昇給賞與の増額並支給公平の件。一、箱番に水道設置の件。一、臨時人夫常備採用に關する件。一、下水課維持係に雨中作業手當支給に關する件。一、常備人夫に被服並に公休三日支給の件。一、外套及グートル改善に關する件。外十三項。

第十五回大會——九月二十三、四日、於名古屋市中區新榮町市會議事堂。〔議長〕西浦宇吉氏。〔出席代議員〕東京工廠従業員組合四名、淀橋煙草労働組合一名、小倉革正會二名、大阪市従業員組合四名、大阪煙草労働組合三名、大阪向上會九名、名古屋煙草従業員組合一五名、名古屋向上會三〇名、計八組合六八名であつた。〔スロガーン〕共済組合の管理權獲得。官公労働者の組織化。八時間制の獲得、等。開會の辭に次いで議長の挨拶、祝辭祝電の披露、各組合の情勢報告、本部の報告等があつて議案の審議に

入る。〔議事〕 一、陸軍共済組合年金制度に關する件。一、陸軍特殊休日並に年末年始日給金額支給の件。一、作業服官給の件。一、年齢満期退職者特殊昇給の件。一、職工規則改悪條項削除の件。一、請負工と定期工の日收並に諸給與の均衡を圖られ度件（調査上當局に要求することに決定）。一、專賣局の請負制度即時撤廢の件。一、共済組合法法人化に關する件。一、組長伍長互選に關する件（當局の任命に基づくものを從業員の互選によつて選出するやう當局と交渉すること）。一、健康保險法改正の件（現行法では勞働者の負擔加重なるを以て資本家負擔によるやう法を改正すること）。一、各都市從業員組合に關する件（現に東京及大阪には市從業員の組織あるが少くとも六大都市には速に之を組織化し本同盟の組織下に置くこと）。一、登録勞働者生活保證に關する件（現在大阪市の自由勞働者の日給は一圓十錢であるが之を日給一圓五十錢就勞日數二七以上とすること、尙本件に關して内務當局に抗議文を提出すること）。一、年金制規定改正に關する件。一、退職慰勞金増額に關する件（現在の任意退職一ケ年に付三日分を十分分に、満期退職の場合は一ケ年に付十日分を三十日分に増額要求すること）。一、勤続賞改正並に勉勵賞減額反對の件。一、昇給延期反對の件（左の如き決議文を可決し當局に昇給延期反對の運動をなすこと——〔決議文〕 專賣局實勞働八時間制の結果は全從業員の献身的努力により從來の九時間制と何等變りない成績を挙げつゝあり依て吾々は昇給の延期と賞與の減額に對し反對す、右決議す）。一、請負者退職の場合待遇改善に關する件。一、特症給付金増額の件（結核其の他傳染病者に對する給付金を増額するやう要求

すること）。一、青年工の日給を一圓二十錢以上にせられたき件。一、慰勞休暇増加の件（現在の六ヶ月に三日間を年に十二日に増加を要求すること）。一、臨時工を即時普通工に昇格せしむる件。一、昇給制度確立の件（年二回——六月、十二月——の昇給を確立すること）。一、共榮會評議員を懇談會評議員を兼務せしめ絶へず監督せしむる件（共榮會は工廠に、義濟會は專賣局に各々物品の販賣其の他從業員の福利増進を目的として組織されたものであるが、この評議員は從業員の互選に依るべきが正當なるに拘らず當局の天降式任命によるは不合理なりとの見地より、互選により懇談會代表者を以て兼務せしむるやう當局に要求すること）。と右終つて會計審査委員長より會計に違算なき旨報告、其の儘承認され、規約審査委員長から規約改正草案が發表承認された。終りに役員詮衡委員會の報告あり、新役員として名譽會長に賀川豊彦、中央委員長に西浦宇吉、主事に川村保太郎の諸氏各再選。

七 日本製鐵從業員組合

1 その成立

八幡製鐵所において從來對立の形にあつた日本製鐵勞働組合聯合會と勞働組合同志會（官業總同盟加盟）とは、本年の第六十四議會に製鐵合同法案が提出されるに及んで、製鐵官民合同反對同盟會を結んで反對運動に共同行動をとつたが、右本案は遂に議會を通過するに至り、茲に強力なる單一組織を必要することとなり、兩者合同は急速度に進展し、八月二十六日結成大會を舉行するに至つた。組合の方針は次にかゝる單一結成大會における「宣言」の一句にも

明かな通り、「健實なる労働組合主義」を標榜してゐる。

「単一労働組合は……労働組合の組織力を政治闘争へ動員化する共産主義並にファシズムに絶対反対すると共に、健實なる労働組合主義によつて合理的なる社会進化を促進し、健全なる新社会を建設し得ると確信し、労働階級解放の大道を一路邁進するものである。」

本組合は組合員一萬二千を擁し、西日本唯一の大組合であり、日本労働組合會議に加盟してゐる。

その結成大會の状況を記せば左の如くである。

日本製鐵従業員組合結成大會——八月二十六日、於八幡市春日町壽館。出席者約四百名。〔司會者〕兵頭安一氏、議長中畑重助氏、副議長横大路茂氏。一般經過報告あつて議事に入る。〔議事〕一、規約審議に關する件。二、名稱決定に關する件。三、綱領審議決定の件。四、宣言發表の件。五、役員選舉。六、組合の政治行動に關する件。七、團體協約權確立の件。八、日本労働組合會議加盟の件。九、共済組合法人化並補助金額増額の件。十、割増本給繰入れの件。十一、退職手當金増額の件。十二、職夫の職工採用徹底化の件。十三、職夫の賃金制改正の件。十四、合同慰勞金の支給額期日公表の件。(以上可決)。十五、職夫の合同慰勞支給の件。十六、機關紙發行の件(可決)。十七、團體協約權確立の件(可決)。十八、非工程割増工場收入増加の件(可決)。十九、所内諸工事の請負化反對の件。

2 綱 領

【綱 領】

一、我等は相愛互助の精神に沿ひ、智識の啓發、技術の進歩、徳性の涵養を圖り、自己の向上と完成を期す。

一、我等は製鐵産業の重要性に鑑み、全従業員の自主的組織と訓練により製鐵産業の平和と發展に協力すると共に労働條件の維持改善並びに共同福利の増進を期す。

一、我等は國情に即し、健實なる労働組合主義によつて産業に協力し、合理的なる社会進化を促進して健全なる新社会の建設を期す。

3 役 員

〔組合長〕 加藤良左衛門。〔副組合長〕 佐野愛造、花田熊次郎。〔主事〕 山嶺慶二。〔書記長〕 難波豊二郎。外、執行委員、統制委員、會計等。(大會選出)。

八 日本労働總聯盟

日本労働總聯盟は、大阪及び名古屋を中心に官業労働従業員を主体とする純向上會の改組によつて、昭和六年五月生誕したものである。八年現在、組合員數七、六九〇人、加盟組合數十九組合五十六支部と發表されてゐる。その主要方針は團體協約運動、爭議最少化である。日本労働組合會議に加盟してゐるが、本年中は大會を開催しなかつた。會長、八木信一氏。

九 東京瓦斯産業労働組合

本組合は幾分合法左翼的傾向をもつてゐた元の東京瓦斯工組合の分派せるものである。東京瓦斯工は昨年来組合内部の不統制に陥

り、既に五月には四支部約七百名が退脱獨立したが、十二月八日の擴大執行委員會は遂に本部案たる解體案を可決した。同案によれば東京瓦斯工組合は東京瓦斯工組合聯盟として再生する筈であつた。

かくて、二月三日に「東京瓦斯工場労働組合」が結成され、二月四日「東京瓦斯産業労働組合」が結成され、また「東京瓦斯供給従業員組合」も結成された。その後、この他にも二組合が相次で結成大會を舉行した。東京瓦斯産業労働組合はそのうち最も大なるものであるが、四月六日の執行委員會において日本労働組合會議参加を可決し、全國労働の仲介によつて同十七日正式に参加申込をなして容認された。

しかし、産業労働も本郷支部は神武會に加盟し（三月）他の諸組合も動搖をはじめ、その内紛・分裂のため聯盟は本年中には遂に不成に終つた。

東京瓦斯産業労働の結成大會の狀況によつてその運動方針その他を窺へば次の如くである。

東京瓦斯産業労働組合結成大會——二月四日、於芝浦會館。議長小林健一郎氏、副議長神田幸七郎氏。「スローガン」一、東京瓦斯産業労働組合萬歳。一、嚴罰主義絶対反對。一、不當餓首労働強化絶対反對。一、労働者の解放は労働者自身の力でやれ。一、團結の力で資本の攻勢を粉碎しろ。一、甦生の意氣をもつて組織の確立へ。「議事」一、組合名稱並規約綱領決定の件。一、社會大衆黨支持の件。一、組合運動犠牲者救済の件。一、退職手当沒收撤廢の件。一、屋外労働者に雨具支給の件。一、皆勤手当獲得の件。（以上満場一致可決）。宣言發表。「新役員」執行委員小

林健一郎、書記長高橋清人。

十 東電従業員組合

一昨年まで労働俱樂部に反對の態度を持した東電従業員組合は、昨年は日本労働組合會議に加盟するにいたつたが、本年に入つては更に一段と右へ進み、從來の運動方針が現在の客觀的狀勢にそむくものであるといふ認識のもとに、猪突的闘争主義を清算して餓首食止めに重點を置き、「従業員第一主義」なる運動方針を採るに至つた。このことは、本年九月會社の發表した「賃銀改正要綱」に對する闘争が結局承認に終つた點にも實踐的に示された。

新運動方針は次の如く述べられてゐる。

【新運動方針】（執行委員會決定）

「……我が東從組合では東京電燈會社の無配は、單なる財政難を打開せんとする經濟的意味を有するのみでなく、その反面において餓首、賃下げ等々を斷行する理由をそこに求めんとすることを意味するものなりとして、東電當局の態度を注視すると同時に餓首、賃下げを如何に闘ふべきかといふことについて、日夜苦心して來たのである。その結果、今日までのやうな合法左翼的立場より割出された公式論に依つて何等大衆に利益を齎らさないところの觀念的抽象論を排して、現實の客觀的情勢と認識を誤りなく入れて大衆の利益獲得のために有効適切なる運動の方針を確立し、今日までの誤れる戦術を清算することなしには絶対に餓首を防衛することは不可能であるといふ結論に到達した。

これを具體的にいふならば、それは昨年末の昇給闘争について

考へてみても、如何にすれば昇給させることが出来るか？ といふことよりも、目的が等しく昇給獲得にあつたにもせよ、昇給闘争を如何に闘ふか、それには、階級的立場から闘争を起すべきであるとなし、昇給闘争は、資本家として昇給させることがその目的でなく、むしろ資本家と對立し闘争するのが唯一の目的であるかの觀を呈した。果して大衆は全面的統一を必要とする闘争であるにも拘らず、その熱意なく、遂に何等うるところなく、闘争を打切らざるを得ないといふじめな足跡を残してしまつた。

故に現實の利害を無視した觀念的抽象論を取入れた戰術を清算して、現實に従業員に利するところの東從第一主義を以て運動の基準となし、それより割出された戰術こそ眞に東從の生きる方針といはざるを得ない。

かやうな觀點に立つて、九月三十日の擴大執行委員會は過去の言行一致せざる上滑りの運動を排して、飽まで現實を直視した従業員第一主義に基準を置くところの運動方針を決定した。

本年中の主なる會合は次の如し。

第七回年度大會（三月二十六日——於芝浦會館）

第三回執行委員會（五月七日——於組合本部）

緊急擴大執行委員會（十月十日——於下谷區浮世クラブ）

年度大會の經過は次の如し。

年度大會——三月二十六日、於芝浦會館。議長岩永榮一氏。（議事）一、一般運動方針書説明。二、公傷病者賞與減額反對の件。三、外勤者に雨具を支給しろ。四、停年制の差別を撤廢しろ。緊急動議——定期昇給の件。五、地方にも診療所を設置せよ。六、

被服改善の件。七、犠牲者救済に關する件。八、護國會粉碎に關する件。九、東從前衛隊組織の件。十、不拂作業絶對。

十一 海軍労働組合聯盟

1 運動の概況

海軍労働組合聯盟は吳海工會、横須賀工友會、佐世保勞愛會、舞鶴共立會、廣廠工僚會、徳山燃工會、平塚總愛會より成る。海聯の昭和八年度における活動は、大體前年度大會の決議に基づく要求貫徹の運動と本年度大會とである。要求運動中最も重要且つ緊急とせられた定期賞與復活の件は判然たる決定を見ず、その他の條件についても必しも好結果を收め得なかつた。いま「第十二回大會議事録」によつてその状況を見るに次の如くである。尙ほこの結果に對する報告委員の總括的意見をも附記しておく。

決議事項請願の経緯

一、定期賞與復活に關する件（年二期に支給の件は復活し、六月分は既に發表した通り十日分と決定せられたが、十二月分は他との振合もあり豫算の都合もあるので何日分になるか今の處わからぬ）。

一、海軍共済組合規則第二十三條改正の件（本件は原々年金制度の本旨に反し特別の場合にのみ七年分を割引貸付せらるゝのであるから要求實現は困難である）。

一、海軍共済組合貸付部規則中改正の件（現在よりは幾分範圍を擴むる事に研究中である。註、本件に關しては本年七月達第七十五號を以て同則第六條第三項の次に、四、前各號の外廳長に於て

己むを得ざる事情ありと認めたるとき」の一項を追加せられ婚禮、住宅の新築、大修理、學資金等に充てる場合に各廳長に於て裁量せらるゝことゝなつた。

一、昇給配給金額増額の件（他の民間工場に比較して優るとも劣つて居ないのであるから此の程度で我慢して貰ひたい）。

一、海軍共済組合脱退年金基準額増額の件（鐵道省、遞信省、陸軍省、その他の各省に比較し劣つて居ない。尤も百二十日分の處もあるがそれは掛金が千分の七七とか又は千分の五六とか非常に多くなつて居るので比較考察を要する。註、海軍の掛金は千分の四七）。

一、靖國神社春秋の例祭を有給制にせられ度件（本件は獨り海軍のみの問題でなく陸軍の關係もあり他日國祭日として扱はれるやうになるまで先づ實現困難である）。

一、依願解傭者に退職手當全額支給の件（現在の處實現困難である）。

一、病氣解傭期間延長の件（本件は誠に同情に値するので成るべく實現の事に研究中である）。

一、共済組合附屬施設として溫泉療養所を設置せられ度件（本件は至極結構なことであるが幾何の人員が利用するやら判明せぬ今日では實現困難である）。

一、共済組合の經營に特別委員を設け組合員に參與權を考へられ度件（諮問委員程度のものを作るべく研究中である）。

一、團體交渉權確立に關する件（従前通り）。

一、勞働組合法制定促進の件（承り置く）。

第二部第二篇 勞働組合

一、賞與加給監督加給時間増の件（一日を建前としてある關係上時間増にする事は困難である）。

一、職夫の待遇改善に關する件（政府管掌の健康保險には加入することが出来るがその他は職工に準ずる事は困難である）。

〔右の經緯に對する委員の報告〕：…聯盟の要求は甚だ容れて戴いて居ない。こういう結論に達する譯でございしますが、吾々聯盟役員は非常時の今日を想ひまして自重自戒致しまして今日に至つた譯でございします。素より申上げるまでもなく官業勞働といふ特殊の環境に置かれますので一般民間勞働組合と同じやうな譯にはいかないでございします。それは申上げるまでもなく皆様においても相當に御承知のこととで且又聯盟の運動がそこに基調を置いて今日に及んで居るのでございします。吾々のさうした國家的觀念の下に出しました要求すら尙且つ政府は豫算或は共済組合の基礎計算の動搖、こういつたやうな言葉に依りまして、吾々の要求、最も穩健であり、最も妥當であり、最も至當なりと認める要求すら實現しますものに幾多の日數、さうして多大の努力を拂はなければならぬといふことを考へました時に甚だ遺憾に思ふものでございします。昨年否一昨年以來國家は非常時局に立つて居ります。本年よりも昨年、或は本年よりも明年益々この非常時は深刻になるかも知れませぬ。吾々は國防の第一線に立つて然も國防機關を製作する海軍工作廳に居ります關係上この非常時は素より十分に痛感して居る次第でございします。併しながら吾々の要求するところは何處までも妥當であり正當である限り吾々は之が實現に向つて全力を注がなければならぬと思ふのでございします……

2 大 會

海軍労働組合聯盟第十二回大會——十月八・九・十日、於吳市外廣村公會堂。代議員三十六名、役員十二名。議長吉川永次氏、副議長重森嘉市氏。〔議事〕一、昭和八年度豫算に關する件。一、昭和九年度豫算に關する件。一、規約一部改正に關する件。一、定期賞與復活に關する件。一、依願解傭者に退職手當金額支給の件。一、工務規則第二十八條第一項第十號改正の件。一、昇給配給額増加の件。〔決議〕海軍労働組合聯盟は既往並に本大會に於て決議せる事項中左の條項に實現促進の重點を置き之か解決を期す一、定期賞與復活に關する件。一、依願解傭者に退職手當全額支給方の件。一、工務規則第二十八條第一項第十號改正の件。一、昇給配付額増加の件。一、海軍共済組合脱退年金基準額増加の件。一、共済組合の經營に特別委員を設け組合員に參與權を與へられべき件。一、團體交渉確立に關する件。一、酷暑日課中晝食休憩時間を十分間延長せられべき件。一、靖國神社例祭に給料支給の件。右決議す。

2 運動方針

第十二回大會における宣言によつてその運動方針の大綱を窺へば次の如し。

【大會宣言】

上海事變に端を發した國際間の紛糾は遂に我國の聯盟脱退の敢行となり嘗ては我國二大思潮の流れとして相錯綜せしデモクラシイも完全にナショナリズムの占むる所となり、全國に瀰蔓せし反動的思想は著しく激化し動もすれば直接行動に出んとするの兆あ

り彼の五・一五事件或は神兵隊事件の如き即ち之なり。

曩に共產黨の攪亂に脅かされ又此の反動的事件に直面せる社會は今や不安と焦燥の巷に彷徨し歸一する所を知らず之と相併行して極度の發達を見たる資本主義は今やインフレーションの強行に依り最後の延命策に狂奔し爲に産業は全く統制を失ひ經濟界は依然不安の域を脱せず、失業者は街頭に溢るゝと雖も之が救済の實績舉らず今や無産階級は生活の不安に脅かされつゝある。吾等は斯る客觀的情勢の下に毅然として現下の國際情勢を達觀し不偏不黨益々健全なる労働組合主義の下に組織労働運動の堅實なる發達に渾身の努力を痛感するものである。

惟ふに生活の基礎は國家の消長にある。國家の興廢を度外視しては何等の運動もあるべきでない。我海軍労働組合聯盟結成の意義も亦茲に存すべきである。吾等は社會の客觀的情勢を凝視すると共に深く吾等の環境と特異性を認識し徒らに模倣追從を排し海軍労働組合聯盟獨自の大旗の下に我國に於ける堅實なる労働運動の先覺者たらんことを誓ふ。

茲に海軍労働組合聯盟第十二回大會を開催し無産階級解放の爲目的貫徹を期す。

右宣言す。

十二 日本交通労働總聯盟系組合

1 運動の概況

交總の名をもつて呼ばれる日本交通労働總聯盟は、六大都市における市電従業員を中心として成れる各交通労働組合によつて結成さ

れたもので、盟主の地位にあるものは東京交通労働組合である。その思想的傾向は必しも判然したものではなかつたが、大體に盟主たる東交と同様に合法左翼をもつて傳統とした。この交總にもファッショ的思潮の影響はまぬがれず、本年度は可成りの動搖を見たものの如くである。第一には東交中に伏在したファッショ傾向の一部が本年に入つて活動を開始し十一月に至つて愈々日本交通従業員組合として分離したこと、更に東京本部自身が團體協約方針の可決等にもあらはれてゐるごとく幾分の右翼化を示したこと、神戸市従が同様にこの傾向を辿つたこと等々によつて、交總自體は著しく統制力を缺くに至つたのである。本年度においては年次大會を開かず擴大中央委員會をもつてこれに代へたが、同委員會が決定した運動方針書は東交の右翼化に對する追隨的態度を表明せざるを得なかつた。

東京交通労働組合は年初より右翼化問題をめぐつて新舊幹部派の對立があり六月の臨時大會においては全く分裂の危機に至つたが辛じて收拾、十一月四日の兩派統一大會において團體契約をめぐる運動方針書を決定した。

大阪市電局闘同盟はこれに反し内部問題としては局内組合単一化の運動が進められ、年末の大會においても運動方針にこれを強調した。その活動も比較的活潑であつた。

右の次第で交總の本年における活動は積極的なものが少く、又纏つた報告の資料を缺く。

東交の本年中の活動もまた同様であるが、その積極的なものとして十一月の大會に報告せられたものは、

一、電氣局第二更生案粉碎のための活動

二、中間ボギー車應援車掌廢止反對闘争
三、反ナチス、反ファッショ粉碎闘争
等を主なるものとした。

2 大會・委員會・その他

交總本部並に加盟團體について別々に見れば、主なるもの次の如くである。

〔本部〕

▲常任委員會(二月二十一日——於大阪局闘同盟本部)▲關西地方委員會(五月二十一日——於神戸市電従業員組合本部)▲第三回常任委員會(六月三十日——於大阪局闘同盟本部)▲關西地方委員會(六月二十九日——於大阪事務所)▲第四回常任委員會(九月二十七日——於本部)▲中央委員懇談會(十二月十三日——於大阪局闘同盟事務所)▲擴大中央委員會(十二月十四日——於大阪中之島中央公會堂)

〔東京交通労働組合〕

▲中央委員會(三月二十五・六日——於本部)▲臨時大會(六月十三日——於芝協同會館)▲統一協議會(六月十六日——於本部)▲第二回統一懇談會(七月三日——於本部)▲中央委員會(七月七日——於神田中央佛教會館)▲第三回統一懇談會(七月八日——於本部)▲第一回闘争委員會(七月十日——於本部)▲第四回統一懇談會(七月十二日——於京橋築地ビル)▲統一第一回委員會(七月二十日——於本部)▲婦人部大會(十月十四日——於神田松本亭)▲電車部緊急擴大大會(十月二十三日——於神田松本亭)▲統一大會(十一月四日——於芝協同會館)▲執行委員會(十一月二十二日——

—於本部)▲第一回委員會(十一月二十七日——於本部)

〔大阪市電局同盟・その他〕

▲自助會第一回執行委員會(一月十二日——於本部)▲局同盟第一

一回中央委員會(二月七日——於本部)▲同第四回執行委員會(三

月七日——於本部)▲大阪自動車從業員組合擴大委員會(三月七日

——於本部)▲局同盟第五回執行委員會(三月十五日——於本

部)▲同執行委員會(六月八日——於同盟事務所)▲自助會第一回

中央委員會(六月十九日——於本部)▲同執行委員會(六月二十一

日——於本部)▲局同盟中央執行委員會(六月二十三日——於事

務所)▲同記念演說會(七月三日——於天王寺公會堂)▲自助會第

二回中央委員會(八月六日——於本部)▲大阪市電愛友會第十回大

會(十一月九日——於九條青年會館)▲自助會第十一回大會(十一

月十三日——於天六市民館)▲大阪電氣勞働組合大會(十一月十五

日——於中之島中央公會堂)▲大阪自動車從業員組合本年度大會

(十二月十七日——於九條青年會館)

〔神戸市電從業員組合〕

▲擴大中央委員會(十一月二十一日——於神戸市神戸區日の出食

堂)

東京交通勞働組合臨時大會——六月十三日、於芝協調會館。議

長目黒留吉氏、副議長熊本利男氏。〔議事〕一、規約改正に關する

件(可決)。緊急動議——(一)中間ボギー車應援廢止の件(可決)、

(二)統制委員會設置の件(可決)。二、役員改選の件(可決)。(新役

員)中央執行委員長河野平次。中央執行委員志倉朝次郎、内海寅

吉、菊池兼治、橋本三郎、戸田武吉、塊清次郎、掛札盛、今井清

村内清作、高橋藤藏、佐伯健、河野平次、熊本利男。會計目黒留吉、小林定次郎。

大阪市電局同盟第三回大會——十一月十八日、於大阪九條青

年會館。代議員一四四名。議長安部伊勢太郎氏、副議長山名庄太

郎氏。〔議事〕一、運動方針書草案審議(可決)。二、行動綱領草

案審議(可決)。三、昭和九年度豫算人件費削減絕對反對の件(可

決)。四、局内組合單一合同の件(可決)。第五號議案以下十一の

議案は時間の關係で一括上提、大仲委員朗讀後可決さる。(大會ス

ローガン)一、——への戰闘的組織を確立せよ。一、一切のファ

ッショ反動團體撲滅。一、兵役應召者休職制即時實施しろ。一、

惡新規定即時撤廢しろ。一、剝奪されたる一切の勞働條件奪還。

一、誠首賃下勞働強化嚴罰絕對反對。一、昭和九年度豫算削減絕

對反對。一、局内組合の戰闘的單一化。一、局同盟第三回大會

萬歳。

大阪市電自助會第十一回大會——十一月十三日、於天六市民館

議長山名庄太郎氏。副議長竹下定一、中村清、安達の三氏〔議事〕

一、運動方針書審議。二、行動綱領(可決)。三、昭和九年度豫算

人件費削減反對闘争の件(可決)。四、女子車掌の服裝改善の件(可

決)。殘部十五議案は時間の都合上一括上提、題目の朗讀だけで全

部可決。(大會スローガン)一、昭和九年度豫算人件費削減反對。

一、新從業員規定絕對反對。一、兵役應召者を休職にしろ。一、

同一勞働に同一賃銀をよこせ。一、誠首・賃下・勞働強化絕對反

對。一、ファッショ及一切の反動を撲滅しろ。一、局内單一組合

即時結成へ。

交總擴大中央委員會——十二月十四日、於大阪中之島中央公會

堂中集會場。東交、大阪市電自助會、大阪自從、神戸市電從業員組合四組合代表の中央委員五十六名出席の下に開催。本擴大中央委員會は、實質上の交總年次大會である。議長河野平次氏、副議長山谷庄太郎氏。「大會スローガン」一、昭和九年度人件費削減反對。一、初任給引下げ、首の入替反對。一、タクシー直營による減首絕對反對。一、スピードアップその他による労働強化反對。一、反動ファッショ粉碎。一、交總の強化で暴壓と闘へ。「議事」一、運動方針書審議（方針書内容は別項参照）二、昭和九年度豫算における人件費削減反對の件。三、初任給引下げ並に高給者と低給者の入替へ反對の件。四、一車一車掌制反對の件。五、反動ファッショ撲滅の件。六、健康保険強制加入反對の件。七、交通事故特別裁判法制定の件。八、市電更生の美名による労働強化反對。九、神戸市電における省線電化對策の件。十、タクシー直營による減首労働強化絕對反對の件。（以上全部可決）、改選役員は別項参照。

3 運動方針

【交總の任務と活動方針】（十二月十四日擴大中央委員會にて決定、拔萃）

（一）（二）（三）（四）（五）——（以上略）

（六）我が日本交通労働總聯盟は日本に於ける陸上交通運輸労働者の中心組織であり、従つて陸上交通運輸労働者の日常生活と組合運動の浮沈に關して重大なる影響を及ぼす地位に立つてゐる。我々はこれを強く自覺しなければならぬ。

第二部第二篇 労働組合

當面の活動目標及活動方針 右に述べた任務を果すために、日本交通労働總聯盟は當面次の諸活動をなす。

一、組織の擴大強化のための活動——（一）各組合の擴大、統一強化。（二）ファッショ組織の排撃粉碎（三）未組織の獲得（四）全國組織の集中強化（下略）。

二、賃下、減首、労働強化反對のための活動——（一）昭和九年度豫算に於ける人件費削減反對（二）初任給引下げ反對、停年引下高級労働者整理反對（三）スピード・アップ、中間（改造）ボギー車一車掌制その他による労働強化反對。各都市電氣局並に交通資本家は經濟恐慌及び各種交通機關の發達、不統制極まる資本家的經營によつて必然的に發生する赤字の増大に際し、これが穴埋策として一途に労働者の賃下、減首、労働強化を強行し、又せんとしつゝある。東京市電における近年つるべ落の彈壓はあまりにも顯著であるが、他都市、郊外電車、バス、圓タク等の資本家もみなこれに倣ひつゝある。彼等は局長會議、交通トラスト等において労働者對策を協議し、極めて巧妙なる方法を以て我々に迫つて來た。その主なるものとしては初任給の極度の引下げ、停年々齡の引下げ、高給労働者整理による労働者の入れ替へ政策、スピード・アップ、中間（改造）ボギー車一車掌制等による労働強化があり、更に進んで積極的賃銀引下げ等である。そして各電氣局は目下、れらを含む昭和九年度豫算の編成に専心してゐる。

我々の賃銀収入は數年來甚だしく低下され、加ふるに昨年來のインフレ政策による物價騰貴は我々の生活を極度に窮乏化せしめて居り、これ以上賃銀を低下されることは斷じて忍ぶ能はざると

ころである。

我々は當面昭和九年度豫算の件費削減に反対し、これが防止のために戦ふと共に、以上述べた初任給引下、停年々齡の引下、高給者整理並にスピード・アップ中間(改造)ボギー車一車掌制による労働強化に反対しこれが防止のために戦はねばならない。

三、事故、過失等に對する不當處罰反對のための活動——(一)事故による處罰、就業停止、免許證取上反對、並に損害料の資本家全額負擔の獲得(二)業務上の過失、嫌疑に對する出勤停止、解雇其他不當處罰反對(三)一切の容疑檢束拘留中の敲首反對、最近甚だしく輻輳頻繁となつたことは交通運輸事業員に對する過勞となり従つて又事故の發生、業務上の過失が多くなることは必然的である。しかるに資本家及び取締當局はその責を従業員に負はしめ、罰金、科料から甚だしきに至つては就業停止、免許證取上、解雇等の二重三重の苛酷な重罰を加へてゐる。又金錢を取扱ふ關係からこの間違ひも往々生ずるが、これに對しても單なる嫌疑から敲首するが如き不當なる措置も最近珍らしくないやうだ。我々はこれら事故及び業務上生ずる過失等に對する不當苛酷なる處罰に反對し、労働者をして日常これらの不安なからしめるために活動しなければならぬ。

四、青年並に婦人労働者に對する保護獲得ための活動。

五、其の他の労働者の日常利益擁護伸長のための活動(下略)。

六、労働組合戦線の統一のための活動(下略)。

七、政治的諸問題に對する活動(一)健康保險法改正並に適用範圍の擴大、失業手當法の制定、その他社會立法の制定(二)團結權、

言論、出版、罷業の自由(三)労働者暴壓諸法令の撤廢(四)ファッショ粉碎(五)××××××。我が日本交通労働總聯盟は労働者の經濟的利益を擁護伸長し、日常生活を安定せしめることを以て任務とするものであり、従つて政治的活動も又自らこの任務のために行はるべきだ。

現在ファッショ政治への傾向強く、我々労働者の政治的自由が次々に剝奪されて行きつゝある折柄右の五項に掲げた活動は我々の日常生活と尠なからざる關係を持つ。故に我々はこれらの政治的問題について我々の任務と力に應じて他團體と協力提携して活動するものである。

以上掲げたところのものは當面活動すべき一般的大綱であり、この實踐に當つては交總本部は各加盟組合と協力し活潑にして不撓不屈なる努力を必要とする。

それと共にこれらの活動を力強き大衆的運動として進展せしめるためには、各組合の實情、大衆の動向を正確に認識し、これに適合した具體的方策が最も必要である。

東京交通労働組合が採用した團體協約の方針、これとほぼ同様の神戸市電従業員組合の方針も組合の實情がこれを必要としたものとしてこれを認むる。けれどもこの締結にあつてはその條件の如何が我々にとつて決定的重要性を持つものであるが故に交總機關の決定の下に行ふことを原則としなければならぬ。

4 役員

擴大中央委會(昭和八年十二月十四日)において新に決定したる交總の役員は次の如し。

〔中央委員長〕熊本利男、〔常任委員〕内海寅吉、植村貞雄（以上東交）、山名庄太郎、松井利一（以上自助會）、松田長左衛門（大阪自從）、平田榮吉（神戸市電從）、〔財務部長〕河野平次（會計）赤井利一郎。

十三 全勞統一全國會議

1 運動の概況

全國勞働組合同盟の日本勞働俱樂部加盟に端を發し、昭和六年末同組合内部から「俱樂部排撃分裂反對同盟」が分裂離脱した。この排撃同盟の一部は昭和七年中に再び全國勞働の母體に還つたが、殘留派はその後日本勞働俱樂部が日本勞働組合同議に再組織されるに及んで依然組合同議の非階級性を排撃して運動をつづけた。この経緯については前年度の本年鑑にやゝ詳細に記述した。本年に入つては、三月に全國職場代者會議を開き沈滞氣味の氣運に活氣を與へると同時に、縣案であつた組合名を正式に「全勞統一全國會議」と決定した。右の外、本年中の收穫としては、四月に關東地方協議會の結成を見たことが挙げられる。本組合は、いはゆる合法左翼の運動においては依然重要な役割を演じつゝあるものと見られてゐる。

2 大會・委員會

▲全勞クラブ排同第六回常任實行委員會（一月二十三日——於本部事務所）▲全勞全國職場代者會議（三月五日——於東京芝浦會館）▲全勞統一會議關東地方協議會第一回準備委員會（三月二十五日——於本部事務所）▲全勞統一會議關東地方協議會結成大會（四月十五日——於本部）▲全勞統一會議全國常任委員會（六月十七日

——於本部）▲全勞統一會議關西地方第一回協議會（七月——於關西協議會事務所）▲江東地區協議會結成大會（七月二十五日——於龜戶演藝館）▲全勞統一會議全國委員會（九月二十日——於本部）▲全勞統一會議第六回本部執行委員會（九月二十二日——於本部）▲大阪釘鉾從業員組合大會（十月一日——於九條會館）▲統一會議關西代表者會議（十月十五日——於大阪大槻會館）▲統一會議關東地協常任委員會（十一月一日——於本部）▲京都纖維產業勞働組合結成大會（十一月二十五日——於壬生京極親友亭）▲統一會議關西地方協第一回委員會（十二月五日——於大阪事務所）右のうち主要なるものの經過を記せば左の如くである。

全勞全國職場代者會議——三月五日、於東京芝浦會館。議長杉野忠太郎氏。本部一般報告、全國職代闘争經過報告があつて議案審議に入つた。〔議案〕一、規約審議の件。二、役員選舉の件。三、賃銀三割値上要求、餓首、勞働強化絶對反對、雇傭制撤廢の闘争に關する件。四、日本勞働組合同議破壞のための全線的カンパ提唱に關する件。（この時、時間既になく、行動綱領決定に關する件、全勞反對派の任務に關するテーゼ審議の件、メーデー闘争方針に關する件等は全部執行部一任となつた）〔緊急動議〕——一、ドイツ勞働者農民に對する彈壓に抗議する件（抗議文の作成にかゝるや中止を命ぜられ、議長の意見により、ドイツ大使館へ全勞統一全國會議の名において、日本プロレタリアートの名において抗議をなすことを新執行部に一任して動議成立）。（スローガン）一、帝國主義戦争絶對反對。一、日本勞働組合同議を粉碎しろ。一、餓首、賃下、勞働強化絶對反對。一、全勞大衆反對派萬歳。一、社

會大衆黨を排撃しろ。一、臨時工を本雇にしる。一、暴壓諸法令の撤廢。一、階級的政治犯人の即時釋放。

全勞統一全國會議關東地方協議會結成大會——四月十五日、於本部、全勞統一全國會議は地方的組織機關確立のため過般來より關東地方協議會準備會を構成し協議會の結成に向つて努力しつゝあつたが、これが結成を四月十五日午後七時より芝區濱松町の本部において約三十名の代議員出席の下に舉行した。「司會者」松田鐵男氏。「議長」難波虎一氏。情勢報告あつて議事に入る。「議案」一、誠首賃下労働強化反對。二、メーデー闘争に關する件。イ、統一會議の決定を企業職場に宣傳煽動をなさなければならぬ。ロ、地區における地區協議會、メーデー闘争委員會を結成し、すべての左翼勢力の結束によつて闘はなければならぬ。ハ、メーデー公休日給全額支給の闘争をまき起し獲得すること。ニ、十五日から向ふ二週間メーデー宣傳週間として、この週間を組織的に大衆動員によつて闘はねばならぬ。三、組織宣傳活動に關する件。四、反動勢力粉碎に關する件。五、規約制定に關する件。六、役員選舉に關する件。緊急動議——西松組、田邊ゴム、レナウンメリヤス各爭議團にメッセーヂを送ること、行商隊の應援をすること。「役員」會長難波虎一、會計安平鹿一。

全勞統一會議全國委員會——九月二十日、於全勞統一會議本部議長加藤勘十氏。「議事」一、大衆的轉換に就いて。二、全勞大會闘争方針に就いて。「大衆的轉換のための共同闘争提唱」は關東労働組合會議に提出されたもので、その内容については「關東労働組合會議」の項を参照。）

3 運動方針

本年三月の代表會議において議題となり審議の時間なくして委員附託となつて「全勞反對派の任務に關するテーゼ」をその最近の運動方針を表明せるものと見て、左に重要個所のみを摘記する。

【運動方針】（摘記）

- 一、恐慌第四年度、労働者農民生活水準の低下（略）
- 二、階級労働組合活動の緊急任務（略）
- 三、ファッショ、社會ファッショの統一戦線に對戦するクラブ排同の闘争（略）
- 四、我が統一會議の性質と一般的任務（略）
- 五、我が統一會議の緊急任務に就いて

我が統一會議の活動が如何によく準備され遂行されるか、日本労働組合運動の状態にとつて極めて重要な地位にあることの自覺の上に立つて、次の如き諸點に對する十倍し、百倍する精密と頑強な闘争を要求しなければならぬ。

- (一) 階級的労働組合及反對派は、あくまで労働者大衆の生活水準の向上のために、低下反對のために戦はなくてはならぬ。この闘争は全労働大衆をも階級闘争に驅り立て、よく賃銀問題のみならず、搾取と抑壓との全體制に對する問題を提出せしめ階級闘争の側に最も廣汎な労働大衆をひきつけ、組織化せしめるからである。われ／＼はこの闘争において、大衆闘争に對する確信と、恐慌からの×××逃れ路は、斷乎たる階級闘争以外にはあり得ないことを知らしめなければならぬ。（以上略）
- (二) 全勞反對派の全國的再組織——全勞反對派は今日の狀態

において満足してはならぬ。

全勞内ボス幹はいまだ重要な組織をもつてゐる。社大黨の支柱として左翼勢力に對置してゐる。われ／＼は先づ、われ／＼の組織をよりもつと全国的に整備し、われ／＼の方針を徹底させ統一させ、そして下からの統一戦線戦術の大膽な執拗な遂行をもつてしなければならぬ。

全勞ボス幹の裏切りに對する具體的なバックロ追ゲキのために個々のストライキの共同のために、思想的影響のために、有志團の組織をよりもつと系統的に、大衆的にしなければならぬ。

また、クラブ排撃のスローガンをもつて布いた全国のカンパニアの成功にかんがみ、次のより廣汎な全勞大衆並に未組織大衆をとらへ得るカンパニアを次から次と布かなければならぬ。

それはあくまで下からの統一戦線の具體的實踐をもつて反對派勢力の具體的な強化擴大の上に組織されなければならぬ。

そのための全国的なオルグの派遣、闘士の養成、個々の組合地方に對する精密な闘争方針の樹立、個々のストライキに對する、重要組織に對する政策の樹立を組織的系統的に結びつけなければならぬ。われ／＼の組織は全體として反對派へと結晶することができた。けれども工場基礎においてどれだけ強靱であるといふ點においては重大な缺點をもつてゐる。

われ／＼は主要な注意を日本における決定的な産業部内に向けなければならぬ。最も重要なものは繊維労働者、鑛山労働者、鐵道労働者、電氣労働者、化學労働者及び金屬労働者であり、且つその階級的大衆的労働組合の建設である。

第二部第二篇 労働組合

われ／＼は大工場大企業に對する活動に缺けてゐる。×××××へのアデプロさへ不充分である。小さい工場グループを通じての大衆行動の組織、白テロにたへうる工場分會の再編成大衆的集會と非合法活動との技術文書活動、組合事務の改善等においてはいまだ全く不充分である。

- (三) 失業者の間における活動(略)
- (四) カンパニア活動、補助組織の問題(略)
- (五) 組合會議、社大黨との闘争(略)
- (六) テロルとの闘争、政治闘争(略)
- (七) 闘士の養成、思想的堅固性の問題(略)
- (八) 反帝闘争××××××との協同(略)
- (九) 消費組合活動(略)
- (十) 農民組合及文化團體との協同(略)

4 規 約

本年三月の全國職場代表會議において決定したる規約の主要部分を抜粹すれば次の如し。

第一章 總 則

第一條 本會議は全勞統一全國會議と稱し本部を東京に置く。

第二條 本會議は全國労働組合同盟大衆的反对派として本會議の綱領、政策、決議の遂行をもつて目的とす。

第三條 本會議は前條の目的を達成するため左の各種委員會を設く。

(イ)組織委員會 (ロ)争議對策委員會 (ハ)アデプロ委員會(ニ)政治委員會 (ホ)教育委員會 (ヘ)婦人委員會 (ト)青年委員

會（チ）機關紙委員會（リ）全國的産業別委員會

第四條 青年部は自主的組織とす。

第二章 組織

第五條 本會議は全國労働組合同盟内の改良主義政策及び幹部の反動的指導に反對せる産業別、職業別、地方的組合及び有志團をもつて組織す。有志團とは組合全體として加盟し得ざる場合における支部長若しくは班をいふ。

第六條 同一地方に二個以上の組合若しくは有志團あるときは地方協議會を組織す。

地方協議會は更に地區を區分して同一地區に二個以上の各組合支部若しくは有志團ある場合は地區協議會を組織す。

地區協議會は地方協議會の統制に屬し、地方協議會は全國委員會の統制に屬す。

第三章 機關

第七條 本會議の機關を分けて左の三種とす。

（一）大會 （二）全國委員會 （三）常任全國委員會（下略）

第四章 役員

第十六條 本會議に左の役員を置く。

（イ）全國委員長一名、（ロ）會計一名、ハ全國委員若干名、（ホ）書記若干名。

（以下、第五章、第六章等略）

5 新設組合

全勞統一全國會議系として本年新設の組合は次の如し。

▲京都出版労働組合（京都——三月）

▲京都運輸労働組合（京都——三月）

▲横濱土木建築労働組合（横濱——六月）

▲神奈川一般労働組合（横濱——七月）

▲京濱自動車従業員組合（横濱——八月）

6 役員

全國職代会議において決定したる役員は次の如し。

〔全國委員長〕加藤勘十。〔會計〕高野實。〔全國委員〕難波虎一、高松善次郎、長正路、小山、安平鹿一、棚橋治雄、佐藤信吉、小林英吉、高野實、古賀政雄、龜山龜吉、森戸喜作、薄倉卯三郎、黒澤一雄、村上俊秀。

十四 日本労働組合總評議會

1 運動の概況

總評は昭和七年名古屋市中において第二回全國大會を開催し、再興の氣勢を示したものの、その後の活動は再び活潑を缺いた傾があつた。本年に入つて、關東地方評議會を先頭に、闘争力恢復のため五月から九月にかけて「第二期臨時戰闘組織」擴大の運動を起し、この間「社會主義競争」による組織確立へと躍進し、相當の効果を收め得たものゝ如くである。その狀況の大要は次にかゝげる東部情報に見られる如くである。

尙ほ總評は謂ゆる左翼の全協系からは日和見主義と非難せられ、事實合法的立場にあるのであるが、その文書的活動は爾餘の合法組合に比し極めて左翼的であることは、佐野・鍋山の轉向を「極悪の裏切者」と宣明せるその「聲明書」（昭和八年六月十二日附）にも見

られる通りである。

関東地評 その近況を報告によつて見るに、「関東地方評議會では、今年の五月から九月までの五ヶ月間に第二期臨時戦闘組織を確立し、十月上旬から社會主義競争を敢行してゐる。参加組合は左の十組合である。

関東金屬労働組合、関東化學労働者組合、関東纖維労働者組合、関東木材労働者組合、関東出版労働者組合、関東労働者組合、日本映畫従業員組合、関東食堂酒場従業員組合（準備會）
関東醫務従業員組合、関東一般使用人組合

これらの組合は組織の擴大と強化を中心目標として活動してゐる。十月と十一月は、準備期間だから工場調査や知人調査に全力を挙げ、十二月頃から組織活動が開始される筈だ。尙ほ関東地方評議會では、今年上半期の闘争で數名の指導者が奪はれたが、最近それらの闘士が出獄し始めたと報告されてゐる。

中部地評「中部地方評議會では本年四月の大會以後中心指導部を確立して中部金屬、中部合同、中部自由、中部化學の四組合に對する統一的指導を實行し目覺しい闘争を敢行して來た。特に三菱の争議に於ける中評の活動は素晴らしいものであつた。その後三菱争議に關聯して近藤、赤松、下川、金君等の中心指導者がやられ一寸形勢悪くなりさうだつたが、關西から矢頭君派遣され、近藤、赤松、下川、金君等も全部出獄したので忽ち陣營を樹直した。尙ほ最近中評では中部木材、中部纖維、中部交通の三組合の結成に關する具體案を發表、大衆討議に移した。」

關西地評「關西地方評議會では本年六月以降社會主義競争を敢

行して來たが、十月一杯の豫定の期間が終了したので、その成績を發表した……」その組織擴大の成績として發表されたものは次の如くである。

組 合 名	第一期 (六七月)	第二期 (八九十月)	計
	六四名	三〇名	
關 電	四名	二一名	二五名
金 屬	四名	二一名	二五名
化 學	四八名	二八名	七六名
纖 維	二三名	一二名	三四名
木 材	一一名	二〇名	三一名
一 般	二五名	六一名	八六名
計	一七四名	一七二名	三四六名

大會・委員會・その他

▲總評中央評議委員會（一月七・六日——於名古屋市中部地方委員會事務所）▲總評第二回中央評議會（一月七・八日——於名古屋市中部地方評議會事務所）▲總評關東金屬労働組合エル・シミュット時計工場分會創立大會（二月十日——於巢鴨邦樂亭）▲總評中部地方評議會本年度大會（四月一日——於名古屋市公會堂）▲總評關西地方評議會執行委員會（四月十五日——於關西地方評議會事務所）▲日本映畫従業員組合結成大會（四月二十六日——於東京芝浦會館）▲總評中部地方評議會執行委員會（四月二十七日——於事務所）▲總評關西執行委員會（五月一日、會場不明）▲總評映從東京支部結成大會（五月二十七日——於神田區東印會館）▲總評映從東京支部結成大會（六月二日——於蒲田區蒲田館）▲總評關西地方協議會常任會議（六月五日——於事務所）▲總評映從橫濱支部結成

大會(六月六日)——於名古屋市中區長壽クラブ)▲總評映從常任委員會(六月六日)——於本部)▲總評映從執行委員會(六月十三日)——於本部)▲總評映從組合分會代表者會議(六月十九日)——於東京下谷區竹友クラブ)▲總評映從日活日興支部大會(六月三十日)——於東京芝協調會館)▲總評全京都合同労働組合執行委員會(七月二日)——於油小路事務所)▲總評映從執行委員會(七月四日)——於映從本部)▲總評映從東京支部執行委員會(七月五日)——於映從本部)▲總評關西地協常任會議(七月五日)——於事務所)▲總評議會青年協議會全國代表者會議(八月五日)——於關西地方評議會事務所)▲映從本部臨時執行委員會(八月七日)——於映從本部)▲映從本部執行委員會(九月六日)——於本部)▲總評關東地方評議會第一回擴大執行委員會(九月九日)——於芝區本部)▲總評關東青年協議會擴大準備會(十月一日)——於關東地方評議會本部)▲總評中央執行委員會(十月一日)——於關東地方評議會本部)▲總評關東地方評議會第二回擴大執行委員會(十月七日)——於本部)▲總評關東地方青年協議會代表者會議(十月十五日)——於芝協調會館)▲總評中部地方自由労働組合庄内川砂利採取従業員大會(十一月十日)——於東區森下座)▲日活日興従業員組合結成(十一月二十五日)——於東京芝協調會館)▲日活日興支部緊急大會(十二月二日)——於東京神田中央佛教會館)

總評中部地方評議會本年度大會——四月一日、於名古屋市公會堂四階ホール。中部金屬労働組合、中部合同労働組合、中部化學労働組合、中部自由労働組合の各組合代議員四百九名傍聴者百餘名参加の下に開催された。議長山崎常吉氏、副議長近藤信一、大野

仙吉兩氏。「議事」一、中部地方評議會機關強化に關する件。一、中部自由の機關確立と發展方向決定の件。緊急動議(中評本部旗作製に關する件)。一、大藏系映畫館爭議團へメッセーヂを送るの件。一、石原製材工場主に對し労働賃銀一割値下反對の抗議文を送るの件。一、名古屋製鉛株式會社社長に對し工場閉鎖反對の抗議文を送るの件。一、名古屋市電氣局に對し小島君誠首反對の抗議文を送ること。一、菊井紡績工場、豐田紡績工場の各工場主に對し不法行爲反對の抗議文を送るの件。

總評青年協議會全國代表者會議——八月五日、於關西地方評議會事務所。「議事」一、總評議會青年協議會結成準備會結成の件。二、總評議會青年協議會結成日時決定の件。三、總評議會青年協議會結成大會議案の件。四、評議會全國大會への提出議案の件。

3 運動方針

その最近の運動方針について見るに、總評は抽象的な大綱を掲ぐること少く、却つて組織擴大の具體案のみを發表してゐる。従つてその思想的傾向については昨年度大會における宣言(前年度本年鑑参照)若くは佐野・鍋山轉向に對する「聲明書」等について見らるべく、後者については、關東地評の發表せる「第二期臨時戰鬥組織計畫具體案」および「組織擴大社會主義競爭方針書」等について見るべきであるが、こゝには後者の中からその第三節「當面の社會主義競爭の目標」を抜粹してみる、

【當面の社會主義競爭の目標】(社會主義競爭方針書より拔萃)

一、わが關評新執行委員會は、討議の結果、我々の當面の社會主義競爭の目標を次の如く決定した。1、各組合の組織擴

大。2、各組合の強化。3、各組合の新指導者の養成。4、各組合青協の確立強化。5、地區協議會の確立（各組合地區支部の確立）。

ロ、右の諸目標は、相互に聯關してゐるところのものであつて、すべて、我々にとつて緊急の重要問題のみである。

ハ、これらの目標に如何にして到達するかの方法に關しては、後で詳述することにして、茲では先づ、わが關東地評執行委員會が、何故右の五項目を社會主義競争の目標として決定したかの理由を述べよう。

ニ、先づ第一項目は、「各組合の組織の擴大」であるが、これに關しては殆んど説明の必要がないであらう。現在のわが關東地方評議會所屬各組合の組織は、どう考へてもたしかに微弱だ。我々は現在の組織數を以てしては到底、支配階級の心膽を寒からしめるやうな大闘争を敢行することは出来ない。我々はこの際、全組合員が協力一致して、組織の擴大に努力する必要がある。

ホ、第二は、「組織の強化」の問題である。これは強大なる戰闘的勞働組合の建設を目標とするものにとつては最も重要な問題の一つである。たとへ各組合が數千數萬の大衆を包含するやうになつても、もしその組合が軍隊的訓練を経た組合でなかつたならばその組合は弱い。いはば烏合の衆だ。我々はいつ何時でも全組合員のセネストを敢行することの出来るやうな、短時間に全員の動員を實行出来るやうな、そして全組合員が立派なプロレタリアとして全被壓迫大衆の先頭に立つこ

との出来るやうな、さうした組合を建設する必要があるのだ。

ヘ、各組合の新指導者の養成——この問題は一般的には第二項の問題の中に包含されるべき性質の問題であるが、我々はこの問題に對しても、特別の注意を拂ふ必要がある。各分會の中にガツチリした指導者が多ければその組合は強いし、各分會の中によき指導者が少ければその組合は弱い。

ト、各組合青協の確立——青協確立の重要性に關しては今更ら繰り返す必要はないと思ふ。我々の社會主義競争の期間内にガツチリした青協を確立する必要がある。

チ、地區協議會の確立——各産業別組合を擴大強化すると同時に我々はそれら各産業別組合間の協力提携をも、より一層強化する必要がある。例へば金屬、化學、セソ維、木材、映畫等々の組合の江東支部によつて、江東地區協議會を結成し、同じく各組合の城南支部によつて城南地區協議會を結成するといったやうな具合に、この地區協議會が出来れば、當該地區の各産業別組合の支部は互に助け合ふことが非常にやりやすくなるし、又當該地區に「地區事務所」（各組合協同の地區事務所）を確立して關東地方評議會本部との間の聯絡を現在よりも一層緊密ならしむることも出来る。我々は社會主義競争によつて少くも次の五地區に協議會を確立したいと思ふ。

- 1、江東地區協議會。
- 2、城南地區協議會。
- 3、城北地區協議會。
- 4、中部地區協議會。
- 5、川崎地區協議會。

リ、當面の我々の社會主義競争は以上の五項目を目標としてま

さに開始されんとしてゐるのである。

4 新設組合

▲中部化学労働者組合（名古屋——四月）

▲日本映畫従業員組合（東京——四月）

▲關東纖維労働者組合（東京——七月）

▲關東化学労働者組合（東京——八月）

▲關東醫務従業員組合（東京——九月）

▲關東食堂酒場従業員組合（東京——十月）

▲泉州一般労働組合（堺——十二月）

▲關西纖維労働者組合（大阪——不明）

5 役員

〔中央執行委員長〕 木村錠吉。〔書記長〕 田部井健治。〔中央執行委員〕 朝日俊夫、山崎常吉、田中一、中田惣壽、三木一男。〔中央評議員〕 山花秀雄、北川禮造、露久保賢治、板木甚兵衛、大竹市太郎、長谷川梅治、裴陣、大野条三郎、梅野宗行、近藤信一、大田吉郎、河村鶴之助、平岡進。（以上昭和七年度大會において決定、但し當時中央評議員に選出された飯島正行、正島幸行の兩氏は八年一月除名となつた。）

十五 東京市従業員組合

1 運動の概況

東京市従業員組合は東京市の土木局、保健局、財務局等の事業従業員約三千名をもつて組織され、從來全協と聯關ありと見られた合法左翼組合であるが、東京市河港課の減賃問題から幹部三十八名が

檢舉せられたのを契機として、左翼方針清算の運動が起つた。即ち

「吾が組合は從來一般社會から日本における合法左翼の旗頭の如く見られ：：常に他動的、極左的指導の下に活動して來たが、結果においては一部幹部の言葉の上での運動に終り充分なる責任を果し得なかつた。故に組合員の階級意識の向上と云ふ意圖と反對に組合恐怖の意識を深めるに至り、その上組合への彈壓の口實となり市従本來の使命たる經濟闘争の上に常に支障を來し、一般組織への働きかけも今後大なる支障となり、組合闘争力の弱화를齎した」

と宣明し、七月から八月に至る常任委員會において別項記載の新運動方針の如き轉向を試みるに至つた。

2 大會・委員會・その他

▲東京市従業員組合麻布清掃支部本年度總會（五月六日——於麻布區大正クラブ）▲東京市従業員組合中央執行委員會（五月十八日——於本部）▲市從深川支部總會（五月二十日——於深川區小松亭）▲市從芝浦支部總會（六月二十七日——於芝浦會館）▲市從麴町支部總會（六月三十日——於麴町魚留）▲東京市従業員組合一九三三年度大會（六月四日——於芝浦會館）▲中央執行委員會（六月九日——於本部）▲中央常任委員會（六月十四日——於本部）▲第五回常任委員會（七月二十四日——於本部）▲第七回常任委員會（八月七日——於本部）▲中央執行委員會（八月十六日——於本部）▲擴大中央執行委員會（八月二十五日——於中央佛教會館）▲第一回中央執行委員會（八月二十九日——於本部）▲第三回執行委員會（九月十三日——於本部）

本年度大會の經過は左の如くであつた。

東京市從業員組合本年度大會——六月四日、於芝浦會館。議長

小野正造氏、副議長田端茂八、橋本富喜良兩氏。〔スローガン〕

一、首切り賃下労働強化絶対反対。一、除隊者を即時復職させ

る。一、納付金撤廢勤続年限全部通算。一、失業者の生活を政府で

保證しろ。一、ファツシヨ、社會ファツシヨを粉碎しろ。一、全

國都市從業員組合の結成へ。一、市從戰闘的擴大強化萬歳。〔審議

議案〕一、首切、日給引下、労働強化反対の件。二、人夫の増員

要求の件。三、賞與の等級を出勤日數制實施の件。四、除隊者即時

復職の件。五、船夫の演習應召に日給支給の件及船夫に船具支給

の件。柳瀬爭議應援の件。六、冬期中勤務時間短縮要求の件。

七、九十日以内の傭員私傷病に日給全額支給の件。八、不當轉勤

絶対反対の件。九、日給二圓以下の薄給者は二圓に引上げ要求の

件。十、納付金を撤廢し勤続年限全部通算要求の件。十一、一年

を通じて木炭支給要求の件。十二、組合旗、組合マーク變更の件。

十三、財政部、救済部確立強化の件。十四、支部整理の件。十五、

低利貸付金規定制度要求の件。十六、震災手當即時支給の件及び

公傷手當を給料日毎に支給の件。十七、慰安會廢止の代りに公休

二日要求の件。十八、浚渫部獎勵規定の徹底的改正の件。十九、

忌引規定改正要求の件。二十、機關紙發行の件。二十一、政治的

スローガン決定の件。(以上可決)。

東京市從擴大中央執行委員會——八月二十五日、於神田中央佛
教會館。議長橋本富喜良氏。副議長小野正道氏。〔議事〕一、改
訂運動方針審議の件(中央執行委員會決定の草案を萬場異議なく

第二部第二篇 労働組合

可決)。二、宣言起草の件(起草委員に一任)。三、規約改正の件(可
決)。四、役員改選の件。〔役員〕中央執行委員長橋本富喜良、中
央執行委員矢島、山田、泉、朴、石川、小澤、木下、飯島、加藤、
反町、小野、竹鼻、宮川、村田、佐々木、新井、目崎、東、岡戸、
岡田、佐藤、大矢部、植木、常任書記豊島。五、昭和九年度豫算
削減對策の件(可決)。

3 運動方針

運動方針の大綱については前記の如くであるが、八月七日の常任
委員會において發表され大會において可決された新運動方針中の主
要部分は次の如くである(前委員長山野氏起草)

一、指導精神について——從來組合が歩み來つた第三インターナ
シヨナリズム的運動形態を清算し、「コミンタール」影響關係の一
切の運動と絶縁なし、この方針の下に對市經濟闘争第一主義で組
合の運動を進めること。

二、政治方針について——イ、市從業員として又市民として直接
生活に關係ある市政問題に重點を置き闘争する。一般政治問題並
に他團體との關係は第二義的運動となし、その都度討議の上參加
の是非を決定すること。ロ、以上の闘争を有效果するため吾等は
市民として居住地域を中心に市政革新闘争同盟を結成、日常市政
革新闘争を通じて市從業員の市政に對する智的向上を計り、政治
的訓練を進め經濟闘争の一翼たらしめること。ハ、このために
市、區會選舉一般市政問題に關する闘争にも參加、同一意志によ
る諸團體とも提携して闘ふ。ニ、市政問題に關する調査研究機關
の充實を計り、定期、不定期に出版物の發行、講演會、研究會、

討論會、茶話會、實地見學等を開催なし、従業員の市政に對する智的向上を計ること。

三、對市闘争——イ、對市闘争については從來の公式的闘争方針を清算、實質的漸進主義で進むこと。例へば實質的には貫徹の見込なきにも拘らず一應は公式的に闘はねばやまぬといふ如き今日までの對市闘争方針は結果において失敗した點が多く運動に對する權威を失つた。よつて今後は嘆願書提出の場合も列挙主義を改め重要な當面の要求並に大衆の要望に對して實現具體化のために努力する。ロ、闘争有効化のため公式的な共同闘争の態度を改め、市従の闘争力で、先づすべての問題を處理する方針で一切の運動を進めること。

十六 日本労働同盟

1 運動の概況

日本労働同盟は昭和七年十一月二日、當時日本國家社會黨を支持した總同盟および全國労働の脱退轉向派によつて創立されたものであるが、八年七月日本國家社會黨が黨務長赤松克麿氏の日本主義提唱によつて分裂するや、その支持團體たる日本労働同盟も態度決定を迫られ、八月三日の同盟中央委員會は黨支持問題に關して審議を行つたが、その結果は黨を脱退して同盟を守らんとする國家社會主義を主張する大矢省三氏一派と、日本主義の主張を納れて黨を支持し同盟を脱退せんとする今村氏一派とに分れた。後者は「無道義マルクス主義的労働運動を蟬脱」するとなして日本産業車なるものの組織に着手したことは別項記するが如くである。日本労働同盟はこ

の分裂によつて九州、大阪、關東の若干の勢力を失ひ、現在（九年六月大會當時）では三聯合會、三十九組合、二萬三千五百十七人を擁してその組織を固めた。

本同盟の新綱領・主張等は別項の如くである。いま八年度における活動狀況の一斑を九年度全國大會における報告を通じて見る。まづ、

組織活動 についてその報告を見るに、「我が日本労働同盟は、創立後、尙一年半に満たざるも、マルクス社會主義の機會主義的、觀念論者の「反動ファツシヨ」の中傷、罵言の包圍攻撃を敢然排撃し以つて我が國労働運動の正常なる發展に向つて努力し、他面徒らに「非常時局」利用主義に依つて労働者生活の壓迫的合作に参加することを斷乎反對し、或は組織の妨害を意圖するが如き資本家との抗争に對しては一步も苛措することなく、よく労働組合本來の任務を遂行し來つた。結果は次表の如く、効果的な組織成績を見るに至つた。……」

	所屬組合數	組合員數
東京地方聯合會	七	四、三八三
滋賀縣聯合會	八	三、二六〇
大阪聯合會	二	五、七七七
直屬組合（各地）	一三	八、四七七
合 計	三九	二三、五七七

（備考—合計數は報告書による各聯合會の計數と附合としな
い。尙ほ右のうちには昭和九年創立のものは東京聯合會の中に
一組合（關東出版労働——組合員八八九）があるにすぎない。）

爭議活動 を見るに、「爭議は罷業一七件、紛議三三件で、この

ことは我が同盟の方針として無理解なる資本家に對しては徹底的なる抗爭も敢へて辭せないが、然らざるものに對しては徒らに爭議激發の方針を採用せざるを表示するものである。今これを大別的に分類すれば、参加人員が爭議件數に比して比較的多いことは昨年十一月の旭ベンベルグの爭議に依るものであり、工場閉鎖、賃銀値下、臨休、賃銀不拂反對が依然上位を示し、組合壓迫が尙ほ依然として續き、待遇改善、賃銀値上要求等は一々この次に説明せるものゝ中に包含さるゝものである、他に組合公認問題もあるがかゝる運動は我が同盟としては大に行ふべきである。

尙ほ此外に關東合同八件、大阪金屬等約五十件の紛議があるが都合上登録せなかつた。……最後にその

政治活動 を見る必要がある。報告によると、「我が同盟は成立の歴史的過程からして同盟を貫く指導精神を『國家社會主義』と規定し、これが實踐的黨たる『日本國家社會黨』を強力に支持し來つた。然るに「日本國家社會黨」は幾ばくもなくして黨内部に「日本主義」と稱し、亦は「日本精神」を主唱する一派の擡頭を見るに及び、我が同盟は、専心かゝる立黨の精神を冒瀆する勢力を防止し、抑制するために戦つたが、ついに昭和八年七月二十三日黨中央委員會が黨のイデオロギアを「日本主義」と規定するに及び、越えて八月三日、同盟第五回中央委員會は遂に『日本國家社會黨』の「支持取消し」を決議し、こゝに我が同盟は該黨を離脱するに至つた。日本國家社會黨の難脱を決定せる翌日の同盟第六回中央委員會は「國家社會主義」を遵奉する團體又は個人に廣く

呼びかけて全國的な「協議會」の結成を提唱すべきを決議した。よつて我が同盟はこの決議の精神を尊重し直ちに國家社會主義勢力の全國的統一集中を實踐化すべく各方面に向つて精力的な働きかけを行つた。結果、地方的協議會の成立が續々と我が同盟の地盤を中心に成立し、最後に昨年十月十五日東京において、日本労働同盟、新日本國民同盟脱退派、國家社會主義學盟、地方協議會等を中心主體とする日本國家社會主義全國協議會統一的結成を見るに至つた。……これは九年に入つて「勤勞日本黨」に結成されたものである。

2 大會・委員會・その他

▲日本労働同盟九州一般労働組合結成大會（一月十一日——於八幡市食道樂樓上）▲香川産業労働組合創立大會（一月二十九日——於高松市國社黨香川縣聯事務所）▲關東合同労働組合第九回理事會（二月四日——於本部）▲滋賀縣聯大會（二月十一日——於大津市縣立公會堂）▲第二回常任執行委員會（二月十五日）▲關西労働聯合協議會第一回準備會（二月二十日——於大阪市大正區木材労働組合事務所）▲大阪市保健部安心會大會（三月四日——於九條會館）▲國社労働大阪金屬労働大會準備會（三月二十三日——於西區國社會館）▲神奈川自由労働者組合擴大執行委員會（四月五日——於川崎市公會堂）▲神奈川自由労働者組合橫濱支部準備委員會（四月十四日——於國社青年同盟事務所）▲労働會議脱退斷行労働組合協議會（四月十五日——於芝協調會館）▲國際労働會議脱退労働者大會（四月十七日——於芝協調會館）▲大阪聯合會執行委員會（四月十七・十八日——於西區國社會館）▲神奈川縣聯

合會結成大會(四月二十日)——於川崎市公會堂)▲關東合同労働大會(四月二十一日)——於本所區役所公會堂)▲關東合同労働組合第一回執行委員會(四月二十五日)——於本部)▲大阪建築労働組合第三回大會(六月一日)——於天王寺公會堂)▲第三回中央委員會(六月二十三・四日)——於本部)▲大阪金屬産業GM支部オール委員會(六月三十日)——於港區支部事務所)▲全京都交通労働協議會大會準備會(七月七日)——於三條廣道東下ル岩本方)▲中央委員會(七月十日)——於奈良縣生駒町戎旅館)▲第五回中央委員會(八月三日)——於大阪市港區八雲町四丁目熊本與一氏宅)▲第六回中央委員會(八月三日)——於大阪府聯合會事務所)▲大阪聯合會執行委員會(九月十三日)▲全日本一般産業労働組合第四回執行委員會(九月二十八日)——於本部)▲大阪聯合會大會(十月二十二日)——於九條青年會館)

労働同盟關東合同労働大會——國會社會主義運動擡頭に際して全國労働の關東地方における唯一の主體勢力として脱退し、日本國家社會黨結成に努力し日本労働同盟を組織して國家社會主義運動に轉向した關東合同労働組合は、四月二十一日東京本所區役所公會堂において轉向の後最初である第八回大會を開催した。司會者杉野平次氏、議長白鳥廣近氏、副議長野口晋松、綠川勝美、寺岡理三郎三氏(「スローガン」)一、社會民主主義、共產主義の徹底的粉碎。一、亡國資本主義打倒、社會主義日本の建設。一、國際労働會議脱退、アジア労働聯盟の確立。一、全労働者は國家社會主義の旗の下に。一、商業被使用人保護法規の即時制定。一、標準生活賃銀制度の即時確立。〔議事〕一、賃銀値上運動に關す

る件。二、失業反對運動に關する件。三、國際労働會議脱退に關する件。四、齋藤内閣打倒に關する件。五、治安維持法修正に關する件。六、労働者保護法規の徹底、改正、設定要求に關する件。七、運動方針に關する件。八、會計審査委員會報告。九、法規委員會報告。十、役員銓衡委員會報告。〔新役員〕組合長白鳥廣近、主事代理池田恭而。

労働同盟大阪聯合會大會——十月二十二日、於九條青年會館。出席代議員五百名。議長大矢省三氏、副議長小田孝、熊本與市兩氏。〔スローガン〕一、賃上闘争を捲き起せ。一、戰闘的労働者は國家社會主義の旗の下に。一、新黨樹立を促進せよ、等。〔議事〕一、賃銀値上闘争に關する件。二、交通労働特別裁判法制定に關する件。三、市従業員無料パス支給に關する件。四、組合別に依る失業者救済の團體内機關設置の件。五、臨時雇制度撤廢運動に關する件。六、亞細亞労働會議開催に關する件。七、市共済組合改正に關する件。八、反動的労働組合粉碎に關する件。九、組合員獲得増加運動に關する件。十、市従業員組合合同に關する件。十一、眞正國家社會主義新黨結成促進に關する件。十二、齋藤内閣打倒に關する件。十三、労働立法改廢並に制定の件。十四、労働組合戰線統一に關する件。〔新役員〕會長大矢省三、主事熊本與市。

3 綱領・主張・運動方針

日本労働同盟がその創立大會(昭和七年十一月)において決定した綱領・主張は昭和九年の第二回大會においてもそのまゝ可決せられた。

【綱領】

- 一、我等は一君萬民の日本建國の精神に基き労働階級の生活を絶對的に保證する搾取なき新國家の建設を期す。
- 一、我等は労働組合が資本主義打倒の全國的政治闘争に於ける經濟部面を擔當することを認識し、これが完全なる使命の遂行を期す。
- 一、我等は強固なる團結と勇敢なる戦術とを以て資本家階級の彈壓に闘争せんことを期す。

【主張】

- 一、解雇、臨休、賃銀値下げ、労働強化絶對反對。
- 一、失業救済諸施設と労働者管理權參與。
- 一、官僚的雇傭契約並に就業規則の改廢。
- 一、國庫並に資本家負擔に依る労働者住宅合宿所娛樂所の設置。
- 一、兵役義務に對する職業の保證、解雇絶對反對。
- 一、中間搾取制度及二重賃銀制の撤廢。
- 一、臨時雇傭制の撤廢。
- 一、同一労働に對する同一賃銀の支給。
- 一、婦人並に幼年労働者の寄宿制度の改廢。
- 一、標準生活賃金制の設定。
- 一、七時間労働制及び一週四十二時間制の實施、但鑛山労働は坑口交替五時間制及一週三十時間制のこと。
- 一、無産階級運動暴壓諸法令の撤廢。
- イ、治安維持法の改廢
- ロ、治安警察法の改廢
- ハ、労働爭議調停法の改廢
- ニ、暴力行為取締法の撤廢
- ホ、行政執行法の

第二部第二篇 労働組合

- 改廢
- ヘ、警察犯處罰令の改廢
- ト、刑法其他労働運動關係法規の改廢
- チ、盜犯防止令の撤廢
- リ、違警罪即決令の撤廢
- 一、團結權、罷業權、團體交渉權の獲得。

- 一、労働立法の改正並に制定。

- イ、労働組合法の制定
- ロ、現行工場法の改正
- ハ、現行鑛業法の改正並に鑛夫扶助規定の改正
- ニ、現行海員法其他海員法規の改正
- ホ、交通労働者特別裁判法の制定即時實施
- ヘ、屋外労働者災害償法の改正、不拂賃銀法の制定
- ト、商業使用人の保護法規の制定即時實施
- チ、現行民法中の雇傭契約關係法規の改正
- リ、現行健康保險法の改正
- ヌ、失業保險法の制定
- ル、養老保險法の制定
- ヲ、廢疾保險法の制定
- ヲ、婦人並に幼年労働者保護法の制定

- 一、労働者の政黨加入の自由並に選舉權行使の絶對自由の獲得。
- 一、共產主義、俗流日本主義、社會民主々義の排撃。
- 一、國家社會主義労働組合戰線擴大強化。
- 一、アジア労働者聯盟の確立。

4 新設組合

本年中における本同盟の新設組合左の如し。

- ▲滋賀縣聯合會（大津——二月）
- ▲近江製帽從業員組合（同——二月）
- ▲大阪市從保健部安心會（大阪——三月）
- ▲金澤映畫演劇從業員組合（金澤——二月）
- ▲和歌山労働者同盟（和歌山——五月）
- ▲仙臺市登録労働者自治會（仙臺——二月）

▲關東金屬労働組合（東京——六月）

▲文筆労働同志會（東京——十月）

▲泉州一般産業労働組合（堺——十一月）

▲滋賀瓦陶器従業員組合（大津——十月）

▲大津市従業員組合（同——八月）

▲滋賀湖上運輸労働組合（同——不明）

5 役員

〔會長〕 大矢省三。〔主事兼會計〕 白鳥廣近。〔中委央員〕 安藝盛、熊本與市、本多滋二、矢尾喜三郎、永原善次、岡五郎、萩原貞一、吉田巍、富松清、松尾國一、關根喜四郎、野口音松、山本富嘉。〔専門部長〕 爭議部長本多滋二、政治部長安藝盛、教育部長熊本與市、婦人部長矢尾喜三郎、青年部長岡五郎、調查部長關根喜四郎、國際部長大矢省三、出版部長野口音松、組織宣傳部長山本富嘉、法律部長（保留）。〔第六回中委央員會決定〕。

十七 遞友同志會

1 運動の概況

遞友同志會は會長赤松克麿氏の總同盟脫退と同時にいち早く國家社會主義へ轉向したものであるが、本年に入つてその赤松氏が謂ゆる「日本主義」を提唱し階級闘争を否定するところの指導精神を奉ずるに至つた結果、會内に赤松派と國家社會主義を主張する本部派とが對立し、六月に至つてその對立激化して遂に赤松氏は別に日本遞信従業員組合を組織するに至つた。赤松氏一派を分離した遞友同志會は、十月八日の年次大會において世の注視の中に國民同盟の中野

正剛氏を統令として迎へ、その陣容を新たにした。しかしこの大會において國家社會主義派の友誼團體から何らの祝電祝辭もなかつたことは遞同今後の動向に一抹の暗影を投げてゐた。かくて内部問題に悩まされた遞同本年の積極的活動としては擧ぐべき多くのものがない。本年中催された大會・委員會等を列擧すれば左の如くである。

2 大會・委員會

▲遞友同志會第八回執行員會（一月十五日——於本部）▲同京都聖護院支部結成大會（一月二十一日——於岡崎公會堂東館）▲同中央委員會（三月七日——於東京芝協同會館）▲同第六回中央委員會（六月七日——於本部）▲同各支部連絡委員會（六月八日——於本部）▲同名古屋支部總會（六月二十五日——於名古屋白金町尙和館）▲同京都地方支部聯第二回總會（七月二日——於岡崎公會堂東館）▲同第七回中央委員會（八月二十五日——於本部）▲同本年度大會（十月八日——於協同會館）▲第一回中央委員會（十月九日——於東京赤坂乃木坂東方會）

右のうち大會の經過を記述すれば左の如し。

遞友同志會大會——昭和八年十月十八日、於芝協同會館。〔司會者〕櫻井彦郎氏。〔議長〕浦山隆行氏。代議員五五三名。〔議事〕一、臨時者給料引上げに關する件。一、技工傭人に年功加俸支給の件。一、通信事業の民營化絕對反對の件。一、遞信無料病院建設の件。一、暑中見舞郵便特別扱ひの件。一、御用組合公達二十八號撤廢要求の件。一、傭人休暇制改正要求の件。一、特別會計制度下に於ける惡待遇絕對反對の件。一、軍事關係者絕對的優遇の件。一、本部青年部強化の件。一、犠牲者復職要求の件。

一、昇給繰延諸手當減額絕對反對の件。一、部内職員共済組合改正要求の件。尙議事中、新統令中野正剛氏は「今回諸君の推薦に依つて統令に就任することは、私としては英斷であり、諸君にとつては飛躍的發展である。八方に行詰つた日本の國難打開は國民の眞の結合によつて解決し得られるもので、その國民は勞働者、農民階級である。私は勞働者は綜合的國力を増進するために最前線に立つて闘ふものであるとの見地から、今回遞友同志會を通じて勞働運動に加はるのであるが、この大會を通じての私の勞働運動綱領を發表し、その方針を全國的に披歴する」と前提し別項の如き綱領を説明した。

3 綱 領

中野統令を迎へた本年大會において決定した綱領は次の如くである。

【勞働運動綱領】

一、我國の勞働者及び農民は、其の生活的環境よりするも、純血無雜なる民族中の精髓である。而して其の職能上國家存立の最大要素たることは明々白々の事實である。然るに勞働者、農民の團結及び運動は常に國家の官憲によりて猜疑せられ、彈壓せられ、恰も國家に有害なるかの如く待遇せられたのは忍ぶべからざる矛盾である。斯くの如きは實に過去に於ける支配階級の一大謬見に出づるは勿論であるが、勞働者、農民が一般大衆の諒解と支持とを受くべき独自の指導原理を高調せざりし結果である。

二、日本の勞働者、農民運動は、日本國家の國際的環境と民族的傳統とに即して日本独自の進路を取るべきである。然るに我國

の勞働者、農民運動は體驗より會得せる自身の指導原理を育成することをなさずして、大正八、九年前後の外來的衝擊に感電し、その指導權を擧げて、所謂インテリ勞導指導者に一任するに至つた。是に於てか難解にして然も魅力ある卓上理論は一時勞働者農民を煽動し、激揚し狂熱せしめたが其の指導原理と運動方法とが内包する未熟と矛盾とは必然的に無産運動を崩壊せしめ、指導者は大勢の不可なるを認識して轉向又轉向、純眞なる勞働者、農民を遺棄して敗走するに至つた。

三、我が勞働者、農民運動の目標は特定の社會に於て、特定の學者によりて考察せられしイズムと公式とに拘束せらるゝを要しない。勞働者と農民とは須らく其の職能を發揮し、綜合的國力増進の最前線に立ちて奮闘すべきである。綜合的國力とは、國家の武力、經濟力、生産力、勞働者の體力、農民の智能力、大衆の精神力等總てを總括するものである。此の綜合的國力増進の障害たる限度に於て資本主義を打倒すべし、此の綜合的國力崩壊の害毒たる認識に於て共產主義をばく滅すべし。而して勞働者と農民とは此の戦線に於ける勇敢堅忍なる闘士として、世の尊敬と信頼とを獲得し、以て階級的權益を増進して、統制經濟の確立に資すべきである。

四、統制經濟とは何ぞや。そは要するに全國民が各國の社會的機能に應じ、國家の公的指導の下に合理的協働を行ひ、以て綜合的國力を増進し、國民生活の絶對的保障を企劃することに外ならぬ。乃ち國家は其の最高目的の爲めに資本家に對して、強力なる公的統制を加ふると共に勞働者に對しても同一主旨に基きて公的

統制を加へざるを得ない。此の公的統制たるや、一切の偏見を超越して、全國民的福祉の上に立脚せる至高至正のものたるが故に、資本家も労働者も、腐朽せる自由主義的環境の下に馴致せられし行動綱領を脱脚して、絶對に之を遵奉せねばならぬ。

五、統制經濟下に於ける労働者及び勤勞階級は、各々組合を組織して企業家と團體交渉をなし、又其の正當なる階級的利益を擁護せんが爲あくまで奮闘すべきは勿論である。但し組合の使命は生産的協働體として、國家の最高目的と全國民の福祉とに寄與せんとするものなるが故に、勞資互に仇敵視せし舊時代の組合精神を脱脚し國民全部の中に階級の利益を確保するを信條とすべきである。

六、統制經濟下に於ける總ての生産活動は私的營利の爲に營まれず、必ず綜合的國力の増進と、國民的福祉の培養とを目的とするものなるが故に、生産力の破滅と停頓とを來すが如き一切の私的闘争は嚴格に之を禁止する。國家はその最高至正の立場に居りて、總ての勞資間の紛争を調停裁斷し、苟も背反するを許さない。蓋し之は統制經濟制度確立後の勞資關係を指示するものであつて、斯くの如き社會を建設する過程に於て、労働者の團結と、國民運動の後援とを要するは、自ら別個の問題である。

七、現今世界の經濟的及政治的分裂情勢は、經濟機構と國民主義との本質に根ざせるものなるが故に、牧師的自由主義的說教を以てしては、到底之を緩和すること不可能である。ブロック經濟政策の風潮は机上の理論としては、之を批判し排撃するを得べきも、現實の政策としては、此の必然を認識して之に對應すべき國

家の地歩を獲得するより外に途はない、乃ち我國の實際政策としては、日滿經濟ブロックを基礎として、アジア經濟ブロックに擴大し、國防と生活との可及的自足自給を圖ると共に一般民衆の購買力を培養して、天下一人の飢うる者なきを期せねばならぬ。

八、日滿經濟ブロック及び亞細亞經濟ブロックの概念は、決して退嬰的孤立化と混同すべからず。積極的市場開拓の爲めに、外交的、經濟的手段を盡すべきは勿論であるが、現下の海外市場は單にさく取労働の成果たる低物價製品を以て、無限に開拓し得べき情勢に非ざることを確認し、超大諸帝國のブロック對立に善處すべき日本独自の統制政策を要すること萬々である。

九、日本も亦列國對立の情勢に對應して、適正なる自衛手段を講ずる以上、漸く尖鋭化せる對立が遂に國際的危機を激成することを覺悟し此の外患に備ふべく內的準備の完成を急がねばならぬ。行きつまれる國民生活を顧みず、瀾爛せる社會情勢を放擲し、社會的不安を内藏して外來の國難に當るが如きは國家の不幸測り知る可からざるものがある。現に軍國の上下に鬱勃たる國家改造の主張は、外國に處すべき國家の内藏治療を要求するものに外ならない。

十、腐朽せる自由主義と、癱痺せる資本主義と、墮落せる既成政黨とは沈滯日本の更正を如何ともすることは出来ぬ。現に眼前に見るが如き建設計畫を伴はざる財政インフレ政策は、漫然たる無計畫政治の常であつて、潜在せる病根を後日に擴大し、社會大崩壞の原因を醸成するに過ぎない。乃ち文武官民其の認識を一にして、速かに劃期的大革新を斷行せねばならぬ。然れども陶醉せる

社會情勢は國民的一大壓力によりて迫らるゝに非ざれば到底革新の端緒を啓くを肯んずるものでない。是に於てか特に農民、中小企業者、俸給生活者及び労働大衆の自覺と集團的結成を促し、此の各部的結成を交錯集中して全國民運動の主體となし時代轉換の推進力となさねばならぬ。

4 役員

〔統令〕 中野正剛。〔執行委員長〕 浦山隆行。〔書記長〕 戸島豊治。〔會計〕 北村仁平。〔法律顧問〕 杉浦武雄。〔執行委員〕 櫻井彦郎、安川省三、高橋昇治、野原勇、三上誠一、小西尙吉、水口徳次郎、福壽清治、鶴町正、松木喜一郎。(以上本年度大會決定)

十八 日本産業労働俱樂部系組合

日本産業労働俱樂部系の諸組合については別節(第二節「労働組合の共通運動」)において「日本産業労働俱樂部の成立」に一括して記述したから、こゝに繰返へさない。(同節参照)

十九 日本逓信従業員組合

1 運動の概況

別項「逓友同志會」に述べてある如く、階級闘争否定・民族主義的・全體主義的・労働運動を指導精神とし謂ゆる日本主義を標榜する赤松克麿氏が、逓友同志會を離脱すると同時に、同氏一派をもつて六月十一日新たに結成したのが日本逓信従業員組合である。本年度における大會・執行委員會は次の如くである。

▲日本逓信従業員組合創立準備協議會(六月四日——於逓友同志

會品川支部)▲日本逓信従業員組合結成大會(六月十一日——於芝浦會館)▲日本逓信従業員組合第一回執行委員會(六月十二日——於組合本部)▲同第二回執行委員會(六月二十三日——於組合本部)▲同第三回執行委員會(七月二日——於組合本部)右のうち結成大會の經過について記すれば左の如し。

日本逓信従業員組合創立大會——昭和八年六月十一日、於芝浦會館。〔司會者〕 玉井興助氏。〔議長〕 森本耕氏。〔大會スローガン〕 一、日本精神に基く労働組合樹立萬歳。一、通信事業の公益性を守れ。一、従業員の生活絶対保證。一、非國家的官僚思想の清算。一、逓信部内全體主義確立。一、日本逓信従業員組合結成萬歳。〔宣言〕、〔綱領〕(別項記載、可決)〔議事〕 一、組合名稱決定の件。一、規約審議。一、會長推戴。〔役員〕 會長赤松克麿、主事石塚幸之助、會計高知俱喜。

2 綱領・運動方針

運動方針はその大會宣言に窺はれるが故にこれを掲載する。尙ほ本組合は日常行動規範と稱するものを決定し組合員の遵奉すべき生活態度を教導してをり、それは從來の労働組合には殆んど見當らぬ修身的個條書である。

【綱領】

「我等は日本精神に基き通信事業の發達に貢獻すべき國家的責任を自覺すると共に従業員の生活安定的と社會的地位の向上を期す。」

【創立大會宣言】

我等は茲に日本國家の通信従業員として最も正しき労働運動の

第一步を踏み出す喜びを感じる。現下の非常時日本に於て國民の思潮は混沌として歸する所を知らず、労働運動に於ても甚だしき混亂を呈し、眞に日本國家のための日本的労働運動の正道は未だ確立されて居ない。我等が今日同志相結んで眞に日本國家に貢献せんとする理想の下に、同志相互の生活と教養とを高めんとする協同組織を創成するに至つたことは、ひとり遞信部内に於て重要な意義を持つのみならず、廣く日本全體の労働運動に對して深大なる歴史的價值を持つものである事を確信する。

從來の労働運動がマルクス主義を奉じ、または表面にマルクス主義よりの轉向を稱しながら事實に於てマルクス主義を脱却せざるもの多きことは明白な事實である。既に我等がマルクス主義否定の立場に立ち一君萬民の國民精神に立脚を宣明する以上、我等の一切の運動精神が日本精神に於てその最高原理を求むべきは當然でなければならぬ。しかして日本精神は階級的利益を本位とする部分主義にあらずして全體を生かし、全體の利益と幸福とを發展せしめる原動力である。我等は日本精神を體得することによりて、日本民族を統一的生命體として全體的に認識しこの認識に基いて一切の運動方針を規定しなければならぬ。

通信事業は國家生活の重要な一生事業である。我等通信従業員は通信事業の圓滿なる發達に貢献することによりて國家の發展に貢献する國家的責任を有する。この國家産業人としての重大なる責務を感じることなくして、たゞプロレタリア階級の生活利益のみを主張することは、全體主義の破壊であり日本精神の冒瀆である。

通信従業員の生活安定と社會的地位の向上とは、我等の貫徹を期しなければならぬ目標であることは勿論である。しかし我等は階級的立場に立ち、階級的利益のために、階級闘争によりてこれを貫徹せんとすることに反對する。我等は従業員の生活安定と社會的地位の向上とは、通信事業全體の健全なる發達のために、且つまた日本國家の健全なる發達のために、絶對的必要なる要素であり、條件であると確信するものである。我等の主張と行動とは全體主義の認識に立つてこそ始めて正義化されるのである。我等の運動が一部プロレタリア階級のためのみの運動にあらずして、全體のために、全體を生かすものなるが故に、我等は天地に恥ざる正々堂々の運動を展開し得るのである。

通信事業内部に於ける固陋なる官僚主義や専制主義に我等は反對する。これ通信事業全體の發達のために、また従業員全體の幸福のために、官僚専制の惡傾向は清算を必要とするからである。日本精神は官僚専制主義と相容れない。日本精神は道義と情愛に基く全體的協力一致を要求する。かくの如き協力一致は監督者と従業員とが共に日本精神に立ち歸ることによりて達成されるものなるが故に、我等は自ら日本精神の體得に精進すると共に監督者も亦日本精神に立ち歸るべきことを要望するものである。

我等の運動が通信事業全體のため且つ通信従業員全體のための運動である以上、我等は遞信部内に於ける有らゆる非全體的要素、非日本的要素を排除するために健闘しなければならぬ。しかし我等は監督者なるが故にこれと階級的に對立抗争しなければならぬ本質的理由なしと斷定する。監督者の態度が非全體的なる場

合、始めて問題は發生するのであつて、本質的には兩者共に全體主義に於て一致協力するやうに導くことが理想的方針でなければならぬ。逓信部内に於て頭から階級的對立を豫定し一切の逓信官吏を敵視し、階級闘争の激成によりて従業員階級の解放を圖らんとするが如きは通信事業の蹂躪であることを斷言する。

昭和八年六月十一日

3 役員

〔會長〕 赤松克麿。〔主事〕 石塚幸次郎。〔會計〕 高地具喜。〔執行委員〕 森本耕外十六名。〔會計審査委員〕 田口薰二外四名。（大會決定）。

二十 アナ系労働組合

アナキズム系の組合運動は自由聯合主義戰線として活動をつづけてゐるが、昭和三年三月東京に開かれた「全國労働組合自由聯合會」第二回大會で陣營の分裂を見、脱退派は「日本労働組合自由聯合協議會」を結成し兩派對立して運動は沈滞時代に入つた。しかし昨秋以來陣營の立直はしが叫ばれ兩者合同の氣運が醸成されて本年に入り、合同氣運は兩者の間に益々濃厚となつたが、本年中にはまだ完全には具體化しなかつた。以下、兩派の本年中の狀況を別々に記述する。

1 全國労働組合自由聯合

「自聯」と呼ばれる本組合は本年四月二日東京において第三回大會を舉行したが開會後三十分にして解散を命ぜられた。しかし、大會

に上すべき運動方針のもとに、その後産別整理の具體化に向ひ、他方において、クロボトキン記念闘争（二月八日）、反建國祭闘争（二月十一日）等を行ひ、争議としては杉田屋印刷争議等を指導した。しかし、その活動を「自協」に比すれば尙は不振の狀態を脱し得ないと見られてゐる。

いま第三回大會の經過によつてその主張の一端を窺へば次の如くである。

全國自聯第三回大會——四月二日、東京牛込區矢來下城西佛教會館において開催。出席代議員約百五十名。これに對し、約五十名の警官隊の嚴戒裡に秋山利一氏司會のもとに開會したが、僅か三十分にして解散命令を受けた。しかし日本自協の高橋光吉氏の自由聯合主義戰線統一を強調した挨拶は合同氣運の促進に對して意義あらしめたものと見られる。試みに大會スローガン四項をかゝぐれば下の如し。（大會スローガン）一、我等は自主的團結による日常一切の闘争を通じて労働者農民の解放運動に邁進す。二、我等は自由聯合社會……して労働者農民の全き解放を期し得ざることを確信す。三、××××××××××のために闘へ！ 四、労働者運動のファシショ化と闘へ！

2 日本労働組合自由聯合協議會

a 運動の概況

日本自協の活動は對社會的にも可成りに注視せられた。その表面にあらはれた活動を見るに、争議闘争としては日本染絨争議、東京瓦斯社外工争議、淺草純眞食堂争議等があげられる。關東出版、關東金屬、關東一般等の組合に據つて研究會、委員會、大會等も相

當活激に行はれた。殊に本年三月五日の關東地協第二回大會においては自由聯合主義沈滞の由因を自己批判し、その再建強化に資するところが大であつた。昭和八年中の活動として自協自ら發表するところに據つてその大要を見るに左の如くである。

組織運動「今年における日本自協の組織運動は基本的政策を左記の三點に置かれた。

一、大企業、大經營の組織的アジプロとその征服。二、産業別的労働組合の強固なる確立。三、全國的自聯戦線整備のために全國自聯との積極的共同闘争。四、改良主義労働組合との提携による大衆的反对派の結成。

だが右記の方針中、(一)は全く絶望で殆ど中小工場の組織に止まり大企業にはフラクションの程度でその効果を挙げ得なかつた。(二)はむしろそれと反比例して決定的な失敗を見、京濱合成、中國一般の解體をみるに至つた。(三)は本年三月關東地協大會において統一の要望視ふに至り、未だ實現せざるも成功の領域を辿りつゝある。(四)は眼ざましき成績を與へてないが牛の如き健實な歩を進めてゐる、だが總括的に於いて失敗であつたとも云ひ得る。わけてストライキ闘争において中小企業二十件内外に止まり、基本的方針は何等具體化されなかつた。」

消費組合運動「消費組合運動に對する自協の方針は精力的に打ち立てられてゐなかつた。既存の大島共働社第二北部消費組合、武藏野消費組合等に對しては精力的に働きかけられず、昨年からみれば決定的な退嬰状態にある。神奈川消費組合の如きは解體の悲運に接した程である。」

青年運動「青年運動は自協そのものとして全然なされてゐなかつた、かつて東京城東區における各労働組合の横斷的青年部の結成に對して關東一般は同地區にありながら全然參加しない有様である。僅かに關東出版のみが甦生の一步を進めたにすぎない。」

戦線整備問題「自聯と自協の合同問題は三月以降より論議の焦點となつて來たが未だその成果をあげない。だが兩派は骨肉の如き緊密な結合をもつて共同闘争を進め、特にアナーキズムとサンデガリズムの理論的研鑽を中心として今日なほ活潑に進められてゐることは……全國的整備の上に悦ぶべき現象だ。」と報告してゐる。

反ファシズム「ドイツにおけるナチス政權の確立と日本帝國主義の懷柔に飛び出したファシストを撲滅すべく反ナチスファシズムヨ粉碎同盟を全都下の労働團體、文化團體と結び日本自協はその先頭に立ちて果敢に闘つた。更に自聯、東興、解放文化と共にファシズム粉碎自聯團體協議會を組織して果敢な闘争をつづけた。尙香川縣高松裁判所における全國水平社同人に對する差別××糾弾闘争も闘ひ、労働大衆の中に××的影響を強めた。」

b 大會

日本自協全國代表者會議——日本自協の大會は「全國代表者會議」の名によつて六月十七日から二十日まで大阪にて行はれた。第一日——情勢報告。第二日——關東地方協議會報告、關西地方協議會報告。第三日——日本自協一般運動方針審議、行動綱領の審議、提出議案審議あり。〔議案審議〕一、労働者新聞大衆化の件(可決)。二、プロレタリア闘争デーに關する件(可決)。三、全

國自聯との合同に關する件（討議の結果議案説明書に示せる如き次の方法で可決。即ち（一）兩地方協議會はスト闘争、カンパ闘争を強力に共力するため恒常的協議會を持つこと。しかして兩地方協議會の加盟の各組合は地域的に組織活動に協力すること。（二）組合運動の理論誌の發行を兩團體有志によつて出版すること。（三）以上の協同闘争、理論誌發行等實質的共力の中に「アナーキストは労働運動を如何に闘ふか」を中心論題とした研究會を持ち、この解決の觀點から「サンデガリズムの再吟味」をなす等によつて合同を強固なものに盛り上げること。四、農民、労働、消費、文化の綜合的活動に關する件（可決）。五、全國的組織活動に關する件（可決）。

c 運動方針

日本自協本年度大會（全國代表者會議）の宣言によつてその運動方針の一端を窺ふこととする。

【大會宣言】

全日本の戰闘的労働者農民諸君！

吾日本自協は一九三三年六月、過去の輝やかしき實踐闘争の成果と、幾多の實踐の教訓より攝取したる新方針を七日間に亘る討議の結果確立し、以て支配階級の彈壓の嵐を衝いて斷乎たる信念と決意の下に、果敢に進進せんことを宣言する。

齋藤内閣に依つて編成されたる二十三億と言ふ尠大なる豫算は、賃下げ、餓首、土地の取上げ、失業者群増大の狀勢に加ふるに、社會民主主義者、強權的共產主義者、等のファシストへの轉向、資本家へのスト賣り渡、又最も戰闘的なりと稱されし共產

黨が無産大衆から遊離して、一部インテリ中産階級の代辯者に墜しつゝある。是等の諸事實は、今日の敗北的誘因として見逃すことはできない。だがいまや、戰闘的労働者農民は、かゝるファシシヨの波を蹴つて、自主的闘争を敢行しつゝある。このことは自主的労働組合の増加を示す傾向にもハッキリ現はれてゐる。

然しながら、如何に自主的闘争が果敢に闘はれやうとも四分五裂の狀態では、資本家階級の組織的攻勢に對して勝利を得ることは不可能である。この闘争は同一産業同一地域に於ける結合、全國的産業へ、或は部落と部落、村と村、郡と郡、縣と縣、更に都市と農村との提携共同にまで高められねばならない。かゝる自主的闘争の方向こそ、眞の自由聯合主義的闘争である。吾等が解放唯一の戰術である。支配階級と社會ファシシヨ共と戰つて、眞に正しく階級的任務を遂行するものは自由聯合主義以外の何者でもないことを、吾等は光輝ある過去の實踐に徴して斷言する。

斯くの如き階級戰線分裂の中に全自由聯合戰線を二つの分派の儘に押し進めることは、當初に於て如何なる理由があるにもせよ誤りである。最早今日に於ては理論的一致と實踐を通じて全自由聯合戰線の合同に依る整備と共に運動の全面的綜合的闘争の展開を精力的に遂行することこそ目下の急務でなければならぬ。

我等は斯かる立場より新なる闘争方針を第二回全代會議に於て確立したのである。

吾等は樹立したる方針を誠意と熱意とを以て是れが實踐化を期すると共に、全労働者大衆の不平不満を正しく採り上げ、以て全労働者、農民並びに一般無産大衆の全き解放、自由社會建設のた

めに全精力を以て闘争することを茲に誓ふものである。

一九三三年六月

日本勞働組合自由聯合協議會第二回全國代表者會議

第二章 農民の運動

我國農村の窮乏は年と共に深刻化しつゝある。昭和七年農村經濟の破局は遂に農民を驅つて農村救済の一大請願運動を起さしめるに至つた。此種運動を指導すべき主要農民組合は何れも一齊に起つて夫々支持政黨と協力して農民救済、農村窮乏打開のため種々の政策を掲げて對議會、對政府運動を開始した。而して之等の運動は同年勃發せる五・一五事件と相俟つて農村問題を一個の重要な政治問題たらしめ、遂に救農議會を開かしむるに至つた。その結果政府の恒久、應急の匡救對策が講ぜられるに至つたが、かくして一應の解決が與へられるや、此種の農民の運動は影をひそめ、農民組合は鳴を鎮めて靜止沈滞の狀態に陥つた。それ等の政府の救匡對策にも拘らず農村の窮乏は打開されず、農村救済の問題は本年に持越となつてゐるにも拘らず、農民組合は本年に入つても依然靜止の狀態を續け、農民組合運動行詰の聲をすら聞く有様である。之を我國主要農民組合についてみれば、我國最大の農民組合たる全國農民組合も、一道二府三十五縣に亘る組織と五萬四千の組合員を擁してゐるが、農民組合運動不振の一般的情態を脱し得なかつた。たゞ同組合は本年三月に開かれた第六回全國大會に於て産業部確立の問題を議し、産業方面の新しき領野に於ける活動の分野を開拓して從來の定型的な農民運動の行詰を打開せんとせる事によつて注目されてゐる。

全國農民組合の左翼全國會議は、その非合法的指導方針の故に昨年より連續的彈壓を受け、數多の闘士を奪はれると共にその組織を破壊され、事實上活動不態の狀態に陥つた。この窮狀を打開するため本年下半期全命派内に合法主義への方向轉換が叫ばれるに至り、本年十一月末には千葉縣下に於いて此問題を越する「全農全國會議全國代表者會議」が開催される迄に具體化した。未だ本年中には其實現を見るに至らなかつた。次に我國唯一の國家主義農民組合たる日本農民組合であるが、同組合は本年四月皇道會が結成されるや、六月聲明を發して國家社會黨支持を取消し皇道會に合流して皇道會の旗の下に運動に邁進する事となつた。而して日本農民總同盟も支持政黨を同じうする全國農民組合との合同も未だ本年は具體化されず、本年はたゞその組織の整備を計るに止つて何等特記すべき活動をなして居らない。

第一節 全國的農民組合の運動

一 全國農民組合の運動

1 運動概況

我國農民組合運動が總じて停滯不振の狀態にあつたと言はれてゐる昭和八年度に於いて、全國農民組合も亦かゝる一般的情態の圈外に在るわけには行かなかつた。然し乍ら殆ど全國に亘つて四〇の聯合會、千二百八十餘の支部と組合員四萬五千餘人を擁する同組合は、本年も各地の小作爭議の指導應援を初め町村會選舉闘争、米穀統制法及農産物検査制度等に對する闘争、農村に於ける協同組合運動の促進等々多くの實際的活動を行つてゐる。

町村會選舉鬭爭 本年上半期全國に亘つて行はれた村町會議員選舉に際し全農本部は二月十一日各地に指令して選舉鬭爭を闘つた。その結果全農關係議員約三〇〇名を獲得し好成績をおさめた。村會の過半數を占める事が出來たのは長野、山梨、秋田の各縣に各一村新潟縣下に三、四ヶ村であつた。選舉政策とスローガンは次の如くであつた。

町村會議員選舉の政策とスローガン

政策

A 原則的政策

- 一、選舉權被選舉權を十八歳以上の男女に與へよ
- 二、市町村長は一般投票で決めよ
- 三、内務大臣の市町村會解散權をやめよ
- 四、市町村の監督權を大臣から離して議會へ
- 五、重要議案は一般投票で決めよ
- 六、町村會の議長は議員から出せ
- 七、地租、營業收益稅、家屋稅を市町村に移讓せよ
- 八、特別戸數割を廢めよ
- 九、特別地稅、營業稅並にその附加稅を廢めよ
- 一〇、府縣稅雜種稅中の勤勞大衆負擔の惡稅を廢めよ（例、船、車、牛、馬等々）

一一、義務教育費は全部國家から出せ

B 現實的政策

- 一、特別戸數割を働きどから軽くして金持地主から多く出させよ

二、府縣稅雜種稅中のわれ等の負擔となる惡稅の附加稅をやめよ或は輕減せよ

三、家屋稅、附加稅をわれ等働きどから取らずに金持、地主からウンと出させよ

四、地租、附加稅の累進賦課、特別地稅附加稅の廢止或は輕減
五、土地增價稅、間（空）地稅、庭園稅、不在地主稅、高層（宏壯）邸宅稅、別莊稅、百貨店稅、ダンス場稅、俱樂部稅、蓄妾稅、財産增價稅、電柱稅、金庫稅、雇人稅等々の資本家地主からの新しい稅を設定せよ

六、土木事業を村民多數の勤勞者本位に、少數支配階級のための土木政策反對

七、無料の診療所、産院、託兒所、浴場等を公設せよ

八、小學校の授業料をやめて晝飯學用品を支給せよ

九、農會、青訓等の反動組織への村費補助反對、土地を農民へ！のわれ等の鬭爭を邪魔する町村會、農會産業組合、在郷軍人會、青訓、青年團等の一切の反動政策絶對反對！

スローガン

インフレ政策で農民や働きどは一層ひどい不景氣だ！

戸數割、家屋稅、自轉車稅、車稅、特別地稅の附加稅を出來るだけ輕くせよ！

不在地主稅等の新稅をとれ！

税金は金持、地主から多く出させろ！

滞納税金の取立は金持地主から土木事業を農民や働きど本位にやれ（日常を高くしろ、賃銀目拂ひ、不正反對等）

拂下米代融資の支拂をまて！

市町村長を一般投票できめよ

地主金持の肩もつ町村長吏員をやめさせろ

戦闘的代表を町村會に送れ

町村會を貧農、勤勞、大衆の手へ！

米穀統制法に對する闘争 全農本部は本年十一月より實施される事となつた米穀統制法並に作付制限試案等を基礎とする政府の米價政策に對し、社會大衆黨と共にその不備缺陷を指摘して反對の氣勢を示した。即本年十月七、八日大阪に於いて開催された擴大中央委員會に於ては米穀統制法及作付制限試案に對する決議をなしてその態度を明にした。右の決議に表はれた全農の米價政策に對する要求は次の如くである。

米價政策に對する一般的要求

- 一、飢餓賃銀と高い小作料とな並列した生産費基準の米穀公定價格反對、正當なる米作賃銀を公定せよ
- 二、地主資本家の利益を主とする米穀買入賣渡反對
働く農民の共販組織及無產者消費團體に賣買上の優占權を與へよ
- 三、政府の縣外移出數量月別平均の出廻期後には飯米として安く貸付け又は拂下げよ
- 四、……米穀貯藏獎勵金交附反對
働く農民の農事共同施設及資金の補助に廻せ
- 五、……米穀検査制反對及小作米××検査××

働く農民の検査制による損失を政府が補償せよ、検査制度を農民本位化せよ

六、小作地取上げ、農民失業の作付制限法案絶対反對

中心要求

- 一、地主資本家本位の米價政策で二億の損失(中略)その資金を出廻期における働く農民の生産した米の買上げと出廻期後の飯米のない貧農に安く與へるために、且つ歸農失業者と都市失業者に無償で喰はせるために使へ
- 二、産業資本の獨占價格を制限し大資本の利潤に高率課税せよ
- 三、農業の合理的耕作を妨げ、且つ經營を破滅させてゐる主因であるところの地主的土地獨占者の收得額に、最高率の課税をなし、又小作料收得を目的とする地主的土地賣買譲り渡し相續に禁止課税をせよ。
- 四、高い小作料を負けさせ、働く農民の土地取上げを禁止せよ

2 大會その他の會合

第六回全國大會——三月二十九、三十日、大阪市天王寺公會堂。

出席者——農村の極度の窮乏化のための地方聯合會財政難、町村會選舉の影響、全國會議派との關係等々の理由から例年大會に比し出席者は極めて少數であつた。出席代議員八三名、本部員二二名。傍聴者約五〇名乃至三〇名。

司會者黒田壽男、議長杉山元治郎、副議長石田宥全、松本積善、宮田國平。

大會は左の順序によつて進められた。

イ、各地情勢報告

ロ、本部情勢報告

ハ、青年部報告

ニ、議事——提出議案二十八件中二十一件は審議可決、殘餘の七件は時間の都合上審議未了、新中央委員會の決定に一任した。

議案は次の如くであつた。

- 一、一九三三年度の全國農民組合活動方針大綱。(可)
- 二、小作料減免並に小作制度改廢闘争の件。(可)
- 三、立禁、土地取上反對等の土地闘争に關する件。(可)
- 四、土地闘争に關する件。(可)
- 五、立毛、動産、生繭等の差押反對闘争の件。(未)
- 六、税金闘争に關する件。(未)
- 七、肥料闘争に關する件。(可)
- 八、肥料、生活必需品等の獨占價格に對する決議。(可)
- 九、肥料國營に關する件。(撤回)
- 十、小作法案、小作調停法反對闘争の件。(可)
- 十一、小作調停反對闘争の件
- 十二、自作農創設低利資金支拂延期闘争の件。(未)
- 十三、産業部確立活動に關する件。
- 十四、産業部確立に關する件。
- 十五、拂下米獲得闘争に關する件。(未)
- 十六、養蠶農民の生活擁護闘争に關する件。(未)
- 十七、財務部確立に關する件。(可)
- 十八、市町村會議員選舉闘争に關する件。(可)
- 十九、救農土木事業に對する闘争の件。(可)

第二部第二篇 勞働組合

二十、農民大會、農民代表者會議に關する件。(未)

二十一、未組織獲得と衰退地方再建に關する件。(未)

二十二、農民會館建設に關する件。(可)

二十三、農民會館建設に關する件。(可)

二十四、ファッショ、社會ファッショに對する闘争の件。(可)

二十五、(削除)。

二十六、(削除)。

二十七、規約改正に關する件。

二十八、一九三三年豫算に關する件。

二十九、次期大會日時場所決定に關する件。

三十、役員改正に關する件。

備考 (可)は可決。(未)は時間の都合上審議未了の儘新任中央委員會に一任となりたるものなり。

第一回中央委員會——三月三十一日、總本部。議長杉山元治郎氏。

議事——常任書記任命の件、大會委任議案に關する件、常任委員選任の件、大會事務整理の件、銓衡委員報告、財政充實に關する件、沖山中央委員辭任及び補任として山崎劔二君推薦の件。

全國爭議部會議——七月二十三日、於關東出張所。

出席者——十三縣聯代表二八名。

議事——聯合會代表による最近の活動狀勢並に特徴的爭議の報告とその討議。當面に於ける活動方針大綱の討議。秋季闘争の準備としての夏期活動プランに就て。

同會議に於いて昭和八年度上半期における爭議活動報告書を作

製すると同時に秋季闘争準備並に夏期活動計畫をたてた。

擴大中央委員會——十月七・八日、大阪總本部。

議事——内外諸情勢に基く全農當面の活動方針、村落活動に就いて、新進幹部の養成に就いて、米穀統制法及作付制限試案に對する決議、差別糾弾闘争支持の件、組合費カンパに就いて、總本部人事に就いて、全國支部爭議の調査と研究に就いて、實行隊編成に就いて、生産者活動に基く青年部確立の新方針、第七回全國大會に就いて、全國結合及統一強化に關する決議、「土地と自由」發行確立について。

近畿地方協議會——一月二十二日、全農總本部。

議事——町村會選舉の件、全國大會の件、愛媛縣を中四協議會に勧誘の件其他四項目。

和歌山縣聯合會大會——二月十日、市公會堂。

議事——運動方針決定の件、市町村會選舉闘争の件、犠牲者救援運動の件。第六回全國大會の件、規約改正の件、耕作權確立闘争の件、借金、税金延期闘争の件、日露不可侵條約促進の件（これは當局より撤回する）、消費組合運動の件、ファツシヨ粉碎の件、昭和八年度豫算決定の件、宣言發表の件。

栃木縣聯合會大會——二月十日、宇都宮市公會堂。

議事——緊急動議、一般闘争の方針、協同組合運動促進の件、救農土木事業の件、緊急動議、阿久津事件犠牲者救援の件、勞農共同闘争の件、宣言發表の件、縣事務所設置の件、規約改正の件、地方議會對策の件、役員銓衡發表、緊急動議。

秋田縣聯合會大會——二月十二日、大久保町大久保座。

議事——闘争方針書決定の件、規約改正の件、土地闘争の件、飯米闘争の件。凶作地闘争に關して應援依頼の件、土地取上げ反對應援の件、ファツシヨ粉碎の件、町村會闘争の件、役員改選の件、全農第六回全國大會に關する件、暴壓反對に關する件、××反對の件、役員發表、肥料會社獨占營利反對の件。

宮城縣聯合會大會——二月十三日、古川町古川座。

議事——借金据置闘争の件、土地取上反對闘争の件、官製青年團粉碎の件、其他。

岡山縣聯合會大會——二月二十一日、岡山市公會堂。

議事——運動方針大綱、豫算編成の件、小作料減免闘争に關する件、財政確立の件、豫算決算委員、豫算決算委員會報告、役員選舉に關する件、穀物検査規則撤廢に關する件、肥料問題闘争に關する件、當面の政治闘争に關する件、土地取上反對闘争に關する件、次期大會期日場所決定の件、役員選舉報告。

香森縣縣聯合會大會——二月二十五日、北津輕郡金木町金木劇場。

開會の辭を初め悉く中止を命ぜられたため、聴集は彈壓の不當を鳴らして沸騰し、會場混亂に陥り解散を命ぜられた。同日のスローガンは、

一、ファツシヨ反對、一、貧農に生産資金を與へよ、一、惡諸法令撤廢、一、土地取上げ、立入禁止反對、一、小作料を減ぜよ。

群馬縣聯合會第四回大會——三月四日、前橋市柳町臨江閣。

議事——肥料國營に關する件、耕作權確立並に借金闘争に關する件其他二、三件。

大阪府聯合會大會——三月五日、北河内郡津田村尊光寺。

議事——一九三三年度における運動方針大綱、小作調停反對の件、農村窮乏打破に関する件、町村會選舉の件、未組織農民獲得の件、負債整理に関する件、自作農創定資金返還延期に関する件、八年度豫算案に関する件、耕作權獲得の件、全國大會に関する件、農民會館建設の件、役員發表。

茨城縣聯合會第三回大會——三月十八日、茨城縣大生村山崎淳方。

議事——町村會選舉鬭爭の件、その他。

靜岡縣聯合會第四回大會——四月八日、靜岡縣田方郡三島町堀ノ内座。

議事——

岐阜縣聯合會第三回年次大會——四月十一日、岐阜市公會堂。

議事——鬭爭方針大綱の件、小作料減免鬭爭の件、上高屋に於ける大地主の土地取上に對する反對鬭爭の件、青少年、婦人部確立の件、借金、税金に對する鬭爭の件、町村會選舉鬭爭の件、電燈料金値下の件、中部地方委員會強化の件、反ファシスト鬭爭の件、農村クラブ設立の件、農民委員會部落世話役活動の件、土地取上反對の件、宣言發表、役員決定の件。

福島縣聯結成大會——四月十五日、飯野町共樂座。

議事——運動方針決定の件、村會對策並に匡救事業に関する件、土地鬭爭に関する件、借金鬭爭に関する件、青少年部、婦人部設置に関する件、産業確立に関する件、財政確立の件。

新潟縣聯合會大會——八月十八日、三條町三條座。

議事——秋期鬭爭に関する件、生産米検査反對運動に関する件、運動方針決定の件、小作調停鬭爭に関する件、土地鬭爭に関する件、萩川爭議應援に関する件、協同組合運動助成に関する件、規約改正に関する件、十週年記念に関する件、新役員並に爭議特別活動資金管理委員選任の件、爭議特別活動資金積立に関する件、自家用酒煙草獲得に関する件、反動暴力團撲滅に関する件、暴壓反對鬭爭に関する件。

3 規約・運動方針

【規約】は前年度版本年鑑に掲げた、つきて見られ度し。

【運動方針】第六回大會に於て可決決定された昭和八年度の活動方針大綱は次の通りである。

一般鬭爭方針（拔萃）

一、一般的鬭爭

1、小作料減免鬭爭

——（略）。農業恐慌は更に農業恐慌を再生産して、農作物の不作と價格安と天候不順による不作が殆ど數年に亘つて續いてゐる。——（略）。特に、最近のインフレ政策で農民はべら棒な肥料

高、諸物價高と農産物の割安で極度に痛めつけられてゐる。従つて田畑の小作料から山林のネングの減免を要求し戦はざるを得ない。而もその要求の根據が漫然たる減免から不合理なる小作制度の廢止を目的とする——略——

要求額は不況の關係、組合と相手の力關係、その地方の情勢によつて機械的に一定されるものではない。原則は力關係で決定することである。

口米廢止、獎勵米増額、運搬賃を出せ、滞納小作料を借金に書換へること反對、滞納小作料に利子をつけること反對、滞納小作料を口賃とする差押 土地取上反對、滞納小作料を××せよ、作場路を地主負擔で立派に改修せよ、用排水の設備を充分にせよ、そのための賦役反對、又小作の自由、横暴なる仲介人反對、地主本位の小作證書書換反對、等にいやしくも封建的な小作人イヂメの小作制度には一切反對して戦はねばならぬ。——(略)

2 土地に對する闘争

小作爭議の半数は土地闘争である。今日の農民運動の中心的主要題目は實にこの土地を守り、土地を農民へ!! の闘争である。

恐慌による中小地主の没落、農民運動に脅かされる大地主の意識化によつて土地の移動があり、土地の取上が續出し増加しつつある。働く農民にとつて土地問題程緊急な大きい問題はない。われ等の農民運動はこの土地問題を完全に戦抜くことなしには存在の階級的意義を失ふであらう。最近の傾向では、低利資金でなつた自作農さへが土地を失ひかけてをり、中小地主は殆ど全國的に暴力團、××と協力して暴力的に土地を取上げんとし、(福岡、青森、和歌山等の下に)訴訟では大抵地主の云ふ通りになり、調停では中小地主の自作農になるための土地取上げは殆ど小作人の負けになり、地主は組合を結成して強力に組織的に土地取上、立禁をやつて來るこれに對立して土地を守る農民の闘争は必然的に尖鋭化し、政治的、經濟的、社會的壓力ある大衆闘争で戦はれてゐる。われ等は今後この方針を更に具體化し、一般の土地に餓えてゐる大衆を動員し組織して戦はなければならぬ。共同耕作、デモは

勿論、農民代表者會議の如き大衆的組織方針を以て當該關係者だけでなく、——略——皆が一つになつてこの土地闘争を戦はねばならぬ、と云つたやうな氣持を起さすことによつて闘争の大衆化をばかるべきである。——略——

土地取上は訴訟による返還か、調停不履行、公正證書、判決による強制執行か、立禁の假處分かが普通であるが最近訴訟費用の出來ぬ地主、調停を待ち切れぬ地主は青森、秋田その他全國的に暴力的に口頭だけで取上げやうとしてゐる。何れの場合にせよ、土地を取られることは農民の餓死であるが故に反對して戦ふべきである。

土地取上、立禁闘争は秋の減免闘争の間から對策し乍ら、ネバリ強い交渉その他の方法で爭議を早く片付けることによつて最後の土地闘争にならぬやうにすることが出来る。これこそが最も効果的な立禁粉碎方法である。

差押反對闘争同様土地を守る闘争は大衆動員によるのが原則であるが、あらゆる戦術、戦技によつて闘争を大衆化し、あらゆる日常闘争をこれに合流することによつて味方の力を強くし、敵を孤立化し分裂さす方針によるべきである。特に相手が地主組合、土地會社等の組織を持つてゐる場合には尙更である。又大地主、地主組合、土地會社等に對しては地主別な闘争組織を持つて數ヶ村が一つになつてやるやうな戦術が採用さるべきである。

土地闘争の準備は組合の結束を固め組合が村で孤立することなく日常闘争の先頭に立つて忠實に一般大衆の面倒を見ることによつて大衆化してゐること、組合内部を整備し戦闘力を強化してお

くことである。——略——

3、借金、税金、獨占價格に對する闘争

五十億圓と云はれる農民の借金はこの頃の不景氣では拂へぬため益々増加してゐる。借金の内にも個人、商人、高利貸、地主、無盡會社、頼母子講、信用組合、銀行からの借金から自作農の低利資金、養蠶應急資金、農山漁村の失業救済資金、肥料資金、桑の改植資金、救農土木資金等々の農村窮乏のため政府から各團體や産業組合、自治體を通じて借りた金もあつて益々増加するが元利が拂へないで困り抜いてゐる——(略)。

われ等は斯る公私の借金に對して「利子をまけよ!! 支拂を待て!! 或は高利な借金に對しては××!!」を要求して戦ふべきである。然し近所の個人や村の小賣商人等からの少額の借金は寧ろ支拂に努力し、それ等の人々をも含めた一般勤勞大衆との共同戦線で借金整理組合の如き組織で新潟、宮城、愛媛の如く闘ふべきである。個人の借金を個人々々で一つづつ、捉へて戦ふが如き三百的な非組織的なやり方を排して逆に相手別な組織を持ち 農民代表者會議的活動で戦ふべきである。

十數年前には農家収入の二割——二割位だった税金が農家収入の減少した今日の窮乏下に於いては農家収入の五割もの堪えられない税金、諸掛が負擔さゝれてゐる。而も農家への税金は農民が生産階級だった封建時代の高い負擔を殆どその儘繼承せしめられてゐるため農民は税金直接、間接を商人、工業家に比へてより多く負擔さゝれてゐる。特に特別戸數割、家屋税、牛馬税、車税、特別地税の如き農民にとつて苦しい税金が多い。農會や水利組合

等の諸掛りも苦しい。従つて近來はその滞納が夥しい額にのぼつてゐる。それを自治體等は無慈悲にも強制取立でドシドシ差押競賣してゐる。

今や税金、諸掛の高いこと、取立の横暴なことに對する農民農村の不平は高まり、それを決定する自治體、議會等に對して迄も不満を抱きつゝある。

われ等はこの農民及農村民一般大衆のこの不平不満を組織しなければならぬ。役場當局の横暴な強制取立反對、高い税金や諸掛を決める町村會、府縣會、議會から農會に對する闘争を町村會、府縣會、議會等の開催期を闘争の高潮期としてわれ等の議員を先頭に日常闘争と合流せしめて大衆的に戦ふべきである。スローガンは、強制取立反對!! 惡税廢止!! 輕減!! 納期を延ばせ!! で「税金まけの會」とか農民大會、農民代表者會議の如き大衆を動員し得る組織を以つてこの闘争を進められねばならぬ。——(略)。

4、農産物検査、肥料政策等の反動的農民政策に對する闘争 農民泣かせの米、麥、西瓜、木炭、芋、その他の副業品等に對する検査制度に對しては小作料、税金、諸掛等からあらゆるそれに關連した問題を捉へて大衆的に反對闘争を展開すべきである。——(略)。

××と關係を持つ肥料が高騰する、自給肥料を奨める、ために不作する。斯うした場合肥料政策のバクロを目標に地主へ肥料代を貸せ!! の運動、肥料代の支拂延期、高利反對等の具體的要求から戦ひ初めねばならぬ。救農土木、拂下米、その他の農村への融資等に對してわれ等の最近の經驗を基礎に更にこれを大衆化し

て戦ひ、その反動性を闘争過程に於いてバクロすることである。

多收穫奨励、多角經營等の農民のためならぬ政策に對しては農民がその日その日に經驗してゐる事實を捉へ、それを組織し發展さす方向に努力すへきである。

又、農民の移民とかその他反動的な政策の多くに對しても具體的な農民が身を以て經驗してゐる不平を捉へそれを闘争に導き發展させて、その政策が「何のためにどういふ必要と目的からなされてゐるか」をバクロすることによつて他の政治的闘争題目と合流せしめて政治的闘争の方向に進めることが出来る。

5、農會、農事實行組合、産業組合等の反動的農業團體に對する闘争

農業恐慌の激化につれて政府自らがこれ等の團體を動かして、農産物價の釣上、生産費の節減等を奨励してゐる。又、これらの團體を通じて資金、補助金を農民に與へることによつて農民を反動化せんとしてゐる。「救農」とか「自力更生」とか「經濟更生」との働け!! 儉約せよ!! 非常時だ!! の言葉で自ら起てなくなつた窮乏農民に向つてアジ、プロしてゐる。——(略)。

われ等は、これ等に對して自主化、廢止を目標に内部へ代表を送つて内部からバクロの火の手をあげる方針で進むべきである。斯る戦術は柔軟性、強力性ある大衆的反動派の闘争方針と行動が必要である。過去の如き觀念的に農會廢止!! を叫ぶだけでなくそのためにこそ内部に喰込み、そこでわれ等の目的に向つて活動すへきである。

6、生産組合、消費組合、醫療組合等の協同組合の運動

報告と批判の際に示した如く各地で多少成功してをり、又、今日われ等が反動的農業團體と闘争し一般農民大衆をわれ等の指導下に動員組織せんとするためには斯くの如き建設的闘争を必要とする。

斯る運動の必要は認められてをり、全農が日本農民組合當時隨分戦つて來たものであるが福本時代から斯る運動は過少評價されるか無視されるかの觀があつた。ところが日消聯の活動に刺戟されたり、最近に於ける社大黨の計畫と全農産業方面の活動と相俟つて全農内にもこの運動が進んでゐる。——略——

斯る闘争は全農だけの仕事でなく一般未組織大衆を動員し時には他團體と協力する闘争ではあるが産業部の大きな仕事であり、反動的農業團體との闘争のためにも、全農は怖いものだと思つてゐる地方に於ける全農の大衆化のためにも、又、それ獨自の必要から今後一段の努力が傾注されねばならぬ。特に、農民の窮乏性が激しくなればなるだけ斯る闘争の土臺は廣くなるのだから發展性を約束される闘争部面である。全農産業部の確立と共に活潑にこの運動は進めらるべきである。

7、青年團、青訓等の反動組織及び反動教化に對する闘争

××の展開と共に斯る反動組織は急速に帝國主義的政策の下に動員され教化されつゝある。青年團、青訓、婦人會、處女會、宗教團體、その他一般の教化團體の動き、スポーツ、娛樂機關、新聞、雜誌、芝居、映畫等々から數多い講演會、展覽會等々世を擧げて非常時の一色に鮮かに塗上げられ、帝國主義的意識の下に活潑に動員されつゝある。

青年部の急速な確立、われ等自身の教育運動——勿論、實踐と文書等による——の確立によつて意識方面に於ける活動を活潑ならしめねばならぬ。

この點は全農内のおくれた運動として批判されるべきである。

8、偽瞞法、惡法、暴壓反對と救援の闘争

小作法案、新民訴の如き農民運動への壓迫法、小作調停法の偽瞞抑壓迫法から暴力行爲取締法、治安維持法、檢束拘留等の取締法令から自作農創設の如き偽瞞法、立入禁止、土地返還の如き法律等に對してはわれ等の日常の闘争を通じてそれ等の法令の階級性を大衆に知らしめると共にこれが反對を叫んで議會内の闘争と結びつけて戦はねばならぬ。——(略)。

これ等の反動政策に對するプロレタリア政治家的な機敏な認識と有効な對策を考慮して對立者との力關係の考慮の上に立つた力によつてこそ總ての合法性が獲得されることを辨へて戦ふことである。——(略)。

9、自治體、議會に對する闘争

日常の政治的、經濟的題目を以つて議員と院外の大衆との協力によつて大衆の利害のために戦ひ、闘争を通じてその資本家地主的正體をバクロすることである。勿論、政黨、他團體の大衆から一般大衆をも含めた廣汎な全勤勞大衆の組織、カンパによつて斯る闘争は展開される。

われ等は議會主義に反對するからと云つて選舉闘争を輕視してはならない。今現に戦はれつゝある選舉闘争にもわれ等は組合自體で、或は黨、他團體と協力して戦つてゐる如く今後に於いても

この闘争は進められねばならぬ。

二 ファツシヨ、社會ファツシヨに對する方針

——(略)。彼等は結局に於いて大衆の利害を充分に代表しないが故にその存在的根據は充分でないが、階級運動の没落者の唯一の逃げ場所としてそこに集りつゝある。更に彼等ファツシヨ、社會ファツシヨはわれ等の擔當區域である農村、農民を狙つてゐる、又、半封建的な生産様式とそれから生れる半封建的イデオロギ―は彼等から毒せられ易いものであるが故に、彼等に對する闘争的役割は特に農民運動家に相當重く課せられてゐる。

斯る立場から既に農村に入り込める愛郷塾一派から平野力三一派の農民運動に對する闘争を活潑に進めねばならぬ。茨城、長野、山形、静岡、京都の同志は秋田の同志の如く萌芽を蹂躪する意氣で更にこの闘争を強化すべきである。

二 全國農民組合全國會議派の運動

1 運動方針

全農全國會議派は昭和六年七月全農内部の左翼・反總本部派によつて結成されて以來總本部派と激しい對立抗争を續け、全國農民組合の事實上の分裂とも見られるべきものがあつた。

而も全會派は結成以來その闘争は著しく尖鋭化すると共にその組織は著しく伸長して昨年當初には實數二萬二千の組合員を擁してその勢力は總本部派を凌ぐ有様であつた。然るに最近その非合法的運動方針の故に彈壓に次ぐ彈壓に遭遇し、本年春全國委員の全部が檢束されたのを初めに多數闘士を奪はれると同時にその組織も漸次破

壊され、本年八月には東京本部事務所さへ閉鎖されるに至り、合法的活動の餘地は極度に狭められ、殆んど活動不能の状態に陥つて了つた。かゝる極端な敗退の状態に當面せる時之が打開の唯一の方策として全會内の一角から合法主義への方向轉換が提唱されるに至つた。即ち現在の我國農民運動が從來の如き非合法的指導方針をもつてしては到底その進轉は期待出來ず、且つは全會派が當面せる頽勢を打開するがためには、從來の非合法的指導方針と非合法的指導部書記局を排除し合法的本部を確立する事によつて合法主義へ轉換するの他途なしとするものである。この全會派の劃期的方向轉換は謂所全農第一主義を標榜する合法派幹部石田、西納、町田、青木の諸氏によつて劃策され、福佐、千葉その他關東三縣等の有力各府縣聯が主體となつて今秋來積局的活動が行はれるに至り、之に對し全會内左翼「全會常任全國委員會」が反對鬭爭の火蓋を切るに至つた、め全會内部はその去就に關し、賛否兩派對立して一大波瀾がまき起されるに至つた。

轉向問題の經緯を左に記述すれば――

昭和七年以來全農全國會議派の各府縣聯合會は連續的彈壓の砲火を浴びて多數の闘士を奪はれると同時にその組織をも破壊された。本年四月の全國大會も彈壓のため開會不能となり本部員は總檢束された。而も全國本部は閉鎖されるなどの事あつて全會派の合法的活動部面は極度に狭められ、事實上活動不能の状態に追ひやられた。この時全會内の反本部派幹部石田(福佐)、西納(大阪)、町田(長野)青木(東京)、氏等は、之が打開の途は合法主義への轉換の他なしとし、上京せる石田氏を中心に組織再建、合法本部確立の方策を考究

し、新方針を決定して全國各府縣聯に積局的に働かけるに至つた。石田氏を中心に此運動の主體勢力を構成せるは福島、千葉、東京、埼玉、長野等の有力各府縣聯である。一方本年七月末堺市に開かれた第三回近畿地方委員會においては、「合法的全國本部確立の件」が協議せられ、合法主義への轉向はその儘の形においてゝはなかつたが、此時漸く表面化せんとするに至つた。更に九月十日には關東地方の指導的勢力である千葉縣聯が千葉縣佐倉町縣聯本部にて全農全會千葉執行委員會を開いて「全國會議本部確立に關し千葉縣聯より提唱の件」を協議し、合法主義への轉向による合法本部の確立を決定したる上、同月二十二日從業の非合法的指導部と非合法的指導方針とを排除する聲明を發すると同時に轉換問題を審議するための關東地方代表者會議を提唱した。

この千葉縣聯の提唱による全農全國會議關東地方代表懇談會は十月五日千葉縣下において開催された。同懇談會に於いては「本部確立の件」が討議され、その結果關東地方代表懇談會の名に於て全國代表者會議を提唱する事、開催の時期(十一月二十日頃)及場所(千葉縣市川町)、準備委員の選定、提唱狀及聲明書を準備委員會に於て作成發送の事などの諸件が決定された。

かくて十一月二十九、三十の兩日に亘つて市川町に開催された全國代表者懇談會に於ては、千葉(近藤)、東京(小室)、長野(町田)、新潟(横田)、山梨(桑原)、兵庫(森)、大阪(西納)、福佐(石田)の諸府縣聯代表出席の上全農全會再建に關する問題が慎重審議された。審議に先ち各代表は夫々各地の情勢を報告して各自の立場を表明したが、その結果山梨縣聯を除き兵庫、新潟、大阪及び缺席せる福井、

秋田、北海道の諸縣聯が大體に於て轉向派と同一行動をとる事判明し、結局この問題は明年開かるべき全國大會に於て大衆に提示し、大衆の討議を経たる上實現さるべき形勢となつた。尙當日一般運動方針大綱骨子(町田)及び行動綱領草案(森)が提出され、討議の結果運動方針は大體賛同を得たが再整理を新中央部に一任となり、行動綱領は異議なく承認され、只字句その他部分的修正を規約の作成と共に新中央部に一任する事となつた。尙同會議に於ては明年の全國大會まで準備委員會を設けて一切の具體的事項を協議決定して準備運動を進める事に決定、近藤(千葉)、菅(大阪)、町田(長野)、石田(福佐)、森(兵庫)、の諸氏が委員に任命された。同委員會は本年中に二回開會されたがその第二回に於て準備委員會の名稱を「全國農民組合全國會議再建・本部確立闘争委員會」となするに決定した。闘争委員會は十二月十九日闘争開始に當つて聲明を發した。

以上の如き経緯を経て轉向問題は漸く具體化するに至つた。之に對し全會左翼「全會常任全國委員會」は轉向派の運動をもつて「敗北的退歩以外の何物でもなく、これは彈壓に怯える一連の敗北主義者の策動」であるとなし、十月十三日「關東農代會議はバクロされた! 石田一派の全會破壊の策動!」の聲明書を發すると同時に、此問題の徹底的暴露による反對闘争を開始すべく全國に指布を發した。かくて轉向問題をめぐつて全會内左右兩派の對立は激化されるに至り、轉向問題は大體に於て上掲各府縣聯を初めとし全會大半の支持を得轉向派斷然優勢なるものゝ如くであるが、反對派の勢力、殊に地下に潜む共產黨系の反對策動にも侮り難きものあり、轉向は結局不可避であるとしても、分裂も亦避き難き形勢にあるものとし

て成行は注目されてゐる。

全國代表者懇談會に提案された新運動方針大綱骨子及び行動綱領は次の如くである。

一般運動方針

(一) 世界資本主義の危機の切迫と資本主義の活路

1、世界恐慌の深化と、政治的危機

▲インフレ政策、特殊なる部門の生産擴張策の破綻——生産減退。

▲信用Ⅱ貨幣制度の動搖——貨幣價值の下落、國家豫算の破綻。

▲關稅戰爭。

▲農業恐慌の新なる發展——植民地諸國。

▲資本主義的活路への急テンホの移行。

2、資本主義諸國間の對立の激化

▲國際ブロック經濟への道。

▲英米の對立、ヨーロッパ諸國の對立。

▲支那に於ける日・英・米・佛の對立

▲滿蒙に於ける日・ソの對立

▲印度に於ける日・英の對立

植民地半植民地の分割。

3、ソヴェート同盟を中心としての資本主義諸國との關係

(二) 恐慌の進行と、日本資本主義の特質

1、日本資本主義の弱點

▲輕工業部門の優位

▲原料資源の不充分——労働者、農民よりの收奪の根據。

▲國內市場の狹隘

2、日本農村の地位

▲國內植民地的立場——大資本トラストの價格政策、租税と高利——資本主義的搾取方法。

▲土地所有の關係——半封建的搾取方法。

▲農業危機の増大。

3、支配階級の政策と農民の狀態

▲政治機構の變質——政治的自由の縮少。

▲軍事豫算の増大

▲ブルジョア・地主的・農業農民政策の

強化

▲農業經濟の統制。

▲産業組合運動。

▲自作農創設。

▲農村の絶對的窮乏——階級分化。

(三)

最近に於ける農民闘争の激化と特質

1 階級闘争列伍の點檢

▲闘争戦線の分裂と無力。

▲ファシスト、社會ファシストの農民闘争

▲組織と未組織との不均衡。

2、農民闘争の深刻化

▲土地闘争の激増——權力的彈壓の加重。

▲政治闘争化——勤勞農民の闘争へのケツ起。

▲資本主義的搾取への反對。

3、階級的農民組合運動の任務

▲労働者運動との關係。

(四) 全國會議の組織と闘争狀態

1、組織について

▲全農全會の成立とその發展について

▲全農内の革命的反對派といふ規定について

▲他組合との政治的差異並に政黨との關係について

▲民主性の問題について

▲統一戦線の問題について

▲合法と非合法の問題について

2、闘争に於いて

▲若干の成果。

▲批判。

▲地方組織と中央部との隔絶。

▲地方中心主義的傾向の發生。

▲組織における極度の貧困化。

▲日常闘争の指導において

×經濟闘争の獨立的指導の過少
×評價と集中的指導の缺如。
×經濟闘争と政治闘争との連繫に對する機械的理解。
×自然發生的中農的運動に對する無關心。

▲土地闘争に對する敗北戰術。

▲反戰闘争の機械的強制。

(五)

全農全國會議の當面する任務

1、基本的任務は勤勞農民の多數者獲得である

2、大衆的組織とすること

▲組合の獨自性の發揮。

▲中央部の確立・地方の再建。

▲財政的基礎の確立。

▲農新の大衆的編輯發行。

▲農委・部落世話役活動。

▲青年・婦人の組織。

▲新幹部養成・舊幹部再教育。

3、日常闘争の獨自的指導と計畫化・組織化

4、土地闘争の積極的展開

5、暴壓反對・犠牲者救援・自衛闘争の強化

6、農村労働者、失業者の組織促進

7、××政策に對する闘争

8、農民戦線の統一

9、ファシズム・社會ファシズムに對する闘争

行動綱領

一、小作料の減免。

二、帽子米、口米、込米等の撤廢。

三、地主負擔による灌漑用排水設備、作場道の完備とその使用の自由。

四、立毛、生繭、飯米、動産差押絶對反對。

五、立入禁止、土地取上絶對反對。

六、強制調停反對、小作調停法の改廢。

七、小作法案反對。

八、米、麥、薪炭、藁工品その他農産物検査制度の撤廢。

九、自作農創設維持法の廢止並に貸附資金の元利支拂延期。

第二部第二篇 労働組合

一〇、耕地整理組合法、土地收用法、其他之に類似する一切の法令改廢。

一一、國庫に依る肥料、種子、農具其他農業生産用具の支給。

一二、米、麥、煙草、養蠶、牧畜、養鶏、養魚、果樹、蔬菜、花卉等一切の農作物の損害に對する地主及國庫保證。農業保險法案反對。

一三、官公有林野、河川、湖沼及一切の荒蕪地、不要地の勤勞農民による使用の自由とその農民に依る管理。

一四、銀行、信用組合、高利貸、地主、肥料商其他よりの勤勞農民の借金支拂猶豫。

一五、電燈料、鐵道運賃其他一切の獨占價格反對。

一六、國庫負擔に依る農村失業保險の實施。

一七、農村労働者の待遇改善並に組織促進。

一八、農村失業者の組織促進。

一九、地主及國庫負擔に依る勤勞農民の無料診療所、無料産院、無料託兒所の設立とその農民に依る管理。

二〇、地主及國庫負擔に依る農民學校、圖書館、農業試驗所、娛樂機關の設置と、その農民に依る管理。

二一、地主及國庫負擔に依る労働者、貧農の住宅建設。寺社、學校、公會堂の使用の自由。

二二、窮乏農民の兒童に地主及國庫負擔による被服、食料、學用品の支給。

二三、全販購聯、信用組合、農會、農事實行組合の自主化。階級的生産、消費組合の組織。

- 二四、農村勤勞青年及婦人に對する一切の差別待遇撤廢。
- 二五、少、青年男女の人身賣買絶對反對。
- 二六、青年訓練所、補習學校、官製男女青年團、消防組、在郷軍人會の自主化。
- 二七、部落少年團の結成。
- 二八、治安維持法、治安警察法、暴力行爲等取締に關する法律其他勞働者農民運動を彈壓する一切の諸法令の撤廢。
- 二九、不當檢束、不當拘留絶對反對。
- 三〇、階級政治犯人及び階級運動犠牲者の即時釋放と救援活動の自由。
- 三一、全農分裂絶對反對。全農の擴大強化。
- 三二、政治的意見の差異による個人並に組織の全農よりの除名絶對反對。
- 三三、農民戰線よりの社會ファシストの完全なる放逐。
- 三四、農民戰線の全國的統一。
- 三五、幹部候補制の撤廢、兵役年限の短縮、入營兵家族の國庫保證。兵士の生活待遇改善。農繁期有給歸休の自由。除隊兵の就職保證。
- 三六、戰死、傷病兵に對する家族の生活保證。
- 三七、尨大なる軍事豫算、軍事公債絶對反對。
- 三八、朝鮮、臺灣其他植民地勞働者、農民の日常闘争の積極的支持。
- 三九、勞働者農民の提携。

2 大會その他會合

全會全國委員會——二月五、六日、東京市京橋區銀座建築會館。

山口(全國常任)、西納(大阪)、平賀(千葉)、若林(長野)氏等全國委員十四名出席の上大衆的傍聴をも認め合法的に開催されたものであるが、執行委員長上田晋市氏の開會挨拶と共に解散を命ぜられ、之を不當として所括署長に抗議せる上記出席十四委員は全部檢束された。

尙全農全會第一回全國大會は四月五、六兩日に亘り東京市城東區大島町に開催される豫定であり、その準備闘争が活潑に行はれてゐたが、開會に先ち代議員の大半及本部員全部が檢束され、之が爲同大會は開會不態となつた。

全農全國會議中部地方委員會——六月十八日、於愛知縣評本部。

出席者——松村(三重)、尾關(岐阜)、坂井(愛知)。

議事——一、中委強化の件。二、大地主別闘争の件。三、三重縣の書記派遣の件。四、獄内の犠牲者救援の件。五、立禁、動産、生繭差押反對闘争の件。六、全會本部の強化確立に關する件。

全農全國會議中部地方委員會——八月二十日、三重縣下に於て。

出席者——愛知、岐阜、三重の各縣聯評代表。

議事——一、全會本部確立に關する件。二、各縣評青年部再組織の件。三、部落世話役活動方針を決定。四、治維法公判、公開統一要求運動の件。五、三重縣犠牲者に關する件。六、次期委員會に關する件。

全農全國會議關東地方委員會——七月二十一、二十二日、東京

某所。

出席者——埼玉、群馬、静岡、山梨、本部（缺席）——千葉、栃木、茨城、長野、東京）

議事——一、全會本部再建對策に關する件。二、關地書記局確立の件。三、大會成果檢討の件。四、日和見主義に對する鬭爭。五、自然的災害に對する對策の件。六、救援部設置に關する件。七、關東×××××の件。八、夏期講習會對策の件。九、青年部對策の件。

會議派近畿地方委員會——七月二十二、三日、大阪府堺市中ノ町大阪府聯合會事務所。

協議事項——近畿地方委員會活動方針確立の件、近畿地方委員會規約の件、近畿地方委員會本部確立の件、合法的全國本部確立促進の件、青年部確立の件、各府縣聯對策決定の件、當面の諸鬭爭對策の件。

全農全國會議關東地方四縣代表懇談會——十月五日、於千葉縣東葛飾郡國分村全農全會東葛出張所。

出席代表者——千葉縣（鹿倉外四名）、東京府（小室外一名）、埼玉縣（庄司外二名）、長野縣（町田）その他森（兵庫）、蔭本（福井）、石田（福佐）、服部（本部）の諸氏及傍聽者二十數名。

本懇談會の提唱者千葉縣聯を代表し鹿倉氏司會の下に開會、各地の情勢報告あつた後、主要議案たる本部確立の件を協議した結果關東地方四縣代表の名に於て全國代表者懇談會を提唱し、同會に於て轉向問題を更に議する事を決定した。尙本會にては他に農民新聞對策及辯護士對策の二件が審議された。

第二部第二篇 勞働組合

全農全國會議全國代表者懇談會——十一月二十九、三十日、於千葉縣市川町市川館。

關東地方四縣代表懇談會の決定により同會によつて提唱されたこの懇談會は同懇談會準備委員會によつて十一月七日各縣聯に提唱狀が發せられて以來、反對派の暴露その他の反對策動にも拘らず豫定期日に開催され轉向問題が審議された。同懇談會に於ける出席各縣聯代表の各地情勢の報告により全會の大半が轉向派と行動を共にする事が明白となり、完全なる轉向は最早時期の問題と見られるに至つた。同懇談會の出席者及懇談事項は次の如くであつた。

第一日

出席者（千葉縣）鹿倉、近藤、渡邊、伊藤外一名（東京府）小室（長野縣）小林、町田（新潟縣）横田、（山形縣）桑原（兵庫縣）森（大阪府）田邊、西納、山田、菅（福佐）石田（但し山梨、新潟は傍聽の資格にて出席）。傍聽者 千葉聯合員約二十名。議長——田邊、副議長——鹿倉、近藤の兩氏。

報告 一、準備委員會報告（A）一般情勢並に事務報告（B）關西地方出張報告

第二日

出席者 第一日に同じ

懇談事項 一、運動方針草案について。二、行動綱領草案について。三、規約草案に關して。四、委員推薦。五、緊急動議（今度の懇談會の成果と目的實現のために聲明書を發表することを新任委員會に一任したい）

尙綱領及規約は前項末尾に之を掲げた。

大阪府聯合會大會——三月十二日、岸和田公會堂。

議事——市町村會議員選舉鬭争の件、法廷鬭争戦術の件、全國大會の件、土地取上反對決議、規約改正の件、次期大會決定の件
會議派北海道聯合會本部會議——七月五日、旭川市同會事務所。

協議事項——下半期鬭争方針決定の件、全農全會本部の防衛基金の件、全農北聯青年部對策委員會組織の件、夏期講習會開催の件、ニュース發行の件、聯合會旗の件。

全農會議派北日本合同派第三回大會——十月十六日、新潟市沼垂江東館。

議事——小作料減免鬭争の件、土地取上反對の件、動産不動産差押反對の件、青年訓練所反對の件、兵士及其の家族の生活改善の件、青年婦人少年部組織の件、救農土木事業並に耕地整理に對する鬭争の件、ブルジョア農會排撃の件。

千葉縣聯合會第六回大會——十一月十日、成田町田鶴座。

議事——當面の活動方針の件、小作料減免鬭争の件、土地取上立入禁止反對の件、農家負擔の稅撤廢に關する件、税金、高利に對する鬭争の件、農村共同組合に關する件、干害地飯米獲得に關する件、財政確立に關する件。

三 日本農民組合

日本農民組合は昨年四月赤松克麿氏一派が社民黨より難脱して國家主義新黨を樹立せる際、社民黨支持を取消し赤松氏の國家主義新

黨樹立に参加邁進すべき事を聲明して國家主義農民組合として更生し、國家社會黨唯一の農民組合として來たものである。然るに昨夏在郷軍人を主要構成要素とする愛國團體皇道會の結成運動が擡頭するや、予て兵農一致の農民運動を主張せる日農最高幹部はその主旨綱領に共鳴し、この運動に參畫して皇道會との提携を策するに至つた。本年四月五日皇道會は結成されたが、日農幹部の同會への參加は遂に二重黨籍問題を惹起するに至つた。

此時一方國家社會黨に在つては遞友同志會の分裂、赤松氏の除名問題等起れるをもつて、日本農民組合は之を期とし國社黨の統制力喪失を理由として旁々二重黨籍問題を整理する意味から六月二十四日國社黨支持取消、皇道會への合流を聲明するに至つた。即ち日本農民組合は四月四日に中央委員會を開き翌五日に開かれる皇道會の結成大會に對する組合の態度——積局的支持應援の方針を決定し、六月二十四日には更に中央委員會を開催し平野力三氏外各縣代表十五名出席の上皇道會との合流の聲明書を發表し、同時に同日午後開かれた國社黨執行委員會に於て國社黨支持を取消す決意を表明した。聲明書は左の如くである。

「我組合は現下の情勢に鑑み、茲に日本國家社會黨の支持を取消し、今後は皇道會の旗の下に農民解放の一大運動を展開せんとするものである。斯くする事が日本農民運動の革新誕生の第一歩であり且つ一君萬民の國民精神に基く搾取なき新日本建設への發展なりと確信するものである」

かくて日本農民組合は皇道主義を基調とする資本主義打倒、國家統制經濟の確立に向つてひたむきに邁進する事となつた。

本年山梨縣下に行はれた町村會選舉戦には日本農民組合よりなる皇道會候補は一三四名の當選者を出し、その活動を注視されるに至つた。

尙日本農民組合は本年一月二十日東京芝公園協調會館に於て全國大會を開催した。議事並に可決された宣言は次の如くである。

議 事

一、綱領變更に關する件

原案一部修正左の如く決定さる。

第一、我等は皇道政治確立の爲めに闘ふ。

第二、我等は資本主義を打倒し國家統制經濟の確立を期す。

第三、我等は團結の力に依り農民解放の果敢なる闘争を決行す。

二、小作地國有に關する件

(可決)

三、肥料國營に關する件

(可決)

四、米穀國營に關する件

(可決)

五、蠶糸業統制に關する件

(可決)

六、電燈料金輕減運動の件

(可決)

七、滿蒙農業移民問題に關する件

(可決)

農民の滿搾移住は現今の我國情よりして必要なるも漫然と此の地に所謂「搾取なき樂土」の建設を夢みるは斷じて之を排撃せざるべからず。而かも一面最近の滿蒙の實情は資本主義的經營に傾かんとしつゝあり。農民はその獨立の立場に立つて滿蒙移民の對策を樹立せざるべからずと、言ふにあり。

八、非常時農村救済策に關する件 (可決)

緊急勅令を以て借金支拂豫猶令の制定及無擔保低利資金融通の實行を政府に要求することゝす。

九、(1) 農村救済土木事業に關する道路敷設地の離耕金要求の件

(2) 農救土木事業に最低賃銀制定に關する件

右二案は類似議案として併合し第八號議案と一括附議何れも可決

十、官許無盡業者取締法制定の件 (可決)

十一、租税、公課、借金に關する件 (可決)

十二、皇道會との提携に關する件 (可決)

國家社會主義團體たる皇道會(主として在郷軍人を以て組織する)とは綱領精神に於て近似するものあるを以て、將來之と提携せんとするにあり。

十三、宣言發表の件 原案通り左記の如く可決

外に緊急動議として國家社會主義團體の合同方の提唱と外一件の提出あり。何れも可決

【宣言】

「——略——」かゝる急迫せる社會狀勢の渦中にあつて、我等農民のもつ傳統的因循、謙讓の消極的態度を蹶破り、大膽勇敢に國家改造の聖途に進進せんとするものである。蓋し我等はこの混亂日本を匡救再建し眞に一君萬民の國體原理に基ける搾取なき社會の建設は慘たる窮乏に堪へ且つ愛國の情熱を深く心底に藏し黙々として生活する我等全國農民の蹶起をまたずして何人もなし得ざる事を確信する。いま我等は左に共產主義、社會民主主義に克ち

右に既成政黨資本閥を打ち、現に澎湃として起りつゝある一般農民大衆の國民的要望を結集し昭和維新建設の劃期的國民運動の先頭に立たんとするものである。

右宣言す。

四 日本農民組合總同盟

本組合は昨年日本農民組合が國家主義に轉向せる際、之に反對せる片山、松永氏等が日農を脱して神奈川埼玉兩縣を主なる地盤として結成せられたものである。本年は本組合も一般的農民組合運動沈滞の影響を脱し得ず、且つは設立間もなきためか内部組織の整備後その伸長に力を注げるのみで何等顯著なる活動をなして居らない。

本組合は全國農民組合と同様に社會大衆黨を支持せる關係上全農との合同が屢々傳えられたが本年は未だ具體化するには至らなかった。

本組合の現勢は本年二月十一日同組合の發表せるところに從えば一同盟會、八聯合會、六聯合會準備會、三支部協議會、七支部、組合員一萬二千餘となつてゐる。

然して本組合本年度の運動としては、二月十一日下掲の如き本年度運動方針を發表し、大體その線に沿ふ活動を續けて來た。

而して本組合は五月一日メーデー當日の行動に關し指令を出すと共に同日を起點とし組合員二十萬獲得の社會主義競争を行ふべき事を指令した。九月一日には秋季闘争として 一、農業委員會 二、旱害地方對策 三、養蠶應急資金、低資返還延期闘争 四、税金カシバの指令を發し、更に十一月三日には關東同盟會が爭議部及産業

部の名を以て秋季闘争指令に基く旱害地減免闘争指令（三割作以下の所は小作料全免、三割作以上の所は地方狀勢により組織の實力に應じ、適宜要求額を決定、爭議經驗なき未組織地方は調査を行ひて坪がゝりをなし、之を證據として減免要求書を作製）を麾下東京、埼玉、神奈川、千葉、群馬、福島の各聯合會支部に發した。

尙本組合は社會大衆黨農村委員會を通じて階級的農村協同組合運動をなしつゝある。

日本農民總同盟本年度闘争方針（拔萃）

一、未組織大衆二十萬の獲得。

二、既存組織の再編成と強化。

この二點に向つて最も積極的努力を傾倒せねばならぬ。

未組織地方——基點式組織採用の件。一、首都を中心、近縣の組織網擴充のため、各員各支部直に不撓の闘争を展開すること。

二、各縣において、イ、行政官廳所在地、ロ、交通、商業等地理的、經濟的重要地點を中心とする各街道、鐵道、各沿線に存する各村落をつらぬべく、重要地點に一名乃至數名のスタッフを選定すること、ニ、各スタッフはその居住地に、その地方狀勢に應じ、農民協議會、農村再生同盟會、農村病診斷所等適切なる名稱の下にその存在を表識すること、ホ、スタッフは周圍の狀勢監視。

既往組織地方——（一）一郡中心にて一の主要なる組織支部に全力を挙げ、共同出荷、共同購入、共同耕作等、協同組合の組織發達を計り、共済組合、無料託兒、診療所、農民學校を設置、その一郡の農民運動の策源地たり、試驗場たらしめること。而してこれを全郡下に及ぼすこと。（二）班組織を部落單位に確立する

こと。(三)重要議事は必ず班長會議、執行委員等の協議會に附し、一切の協議會は議事録を備へ、出席者氏名、議案内容、賛否意見要綱を明記すること。(四)各隣接支部は爭議に應援に新組織の結成式に、組合旗を先頭に全員動員してこれを應援すること。

農村青年大衆獲得について——在郷軍人團、青年團、青年訓練所等の諸團體については、我等は眞正面から反動團體として反對する前に、その内部に入り、その言行を通じて大衆の模範となり、これを信服せしめしめ、しかる後に彼等を我等の陣營に誘導すべきである。

中小地主に對して——本組合は、小作、自小作、自作農、即ち勤勞農民を主體とするは他言を俟たぬ。農村窮乏の深刻化と共に、農村中間層は急激に没落し、中小地主化して自作農となり、自作農化して貧農となる。この現象を直視するとき、これら没落地主にして資本主義機構の矛盾を直視し、農民收奪の現状を痛憤、我等と歩を共にせんとするものはこれを拒むなかれ！我等はこれら没落地主群をして、我等の好意的中立者若くは同盟軍たらしめ、地主群を分裂、大地主を孤立化せしめ、これを個々撃破すると共に、都市金融財閥即ち封建時代における大小三百諸侯に比すべき三井、三菱、安田、住友、金權大小名軍討伐の大進軍を起すべきである。

産業組合に對して——本組合は各地方の階級的協同組合を連合した全國的な中央組織を我々の手で確立するまでその過程として我々は次々の社會への地主を育て上げるため、組合行政、財政等

經營上の技術を吸収、習得のためこれを利用すべきである。一、既存組織地方、イ、既存組織を利用、産業組合内部の指導權を獲得すること。ロ、協同組合の組織を擴充し、産業組合法に準據し、その實質の充實をもち、我等究極の目標に向つて一步前進すること。二、未組織地方、産業組合内部に入つて他日階級的協同組合の建設に資すべきこと、素朴な團體的相互扶助的精神より、より高度なる社會主義的精神の把握へ！村落協同組合より全國的協同聯合へ！

第二節 地方的農民組合の運動

前節に記載せる全國的農民組合の他獨自の運動を續けつゝある地方的農民組合中主要なるものに富山縣農業團體聯合會、北日本農民組合、東泊小作聯合會、山形縣農民組合等があり夫々活動を續けてゐるが、その創立年月及組織地域は左の如くである。

富山縣農業團體聯合會 昭和二年三月 富山縣一圓
北日本農民組合 大正十三年十二月 新潟一圓

東泊小作聯合會 昭和二年十二月 鳥取縣東泊一郡
山形縣農民組合 昭和四年四月 山形縣飽海郡外四郡

以上の外本年十月には千葉縣下を組織地域として千葉農民自治聯盟が、十二月十八日大阪府下一圓を中心として、全農府聯を脱退せる吉田賢一、寺島宗一郎、その他諸氏によつて皇國農民同盟が組織された。この二つの農民組合は何れも國家主義を標榜しつゝある點でその結成と將來の活動とが注目されてゐる。

▲千葉農民自治聯盟

千葉縣下山武郡公平村村長、石橋彌氏は昨秋來農民理想化を目標に農民組合の結成を企圖し、縣下山武、市原、東葛、海上、印旛、安房の各郡農村に呼びかけてゐたが、本年十月三日同志三千餘名を糾合し得て、縣下東金町に發會式を挙げ、千葉農民自治聯盟が結成された。

同結成大會に於ては現内閣の打倒、非常時農本内閣の成立を期する旨の決議を可決せる外宣言、綱領、規約を決定した。同聯盟の指導精神とその使命とを明にするため左に綱領並に規約を掲げて置く。

【綱領】

- 一、皇國農本社會の建設
- 二、農本勤勞教育の實施
- 三、農本政治の確立
- 四、農本規範經濟の徹底
- 五、同胞主義良心主義の強行
- 六、土地制度の改革

【規約】

第一條 本聯盟を千葉農民自治聯盟と稱し、本部を當分千葉縣山武郡公平村に置く。

第二條 本聯盟は建國の本義により五道政治を確立し、大地と共に生きんとする農村人の固き團結にして自治共働により農本社會の建設を期する以て目的とす。

第三條 本聯盟は本聯盟の趣旨に賛向する意志強固なるものを以て組織す。

第四條 本聯盟はその使命達成のため左の事業を行ふ。

一、農村民の啓蒙運動。二、農村甦生の合理的實際運動。

第五條 本聯盟の經費は當分會費一人一ヶ年三十錢及び特志の寄附を以てこれに充つ。

第六條 本聯盟に左の役員を置く。

會長一名、副會長一名、顧問若干名、評議員若干名、常務委員十名、理事若干名。

その他各郡市町村に正副支部長を置く。理事者は正副支部長を兼ねることを得。

第七條 理事は各支部長の推薦にして、常務委員は理事の互選、正副會長、評議員、顧問は常務委員の推薦とす。役員任期は各二ヶ年とす。但し再選を妨げず。

第八條 本聯盟に左の部門を置く。

宣傳部、企劃部、常務部、婦人部、青年部。

第九條 聯盟員五名以上ある町村及び各郡には支部を置く。

第十條 本聯盟は毎年一回二月に大會を開き聯盟の方針を決定す。但し必要に應じ臨時大會を開くことあるべし。

第十一條 本聯盟の各事業について細則は別にこれを定む。

第十二條 本聯盟規約は大會において出席聯盟員半数以上の賛成あればこれを變更することを得。

實行方法

- 一、千葉農民新聞の發行。二、研究會、座談會、講演會の開催。
- 三、共働村塾の經營。四、共働農場の經營。五、協同組合運動。
- 六、醫療組合の經營。七、消費組合運動。八、託兒所の經營。九、農本政治への進出。十、マルクス主義農民運動の反對運動。十一、

自給自足主義の徹底。十二、農村員負債整理。十三、農會、産業組合、青年團改造運動。十四、農民産兒制限運動。十五、歸農運動、其他。

役員（昭和九年六月現在）

中央委員長 石橋彌、書記 鈴木勝、市原正利、中央委員 有田源外十三名。

▲皇國農民同盟（昭和八年十二月十八日結成）

全農大阪府聯執行委員長代理吉田賢一氏は日本民族特有な情緒的精神を背景とする純化された家族精神に基く愛國農村運動、並に反資本主義運動を統一した原理による愛國的農民同盟を組織する事となり、十二月十四日聲明を發して全農を脱退し、同目的のため同じく全農を脱退せる寺島宗一郎氏等と同時に全農を離脱せる大阪府北河内郡山田村支部を基礎として皇國農民同盟を組織した。同盟の結盟式は十二月十八日大阪府下北河内郡四條畷神社境内に開催された。同神社神前にて同盟結盟奉告祈願祭を舉行、次いで結盟式を行ったが、出席者は吉田、寺島兩氏の外大阪府下を中心とする代議員、兵庫縣代議員等六十名。現内閣の農村窮乏の根本的解決策の樹立を期する決議を可決せる外宣言、綱領、規約を可決した。同盟の綱領並に規約は次の如くである。

【綱領】

- 一、われらは萬民共に皇國の礎たるを自覺し、日本精神に基く農村共同體の完成を期す。
- 一、われらは一切の能力を統合し、生産力の組織的發展を圖り、需要の遺憾なき充足を期す。

一、われらは日本精神と經濟の徹底的計畫化により階級闘争なき農村の實現を期す。

一、われらは土地制度を改廢して社稷を整備し、農村をすべての獨占資本の支配より免れしめんことを期す。

一、われらは農業の共營に協同組合の徹底化を期す。

一、われらは生活の確保發展のため必要なる一切の經濟的、文化的條件の具備を期す。

一、われらは都會中心の諸制度を改廢して都市農村の均衡化を圖り、農村文化の高揚を期す。

一、われらは建設動力たる基本組織體（皇國農民同盟）の完成と共に、特に將來農村の擔荷者たる青年育成の重大任務を自覺す。われらは徳を磨き、労働を貴び、相互犠牲の精神を以て堅く相結び、萬難にたへ、この綱領の實現を期す。

【規約】

一、名稱は「皇國農民同盟」と稱す。

二、加盟資格は、勤勞農民、その他一般に同志たることを誓ふ者にして、同盟の目的、精神を理解し、忠誠を誓ひ、身を以て綱領の實現に協力實踐する者たることを要す。

三、綱領と本部所在地。綱領は別にこれを定む。本部は大阪市北區曾根崎上四ノ一九。

四、組織は部落又は市町村單位に支部を置き、府縣單位に支部聯合會を設く。全國大會は毎年一回開催す。

以上三者は段階的組織として、各構成機能その他の細則は別にこれを定む。

五、本部機能構成。本部は同盟行政の最高機関にして、大會の決議を實行し、綱領の實現に必要な立案をなし、その事務を掌管す。本部は左の役員を以て構成す。

總裁一名 理事長一名、理事若干名。

總裁は大會において推戴し、わが同盟の全組織を總理す。理事長、理事は大會において選出す。理事長は總裁を補佐し、理事の主班とす。理事長、理事は理事會を構成し、大會と總裁に對して連帶責任を負ふ。理事中より常任理事を選任し、本部事務を分掌す。

本部には必要に應じて部門を設く。本部機能と事務の細則は別に定む。

六、顧問制度。理事會の諮問機關として顧問を設く。

役員（昭和九年七月一日現在）——理事長 吉田賢一、理事 喜久田、寺島外八名。

尙本聯盟はその事業の一として醫療組合並に農村法律問題相談所を經營する。

第三節 その他の運動

昭和七年度に於いては農村窮乏を打開せんがため自治農民協議會を初め全国各地の大小農民團體は一齊に起つて農村救済を絶叫して、一大陳情請願運動が捲き起されるに至つた。

かくて同年八月には所謂救農議會が開かれその結果として恒久、應急の農村諸対策が講ぜられるに至り、さしもの陳情請願運動も一時に影をひそむるに至つた。然るに同議會に於ては重要施設の一と

された農村負債整理法案は通過せず、また農家負擔輕減策としては僅に市町村立尋常小學校臨時國庫補助法が通過せるのみであつた。負債整理組合法は第六十四議會を通過し、本年八月より實施せられるに至つたが、負擔輕減に關しては何等具體的對策の決定を見るに至らず、却つて大藏省に於て來年度の増稅方針が決定され、國稅、地方稅の改正が第六十五議會に提出される事となつた。かゝる状態は帝國農會の農家負擔輕減運動に拍車をかけ、本年七月以降全國各地農會を中心に「負擔均衡要求」を標語とする運動が捲き起され、福岡、兵庫、長野の各縣を初め全國各府縣に傳播し一大農民運動として燃え上るに至つた。即各府縣に於ては農會を中心に縣農民大會若くは農民懇談會を開き、或は負擔輕減期成同盟會の如きものを組織し、政府に對し代表者を上京せしめて夫々決定せる決議、陳情書を提出する等の方法を探り、同問題に關する運動は白熱化するに至つた。この運動は本年九月十四日東京に於て開かれた全國農會大會に於て頂點に達した。同大會は米穀問題に關する件と負擔輕減に關する件を審議したが、負擔輕減に關してなせる決議は次の如くである。

その他本年末農村匡救關係の豫算が削減の憂目をみるや全國各府縣の農政團體が先達となつて、農林豫算復活、農村救済を要望する運動が起され農村各種團體代表者の陳情が相次で行はれた。

決議（全國農會大會——九月十四日）

一、稅制の根本的改正により國民負擔の均衡を期す。

一、田畑地租の半減。

一、田畑地租附加稅の制限率を營業收益稅附加稅の制限率と同程

度に低下し、且つ宅地と田畑との間における地租附加税の不均一賦課に關する勅令を撤廢すること。

一、家屋税並に農家の負擔に屬する雜種税を適當に減廢すること
一、義務教育費國庫負擔並に町村農業補習教育費國庫補助を増額し、戸數割その他の輕減に充てしむること。

一、町村財政調整に對する國庫交付金制度を確立すること。

第四節 農業者團體

昭和八年末現在に於ける地主、小作人、協調の三種の組合數並に各組合員數は農林省調（昭和九年「小作爭議、調停及地主小作人組合の概要」）によれば左の如くである。（昭和八年末迄に設立され、九年一月十日迄に報告達したるもの。）

種類	組合數	組合員數
小作人組合	四、八一〇（四、一五〇）	三〇三、七三六（二四六、一七二）
地主組合	六八〇（五九一）	四九、六四五（四二、一一〇）
協調組合	二、三〇九（一、二七八）	二七、四三二（一五三、〇〇四）

（括弧内數字は社會局調）

小作人組合 はその數四、八一〇、組合員數三〇二、七三六に於て、之を前年同期に比すれば組合數に於て一六〇、員數に於て五、八九七人の何れも増加となつてゐる。組合數は昭和二年を最高として爾來漸減の傾向にあつたが、最近再び漸増の傾向を辿り本年は昭和二年末の組合數を凌駕してゐる。

然るに組合員數は、昭和三年以來引續き減少の一路を辿り、本年に至つて初めて増加せるものである。昭和二年を農民運動の最高潮

時として運動が年々停頓せる傾向を反映して小作人組合員數も漸減せるものと見られてゐたものである。本年は前年に引續く農村不況の重壓が小作爭議數の最高記録を現出せしめると同時に小作人組合數漸減の傾向を一舉に轉換せしめてゐる。

農林省並に社會局調により小作人組合の組合數並に組合員數の變化を見るに次の如くである。

小作人組合——農林省調（括弧内數字は社會局調）

年次	組合數	組合員數
大正十年末	六二（一、二四）	？（一三三、三三三）
大正十二年末	一、五三〇（一、五三〇）	一六三、九三二（一六三、九三二）
大正十四年末	三、四九六（三、三三三）	三〇七、一〇六（三〇七、一〇四）
昭和元年末	三、九二六（三、九二五）	三四六、六九三（三三八、七〇四）
昭和二年末	四、五八二（四、二七五）	三六五、三三三（三四七、四三九）
昭和三年末	四、三三三（四、一一五）	三三〇、四〇六（三三五、九八三）
昭和四年末	四、一五六（三、八六六）	三二五、七七二（三〇一、三三六）
昭和五年末	四、二〇八（三、九七九）	三〇一、四三六（二八六、八五三）
昭和六年末	四、四四四（三、九一七）	三〇六、三〇二（二七二、一五四）
昭和七年末	四、六五〇（四、〇三二）	二九六、八三九（二五六、二九七）
昭和八年末	四、八一〇（四、一五〇）	三〇三、七三六（二四六、一七二）

備考 大正十年は警保局、同十二年は社會局、同十四年以降は農務局の調査である。

右の小作人組合を區域に就いて現れば、全國を區域とするものは大阪の全國農民組合、東京の全農全國會議、日本農民組合總同盟の四、數府縣を區域とするものは一、一府縣を區域とするもの六十二、

數郡を區域とするもの二十一、一郡を區域とするもの三十七、數町村を區域とするもの百六十二、一町村を區域とするもの九百十六、數大字を區域とするもの三百五十九、一大字を區域とするもの二千九百三、一大字未滿を區域とするもの二百二十五であつて、其の他は百二十であり、その過半數が農村の一字を單位とする小組合であつて、我國小作人組合の規模甚狹少なる事を看取し得るが、此事情は組合を人員別に見ても明白である。即社會局調によれば組合員五十人未滿のもの二、二五七にて組合總數中五四・〇％餘を占め、一〇〇人未滿のもの一、二二八にて總數中二七・〇％を占めてゐる。

之等の組合は沖繩を除く一道三府四十二縣に散在し、其の特に多い地方は新潟、山梨、岐阜、群馬、福岡、岡山、長崎、埼玉、兵庫、愛知の諸縣である。

参考の爲左に組合員多數存する二十府縣の現況を掲げて置く。

(社會局調)

組合員數		組合數			
新潟	二六、八五五	五〇五	千葉	八、三三一	一六八
山梨	一九、一四〇	二八八	静岡	七、四八二	一〇八
群馬	一五、六五九	一九五	徳島	六、四六三	八一
埼玉	一五、一八二	一四六	富山	六、四三八	二二六
愛知	一三、四三八	一二九	京都	五、七三七	九二
長野	一三、三三四	一六四	栃木	五、二五〇	一〇四
岡山	一三、三八	一七四	鳥取	五、〇三五	八二
岐阜	一一、六〇六	二〇四	秋田	四、五〇一	一二二
兵庫	九、三七七	一五〇	山形	四、三一	七四

福岡 八、八七六 一九四 島根 四、〇八九 六
地主組合 は組合數六八六、組合員數は四九、六四五人にて、前年同期に比し組合數は僅少の増加を示してゐるが組合員數は減少してゐる。地主組合も組合數、人員ともに昭和二年を最高として爾來漸減の傾向を示してゐる。大正十年以降の組合數及組合員數は次の如くである。

地主組合(括弧内數字は社會局調)

年次	組合數	組合員數
大正十年末	一九二	?
大正十二年末	二九〇(二九〇)	二二、五六一(三三、五六一)
大正十四年末	五三三(四九八)	三四、五五九(四四、九一七)
昭和元年末	六〇五(五九一)	四一、四三三(五五、八七九)
昭和二年末	七三四(六五五)	五七、〇五三(六〇、九六四)
昭和三年末	六九五(六四四)	五五、六九五(五四、三八四)
昭和四年末	六五五(六四三)	五五、一三八(四八、一〇四)
昭和五年末	六四〇(五九四)	五三、二七八(五〇、五四〇)
昭和六年末	六四五(四八五)	五〇、五五六(四三、七二一)
昭和七年末	六六二(五九九)	五〇、四五四(四五、三〇四)
昭和八年末	六八六(五九九)	四九、六四五(四三、二一〇)

備考 大正十年は警保局、同十二年は社會局。

地主組合の區域に就いては、全國を區域とするものは大阪の大日本農政協會(大正十四年創立)のみであつて、數府縣を區域とするものは存在せず、一府縣を區域とするもの十二、數郡を區域とするもの十三、一郡を區域とするもの三十二、數町村を區域とするもの五

十九、一町村を區域とするもの三百二十六、數大字を區域とするもの二十七、一大字を區域とするもの百九十、一大字未滿を區域とするもの八であつて、其の他は十八である。之が分布に付ては、青森、岩手、佐賀、熊本及沖繩を除く一道三府三十八縣に分布し、其の特に多い地方は愛知、奈良、岡山、新潟、兵庫、岐阜、栃木、三重、島根、埼玉の諸縣である。

地主組合中唯一の聯合體たるは大日本地主協會（大正十四年大阪に設立）であつた。本組合は組合員數及運動の點に於て獨り出色のもので、昭和五年十一月關東六縣農村振興會、東北十縣農政團體月曜會と共に農政團體聯合會を組織し、地主組合唯一の全國的聯合體として活動を續けた。而も本年一月一日より大日本農政協會と改稱し、その活動を期待されたが、各種の内部的事情より本年末一應解散の形式を採るに至つた。本協會の他その活動によつて注目されつゝある組合は群馬縣下強戸村の強戸村自治會あるのみである。

以上の地主組合は小作爭議に際し、互に連絡提携して、小作料請求、土地返還要求並に之が訴訟の提起、土地立入禁止或は債權確保を目的とする立毛其他の動産差押請負小作制度の採用等の手段をもつて小作人組合に對抗するのを常としてゐる。

地主組合の一種たる土地會社も近年増加しつゝある。土地會社とは一定の地域内の地主を以て組織せられ、其の出資者たる地主は永小作權の設定、賃貸、所有權の移轉等の形式に依り其の小作地の管理を會社に委ね、會社は地主に代つて從來の小作人に其の土地を小作せしめ、小作料の取立、小作地の管理其他を行ひ、其の代償として地主より手数料を徴收し、會社を經營せんとするものである。而

してその目的とするところは最近小作爭議益々紛糾するに至り、地主が年々繰返される小作料減額交渉等に付て個別的交渉を爲すことの不利と煩瑣とを除去し、小作人組合に對抗して積極的に地主の利益を擁護せんとするにある。

此の種の會社即ち小作關係事業の經營を主たる目的とする會社の近年の趨勢をみるに、現在土地會社で大正六年迄に設立せられたものは僅に十一會社に過ぎなかつたが、大正十四年には三十二會社となり現在に於ては百六會社の多きに及んでゐる。其の分布區域は一道二府二十三縣であつて、其の特に多い地方は奈良縣で之に次ぐのは岡山、愛知、香川、和歌山、神奈川、岐阜、京都、秋田、福島、諸府縣である。

協調組合 は小作人組合及地主組合とは趣を異にし大正十年以來組合數、組合員數共に増加の傾向を示してゐる。本年末は組合數二、三〇九、組合員數二七九、四三一人にて昨年に比し組合數二一、組合員數二〇、八一八人の増加である。本組合もその規模狭少のもの多く、一大字以下を區域とするものが過半數を占めてゐる。而して之等の組合は、岩手、神奈川、大分及沖繩を除く一道三府二十九縣に分布し、其特に多い地方は群馬、千葉、兵庫、新潟、岐阜、埼玉、山梨、香川、京都、秋田、徳島、岡山の諸府縣である。

第三章 中間階級者の運動

中間階級者の運動は、勢ひ俸給生活者の組合運動といふ形をとるわけであるが、その代表的で且つ古いものは高級海員の組合とも見らるべき海員協會であらう。俸給生活者といつても、海員協會に見

られるやうな比較的高級の俸給生活者が組合運動を進めつゝある例は他には見られないやうである。先年來サラリーマン組合なるものが、東京、大阪を中心に、屢々組織されたが、しかし出来ては忽ち遅緩するといった状態で、一途の發展を見なかつた。昨年来映畫從業員の組織が頓に伸展しつゝあるが、これを中間階級者の組合と見做し得るならば、その進展はまさに顯著であると見なければならぬ。たゞこれが中間階級と見られ得るや否やは一考を要する問題であり、その運動の形態からいへば著しく一般労働運動のそれに近く、何らか中間階級的な特殊形態をとつてゐるとは考へられないやうである。そしてその多くは、一般の労働組合運動の中に包括されて進められてゐる。

中間階級の運動は一般の労働運動とは別途の研究を要する特殊問題である。茲では左に現在するこの種組合をその所屬組合別にあげるに止める。(尙ほ左表は作表の便宜上昭和九年七月現存のものをあつめた。)

〔日本労働總同盟系〕

生保從業員組合	東京府芝區三田四國町二 (昭七、三創・昭九、七復歸)	一支部	組合員 二八	組合長 松岡 駒吉	不詳
大阪合同労働組合	大阪市北區曾根崎新地三ノ二三 (大二、一二)	同上	組合員 (内女) 八〇	組合長 計金正米吉	公樂座
(映畫演劇同盟)		支部	(内女) 八〇	主事兼映畫 演劇同盟責任者 村尾 重雄	其他在館映畫
(支部ノ形テ松竹興業從業員組合、組合長船司船郎アリ)					

日本工友會
京都市中京區西院洲田町
(昭九、三)

組合員
一五

組合長 西尾 末廣
主事 渡邊 清一
會計 小梶 正太郎
不詳

吳映畫從業員組合
吳市神田町八ノ八ノ三
(昭八、三)

組合員
六

組合長 前田 榮之助
主事 中本 春次
會計 杉本 博
映畫使人

〔全國労働組合同盟系〕

全國映畫劇場從業員組合
東京市神田區東福田町三
(昭六、六創立・昭九一、全勞内映畫組合ヲ統一)

二支部
組合員
(内女) 一、三六〇
(三三九)

委員長 靜田 錦波
書記長 渡邊 惣藏
會計 島田 清三郎
兵庫、大阪、京都、仙臺、栃木、神奈川、東京、日活系、新興、松竹、新SP、日活系

〔日本労働組合總聯合会系〕

大阪演劇從業員組合
大阪市南區高津四番町七二
(昭七、二三)

組合員
二七〇

組合長 坂本 孝三郎
主事 末中 勘三郎
松竹、日活系

兵庫縣司庫從業員組合
神戸市神戶區永澤町三ノ六六
(昭六、八)

組合員
(内女) 三五
(九八)

組合長 森脇 甚一
主事 小原 作治
食、一般關係用人

神戸興業
同
組合員組
(昭八、五) 右
五分會
組合員
(内女) 三
(六) 森脇 甚一
組合長
主事 角田 一郎
神戸劇
場、湊
座、湊
川温泉

〔日本労働組合総評議會系〕

關東醫務
同
從業員組
東京市四谷區七
軒町二
(昭八、六)
二支部
組合員
(内女) 三
(九) 枝川 雪枝
委員會長
書記長 今井 秀子
東京病
院、護
婦會、
共榮會
共榮會
護同病
院、下
谷病加
聖路加
病院

關東一般
同
使用人組
(昭七、九) 右
組合員
(内女) 三
(三) 夏川 清治
委員會長
松阪屋
三省堂
柳屋

〔全勞統一會議系〕

大阪映畫
同
從業員組
大阪市港區新池
田町一ノ二二
(昭七、二〇)
二分會
組合員
(内女) 三
(三) 家
委員會長
大阪流
市、二
映畫館
設備

〔日本労働同盟系〕

日本映畫
同
劇場從業
東京市神田區美
土代町二ノ一
(昭七、九)
七分會
組合員
(内女) 一
(五) 安藝 盛
組合長
主事 松浦 滿壽夫
不詳

文筆同志
同
(昭八、二〇) 右
三支部
組合員
七三
川上 利司
組合長
主事 川端 一二三
筆耕生
活者

關西一般
同
使用人組
大阪市西區阿波
座上通二ノ一
(昭七、四)
一支部
組合員
三八
書記長
日高 輝明
岩山
店其他

金澤映畫
同
演劇從業
金澤市高岡町四
七
(昭九、七)
二支部
組合員
三
委員會長
北村 季三郎
不詳

〔日本労働總聯盟系〕

大阪サラ
同
リーマン
大阪市北區相生
町七三
(昭六、六)
四支部
組合員
(内女) 三
(三) 淡河 繁清
組合長
不詳

大阪映畫
同
從業員組
(昭八、五) 右
三支部
組合員
一四〇
組合長
青山 耕花
不詳

〔日本労働組合全國協議會系〕

日本一般
同
使用人組
東京 (非合法狀態ニアルタメ詳細不明)
一般使
用人班
醫務班
教育班
勤勞班

〔其他〕

全國映畫
同
劇場從業
東京市四谷區竹
町一二三
(昭九、四)
五組合
全關
中日映
映映
松竹興
從
中央委員
牧山 秀華
桑山 香郎
船司 船郎
外十三名

海員協會
同
(明三九、二)
八出張所
組合員
三八六
會長
小泉 秀吉
高級船
員

關東俵給 生活者組 合	東京市豊島區長 崎東町三ノ二四 (昭六、三) 五分會	組合員 (内女) 三〇 (三〇)	組合長 吉川 守國 主事 山川 亮	新聞、 出版、 官公吏、 商、 店、 業員、 從
全國俵給 者協會	東京市芝區田村 町内田ビル (昭四、三)	組合員 一三	組合長 小池 四郎 主事 山中 繁太郎	大日本 製米會 社、 其他
全關東映 畫劇場從 業員組合	東京市淺草區三 間町二三 (昭八、三) 五支部	組合員 (内女) 八〇 (二八)	書記長 牧山 秀華 會計 三浦 信義	不詳
日本映畫 從業員組 合	東京市四谷區竹 町一二三 (昭八、四) 五支部	組合員 (内女) 七五 (二八)	委員長 谷 天 郎 書記長 大友 保	日活、 日興、 松竹新 興、 其他
映畫演劇 從業員東 部單一同 盟	東京市淺草區三 間町二三 (昭九、六)	組合員 八〇	委員長 東 滔 水	不詳
大日本映 畫人同盟	東京市蒲田區新 宿一二〇一 (昭九、三)	組合員 三〇	委員長 露久保賢治	不詳
中部映畫 同人組合	名古屋市中區門 前町三丁目 中春ビル (昭六、五) 一支部	組合員 (内女) 三〇 (三)	委員長 幸坂 幸造 書記長 藤岡 吟波	名古屋 全映畫 常設館
全日本映 畫從業員 組合	神戸市兵庫區永 澤町三丁目六六 (昭八、五) 三組合 九支部	組合員 (内女) 一五〇 (三〇)	委員長 森脇 甚一 主事 小松 瀧男	松竹、 日活、 系京阪 神映畫 館

第四章 婦人労働者の運動

無産階級婦人独自の團體並に運動としては、各無産政黨の傘下にある婦人同盟を見ねばならぬ。尤もその運動は政治的性質のものであり、従つて、第三篇「無産政黨」の篇中で取扱ふのが適當であるかも知れぬが、今は便宜上こゝで取扱ふこととする。蓋し、婦人労働者のみの「労働組合」としては見るべきものなきが故である。

本年中における無産婦人同盟の運動も往年に比すれば寂寥の感なきを得ない。その中で比較的健實なるものは社會大衆黨系の『社會大衆婦人同盟』(昭和七年八月廿七日、社會民衆婦人同盟と無産婦人同盟との合同によつて成立したるもの)と見られる。その主なる活動としては、その主催によつて「無産婦人大會」を舉行したこと、婦選大會に参加し徹底普選獲得の運動を試みたること、武藏野鐵道爭議において女子從業員の封建的差別待遇に對して國社婦人同盟と共に抗爭したことの外、二三の演說會の開催、等があげられる。

次に日本國家社會黨の傘下に昨七年七月十日成立したる『日本國家社會婦人同盟』は、本年に入つて母體たる日本國家社會黨の分裂・動搖に悩まされたが、八月十二日の中央委員會において、政黨支持を自由にして分裂を避けることを決定し、さらに名稱を『日本婦人同盟』と變更した。この同盟の本年における運動としては、建國示威に参加、出征兵慰問金街頭募集、等が目立つた。

次に大阪に存在した社會大衆黨支持の『無産婦人同盟』は、五月九日の執行委員會において社大婦人同盟の提唱により未だ決定せざりし社民婦人同盟との合同を決議した。

社大婦人同盟の綱領・政策は本年鑑前年度版にかゝる。「無産婦人大會」の狀況は次の如くであつた。

無産婦人大會（社會大衆婦人同盟主催）一月二十九日、於芝協調會館。出席者東京、沼津、名古屋、埼玉、千葉の各地より約百名。大會は社大婦人同盟本部執行委員提出の七議案と同婦人同盟及び關消聯婦人部の共同提出になる「インフレーション政策に關する件」を審議決定した。大會は殆ど波亂もなく豫定通り終つたが、關消聯婦人部長の統制下にその空氣は幾分とも左翼的な立場を見せてゐた。議長岩内とみえ氏、副議長赤松常子、勝目照子兩氏。「議事」一、徹底婦選獲得に關する件。二、無料産院、託兒所即時設置に關する件。三、墮胎法改正に關する件。四、七時間労働制實施に關する件。五、職業婦人保護法即時實施に關する件。六、人身賣買絶對反對の件。七、インフレーション政策に關する件。八、齋藤内閣打倒に關する件。一、消費組合への即時加盟——追加議案。（以上全部可決）。「緊急動議」「我々は現在政府の倉庫に死藏されてゐる米を安い値で拂下げて貰ひたい、この決議を大會の名で行ひたい」と提議。

無産婦人同盟執行委員會 五月九日、於大阪本部。田万明子氏の辭任以來缺員となつてゐた委員長の選舉、並に市議戰對策に關する件、及びかれて社會大衆婦人同盟よりの提唱にかゝる社民婦人同盟との合同に關する件を決した。「役員」執行委員長名村文子。書記長兼會計平岡初枝。會計監査藤岡イマ、佐藤カガエ。常任執行委員大濱セイ外九名。

第五章 労働者教育運動

我國における労働者教育に關する最近の研究（森戸辰男氏「我國に於ける労働者教育について」月刊大原研究所雜誌、九年八、九、十月號所載）によれば「労働學校の現状は微々として振はない」といふ。本研究所の調査によれば、昭和八年末現在において活動せる労働學校は（資本家的なもの、政府施設的のものを除いて）次の如くである。

- 一、獨立の労働教育をなすもの 十一校。（日本労働學校、大阪労働學校、神奈川労働學校、横濱労働學校、神戸労働學校、埼玉労働公民學校、プロレタリア政治學校、日本協同組合學校、上越農民學校、自由農民學校、強戸共愛女塾）
- 二、宗教的・人道的のもの 三校（日本農民福音學校、農村青年共働學校、純眞學園）
- 三、協調的のもの 三校（中央労働學院、協調會労働學院、廣島労働學校）

（但し右のうちにも閉校狀態に近きものがある。）

以上のうち獨立の労働者教育を施す十一校も、上掲論文の記するところによれば「稍性質を異にする農民學校を除外すれば、残り八校となり、そのうちにもなほ氣息奄々たるものもあるから、正常的な機能を發揮してゐる労働學校は恐らく日本労働學校、大阪労働學校ほか二三校にすぎないであらう」と。尙ほかやうに労働學校が現在不振であると云はれ所以は、學校數のかゝる激減といふことの外に、各學校の活動が萎縮してゐるためである。即ち、開校期間はだ

ん／＼短縮されて來てをり、生徒數は減少してをり、その生徒の質も變化して、組織労働者の割合が減じて市民層のものが相對的には却つて増加してゐる。尙ほこれに、政府施設の労働學校の増加傾向などをも収入れて考ふれば、労働學校不振の問題は更に質的な斷面をも示すことが觀取される。これらの諸問題については上掲研究論文と共に、同誌八月號所載本所調査「本邦主要労働學校現況一覽」の參照を乞ふこととする。

茲では右調査から主要事項を抄録し、上記十七校に加ふるに、本年中閉校したるもの若くは最近の活動の不明なるものをも併せてその状況を簡単に記述する。

日本労働學校 東京市芝區三田四國町、明治四四・九創立、大正一〇・九改稱、財団法人日本労働會館經營、理事長松岡駒吉。

〔授業〕 週三回夜二時間二科目、一ケ年修了、月謝五〇錢。

〔學科〕 經濟學(松下)、政治學(原)、社會問題概説(木村)、労働組合法(松永)、労働法(佐藤)、社會思想史(石川)、労働組合論(齋藤)、世界労働運動史(茂木)、財政學(河野)、實用經濟學(山崎)、日本労働運動史(上條)、消費組合論(福岡)、日本産業概論(山田)世界の貿易(西本)、婦人問題(赤松)、其他科外、研究會、演習等。

〔生徒〕 創立以來三三九名、三〇名(金屬、化學、紡績等、總同盟大部分、その他東交、東京瓦斯、海員各組合員)、卒業生總數三三九名。

〔入學資格〕 労働組合の派遣生及び個人(小卒程度)。

大阪労働學校 大阪市此花區吉野町一丁目、大正一一・六創立、大阪労働學校經營委員會經營、委員長 高野岩三郎。

〔授業〕 週三回・夜二時間一科目、一期三ヶ月、二期修了、一期三回。

〔學科〕 經濟學(齋藤・笠)、政治學(河上・高橋)、財政學(同上)、唯物史觀(森戸・小岩井)、労働組合論(松澤)、労働法制(小岩井・色川)、労働・社會運動史(森戸・松澤・小岩井)、科外——時局・農村・借家問題等(森戸・小岩井・笠・杉山・田万・辰巳)計六〇時間、その他研究會、討論會。

〔生徒〕 三九名(労働者一八、その他二一——全勞、官業勞、市電、總聯合、大衆黨、全水其他、卒業生總數九九一名)。

〔入學資格〕 無產團體所屬者・小卒。

神奈川労働學校 神奈川縣川崎市新川通、昭和二年一月創立、日本労働會館川崎分館經營、校長 三木治朗。

〔授業〕 週三回・夜二時間一科目、一ケ年修了、月一回。

〔學科〕 労働組合論(齋藤)、實用經濟學(山崎)、日本資本主義發達史(高戸)、政治學(西本)、社會思想(重廣)、社會立法論(片山)その他研究會、討論會。

〔生徒〕 五七名(總同盟、社會大衆黨所屬員)。

〔入學資格〕 總同盟加入労働者。

横濱労働學校 横濱市中區長者町八丁目 昭和三・四創立、森榮一經營、校長 同上。

〔授業〕 週二回・夜二時間一科目、三ヶ月修了。

〔學科〕 労働組合論(森)、労働法制(川島)、政治論(近藤)、社會主義史(近藤)、經濟學(高瀬)、科外——爭議論(高山)、國家社會主義論(林)其他計三六時間。

〔生徒〕 一八名(工場労働者特に精密工業——全部總聯合關係者) 卒業生總數一五六名。

〔入學資格〕 一般労働者にして總聯合加盟團體の推薦せる者、小卒。

神戸労働學校 神戸市兵庫區湊町三丁目、昭和八年五月創立、同校經營委員會經營、委員長 高野岩三郎。

〔授業〕 週三回・夜二時間一科目、一期三ヶ月、一期三圓。

〔學科〕 經濟學(松澤)、唯物史觀(森戸)、政治學(河上・中島)、労働組合論(米窪)、海上労働運動(西卷)、爭議論(永江)、價值論(佐藤)、産業史(佐藤) 計四二時間。

〔生徒數〕 九名(労働者——全勞、海員組合、社大黨その他)、卒業生總數二九名。

〔入學資格〕 無產者にして尋小卒、労働組合員優先。

埼玉労働公民學校 埼玉縣川口市金山町、昭和三年四月創立、昭和四年下半年より臨時講習に變更(理由——川口鑄物業會の極度の不況の爲め解雇・賃下等に因る爭議續發し開校困難となれるため)、東京鐵工組合川口支部教育部經營、校長 松永義雄、本科公民科の二級。

〔授業〕 週三——四回・夜三時間一乃至二科目、六ヶ月修了、一期五〇錢。

〔生徒〕 卒業生總數二〇五名(鑄物工、機械工、小商人等)

〔入學資格〕 勤勞者。

プロレタリア政治學校 東京市麴町區麴町八丁目、昭和五年七月創立、高瀬清經營、主事 高瀬清。

第二部第二篇 労働組合

〔授業〕 週三回夜三時間一科目、二ヶ月修了、授業料一圓五〇錢——二圓。

〔學科〕 社會運動史(高瀬)、經濟學(岡田)、唯物史觀(河上)、政治學(高瀬)、農村問題(角田)、婦人問題(堺)、最近政治情勢(龜井)他に研究會、演習等。

〔生徒〕 三五名(無產政黨員一五、組合員一〇、その他一〇)、卒業生總數四〇三名。

〔入學資格〕 小學校卒業以上の者。

日本協同組合學校 東京市本所區東駒形四丁目、昭和八年九月創立、日本協同組合教育協會經營、校長 賀川豐彦。

〔授業〕 一週四回夜二時間半一科目、三ヶ月修了、授業料三圓。

〔學科〕 社會問題概論(安部)、實際經濟學(北澤)、協同組合運動(賀川)、組合會計及簿記(伊藤)、消費組合論(山村)、保險論(園) 醫療組合經營法(黒川)、協同組合經營法(木立)、歐洲協同組合運動實情(長岡)、産業組合法規(濱田)、庶民金融(東畑)、農村社會學(杉山)、農村經濟更生(松村)、市場取引の實際(青山)、明治維新社會經濟史(山口)、日本産業組合史(小野)、社會倫理(安部)計九五時間。

〔生徒〕 二六名(消費組合員五、労働(農民)組合員一二、無產黨六その他)、第一期修業者一九名。

〔入學資格〕 團體推薦。

上越農民學校 新潟縣中頸城郡和田村下箱井、昭和六年六月創立、全國農民組合新潟縣聯合會上越協議會經營、主事 山田信十郎。

〔授業〕 青年部、婦人部一週二日夜二時間（少年部一週一回）一科目、月謝ナシ、期間不定。

〔學科〕 日本歴史、經濟學、法律、農村問題、農業經濟學、國際情勢、時事問題等、講師 沼田雅二。昭和八年五月行政命令に依り校舍閉鎖。

〔生徒〕 六四名（全農和田支部員、社會大衆黨和田支部員——農四一、勞九、その他一四）。

自由農民學校 大阪府北河内郡諸堤村字横堤、昭和八年二月創立、小岩井淨經營、責任者同上。

〔授業〕 週三回・夜、一期二ヶ月乃至三ヶ月、一期五〇錢位。

〔學科〕 農業經濟學、財政・自治、人類の歴史（以上小岩井）。

〔生徒〕 十數名（農その他、主として全農全會所屬員）。

〔入學資格〕 制限なし。

昭和八年秋農繁のため休校。

強戸共愛女塾 群馬縣新田郡強戸村成塚、昭和三・一創立、強戸農民組合婦人部經營、校長 須永かつ。

〔授業〕 農閑三ヶ月、一、二、三月中第一、第三日曜外祭日、三ヶ年修了、一年一圓。

〔學科〕 農業（須永）、農業加工（同）、裁縫（野村）、家事（須永）、普通學（須永好）。

〔生徒〕 六〇名（農五一、商四、職工五）、卒業生總數一三〇名。

〔入學資格〕 組合員の子女。

日本農民福音學校 兵庫縣武庫郡瓦木村高木、昭和二年二月創立、杉山元次郎經營、校長同上。

〔授業〕 週間日・晝間六時間——八時間・五科目、一ヶ月修了、授業料なし。

〔學科〕 農村經營、農村問題（以上杉山）、農村社會事業、農業經營（以上賀川）、農學、立體農學（以上藤崎）、農村副業（竹崎）、聖書（金田）、キリスト傳、基督教史（以上吉田）計二二〇時間餘、外に研究會、討論會等。

〔生徒〕 二二名（農）、卒業生總數七五名。

〔入學資格〕 一八歳以上・小卒。

同系統の臨時又は常設の農民福音學校は昭和七年六月現在五二校に及ぶ。

農村青年共働學校 静岡縣駿東郡富岡村葛山、昭和二・二創立、岡本利吉經營、校長同上。

〔授業〕 毎年一月十日より冬期五十日間、半日授業、半日開墾作業、授業なし、寄宿費用一期十八圓。

〔學科〕 生物發生學と進化論（石井）、遺傳學と育種學（見波）、生理學（福田）、組織學と病理學（星川）、理論物理學（石原）、近代思想と文藝（新居）、哲學と心理學（澤田）、農業制度講話（小野）、農業組織と農産價額論（中澤）、國際關係と滿蒙問題（大藏）、農村文學講話（大田）、農村婦人問題（住井）、都市生活の解剖（草野）、エスプレント語（中垣）。

純眞學園 横濱市外新治村美愛郷、昭和八年十月創立、經營者岡本利吉、園長同上。

〔授業〕 四月——六月、十月——十二月の各三ヶ月、一年二期、午前四時間授業、午後作業、費用二〇圓。

〔生徒〕 二二名(主に農、高小卒多)。

中央労働學院 東京市本郷區元町二丁目、大正九年六月、同院理事會經營、院長 栗野谷藏、普通・研究の二科。

〔授業〕 週四回・夜三時間、一期五ヶ月、無料。

〔學科〕 政治學、社會政策、經濟原論、社會學、哲學、財政學、倫理學、憲法、治安維持法、暴力行爲等處罰に關する法律、日本主義研究、日本社會史、明治維新史、近世西洋史等一九一時間他に科外講義六回、辯論演習一二回(講師——栗野、井伊、今井、内田、小川、太田、奥野、河井、川田、久保田、黒川、下河部他十餘名)。

〔生徒〕 昭和七年卒業生、三五名(大部分賃銀労働者)、卒業者總數一、四〇九名。

〔入學資格〕 十七歳以上の男女。

〔研究科〕 毎週二回指導、期間六ヶ月、無料。

〔入學資格〕 學院並に附屬日曜労働學院卒業者。

〔附屬日曜労働學院〕

〔授業〕 毎日曜午前三時間(學科)、午後二時間(辯論演習)、一期五ヶ月。

〔學科〕 社會政策、經濟原論、憲法、治安維持法・暴力行爲等處罰に關する法律、日本主義研究、日本社會史、明治維新史等六二時間(講師は學院と同様)。

〔附屬講師養成所〕 毎週一回指導、期間一ヶ年、希望により給費。
〔入所資格〕 學院研究科卒業生。

協調會労働學院 大阪市此花區朝日橋通三丁目西九條公園九條

青年會館、大正一一年九月創立、財團法人協調會大阪支所經營、院長 橋本能保利。

〔授業〕 本科・研究科一週三回、夜本科二時間半二科目、研究科一科目二時間、各科半年修了。

〔學科〕 本科——英語(若生)、工業要綱(吉岡)、労働法規(荒木)倫理學(七里)、労働問題(橋本)、經濟學(林)、社會政策(遊佐)合計一一七時間餘。研究科——社會保險(遊佐)、社會思想(林)、哲學(七里)、國體及政治(西村)、物價及金融(安原)、賃銀制度(橋本)、企業組織(富岡)、労働衛生及成災害防止(助川)、社會運動(池見)合計九四時間。

〔生徒〕 (本科)二五名(労働者二三、官吏一、その他一)、(研究科)二一名(労働者一九、官吏一、その他一)創立以來卒業生八〇九名。

〔入學資格〕 (本科)労働者但高小卒、(研究科)本本科修了者。

廣島労働學校 廣島市袋町、大正一三・九創立、廣島社會事業協會經營、主事龜澤國吉。

〔授業〕 週三回夜三時間二科目、一ヶ年修了、授業料年六圓。

〔學科〕 社會學(三九時間、岩井)、社會思想(三九、長島)、哲學(三九、久保)、文學論(三九、長島)、經濟學(三九、長倉)、労働問題及労働法(三九、井田)、憲法(三九、吉武)、刑法(三九、櫻井)、法通(三九、石黒)、日本思想史(一五、清原)、歐洲労働運動史(二一、新見)、科外——英文學、日本の國民性、時事解説その他。
〔生徒〕 七九名(大部分労働者)、創立以來卒業生三五一一名。
〔入學資格〕 高小卒、十八歳以上、筋肉労働者優先。

1 日本勞働總同盟系

日本勞働總同盟
東京市芝區三田四國
町二丁目六
(大、二、八、二)

二同盟
一〇聯合會
八三組
四九、〇九
(九、二四三)

顧問
會長
總主計
中央委員
鈴木文治
松岡廣吉
西尾末廣
福岡金次郎

關東同盟
東京市芝區三田四國
町二ノ六
(大、二、一、二)

二四組
三五、四七
(五、三六八)

會長
副會長
主計
松岡駒吉
三木治朗
齋藤健一
福岡金次郎

青年部
婦人部

東京聯合會
同右
(昭、三、四)

二三組
一七、二〇
(四、〇四九)

會長
主計
原虎一
德永正報
福岡金次郎

ナ
シ

東京鐵工組合
同右
(大、三、二)

五支部
三、九六
(九五)

組合長
組主計
內田藤七
原虎一

汽車會社、砂町工場、
永田サリヤス機械、
大和サシユ、高砂、
工業、中島電機、荏
原製作所、安立電氣、
東亞電機、須アルミ、
轉車、那須、日本自
日本電線、日本鉸釘、
小穴電機、東亞鉛
メッキ、櫻田機械、
日本鑄鋼、石井、小
岐本、昭石、井、鐵
工所、日本信、各、
野電機、岡部電機、
田中商會

「勞働婦人」月刊
「勞働經濟」
「社會大眾黨」支持
日本勞働組合會
議加盟

日本労働年鑑

三八〇

日本縫工組合	東京市品川区西品川 九六七 (大二三・三)	四七 (二五七)	組合長 小原源一 主計 小野信一	鐵道省被服工場	婦人部
中央合同労働組合	東京市芝區三田四國 町二 (大五・三)	三七支 部 二、七五 (五〇六)	組合長 齋藤健一 主事兼會計 池善二	玉川水道、東京ガス、 大日本セルロイド、 ロヤルセルロイド、 東京ゴム底、並木製 作所	青年部
紡績労働組合	同 右 (大五・二)	二支 部 三、七五 (二、四三)	副組合長 松岡駒吉 主事 大越半忠 富田繁藏	洋モス、京モス、日 本紡、富士瓦斯紡、 東京麻糸紡、久保田 織物	婦人部
出版印刷労働組合	同 右 (大五・〇)	五支 部 四、七五 (一三三)	組合長 徳永正順 主事 林永主	行政學會印刷工場	ナシ
關東電球硝子産業労働組合	同 右 (昭六・三)	二支 部 二、二四 (五三三)	組合長 徳永正報 主計 小野菊松太郎 武田松太郎	極東、佐染、高見、 前田、中央、丸左各 ガラス工場	ナシ
運輸労働組合	同 右 (昭二・六)	五三	組合長 藤原伊之助 主計 富田繁藏 福岡金次郎	淺草、秋葉原、三河 島、合同運送、飯田 町、千住、隅田川、 汐留、從業員、京濱 電車自動車部、三井 物産石炭部	ナシ
東京自動車同 志 會	同 右 (昭四・四)	九支 部 八、三〇 (二)	組合長 松岡駒吉 主計 塚原清満 福岡金次郎	タクシー從業員	ナシ
東京塗裝工組合	同 右 (昭六・五)	二支 部 一、三三 (一、七五)	組合長 原虎一 主計 林岡金次郎 福岡金次郎		
生保從業員組合	同 右 (昭七・三)	五分 會 二五	組合長 松岡駒吉 主計 藤岡久治 鈴木木久	サラリンマン	

八年五月、中央硝子工組合ヲ改稱

神奈川合同労働組合 (昭四・七) 川崎市新川通五九 四支部 (四〇) 組合長 土井直作 主事 由良多一郎 會計 知久勇太郎 神奈川コークス、大日本化学、保土ヶ谷、ソノタ、東高島驛、炭運送人、自由労働者、頭船夫、自由労働者 ナシ	石油労働組合 (大二・五・四) 横濱市鶴見區潮田町二四五九 三支部 (二五) 組合長 近藤武男 主事 川畑幸藏 日本石油、スタンダード石油 青年部 婦人部	神奈川電気労働組合 (大二・五・三) 同右 三支部 (三〇) 組合長 土井直作 主事 藤田七之助 東電 青年部 婦人部	神奈川製材労働組合 (大二・五・六) 同右 二支部 (一七) 組合長 木村万一郎 主事 齋藤 太平洋木材、新興製材、吉野製材、石田、寺門、濱本、峰岸、各製材工場 ナシ	神奈川鐵工組合 (大二・五・三) 同右 二支部 (一四・一五) 組合長 近藤武男 主事 由良多一郎 市原ポンプ、大革工、具、屋井乾電池、佐倉金庫、東京クロム、ム、東京螺子、小澤製鐵、東京灣埋立 青年部 婦人部	神奈川聯合會 (大二・五・四) 川崎市新川通五九 六組合 (一、〇七四) 會長 三木治朗 主事 兼會計 土井直作 日本鋼管、日蓄、富士製鋼、淺野造船、鐵部、淺野ドック、市原、井乾電池、大革工、具、屋井乾電池、佐倉金庫、東京クロム、ム、東京螺子、小澤製鐵、東京灣埋立 青年部 婦人部	八王子労働組合 (八王子市外西長沼、大五・五・創、員八、長森壽) 七支部 (四六) 組合長 熊本虎藏 主事 山下鶴松 會計 榎本忠吉 日本、明治、秋元、皮革工場、スタンダ、ード、東京、製靴工場、鎌田セルロイド 青年部	東京革工組合 (大二・四・五) 東京市足立區千住二丁目 七支部 (四六) 組合長 熊本虎藏 主事 山下鶴松 會計 榎本忠吉 日本、明治、秋元、皮革工場、スタンダ、ード、東京、製靴工場、鎌田セルロイド 青年部	逓友同志會 (昭九・七・復歸) 同右 一支部 (二九) 組合長 松岡駒吉 會計 生野嘉三郎 逓信部内従業員

染色労働組合 横濱市中區宮本町二ノ二四 (昭三・三) 六支部 副組合長 土井直作 秋山、宮崎、伊豆庄、江口、守安其他染工場 青年部 婦人部

製網労働組合川崎支部三(一八三)、セメント労働組合川崎支部三(三五)同上三河支部三、關東釀造労働組合カスケード支部二七(三〇)同上京濱支部二五、紡績労働組合平塚支部三〇(一八〇)同上川崎支部三三(一五三)同上保土ヶ谷支部三九(一九三)

〔地方部〕

關東釀造労働組合 東京市芝區三田四國町二 (大二三・七) 一支部 組合長 小岩井和助 日英カスケード、關東釀造、藤崎工場、福島商會、東京パイプ、金子オブライト、栗本牧場、伊勢崎駒形、中西、岡、各醬油工場 ナシ

埼玉労働組合 埼玉縣草加町松江町五四 (大二五・二) 二支部 組合長 中野良次郎 大阪窯業東京工場、帝國煉瓦工場 ナシ

關東交通労働組合 群馬縣澁川町下郷 (昭四・四) 二支部 副組合長 小岩井和助 群馬自動車、阪東自動車、伊香保自動車 ナシ

秋田製材職工組合 秋田縣能代港町畑町 (大八・二) 五支部 副組合長 佐藤忠三 東北、能代、昭和、秋田、能代、杉本各製材、秋田釀造用器 青年部 婦人部

秋田樽丸工組合 同右 (昭五・五) 三支部 副組合長 古澤斐太郎 大喜、大米、相松、他十數工場 青年部

關西労働同盟會 大阪府北區曾根崎新地三ノ二三 (大八・四) 七聯合會 組合長 西尾末廣 青年部 婦人部 「労働者新聞」月刊

大阪聯合會 同右 (大六・六) 八組合 組合長 西尾末廣 青年部 婦人部

◇日本労働同盟関西地方組織主要組織八十一月、總同盟大阪聯合會へ合流ノ管

大阪金屬労働組合 (大〇・七)	五支 部 五、〇五三 (三九)	組合長 前田 直種 男 主 計 長 田 孝 三	久保田、栗本、正田、高橋鐵工所、發動機會社、大阪電機工業所、瀬尾汎建製作所、坂口鑄造所、藤田工業會社、出原鑄造所、大阪製鎖所、田中車輻工場	婦 青 人 年 部 部
大阪合同労働組合 (大〇・二)	二支 部 二、六三三 (二八)	組合長 金正 米吉 主 事 村 尾 重 雄	水谷製鋼所、小西硝子製造所、松竹其他映畫常設館	婦 青 人 年 部 部
大阪印刷出版労働組合 (大四・二)	六支 部 五〇五 (四三)	組合長 小林 廣吉 主 事 市 田 清	濱田印刷所	青 年 部
關西紡績産業労働組合 (大五・三)	九支 部 三、九〇〇 (二、二〇六)	組合長 山口 正義 廣 主 計 長 田 孝 三	東洋紡、日本紡、日本絹績、鐘紡、長崎紡	婦 青 人 年 部 部
遞友自治會 (昭七・六)	五支 部 四〇〇	組合長 鈴木 文治 一 主 計 長 村 尾 重 雄	遞 信 局	青 年 部
電線工組合 (大二・四)	五支 部 八八〇 (二〇〇)	組合長 前田 種男 主 計 長 羽 生 忍	住友電線製造所	婦 青 人 年 部 部
大阪陶業労働組合 (昭三・三)	二支 部 (五)	組合長 元阪 順次 主 計 長 上ヶ辻 榮太郎 松夫	大阪陶業佐野工場	婦 青 人 年 部 部
泉南地方協議會 (大阪府岸和田市田南町一、五〇、昭五・二創、二支部、員四三(四)長元阪順次)				
京都聯合會 (昭五・六)	五組 合 九五五 (六八)	會長 西尾 末廣 主 計 長 林 宏 吉		婦 青 人 年 部 部
京都金屬労働組合 (昭七・六)	五支 部 二六六 (一五)	組合長 國島 泰次郎 主 計 長 大仲 規矩 夫	富永製作所、大谷金庫、赤坂、村仲、伊藤、仲銅所	ナ シ

日本労働年鑑

三八四

京都合同労働組合 (昭三・五) 同右	五支 一重部	組合長 渡邊清一 主計 小島新二 事務 中島作次	雑産業	青年部
京都友仙職工組合 (昭九・四) 同右	二支 三三	組合長 西尾末廣 主計 服部岩藏 事務 大橋俊二	織維産業	不詳 九年度新加盟
日本工友會 京都市中京區西院淵 田町 (昭九・三)	一重	組合長 西尾末廣 主計 渡邊清一 事務 小袴正太郎	不詳	九年度新加盟
京都運輸労働組合 (京都市下京區三哲醒ヶ井上ル、昭四・九、創、員五、長西村仙二郎) 關紡京滋支部九(五三)、製樽工伏見支部二四七	三組合 三、三〇六 (四八三)	會長 今津菊松 主計 金子定雄 事務 宗像定雄	ナシ	
兵庫縣聯合會 神戶市兵庫區須佐野 通四 (昭五・六)	二支 六三	組合長 山下榮二 主計 渡邊伊勢夫	久保田鐵工所	ナシ
尼ヶ崎金屬労働組合 (大二三・三)	二支 四三 (二一〇)	組合長 林元一 主計 山崎春夫	木管工場	青年部 婦人部
尼ヶ崎木管工組合 (大二〇・三)	二支 一三	組合長 八谷幸太郎 主計 竹島兼作	金屬産業	ナシ
尼ヶ崎合同労働組合 (大二三・三) 同右	六支 一〇 (二)	組合長 金子巽 主計 山本傳治	攝津樽製造業組合	ナシ
關西線釘同志會 (昭五・五) 同右	六支 四九	組合長 尾道德藏 主計 山本傳河	雄産業	ナシ
灘製樽工組合 (大二三・三) 兵庫縣御影町濱中	二支 二〇	組合長 今津菊松 主計 櫻井信一	雑産業	ナシ
灘合同労働組合 (昭六・三) 同右	二支 一〇	組合長 櫻井信一	雑産業	ナシ
神戸合同労働組合 (昭六・三) 神戶市兵庫區須佐野 通四	一六	組合長 櫻井信一	雑産業	ナシ

扇港染色労働組合 同右 (昭六・二〇) 二支部 (一五) 組合長 今津 菊松 織維産業 ナシ
 尼ヶ崎ゴム従業員組合 神戸市脇濱町三丁目 (昭七・五) 三五 (二五〇) 組合長 近藤 正之進 主事 宗像 定雄 會計 森 梅治 化學産業 婦人部
 灘輪竹工組合 (兵庫縣御影町濱中、大三・三、創、二支部、「員」六、「長」横川榮一) 灘ゴム工組合 (西宮市用海町二八三、昭五・七、創、二支部、「員」六(三)、「長」今津菊松) 西宮市従業員組合 (事務所同上、昭八・五、創、「員」五、「長」今津菊松) 關紡尼ヶ崎支部(三)同上神戸葺合支部(一五)製綱兵庫支部(一三(五))直屬三五

愛知縣聯合會

名古屋市中區元田町 八組合 (一、四八) (四〇〇) 會長兼會計 小泉 七造 主事 佐久間 勤一 婦人部

中京鐵工組合

同右 (昭五・三) 三支部 (一五) 組合長 高野 芳太郎 主事 吉川 照義 中京鐵工所、豐田自動車織機、紡機工場、時計工場 婦人部

中京紡績労働組合

同右 (昭七・七) 二支部 (二六) 組合長 小泉 七造 會計 鈴木 保門 織維産業 婦人部

中京合同労働組合

同右 (昭七・七) 一八支部 (一五) 組合長 佐久間 勤一 主事 速見 内一 會計 伊藤 新次郎 雜産業 婦人部

名古屋時計工組合

名古屋市南區波寄町 一六 (昭七・六) 二支部 (一三) 組合長 鳥居 幸右衛門 主事 堀田 晴明 會計 水藤 源五郎 時計製造工場 ナシ

中京木材労働組合

名古屋市中區向町一 四 (昭七・六) 四支部 (二五) 組合長 小泉 七造 主事 藤本 安太郎 會計 足立 音松 小島ラケット工場、高野時計製造所 婦人部

中京化學労働組合

名古屋市南區西築地 三 (昭八・八) 二支部 (二五) 組合長 田中 善司 主事 山口 進 會計 伊藤 良臣 化學産業 婦人部 新加盟

中部合同勞働組合 岐阜市鶴田町一田端
(昭七・六)

二〇
(三〇)

組合長 小瀬木兼市 雜業 青年部
主事 須賀憲二 雜業 婦人部

一宮合同勞働組合 一宮市日吉町五六
(昭六・五)

三〇
(二〇)

組合長 梶田勝利 雜業 青年部
主事 上原鐵造 雜業 青年部

中四聯合會 廣島縣清調郡因島土生町

五組合
一、四八

組合長 金正米吉 雜業 ナシ
主事 金下武夫 雜業 ナシ
會計 木下武夫 雜業 ナシ

因島勞働組合 (大二・二)

七〇

組合長 金光平 大阪鐵工所因島工場 青年部
主事 杉山常一 大阪鐵工所因島工場 青年部
會計 木下武夫 大阪鐵工所因島工場 青年部

向島造船勞働組合 (昭三・二)

二〇

組合長 黑田初枝 向島ドック 青年部
主事 花崎榮二 向島ドック 青年部

福山勞働組合 福山市新馬場町
(昭三・三)

一〇

組合長 金光平 一般産業 ナシ
主事 岩部石男 一般産業 ナシ

中國紡織勞働組合 (福山市新馬場町、昭三・九、創、「員」八〇、「長」金光平) 吳映畫從業員組合 (吳市神田町八ノ八ノ三、昭八・三、創、「員」五八、「長」前田榮之助) 遞友、土生支部(二五)、石油、糸崎支部(二五)

九州聯合會 小倉市南山越町
(昭三・二)

六組合
一、六七
(八八)

組合長 伊藤卯四郎 青年部
主事 久保時造 青年部
會計 帆米勇 青年部

下關運輸勞働組合 下關市岬町篠内
(昭三・七)

三〇

組合長 十池禮三 運輸産業 ナシ
主事 河村治三郎 運輸産業 ナシ

日本石炭坑夫組合 飯塚市西菰田南通
(昭四・四)

三六

組合長 伊藤卯四郎 忠隈、麻生、久垣、大
主事 宮崎太郎 峯、鳥廻、龜山、大
會計 笹岡正美 谷、金剛、目尾、炭坑 青年部

長崎印刷技工組合 長崎市稻佐町
(昭六・六)

一三

組合長 田中定吉 誠舍 ナシ
主事 吉岡定一 誠舍 ナシ

小倉伸仕勞働組合 (小倉市東富野、昭五・三、創、「員」一五、「主事」崎野秀丸) 門司印刷勞働組合 (門司市葛葉二タ松町、昭七・七、創、「員」三五、「長」白木清三) 筑豐合同勞働組合 (直方市蛭子町、昭八・三、創、「員」九〇、「長」岡本與市) 製綱、小倉支部(五八內女八八)、セメント、

門司支部(三七)石油、戸崎支部(六)直屬二七

高知縣聯合會
(昭九・二〇)
高知市中須賀町

五組合
六〇〇
會長 氏原 一郎
主事 山中 勇三郎

青年部 九年度新加盟

高知縣自由労働者組合(高知市上本町二、昭九・二〇、創、員二五〇)高知建築從業員組合(同上、五〇)土佐機械和紙從業員協同會(同上、五〇)
旭製紙労働組合(高知市旭元町二丁目、昭九・二〇、創、一五五)高知印刷從業員親友會(同上、五五)

〔直屬〕

製網労働組合
東京市芝區三田四國
町二ノ六
(大二・五・三)

三支部
一、六五
(三二四)

主事 三木 治朗

東京製網川崎、兵庫
小倉各工場、東洋製
網

青年部
婦人部

セメント労働組合
同 右
(昭四・四)

三支部
五五四
(二五)

組合長 三木 治朗
主事 土井 直作

淺野セメント川崎工
場、門司工場、三河
セメント

青年部
婦人部

2 全國労働組合同盟系

全國労働組合同盟

東京市神田區東福田
町三
(昭五・六・一)

六聯合會
盟組 合
盟、〇〇八
(八、〇九六)

中央委員長 河野 忠雄
主事會計局長 菊川 密
關西事務局局長 鈴木 悅次郎
中央委員 鈴木 悅次郎

○山木 悅次郎
○茅野 常太郎
○天滿 芳太郎
○井上 良二
○高橋 良二
○大森 種市
○渡邊 惣藏
○永江 一夫

專門部長 菊川 忠雄
政治部長 山口 常次郎
爭議部長 鈴木 悅次郎
組宣部長 井上 良二
教育部長 大森 種市
青年部長 渡邊 惣藏
出版部長 高橋 貞治
婦人部長 後藤 貞密
調查部長 河野 清臣
國際部長 田島 廣近
法律顧問 白鳥 廣三郎
共濟顧問 高野 丈太郎
賀川 豐彦

青年部
婦人部

(全國労働新聞)
月刊 社會大衆黨支持
日本労働組合同盟
組合現有勢力ハ
九年八月現在ヲ
示ス

(〇印ハ常任執行委員)

東京聯合會	東京市神田區東福田町三 (昭五、八、三)	七組合 九、五九四 (七九六)	會長 茅野 真好	婦青年部	
關東化學一般勞働組合	同 右 (昭八、九、六四)	二支 部 一、六四三 (三三〇)	組合長 岩内 善作 主 事 茅野 真好	婦青年部	關東化學一般ト 關東食產トノ合
關東金屬產業勞働組合	同 右 (昭四、二、〇)	一〇支 部 八八四 (八〇)	組合長 菊川 忠雄 主 事 植田 重義	婦青年部	
日本運輸交通勞働組合	同 右 (昭八、六、二〇)	三支 部 一、九三三	委員長 河野 密 主 事 天満 芳太郎 會計 角屋 利作	青年部	日本運輸、日本 運輸交通ノ合同
全國映畫劇場從業員組合	同 右 (昭九、一、三九)	全國組織 三支 部 一、〇五五 (二二〇)	組合長 靜田 錦波 書記長 渡邊 惣藏 會計 島田 清三郎	婦青年部	大阪化學一般、 全映畫同盟、神 戶藝伎、廣島映 畫等ヲ包括統一 直屬組合
東京乘合自動車現業員會	同 右 (大四、二、二)	四支 部 六四五 (二〇三)	組合長 高橋 涉	婦人部	
關東木材產業勞働組合	同 右 (昭五、六、)	一六支 部 四六五	組合長 淺沼 稻次郎	青年部	

東京地方自由労働者組合 (同右) (昭五、二〇、)

二支部 三、一〇〇

委員長 淺沼稻次郎
書記長 岡村良二

東京市土木、関係諸
事業、登録労働者

青年部

關東革技工組合

東京市荒川区南千住
町二ノ四 (昭三、三、)

八支部 (五〇)

組合長 關 權 藏

日本皮革、日本製靴
東京製靴、日本建築
紙工、高崎板紙千住
工場、甲子製紙、鯨
岡紙器、齋藤商店

青年部
婦人部

◇日本労働同盟關東同盟ヲ中心トスル勢力ハ九年十一月全勞東京聯合會ヘ合流ニ決定

關西事務局

大阪市此花區江成町
二三 (昭五、六、)

局長 鈴木悦次郎
主事 山口常次郎

大阪聯合會

大阪市此花區江成町
二三 (昭四、一〇、)

八組合
二六、五元
内女不明

會長 山口常次郎
主事 鈴木悦次郎
財政部長 桑高南海士

青年部
婦人部

九年、度聯合會大
會報告ニ據ル

大阪金屬組合 (同右) (大三、四、)

五支部聯
五支部 七、五九

組合長 山口常次郎

藤永田造船所、戸畑
鑄物、住友製鋼、大
阪鐵鋼、宇治川鐵鋼
日本鐵鋼、汽車會社
大阪鐵工、大坂亞鉛
廣瀨鐵工所、淺田、
井上、岩橋製作所、
東洋鐵伸銅

青年部
婦人部

大阪化學一般産業労働組合 (同右) (昭六、三、)

三支部 三、一四

組合長 鈴木悦次郎

ラサ島燐礦、高木、
伊藤各瑛瑯、太洋、
日本各エナメル、神
谷硝子腕環、大日本
セルロイド、大阪ガ
ス、印刷、飯食

青年部
婦人部

全映畫同盟ハ全
映ノ支部トシテ
改組

大阪運輸交通労働組合

大阪市港區安治川三
ノ一五 (昭三、九、三〇)

一支部 一、九三

組合長 井上良二

大正運輸、仲島組、
安治川船夫、富榮
組、島田組

青年部

大阪都市従業員組合

大阪市港區八幡屋松
ノ町二ノ二〇七
(昭七、三、改組)

五支部聯
一、二八三

組合長 田万清臣

大阪市保健部、港灣
部、土木部、衛生部

青年部
婦人部

大阪電氣從業員組合	大阪市此花區江成町二三 (昭六、六、三)	七支部 九三	組合長 山口常次郎	大阪市電氣局	青年部
大阪履物勞働組合	大阪市天王寺區下寺町四ノ一〇 (昭七、八、三六)	八支部 三七〇	組合長 山口常次郎	履物工	青年部
泉州勞働組合	堺市九間町東一丁目 (昭六、六、二)	三支部 三〇〇	組合長 油谷寅松	秤工場、製藥工場	青年部
日本紡織勞働組合大阪支部聯(大阪市此花區江成町二三、五支部、「員」二四、代表者 鈴木悅次郎) 全國映畫劇場從業員組合大阪支部(大阪市此花區江成町二三、三分會、「員」二三、代表者 左古信夫) (備考) 九年七月十五日、關西勞働總聯盟ハ全勞大阪聯合會ヘノ合同ヲ完了					

神戸聯合會	神戸市葺合區布引町 三ノ一四 (昭七、六)	六組合 五、一〇〇 (一、三五)	會長 永江 一夫	青年部 婦人部
播州化學産業 労働組合	兵庫縣加古郡高砂町 農人町 (昭六、一〇)	三班 四、五 (六〇)	組合長 西 川 類	三菱製紙、多木肥料 山陽皮革、大同マツ チ、岩崎マツチ ナシ
阪神合同労働組合	(尼ヶ崎市北城内九七、昭五、九、創、 員三五、長福島玄)			
阪神金屬 労働組合	同 右 (大五、二)	三支部 一三〇	組合長 福 島 玄	青年部 婦人部
福山労働組合	福山市中町四〇三 (昭三、三)	九支部 四、九三 (八三)	組合長 久下 本有 主事 三谷 文太郎	青年部 婦人部
廣島統一 労働組合	廣島市鷹司町一〇五 (昭七、三)	七支部 (二五)	組合長 佐竹 新市 主事 吉本 隆市	青年部 婦人部
			染色、金屬、木材、 運輸	九年七月現在

高知聯合會

高知市石井町石立
(昭五、六、)

組合
九〇
(二七)

會長 小笠原國躬

青年部
婦人部

海南合同労働組合(昭四、七、)員(四〇(三)、(長)小笠原)、高知製紙労働組合(昭六、六、)員(四〇(一七)、(長)小笠原)、高知印刷出版労働組合(昭

五、二、)員(三〇、(長)小笠原)

全敦賀合同労働組合

福井縣敦賀町神樂町
(昭六、七、二八)

六支部
三〇
(二〇)

組合長 山口小太郎
主事 山本久馬
會計 植本宗証

映畫、木材、建築、
自由、

青年部

京都一般労働組合

京都市上京區鞍馬口
大宮西入下ル
(昭八、)

二支部
二五
(ナシ)

組合長 辻井民之助

青年部
婦人部

八年十二月改組

和歌山統一労働組合

和歌山市南汀町一
(昭八、三、)

二支部
三〇
(四)

組合長 雪下健三
主事 松坂榮二郎

新興捺染、和歌山綿
布、南海木材

青年部
婦人部

八年三月、和歌
山化學ト和歌山
一般木材ト合同

滋賀化學一般労働組合

大津市石山鳥居川町
二三八
(昭八、三、)

五支部
四二
(一八)

組合長 元保持
主事 久保太郎

東洋レーヨン、旭ベ
ンベルグ、日本紡關
ケ工場、日本電
力、近江帆布新興靴
下、

栃木縣聯合會

栃木縣鹿沼町上田
(昭五、六、)

三組合
一、三五

會長 石山寅吉

青年部
婦人部

郡山労働組合(郡山市古館町三、大五、七、創、三支部、員一五、長、田中利勝)東北合同労働組合(八戸市古常泉下三、昭三、三、創、三支部、員五、長、西村菊次郎)

北海道聯合會

函館市西川町九二
(昭八、三、)

會長 鶴本徳太郎
主事 進藤浪二
會計 佐藤常彌

青年部
婦人部

九年七月現在
函館地方労働組
合協議會ヲ改組

函館合同労働組合(同右、昭五、六、創、員三八、長田中潔)函館運輸労働組合(同右、昭七、一、創、員三、長三浦政治)函館出版労働組合(同右、昭五、六、創、員六、長中山清)函館市衛生従業員組合(同右、昭三、六、創、員五、長若松鐵藏)

神奈川縣聯再建
委員 會

東京市神田區東福田
町三（同盟組織部取
扱）

二四〇
（七五）

組合長 天滿芳太郎

ダンロップ
護謨從業員組合

神戸市葺合區筒井町
三丁目三一五
（大〇、八）

一、三三〇
（六〇〇）

組合長 高岡辰治
主事 土井槌松

ダンロップゴム

青年部
婦人部

九年三月加盟

〔本部直屬〕

日本紡織
労働組合

東京市神田區東福田
町三
（昭三、四八）

一六支 部
五、五二
（四、六二）

組合長 上條愛一
副組合長 鈴木悦次郎
主事 茅野眞好

京モス、東洋紡、富
士瓦斯紡、足利山保
毛織、日本紡

青年部
婦人部

九年三月、京モ
ス吾嬬工場從業
員組合加盟

日本鑛夫組合

同 右
（大九、八一）

九支 部
九、五〇
（四〇）

組合長 高梨二夫

磐城伊勢炭礦、茨城
小田、小坂、別子他
各地鑛山

青年部
婦人部

3 日本労働組合總聯合系

日本労働組合
總 聯 合

東京市芝區三田四國
町一五
（大二五、一二七）

五聯合會
三組合
二七、〇三六
（一、七三〇）
（九年度）
（大會報）
（告、九）
（年三月）
（現在）

委員長 坂本孝三郎
會計 皆川利吉
中央執行委員 高野久藏
宇野信次郎
皆川利吉
坂本孝三郎
橋本定吉
末中勘三郎
森島榮一
川脇甚三
森脇好男
佐野好男

顧問

山崎今朝彌
高橋龜吉
金子忠吉

青年部
婦人部

「労働運動」月刊
新日本國民同盟
＝好意的支持會
日本労働組合會
議加盟

東京聯合會

東京市芝區三田四國
町一五
（大二五、一二七）

一〇組合
九、〇九七
（六六二）

會長 高山久藏
會計 皆川利吉

青年部
婦人部

日本精技會	東京市品川區東大崎 四ノ二一六 (大・四・三・三)	三支部 (一八)	組合長 菅沼末吉 主事 林末吉	日本精工會社、門田鐵工所、中島電機、日本車輛會社	青年部 婦人部
京濱勞働技友會	東京市大森區入新井 一ノ一〇五 (大・三・四・二六)	三支部 二・二五 (二五)	組合長 高橋峰吉 主事 佐久間岩吉	東京瓦斯電氣、大森機械、日本特殊鋼	青年部
荏原地方工場從業員組合	東京市荏原區戸塚四 二九 (昭・五・四・二六)	七支部 (四・四・六) (五・六)	組合長 小管寅吉 主事 田中寅吉	七歐商會、東京鐵道信號、目黒製作所、信田工業、安達電機、門田、協本、國藤鐵工所	
城南技工組合	東京市目黒區日光町 一五一今井方 (昭・五・二・二九)	一支部 二・二七 (五・三)	組合長 今井猛昇 會計 武藏	安立電氣	青年部 婦人部
東京工勞組合	東京市芝區三田四國 町一五 (大・二・二・三)	八支部 二・三〇 (二・四)	組合長 高橋慶次 主事 岡本鐵治	池貝鐵工、小林電機、山越鐵工、大野製作、東京機械、明治電機、東京製作、佐藤工業、宮地鐵工	青年部
東京硝子工組合	同 右 (昭・六・二・二)	六支部 (四・八)	組合長 小林利造 主事 勝倉富次郎	小泉、坪内、日比野各硝子工場、第一製壘、和田製壘	青年部
日本勞技會	東京市向島區隅田町 三ノ四五九 (大・八・四・八)	八支部 二・二五 (二・一)	組合長 宇野信二 主事 長谷川艷吉	日本車輛	青年部
關東染色勞働組合	東京市芝區三田四國 町一五 (昭・四・四・二〇)	一支部 二・二五 (二・三)	組合長 村上直治 主事 井上直治	東京織物	青年部
京濱船夫組合	同 右 (昭・五・二・二〇)	六支部 一・二五 (三・四)	會長 遠藤淺次郎 主事 岡見鶴市		青年部 婦人部
東京支部聯合協議會					

東京工場従業員 組 合 (昭六・九・二五)	八支部 (四〇四) (五六)	組合長 左右田勘二郎 會計 皆川利吉	不二サツシュ、日本 蓄電池、大同信號、 井口鑄工所、八千代 電氣	青年部 婦人部
不二協和労働 組 合 (昭八・三・六)	一支部 (三三)	組合長 比留川松五郎 主事 鈴木守一		青年部 八年度新加盟
關東染色労働八王子支部(員二六、長、河合幸次郎)、直屬支部(四三六(七)、長、皆川利吉)				
神奈川縣聯合會 横濱市中區長者町八 ノ一一九 (昭四・八・二三)	六組合 (二、七三) (三三六)	會長 森 榮一 主事 兼會計 川島 稽三		青年部 婦人部
神奈川金屬労働 組 合 (昭七・三)	七支部 (八七) (七三)	組合長 風岡高次郎 主事 川島 稽三	日蓄、富士製鋼、富 士電氣、日本家具鋼 材、日本樂器、日本 光機、日本鑄造	青年部 婦人部
京濱出版労働 組 合 (昭五・八・二)	二支部 一分會 (四八) (三)	組合長 森 榮一 主事 川島 稽三	文壽堂、大橋印刷所、 山縣印刷所、横濱活 版舍	青年部 婦人部
京濱司厨會 横濱市中區石川町一 ノ一〇 (昭三・四)	六支部 (五六) (二三)	組合長 森 榮一 主事 渡邊阿久里	ホテルニューグラン ド、記念會館、神奈 川會館	婦人部
京濱船夫組合 横濱市中區長者町八 ノ一ノ九 (昭三・二)	七支部 (四〇)	組合長 遠藤淺次郎 主事 岩田 道則	共同運輸、東運輸關、 石川組、ニイケル、 オーストン、宇都宮 各回漕店	青年部
横濱一般労働 組 合 (昭四・八)	七支部 (三七)	組合長 川島 稽三 主事 北村 豐	大日本麥酒、キリン ビール、加藤製氷	青年部
關東水上俸給者 同 盟 (昭七・一)	二支部 (一三)	組合長 森 榮一 主事 階堂 登	サラリーマン	青年部

愛知縣聯合會

名古屋市東區東二葉町七
(昭六・三・二五)

二組合
五六

會長 石井光雄
主事 土屋一

專門部制廢止

名古屋硝子工組

同右
(昭五・九・二七)

八支部
三六

組合長 土屋一雄
主事 中山恒助

平松、平澤、若杉、
各硝子製罐所、箕浦、
平林、木村、渡邊、
各硝子工場

青年部

愛知纖維勞動組合

同右
(昭六・六・二五)

二支部
一六

組合長 福江東一
主事 奥田春繁

國枝製綿所、堀尾染
色工場、綿覺製綿所

青年部
婦人部

直屬支部(員、四、長、石井光長)

大阪聯合會

大阪府北區曾根崎新地三ノ二九
(大・二・一七)

一四組合
二、七、五
(五三)

會長 今井武吉
主事 橋本定吉

藤永田造船所、久保
田鐵工所、湯淺伸銅、
大阪鐵工所、日本可鍛
鑄鐵、鐵本所、鐵工、中
島機械工作、田中車
輛、山階鐵工、大阪
可鍛、島津可鍛、各
鍊鐵所

青年部
婦人部

別「新社會」月
刊

大阪鐵工組合

大阪府西成區橋通四ノ七
(大・五・二七)

三支部
三、〇、四
(一八)

組合長 今井武吉
主事 栗山角次郎

鎌田ゴム、K.R.ゴム、
芦森製網、乾製紙、
ラヂウム温泉、日本
曲木、秀工舎、大阪
製紙、浪速アルミ、
日本木管、王子製紙

青年部

大阪一般勞動組合

大阪府北區曾根崎新地三ノ二九
(昭三・九・一八)

二支部
一、四、八
(一〇五)

組合長 橋本定吉
主事 難波軍一

德永、竹島、西川、
小川、田村、鈴木、
太陽、尾崎、鈴木、
石田、奈良田、島
田、共益、福島、
白山、東、各硝子工
場

青年部

大阪硝子工組合

大阪府北區與力町一ノ二四
(大・四・二五)

二支部
三、四、七
(二二)

組合長 坂本孝三郎
主事 橋本定吉

青年部

組大阪皮革労働 合	組大阪電機技工 合	組全日本紡織労働 合	組大阪印刷向進會 同右 (大・五・三・二)	組大阪電球労働 同右 (昭・八・二・三五)	組西宮一般労働 合 (昭・六・五・二五)	組尼崎一般労働 合 (昭・五・二・二五)	組大阪演劇従業員 合 (昭・七・二・二七)	組泉州鐵工組合 (昭・七・四・二五)
大阪市北區曾根崎新 地三ノ二九 (大・五・三・二)	大阪市東淀川區元今 里南通一ノ七〇 (大・五・五・五)	大阪市北區曾根崎新 地三ノ二九 (昭・五・七・二)	同右 (大・五・三・二)	同右 (昭・八・二・三五)	西宮市東濱町三一 (昭・六・五・二五)	尼崎市築地南濱町三 ノ四五 (昭・五・二・二五)	大阪市南區高津四番 町七二 (昭・七・二・二七)	堺市北半丁西一丁 (昭・七・四・二五)
四支部 三七	三支部 六分會 (四・五)	一支部 七六 (二・九〇)	三支部 五分會 二七	七支部 三五	二支部 二四	三支部 二〇 (三)	二支部 二〇	四支部 七分會 五七
組合長 坂本孝三郎 主事 中本笹一	組合長 坂本孝三郎 主事 末中勘三郎	組合長 栗山角次郎 主事 三谷三平	組合長 末中勘三郎 主事 三谷三平	組合長 今井武吉 主事 栗山角次郎	組合長 長岡留吉 主事 武田三吉	組合長 難波軍一 主事 濱名末太郎	組合長 坂本孝三郎 主事 末中勘三郎	組合長 森田保之助 主事 栗山角次郎
日本皮革、新田調 帶、大阪皮革、小西 皮革	日本電熱器、東京電 機、大阪變壓器、南 海電鐵、沖電氣	大・日本紡、津守、今 宮、天滿、各工場、今 野、津毛系、鐘紡、鳴 野工場、日本毛織、 泉州織物	石黒、正木、松原、 塚本、竹村、榎本、法 令館、研石社、西川 隆進堂、大毎印刷部	楠瀬、五藤、電業會 電硝舍、戎、他電球 工場	山本製塲、日本厚板 硝子	マグネシヤ工業會社	松竹、日活	梅鉢鐵工、加地鐵工、 淺香鐵器、關西製鋼、 堺合金
青年部	青年部	婦人部	青年部	青年部 八年度新加盟	青年部	青年部	青年部 婦人部	青年部

泉州一般労働組合 (大ニ四・六・六)	二支部 (三〇)	組合長 森田保之助 主事 栗山角次郎	關西製網マニラ工場、大和捺染、日本セルロイド、補助足袋、下里製藥、食の素會社	青年部
和歌山合同労働組合 (昭六・五)	一支部 三三	組合長 高橋與志雄 主事 松下直一	公表セズ	青年部
其他(員、七八(七)、長、坂本孝三郎)關西地方ニ散在				
兵庫縣聯合會 (昭三・二・二七)	五組 一、七五 (二五)	會長 佐野芳男 主事 石井清一	三菱重工業、川崎造船所、神戸製鋼所、石原鐵工所、濱田鐵工所、佐野造船所	青年部 婦人部
神戸金屬労働組合 (昭八・五)	八支部 五分會 六三	組合長 佐田野芳男 主事 角田一郎		青年部
神戸印刷労働組合 (昭六・九)	一支部 六分會 (二七)	組合長 森脇甚一 主事 富家榮	神戸又新日報社	青年部 婦人部
兵庫縣司厨從業員組合 (昭六・八)	三支部 二五 (九)	組合長 森脇甚一 主事 小原作治	カフェー、飯食關係一般使用人	婦人部
神戸興業從業員組合 (昭八・五)	五分會 二四 (六七)	組合長 森脇甚一郎 主事 角田一郎	神戸劇場、湊座、湊川溫泉	婦人部
神戸一般労働組合 (大ニ四・二)	六支部 五三 (四三)	組合長 森脇甚一 主事 石井清一	丸三硝石工場日清製粉	青年部 婦人部

4 日本労働總聯盟系

日本労働總聯盟

大阪市北區相生町七
三
(大ニ・三・三六)

一九組合
八、五七〇

會長 八木信一
副會長 丹羽市太郎
主計 內田文市
會計 中村鑑之助

青年部
婦人部

「日本労働新聞」
月刊
關西民衆黨支持
日本労働組合會
議加盟

大阪官業労働組合
同 右
(大ニ・二三)

九支部
二、四七〇
(三〇〇)

副組合長 中村善三郎
組合長 片山善三郎

大阪砲兵工廠

青年部

大阪金屬労働組合
同 右
(昭五・五)

九支部
一、三六〇
(九〇)

組合長 內田文市
主事 松江美之助

養田鐵工所、長谷川鐵工所、田中機械、東洋力タン

青年部

大阪硝子工組合
同 右

四支部
二、四七〇
(一七)

組合長 奧村源三郎
主事 小川茂

辻川、田中、白山、宮井、五藤、北野硝子工場

青年部

大阪電機労働組合
大阪市旭區今福町中央
電機工場内
(大ニ・四・三)

四支部
三、三三〇
(六五)

組合長 加藤準城
主事 野口源次郎

中央、山中、川北、電機

青年部

關西コルク労働組合
大阪市旭區鳴野町六
八六松下方
(昭三・四・八)

一支部
三、三三〇
(一〇〇)

組合長 八木信一
主事 內田文市

大阪、永柳各コルク工場

青年部
婦人部

大阪合同労働組合
大阪市旭區蒲生町七
(大ニ・三・五)

二班
五、六八

組合長 內田文市

自由労働者、交通労働者

青年部

大阪染色労働組合
大阪市北區相生町七
三
(昭七・一〇・三)

一七〇
(秘)

組合長 內田文市

日本捺染工場

青年部
婦人部

大阪河川労働組合
同 右
(大ニ・五・八)

四支部
三、三三〇
(七〇)

組合長 荒木晋吉
主事 內田文市

淀川砂船従業員

ナシ

大阪製氷化学労働組合
同 右
(大ニ・三・七)

二支部
一、三三〇
(三〇)

組合長 大和淺吉
主事 角田貞三

日本冷蔵會社

ナシ

大阪印刷工組合 (昭七・三) 同右	四支部 (三五)	組合長 内田文市 主事 奥村源三郎	光星社、河合、印刷工場	青年部
大阪サラリーマン組合 (昭六・六) 同右	二九	組合長 淡河繁清 副組合長 矢野千束	一般使用人	青年部 婦人部
大阪映畫従業員組合 (昭八・五) 同右	五支部 (一五〇) (六八)	組合長 青山耕花 主事 内田文市	一般使用人	青年部 婦人部
大阪石工場労働組合 (大阪市大正區大正通三ノ七〇、昭六・三、「員」八〇、「長」村上直市) 大阪清掃労働組合 (同上、昭五・七、「員」七〇、「長」清水末吉)				
京都電機労働組合 (昭四・二) 六	二四〇	組合長 田中萬藏	日新電機、井上電機	ナシ
京都金屬労働組合 (昭四・二) 同右	一三六	組合長 須賀太一金	金屬産業	ナシ
名古屋官業労働純向上會 (大一一・二) 三〇	五支部 七〇	組合長 内田文市 副組合長 大見信三郎	名古屋工廠、其他民間工場	ナシ
山陽無煙炭炭鑛労働組合 (昭四・二・三四) 山口縣美禰郡大嶺村	三支部 (一〇五) (一〇三)	組合長 丹羽市太郎 副組合長 福田英夫	山陽無煙炭鑛、大嶺礦業所	ナシ
大嶺合同労働組合 (昭七・二) 同右	二二〇 (三〇)	高橋信夫	山陽無煙炭鑛麥川工場	ナシ

5 全勞統一全國會議系

全勞統一全國會議
東京市芝區濱松町二ノ一一
(昭六・三・五)

二地協
八、五九

委員長 加藤勘十
主事 高野實

青年部
婦人部

「労働者新聞」月刊
關東労働組合會
議加盟
支持政黨ナシ

日本労働年鑑

四〇〇

關東地方協議會 (昭八、四) 同右	六組合 四、二五	委員長 難波虎一	三菱重工、大東工、 業、荏原製作所、安 全電氣、横河電氣	青年部
關東金屬産業 労働組合 (昭四、三、六) 同右	五支部 五八〇	委員長 加藤勘一	同	同
關東化學産業 労働組合 (昭六、二、二五) 同右	一〇支部 一、六〇〇 (三〇〇)	委員長 ナシ 主事 鈴木金藏	日新染布、青木染工、 日清製練、アブマタ 味噌、大崎ガラス、 大和スレート、共同 ゴム	青年部 婦人部
日本紡績 労働組合 (昭六、二、三) 同右	二支部 四七〇 (三六〇)	委員長 織本鹿一 主事 安平	纖維産業	婦人部
日本運輸 労働組合 (昭八、二、三) 同右	三支部 三三〇	委員長 久保田敏 主事 西村藤吉	交通運輸	青年部
東京出版 労働組合 (昭四、三) 同右	四支部 八五〇 (九〇)	委員長 高野政雄 主事 古賀	中屋三間印刷、一色 活版、築地活版、日 進舎、鈴木、福山、 文雅堂、東京、大倉、 關開社、巧藝社各印 刷工場	青年部 婦人部
東豆労働組合 (昭八、二) 同右	九地 八五〇 (五〇)	委員長 大島佐市	土建、海上、交通勞 働者	青年部 婦人部 昭八、三、加盟
關西地方協議會 (昭八、六、五) 同右	一支部 一七〇 (〇八)	委員長 缺本定次郎 會計 橋本	同	ナシ
大阪組織 労働組合 (昭八、二〇) 同右	一支部 一七〇 (〇八)	常任 富家一	メリヤス工場	ナシ
大阪映畫 従業員組合 (昭八、九) 同右	二分 二二〇 (二〇)	委員長 富家一	大阪市内二流映畫常 設館	ナシ

大阪金屬 組合 (昭九、四)	四分會 二七〇	常任 石塚 義雄	金屬産業	ナ	シ
大阪化學産業 組合 (昭九、三)	四分會 二〇〇	常任 伊藤 清遠	硝子、ゴム、製藥、 運輸	ナ	シ
泉州労働組合 (昭七、二〇)	七	常任 金 備 出	金屬、化學、セメン ト	ナ	シ
阪神化學一般 産業労働組合 (昭八、三)	四分會 三九二 (二四)	委員長 前田 寅 浩 主事 川崎 寅 雄	武川ゴム、東洋紡、 大阪製麻、新興毛織、 富永製鋼、島田ゴム、 日本紡、尼崎製鋼、 川西航空機、日本ス ピンドル、王子製紙、 大藪クローム研究所	青年部 婦人部	
京都労働組合 維 (昭七、二)	六三〇	委員長 津司 市太郎	日本クロス、服部捺 染、神谷友仙、大橋 友仙工場	青年部	
京都出版労働組合 (京都市中京區新通四條下ル東入ル、昭八、三、創、(員)二五、(長)村上信秀)			京都運輸労働組合(同上、昭八、三、創、(員)八九、(長)		
西 部 鐵 山 労働組合 (昭二、三)	三七	委員長 濱田 專次郎	炭礦、バス	青年部	

6 日本労働組合總評議會系

日本労働組合 總評議會 (昭六、四、一八)	東京市四谷區七軒町 二	三 地 組 合 評 議 三、〇〇〇	委員長 木村 錠吉 書記長 田部 井 健治 中央執行委員 山花 秀雄 安島 高行 山崎 常吉 近藤 輝美 三木 一夫 兼島 毅 赤松 景要	青年部 婦人部 支持政黨ナシ 關東労働組合 議加盟

關東地方評議會	同右 (昭六・五・三〇)	九組合 三、五五〇 (三五〇)	委員長 書記長	山花秀雄 田部井健治	牟田礦物工場、電業社、龜井友仙工場	青年部 婦人部	關東労働組合會 議加盟
關東労働者組合	同右 (昭四・二・)	七地區 三分會 八七〇 (七〇)	委員長 書記長	山花秀雄 夏川清治	社、龜井友仙工場	青年部 婦人部	
關東金屬労働者組合	同右 (昭七・九・二八)	六地區 三分會 一、一四〇 (六〇)	委員長 書記長	中島長三郎 山田平藏	金庫製造會社、吾嬬製鋼所、大島製鋼所 砂町シーヤリング	青年部 婦人部	
關東木材労働者組合	同右 (昭七・九・二八)	一地區 九分會 二六〇	委員長 書記長	八木香太郎 江口信太郎	深井、堀内各木工秀工舎	青年部	
關東化學労働者組合	同右 (昭八・五・)	三地區 二分會 三三〇 (二五)	委員長 書記長	島袋正順 笠沼實	三井煉炭、旭電化	青年部 婦人部	
關東纖維労働者組合	同右 (昭八・五・)	五地區 八分會 二五〇 (四〇)	委員長 書記長	柳快男 飯村惠	龜井織物、吉永捺染 富士紡川崎工場	青年部 婦人部	關東労働者組合 ヨリ産別整理
關東出版労働者組合	同右 (昭六・四・)	三地區 六分會 一〇〇 (二〇)	委員長 青	中村輝一	築地活版	青年部	
關東醫務從業員組合（東京市四谷區七軒二、昭八・六・二五創立、「員」三〇（九〇）「長」枝川ゆき之）關東食堂酒場從業員組合準備會（同上、昭八創立「員」三〇（八〇）「長」夏川清治）關東一般使用人組合（同上、昭七・九創立「員」三三（三五）「長」夏川清治）							
江東地區協議會	東京市本所區平川橋 五ノ三ノ六 (昭九・五・)	二分會 一、四〇〇 (一三〇)	委員長 書記長	山花秀雄 夏川清治	加部バリカン、大島製鋼、深井木工、金庫會社、西内鑄物、佐藤玩具、八千代ゴム	青年部 婦人部	

中部地方評議會

名古屋市中區西川端
町八ノ一
(昭六・五・二)

六組
二、〇八〇

委員長 近藤 信一
書記長 赤松 要一

青年組合員 名古屋地方勞
協 婦人組合員 盟
議 人組合員 會
會 議 會

中部金屬勞働者組合

同 右
(昭五・三・九)

八分
三〇八

委員長 高尾 禮一

愛知時計、三菱重工
業、岡本自轉車、吉
兼鐵工所

青年部

中部地方自由勞働者組合

同 右
(昭六・四・一〇)

四支
一、三〇〇

委員長 大野 仙吉
書記長 山本 豐

自由勞働者

青年部

中部化學勞働者組合

同 右
(昭七・八・)

六分
二〇〇
(五〇)

委員長 岡崎 千代吉

日本陶器、豐國セメ
ント、大日本肥料名
古屋工場

青年部
婦人部

中部木材勞働者組合

同 右
(昭九・六・)

四分
二〇〇

委員長 伊藤 良一
書記長 羽木 良一

濱木製材、石原製材
淺井製材

青年部

中部地方合同勞
働組合ノ產別整
理

中部紡織染工勞働者組合

同 右
(昭九・一・二五)

二分
一〇〇
(三〇)

委員長 大島 勝太郎

纖維產業

青年部
婦人部 同 右

中部交通運輸勞働者組合

同 右
(昭九・一・二五)

一分
四〇

委員長 松井 進

交通運輸產業

青年部 同 右

關西地方評議會

大阪港區千代見町四
ノ八
(昭五・六・)

七組
二、三六〇
協議會

委員長 安島 高行

大阪鐵工所、藤永田
造船所住友製鋼所

青年部

大阪金屬勞働者組合

同 右
(大・四・五・)

二〇〇

委員長 長田 鶴二

大丸家具製作所、喜
田コルク、龜田コル
ク、木村製材所

青年部

大阪木材勞働者組合

同 右
(大・四・七・)

不詳

缺員

大丸家具製作所、喜
田コルク、龜田コル
ク、木村製材所

青年部 殆ンド潰滅

大阪化學勞働者組合

同 右
(昭五・六・)

三〇〇
(三〇)

委員長 都路 鐵三

硝子工場、武田製藥
白山製鐵、日本セル
ロイド

青年部
婦人部

日本労働年鑑

四〇四

組大阪一般労働者 合 (昭六・二・三)	四分 一八〇會	委員長 岡田 三郎	建築産業一般使用人	ナ シ
組關西電氣労働 合 (昭三・二・二)	一六分 五三〇會	委員長 藤井 善太郎 書記長 兼島 景毅	大同、昭和、大阪、 日本各電力、京都電 燈	青年部
組關西纖維労働者 合 (昭八・一・一)	七分 三三〇會	委員長 岩橋 倉三郎	綿布工場、紡織工場 製帽所	ナ シ
泉州一般 労働組合 (昭八・二・三)	二分 一、〇七 (三三)	委員長 高 俊明	金屬、自由、化學、 纖維、	ナ シ
京都評議會 京都市下京區東七條 西ノ町一二一 (昭八・五・一)	三〇〇	委員長 杉谷 俊之助		ナ シ
組全京都合同労働 合 (昭六・五・一)	一支 三〇〇部	委員長 杉谷 俊之助	金屬、化學、纖維、 出版、運輸	婦青年部
神戸協議會 神戸市林田區御藏通 四ノ一三〇 (昭八・一・一)	五〇〇	委員長 森口 新一		婦青年部
組神戸金屬労働者 合 (大・四・五・一)	一七分 四〇〇會	委員長 柴田 久治 書記長 藤本 俊三	神戸製鋼所、北村製 鋼所、川西機械、川 崎車輛、川崎飛行機 川崎薄鐵	青年部
組神戸一般労働者 合 (昭六・二・一)	三分 三三〇會	委員長 藤田 正一 書記長 長瀬 勇	印刷工場、自由労働	婦青年部
組神戸化學労働者 合 (昭四・九・一)	四分 三八〇會 (四〇〇)	委員長 森口 新一 書記長 明智 光男	秋山、兵庫、渡邊、 阪神、ホテイ、ゴム 工場	婦青年部
總本部直屬				
全小樽労働組合 小樽市錦町三三 (昭五・三・一)	一支 一六五 (一五)	委員長 菊池 米吉	發表セズ、但シ一般 運輸、木材、出版	婦人部

全札幌労働組合 札幌市北二條東九丁目九 (昭六・七) 八支部 委員長 正木 清 發表セズ 青年部 婦人部

釧路一般労働者組合 釧路幸町五ノ四 (昭七・五・三) 二六〇 (一〇) 委員長 武本 實三郎 港灣運輸、金屬、自 不 詳 八年六月現在

帶廣一般労働者組合 (帶廣町東三條七丁目、昭七・三創立、員三三〇、長濱政男) 全惠須取労働組合 (樺太惠須取町三浦方)

會津一般労働組合 福島縣會津若松市針屋名古屋町六 (昭四・三・三) 三支部 委員長 保志 宗輔 林合名、會津電力、坂内セメント、林紡績、日本沃土、若松市バス 青年部 婦人部

中津一般労働組合 大分縣中津市豐田町二 (昭七・三・三〇) 二二 (二五) 委員長 兒玉 秀次 鐘紡、豐中製絲、富士紡、中津製材 青年部 婦人部

下關自由組合 山口縣下關市丸山町一七七八 (昭五・三) 五〇 委員長 田本 重夫 商店一般使用人、織書記長 好川 不二美 維産業 青年部

横堀労働組合 (秋田縣横堀町、昭六・三創立、員五〇、長佐藤賢太) 水戸合同労働組合 (水戸市上市上金町二六三、昭五・八創立、員一五〇、長富田豐作) 土佐紙工組合 (高知縣伊野町) 昭六・三創立、員三三〇、長岡田明治) 伊野一般労働組合 (同上、昭七・五創立、員三〇〇、長吉岡繁一)

7 日本交通労働總聯盟系

日本交通労働聯盟 東京市京橋區築地三ノ八築地ビル (大二・四・八) 六組合 八、四〇〇 (九五〇) 委員長 熊本 利男 財務部長 河野 平次 中央常任委員 植村貞雄、野平末松、衛藤登、山名庄太郎、松井利一、赤井利一郎、平田榮吉 青年部 婦人部 「日本交通労働新聞」月刊 支持政黨ナシ

東京交通同組合 (大三・五) 七支部 二、〇七〇 (一、二二〇) 委員長 熊本 利男 財務部長 野平 末松 東京市電氣局 婦人部 關東労働組合會 議加盟

神戸市電從業員 組 合	神戸市葺合區布引町 三丁目一四 (昭四・五・二九)	六支 部 一、三〇〇	委員長 平田 榮吉	神戸市電氣局	青年部
中部交通 組 合	名古屋市中西區牧野町村 裏四九 (大二三・三・三)	五支 部 二〇八	中央委員 田中福松、樋口岩次郎 竹内清秀 外五名	名古屋市電氣局	
大阪市電從業員 自助會	大阪市西區幸町通三 ノ二 (大二三・三・三)	八支 部 三、九〇〇 (二三)	委員長 石原 猪藏	大阪電氣局	青年部 大阪市電局闘同 盟
大阪自動車從業 員 組 合	同 右 (昭四・一〇・三三)	六支 部 七五	委員長 衛 藤 登	大阪、合同、白谷、 均一、小型、各々ク シ一、青バス、富島 組、島田組	青年部
大阪市電從業員 組 合	大阪市西區幸町通三 丁目二 (昭九・一〇・三)	一七支 部 七、〇〇〇 (五〇〇)	委員長 石原 猪藏 書記長 高橋 節太 財務部長 小野 清三	大阪市電氣局	青年部 局闘同盟加盟ノ 自助會、愛友會 電勞、合同ニヨ ツテ結成サル
京都市電從業員 組 合	京都市上京區一條通 御前通西入西町二八 (昭七・三・)	五支 部 二〇〇	書記局 小川 廣之助	京都市需氣局	不詳 組織運動中

8 全國勞動組合自由聯合會系

關東地方聯合會	同右 (大・五・四・一五)	四組合	關東 關西	山田健介	「勞働者新聞」月
全國勞働組合 自由聯合會	東京市神田區神保町 一ノ三六 (大・五・五・)	二聯合會 八組合 四、〇九三 (九〇)	關東 關西 組 織 部	山田健介	刊
			教育 部	梅本英三	關東勞働組合
			財政 部	水沼浩	議加盟
			出版 部	秋本儀一	政治行動否認

東京印刷工組合 (同 右) (大二三・三)

八分會 (四三〇)

大塚貞三郎 大山印刷、豐隆印刷

青年部

九年三月、日本協同組合、出版勞働者組合ハ解消ノ形式ヲ以テ合同

東京金屬勞働組合 東京市麻布區坂下町三五 (昭八・二〇・二〇)

四六 (二三)

秋本義一 金屬産業 太田信二

青年部 婦人部

勞働者自治聯盟 自動車技友聯盟ノ合同

關東一般勞働者組合 (東京市城東區龜戶町五ノ一五八、「員」三〇〇、田所義雄) △遠江印刷同工會 (濱松市北寺島町一六五、「員」九〇、齋藤竹雄)

關西地方聯合會 大阪市浪速區水崎町四六 (大二三・四・一)

逸見吉三

大阪自由總合 同 右 (昭三・二・一)

三〇 (三〇)

逸見吉三

印刷、ゴム、セルロイド、映畫

舊日本自協系、九年三月全國自聯ニ加盟

關西金屬産業 同 右 (昭五・七・一)

二六 (八)

志岐義晴

鑄物、鍍金、製罐、電機、鐵線、工場

舊日本自協系、九年三月全國自聯ニ加盟

南海一般勞働組合 (大阪府下春木町三六九ノ一三、昭七・九創、「長」河本乾次、全國自聯系) 神戸地方合成勞働組合 (神戸、昭六・七創、「員」五〇、佐竹良雄、舊日本自協系、尙舊全國自聯、黑色勞働者聯盟ハ解體)

岡山一般 岡山市西春日町三八 (昭三・七・二六)

二三 (四)

重見逸夫郎

鐘紡、倉紡、倉敷絹織、釣鐘ゴム、岡山瓦斯、木村タビ、邊ゴム、岡山市役所

ナ シ

(備考) 日本勞働組合自由聯合協議會ハ八年十二月、全國自聯ヘノ復歸的解消ヲ聲明シ、越エテ九年三月全國自聯第四回大會ヲ通ジテ自由聯合主義組合戰線ノ統一ハ完成ス

9 日本勞働組合全國協議會(全協)系

日本勞働組合 東京市
全國協議會 (昭三・二三)

非合法狀態ニアルタメ詳細不明

(加盟組合) 纖維、金屬、化學、出版、食料、木材、電氣、土木建築、運輸交通、通信、鑛山、海員港灣、一般使用人、ノ各產別組合及
ビ失業者同盟

19 日本勞働同盟系

日本勞働同盟

東京市神田區美土代
町二ノ一
(昭七・二・二〇)

四聯合會
三組合
三、五七
(二八三)

會長 大矢省三
主事兼會計 白鳥廣近
關西事務局局長 熊本與市
中央委員 山口音松
山本富嘉
川端一二三
本多滋二
岡五郎
小田孝郎
八尾喜三郎
神田勝次郎
宮田鶴童
古野周藏
松谷與二
近藤榮藏
顧問

青年部
婦人部

「勞働日本」(月
刊)
勤勞日本黨支
持、國際勞働會
議排擊

東京地方聯合會

東京市神田區美土代
町二ノ一
(昭九・二・二〇)

七組合
四、三八
(三〇八)

會長 白鳥廣近

青年部
婦人部

關東合同勞働
組合

同右
(大二三・七)

一九支部
一、八七七
(一七〇)

組合長兼會計 白鳥廣近
主事 池田恭而

三田土ゴム、其他主
トシテ化學産業

青年部
婦人部

日本映畫劇場從
業員組合

同右
(昭七・九・二三)

一七分会
一、五三
(五三)

組合長兼會計 安藝盛
主事兼會計 松浦滿壽夫

映畫常設館

青年部
婦人部

自動車交通労働組合 (昭七・二) 同右	二支部 一九	組合長兼會計 主事 川白鳥 廣近 一二三	近藤タクシ	ナシ
關東金屬労働組合 (昭八・六・二) 同右	三支部 三〇	組合長兼會計 主事 山本 富嘉 一二三		青年部
關東出版労働組合 (昭九・五) 同右	七支部 八八 (八五)	組合長兼會計 主事兼會計 細江 曉 山本 富嘉	東洋印刷外五工場	青年部
文筆同志會 (昭八・二・三) 同右	三支部 六三	組合長 主事 川上 利司 會計 丸山 倂三		青年部 「筆耕生活者」
關東運輸労働組合準備會(三支部、員二五、中央委員山本富嘉、川端一二三、高橋晴一)				
大阪地方聯合會 (昭七・八・二) 同右	九組合	會長 大矢 省三		青年部 婦人部
大阪木材労働組合 (大二三・九) 同右	二分會 二七 (五)	組合長主事兼會計 小田 孝	大林組、清水組、竹 中組、津村製材、深 見製材	青年部 總評ヲ脱退シテ 加盟
大阪金屬産業労働組合 (昭七・六・二) 同右	三支部 一、四〇 (五〇)	組合長 大矢 省三	セネラルモーターズ 糸源製作所、大阪鐵 工所、汽車會社、大 阪機械製作所	青年部 婦人部
大阪土木渡船從業員組合 (昭四・七) 同右	二五〇	組合長 大矢 省三	運輸産業	不詳
大阪自動車交通労働組合 (昭五・七) 一八	七〇〇	組合長 熊本 與市	交通産業	青年部
大阪市保健部安心會 (昭八・三) ノ一一	九〇〇	組合長 大矢 省三	大阪市保健部	青年部 婦人部

△大阪市従業員統一協議會、大阪市従現業員協議會アリ

關西一般使用人組合
 大阪市西區阿波座上通二ノ一
 (昭七・四・三)
 一支部
 二八
 書記長 日高輝明
 會計 眞島貞敏
 澤の鶴本舗、岩山商店
 青年部

泉州一般産業組合
 堺市北向陽町、一丁目
 四七
 (昭八・二・一)
 四分會
 二〇
 組合長 熊本與市
 主事兼會計 大石彦三
 各種産業
 不詳

滋賀縣聯合會
 大津市高見町二三
 (昭八・三・一)
 會長 矢尾喜三郎
 組合長兼會計 矢尾喜三郎
 主事 中村松太郎
 化學産業
 婦青年部

滋賀瓦陶器従業員組合
 同 右
 (昭八・二・四)
 組合長兼會計 矢尾喜三郎
 主事 中村松太郎
 化學産業
 婦青年部

大津市従業員組合
 大津市境川町神山方
 (昭八・八・二)
 組合長 神山勝次郎
 主事 傍島平太郎
 會計 谷澤新太郎
 大津市役所
 青年部

滋賀湖上運輸労働組合
 大津市高見町二三
 (昭九・六・一)
 組合長兼會計 橋本虎藏
 主事 深澤市之助
 太湖汽船會社
 婦青年部

滋賀合同労働組合
 大津市膳所錦町大竹町
 (昭五・八・二)
 組合長 佐々木周藏
 主事 辻元槌次
 會計 柴田八十八
 婦青年部

近江製帽従業員組合
 同 右
 (昭八・三・一)
 組合長 神山勝次郎
 近江製帽會社
 婦青年部

石山三工場従業員組合
 大津市石山鳥居川町
 (昭七・八・五)
 組合長 矢尾喜三郎
 主事 吉田巍
 會計 寺坂市太郎
 東洋レヨン、旭ベロベルグ、日本ビロ
 婦青年部

滋賀屋外労働組合
 大津市膳所町錦町西ノ庄(山川方)
 (昭七・六・一)
 組合長 神山勝次郎
 自由労働
 青年部

日本ビロード七
條支部
滋賀縣坂田郡南郷里
三分會
組合長 藤田 英夫
主事 桑原 義一
日本ビロード
青年部
婦人部

神奈川纖維勞働組合（横濱市保土ヶ谷區神戸下町五二五、昭七・二、創、員三〇〇、長、簡野吉之助）足尾黎明會（群馬縣勢多郡東村、昭七・四
創、員二八〇、長、新井德彌）常磐鑛夫組合（福島縣平町長橋五二、昭四・四、創、員三二、長、折笠鐵太郎）關東鑛夫組合（福島縣油本町
辰ノ口四五、昭七・三、創、員三三〇、長、竹田貞雄）

石城四倉自治會
福島縣四倉町原田一
三分會
組合長 菊地 高位
主事 宇佐美 良司
鑛城セメント、八莖
青年部
婦人部

仙臺市登錄勞働者自治會
仙臺市南材木町八六
二支部
主事 中野 清一
會計 鈴木 三郎治
土木工事場、仙臺市役所
婦人部

金澤映畫演劇從業員組合
金澤市高岡町四七
二支部
委員長 北村 秀三郎
映畫關係使用人

北陸合同勞働組合（富山縣高岡市定塚町五、昭七・二、創、員四〇〇、長萩原貞一）金澤箔組合（金澤市淺ノ川上川除町一九、昭六・八創、員三六〇、長小林秀雄）和歌山勞働同盟（和歌山市北川岸町一ノ一、昭八・五創、員四八〇、長有里美佐夫）三重縣和具漁民同盟（三重縣志摩郡和具村、昭七・一〇、員四、〇〇〇、長小川彌市）土佐一般產業勞働組合（高知市中島町大橋通り、昭七・六創、員七八〇、長松尾邦一）京都一般產業勞働組合（京都市左京區下鴨松ノ木五、昭八・九、創、員八〇〇、長加藤鐵太郎）

福岡縣飯塚市飯塚驛
九州鑛夫組合
前
三分會
組合長 中村 彦治郎
主事 市丸 勝三郎
炭坑、忠隈炭坑、龜山炭坑、八幡製鐵二
瀨鑛業所
婦人部

（備考）日本勞働同盟ハ九年六月ノ大會ヲ契機ニ總同盟トノ合同機運濃厚トナリ、十一月前後ニオイト關西側ハ總同盟ヘ、關東側ハ全國勞働ヘト、解體的合流ノ趨勢ニアル。

11 日本產業勞働俱樂部系

第二部第二篇 勞働組合

日本產業勞働俱樂部

東京市京橋區新佃島
西町二ノ七
(昭八・六・八)

一五組合
五、九七
(三七)

會長 石井 熊藏
主事 東條 喜七

ナ
シ

「日本產業勞働」
月刊
支持政黨ナシ
國防獻金勞働協
會ヲ發展的ニ解
消シテ結成

自彊組合

同 右
(大・五・六・八)

三支部
三、五三
(三七)

組合長 東條 喜七
理事長 西山 仁三郎
石川島造船所、自動
車工業會社

青年部
婦人部

舊日本造船勞働
聯盟系

工愛會

神奈川縣浦賀町築地
新町一一
(大・二・四・三)

一支部
二、三〇

會長 石井 熊藏
會計 前島 作太郎
浦賀ドック

ナ
シ 同

工信會

橫濱市中區、橫濱ド
ック會社内
(大・三)

二支部
一、七三
(二)

會長 中 藤次
主事 橫尾 吉太郎
橫濱ドック

不
詳

中正會

東京市下谷區稻荷町
西川ビル
(昭四・一〇)

九五

會長 清塚 小三郎
東京乗合自動車

ナ
シ

健生會

東京市牛込區加賀町
二ノ二五
(昭九・三・二)

二〇班
一、〇五
(三〇)

會長 森 昌示
秀英會

婦
人

秀英勞働組合ト
自啓會トノ合同

興進勞働組合

東京市向島區寺島町
三ノ五〇
(昭七・三・二)

五八

組合長 城戸 房男
主事 高庭 朝市
隅田川製鐵所

青年部

關東精鐵勞働組
合ヲ改稱

日本建鐵
勇信組合

東京市荒川區三河島
川七ノ七八〇
(昭六・三・二)

一支部
三〇〇

組合長 小出 道生
主事 岩田 勝吉
日本建鐵會社

不
詳

シチブン時計工會

東京市淀橋區戸崎町
四ノ八五六
(昭八・三・二)

三〇〇
(七〇)

組合長 林 十造
主事 村上 清
シチブン時計會社

不
詳

芝浦港愛組合

東京市芝區芝浦一丁
目
(昭八・九)

二二〇

組合長 佐藤 修治
東京市役所港灣部

不
詳

日本靴工組合（東京市足立區興野町二〇、昭六・五、創、員一五、組合長森本一）白揚組合（東京市城東區大島町七ノ五、昭八・八、創、員三〇、組合長篠崎喜一）山中從業員組合（東京市城東區龜戸町三ノ一、昭八・九・一、創、員三、組合長橫地福三郎）自立組合（東京市麴町區土手三番町元、昭八・〇、創、員五、組合長田代政平）協進組合（福岡縣八幡市西本町七丁目昭八・八・八、創、員、理事長佐保實）日石勞資會（橫濱、日本石油會社、員一四六）

12 日本產業軍系

日本產業軍

東京市芝區田村町二
(昭九・三・三五)

六組合
一、九三〇
(?)

理事長
常任

今村篤太郎等
陶山篤太郎
森口作間
森口直治
松下彦一

「維新日本」月刊
愛國政治同盟支
持

屋井乾電池
從業員組合

川崎市堀川町三二
(昭七・八)

一三
(一七三)

組合長
幹事長

山口次郎
保坂七

屋井乾電池工場

青年部
婦人部

神奈川自由
勞働者組合

川崎市堀川町三二
(昭七・〇・三)

三支部
一、四七

組合長
主事

陶山篤太郎
工藤斧治

登錄自由勞働者

青年部

日本建築産業
勞働組合

大阪市西區本田通一
丁目六一
(昭五・二)

三支部
一、七〇

組合長
主事

山本龍助
合田登

建築産業

青年部

日本石炭坑夫組合（福岡縣田川郡川崎村池尻、昭七・七、創立、「員」二〇〇、組合長光吉悦心）長崎合同勞働組合（長崎市柁島町三、昭三・二、創立、「員」二〇〇、「長」森登守）土佐一般産業勞働組合（高知市弘岡町一〇、昭七・八、創立、「員」二八三、「長」松尾國一）

13 中央勞働組合同盟系

中央勞働
組合同盟

東京市芝區今入町和
合クラブ
(昭六・八・三)

三組合
六七九

委員長
主事
會計

坪井專治郎
岩谷信三
石井友明

青年部

「協働新聞」
全日本中小工業
勞資協同會加盟

中央金屬勞働組合（同右昭六・五、創、三支部「員」四〇、組合長坪井專次郎）關東浴場從業員組合（同右昭四・二、創、「員」六一、組合長坪井專次郎）

東京総合労働組合（同右昭三・八、創、「員」二五、組合長坪井専次郎

14 自由労働同盟系

自由労働同盟
東京市向島區吾嬬町 六組 合
西一丁目二〇 一九五〇
（大二三・三・三） （一八）
書記長 加藤昇 土木建築、皮革、電
會計 渡邊鐵治 氣
青年部
「自由」月刊
支持政黨ナシ
愛國労働懇談會
加盟

（加盟組合）

電工組合（大二三・三、創立、「員」二三、長、佐々木六郎）△皮革職従業員組合（大二三・六、創立、「員」三四、長、中田建介）△大工職組合革匠會（大二三・三、創立、「員」七〇二、「長」東海國太郎）△鐵筋労働組合（大二三・三、創立、「員」三八、長、小黑利一）△建築一般労働組合（昭六・二、創立、「員」三三、長、仲村三郎）△自由労働者組合（大八・六、創立、「員」三〇三、「長」小笠原一郎）

15 純労働者組合同盟系

純労働者組合
東京市深川區御船藏 三組 合
前町二〇 六六
（昭六・七・三五） （七三）
委員長 大久保直二
委員 福本久作、鈴木明治郎、新暮東二郎、早尾七郎、太田兼太郎、池田政七、佐藤義夫
青年部
婦人部

（加盟組合）

金屬労働者組合（昭六・八、創立、「員」三六、「長」福本直一）△化學労働者組合（昭六・五、創立、「員」二八九、「長」鈴木久作）△建築従業員組合（昭六・二、創立、「員」二五、「長」大久保勇）

16 日本製陶労働組合同盟系

日本製陶勞働組合 名古屋市東區撞木町 二ノ八 (昭六・七・二六) 委員長 武馬文左衛門 書記長 伊藤榮次郎 顧問 荒谷宗治外二 婦人部 社會大衆黨支持

名古屋製陶同右 (昭五・六・二) 委員長 武馬文左衛門 書記長 谷口金松 田代、松風、肥田、寺澤、伊藤、中林、河合各製陶工場 不明

下品野陶工組合 愛知縣春日井郡下品野町、下品野三四九 (大二三、二〇、二七) 組合長 黒田重造 製陶工場 ナ シ

瀬戸製陶組合 瀬戸市瀬戸一九二一 (昭六・三・三二) 組合長 伊藤榮二郎 陶磁器製造、燒付畫 輪出物磁器製造工場 青年部

下石勞働組合 (岐阜縣土岐郡下石町八咫、昭四・八、創、「員」七〇、組合長吉野三右衛門) 土岐津窯業勞働組合 (岐阜縣土岐津町土岐口、大二〇・四・創、「員」五〇組合長長木股義一) 妻木製陶勞働組合 (岐阜縣土岐郡妻木町須後、昭七・二、創、「員」五〇組合長久野豐一) 土岐津窯業勞働組合 (岐阜縣土岐津町土岐口、大二〇・四、創、「員」五〇、組合長長木股義一) 瑞浪土器勞働組合、岐阜縣土岐郡瑞浪町寺河戸、大二三・三、創、「員」三〇〇、長難波得一) 泉製陶勞働組合 (岐阜縣土岐郡泉村、「員」八五、長澤田)

17 官業勞働總同盟系

委員長 川浦宇吉 主計 井上寅吉 會計 中村佐定 中央委員 渡邊年之助

官業勞働總同盟 大阪市東區越中町八 六〇 (大二〇・三・一〇) 八組合 二〇、五七三 (九二四)

專門部長 渡邊年之助 政治部長 川村安治郎 組織部長 辻井兼吉 教育部長 豐井貫一郎 調查部長 龜井貫一郎 國際部 社會大衆黨文 持、日本勞働組 合會議加盟

東京工廠從業員組合 (大・五・二)	名古屋向上會 (大・一・四・三〇)	向 上 會 (大・八・二・九)	小倉革正會 (大・二・三・三)	煙草勞働組合協 會 (昭・五・三)	芝煙草從業員 組合 (大・一・四)	名古屋煙草從業 員 組合 (大・二・三・三)	大阪煙草勞働 組合 (大・二・三・九)	東京煙草勞働組 合 準備會 (昭・九・七)
四組合 七、四二 (三六)	二支部 一、三九 (三五)	一支部 三、八七 (四九)	四三 (二)	三組合 七、八 (二六)	四 (一)	三八五 (三〇)	三六二 (四六)	三
會長 坂口 若松 主事 兼會計 渡邊 年之助	組合長 中村 佐定 主事 計 石出 甚藏	委員長 宮本 靜一 主事 計 阪口 若松	組合長 大平 嘉三郎 主事 計 藤原 秋次郎	會長 白石 泰茂 主事 會計 白石 傳四郎	組合長 宮津 龍造 主事 計 主 藤 光雄	組合長 菊地 正己 主事 計 佐藤 松雄	組合長 白石 泰茂 主事 計 辻井 安太郎	鎌田 政雄
小倉工廠東京兵器製 造所、同砲具製造所	名古屋工廠	大阪工廠、大阪陸軍 被服支廠、大阪陸軍 兵器支廠	陸軍造兵廠小倉工廠	東京地方專賣局芝工 場	東京地方專賣局	名古屋地方專賣局	大阪地方專賣局	東京地方專賣局淀橋 工場
青年部	ナシ	婦人部	青年部 婦人部	ナシ	ナシ	青年部 婦人部	青年部 婦人部	不詳

大阪市從業員組合
大阪市東區玉堀町五
二七
(昭四・一〇)

七支部
二、三、三
(三)

組合長 川村保太郎
主計 市道與吉
會計 山下清太郎

大阪市土木課、水道
部、區役所保健部、
小學校使丁

青年部

18 海軍勞働組合聯盟系

海軍勞働組合聯盟

吳市本通十二丁目一
五ノ五
(大二三・三・二五)

七組合
三、五、六
(一八〇)

主計 熊本義一
會計 酒卷長一
常務 中央委員
林助年彦
安田加年彦

中央委員

林助年彦
安田加年彦
野副勝一郎
佐々木秀實
渡邊献一
森光方祐
遠藤竹次郎

ナシ

「海聯時報」月刊
支持政黨ナシ

横廠工友會

横須賀市山王町四八
(明四三・五・二)

一支部
九、二〇、九
(六五)

會長 安田加年彦
副會長 田中吉藏

横須賀海軍工廠、同
長浦造兵部

ナシ

吳海工會

吳市濱田町六ノ一一
(大二三・三・二五)

一六、五〇〇

會長 林助一

吳工廠

ナシ

佐世保勞愛會

佐世保市島地町一〇
九
(大二三・三・二二)

六、七八
(二〇)

會長 野副勝一郎
主計 上田實

佐世保工廠

ナシ

「勞愛時報」月刊

廣工僚會

廣島縣加茂郡廣村
(大二三・三・二三)

一、八〇〇

會長 渡邊献一
主計 齋藤清一

廣工廠

ナシ

舞鶴共立會

京都府中舞鶴町
(大二三・三・二四)

二、五〇〇
(五〇)

會長 佐々木秀實

舞鶴要港部、工作部
海軍火藥廠、爆藥部

ナシ

平塚總愛會

神奈川縣平塚市平塚
一六四五
(昭三三・二・二二)

三、五五
(五)

會長 遠藤竹治郎

海軍火藥廠

ナシ

德山燃工會

山口縣德山町橋本町
(大二三・二・二〇)

七〇〇

會長 森光方祐

海軍燃料廠

ナシ

19戰線統一並連絡團體

日本勞働組合議

神戸市神戸區海岸通
三ノ二六
(昭七・九・二五)

一〇團體
二七、〇三

議長 濱田國太郎
副議長 松岡駒吉
書記 米窪滿亮
執行委員 上條愛一

河野密
小泉秀吉
坂本孝三郎
川村保太郎
八木信一
政治委員會委員長 松岡駒吉

海員組合(九、七八)
全國勞働聯盟(四、九六)
全國勞働聯盟(三、一三六)
總聯會(二、〇八六)
海員協會(二、八九三)
港灣聯盟(二、四〇〇)
官業總聯盟(八、五八〇)
總聯會(八、六九三)
東電從業員組合(二、〇〇〇)
日本製鐵從業員組合(二、五〇〇)

「組合會議時報」
年四、社會大衆
黨支持昭八、四加
盟ノ東京カス產
業勞働組合ハ昭
九・五、脱退右
派メーデー

(地方協議會)

九州地方協議會(門司市祝町二丁目、海員組合支部會館、昭七・一〇・二三結成) △北海道地方協議會(函館市末廣町海員組合支部會館、昭八・一・六結成) △中部地方協議會(名古屋市南區眞砂町三丁目海員組合支部、昭九・一・二三結成) △神戸地方協議會(神戸市海岸通三丁目海員會館、昭九・三・二三結成)

新同盟結成準備會

(東京市芝區濱松町、全勞統一全國會議本部內)
昭和九年八月廿一日、準備會成立
昭和九年十一月十八日、新同盟結成(豫定)

(提唱團體) 全勞統一全國會議、江東地方從業員協議會、日本勞働組合總評議會

(參加組合) 名港造船工組合(名古屋) 九州西部一般產業勞働組合(飯塚) 全勞神奈川縣聯再建委員會(橫濱) 門司失救從業員組合(門司)

京都紙工勞働組合(京都) 京都行商人組合(京都) 京都土木建築勞働組合(京都) 京都皮革勞働組合(京都) 京都履物

修繕工組合(京都)

(參加ヲ豫想サレル組合) 關西製氷從業員組合(大阪) 關西メッキ勞働組合(大阪) 江東一般勞働組合(東京) 純勞働者組合同盟(東京)

九州統一勞働組合同盟(八幡市)

關東勞働組合

東京市京橋區五築地
三ノ八 東京交通勞
働組合氣付
(昭八・五)

五組合

交總・東京交通勞働組合、總評・關東地方評
議會、東京勞働聯合會、關東地方從業員組合協議
會、東京地方聯合會、江東地方從業員組合協議
會、左派、東京地方聯合會、東京自由勞働者組合、左派

江東地方勞働組合

東京市城東區大島町
二ノ六三〇
(昭九・五・二)

九組合

總評江東事務局、全關映江東支部、關東一般、
統一會議江東地區協、江東一般、江東從協、
東交支部、朝鮮一般、深川向上會、純勞働者
組合、關東木產、東京自由勞働者組合、左派
メ1デ1

名古屋地方勞働組合

名古屋市中區門前町
中春ビル
(昭九・四・二)

三、四〇〇

委員長 桑山 幸郎
書記長 赤松 勇

日本勞働組合總評議
會、中部映畫同人組
合、名古屋造船工組
合、名古屋失業者共
助會

大阪市電從業員同盟

大阪市西區幸町通三
丁目
(昭七・三・三六)

三組合
六、五〇〇
(五〇〇)

委員長 阿部伊勢太郎

大阪市電自助會、大
阪市電愛友會、大阪
電氣勞働組合

全國映畫劇場從業員組合會議

東京市神田區神保町
一ノ三四、日本映畫
從業員組合內
(昭九・五・二)

中央員委、牧山秀華、
桑山香郎、船司船郎、
他十三名

全關映、日映、中映、
映演同盟、松竹興從

日本產業勞働俱樂部

東京市京橋區新佃西
町二ノ七
(昭八・六・八)

一五組合

會長 石井 熊藏
主事 東條 喜七

自彊組合、工愛會、
工信會、中正會、健
生會、興信勞働組合、
日本建鐵勇信組合、
シチズン時工會、芝
浦港愛組合、日本靴
工組合、白揚組合、自
山中從業員組合、自
立組合、協進組合、自
日石勞資會

日本主義連絡團
日本勞働祭

20 單獨組合 (京濱・阪神・中部・北九州・其他の地方)
京濱地方

第二部第二篇 勞働組合

九年十月大阪市
電從業員組合へ
發展的解消

東京瓦斯産業
勞働組合
東京市芝區濱松町四
丁目七ノ六
(昭八・三・)

一〇支
部
(八)

委員長 小村健一郎
書記長 大門亨
財政部長 嵩下茂夫

東京瓦斯會社營業部

ナ
シ

東京瓦斯從業
員組合
東京市芝區濱崎町三
會社内
(昭八・三・)

一六

組合長 長久間忠義
書記長 佐々木久賢

東京瓦斯會社供給課

ナ
シ

東京瓦斯供給
從業員組合
同 右
(八・二・三)

四〇

委員長 佐々木久賢

同 右

ナ
シ

東京瓦斯製造工
組
東京大森區大森六丁
目五、一五四
(昭七・六・)

五支
部
(九)

委員長 中村定衛
書記長 松田勤助

東京瓦斯會社製造工
場、京濱コークス神
奈川工場

ナ
シ

東京瓦斯工組合
東京市世田ヶ谷區北
澤町四ノ五二五
(昭八・六・)

五支
部
(三)

委員長 草間正義
書記長 大門雄次

東京瓦斯會社(池袋、
四谷)營業所

ナ
シ

東京瓦斯工場
勞働組合
東京市深川區猿江町
二丁目三
(昭八・三・)

六〇

委員長 平野安藏
書記長 矢島十七八

東京瓦斯會社製造工
場

ナ
シ

東京瓦斯勞働組
合統一協議會
東京市芝區濱松町四
丁目(會社内)
(昭九・六・)

五組
合

委員長 佐久間忠義(瓦從)
副委員長 平野安藏(工勞)
書記長 松田勤助(製造工)
顧問 長松田勤助(製造工)
會社勞務係長 桂 泉

(參加組合)
東京瓦斯從業員組合
東京瓦斯製造工組合
東京瓦斯工組合
東京瓦斯工場勞働組
合
東京瓦斯自助會

ナ
シ

東電從業員組合
東京市下谷町入谷町
二一
(昭三・二・二)

一八支
部
二、二〇〇

委員長 岩永榮一
書記長 松尾茂

東京電燈

ナ
シ

青年部
「東電勞働新聞」
月刊
社會大衆黨支持
日本勞働組合會
議加盟

「瓦斯勞働」月刊
昭九・六・社大黨支
持、日本勞働組
合會議加盟ヲ取
消
昭八・三・東京瓦斯
工組合ハ工場、
供給、營業ニ職
業別改組、

「東京瓦斯勞働」
日刊供給從業員
組合ヨリ分散

東京瓦斯産業勞
働組合ヨリ分裂

「産業協力」ヲ目標

東京市從業員組合	東京市神田區美土代町三ノ五 (大二三・五)	一九支部 一、〇〇〇	委員長 橋本富貴良 政治部長 石川清 東京府土木局、保健局、財務局	ナ	シ	支持政黨ナシ
全國俸給者協會	東京市芝區田村町内田ビル (昭四・三)	一三	組合長 小池四郎 主事 山中繁太郎 大日本製米會社	ナ	シ	愛國政治同盟支持
關東俸給生活者組合	東京府豐島區長崎東町三ノ二四二 (昭六・三・一)	五分會 三〇〇 (三〇)	組合長 吉川守國 主事 山川亮 新聞社、出版社、下級官吏、商業從業員	ナ	シ	社會大眾黨支持
日本交通從業員組合	東京市麴町區内幸町二ノ四、虎ノ門ビル (昭八・九・)	八支部 一、二〇〇 (六〇)	組合長 宮井昌吉 顧問 馬場五三 高田久藏 東京市電氣局目蒲、電鐵會社	婦人部		日本愛國勞働懇談會參加
遞友同志會	東京市芝區今入町一五和合俱樂部 (大二四・九・三〇)	一、五〇〇	統令 岡中野正剛 主事 岡山隆行 遞信部內各局所	青年部		「遞友勞働新聞」 九年八月分裂シ 一部ハ總同盟ヘ復歸
日本遞信從業員組合	東京市麴町區内幸町一ノ六商興ビル (昭八・六・二)	三支部 八〇〇	會長 赤松克磨 主事 石塚幸次郎 同 右	ナ	シ	「日本遞信新聞」 月刊遞友同志會 ヨリ脱退
全日本製氷勞働組合	東京市本所區平川橋二丁目二ノ四 (昭七・七・)	三支部 三〇〇	組合長 野口榮治 製氷工場	ナ	シ	八年六月現在
全日本一般產業勞働組合	東京市本所區平川橋一丁目二ノ四 (昭七・二・三〇)	八〇	組合長 野口榮治			八年六月現在
全關東映畫劇場從業員組合	東京市淺草區三間町二三 (昭八・二・)	五支部 八〇〇 (三〇)	書記長 牧山秀華 會計 三浦信義 映畫演劇使用人	青年部 婦人部		「全關映ノ旗」政 黨支持自由、映 畫演劇從業員、全 部單一同盟、全 國映畫劇場從業 員組合會議加盟 舊關東映從、全 勞全映城西、城 東地區トノ合同

日本労働年鑑

四二二

日本映畫從業員組合	東京市神田區神保町一ノ三四 (昭八・四・)	五支部 七九四 (二三八)	委員長 谷天郎 書記長 大友保 日活、日興、松竹、新興、大藏	青年部 婦人部	總評ヲ脱退
映畫演劇從業員東部單一同盟	東京市淺草區三間町二三 (昭九・六・)	八〇〇	委員長 東 滔水 映畫關係使用人		
大日本映畫人同盟	東京市蒲田區新宿一二〇一 (昭九・二・)	三〇〇	委員長 露久保賢治 同 右		日本國社黨支持 總評ヲ脱退ノ國社主義組合
京モス吾孀工場從業員組合	東京市吾孀町二ノ一ノ一 (昭三・八・三)	一、八八五 (一、五五)	組合長 園部岩太郎 副組合長 佐藤桂之助 京モス吾孀工場	青年部 婦人部	八年六月現在
京モス労働組合	同 右 (昭五・七・二)	三、七五〇	會長 山田重太郎 同 右	不詳	
蒲田勞友會	東京市蒲田新宿 (大二・四・二〇)	五〇〇	委員長 加藤留吉 新潟鐵工所蒲田工場	青年部	八年六月現在
芝浦労働組合	東京市芝區濱松町三八 (大六・四・)	四〇〇	組合長 高橋伍助 芝浦製作所	不詳	「芝浦労働」月刊 八年六月現在
横濱純労働者組合	横濱市中區中村町一三一八 (昭六・七・一〇)	一、二八 (八)	組合長 小川七藏 日清製菓、葛谷製紐	青年部	八年六月現在
朝鮮東興労働同盟	東京市神田區神保町二ノ三四 (大二三・九・一四)	四支部 三、〇四〇 (四〇〇)	梁一童、金澤、梁元模、李東淳他 品川、飯田橋、新宿各驛、多摩川砂利場	青年部 婦人部	「黑色新聞」支持 無政府主義 關東労働組合會 議加盟
朝鮮労働一般組合	東京市本所區綠町四丁目二ノ一ノ四	三支部 二八〇	吳 宇 泳 江東橋紹介所 自由労働者	青年部	自由聯合新聞、 労働者新聞、 色新聞支持、 自由聯合主義 關東労働組合會 議加盟

江東地方從業員組合協議會
東京市城東區大島町二ノ六三〇
(昭六・三・二)

三〇〇
(三〇〇)

主事 柄澤 武平

東京鋼材、日立製作所、大島製鋼、吾嬬製鋼、小倉石油

「工場労働者」月刊支持政黨ナシ
關東労働組合會議、江東地方組合會議、全勞全會、總評會、新同盟、結成ニ參加

阪神地方

大阪市電愛友會
大阪市西區幸町通三丁目二
(大二三・六)

四支部
一、五〇〇
(二〇〇)

委員長 高橋 節一
書記長 立石

大阪市電氣局、車輪、車庫、軌道、高速、電氣局直屬課

大阪市電局同業同盟
九年十月大阪市電從業員組合ヲ結成

大阪電氣労働組合
同 右
(大九・三・三二)

三分會
七〇〇
(三〇〇)

委員長 安部伊勢太郎
書記長 鈴木易二郎

大阪市電氣局電灯部電氣課、工事請負商會

同 右

大同電氣労働組合
堺市南旅籠町西三丁目三ノ六
(昭九・六・)

四支部
二五〇

委員長 有持 寅若
書記長 池田 三郎

大同電力

未 定

總評關西電氣ヲ脱退シテ結成
支持政黨ナシ

日本海員組合
神戸市神戸區海岸通三ノ二六
(大二〇・五・七)

四支部
九、三四〇
(昭八未現在)

組合長 濱田國太郎
副組合長 堀内長榮
組織部長 堀内五郎
政治部長 宮本官治
教育出版部長 西卷敏雄
調查部長 那賀源三郎
國際部長 米窪滿亮
顧問 岡崎 憲
都竹要次郎

「海員」月刊雜誌
月二回刊新聞
社會大眾黨支持
日本労働組合會議加盟

(支部)

横濱支部 (横濱市中區海岸通四丁目一九) △東京支部 (東京市芝區芝浦町一ノ一) △小樽支部 (小樽市色内町四丁目二四) △函館支部
第二部第二篇 労働組合

(函館市末廣町一八) △名古屋支部(名古屋市南區眞砂町三丁目六) △大阪支部(大阪市港區六條通一丁目三ノ五) △川口支部(同上安治川通一丁目八ノ一) △門司支部(門司市祝町二丁目三一〇六) △戸畑支部(戸畑市清水町四丁目二二三八) △三池支部(大牟田市三川町五ノ四二) △大連支部(大連市山縣通二〇八) △因島支部(廣島縣御調郡因島土生町) △下關支部(下關市岬之町三百目通) △伏木支部(富山縣伏木町木戸岬六三)

財團法人
海員協會

神戸市神戸區下山手
通八丁目一八〇
(昭三・一・三五)

出張所
三八六

會長 小泉 秀吉
庶務部長 鈴木 倉吉
人事部長 中村 友太郎
編輯部長 酒井 一雄
會計部長 蔦 兵太郎

高級船員

「海員協會雜誌」
月刊、日本勞働
組合會議加盟

日本港灣從業員
組合

神戸市神戸區海岸通
三ノ二六
(昭五・五・八)

支部
二、二〇〇

組合長 濱田 國太郎
主事 西卷 敏雄

平水航路船員、小
蒸汽、通船、沖仲仕
造船工場

昭八・九・三・日本
港灣從業員聯盟
ヲ改組
日本勞働組合會
議加盟
社會大衆黨支持
「港從」月刊

全日本自動車從
業員組合

神戸市湊東區楠町五
丁目一四八ノ六
(昭四・二・三)

一、七〇〇

組合長 赤崎 寅藏
主事 柴田 富太郎

交通産業

不詳

神戸塗裝工組合

神戸市兵庫區塚本通
五丁目一七ノ五三

一七三

委員長 矢野 仁三郎

建築塗裝

青年部

北九州地方

九州統一勞働
組合聯盟

八幡府中央區富屋四
階
(昭八・三・七)

六〇〇

委員長 澤井 菊松
書記長 安部 鹿造

八幡製鐵所、淺野セ
メント、三菱炭、
神戸製鋼、仲銅工
場、旭カラス、安川
電氣、安田製釘

青年部

「大衆事報」月刊
支持政黨ナシ
九州合同勞働ヲ
解消

日本製鐵從業員
組合

八幡市春野町五丁目
(昭八・九・二六)

支部
三、五〇〇
(昭八・九・二六)

組合長 加藤 良左衛門
主事 嶺下 慶二
會計長 日下部 半藏

八幡製鐵所

青年部
婦人部

「鐵火」月刊
社會大衆黨支持
日本勞働組合會
議加盟

中部地方 (名古屋市ナ中心トスル)

中部映畫同人 名古屋市中區門前町三丁目中春ビル (昭六・五・) 一支部 四九 (七三) 委員長 赤坂幸造 書記長 藤岡吟波 會計長 最上一兵 會 映畫關係使用人 昭八、全勞ナ脱退 名古屋地方勞働 組合會議加 全國映畫演劇從 業員組合會議加 盟

豐橋合同勞働 組 豐橋市東田町舟原三 四 (昭四・二・七) (一〇〇) 委員長 李龍伊 不 明

岡崎合同勞働 組 岡崎市伊賀町愛宕下 二六 (昭八・二・三六) 一五〇 常任 畔柳信三 安聖學 李仁善 不 明

東海合同勞働 組 名古屋市中區春敲町 二ノ五 (昭四・六・二) (七二) 組合長 藤田俊次郎 主事 宮崎繁雄 大同電氣鑄鋼所其他 鑄造小工場

名古屋港舩船從 業員組合 名古屋市中區稻荷町 四ノ二 (大二〇・六・元) 四三三 組合長 尾崎爲助 副組合長 鈴木作次郎 海上運輸 不 明

名古屋鑄造工 組 名古屋市中區福江町 一六 (昭七・七・二八) 二〇 委員長 水野光三郎 書記長 山田信一 不 明

名古屋市失業者 共助會 名古屋市中區八熊町 村東二九五 (昭七・二・二七) 三〇〇 委員長 水野研植 書記長 金大植 不 明 名古屋地方勞働 組合會議加盟

其他の地方

旭川總合勞働者 組 旭川市三ノ左一〇 (昭三・二・二) 五支部 六三 (五三) 委員長 小野寺秀隆 書記長 須河勇次郎 旭川木管、金屬、食 料品、自由勞働 青年部 八年六月現在

北海一般勞働 組 旭川市五條十二丁目 (昭三・三・) 一支部 三八 (五七) 組合長 八木正高 鐵工、石工、木工、 製菓工、自由勞働 青年部 婦人部 同

日本勞働年鑑

組北日本勞働合	新潟市附船町一附船町 (大二三・九・)	五支部 一、七〇〇 (二〇〇)	組合長 吉野松太郎	新潟鐵工所	ナ	同
同福井縣勞働會	福井市寶永上町一ノ五 (大二四・)	三、五〇〇 (八〇〇)	會長 齋木重一 書記長 千田林作	纖維、木材、	青年部 婦人部	同
關西瓦工組合	奈良縣南葛城郡掖上村柏原 (大二三・四・三)	四支部 二、二五〇 (一五〇)	組合長 藤本信太郎 主事 藤井義一	瓦製造工	青年部	同
組日高合同勞働合	和歌山縣日高郡眞坊町 (昭五・七・)	四支部 一、一五〇 (二〇〇)	委員長 北野周一 書記長 狩谷輝一	木材、纖維、自由勞働	青年部	同
組新宮木材勞働合	和歌山縣東牟婁郡新宮町東境町 (大五・)	一八班 六〇〇 (五〇〇)	組合長 結城梅吉 主事 坂本八百藏	木材	青年部	同
同紀州勤勞者盟	和歌山市宇須川合洋光方 (昭六・三・)	六班 二六〇 (二〇〇)	委員長 川合洋光 主事 桑原繁	和歌山捺染、中津染、工、池田染工、市川染工、妙力製材、山、西製材、沖起毛、山中起毛	青年部	大日本生産黨支 持八年六月、紀 和地方合同勞働 ヲ改組
組那智勝浦勞働合	和歌山縣勝浦町築地一八一澤田方 (昭五・二・三)	一〇三	組合長 澤田豐茂 會計長 坂地勇三	大阪商船、辰馬汽船、沖仲仕、大寶勝浦冷凍庫	ナ	全熊野勞働組合 協議會加盟
岡山勞働者組合	岡山市二日市町二六四 (昭五・二・)	七五	委員長 中原健次 會計長 祇園明泉	土木、出版、食料、金屬、化學、交通、一般	ナ	岡山縣無產團體 協議會加盟
組岡山出版從業員合	岡山上石井桂方 (昭五・七・)	三〇〇 (四〇〇)	組合長 桂源太郎	中國民報社、山陽新報社、他、印刷工場	ナ	八年六月現在
倉敷勞働組合	岡山縣倉敷郡千歲町一丁目 (昭五・六・)	四支部 三〇七 (一二三)	組合長 重井芳太郎 主事 石井長治	倉紡、倉絹、加藤織物	青年部 婦人部	同 「民衆旗」月刊

港灣労働組合

○下關市長門町一ノ一
(昭七・三)

一支部
四二

組合長 桑原末彦
主事 山本凡兒

林兼商店、那須金商店、市川、高橋、鐵工造船所、日本工作所

青年部

「豐關新聞」月刊

21 「農民組合」(全國農民組合、全農全國會議、日本農民組合總同盟、日本農民組合、其他)

○全國農民組合系

全國農民組合

大阪市外布施町東足代五五杉山方
(大一二・四六)
關東出張所
東京市芝區榮和ビル

二〇〇、〇八五
内會費完納
六、二八〇

中央委員長

杉山元治郎
(〇八・八・常任)

專門部長

國際

岩淵謙二郎
(〇八・八・秋)

森田

政治

杉山元治郎

川俣清音
(〇八・八・秋)

島

組織

黑田壽男

菊池重作
(〇八・八・秋)

馬城

爭議

佐々木更三

須永好群
(〇八・八・秋)

葉

產業

三宅正一

笠井正一郎
(〇八・八・秋)

瀉

財務

田中義男

野口傳兵衛
(〇八・八・秋)

阪

機關

岡崎精郎

宮向國平
(〇八・八・秋)

山

機關

岡崎精郎

江田三郎
(〇八・八・秋)

島

機關

岡崎精郎

岡崎精一郎
(〇八・八・秋)

知

機關

岡崎精郎

渡邊國春
(〇八・八・秋)

岡

機關

岡崎精郎

增田操
(〇八・八・秋)

部

機關

岡崎精郎

師岡壽壯
(〇八・八・秋)

部

機關

岡崎精郎

三輪壽壯
(〇八・八・秋)

部

機關

岡崎精郎

全國農民組合 青年部

大阪市外布施町東足代五五杉山氣附
昭六・八・三

三、九〇〇

委員長

增田

操

政黨支持自由

青森縣聯合會

青森縣北津輕郡五所川原町
(大一二・三・九)

四支部
一、五〇〇

委員長

淡谷悠藏

書記長

岩淵謙二郎

青年部

第二部第二篇 労働組合

四二七

秋田縣聯合會	秋田縣橫手町上飛瀨 (大・四・五・三)	一八支 八地 六出張所 四九七〇	委員長 書記長	川俣清音 島田健三	青年部
宮城縣聯合會	仙臺市東七番町一二二	六支 六地 四出張所 一、五、五	委員長 書記長	缺 日野吉夫	
福島縣聯合會	福島縣伊達郡明治村 野川 (昭七・五・二)	四支 二出張所 七〇〇	委員長 書記長	田中利勝 八百板正	
茨城縣聯合會	茨城縣結城郡水海道 町橫町 (昭六・三)	三支 五地 一出張所 八〇〇	委員長 書記長	菊地重作 柴崎茂	青年婦人 對策部
群馬縣聯合會	前橋市岩神町九七三 (大・二・四)	三支 八五〇	委員長 書記長	須永好 立見米市	青少年婦 人部
栃木縣聯合會	宇都宮市一條町一二一 六 (昭三)	八支 三出張所 二、四〇〇	委員長 書記長	缺 大屋政夫	
千葉縣聯合會	千葉縣印旛郡大森町 (大・二・三)	一七支 八地 二、三〇〇	委員長 書記長	黑田壽男 笠井市郎	
東京府聯合會	八王子市追分町五二二 (昭四・二・一)	二支 一、九、八	委員長 書記長	缺 泉澤義一	
長野縣聯合會	長野縣上伊那郡伊那 町 (昭七)	二支 四地 一出張所 五〇〇	委員長 野溝勝		

九年五月全會派
トノ合同成ル

山梨縣聯合會
町 山梨縣東八代郡石和
(昭五、四、)
四支 部
五地 區
八〇
委員長 秋山 要
書記長

静岡縣聯合會
沼津市吉田町八三九
(昭四、四、四)
六支 部
三出 張
二地 區
四六
委員長 山崎 劔二
書記長 市川 豐

新潟縣聯合會
新潟市流作場一七一
三
(大三、二、二三)
二六支 部
一三出 張
七地 區
四〇七
委員長 石田 宥全
書記長 野口 傳兵衛

岐阜縣聯合會
岐阜市高野町七丁目
(昭六、三、三)
六支 部
二〇
委員長 平工 喜市
書記長 尾關 善一

和歌山縣聯合會
和歌山市南汀町一
(昭三、五、)
三三支 部
三三出 張
二地 區
〇
委員長 缺
書記長 田村 正成

福井縣聯合會
福井縣南條郡武生町
櫻六二
(大二五、一〇、二〇)
二支 部
四四出 張
四〇
委員長 蔭本 久
書記長

奈良縣聯合會
奈良縣高石郡金橋村
東城坊
一五支 部
四〇
委員長 駒井 菊松
書記長 竹村 良一

京都府聯合會
京都市中京區丸太町
通間之町西入
(大一二、二、)
二支 部
四四出 張
三三
委員長 田中 義男
書記長

大阪府聯合會
大阪市外布施町東足
代五五
五支 部
三三出 張
一三
委員長 杉山 元治郎
書記長 田邊 納

岡山縣聯合會
岡山市内山下相生町
三ノ七七
(大一二、)
五支 部
五五出 張
一三〇
委員長 宮向 國平
書記長 江田 三郎

婦人部

總本部直屬

九年五月全會卜
ノ合同成ル

九年四月全會卜
ノ合同成ル

婦人部

廣島縣聯合會

廣島縣世羅郡神田村
(大・四・八)

一〇支 部
二出 張 所
三九

委員長 上岡重利
書記長 片岡介夫

婦人部

德島縣聯合會

德島縣麻植郡西尾村
麻植
(昭・五・八)

一三 支 部
三出 張 所
八〇

委員長 津田壽助
書記長 竹治

愛媛縣聯合會

松山市永代町一七
(大・二・三)

二〇 支 部
三出 張 所
四三

委員長 渡邊國一
書記長 佐竹庄平

高知縣聯合會

高知縣高岡郡高岡町
(昭・七・三・八)

一四 支 部
五出 張 所
一・二〇

委員長 岡崎精郎
書記長 坂本秀郎

福岡縣聯合會

小倉市片野新町電車
通り
(昭・七・一〇・二・四)

一七 支 部
二出 張 所

委員長 田原春次
書記長 馬竹豐次郎

青年部

佐賀縣聯合會

唐津市西唐津一丁目
(昭・七・三・三)

五 支 部
八出 張 所
一六

委員長 木村宇太郎
書記長 吉岡喜代八

北海道聯合會

旭川市九條十一丁目
左十號
(大・二・四・九)

三 支 部
四出 張 所
五〇

委員長 松岡二十世
書記長 五十嵐久彌

青年部

尙外二埤玉縣聯合會(埤玉縣兒玉郡長濱町)愛知縣聯準備會(愛知縣海部郡津島町)島根縣聯合會(島根縣能義郡母里村)鹿兒島縣聯社
會(鹿兒島縣國分町)熊本縣聯準備會(熊本市本庄町白川端三八)大分縣聯準備會(別府市南湯通七丁目)

全農全國會議

東京市麴町區內幸町
一ノ六、商興ビル本
館
(昭・六・八)

三 聯合會
五〇〇〇

委員長 上田音市
常任 野崎勘二
庄司銀介
平賀寅松
上岡利夫

青年部 「農民新聞」旬刊
婦人部 八年七月現在

(備考) 八年後半期ノ大彈壓以後「全會」ハ完全ニ合法的活動ヲ遮斷サレ、又内部的對立ニヨツテ八年十二月謂ユル「全農全會再建本部確立闘争委員會」ノ派生トナツタ。

全農全會再建本部確立闘争委員會
東京市京橋區下落合
二二九勝沼方
(昭八・二・三)

石田樹心
森勝治

(主要聯合會) 八年十二月乃至九年一月現勢) 北海道聯合會(旭川市九條通十一丁目左十號、常任新田實藏、荒哲夫、白木想二) ▲秋田農民組合(仙北郡大曲町戸蒔、保田、委員長島貫和一郎) ▲新潟縣聯合會(新潟市東仲通一番町、委員長國井潤次、九年八月北日農へ合流) ▲愛知縣聯合會(名古屋市中區船付町) ▲岐阜縣聯合會(岐阜市高野町七丁目) ▲三重縣聯合會(松坂市德生町) ▲千葉縣聯合會(佐倉町錦木、委員長近藤忠一) ▲栃木縣聯合會(芳賀郡山前村西田井、委員長大塚太一郎) ▲山梨縣聯合會(甲府市堅近習町、一) ▲長野縣聯合會(須坂町田惣一郎方) ▲奈良縣聯合會(高市郡金橋村東坊城、竹村良一方、委員長駒井、) ▲兵庫縣聯合會(明石市、委員長長尾有) ▲福井縣聯合會(武生町櫻區三) ▲大阪府聯合會(大阪市天王寺區眞法院町春秋莊、委員長田邊納) ▲福佐聯合會(佐賀縣鳥栖町藤ノ木) 其他

日本農民組合

日本農民組合
東京市芝區琴平町二
虎ノ門會館
(昭六・二・一)

二聯合會
四、〇〇〇

會主	會長	平野力三
會計	部長	北山亥四三
專門	部長	河田弘
政治	部長	稻富稜人
組織	部長	北山亥四三
機關	部長	松澤一
宣傳	部長	小野永雄
爭議	部長	今里勝雄
教育	部長	河田弘
調查	部長	恒次東洋雄
青年	部長	須藤淳二
產業	部長	
法律	部長	

青年部
「日本農民新聞」月刊
皇道會

【支部聯合會】

山梨縣聯合會(甲府市二十人町)▲九州同盟會(福岡縣筑紫郡大野村)▲浮羽郡聯合會(福岡縣浮羽郡吉井町)▲豐前聯合會(福岡縣京都郡行橋町)▲福岡聯合會(福岡縣筑紫郡大野村)▲糸島郡聯合會(福岡縣糸島郡前原町)▲北九州聯合會(小倉市片野町七三)▲群馬縣聯合會(群馬郡明治村大澤忠七方)▲栃木縣聯合會(足利郡山邊村堀込三田方)▲埼玉縣聯合會(粕壁町四六)▲静岡縣聯合會(濱松市海老塚町三二)▲滋賀縣聯合會(大津市高見町三矢尾方)▲香川縣聯合會(綾歌郡川津村藤本方)▲下越農民協會(新潟縣北蒲原郡中條町)▲富山縣農業團體聯合會(富山市西四十物町七)▲山形縣聯合會(北村山郡高根村富並)▲宮城縣聯合會(仙臺市小田原金剛院町六)▲秋田縣聯合會(北秋田郡前田村五味)▲北海道聯合會(膽振國追分菅舜英方)▲京都府聯合會(京都市下京區七條大橋西詰下ル早川方)▲長野縣東信支部(上田市川原柳驛前關口方)▲岐阜縣聯合會(岐阜市千手堂驛西隣玉井方)

山梨縣聯合會

甲府市二十人町一一
(大二三・三)

三四支部
七出張所
一五、二八

會長 平野 力三
主事 松澤 一

婦人部

九州同盟會

福岡縣筑紫郡大野村
大利

一五支部
二出張所
三、〇〇

會長 阿部 乙吉
主事 稻富 稜人

浮羽郡聯合會

福岡縣浮羽郡吉井町
上吉井
(大二四・二)

五支部
三、八〇

會長 稻富 稜人
主事 菊竹 東三

北九州聯合會

小倉市三萩野七七四
(昭六・一〇・一〇)

一七支部
五、〇〇

會長 桐野 豐吉

埼玉縣聯合會

埼玉縣粕壁町四四六
〇
(昭三・三・一)

三支部
三、〇〇

會長 福島 喜市
主事 萩野 宇內

婦人部

静岡縣聯合會

濱松市海老塚町三一
一
(昭三・)

六支部
六、七〇

會長 貴志 徹
主事 大石 保

山形縣聯合會

山形縣北村山郡大高
根村
(昭三・三・二七)

九支部
二、三五

會長 青柳 重平
主事 板垣 清七

日本農民組合總同盟

日本農民組合
東京市京橋區築地四ノ四松永方
總同盟
(昭七・四・二九)

會長 鈴木 文治
副會長 片山 哲
內會費完納
主事兼會計 松永 義雄

青年部 「農村運動」月刊
婦人部 社會大眾黨

【聯合會】

東京府聯合會 (東京市芝區新橋一ノ一六昭生ビル) ▲埼玉縣聯合會 (川口市金山町二ノ三二六) ▲神奈川縣聯合會 (川崎市新川通勞働會館) ▲群馬縣聯合會 (勢多郡富士見町原之郷) ▲長野縣聯合會 (上高井郡須坂町平和町) ▲秋田縣聯合會 (秋田市栖山虎ノ口) ▲福島縣聯合會 (郡山市堂前町一四) ▲愛知縣聯合會 (小牧町) ▲高知縣聯合會 (高知市小榊形佐竹方) ▲廣島縣聯合會 (福山市外馬場町) ▲靜岡縣聯合會 (掛川町六三) ▲千葉縣聯準備會 (市川町五ノ一七三) ▲茨城縣聯準備會 (北相馬郡長崎村) ▲京都府聯準備會 (伏見町鷹匠町) ▲石川縣聯準備會 (七尾町橋町三) ▲兵庫縣聯準備會 (武庫郡御影町濱中) 內主要ナルモノハ

東京府聯合會
東京市芝區新橋一ノ一六昭生ビル
(昭八・三・二二)
一七支 部
三 地 區
一、五〇
主會長 片山 哲
主事 佐藤 吉熊

神奈川縣聯合會
川崎市新川通五九勞働會館
(昭五・二・二)
五 支 部
五 六
主會長 由良 多一郎
主事 村尾 馨一

福島縣聯合會
郡山市堂前町一四
(昭六・二・二〇)
一〇支 部
三 地 區
四 出 張 所
六 五
主會長 宗像 伊勢嘉
主事 高原 彌壽美

廣島縣聯合會
福山市新馬場町四四
(昭八・三)
五 支 部
三 〇
主會長 岩部 石男
主事 吉田 清造

高知縣聯合會
高知市小榊形佐竹晴記方
(昭三・五・二三)
四 支 部
五 八
主會長 佐竹 晴記
主事 松村 春繁

〔其他〕

千葉農民自治聯盟	千葉縣山武郡公平村 道庭二九三 (昭八・二〇・四)	三聯合會 (岡山、福岡、埼玉) ニ準備會アリ 五、三〇五 會費完納 三、〇〇〇	常務長 石橋彌 鈴木正利 市原正利	青年部 婦人部	「千葉農民新聞」 月刊 支持政黨ナシ (但シ國家主義的)

日本小作人總同盟	群馬縣山田郡毛里田村 (大・三・二〇・二五)	三聯合會 (群馬、栃木、埼玉) 五、〇三六 會費完納 二、五〇六	會長 阪本利平 村岡金平	數	皇道會支持者多

北日本農民組合	新潟市東仲通一番丁 (大・二・四)	三六支部 九地區 六、八〇〇 會費完納 一、九四三	組合長 玉井潤次 大瀧長藏	青年部 婦人部	國家主義的

皇國農民同盟	大阪市北區曾根崎上四丁目一九 (昭八・二・二・八)	三支部聯 四、〇〇〇 會費完納 二、八〇〇	理事長 吉岡賢一 寺島宗一郎 其他	ナシ	國家主義的

中國振農會	鳥取縣東伯郡日下村上井 (昭三・二〇・三七)	一、七三九	會長 門田定藏 池田善一	ナシ	支持政黨ナシ

土佐農民總組合	高知市江ノ口九四一 (昭四・七・二三)	六聯合會 三〇、六四八	組合長 大石千太 藤川千太	ナシ	國民同盟

第三篇 無產政黨

昭和七年我が無產運動を襲ふたファッショの強風はその陣營内

に異常の混亂を捲き起した。そして颶風一過後には、一方に社民黨と勞農大衆黨の合同による巨大なる社會大衆黨の成立を見たが、しかも他方には國家社會主義を標榜する一二の無產者的政黨が出現した。社會大衆黨の成立は、從來の合法無產黨運動の一重要目標た

りし單一無産政黨の出現により合同問題に一應の解決を與へたものであつたが、國家社會主義的無産政黨の出現は反對に新たな問題の種を蒔くものであつた。

かゝる状態は昭和八年に入つて如何なる展開を示したであらうか。……以下、その情勢を各政黨についてやゝ詳細に記述したわけであるが、これを要するに、ファシズム運動はそれが七年中に示したやうなお祭騒ぎをつゞけるわけには行かなかつた、日本國家社會黨が本年に入つて忽ち遭遇した七花八裂の運命は、この種の思潮と労働運動との結合が、しかく容易のものではないことを示したやうに見られる。しかし、そのことはファシズム的潮流が引き去つたといふことを示すものでは決してなかつた。「非常時」といふ言葉に具現された國際政局の緊張とそれを土臺とするファシヨ的空氣は社會大衆黨の運動にも根深く浸透したものの如く、その表面の活動を制肘するとともに裏面においてはこの黨の精神にまで肉迫した。かくていかに從來の主義綱領を客觀的情勢の上に適應せしめ闡明すべきかの問題が、この一ケ年、この黨を曳摺つたかに思はれる。

非常時情勢はいま一つの見逃し難き足跡をも残した。それは政治運動の非合法的領野にまでも浸透したのである。日本共產黨の陣營から突如として起つた「轉向」への動きは、當初は黨幹部一二名の個人的「没落」を語るにすぎぬかと見られたものであつたが、彼等の言動がもつた一個の「必然性」は、よかれあしかれ、黨及び黨の運動に大なる影響を及ぼさずにはおかなかつた。この黨内異變に加ふるに、かゝる異變の基礎を構成せる國際對立の鋭化、それを反映するコミンテルンの不活潑は、何といつても、本年度におけるこの

黨の沈滞狀態の基本的條件をなしたやうである。

以下、合法諸政黨を主として本年度における運動の一斑を敘べる。

第一章 無産政黨の共通運動

社會民主々義的諸政黨が既に單一無産政黨に結成し、これと對立する國家社會主義政黨および非合法政黨は、その立場がいづれも著しく懸隔してゐるために、これらの諸政黨が翼をつらねて何らかの共通運動を遂行することは殆んどあり得ないといつてよかつた。強いて云へば、選舉闘争の如きものがあるが、それも本年度においては國會の選舉はなく、地方市町村における選舉闘争が行はれたにすぎなかつた。今これについて各派の活動を見るに左の如くである。

市町村會議員總選舉は八年中全國的に亘り九、六四六市町村において行はれ、この立候補者數一六〇、六二〇人で、内當選者數一三二、〇五〇人であつた。このうち無産政黨及び無産者團體よりの立補者數一、七三三人にして、このうち當選者數は九六六人、その得票數は一五一、三三六票であつた。これを全得票數及び全當選者數に比すれば、當選者〇・七％得票數は一・八％であつて、その勢力は依然微弱である。と云はねばならなかつた。右の當選者九六六人のうち社會大衆黨員たるもの最も多く二五九名、その得票數一二、四八五票である。しかしながら舊社會民衆黨、舊勞農大衆黨、或ひは全國農民組合總本部派等の社會大衆黨に近きもの、或ひは皇道會を支持する日本農民組合、或ひは單獨労働組合、小作人組合等の當選者も相當多數に上つてゐる。これらの點は無産政黨戰線の不統一が未だ可成りに著しいことを示すものの如くである。

第二章 無産政黨各個の運動

第一節 社會大衆黨

社會大衆黨が我が無産階級政治戦線における永年の懸案の解決として、社會民衆黨と全國勞農大衆黨の合同による單一結成として現はれてより、既に一ヶ年半、その活動は廣く社會的に見て重要な意義を含むものでなければならぬ。

昨昭和七年は結黨匆々の半ヶ年であり、その闘争は一應の下準備が整へられたにすぎず、擧げて本昭和八年の活動に期待された。従つて本年の活動は、大體昨年末の全國委員會が決定した「次期闘争の諸項目」の延長であり實踐であつたと見られる。しかし、謂ゆる「非常時」の昂揚は、黨をして一層の活動を促進せしめる一面があつたと同時に、他面またその運動方向に何らかの制肘を加へた跡なしとは云へない。

第一の點は戦争危機の登場をめぐつて國際平和を強調した黨活動がその主要部分であつた。それは、齋藤内閣打倒のスローガンを先頭に、日ソ不可侵條約の締結促進の運動、軍需インフレ豫算案反對の闘争、國際聯盟脱退反對、國民外交樹立の運動等にあらはれてをり、それは又黨の對議會闘争の主たる部分をも占めた。黨は議會において老成なる非常時豫算に反對した唯一の政黨であつたのである。次に黨が最も力を注いだ闘争は、募る農村の窮乏に對する打破闘争である。この他に個々の闘争を擧ぐれば、市町村會議員選舉闘争の外に、製鐵合同反對、砂糖會社脱税問題曝露の運動等がある。これら

は云ふまでもなくその活動の積極的側面であつた。

しかし、社會大衆黨の創成は恰も世界經濟恐慌の深化と國民窮乏化の眞只中の時代であつただけに、その勤勞大衆解放の使命は、成立匆々のこの黨にとつては事實過重であつたとも云へる。殊に非常時情勢の鋭化、ファッショの高潮と共に、ともすればそれに押し流されんとする黨從來の傳統的運動方針——ことにその公式的態度——は、この際一應の反省を要求されるが如くであつた。かゝる情勢を反映して、黨首腦部は六月二十四日、本部において黨政策委員會並に常任執行委員會の聯合委員會を開催し、現下内外の「非常時克服のため」に謂ゆる「轉換期日本の建設政策」なる具體的政策を審議し、更にこれを第三回中央執行委員會（七月二十二日）に提出、中心議題として審議せんとした。いま案の全文を掲ぐれば左の如くである。

（一）「國民經濟會議」の提唱

我が黨は現下の經濟的非常時を克服し併せて次の經濟組織實現のために左の要項の「國民經濟會議」の即時開設を提唱し、これが具體的運動（請願運動）を展開す

「國民經濟會議」要項

1 目的

- 一、日本經濟革新のための調査研究機關たること
- 二、日本經濟革新のための具體的立案をなすこと
- 三、本會議決定事項に就ては政府は一ヶ年以内に具體的法律案として帝國議會に提出する事を要す
- 四、本會議の決定事項が三度帝國議會に法律案として提出せられたる時は、議會はこれを可決すべき義務を負ふ

五、政府提出の重要法律案は議會提出に先つて本會議に諮問すること

2 性質

一、國家機關たること

二、常設機關たること

三、諮問機關たると共に決議機關たること

四、經濟參謀本部たること

3 構成

一、本會議の構成は左の如くす

(イ) 學者、專門家、勞資團體の中より政府の任命したる者、但しこれは總員の五分の一を超ゆることを得ず

(ロ) 勞働團體、農民團體、技術者團體、資本家、地主團體、同業組合、業組合、商工業組合より互選したる者

(ハ) 地區を單位とし一般投票に依つて選出せられたる者

(ニ) 植民地民族の代表者

(ホ) 政府代表者

(ヘ) 陸海軍代表者

二、本會議の總員は略々三〇〇名とし、左の如く割り當つ

イ、五名 ロ、一〇〇名 ハ、一〇〇名 ニ、一〇名 ホ、三〇名 ヘ、一〇名

三、本會議に左の機關を置く

總會

理事會

常任理事會

特別委員會

部門(政治部、調査部、總務部)

四、會議員の任期は四ヶ年とす

五、總會の議事は公開とす

4 運用

一、總會は毎年二回、即ち帝國議會の開會前及び帝國議會の閉會直後開會すること

二、總會の會期は三週間とする事

三、總會に對して政府は政府委員を出席せしめて質問に答ふる義務を有すること

四、理事會は年四回以上開催すること

五、常任理事會は毎月一回開催すること

六、理事は總會の選出に依り、常任理事は理事會の選出に依る事

七、本會議員の權利義務は衆議院議員に準ずること

5 當面の任務

一、大產業國有案の具體的立案

二、土地國有肥料公營案の具體的立案

三、日本銀行改造、金融機關統制の具體的立案

四、産業立法の制定促進

勞働組合法

最低賃銀法

一般的健康保險法

失業保險法

産業組合法の改正

養老年金制

小作法

農業保險法

五、國家財政、稅制の改革に關する具體的の立案

六、行政組織改革に關する具體的立案

七、軍制改革に關する具體的立案

要するに「國民經濟會議」は議會と調査機關との二重の性質を具有したものであつて、資本主義より社會主義への轉形期の具體的經濟國策を樹立強行せんための機關である。

(二)『東洋經濟會議』の召集

現下の國際情勢に處し我國は率先して諸國の經濟會議を召集し東洋諸國の協力を促進し以て東洋局面の安定を圖ると共に東洋諸國が後進國たる地位より發達を阻止せられつゝある諸原因をその協力に依つて除却し以て世界民族の平等と世界平和に貢獻す可きことを提唱する。

東洋經濟會議要項

一、場所 新京

二、招請國 蘇聯那、滿洲、支那、シヤム、比島、印度

三、議題

イ、國民經濟外交常設機關の設置

ロ、東洋安全保障問題

日蘇不可侵條約の締結

東支鐵道買收

北洋漁業權

ハ、東洋經濟聯盟問題

關稅同盟

日印通商條約

東洋資源及投資問題

移民問題

ニ、東洋民族自主化問題

印度問題

フィリッピン問題

ホ、東洋勞働問題

東洋勞働會議

ヘ、支那開發に對する極東協力問題

支那關稅自主權回復

支那治外法權撤廢

支那借租地返還問題

ト、東洋農業恐慌問題

四、構成

イ、各國代表二十四名宛

ロ、代表は政府代表六名

資本案代表六名

勞働代表六名

農民代表六名

五、議決事項は各國政府に於て之を採擇せしめ法律及び條約案として實施すべきこと

(三)大衆インフレ案

一、我黨は資本主義の今日の恐慌は、その本質的矛盾にして、インフレ或はリフレ乃至はデフレを採用するも斷じて克服されざることを信じ、社會主義統制經濟の下に於てのみ國民大衆は恐慌の疾苦から解放されることを確信する。従つて、我黨が大衆インフレの斷行を要求する所以のものは、資本主義の安定に協力し、又は資本主義との鬭争の自由を放棄するにあらずして、大衆の『今日の正義』のために大衆の『今日の必要』のために支配階級の今日の政策に具體的に對抗せんとするものである。

一、大衆インフレ案は現下實施せられつゝある財政インフレ（軍費インフレ）銀行會社救済インフレ等の資本家インフレに對立するインフレの一方法である。現下のインフレは『上へ注ぐインフレ』にして、それは一部軍需資本家を回つて偏在景氣の泡沫をくゞつてか、或は無爲にして負擔償却の途を通じてか、何等恐慌を緩和せず、經濟機構の上層を空轉して還元するのである。大衆インフレは『下へ注ぐインフレ』であつて、それは大衆の購買力を増大し、大衆の生活水準を向上せしめると同時に生産を刺激して資本家を利するものである。

また大衆インフレは無限軌道性を有するが、大衆インフレはそれ自身に於て自動的制止性を有する

一、『大衆インフレ案』の内容は次の如くである

（イ）勞働賃銀、俸給を三割引上げること

（ロ）勞働時間を一週四十時間制として失業者に就業の機會を與へること

（ハ）失業救済土木事業を起工し、失業者を全部就業せしめるこ

と（五億圓）

（ニ）中小工業者に生産資金を無擔保融通すること（二億圓）

（ホ）勤勞農民に肥料補助費として反二圓（一億一千萬圓）米産獎勵費として石二圓（一億二千萬圓）養蠶獎勵費として貫五十錢（五千萬圓）を支給し、且つ農業生産資金を無擔保融通（二億圓）すること

（ヘ）政府は右に必要な約十一億の低利公債を發行し、中央銀行は金利を引下げ信用を擴張する事

（ト）政府は右の増大されたる大衆購買力を（一）物價暴騰にて無効ならしめることを防ぐために主要消費商品の價格公定をなすこと（二）また貯蓄によつて購買力の退藏を防ぐため預金利子引下をなすこと（三）更に舊債返還による購買力の消滅を防ぐために千圓以下の舊債モラトリウムを斷行すべきこと

（四）財政均衡増稅案

我黨は基準豫算總額を直接稅によつて支辨すべき原則の下に左の如き増稅案を提唱す

一、相續稅 十倍増課 三億圓

二、財産稅（所得、地租、營收、資本利子稅の綜合課稅）三倍増課 九億圓

三、増價稅（土地増價及特別利得稅）の設定 二億圓

合計 十四億圓

但し財産稅の免稅點を二千圓に引上げ相續稅、財産稅共高率累進課稅とす

然るに本案に對しては、第三回中央執行委員會にかける以前から

党内に議論が沸騰した。殊に「國民經濟會議」および「東洋經濟會議」の二點は、舊日勞黨系の極東インタナショナル主義を多分にふくむ民族主義・國民主義を表明するものであり、社會民主主義よりの逸脱でありファッショ轉落の危険を有するものだといふ非難が多く、又「大衆インフレ」云々については理論的な矛盾が指摘された。かくて党内における舊勞農派をはじめ、地方では大阪府聯、長野縣聯の反對決議、具陳の發表があり、そして右執行委員會にはこれら反對派は缺席した。しかも委員會においても議論決着を見ず、結局決定を他日に留保して十名の特別委員會の討議に附託することゝなつた。その後黨が發表した「我黨當面の新政策」は右特別委員會の審議の結果であるが、「國民經濟會議」、「東洋經濟會議」については遂に觸れるところがなかつた。かくて「轉換期建設政策」の問題は、本年においてこの黨が曝露したその弱き一面であつたとも見られたのである。

1 綱領・政策・黨則

綱領は合同大會（昭和七年）において決定されたものである。尙ほ之と同時に合同大會において「建設大綱」と「政策」とが決定されたが、右は前年度本年鑑に掲げたのでこゝに省略する。黨則また同様である。（昭和八年版参照）

こゝには右「綱領」と本年度大會で決定した「昭和九年度一般工作協力方針書」の主要部分をかゝげて現在における黨の政策を見ることとする。（尙ほ、右方針書は大會において希望條項を附して可決せられた。これについては別項「第二回大會」の項下を参照された

し。）

【綱領】

一、我黨は労働者、農民、一般勤勞大衆の生活擁護の爲に戦ふ。
一、我黨は資本主義を打破し無産階級の解放を期す。

【昭和九年度一般工作協力方針書】

その全文は次の如き構成より成つてゐる。

(一)最近の世界の動向

(二)最近日本の動向

(三)我國無産運動の最近の動向と我黨の歴史的任務。
a、無産運動の弱勢と孤立化。
b、労働組合。
c、農民組合。
d、無産政黨。
e、共產黨及び國社黨。

(四)我黨の一般工作方針

A、對内工作方針

一、黨組織の集結化のための統制の強化並に黨諸組織の連絡の強化（連絡機關の設置及び黨勢調査）。二、具體的戰略並に政策の樹立（政策參謀本部の設置）。三、多數者獲得競争。四、黨員意識の高揚と幹部養成のための教育工作（黨經營教育機關の設置）。五、支持組合との關係の強化。六、機關紙の擴大發行。七、財政の確立。

B、對外工作方針

一、對外工作方針。二、一般的政治工作。
a、國際政策工作。
b、財政、金融政治工作。
c、反ファッショ工作。
d、封建遺制並に植民地に對する工作。
e、政治的自由獲得工作。
三、労働者小作農民獲得工作。四、小市民獲得工作。五、農村多數者獲得

工作。六、選舉工作。七、文化工作並に外廓工作。

こゝには(四)以下の部分を摘録する。因に左は大會の決議にもとづいて原案に修正を施したものである。

〔我黨の一般工作方針〕

以上の一般的動向と我黨の歴史的使命に鑑み、我黨の現在有する凡ての缺陷を急速に且つ決定的に克服し、黨の綱領及び建設大綱に準據して勝利の不動の戰略を樹つるために、茲に我黨當面の一般工作方針を規定す。我黨一般工作方針はこれを對内工作方針對外工作方針の二部に分つ。而して、この兩部分は勿論相關し、その綜合工作の昭和九年度に於ける統一的中心目標は「黨の集結強化」「具體的戰略の樹立」及び「多數者獲得」である。我黨は無產政治戰線統一以來二年、反動の嵐に抗して耐久の守成期を終り、今や攻勢に轉ぜんとす。在來の我等の工作は凡ゆる點に於いて立ちをくれてゐる。今日以後に於いては資本主義の危機のテムボと合はし、資本主義の補強工作のテムボを超えて我等の工作歩度は加速されねばならぬ。それは如何に速くとも早すぎはしない。我等は如上中心工作目標を追求して平和時代の陣營を一變し「嵐の時代」に突撃せねばならぬ。

A 對内工作方針

一、黨組織の集結強化の爲の統制の強化並に黨諸組織の聯絡の強化（聯絡機關の設置及び黨勢調査）——「黨の集結強化」は對内工作の中心目標の一である。蓋し守るや戰線を展開し、攻むるや戰列を集結する軍事戰略の定石である。そのためには第一に統制を強化せねばならぬ。反動期に於ける一般現象にして、特に合同

政黨に於ける弱點は統制の弛緩である。よし三十萬の大衆を集結せしむるとも一本の鋼鐵線の如き統制なくば何の兵ぞや、黨員個人の批判の自由は可とすべきも黨の組織を述べ、連繫による偶然性ならざる反黨的策動、また黨の組織部分の適法による政策批判は可とするも、その不斷の黨に對する批判的態度は、共に黨籍を保持し、また黨の編成の部分なると兩立せざるものである。平和時代にはあへて看過さるべき統制違反も、後方攪亂の絶無を要求とする「嵐の時代」には許さるべきものではない。第二には中央と地方、上部組織と下部組織との連結の強化である。現在に於ては黨組織の相互連結は支配階級の通信機關の誤報、意識的なデマ（惡煽動）又は第三力の作用によつて屢々遮斷される。中央部の方針並に刻々に起る政治的諸狀態を地方組織に便達し、地方組織の重要會議には列席しその一般の黨勢及び要求を不斷に上部組織に連絡すべく「トラベラー・エージェント」（巡回本部代表）を有する連絡機關（聯絡部）の設置が急務である。更に組織の集結強化の基本的作用とし先づ嚴格なる「黨勢調査」が即時執行されねばならぬ。黨勢の嚴正なる調査の上に立たずして用兵作戰はあり得ない。

二、具體的戰略並に戰術の確立（政策參謀本部の設置）——公式主義を廢棄して「具體的戰略並に政策」の樹立は對内工作の最重要中心目標であり、これぞ耐久三年の苦き教訓である。現状に於ける黨組織の弱勢の理由は第一に黨の組織は徐々に擴大しつつあるも、まだ弱少にして孤立化してゐること、第二に幹部が一般に勝利の確信を著しく動搖せしめてゐる點にある。黨勢は「弱少」

と「孤立化の」克服は、對内工作の中心目的であるが、政策並に闘争の具體化及び中間國民層への政治的工作が必要である。在來は中間國民層への確固たる政治工作戰術を有せず、また政策および闘争は概して公式的、機械的觀念的であつて資本主義戦争及びファツシヨの如き重要問題に對する戰術より、單に「反對」の二字を文字と言葉で表現して以て能事終れりとする態度であつた。更に幹部の確信の動搖は由々しき問題である。必勝の信念こそが戰闘綱領の第一條である。想ふにこの確信の動搖は「具體的な戦略の」缺除に基く事我等の闘争は常に二重の目的を持つ。一は闘争の現實利害の防護伸張の確保によつて大衆を動員組織し、二は闘争を通じて組織せる大衆を訓練し、この部隊を一定の具體的政治戰略に意識的に結合編成する事によつて高度の政治闘争に發展せしめる事である。一般大衆は闘争の一面性をのみ理解し、闘争が自己の利害を實に防護伸張するや否やに専ら關心する故に近時の反動的壓力によつて若干の低調化の色ありと雖も、その心理は依然として平安であり得る。然しながら闘争を二重性に於てのみ理解する幹部が自己の指揮する部隊を結合すべき一定の「具體的政治戰略」を有せず、空しき在來の概念的公式を以て、資本主義の自壊とファツシヨの妄動に特徴づけられてゐる「嵐の時代」を戦ふに於いては、その戦争に自信を失ひ、その行動から迫力を喪失するは當然の事に屬する。世の無産運動の幹部の中には長年の現實的闘争に没潜する中に、何時しか闘争の日常利害の面のみを知つて、他の面を忘却し、また長年の自らの陣營の弱勢と資本主義の優勢に敗北主義にまで壓潰されて動的世界觀を喪失し、か

つては生命を賭けたる烈日の如き情勢と戰闘的氣魄は冷め失せ「政權」と「勝利」は期し及ぶべからざる「高嶺の花」と觀じ去り、かくて恰もその生涯を金庫番に終りたる老朽銀行員の如く無氣力に、資本主義社會が彼等に與へたる「社會運動者」なるさゝやかな「地位」を守つて、一日の偷安を盗み不識の中に現状維持に墮したるものがある。それ等の人々は情勢によつてのみ動く無感覺の故に或は確信の動搖はないかも知れぬ。しかし、かゝる敗北主義者は、無産運動の悲慘なる犠牲者にしてその堅忍持久は教ふべきとするも尙ほ平和時代の闘將たるに過ぎず、乾坤一局の「嵐の時代」に大衆の生命を託すべき戰闘的隊長ではない。これに反して依然として勝利の大望と抱負に燃え、それによつてのみ現實の一切の苦難を冒しつゝある幹部には、勝たんと欲する故にこそ確信の動搖があり得るのである。在來の黨の戰略的態度は日本の資本主義を資本主義一般と理解しこれに對する一般戰略は社會主義一般の抽象的公式であつた。恰もそれは疾病一般に對して抽象的治療方式を指示するを任務とする病理學者の態度であつた。しかし我等は何物よりも前に日本の資本主義を打破し日本の大衆を解放せねばならぬのであり、且つ政治運動は思想運動と異つて「勝利」を絶對の目標とするものである。そのために恰も疾病の直接克服を任務とする臨床醫者が病理學の方式を個々の患者に適用し、個々の患者の體質既往症及び疾患の程度等を檢出して一定の藥劑の分量及び服用する時間を規定する處方箋を作成する如く、我國の諸情勢の眞實の把握の上に立つて、闘争の具體的直接目標主體勢力、同盟すべき勢力等を具體的に規定する政權に直角する

「具體的戰略」を樹立し、一切の鬭争がローマに通ずることを確固として指示し、全幹部の勝利に對する不滅の信念を振起すべきは緊急の要である。それは我黨及び我國無産運動の興敗の分岐點をなす。このために黨は黨の少數の實踐的指導者によつて構成さるゝ政務參謀本部（最高政務審議會）を設置し、これに具體的戰略並に政策の發案、黨の日常方針の決定等の上部工作の強力機能を附與すべし。

三、多數者獲得競争——對外工作の積極化のために、全下部組織に黨員獲得競争をなさしめ之が成績につき優劣を具體的に宣揚すべし。

四、黨員意識の高揚と幹部養成のための教育工作——（黨經營教育機關の設置）——黨の鬭争的活力は、その量と質の積である。

而して質の高揚は一に教育工作に待つ。教育工作は、一般教育工作と幹部養成工作に分つ。前者は黨員一般の政治的意識の高揚を目的とするものと、特にそれは黨の主動力たるべき労働者分子に對して全力を差し向けなければならぬ。後者は幹部の計畫的養成を目的とするものでこの點が今日特に重要である。支配階級の凡ての機構が幹部養成機關を持ち新陳代謝の機能を有するとき、無産黨のみは幹部候補の自然發生に俟つてその指導組織は舊態依然とし、しかも屢々缺員の補充難に襲はれつゝある。本部のみならず地方下部組織の人事行政は極度に行詰つてゐる。かゝるは黨指導力の頽廢化と無力化を生む根本理由である。今や戰線擴大の叫ばるゝ今日に於いて黨は最上の財政的犠牲を押し切つて幹部養成機關を設置し、潑刺たる指導力を擴張再生産し、急速に新鋭幹部

を全線に配屬せねばならぬ。

五、支持組合との關係の強化——労働者及び小作農民の日常利害による組織化は一に支持労働組合及び農民組合の主體的努力に俟つ。黨はこれ等の支持組合の鬭争に精力的に支持協力すると同時に、労働者の團結權（組合法）小作農民の耕作權（小作法）等の其他の政治的題目に就ては在來以上密接なる共同工作を結成し、兩者の關係を更に強化するを要する。

六、機關紙の擴大發行——我等の機關紙は百千のオルグ（組織者）である。財政上の他の費用をよし犠牲にするも「月刊新聞」の今日の悲惨を打破すべし。

七、財政の確立——財政に關する種々なる工作方案ありとするも黨費による大衆的規模に於ける財政確立以外は、凡て附隨的工作である。對立時代に甘やかされたる財政觀念を一掃し、黨勢調査の基礎の上に、黨費納入義務を強化し全組織に對する權利と義務の均衡を確立すべし。

B 對外工作方針

一、對外工作方針——の中心目標は「多數者獲得」にある。その成巧的遂行によつてのみ我黨は現在の弱勢と孤立を克服し打ち難き力に自らを結成して勝利を確保するであらう。其爲には第一に鬭争を具體化し、在來の労働者小作農民の經濟鬭争を中心にする部分的平面的鬭争から全體的、立體的、多角的鬭争に展開せねばならぬ。これは決して在來の労働者、小作農民の經濟鬭争を過少評價するに非ずしてその一層の擴大並に政治化と共に小市民、自作農其他の中間國民層への政治工作の大規模展開を意味するので

ある。第二に行動政策を在來の公式主義的偏向から離脱せしめて具體化する必要がある。「大衆に理窟は投げ與へるなかれ！」とは組織工作の要諦である。大衆は「現實の具體的な利害」によつてのみ動員され彼等の利害と其對立者の利害との具體的な對立に於てのみ階級意識は喚起される。「具體的政策」とは鬭争の低調化と妥協化を意味するのではなく大衆の現實的具體的の利害に結びついた政策の謂にして、それが決定に當つては、原理を原理として批判するに在來の陋習たる公式主義的批判によるべきでなく、それが大衆の利害と結合するか、またそれが大衆を動員する能力を有するか否かの現實的、戰術的、具體的視角からより嚴格に批判して樹立されねばならぬ。對外工作は一般政治工作、労働者小作農獲得工作、對中間國民層工作及選舉工作等に分つ。「一般政治工作」とは既成政黨フアツシヨの政策及動向に苛惜なき政治暴露を加へつゝ夫に對立する我黨の具體的政策の高揚を中心に主として宣傳工作及カムパニア工作によつて大衆を獲得せんとするものである。對中間國民層工作は、そのセミ・プロレタリア層を獲得の第一の對象とし、「小市民獲得工作」と「農村多數者獲得工作」等に分つ。あらゆる組織工作に於て、特に對中間國民層組織工作に於て拂はるべき注意が二項ある。其一は大衆の道德的信賴を有する人物を先づ把むことである。組織化にあせつて大衆より孤立せるギヤング的ルンペン分子又は所謂「モダンボーイ」を把むことなく、堅實の士と「模範青年」を把め、その二は組織運動の開始に當つては「棄華獲實」の謙虛なる信條が必要である。萬事に空漠なる「我黨意識」を露呈することは、孤立化を克服する所以で

はない。我等は一切の困難な實踐を擔任することによつて下からの實力を掌握する事を必要とするのみである。尙ほ對外工作に當つて地方組織は中央部の決定を執行するのみでなく、各地區の大體の現實的獲得の爲に中央部の方針の線に沿ふて、夫々特異の情勢に従つて地方的政策の具體化と地方的工作の立體化を斷行すべき事は特に必要である。要は我黨の組織をあらゆる人民の層に擴大し、國民大衆の壓倒的支持を戦ひとるにある。

二、一般的政治工作——この工作部門においては既述の如く、黨の綱領、建設大綱を體して、政策の極度の具體化と現實化が必要である。

a、國際政策工作

(イ) 外交の問題——我國資本主義政治の六十年の傳統なる歐米資本主義追隨外交國策は、我國をして歐米資本主義の前衛として東洋被壓民族抑壓の堡壘たらしめ、我國民をして善隣友交の民と對立せしめたる重要原因の一である。その無慘なる失敗は脱退直前の國際聯盟總會を前にする日ソ不侵略條約の好機の逸脱に現れてゐる。且又それは世界資本主義の強大な支柱を形成し、更に我國資本主義の根幹と結びついてゐる。歐米資本主義追隨外交を廢棄し、人種平等、東洋被壓迫民族解放のための超世界的極東民族工作に先驅すべく「革新國民外交」を樹立すべし。世界諸國はすべて一定の「世界政策」を持つ。世界政策とは現實的には世界への一定の貢獻の中に於て自國を有利に導かんとする外交政策の謂であるが英、佛の「聯盟外交」アメリカの「不戰條約政策」またかの「國境外交」といはれるソヴェートの「不侵略條約政策」

等等皆然り。革新國民外交政策こそは我國の世界政策であらねばならぬ。この革新國民外交は、單なる自國本位の（世界政策）にあらずして地球の暗黒なる部分に光明を技じ、搾取され、遺棄されたる弱小民族を國際水平にまで押し上げる「人類意志」に基づく聖戰である。それはまた我國民をも利するであらう。蓋し一定國民の輝しき永遠性は、その發展方向が雄大なる「人類意志」の線に沿ふときのみ確保するからである。而してこの革新國民外交の樹立は必然的に、極東民族に對する在來の資本主義的態度、壓迫態度の一擲を前提とする。されば我等はこの問題を勸説して新なる迫力を以て全大衆に告げん。我等の「階級運動」は「小乗的」階級運動ではない。それは支配階級と鬭争の一線を劃する不動の戦列の謂にして、國民の永遠性を無視し、民族と階級を反ばくせしめる利己的な階級利害を意味するものではない。我等の運動は民族的退嬰性を否定し、階級の勝利を通じて我國民の生命性と永遠性に全責任を持つ。資本主義は「日本」を亡し社會主義は「日本」を眞實に生かすであらう。

（ロ）資本主義の××問題——資本主義××そのものが急迫しないまでも資本主義××の危機が急迫せる今日及び今日以後に於て戦争の問題は最も慎重に具體的に扱はるべく單に「反對」を書き又は叫ぶに過ぎざりし在來の機械的概念的アナキスト的取扱ひ方は嚴に清算を要する。在來の態度は一見勇壯にして戰闘的、積極的なるが如く見えて實はアナキストの政治否定にも似て極めて消極的で非具體的である。我等は有ゆる平和工作を援用すると雖も本質的に戦争其のものに獨逸社會民主黨の××を彩る如き宣教師的

平和主義を以て反對するものではない。我等の反對する××は資本主義體制の下に起さる××即ち「資本主義××」である。昭和九年度に於ける對資本主義××工作は「××の危機の防止」と「大衆の××××からの防衛」の二つに集中する。「戦争の危機の防止」は單に「反對」を書き叫ぶのでなく、それを具體的に不可能にする不侵略條約設定等の各種政治工作に全力をあげることであり「大衆の××××からの防衛」はそれ等の反動的××××に對抗して積極的に民族の永遠性と革新國民外交を高揚して「資本主義××よりも××××の××」に向つて大衆の全關心を動員するにある。

（ハ）滿洲國の問題——政治は事の善惡を判斷するにあらずして實在を認識する點に於て倫理學と異り既遂事實を分析するにあらずして現在及び將來の發展を究明する點に於いて歴史學と區別する。我黨の對滿問題認識は正しく、それは今日の滿洲國の狀態そのものが有力に證明してゐる。而して、我等の今日の任務は滿洲國を中心として激成されたる世界戦争、日ソ戦争の危機を如何に除去し、破壊されたる日支關係を如何に整調し、更に滿洲民族と我國民との關係を如何によく發展せしめるかにある。この點に於て滿洲國を返還せよとの自由主義者の叫び、並に滿洲國を屬領植民地たらしめよとの財閥の要求に、ともに反對である。滿洲國を民族自決の原則によつて滿洲國民族のための滿洲國たらしめ、在滿洲人官吏は滿洲國人として本國の統制を離脱し、更に我が政府はその眞の民族的獨立の補強工作を支援すべく、治外法權、租借地、滿蒙權益の一切をあげて滿洲國に返還せしめ、兩者の間に新

しき友邦關係を確立すべし。

(二) 以上の國際工作に關する政策目標を列舉せば次の如し——
(一) 歐米資本主義追隨外交の廢棄、革新國民外交の樹立 (二) 滿ソ國境に非武装地域設立による日滿ソ不侵略條約の即結、北鐵即時買収 (三) 滿洲國の自主的民族獨立の支持權益の滿洲國還附、治外法權の撤廢 (四) 日支和平の達成、治外法權の撤廢 (五) 大平洋安全保障條約の設定 (六) 極東無產大衆の提携。

b、財政、金融政治工作

財政、金融政策工作の中心は、支配階級が「非常時」の名の下に、資本主義補強工作の一切の犠牲を労働者、農民等及び中間國民層に強要し轉嫁するに對する抗争にある。彼の犠牲の強要は間近きインフレの破局と共に在來以上に益々増大するであらう。従つて我等の「インフレ闘争」はそれに對應して強化されねばならぬ。

我等のインフレ闘争の根本の根本は財閥軍需工業資本家の利益のための「軍費インフレ」「財閥インフレ」に對して、労働者、農民、中間國民層の利害のための「大衆インフレ」を以て抗争する。インフレ及びデフレは本來的に資本主義の經濟政策である。資本主義の今日の恐慌はその本質的矛盾によるものにしてインフレ或はリフレ乃至はデフレを採用するも斷じて克服され得ざることを信じ生産力に對する抑壓を撤去する社會主義統制經濟に於いてのみ恐慌は解消し、大衆は恐慌の痛苦から解放されることを確信する。従つて我等が「大衆インフレ」を要求するのは、インフレを肯定し資本主義の補強工作に協力し、または資本主義の闘争の自由を放棄するにあらずして、大衆の「今日の正義」のために「大衆の

今日の必要」のために、支配階級の今日の政策に具體的に對抗せんとするものである。既に政府はインフレがマーケット・オペレーションの能力の限度を超えんことを警戒して、曾て與へし小額の匡救インフレすら、これを奮つて軍事費に振向けんとする今日に於いては「大衆インフレ政策」は更に戰術的價值を加へる。財政に於いては「財閥増税による軍事費全額負擔」「大衆税の撤廢」を以て國民經濟體養に資する。

(一) 賃金俸給の三割以上 (二) 労働時間週四十時間割 (三) 失業救済事業の起工 (四) 中小商工業者生産資金無擔保融通 (五) 農村匡救事業擴大繼續並に公正化 (六) 農業資金無擔保融通

(一) 相續、財産、増價 (土地増價及び特別利得税等) の三税主義
税制の設立 (二) 間接税の撤廢 (三) 軍事費徹底的削減並に全額財閥負擔

c、反ファツシヨ工作

ファツシヨ反對工作は、ファツシヨの反動性を文書及び言論に於いて暴露することは必要なるも、それは一時的現象に外ならざるが故に、かゝるイデオロギーの闘争の效果は極めてうすい。反ファツシヨ工作の中心は、ファツシヨの温床たるの危険性を有する中間國民層への不屈の政治工作によつて我陣營へ動員する接近作業、×××をあぐると共に、特にファツシヨ勢力に動員され、その積極的役割を演ずる危険性を有する在外軍人團、青年團並に青年訓練所に對して、精力的に下から日常共働することによつてこれを、我等の影響圈内に動員するにある。後者については黨はその専門機關を設け、その具體的方針を研究確立するを要する。

それ等のすべての工作は中小商工市民工作並に農村工作に密接に結びついてゐる。

d、封建遺制並に植民地に對する工作

資本主義社會に於いて社會的差別待遇の下にある一部同胞のための封建的賤視觀念打破の工作は、單にそれ等一部同胞のためのみにあらずして、實に封建遺制に對する政治的自由獲得工作の部分をなす。我等は經濟的政治的戰列に於いて共働するばかりでなく、一つの政治工作として水平社運動を援護し、(一)國費による經濟的文化的村落施設の斷行(二)融和事業團體の自主化(三)封建的賤視觀念打破立法の獲得のために戰はねばならぬ。朝鮮、臺灣其の他の植民地民族に對して我等は經濟的共同利害のために同一組織を結成するのみならず、人種平等並に民族平等の人類の大道に則り、その政治的、社會的、法政的、經濟的不平等を打破し、一切の徹底的機會均等の上に友愛的民族共同工作の實を獲得せねばならぬ。

e、×政治的自由獲得工作

未曾有の經濟恐慌とその危機の切迫は×××と官僚とを以てブルジョア政權の中核ならしめ、それによつて、今日の反動政治を強行せしめてゐる。而してこの反動政治を可能ならしめてゐる制度的根據は××××××、樞密院、貴族院等官僚機關の存在と年齢及び性別制限、保證金制、居住年限制、中選舉區比較多數制等による無產大衆の議會からの閉出しにある。されば我黨は、これら官僚的政治制度の拂拭のために闘ふと同時に選舉に對する一切の制限の撤廢、比例代表制の獲得のために闘はねばならぬ。

第二部第三篇 無產政黨

更に來議會に上程さるべき治安維持法並に警察法の改惡、刑罪による所謂「教育主義」反對、不當檢束、不當拘留、××、監廻し等の一掃のために闘はねばならぬ。要するに民權の伸長と擁護のための戦ひによつて社會主義的闘争の地ならしめなければならぬ。

三、勞働者、小作農民獲得工作——勞働者及び小作農の日常利害による獲得は既述の如く勞働組合、農民組合の任務である。黨は之等の組合の經濟工作に協力すると共に勞働者、小作農の政治的利害に關する政治工作に集中せねばならぬ。(一)言論、集會、結社の自由の強化(二)非常產業勞働法の制定(三)完全小作法の獲得

四、小市民獲得工作——中小商工業者等の中間國民層獲得は勞働組合の組織機能の外にあるが故に、黨は直接にその經濟利害を代表し、「生業資金無擔保融通」「法律的防衛」等の闘争を通じてこれが中小工業協同組合及び中小商業協同組合への結社を起動しなければならぬ。六大都市を中心巨大な中小商工協同組合の結成こそは本年度の我黨の都市工作の中心目標である。大商工資本は今や農民の新產業組合運動に對し、中小商工業者を煽動し、自らの利害の前驅たらしめてゐるが、我黨はこれに對し「中小商工業の協同組合化」と兩組合の結合による共同經濟の達成にまで發展せしめることによつて中小商工業と大商工資本との對立を促進すべきを要する。(一)中小商工者生産資金無擔保融通(二)中小商工者協同組合化と兩者の連絡(三)都市農村協同組合の連絡(下略)

2 主なる活動

個々の活動を見るに先立つて、本年における活動の一般をその大會報告に基づいて概観する。

一般情勢 先づ本年前半期の活動について見るに、世界戦争危機防止の一石として黨が昨年の募提唱した日ソ不侵略條約即結運動は、廣大なる社會的輿論を高揚し、遂に政府をしてその問題に關する一定の態度聲明をなさしめるに至つた。更に聯盟脱退の態度を決定せるは同様の趣旨に出でたるものである。次に、第四議會における闘争を見るに、所屬議員僅かに二三名なるも、よく協力一致して齋藤内閣打倒、製鐵合同反對、軍事インフレ豫算反對、農村窮乏打破等、黨の決定せる方針に従ひ、記録的善戦をなした。本年一月より六月に續ける國市町村會總選舉は、我が黨の今期における最大の集中的闘争であつた。この選舉闘争に對して黨は、(イ)合同政黨の内部的成熟のための大衆の一層の密着化(ロ)合同政黨の大衆的實踐と黨大衆の闘争意欲の振起(ハ)ファシヨ陣營の徹底的擊破等の組織的目的を置いた。この目的は概ね達成され、殊に我黨の全線的進撃によつて無産運動の最末端からも完全に驅逐されたファシヨは、この總選舉の惨敗を契機として、現に國社黨の崩壊に見るが如く霧散した。選舉の戦績は絶對的には勿論好成績なりといふを得ざるも、反動期における闘争としては豫期の成績を収めたものである。しかして選舉は黨組織力のバロメーターの如く闘争の活潑なる地區は好戦績を収め、活動の弛緩せる地域は戦績不良なることに對して黨員の注意を喚起する。轉じて前半期の農村活動を見るに、農村窮乏打破運動の繼續的展開と協同組合運動の形態を續行せるのみならず、その目的

を實質的に貫徹すべく特に努力し、新潟その他の諸方の飯米闘争は政府米の大衆的拂下運動に成功した。協同組合運動は、既に各地に起り、中央においてきその準備工作を完成して、『全體農民運動』の旗の下に具體的展開に入りつゝある。尙ほ黨は土地争議中特に經濟的、法律的に行詰れる立禁争議の『政治的解決』のために努力し、支持農民組合との友好を深化し、それが擴大に努力しつゝある。次に、黨と労働組合運動の關係は、黨と労働組合會議との關係にあるわけであるが、労働組合會議がメーデーを機會に群小組合との間における一線に従ひ、黨は労働組合會議の並にその所屬組合の強化を支持し、インフレ闘争に協力した。また、市民委員會の活動を見るに、『市民生活防衛運動の目標の一たりし』『中小商工業者無擔保融資』を貫徹し、東京において十四口(二萬一千圓)を獲得した。その金額必ずしき大ならずと雖も『今日の正義』のための努力の一表現をこゝに見る。再轉して教育運動を見るに、『黨の獲得せる『組織の量』を更に『教育の質』によつて闘争力を擴大すべく意識的教育活動の計畫をめぐらし、その第一着手として黨員教育用の『社會大衆黨叢書』刊行事業を開始した。最後に當面日本の危機狀勢に對應する黨の具體的政策の問題について既に述べた『轉換期建設政策』の經緯があるが、これについて黨は次の如く報告してゐる。中央執行委員は本案の再審のため特別委員會に附議し、特別委員會は『昭和八年秋季闘争新政策』を決定した。本部が本政策を提出せる目的は、第一の國際政策の具體化以來強行しつゝある『政策の具體化』の根本精神を實物教授によつて大衆へ徹底せんとするにある。この目的は一應達せられ

た」と。

次に下半期の運動について聞くに、「本期はその期間短きも、十二月の黨大會を轉機として守勢より攻勢に轉すべき準備工作として、黨内の『集結強化』を促進すべく、中央執行委員會特別委員會の決定せる『秋闘政策』に基き、六大都市を中心に全國遊説をなし、一定の目的を達した。」また、「我黨の中間國民層への具體的政治工作として前期から起動しつゝあつた農村協同組合運動はその組織の確立によつて自主的活動を開始した」と報告されてゐる。以下各部各委員會等の發表を通して本年における各方面の活動を拾へば大要左の如くである。

組織活動および現状 八年十二月の黨大會に提出されたる報告によれば、「社會大衆黨の組織は北は北海道から南は鹿児島に至る三十八聯合會一聯合會準備、支部數三八九、支部準備會總數五十三を有する巨大なる大衆的組織であるが、いまだ舊黨併存支部、支部聯合會が全部合同成立せずいまだ、未合同支部聯合十を數へる」といふ。尙ほしかし「組織部は合同大會後常任執行委員會の指導の下に、地方支部、地方支部聯合會の合同成立に努力斡旋すると共に舊黨意識の解消、我黨闘争主體の完成に努力し來つた」と報告してゐる。合同、未合同の支部聯合會は報告によれば左の如し。

(イ)合同完成支部聯合會——岩手縣、宮城縣、群馬縣、埼玉縣、東京府、神奈川縣、静岡縣、千葉縣、新潟縣、京都府、大阪府、高知縣。

(ロ)合同準備聯合會——北海道支部聯合會準備會。

第二部第三篇 無産政黨

(ハ)未合同支部聯合會——秋田縣、長野縣、岐阜縣、福井縣、廣島縣、山口縣、徳島縣、香川縣、福岡縣、熊本縣、鹿児島縣。
(ニ)併存支部聯合會なき地方における聯合會はそのまゝ新黨名に改稱す——青森縣、山形縣、栃木縣、茨城縣、山梨縣、三重縣、奈良縣、和歌山縣、鳥取縣、尙、愛知縣聯、兵庫縣聯は併存支部を含めた再編成を必要とする。

なほ組織の擴大について云へば、「本年三月から十一月にかけて全國に亘つて行はれた市町村區會選舉を組織運動と結びつけ夫々の所管委員會、各部門と連絡をとつて農民多數獲得、市民獲得のためにつとめ、夫々成功をおさめつゝあり、市民運動、農民運動はその委員會が報告をする如く擴大しつゝあり。六大都市各地に市民團體の成立を見つゝあり。組織の弛緩について見れば、「選舉闘争の際、東京芝、京都支部聯等は候補對立の結果、組織が弛緩状態におかれたが現在では、芝、京都府聯共再建出來た。尙ほ横濱支部において來年一月の選舉闘争の見透しから一部舊全勞關係の指導者の脱黨を見たが、横濱支部としては大した影響なしとの報に接してゐる」と。

選舉活動 まづ市町村選舉における戦績を見るに左の如くである。

(一)岐阜縣土岐郡泉町々議戰——「投票日」八月十五日。「立候補」公認、佐賀順平、當選。

(二)岡山縣淺口郡寄島町議補缺戰——「投票日」八月二十日。「立候補」公認、高淵秋次郎、當選。

(三)廣島縣福山市々議戰——「投票日」八月三十日。「立候補」

公認、岩部石男(當選)。公認 三谷文太郎(次點)。

(四)神奈川縣川崎市々議戰——〔投票日〕九月十日。〔立候補〕公認、磯山兵五郎(當選)。公認、藤田靚(當選)。公認、近藤武男(落選)。公認、大幸男(落選)。公認、山良多一郎(當選)。公認、和田純之助(落選)。

(五)神奈川縣鎌倉町々議戰——〔投票日〕九月十日。〔立候補〕公認、鈴木平太郎(落選)。公認、馬場鶴藏(落選)。

(六)愛知縣寶飯郡豐川町々議戰——〔投票日〕九月十一日。〔立候補〕公認、山脇市次郎(當選)。

(七)栃木縣西那須野町々議戰——〔投票日〕九月二十九日。〔立候補〕公認、田代松吉(落選)。公認、益子德三郎(次點)。

(八)愛媛縣松山市縣議補缺戰——〔投票日〕十月二十日。〔立候補〕公認、原惠海(落選)。

(九)東京市(新市域)市議補缺戰——〔投票日〕十一月五日。〔立候補〕品川區、公認、高品増之助(落選)。中野區、公認、勝田穗策(落選)。

(十)福島縣郡山市々議戰——〔投票日〕十一月五日。〔立候補〕公認、鈴木正義(落選)。

(十一)福岡縣戸畑市々議戰——〔投票日〕十一月十二日。〔立候補〕公認、友清直亮(當選)。公認、黒木本造(當選)。

(十二)東京市區議戰(新編入市區)——〔投票日〕十一月二十七日。〔立候補〕品川區、公認、植田重義(落選)。荏原區、公認、小林健一部(落選)。公認、清宮甚五郎(落選)。目黒區、公認、熊坂清一(落選)。公認、永見政保(落選)。大森區、公認、西川彌作(落選)。

選)。蒲田區、公認、藤卷多一(當選)。世田ヶ谷區、公認、磯崎眞助(落選)。豐島區、公認、岡田宗司(落選)。公認、三輪吉藏(同)。公認、千波音吉(同)。瀧ノ川區、公認、匹田秀雄(次點)。荒川區、公認、近藤永次(落選)。公認、白石盛一(當選)。公認、佐久間滿司(落選)。公認、中島六郎(同)。公認、小松鉦太郎(同)。王子區、公認、山田政信(同)。公認、八代佐田郎(同)。板橋區、公認、澁谷常三郎(當選)。足立區、公認、茂澤清(次點)。公認、中山善太郎(當選)。向島區、公認、海老澤愛(次點)。公認、川合勇(落選)。城東區、公認、熊本虎藏(當選)。公認、後藤長之助(當選)。葛飾區、公認、森居康(當選)。江戸川區、公認、鈴木捕三、(次點)。非公認、小田島權太郎(當選)。

尙ほ八年十一月現在、市會當選者氏名並びに會名は左の如くである。

横田忠夫(盛岡)。三宅松次郎、長澤(石卷)。野口三郎(前橋)。小岩井相助(熊谷)。田中正義(川口)。淺沼稻次郎、阿部茂夫(東京)笹口晃(横須賀)。井上乙吉(新潟)。木村愛雄、鷺見兼五郎(岐阜)水谷長三郎(京都)。田萬清臣、川村保太郎、庄健一、稻葉房藏、山口常次郎(大阪)。岡村榮一、油谷虎松(堺)。松澤兼人、永井一夫(神戸)。高橋武夫、保田庄一(廣島)。佐竹晴記(高知)。澤井菊松、貞壽四郎、青野武一、堂本爲廣、淺原健三、安田新、三島德幸義知、谷口友太郎(八幡)。今津菊松(雨宮)。宮村又八(熊本)。西浦宇吉(名古屋)。森田喜一郎、三浦八郎(八王子)。井上春(瀨戸)。

最後に區町村會議戰の戰績を總括すれば、一村として七名獲得せ

る大阪府山田村並に長野縣七久保村の如き或は五名獲得の群馬縣
強戸村及び秋田縣下井河村の如き拔群の戦績を挙げたる地あり。
要するに都市においては、遺憾ながら十二分の成績を挙げ得ざり
しも地方農村地區においては反動の嵐の眞只中に、優秀なる成績
を挙げ得しことは聊か満足に値するものと云つてよからう」と選
舉部は報告してゐる。

次に黨が掲げる選舉法改正案(要綱)を見るに、その大要は次の如
である。

(一)選舉公營

イ、文書宣傳費を國家負擔とする。ロ、演說會場費を國家負擔と
する。ハ、第三者の選舉運動は一切禁止する。ニ、候補者の自費
運動を禁止する。

議員政黨の腐敗は選舉に多額な費用を要し、又多額な選舉費を
負擔し得るものでなければ立候補し得ないところにも原因する。
しかも議員は國家の豫算立法等を決定する重要任務を有するもの
であるから、その選舉費を國家負擔とすることは當然且つ良好な
方法である。文書宣傳費を國家負擔とし、演說會場費を地方自治
體負擔とする説あるもこれは不可である。

(二)選舉權被選舉權の擴張

イ、男女共選舉權滿二十歳、被選舉權滿二十五歳とする。ロ、居
住制限を撤廢する。

選舉權の擴張は強制投票制と相俟つて政治に民衆の總意を反映
せしむるものである。理想としては男女滿十八歳にて選舉權、被
選舉權を有すべきであるが、先づ現實可能の制度において主張す

る。

(三)比例代表法

イ、全國を府縣單位の選舉區に分割する(現行議員定員數十一名
以上を標準とし十名以下の府縣は合併する)。ロ、重複選舉區制と
し、選舉區聯合全國選舉區を設け、端數投票は第二次、第三次選
舉區の所得とする。ハ、ハーゲンバツハ・ビシヨッフ式に従つて
名簿に議席を分配する。ニ、選舉人は第一次選舉區のために政黨
が作製したる各名簿に基いて投票する。ホ、選舉區のために政黨
が作製したる候補者名簿の順位に順ひ先順位者から當選せしむ。
ヘ、投票は記號式による。ト、欠員補充は次順位者繰上げ補充に
依る。繰上げ順位者なき場合は空席とする。

比例代表が採用されても選舉區定員數を十名以下とし、現行中選
舉區制を維持するにおいては、比例代表制の主眼とする小數代表
は實現せず、寧ろ現行選舉法に劣るものとなる。故に選舉區は大
選舉區でなければならぬ。また比例代表制の特徴とする死票防止
のためには重複選舉區制が絶対に必要である。

(四)保證金廢止(略)

(五)強制投票制(略)

(六)混合開票(略)

(七)選舉取締(略)

(八)罰則の改正(略)

對農村活動 農村に對する黨の活動は農村委員會を通じて遂行
されてゐる。まづ七年末より本年六月に至る上半期の活動概況を
見るに、本期における活動は、昨年來進められた農村窮乏打破運

動の續行と農村協同組合運動の幹旋促進である。これらの活動の中心目標は農民運動を政治運動にまで高揚すべく、在來の部分農民運動を發展して全體農民運動を展開するにある。」と委員會は云つてゐる。農村窮乏打破運動は、昨年十二月の黨第一回全國委員會の決定、並に同月十九日の農村委員會總會の決定に従て農村窮乏打破請願闘争を展開した。その請願要目は、一、肥料國營の斷行。一、農業保險法の制定。一、小作法の制定。以上の三項目で、右につき委員會中央部は再三の指令を發し、前回の請願運動において相對的不成績であつた地が成績をあげ、組織上の効果をあげたと報告された。次に、農村協同組合運動を見るに、農村委員會は農村協同組合運動を促進幹旋する使命を帶び本期はこれに最大の力をつくした。即ち(イ)更に協同組合運動を促進する一手段として「中央物産幹旋所」假事務所を本委員會におき、各地物資の幹旋を開始し、(ロ)一月二十八日「協同組合の組織方略」決定の基礎調査をなすべく各地方委員に調査表を發送し、(ハ)六月十五日「日本協同組合協會規約」草案を作成し、地方に参考送附した。また(ニ)本委員會は、協同組合運動を具體化すべく「協同組合工作委員」を選任した。次に、議會における農村闘争が注目される。即ち(イ)農村委員會は、第六十四議會に黨議會部議員團と交渉し、「小作法案」提出し、(ロ)更に第六十四議會は、周知の如く、尨大な軍事豫算を、我が黨の反對あるのみで鵜呑みにした上に救農政策を看板にした富農救済の「米穀統制法」「農村負債整理組合法」「農業動産信用法」「製絲法改正」の四法律を通過せしめたので、五月六日右四法の内容の暴露文書を作製し、各地方農

村委員並に府縣聯合會に發送した。」

以上は本年上半期の狀況であるが、下半期の活動は前期から繼續せる農村協同組合建設に全力を致し、八月の第三回中央執行委員會の決定せる「全體農民運動方針」の徹底普及に努力が注がれた。即ち農村委員會の起動によつて日本農村協同組合が七月二十三日東京における協同組合建設會議によつて成立した。同日以後は右委員會は支持協同の立場に立ち、協同組合は自主的經營において進められてゐる。次に上述の全體農民工作方針の輪廓を示せば次の如きものであつた。

【全體農民工作方針の題目】(昭和七、八年度社大黨報告書參照)

A、前文。

B、全體農民工作の目標並に組織的任務。

(一)土地制度の改革。(二)生産、交換制度の改革。(三)金融制度の改革。(四)醫療制度の改革(五)政治制度の改革(六)農村經濟會議建設。(七)全體農民運動のスローガン。

最後に農村活動に對する黨最近の方針を見るために、八年度大會が決定した「農村五ヶ年計畫案」を掲ぐれば次の如し。

【農村經濟五ヶ年計畫案要綱】

一、農村窮乏は今や重患にして一大外科手術を要すべく、在來の政府の慣行手段たる内科的處置をもつてしては遂に克服し能はざる段階に到達してゐる。我黨は次の如き緊急處置を施すべく、これが根本的工作をなすべきことを要求す。

二、農村經濟五ヶ年休養、窮乏農民に「息づき」を與へ、且つ根本工作の準備のために五ヶ年の經濟休養期を設定し、政府は

左の緊急處置をなすべし。

(一) 小作地を耕作者に五ヶ年間保護(但し公益收用を除く)。
(二) 小作料の五ヶ年間——。(三) 勤勞農民(自作、小作の公租、公課五ヶ年間——。(四) 千圓以下の農民負債五ヶ年間据置。(五) 米作養蠶農家損失五ヶ年間補償。(六) 勤勞農民に對する肥料並種子の五ヶ年間無償配給。(七) 義務教育費全額、兒童給食費五ヶ年間國庫負擔。(八) 勤勞農民に對する肥料擔保貸付。(九) 勤勞農民醫療費五ヶ年間補給。(十) 入營、戰傷者、癱疾兵士並にその家族生活五ヶ年間補償。
前期五ヶ年の農村經濟休養期間中に政府は左の如き農村經濟根本工作をなすべし。

(一) 耕作權確立を伴ふ小作地國有の斷行。(二) 國費による耕地擴張の斷行。(三) 租稅收穫三割現物稅制度の設定。(四) 農產物の國家管理價格統制の斷行。(五) 肥料種子の國營配給制の創設。(六) 農業保險制の確立。(七) 農業經營の自主的協同經營化、農村電化並農村工場の創設。(八) 農業信用機關の設立。(九) 公營醫療機關の建設。(十) 自主的農村自治制の建設、自治體の經濟化。——以下略。

失業及び勞働法制に對する運動 本年度における黨勞働委員會の活動の主なるものとして日・僑・勞・働・者・失・業・共・濟・施・設・に・對・する・闘・争・がある。即ち、内務省は昭和九年度より實施せんとして社會局立案の日僑勞働者失業共濟案を失業對策特別委員會に諮問したが、資本家側委員は擧げてこれに反對すると同時に、資本家の全國的團體たる「全產」が反對の意見を社會に發表した。黨の勞働委員會

はこの社會局案が黨の主張たる失業保險法の制定、失業手當の緊急處置等に比すれば不徹底ではあるが、失業保險法實施の前提として無きに勝るものとして、條件つき支持を聲明すると同時に、頑迷無恥なる資本家側の態度を辯駁し、資本家團體たる「關東全產」に對して公開討論會の開催を申込んだ。尙ほこの他本年度における勞働委員會の活動としてはメーデー對策がある。次に本年度大會において決定したる非常時產業勞働法の要項は次の如くである。

【非常時產業勞働法要項】

一、非常時立法として、現實の急迫せる必要に應化するため、左記要目を立法中に具現すること。

イ、勞働權の原則的容認。ロ、產業及勞働の聯關性の確認。ハ、大衆購買力増進のための政策。ニ、國家による產業統制のための政策。ホ、重工業及重要產業社會化のための政策。ヘ、熟練勞働者保持のための政策。ト、新產業助長のための對策。チ、國際經濟政策の一翼としての產業勞働政策の確立。

二、立法中に規定せらるべき對象事項。

イ、自主的勞働組合法の法認。ロ、團體協約の法的規定。ニ、最低賃銀法の法認。ホ、健康保險法の改正。ヘ、船員保險法の制定。ト、失業保險法の法的規定。チ、國家的養老年金制の法的規定。リ、勞働教育制度の徹底化の法的規定。ヌ、工業生産組合の法認。ル、共濟組合の自主化、法人化の法的規定。——以下略。

市民問題に對する活動 便宜上昨年七月合同大會以後の狀況を

市民委員會の報告を通じて見るに、昨年八月二十二日、同委員會は合同直後小市民層獲得を目ざして全國に通達して、生活防衛同盟結成を促し、専ら右翼陣營に轉落せんとする中小商工業者の防波堤を築かんとした。次いで九月二十日東京における第一回市民大會を楔機として中小商工更生會の結成並に商業組合法、工業組合法による同業組合の促進運動、更に、産業資金獲得のため勢力的闘争を起すために委員會開催前後六回、主として六大都市に通達して一齊に無擔保低利融資獲得に邁進した。種々の曲折を経て十九口約三萬圓借出に成功し、更に第二次獲得のため、二十五口（約十萬圓）を申込んだ。かくて「黨がその一年間を専ら市民の經濟闘争に全力を傾注した結果、未開の小市尾の内から東京市においても既に十有餘の商工團體の結成を見るに到り、こゝにおいて各地の市民團體を糾合して全國的統一ある團體結成のため第一回準備會を開催するに到つた」と報ぜられてゐる。次に本年度大會が決定した市民團體運動方針の前文のみを掲ぐれば次の如し。

【市民團體結成運動方針】（前文のみ）

三百五十萬戸、約一千五百萬の勤勞市民、即ち都市在所者の七〇％は所謂中小商工業者及びこれに従屬する徒弟商店員の合計である。これら勤勞市民は、曾つては小市民プチブルジョアと呼ばれ、同じ勤勞大衆の一翼でありながら今日までは多くの場合、理論的には意識水準の極めて低き小ブルジョア社會層として勞働組合、農民組合等より全く輕視され、經濟的には大金融資本家大企業又は生産商業資本家等の重壓を受け、一方經濟恐慌の齎す消費階級の購買力減殺と相俟ちて全く都市小市民は

疲弊困憊のドン底を往來してゐたのである。

かゝる情勢に鑑み、我市民委員會は進んで過去の一切の誤謬を清算し、小市民の政治的行動の主動者としての全體市民運動方針を高揚し、これが實現を圖らんとするのである。

全體市民運動方針は、既往吾々が精力的に闘ひ來つた瓦斯、水道、電燈、地代、家賃、税金の輕減運動をより強力的に闘ふは勿論のこと、市民運動の領域範圍を單なる部分的地方的に止めず、全國的全般的に擴大強化し、生産、販賣、購買利用等の組合運動を起すと共に、自主的金融機關の設定、自主的相互組合の結成及都市農村均衡を保持するため、より高度のパートナーシステムをも行はんとするのである。換言すれば、全體市民運動方針は過去においてなせるが如く部分的單一的對會社對官廳を闘争目標とするに止まらず、部分より統一、統一より全國的結成に發展し、全無產市民を我陣營内に戦列し、もつて一方反動の波に押されてファツシヨの陣營に轉落せんとする市民の防波たらしめ、一面大資本家、大企業家の獨占と横暴に備へ、もつて吾等の更生を圖り、しかして我黨を不動ならしめるためその礎石の一としての財政的プールたらしめんとするのである。かるが故に我黨市民委員會は過去において經驗せる如く市民層を只單なる選舉の用材としてのみ重要視した觀念を一掃し、全體市民運動に多數者獲得の旗旆の下に中小商工業者並に一切の都市勤勞人口を組織し、もつて資本主義の危機に備へんとするのである。

全市民運動の目標並に當面の組織的任務

A、生活必需品に對する獨占制の改革。

イ、生活必需品に對する獨占制改革の目標は瓦斯、水道、電燈及び中央市場の公營にあり。ロ、これが目標に向つて當面の組織的活動として一定必要量の無料配給法の制定、使用權の確立強化のため勤勞市民を糾合して組合の擴大強化に協力す。

B、金融制度の改革

イ、金融制度改革の目標は自主的市民銀行の設立。ロ、右の目標に向つて當面の組織的活動としては中小商工更生資金無擔保融資制の確立、既成無盡、既成市街地信用利用組合の排撃、負債整理特資獲得並に對内的には強制一圓貯金の勵行。

C、生産交易組織の改革

イ、生産交易組織改革の目標は生産の共同經營、共同販賣及びパートナーシステムの強化、ロ、右の目標に向つて當面の組織的活動として各種組合の結成コンパートナーシステム及びこれを基調とする依托販賣制の張化、自主的保險業の經營のために戦ふ

D、政治制度の改革

イ、政治制度改革の目標は自主的自治制度の確立にあり、ロ、右の目標に向つて當面の組織的活動として都市長の公選。行政警察權の自治體移讓勤勞市民負擔の減免のために戦ふ。

E、勤勞市民の全國的結成

イ、勤勞市民の全國的結成とは市在住の中小商工業者を糾合して縱斷的組合の組織である。ロ、右の目標に向つて當面の組織的活動は各都市に發生し、又は發生しつつある商工團を糾合して先づ準備會を持ち、次いで結成促進のために協力をすること

である。

F、市民運動のスローガン

(一)窮乏市民の全國的團結。(二)自主的市民銀行の設定。(三)都市農村の均衡化。(四)瓦斯、電氣、水道、市場、住宅の公營。

(五)負債整理特資獲得(以下略)

國際政策 黨の國際政策は既に昨年九月「當面の國際政策要綱」を發表して注目を惹いたところであるが、本年は更に具體化

して「日ソ不可侵條約」促進運動に邁進した。即ち日ソ不可侵條約問題については、まづ(イ)昨年十二月全國委員會において「日ソ不可侵條約締結促進」について議決し、黨の「國際部は、右の決定を具體的ならしむるために「日ソ不可侵條約締結に關する要請運動」を全國的に展開せしむる方針を採用し、一月七日黨常任委員會においてこれが決定を求めた。次に、(ロ)同條約締結促進に關して各方面の意見を聴すべく、安部委員長個人の資格をもつて一月十四日大阪ビル内レンボーグリルにおいて懇談會を開催した。更に、(ハ)一月二十日「日ソ不可侵條約締結要請」をなすべく、安部委員長、麻生書記長、龜井、宮崎、山崎諸氏は、齋藤首相、荒木陸相並に内田外相に會見し、要請書を手交し、(ニ)一月三十一日東京赤松山王ホテルにソヴェット聯邦大使トロヤノフスキ氏を招待し、懇談會を開いた。

次に注目されたのは東洋經濟會議の提唱であつた。即ち「國際部は、政策委員會と協力し資本主義寂滅の弔鐘たらんとしつつある世界經濟會議に對立せしめて、日ソ不可侵條約締結、東洋安全保障問題、極東民族解放のために、東洋經濟會議を提唱し、もつて

國民經濟外交の礎石たらしめんとした。」

宣傳活動 を見るに大要次の如し。

一、定期遊説——黨の宣傳部は今後毎年春秋二期において（北海道は春期）黨首以下を動員して全國に定期遊説を行ふことに決定せり。その手初めとして今秋立案し且つ實行したるは左記の如し（イ）北海道、東北、北陸方面——十月中に遊説の求めに應ずべき旨を告知せしが申込少く系統的遊説は中止したり。

（ロ）關東、東海道方面——主として合同記念演説に對して辯士派遣したり。

（ハ）九州方面——十一月五日より同二十一日の間において龜井氏へ議會報告と戸畑市會議戰應援とを兼ねて龜井、小山の兩常任出張せり。

二、合同記念演説會——地方合同進捗しつゝある時期においては組織部との關聯において概數約六十回を舉行。

三、宣傳及び議會鬭爭その他——（イ）日ソ不可侵條約促進、議會鬭爭大演説會（二月）本所公會堂に開催、動員數千二百名。（ロ）メーデー鬭爭演説會（四月）淺草公會堂に開催、動員數千三百名。

（ハ）玉水糾弾演説會（七月）荏原地方。

四、選舉鬭爭應援——（イ）全國に互る市町村會議戰。（ロ）東京、大阪、神戸、京都、名古屋、八王寺其他における市會議戰。（ハ）東京區會議戰。以上に對しては安部委員長、麻生書記長以下總動員をもつて極力應援した。

五、爭議應援その他——（イ）日本工業爭議其他の應援。（ロ）各支持團體主催演説會或は年度大會には祝辭祝電を送つた。

六、新政策普及のための全國遊説——東京、横濱、大阪、神戸、名古屋、廣島の六大都市において安部委員長、麻生書記長以下全部出演。これらの演説會は各地に大衆の壓倒的支持を獲得して豫期以上の效を收めた。

3 大會・中央委員會・その他

昭和七年末の第一回全國委員會以後開催されたる主なる中央部の會合は左の如くである。

▲社會大衆黨第十八回常任中央執行委員會——「議事」一、第十四議會對策の件。二、日ソ不侵略條約締結促進具體化の件。

三、シンガポールミシン爭議應援の件。四、製鐵所官民合同問題に關する件。

▲第十九回常任中央執行委員會——「議事」一、市政淨化運動に關する件。二、第六十四議會批判演説會開催の件。三、農村窮乏失業反對並に小市民層特に中小商工業者救済に關する請願書議會提出の件。

▲緊急常任中央執行委員會——二月二十日。對國際聯盟脫退問題について黨本部の態度を決定すべく協議し聲明書を發すると同時に「脱退反對」を決議した。

▲労働委員會——六月十九日。日傭労働者失業救済施設に關して最少限度の社會局案に對しても資本家團體たる關東産業聯合會が反對してゐることは不當であるとして聲明書を發表すると同時に關東産業聯合會に公開討論會を申込んだ。

▲聯合委員會——六月二十四日。龜井政策委員長以下全員出席、

非常時克服のため、一、國民經濟會議の開催、二、東洋經濟會議の召集、三、大衆インフレーションの徹底化、四、三税主義による財政的均衡増税案の四政策を決定しその實現に邁進することに決定。

▲常任中央執行委員會——七月四日。先に擴大政策委員會に於て決定した轉換期建設政策案及び同運動方針を審議可決し同時に聲明書を發表した。

▲第三回中央執行委員會——七月二十二日、於芝浦日本海員組合樓上、安部委員長の開會。「議事」一、全體農民運動方針(可決)緊急動議——香川縣下における水平社差別事件に關し米田氏外五名が對策委員會に推薦さる。二、勤勞市民全國組織に關する件。三、議員行動方針に關する件。四、本部財政確立に關する件(何れも可決)。

▲合同委員會——九月十九日。本部より安部委員長以下常任委員地方より田萬氏(大阪)須永(群馬)野溝(長野)の特別出席、秋季閣爭政策を決議し十月初旬より全國遊説を行ひ齋藤内閣打倒、新政策宣傳の闘争を開始する事に決定した。

▲常任委員會——十一月十六日。明年度豫算に對する態度を決定した。

▲第二回全國大會——十二月八、九、十日、於東京芝協調會館。

▲第三回常任執行委員會——「議事」一、都市會問題に關する件二、歳末闘争に關する件。三、財務部員任命。四、次期常任懇談會(十二月二十七、八日頃開く)五、都市問題調査會(十二月十三日開く)

以上のうち全國大會の狀況について詳記すれば左の如くである。

社會大衆黨第二回全國大會——昭和八年十二月八、九、十日の三日間に互り芝協調會館において開催。非常時重壓の下に政策の具體化、闘争の立體化をもつて國民大衆に信を問ふべく畫策中であつた黨は、本大會において、これを黨の内外に確保宣明することに力點を置いたと見られる。従つて大會討議のうち最も重要性をおいてたのは、この夏「轉換期建設政策」の紛糾に鑑み原案を各縣聯協力の上に作成した「昭和九年度一般工作協力方針書」であつたが、この新たな特徴を盛つた方針書は多少の修正と希望條件を附して大會を通過した。尙ほ本大會が從來のそれと異にした特徴の一は議事様式で、議事を本會議と分科會とに分ち、報告に對する質問や議案の審議を、本會議で行はず分科會で行ふこととした點であり、これは反對派を立たしめる機會を少くしたが、全體を統制し全黨一致の空氣を醸成するには有效であつたと見られる。第二日目を完全に委員會に集中し、一般・勞働・市民・農民・方針書の五分科に分けて討議し、三日目にその結果を本會議において報告した。大會三日の經過を述べれば左の如し。

「代議員」二二六名。「議長」安部委員長。「副議長」河上丈太郎、片山哲、田萬清臣、須永好の四氏。「大會スローガン」一、嵐の時代——黨の集結強化。一、政策の具體化、闘争の立體化、多數者獲得。一、非常時産業勞働法の制定。一、自主的市民銀行の建設。一、國策なき豫算案絶對反對。一、出征戰病傷兵士家族生活國家保證。一、戦争工作の休止、國內改革の斷行。

「第一日」安部議長病氣欠席のため先づ片山氏議長席つき就任挨

抄、友誼團體の祝辭中、組合會議を代表した松岡駒吉氏のそれは黨の組合會議支持消極化といふ從來の態度に好轉を齎らすものとして注目された。本部一般報告（麻生久氏）は二日目の分科會に附托、その他七議案（議案は分科會の經過参照）も同様。議事は大體に波亂なく經過、たゞ第五議案「市民團體結成運動方針の件」の説明で發言中止あり、その取消を要求して議場俄かに騒然たるものがあつたが、交渉委員成立して説明を明日に延ばすことにして落着。

〔第二日〕 本會議は簡単に終り各分科會の審議に入る。即ち左の如し。

一、一般委員會——〔議事〕（一）組織改正の件（可決）。（二）本部事務充實の件（可決）。（三）職場會、職場班の黨費額決定の件。（四）黨費値下の件（以上一括上提。黨費に關する件は豫算決算委員會に一任。本部事務充實の件は新中央執行委員會に一任。その充實を期す。可決）。（五）黨調査の件（可決）。組織改正要綱（機關——主として本部構成。イ、大會。ロ、全國委員會。ハ、中央執行委員會——政策審議會若干名、政策決定常任中央執行委員常務機關。ニ、常任中央執行委員會——委員長、書記長、會計、勞働委員會、市民委員會、農村委員會、財務委員會、選舉議會委員會、常任中央執行委員その他常任執行委員。ホ、書記局——總務部、組織部、宣傳部、教育出版部、婦人部、青年部、機關紙部、連絡部その他、部長は常任中央執行委員ならずとも可。）

二、市民委員會——〔協議事項〕（一）庶民金融機關の公營の件貯金銀行小口預金に對する國家保證の件、生命保險解約保險料金

額拂戻しの件、小賣商人轉職生活保險に關する件（以上四議案は本部提出第五議案と一括し、實行方法は新設市民委員會に依託）（三）スローガンにデパート進出排撃を加ふ。（三）電燈値上鬭争は公議案と別個に取上げ、これが具體的鬭争戰術は新設委員會において全國各都市、各地方の電燈料金調査をなし、然る上において公定料金を決定し、値下鬭争の基準とす。（四）以上希望條項を加味し、満場一致可決確定、但し廣島市選出代議員吉本氏より本案中にある中小商工業者の文句中、その内容解説を工業方面においては中を排し、小工業者を網羅するやう少數意見保留の上、本案賛成。

三、農村委員會——〔議事〕（一）第三號農村經濟工作五ヶ年計畫案。（二）第二十一號特別稅戶數割改廢に關する件。（三）第二十四號肥料借金十ヶ年猶豫に關する件。（四）第二十五號養蠶損失の國庫負擔に關する件。（五）第二十六號土地取上地主處分に關する件。（六）第二十八號農業保險組合組織に關する件。以上、討論の結果——第二十一號議案は新執行委員會に一任にすることに決定し、第二十四、二十五、二十六、二十八の四議案は第三號議案に總括して可決。そして第三號議案の討論の結果下の如く決定——一、の但書を「但し相當作離料を支拂ひたる公益收用を除く」と修正、二及び三は新農村委員會において適當な文句を考慮して添加すること、四は「勤勞農民の負債五ヶ年据置」と修正、九は「貧農に對する醫療費五ヶ年間補償」、更に下の四項を附加すること。十一、煙草、酒の自給。十二、農業倉庫の完備。十三、窮迫農村に對し五ヶ年間直接交附金の給與。十四、窮迫農村に對してその

町區域内の官有林野を區域町村へ無料貸下。緊急動議(附加議案)
一、肥料資金無擔保融通要請に關する件。(大會の名において農林省及び關係官廳に要請することに決定して可決)

四、勞働關係委員會——「議事」 一、第四號本部提出議案「熟練勞働者保持のための政策」の意義を明かにする要ありとのことにて「熟練勞働保持に關する政策」と修正し、「者」の字を削り提案の趣旨を明かにした。(一、第八、九、十號議案は本部案に包括せられるにつき、本部案と同時に採決を乞ふ旨陳述あり、よつてこの扱ひをなす。一、第二十三號議案は第四號議案の中に挿入することゝしたるをもつてこれも同時に採決することゝなす。

一、第四號議案(1)(一)の(へ)の「者」を削る、(2)(二)の(ル)の次に「オ、中小工場勞働者特別保護の法的規定」を附加すること。——以上萬場一致可決。一、第二十七號議案製絲女工勞賃保護立法に關する件。提案者説明通り萬場一致可決。

五、協力方針書委員會——「議事」 原案に修正決議をなし、且つ次の希望條項を附して可決した、(尙ほ修正條項により修正したる原案の重要部分は別項記載の如くである。)

「方針書に對する希望條項」

(イ)本部常任は支部黨籍を明確に保持すること。

(ロ)機關紙の用語を平易化すべし。

(ハ)中間國民層獲得に當り協同組合運動の小賣商人等間に種々惹起する對立に關する周到なる對策を本部は研究指示すべし。

(ニ)協力方針書をパンフレット化する場合にはフアツシヨ等の規定に親切なる註釋を附すべし。

第二部第三篇 無產政黨

「第三日」 第二日目の分科委員會の報告に入る。一般委員會は西村氏、方針書に關する委員會は白石氏、勞働委員會は川村氏、市民委員會は庄氏、農村委員會は稻村氏、以上五部門に互つて報告あり、質問もなく承認さる。次で大會宣言起草委員河野密氏外五名をあげ、午後三時より再會。次の緊急動議を審議した。一、農民窮乏打破に關する件(三宅氏提出、齋藤首相に決議を提出、その他の實行方法をあげて可決)。二、政府貯藏米拂下げの件(白水氏説明、可決)三、北洋漁業勞働者保護法制定の件(可決)。

【大會宣言】 社會大衆黨昭和八年度大會は黨の結集を新にし、現實的闘争の方針を採擇し、もつて「風雲急なる明日に備へん」とを期した。曰く、對内的には

一、公式的な觀念及運動を清算し

二、人的結合を樞軸として黨の結集を強め

三、勞農組合との連撃を固くし

四、組織を簡易化して明斷と應急に備へ

對外的には

一、具體的建設政策を提げて革新の趨向を明示し

二、「非常時局」に露呈された混亂と彷徨に據處を與へ

三、窮乏に喘ぐ民衆と共にその「今日」のために戦ひ

四、平和工作によつて世界戦争の危機を防止せん

とするものである。一切の政治經濟政策を「社會化」に集結し、もつて資本主義の打倒とその後に來るものに對する國民大衆の動向を指導せんとするは政策具體化の一大飛躍である。

黨の組織を横に擴大すると共に人的結合を通じて縦に集結強化

せんとするは闘争弾力化の一進展である。

非常時遂に解消せず却つて混亂は恒久化せんとす。

社會革新のための「十年戦争」は正に今日をもつて發足す。

全黨員よ、確信をもつて前途を望め！歴史進化の必然を信じて

莞爾としてこの解放聖戦に参加せよ！

昭和八年十二月十日、社會大衆黨全國大會。

4 會計

收入之部

黨費

九三九、〇八圓

役員據出金

一、五四、〇〇

代議士歳費據出金

七二〇、〇〇

支持團體據出金

一三四、〇〇

機關紙賣上金

七一、二四

雜收入

四〇五、八三

借入金

二、七三、二九

收入合計

六、五三、五四

支出之部

通信費

五八八、九五圓

消耗品費

二八六、七四

印刷費

一五九、二〇

機關紙費

八四七、〇五

旅費、交通費

三四七、九四

電話料

三六六、七四

家賃並電燈料

三四七、七三

集金費

一三三、〇九

會場費

四、〇〇

借入返済金

一八三、〇〇

特別活動費

三二一、八八

人件費

二、四九五、三〇

雜費

三七五、八五

支出合計

六、四八六、四七

收支差引(繰越金)

三八、九七

5 役員

〔中央執行委員長〕 安部磯雄。〔書記長〕 麻生久。〔會計〕 三輪壽壯

〔會計監査〕 吉川守國。〔顧問〕 高野岩三郎、杉山元治郎、鈴木文治

濱田國太郎、山崎今朝彌、馬場恒吾、今井嘉幸。〔常任中央執行

委員〕 淺沼稻次郎、爲藤五郎、河野密、阿部溫知、平野學、吉川

末次郎、山崎劍二、松永義雄、龜井貫一郎、片山哲、田所輝明、

阿部茂夫、須永好、齋藤健一、山川宗彬、菊川忠雄、河上丈太郎。

第二節 國家社會主義的諸政黨

一 日本國家社會黨

1 その分裂過程

昭和七年のファシズム高潮時代を象徴して五月廿九日結黨式を
舉げた日本國家社會黨は、日本労働同盟、遞友同志會、日本農民組

合、中小商工聯盟、等を支持團體として、一應國家社會主義を標榜する無産政黨として發足したが、共產主義および社會民主主義の撲滅を主唱するからには、その運動は勢ひ、階級對立を基軸とすべき労働者運動からは驅け離れざるを得ず、メーデー粉碎、國際労働會議脱退、國家統制經濟の實現等を強調することとなり、従つて單純なる民族主義的、愛國主義的運動と選ぶところなき指導精神に近づかざるを得なかつた。しかしながら、抑もそれが労働運動の地盤から出たものであり、また飽くまでも労働者運動なることを標榜してゐるかぎりには、それは純粹なる愛國主義團體にも轉化し得ざる惱みをもつことは當然である。この抜き難い矛盾は、創立間もなき同黨を果然混亂の渦中に突き入れ、四分五裂の事態を惹起せしめざるを得なかつたのである。

この混亂と分裂とはそれ故に必然的ではあつたが、その波紋の第一石を投じたものは、昨年黨成立の際にも主演者の役割を演じた黨務長赤松克麿氏であつたやうである。赤松氏は別項（第二篇「労働組合」第三章）にも述べた如く、本年に入るや社會運動における「全體主義」なる理論を提唱し、從來の國家社會主義思想に内在する階級闘争の思想を排除して新たに日本主義を確立すべしとなし、氏が率ひる遞友同志會を脱して別に日本遞信従業員組合を結成した。それは八年六月十二日のことであつた。この赤松氏の日本主義提唱と遞同の分裂が黨本部の動搖を招來したことは云ふまでもない。赤松氏は六月十七日、黨動搖の責を負つて黨務長の辭任を申し出た。黨内は漸く沸騰し、國家社會主義、日本主義、これに加ふるに、日本主義的ではあるが表面上は無主義を表明して現状維持を唱ふる一派

が、三つ巴となつて互に對立交錯した。かくて黨務長辭任問題および指導精神確立の問題に當面した黨本部は、六月廿四日中央執行委員會を開いたが、議論區々にして何ら纏らず、黨務長辭任問題は來月開催の中央委員會に最後の決定を保留した。

尙ほこの混亂の中央執行委員會において、中央執行委員平野力三氏は、その率ひる日本農民組合の去就について、「吾が組合は從來黨と皇道會の二重黨主義を採つて來たが、運動進展のために今後一黨主義をとりたい」と提案し、満場の賛成を得、更に「皇道會の旗下に農民解放運動を展開せん」ことを聲明して、こゝに日本國家社會黨を離脱した。

かくて更に惡化した情勢のもとに七月廿三日中央委員會が開催されたが、委員會の前日、赤松氏等の日本主義派の中央委員は聲明を發して連袂辭職したため、委員會は勢ひ白鳥氏等を中心とする日本労働同盟の國家社會主義派と小池氏等の日本主義的現状維持派の對立を激化せしめ、黨指導精神を國家社會主義とするか日本主義とするかの決定に臨んで、前者が大眾獲得運動は國家社會主義の外なしとするに後し、後者は大眾獲得には國家社會主義團體と提携すべきも現在の情勢は指導精神として國家社會主義を不可すると主張して互に譲らず、採決の結果、十三對十九（棄權九）をもつて日本主義を標榜することに決した。そこで、日本労働同盟および遞友同志會の國社派は決然「轉向反對」を表明して退席、こゝに成立一ヶ年にして黨は全く四花八裂の狀態に立到つた。

分裂後において各派の辿つた動きについては別項に記述した。

2 綱領・主張

【綱領】

一、一君萬民の國民精神に基き搾取なき新日本の建設を期す。

【主張】

一、我黨は國民運動に依り金權支配を廢絶し皇道政治の徹底を期す
一、我黨は合法的手段により資本主義機構を打破し國家統制經濟の實現により國民生活の保障を期す。

一、我黨は人種平等資源衡平の原則に基きアジア民族の解放を期す

3 分裂までの主なる活動

昭和八年に入つての黨は上述の如く内部動搖のために活動力は大いに鈍つたと見られる。こゝには本年一月の大會において報告せられたところに基づき、黨成立以來の活動の一般を窺ふことにする。

(主として昭和七年中の事項にかゝはる)

組織活動 報告によると「我黨の母體的勢力は急速度に統一

整理され、次で臨時議會鬭争その他の日常鬭争が續行され、鬭争を通じて組織戦が展開されて本大會に二十支部聯合會と百五十五支部の確立を報道するに至つた。だが一面に於いてこの黨勢に具體的に且つ積極的な影響力となつたのは支持労働組合、農民組合青年同盟等の活潑なる發展と鬭争であつたのである。即ち日本労働同盟、選友同志會、全日本製氷従業員組合、全日本一般産業労働組合、日本農民組合、國家社會主義青年同盟、日本中小商工聯盟、全國俸給者協會、國家社會婦人同盟等の中心的支持團體が單なる支持的關係のそれではなく眞にとけこんで黨意識の下に鬭争された賜である。我黨は更に國家社會主義勢力の擴大のために我黨綱領に理解を持つ愛國諸團體との間に共同鬭争を行ひ、且共同

鬭争のための協議機關たる「國難打開聯合協議會」に参加してゐる。……次に、

選舉鬭争 を見るに、「結成以後の概要は左の如し。川崎市會選

舉、我黨は陶山篤太郎氏を推して鬭つた結果、無產黨の候補中群を抜いて無產黨唯一の最高點で當選した、得票四百七十三票。東京市會は齋藤武彌氏を立て同區會には齋藤武彌、大井蝶五郎、繩野喜助、西協讓、四名を擁立して鬭つたが何れも惜敗した。」

文化運動 「黨の政治運動にそつて國民感情の組織化を圖るべき文化運動は八月二十五日芝櫻田本郷町の飛行會館に於て日本文化同盟を結成し、爾來、機關紙の發行をなすべく努力し來つたが、四國の狀勢は國家社會主義文化戦線の統一を必要とするに至つたので、新日本國民同盟と合同し、近く一大文化運動を展開するに至つてゐる。」

臨時議會鬭争 「我黨は臨時議會に對して果敢なる大衆鬭争を敢行した。先づ運動に於ては別項の如く山梨農民の大衆動員に依る一大請願運動を起し、議會に押し寄せしめ、中小商工業窮乏打開については、日本中小商工聯盟と協力して中小商人三百名を動員して議會に押し寄せしめた。失業鬭争としては、社長相馬邸襲撃の大衆行動をなした。百五十名の戰鬭的同志が丸となり明糖社長邸を襲ひ、四十一名の檢束者を出したが、この運動は俄然國民的明糖階級の戦端となり、横暴資本家階級に絶大の効果をあげた。」

農民運動 この黨の農民運動は日本農民組合の活動に示されてゐる。去る臨時議會には、山梨の農民五百名を動員し、一大請願

運動を行つたが、當局の彈壓に依つてその大多數は檢束、解散されるに至り、所期の目的を達することは出来なかつたが、我國農民運動界に一大威力を示すことが出来た。……」

中小商工業者運動 「黨商工委員會は六月下旬より度々委員會を開き、且つ東京横濱兩市附近の既成中小商工業者團體並に一般中小商工業者有志を勧誘して、懇談會座談會等を度々開催して、成案を得たので、八月一日東京芝區度量衡協會樓上に於て日本中小商工聯盟結成を具體化し、八月十五日上野自治會館に於て結成大會を兼ねた國民大會を開催した。定刻既に會場は立錐の余地なき程に中小商工業者をもつてうづめられまだ今日迄無産團體のこの種運動に見られなかつた盛會をきはめた、かくて中小商工運動は、全國に強大なる組織をもつに至るまで發展し、今日我國に於ける中小商工業者の反資本主義團體として唯一の勢力をなすに至つてゐる。」

五・一五事件同志の愛國者葬 五・一五事件の最年少者溫水秀則君の愛國者葬に對して「我黨は國家主義の諸團體と聯合して國家主義各派聯合愛國者葬委員會を結成して、十二月九日東京青山會館に於て神式を以て國民告別式を行つた。」

青年運動 「我黨の青年運動は、七月十七日國家社會主義青年同盟の結成に依つてその組織を確立した。黨青年委員會は我國の青年運動を重要視し、國家社會主義に基く戰鬪的青年運動を押し進める方針を決定し、七月三日京橋公會堂に於て組織、未組織の國家社會主義的青年を招待し、青年運動の懇談會を開催し、基本的な方針並に青年同盟組織に關する具體的協議會をなし、直に新青

年同盟の組織に着手したのである。かくて七月十七日午後一時より東京芝協調會館に於て、國家社會主義青年同盟の結成を見た。……」

4 大會・中央委員會・その他

昭和八年中に催されたる主なるものは次の如し。

▲國社黨全國大會——一月二十二日、於芝協調會館。

▲第二回中央委員會——一月二十一日、於東京本郷佛教會館。

▲常任執行委員會——一月二十二日、於黨本部。

▲全國代表者會議——二月二十八日、於芝協調會館。

▲緊急中央委員會——六月二十四日。

▲中央委員會——七月二十三日、於芝協調會館。

▲更生第一回常任中央執行委員會——四月二十五、六日。

▲常任執行委員會——十月二十四日、於黨本部。

▲緊急常任執行委員會——十月三十日、於黨本部。

▲滋賀縣聯合會第二大會——二月十一日、於大津市縣公會堂。

▲京都市政刷新同盟結成大會——四月十六日、於東洋亭。

▲國家社會黨近畿地方委員會——四月八日、於大阪市國社會館。

右のうち更に重要なものゝ經過を記述しておく。

日本國家社會黨第二回大會——一月二十二日、於芝協調會館。

出席者代議員三百七十名、中央委員五十名、執行委員二十五名。

〔大會スローガン〕 一、皇道政治の確立。一、昭和維新斷行。一、既成政黨の粉碎。一、眞日本の建設。司會者赤松克麿氏。議長今村等氏。副議長藤岡文六、米村長太郎兩氏。綱領、主張の朗讀、地方情勢報告、本部一般等あつて議事に入る。〔議事〕 一、滿洲國

建設の將來に對する建白書に關する件。二、北海道凶作地救済に關する件。三、非常時富豪税の増税斷行の件。四、脱税の徹底的調査機關設置と嚴罰主義實現の件。五、五・一五事件の關係者減刑運動の件。六、戦死傷家族の生活保障の件。七、請願運動に關する件。八、愛國主義團體即時合同の件。九、東京に道場を創設し國士的青年を養成する件。十、滿蒙に黨使派遣の件。十一、出征兵士感謝に關する件。十二、齋藤内閣打倒の件。十三、司法部不祥事件糾弾の件。十四、製鐵官民合同絶對反對の件。十五、急救醫療班設置の件。十六、明治維新記念運動の件。十七、富豪國防費献金に全國的に勸告の件。十八、下士卒給與増額の件。十九、デパート地方進出防止法緊急制定の件。二十、黨歌作製の件（以上全部可決）。二十一、運動方針書（可決）

皇國非常時對策全國代表者會議——二月二十八日、於芝協調會館。出席者赤松、山元、望月、平野、陶山、森、萩原、小野、松澤、淺井、羽田、玉井、矢尾、赤松（五）、宇田野、桑垣、當、白鳥の諸氏。議長赤松克麿氏。「議事」一、皇國維新斷行運動の件（可決）。二、經濟戰時編成運動（可決）。三、非常時基金募集の件（可決）。四、常任委員會充實の件（承認）。

中央執行委員會——六月二十四日、於芝協調會館。出席者小池、今村、平野、森、久保田、三浦、當、淺井、菅、小野、松澤、桑垣、寺田、上川名、高次、萩原、北原、才津原、熊本、貴志、赤松（五）氏二十六名。議長小池四郎氏。開會劈頭議長の提案により圓卓會議として議事を進めることに決し、先づ遯友同志會の問題につき大槻氏の報告があり、これに關して桑垣、菅、當、淺見氏

等の意見發表、次いで黨將來の方針を如何にすべきかにつき、赤松氏の辭任申出、東京府聯の除名決議をめぐつて意見あり、結局近く開かるべき中央委員會まで保留に決定。次に望月氏の常任辭任並に馬島氏の脱黨承認の件を可決。最後に中央委員會開催の件可決、このとき平野氏日本農民組合の黨支持取消を聲明、同氏より黨將來の問題討議提案ありたるも懇談會を行ふこととなり散會。

中央委員會——七月二十三日、芝協調會館。出席者今村、小池山口、山元、陶山、白鳥、野口、今里、當、高次、矢尾、唐木、末永、福土、北崎、大槻、光吉氏等四十數名。議長今村等氏、副議長光吉悦心、久保田俊太郎兩氏。一般經過報告（承認）。遯友同志會の分裂、日本農民組合の脱退、赤松氏派中央委員の離黨を報告ありて議事に入る。「議事」一、常任中央執行委員辭任の件（可決）。二、新常任中央執行委員選出の件（可決）。三、綱領の解釋統一に關する件。（結局議まとまらず、採決によつて國社派の日本勞働同盟の一派退場、こゝに黨は完全に分裂した。四、愛國々民會議結成促進に關する件（可決）。動議 一、黨名變更の件（保留）。

5 分裂各派の歸趨

一、赤松氏一派——「青年日本同盟」の結成へ

日本主義の赤松氏一派はその後直ちに、日本生産黨より脱退し來つた津久井龍雄氏等と提携し『青年日本同盟』の結成へと進み、八月十七日その結成大會を舉行した。大會の狀況および綱領等は次の如くである。

青年日本同盟結成大會——八月十七日、於赤坂三會堂。會長に津久井龍雄氏、顧問に赤松克麿氏、主事に伊地知儀一氏、副主事に

森本耕氏を推し、皇國日本精神により、民族的解放を指導精神として、一路日本主義青年運動のため直進することを宣誓した。

當日は東京をはじめ、神奈川、長野、山梨等各地代表二百八十名参集、盛會裡に結盟式を終へたが、血盟團、五・一五事件被告の減刑嘆願運動に關する件、國防献金運動に關する件等を決議した。

〔綱領〕我等は全國青年の日本精神による結盟を通じて新興大日本の建設を期す。

〔經綸〕一、一君萬民の本義にのつとり皇道政治の確立を期す。

一、一國邦家の精神に基き皇道經濟の樹立を期す。一、忠孝一本の大義に従ひ、皇道教育の徹底を期す。一、ハコウ一字の理想に基き日本民族の雄飛を期す。

二、日本勞働同盟一派——日本國家社會主義全國協議會へ

日本勞働同盟の一派は離黨後、新日本國民同盟から離脱せるその東京府聯合會とともに『國家社會主義學盟』と握り、新黨の結成に進み、十月十五日にその一段階として『日本國家社會主義全國協議會』を結ぶに至つた。

因に、國家社會主義學盟は八年六月に純正國家社會主義の新黨を結成する企圖を發表してゐた。また日本國家社會主義全國協議會は石川準十郎氏を中央委員長とし、九年二月に結黨式をあげる筈であつたが、その後同協議會は内部混亂し、石川氏一派は二月二十一日「大日本國家社會黨」を組織し、日本勞働同盟一派は九年四月に至つて「勤勞日本黨」を結ぶに至つた。

本年十月十五日の國家社會主義全國協議會結成大會において決定

したる役員は左の如し。

〔中央委員長〕石川準十郎。〔中央常任委員〕近藤榮藏、白鳥廣近、北里隆一、關根喜四郎、山本富嘉。瀧川末一、熊本與一、矢尾喜三郎、水原友次郎。〔中央委員〕齋藤武彌、別府峻介、小林信吉、萩原貞一、野越正一、井上勝、浦部節郎、近藤隆夫、小田孝、古川義男、本田滋二、岡五郎、長谷川正、吉田武、中村松太郎、大石彦造、有津美佐夫、松尾國一、美奈島愛一外十九名。一派は九年四月に至つて「勤勞日本黨」を結ぶに至つた。

三、日本國家社會黨の殘留派——「日本國家黨」と改稱

分裂の直後七月二十五六日の第一回常任中央執行委員會において新たに黨務長に陶山篤太郎氏を推し、次の部門及び部長を決定、尙ほ十二月に入つて愈々黨名を變更し、『日本國家黨』と稱するに至つた。

組織部長組大槻正秋氏、財政部長小池四郎氏、政務部長小池四郎氏、産業部長今村等氏、在郷軍人部長森直治氏。

その本年における活動としては、

▲愛國運動犠牲者減刑嘆願運動（五・一五事件被告の減刑運動）

——署名六萬を得て九月十六日海軍々法會議に嘆願書を提出した
▲國策樹立に關し軍部支持を聲明——十月廿日、新指令を出し荒木陸相へ要請書を提出す。

▲經濟に關する國策私案を發表——十月廿四日。

▲滿鐵改造案につき關東軍に質問書提出（精神に同意し詳細説明を要請したに止る）——十月廿日

四、日本農民組合——「皇道會」の旗の下へ

平野力三氏の日本農民組合の態度については前記の如く、離黨とともに皇道會に入黨した。その聲明書は次の如くであつた。

【聲明書】

吾等は現下の狀勢に鑑み、茲に日本國家社會黨の支持を取消し、今後は皇道會の旗の下に農民解放の一大運動を展開せんとするものである。

かくすることが日本農民運動の革新甦生の第一歩であり、且つ「一君萬民の國民精神に基く搾取なき新日本の建設」への發展なりと確信するものである。右聲明す。

二 新日本國民同盟

新日本國民同盟は既に昨年來黨内の對立内訌のために不振の狀態に陥つてゐたが、本年に入つてもさしたる振興ぶりを示さなかつたやうである。國家社會主義を奉じて東京府聯合會が離脱し、顧問島中雄三氏が辭任するなど、なほ動搖のあとを絶たない。七月の第二回全國支部代表者會議はこの不振からの再建運動であつた。本年中の活動としては國難打開皇國理想達成の祈願運動が主であつたが、その他に三井財閥糾弾運動、メーデー反對運動等が見られた。

1 綱 領**【明 誓】**

建國の本義に基き搾取なき新日本建設を誓ふ。

【綱 領】

一、我等は合法的國民運動により金權支配を廢絶し以て天皇政治の徹底を期す。

二、我等は資本主義機構を打破し國家統制經濟の實現により國民生活の確保を期す。

三、我等は人種平等資源衡平の原則の上に新世界秩序の創建を期す。

2 大會・委員會・その他

▲第二回中央常任委員會——二月十五日、於本部事務所。

▲第三回中央常任委員會——二月二十四日、於本部。

▲第四回中央常任委員會——三月十四日、於本部。

▲全國府縣支部總代會議——七月九日、於東京赤坂三會堂。

▲全國支部代表者會議——八月七日、於東京赤坂三會堂。

▲臨時全國大會——十月三日、於東京赤坂三會堂。

▲群馬支部結成大會——九月一日、於一宮町宇田青年會場。

▲東京府聯合會擴大中央委員會——一月十三日、於統制クラブ。

▲東京府支部代表協議會——七月二十二日、於本部。

▲東京府支部協議會結成大會——十月二十二日、於神田中央佛教會館。

▲京都支部本年度總會——二月十一日、於岡崎公會堂。

右のうち大會及び總代會議の狀況次の如し。

臨時全國大會——十月三日、於赤坂三會堂大講堂。

出席者全國各支部員約千二百名。議長佐々井一晃氏、副議長滿川龜太郎氏。時局情勢報告、本部報告終つて議事に移る。「議案」一、宣言發表の件。二、昭和九年度年次大會開催に關する件。三、第一義内閣即時實現に關する件。(以上全部可決)。

第二回全國府縣支部總代會議——七月九日、於赤坂三會堂。

新日本國民同盟は東京府聯合會内の國家社會主義派とイズム上の相違から永らく對立を續けて來たが府聯側は最近に至つて徒らな紛争を回避するの方針に基き離脱聲明を發表したので、今後同盟本部は近く復歸の愛國勤勞黨とともに同盟擴充を期することになり、今次の國民祈願運動を機に更生に邁進するものと觀られた。同會議出席者は東京、大阪、京都その他各地方の代表。司會者神田兵三氏。議長佐々井一晃氏。本部並に地方情勢、國際情勢、時局情勢の各報告承認あつて議事に入る。「議案」一、國難打開並に皇國理想達成の祈願運動の件。二、全國支部代表祈願運動に關する件。(以上全部可決)。

3 役員

全國支部代表者會議にて決定したる役員は左の如し。

〔中央總務委員長〕佐々井一晃。〔中央常任總務委員〕滿川龜太郎、野本義松、神田兵三、皆川利吉、神永文三、林與重、半谷玉三、白井虎雄、奥村茂、柄澤利清。

第四篇 消費組合運動

勞働者・農民による消費組合運動は、經濟恐慌の深化により勞働者階級の窮乏状態が進むにつれ、之が防衛の一手段として近年急速の發展を遂げた。勞働者、農民の自主的消費組合の組織は此理由から昭和五年頃より急激に増加してゐる。社會局調によれば昭和七年八月現在に於て勞働組合關係並に農民組合關係消費組合は一一〇餘組合と算定されてゐる。然し乍らその個々の組合の經營に關しては、

勞農大衆の極端なる購買力減退その他の理由により經營難に悩みつゝあるものが多い、殊に農村消費組合は農村の破局的な經濟的窮乏に當面して茲兩三年の間に急激な發展を遂げたが、農民の生活の極端な窮乏化の故にその多くが經營難に陥つて、之がため最近に於ては農村消費組合の發展の速度は極めて緩慢となり、殆んど停滯の状態に近いとすら云はれてゐる。かくて本年は農村消費組合の協同組合への發展が一齊に唱導されるに至つた。本年七月社會大衆黨によつて組織された農村協同組合協會の出現はその一つの顯れであると云ひ得やう。

翻つて無產者消費組合の分野を見るに、我國勞働者、農民の自主的消費組合はロツチデール主義を奉ずる消費組合聯合會と、モスコ―主義に據る日本消費組合聯盟との二大聯合體の何れかに加盟するか或は之を支持する事によつて消費組合運動の左右兩翼を形成して、各その指導精神に従つて運動を續けつゝある。

本年は、消費組合聯合會は昨秋の大東京消費組合系の組合の分裂によつて受けた痛手から未だ恢復する迄に至らず、その運動は概して不振であつたし、日消聯は昭和七年結成以來昇天の勢をもつてその組織と運動とを擴大して來たが、本年はその自ら言ふ如く組織の未確立、技術の拙劣、金融涸渴等々の理由から經營難に悩み、之が克服に精力の大半を割かねばならぬ状態であつた。日消聯の主體たる關東消費組合聯盟についても同様である。同聯盟加盟組合の過半は欠損を生じ、隨つて聯盟自體の對外的活動にも從來の如き果敢な闘争は之を見る事が出来なかつた。左に之等無產者消費組合の現勢と運動との概要を記述する事とする。

第一章 一般状況

第一節 労働組合関係消費組合

労働者消費組合中労働組合の事業として組合によつて經營されるか或は労働組合を基礎單位として組織されてゐるもの即ち茲に謂ふ労働組合関係消費組合は社會局調によれば昭和七年六月末現在に於て組合數七〇餘、組合加入者二八、六〇〇人、一組合平均加入者四〇〇人となつて居り拂込濟出資金は三、〇〇〇圓、最近一ケ年間の賣上高は三八、〇〇〇圓である。

労働組合関係消費組合を組合系統別に見れば、日本労働總同盟最多く全國労働組合同盟之に次ぎ、東京交通労働組合、日本國家社會労働同盟、海軍労働組合聯盟、日本造船労働聯盟關係のものが、何れも少數であるが之に續いてゐる。單獨組合のもの約二〇位、中には二、三組合共同經營のものも存在してゐる。昭和七年六月末に於ける之等労働組合関係消費組合の系統別現勢社會局調は之を前年度版本年鑑に掲げた。茲には關係組合の分裂その他によつて多少の異動ありたる總同盟關係組合並全國労働組合同盟關係消費組合に關して記述を進める。尙主要労働者消費組合の昭和六年末に於ける現勢

に關しては當研究所雜誌第一卷第四號（昭和九年十月所載）「昭和六年に於ける我國主要労働者消費組合の概況」を參照されたい。

日本労働總同盟關係消費組合

總同盟加盟の労働組合關係の消費組合の最近（昭和九年八月現在）の數は一八組合、組合員數四、五八五人にて之を昭和七年同期に比すれば一組合の減少であるが、組合員數は却つて七四六人増加してゐる。その他出資口數、拂込金額、一ケ月平均賣上高等何れも昭和七年同期に比し増加せることは左掲表の示すが如くである。尙組合數は一組合の減少であるが、中央消費及昭和七年八月以後に設立された五組合計六組合が新なる構成要素として加つてゐる。後掲表中×印のものがそれである。

消費組合事業成績累年表

年月	組合數	組合員數	出資口數	拂込濟出資金	平均一ケ月賣上	組合員一ケ月利用高
三・八	一三	五、〇六四	五、四九一	六〇、三二・三七	三九、一八九・七二	七・七三
四・九	二二	四、八八八	七、〇六三	五〇、二八九・一〇	四〇、九〇一・五六	八・四九
五・八	二二	四、六四〇	六、二三八	五四、一七・四八	四六、八八・五二	九・九三
六・八	二〇	四、五五二	六、四三四	五五、五三〇・三〇	三七、二三・二三	八・一八
七・八	一九	三、八三九	五、七三七	四六、七〇八・三七	四〇、三九九・七一	一〇・五三
九・八	一八	四、五八五	八、九三六	五九、一三六・七八	四六、八四七・〇〇	一二・四〇

消費組合		一覽（昭和九年八月現在）								
名	稱	府縣名	組合員數	出資口數	拂込濟出資金	積立金	一ヶ月平均賣上	一組合一ヶ月平均利用高	關係組合	創立年月
共愛消費組合	東京	二六	五六三	三、八八・二九	八七・六八	三、三六・三	一二・五五	大崎支部聯	大四・七	

製網購買組合	神奈川	八八四	一、七五八	一四、〇六五・六〇	九、〇八二・七〇	一四、四三五・一八	一六・三三	製網労働組合	昭二・二
浅野造船消費組合	神奈川	三〇	三九	三九〇・〇〇		二九〇・〇〇	八・三〇	神奈川鐵工組合	大五・一〇
×日石消費組合	神奈川	三九	四五	二五・〇〇	三〇・〇〇	二六・六〇	五・三〇	石油労働組合	昭八・一〇
浅野船渠消費組合	神奈川	四六	六四	四六三・〇〇		二九一・〇〇	六・三〇	神奈川鐵工組合	昭二・二
×中央消費購買組合	神奈川	四八	七六七	四、二六三・四五	六三・〇〇	五、二〇九・五三	一三・六七	神奈川聯合會	大五・七
×千代田消費組合	東京	一五二	四六三	八二九・一三	一〇〇・〇〇	七三〇・〇〇	四・八〇	東京革工組合	昭七・二
×江北消費組合	東京	四七	一四七	七五・〇〇		四〇〇・〇〇	一一・〇〇	東京革工組合	昭七・二
×平塚消費組合	神奈川	五〇	八一	二二八・〇〇		一五八・三〇	六・〇〇	紡織労働組合	昭八・九
×岳南消費組合	静岡	四二七	八七九	四、三九五・〇〇		二、四五二・四五	五・六二	紡織労働組合	昭七・二
櫻田従業員消費組合	東京	一六〇	二二〇	六六〇・〇〇		一、五〇〇・〇〇	九・七七	東京鐵工組合	昭六・二三
製網労働兵庫消費組合	兵庫	一五五	一六八	一、六七八・〇〇	五二・五〇	一、五〇七・七三	九・七三	製網兵庫支部	昭五・七
製網小倉購買組合	福岡	四七五	一、九七〇	九、一七〇・〇〇	二、八八七・二六	一三、〇七一・六二	二五・四二	製網小倉支部	昭四・七
白木崎購買組合	福岡	二二〇	二二〇	一、七三七・五〇		三、八〇〇・〇〇	一六・二〇	セメント門司支部	昭四・二
因島消費購買組合	広島	五九三	五九三	七、〇四三・三一	一、四二六・一七	三、二二三・〇〇	五・五七	因島労働組合	昭三・三
栗本共榮社	大阪	二七八	二七八	四、七六六・〇〇		一、六〇〇・〇〇	五・七五	大阪金屬労働	昭三・四
購買組合共榮社	兵庫	三三四	五七六	二、六四九・五〇		四、七六六・四七	一四・二七	尼ヶ崎金屬労働	大・二
三河セメント購買組合	愛知	四〇	一一八	一、九七〇・〇〇	一、四〇四・三五	八四〇・〇〇	二・一九	セメント三河支部	大五・九

全國労働組合同盟關係消費組合

全勞關係消費組合は極めて少數であるが、その主要なるものとしては播州化學産業労働組合高砂工友會の經營する高砂消費組合（昭和三年三月創立）、大阪金屬南思加島支部經營の南思加島大阪製鐵購買組合（昭・四・七創立）、神戸共同消費組合（昭五・九創立）等があり、之等全勞關係消費組合は何れも日本無産者消費組合を支持し、その影響下に運動を進めつゝあつた。殊に高砂消費は昭和七年四月西

脇、瀧野、上福田、荒井その他の數組合を合流し兵庫縣消費組合聯合會を組織し組合員八百名、年賣上高二〇〇、〇〇〇圓に上り、日消聯の關西に於ける指導的勢力と認められてゐた。然るに全勞關係消費組合の日消聯支持は、爭議その他の場合全勞の指導方針と屢々對立矛盾を生ずる事ありしたため、本年三月の第三回全勞全國大會に於ては、日消聯を以つて共產黨外廓團體なりとしその指導方針に従ふ時は却つて鬭爭を阻害するものあるをもつて以後日消聯支持を取

消し、全勞獨自の消費組合をもつべき事を決定した。然るに高砂消費を主力とする兵庫消費のみは依然として日消聯を支持し、支持の自由を要求せる爲組合長高橋氏を指導者とする脱退派と正面衝突を來し、六月十四日に開かれた擴大執行委員會に於て遂に高橋等脱退派組合の脱退を見るに至つて組合は完全なる分裂を遂げた。脱退者は高橋氏等四十餘名の少數であるが、全勞の後援の下に新組合を樹立する模様である。

尙全國勞働關係の消費組合並東交その他の勞働組合關係消費組合の昭和七年六月末の現勢については前年度版本年鑑を、昭和六年來現在のそれについては當研究所雜誌第一卷第四號について見られ度い。

第二節 一般労働者消費組合

前節記載の勞働組合關係消費組合の他に勞働組合を基礎とする事なしに地域的に集合せる一般労働者、無産市民によつて組織されてゐる消費組合があり、之を上記のものと區別して一般労働者消費組合とすれば、此種消費組合は左右二大系統に大別する事が出来る。一つは右翼ロツチデール主義を擧げる消費組合聯合會系の組合であり、他はモスコー主義を指導精神とする日本消費組合聯盟(日消聯)系組合である。日消聯結成まで左翼組合の聯合體であつた關東消費組合聯盟は昭和七年三月日消聯結成と同時に關消聯自體が日消聯に加盟せしものである。以下之等の本年に於ける動きを見るに――

1 消費組合聯合

消費組合聯合會は昭和四年十月關消聯を脱退せる東京共働社以下の右翼組合によつて翌五年七月結成されたものであるが、昭和七年十月内部的紛争より指導者廣田金一氏の下にロツチデール主義を固守する東京共働社並に豊多摩共働、豊島消費、勞友社等同系組合及其の支部計十一組合が聯合會を脱退し大東京消費組合を結成するに至つた。従つて聯合會の昭和八年四月現在に於ける加盟組合は左の九組合、取引組合は十組合となつてゐる。

加盟組合――江東消費購買組合(東京市)、北豊島協同購買組合(同)共愛消費購買組合(同)、共愛第一支部(同)、消費組合勞友會(同)、ベスタ消費組合(同)、消費組合我等の家(東京府)、製鋼消費組合(神奈川縣)、田島消費購買組合(同)、富士製鋼消費組合(同)。

取引組合――鎌倉消費組合(神奈川縣)、神奈川鐵工消費組合(同)、聖愛消費組合(東京市)、福島消費組合(福島市)、江北消費組合(東京市)、櫻楓消費組合(同)、同潤消費組合(同)、岳南消費組合(静岡縣)、淺草消費組合(東京市)、下田消費組合(静岡縣)。連結組合――三河セメント購買組合(愛知縣)、栗本共榮社(大阪市)、購買組合共榮社(尼ヶ崎市)、購買組合共榮社(大阪市)、洛友消費組合(京都市)、神戸消費組合(神戸市)、灘購買組合(兵庫縣)、白木崎購買組合(門司市)、製鋼勞働小倉消費組合(小倉市)。而して加盟組合の出資口數五二口、出資額五、二〇〇圓内拂込濟額四、六七〇圓七〇圓六一錢であり、昭和七年度に於ける配給總額は一七七、九一八圓餘には其一ヶ月平均は一四、八六圓餘に當る。何れも前年度のそれに比し分裂の影響を受けて大激減を示してゐる。

2 關東消費組合聯盟（關消聯）

ロツチデール主義を奉ずる消費組合に對峙してモスコイ主義を指導精神とする左翼消費組合聯合體に關東消費組合聯盟がある。左翼組合たる關消聯は大正十一年五月に結成され爾來幾多の彈壓の試練を経て成長し現在に至つたものである。昭和四年十月には前記右翼六組合が脱退して消費組合聯合會を組織するに至つたが、その後は大した動搖もなく、昨年以來聯盟の單一化實現に努力する一方、左翼無産消費組合の全國的統一機關たる日本無産者消費組合聯盟を結成し、その主體勢力となつて活動を續けてゐる。昭和八年四月現在に於ける聯盟加盟組合は、共働社、向島共働社、蒲田共働社、南郊共働社、大森共働社、第二北消、城南消費、櫻田従業員、麻布消費、一般消費、東交城北、西南城北、西南消費、魚市場、多摩川、城西、城北、北部一般、第一合同、南千住の十八組合、組合員總計四、五九〇人であるが、その後彈壓の爲蒲田、西南、工信等の有力組合を喪ひ、之に代る金杉外二組合の加盟を見八年度末に於ける組合數は同じく十八であるが、組合員數四一四名の減少を見るに至つた。また昭和八年度の一ヶ年配給總額は二九五、一二三圓にて之亦前年度に比し四〇、五七九圓の減少となつてゐる。而してその出資總額は三六、七六六圓拂込出資額は二四、〇〇九圓となつてゐる。

關東消費組合聯盟はその加盟組合を包擁せる聯合體として日消聯

に加盟し、その指導勢力となつてゐる。日本無産者消費組合聯盟に關しては次章に之を記述する事とする。

第三節 農村消費組合

農村に於ける消費組合は、それが農民組合の事業の一として設立されるに至つたのは最近の事に屬するが、全國農民組合が率先して、此事業に力を注ぐに至つてから漸く發展するに至つた。殊に本年は農村の深刻なる不況に當面して社會大衆黨、全農初め主要農民組合が農民の經濟的解放を求むる運動の一部門として所謂協同組合運動を盛に唱導するに至り運動を此方面に展開せんとしつゝある。

昭和七年八月社會局調によれば農村消費組合は四〇餘組合、組合員約三、七〇〇人、一組合平均加入者數約九〇人、拂込金額六〇〇圓、賣上高二、九〇〇圓位となつてゐる。

農村消費組合が兩三年來急激の發展を遂げたとは云へ、勞働者消費組合に比すればその規模の點に於ても賣上の點に於ても未だ遙かに及ばない。而してそれ等の農民組合の多くは全國農民組合の影響下にあるもので、日消聯に加盟又は之を支持するものが多い。

農村消費組合に關しては、最近の調査を缺き最近の狀態を明にする事が不可能である。茲には單に參考の爲若干の組合の昭和六年末に於ける概況（當研究所調査）を左に掲げるに止める。

農村消費組合（昭和六年末現在、當研究所調査）

各組合概況（日は日本無産者消費組合聯盟進備會加盟、日支は同右支持）

日本労働年鑑

四七二

名 稱	所在地	創立年月	組合員数 (構成)	出資口数 (一口金額)	出資総額	拂込済 出資金	諸積 立金	借入金 (利率)	所 属 又 は 関係組合名
×全農草内支部消費組合	京都府綴喜郡草内村	年月 六・三	人 一三(草内村小作農)	口圓 二三(五)	圓 一、一六〇	同上	圓 一、二〇〇	〇	全國農民組合草内支部
×八幡消費組合	山梨縣東山梨郡	二・二	五八(農五其他八)	五八(五)	二九〇	一〇〇	〇	〇	—
×常盤消費組合	青森縣南津輕郡常盤村	四・二	四八(農民)	四六(二)	九二	七六	〇	四三(ナシ)	全國農民組合常盤支部
×川房消費組合	福島縣相馬郡金房村	四・八	四〇(農民)	四六(一〇)	四六〇	二五	一〇	三七(月一割)	—
×藤崎消費組合	青森縣藤崎町	五・六	九〇(農民)	九〇(一・八〇)	一三二	同上	—	三五〇	全國農民組合常盤支部
×簗川中央消費組合	島根縣簗川郡	五・九	正五(農二準三三労働者三)	五〇(二)	一〇〇	七五	—	一五(ナシ)	全國農民組合島根縣聯合會簗川協議會
×稻伏戸協同組合	長野縣下伊那郡	六・一	八(自作地主四自・小作四)	八(・八〇)	—	—	—	—	—
×川口農民消費組合	廣島縣福山市外川口村	六・一	一五〇(自作・小作二〇労働者三〇)	一五〇	—	—	—	—	日本農民組合系
×切石消費組合	秋田縣山本郡郷音村	六・五	二〇(農民)	—	—	—	—	—	—
×更安消費組合	長野縣更級郡實府村安庭	六・七	二四(農民)	二四(五)	一三〇	七〇	二二	三三(ナシ)	—

計

六三九

七〇四

二、四八四

二、〇三六

一、三三二

一、二〇三

平均

六四

七〇

三五五

二九二

一三二

一七二

備考——出資總額、拂込済出資金及借入金は回答不完全の稻伏戸、川口、切石の三組合を除く七組合の平均

各 組 合 事 業 概 況

	購買高 (經濟用品) 産業用品	賣却高 (現金賣)	總益金	總損金	剰余金	配當 出資ニ對シ 購買高ニ對シ
全農草内支部消費組本部	一、三九(經) 圓	一、三三 圓	一〇三 圓	三〇 圓	七三 圓	—
八幡消費組合	三、五〇〇 三、〇〇〇 五〇〇	三、五〇〇	一五〇	七一	七六	—
常盤消費組合	三、七三〇(經)	三、四三八	三三九	一五三	一七五	—
川房消費組合	四、五七六(經)	四、七四二	三二〇	四一九	二六	—
藤崎消費組合	二、一五二(經)	一、三三二	四九七	四一七	三〇	—
簸川中央消費組合	—	一、〇三五	—	—	—	—
稻伏戸協同組合	五(養鶏飼料) (共同購入)	—	—	—	—	—
川口農民消費組合	四二〇(經)	—	—	—	—	—
切石消費組合	—	—	—	—	—	—
更安消費組合	一一五二	一、二六六	一三七	六九	六八	四・〇圓増資振替
合計	二五、七五三	二六、六八五	一、六〇六	一、二三八	四四三	—
平均	四、三三二	四、四四四	二六六	二〇三	七三	—

備考——平均は凡て簸川、稻伏戸、川口、切名を除く六組合の平均

尙本年は社會大衆黨並に之を支持する全國農民組合が農村に於ける協同組合運動の促進を期する爲、全農は本年三月の第六回大會に於て「産業部確立」の問題を議し、農村に於ける協同組合的組織闘争の準備工作に着手し、社會大衆黨の農村委員會は勤勞農民の經濟的利益を擁護伸張する目的を以つて農村協同組合協會を結成し、その事業達成のため中央物産斡旋所を設立し、本年七月末事業を開始するに至つた。本協會並に物産斡旋所の行ふ可き事業を明にする爲

左に協會規約拔萃並に斡旋所事業規を定掲げて置く。

日本農村協同組合協會規約(拔萃)

第一章 總則

- 第一條 本會は日本農村協同組合協會と稱し事務所を東京に置く
- 第二條 本會は農村必需品の共同購入及び農村生産物の共同販賣並に斡旋等の事業を爲し、農村協同組合の組織を促進し以て自作農、自作兼小作農、小作農等勤勞農民の經濟的利益を擁護伸

張するを目的とす

第三條 本會は地方農村協同組合（農民團體産業部）及び農村協同組合聯合會並に本會の趣旨を賛成したる個人を以て構成す

第四章 事業

第二十條 本會は左の事業を行ふ

一、協同組合及び協同組合聯合會の組織宣傳並に加盟組合及び聯合會相互の聯絡並に指導

二、物産の斡旋

第五章 中央物産斡旋所

一、出資

第二十一條 中央物産斡旋所の事業運動資金並に取引保證金として本會の加盟組合（産業部）は所定の本會會費以外に一口金額十圓二口以上出資するものとす

第二十二條 第一回拂込金額は一口に付五圓以上とし、第一回拂込以後の拂込は六ヶ月以内に完了するものとす

二、利益金處分並に損失補填

第二十三條 中央物産斡旋所の毎事業年度の利益金は四分の一以上を準備金とし損失の補填に充つ

第二十四條 利益金の一部は出資高並に取引高に應じて配當す

第二十五條 中央物産斡旋所事業細則は之れを別に定む

中央物産斡旋所事業規定

第一條 本物産斡旋所の事業遂行に關する運用資金は、日本農村協同組合協會規約第二十條による出資金を以て充當す

第二條 本物産斡旋所の取引は原價歩合主義現金制とす但し加盟

組合は運用資金出資額を限度として短期信用取引をなすことを得

第三條 本物産斡旋所の斡旋手数料は左の如く定む

一、斡旋手数料は原價の百分の一乃至五とす

第四條 本物産斡旋所と加盟組合間の金銭決済は振替貯金による右の爲に加盟組合は振替貯金に加入することを要す

第二章 消費組合の運動

茲では我國に於ける消費組合運動の二大潮流たる消費組合聯合會及び日本消費組合聯盟並に日消聯の主體たる關東消費組合聯盟の各聯合體の本年に於ける活動を概觀する事とする。

第一節 消費組合聯合會

ロツチデール主義を奉ずる消費組合聯合會は昨秋内部紛争により東京共働社以下同系の加盟組合十一を失ひその組織の上にも、其事業の上にも、可成の打撃を受けたが、殘留諸組合及新加盟組合計九組合の加盟組合を擁し、本年四月には第四回大會を開催して「聯合會五ヶ年計畫樹立の件」を議し、大會以降五ヶ年間に、加盟組合數三〇、配給高一〇〇萬圓、同上一組合平均二、七七圓を目標に事業を擴大し勢力の回復を計る事となつた。尙聯合會は本年初めて賣店給水隊を組織してメーデーに参加して注目された。

消費組合聯合會第四回大會——四月二十三日、於東京市神田キリスト教青年會館。

出席者―江東消費、川崎製鋼労働消費、田島消費、ヘスタ消費
共愛消費、北豊島協會購買、富士製鋼消費、労友社、我等の九の
九加盟消費組合代表者五九名。

〔議事〕

一、一般事業報告並に決算表承認の件

(右報告によると前年度においては組合の脱退や不況等のため全
般的には成績も可良でなかつたやうで、配給総額は一七七、九一
八圓、一ヶ月平均一四、八二六圓餘であつた。尙聯合會加盟組合
は九組合一支部取引組合は十組合である。)

一、借入金最高限度決定の件(可決、最高額五萬圓と決定)。

一、餘裕金の預入先に關する件(可決、日本労働總同盟關東労働
同盟會預金部外一箇所に決定)

一、聯合會擴充五ヶ年計畫樹立に關する件(可決、聯合會の擴充
を計るとともに共済事業を行ふ)。

一、反産業組合運動對策の件(可決、消費組合に反對する各種運
動に對し反撃すること)。

一、未認可組合の認可促進の件(可決)

一、規約一部變更の件(規約第四條の事務所所在地を東京市神田
區須田町一ノ二五に變更すること)。

一、宣言審議の件(原案通決定)。

〔綱領〕

一、我等は消費組合の民主的經營の徹底を期す。

二、我等は消費組合による新しき生産分配組織の確立を期す。

三、我等はロツチデール主義消費組合の全國的結成を期す。

第二部第四篇 消費組合運動

四、我等は消費組合の國際的連繫を期す。

〔主張〕

(一)消費組合教育の普及。(二)消費組合經營の合理化。(三)消費
組合の資金を充實。(四)共同仕入の徹底。(五)生産者組合との直
接取引(六)消費組合生産工場の建設。(七)消費組合の確立鐵道運
賃減免の要求。(八)労働週給制の促進。(九)金融部の設立。(一
〇)ガス電燈値下の要求。(一一)日用品に對する消費税關稅の徹
廢。(一二)消費組合從業員の育成。(一三)産業組合法の改正。

第二節 關東消費組合聯盟

モスコ―主義を指導精神とする左翼消費組合の聯合體たる關東消
費組合聯盟は本來の經營活動の他に左翼諸團體と共に階級闘争に參
加してストライキ應援を始め種々のカンパに闘争を續けてゐる。ま
づ本年に於ける經營活動についてみれば、聯盟本部は本年二月彈壓
を受けてその活動を阻止され、また彈壓のために蒲田共働、工信購
買等の有力加盟組合を失ひ組合員四一四人を減ずると同時に一ヶ年
配給總額に於て四〇、九七九圓の減少を見るに至つた。白米及雜貨
の本年配給高及配給利益をみるに、左表の如く昨年それに比し白
米に於て一六、〇〇〇餘圓の、雜貨に於ては四一五圓の夫々後退を
示し、利益率は前者二・二%の後者二・二〇%の減少を示してゐる。

	圓	前年との比較増減(△)
白米配給高	一六、二七	△一六、七九
同 加工利益	七、九一	△四、八六
利益率(%)	四・八	△二・二

雜貨配給高	八二、七四三	△	四五
同配給利益	一、九八一	△	二、〇六六
利益率(%)	二・四	△	二・四

次に聯盟の参加せる運動の主なるものとしては、物價引下運動としての東京魚市場單化反對運動への参加であらう。關消際は婦選獲得同盟、家庭購買組合、大東京消費組合各婦人部等の諸團體と共に商工省及市當局の單一制採用反對の運動を起し、署名請願運動をもつて遂に目的を貫徹し市當局をして複數制を採用せしむるに至つた。その他ストライキ参加の闘争は例年に比し不振にて、關消聯本部として直接参加せるものは關東労働組合會議の諸團體と共に松竹レヴュー・ガールの爭議應援のみで、他には加盟組合が二、三の爭議に爭議團への原價配給をなせる程度に止まる。その他メーデーには勞救、醫療組合と共に例年の如く賣店、給水、救護隊を組織して参加し示威行進を守つて階級戦線に於ける後衛隊としての任務を果たし、國際消合デーには東京全市二十ヶ所に拂下米を中心とする即賣會を以つて消費組合の有利性を宣傳した。

關東消費組合聯盟第十三回大會—四月二十三日、於東京市京橋公會堂。

出席者—共働社以下加盟十六組合代表員九十七名

議長 戸澤仁三郎(委員長)副議長 吉本(第一合同)、高橋(共働社)

議案審議委員會並本部一般報告あつて後議事に入る。議事は左の如くである。

【議事】

- 一、一九三三年度運動方針決定の件(中央執行委員會提出、可決)
- 二、剩餘金處分の件(中央執行委員會提出、可決)。
- 三、諸積立金を事業資金に流用するの件(中央執行委員會提出、可決)。
- 豫算案決定の件(中央執行委員會提出、新中央委員會一任)。
- 〔緊急加議〕 大藏映畫爭議、レナウンメリヤス爭議に對し應援基金を送る件。
- 五、精米所増築並に設備改善に關する件(中央執行委員會提出、可決)。
- 六、關消聯財政確立の件(城西、城北共同提出、可決)。
- 七、書記長廢止、専門部改廢に關する件(共働社、第二北消、向島共働社共同提出、新役員一任)。
- 八、同地域内における他組合との合同促進の件(城西提出、可決)
- 九、役員改選の件(中央執行委員會提出、銓衡委員會一任)
- 一〇、日消聯大會提出議案及び代議員役員候補者決定及び、選出の件(中央執行委員會提出、新役員一任)。
- 一一、拂下米をもつと安く多量に拂下げて貰ふの件(第一合同城北共同提出)。
- 一二、家賃、電燈、ガス、水道料値下げ運動に關する件(第一合同提出)。
- 一三、消新朝鮮語版復活に關する件及び各地區毎に消新委員會設置の件(城北、多摩川共同提出)。
- 一四、物價騰貴反對に關する件(北部一般提出)
- 一五、關稅、消費稅に關する件(北部一般提出)。

一六、各無産團體と密接提携の件(城北提出)。

(以上六議案、議事委員會の希望通り全部提出組合の説明のみで一括新役員一任となる)。

第三節 日本消費組合聯盟

日本無産者消費組合聯盟(舊稱)は昭和七年三月左翼無産者消費組合の全國的統一指導機關として結成された。結成後一年を経たる本年三月現在に於ける加盟組合は關東消費組合聯盟を初め全國各府縣に存在する労働者・農民の自主的消費組合一九〇餘(うち準備會五〇)に達してゐる。之等多數の加盟組合の指導機關として消費組合本來の事業としての經營活動を行ふ傍ら左翼運動の一翼として他團體と共に種々の運動に参加邁進しつゝある。聯盟結成直後は専らその組織の整備を計りつゝあつたが、本年五月には第二回大會を開催し得る迄に至つた。日消聯確立より現在に至る聯盟の活動は日消聯の報告によれば大體左の如くである。尙同大會に於ては規約の一部改正が行はれ、その名稱日本無産者消費組合聯盟を日本消費組合聯盟と改稱するに至つた。

昭和七年三月 日消聯確立後は――本部機關は専任者によつて確立の緒に着き、從來關消の機關紙として發行されてゐた「消費組合新聞」は日消機關として繼承發行され、出資金制度による正式加盟カンパは種々の形で押し進められた。關東地方近縣宣傳隊が大きな成功をおさめたのはこの時である。

理論的水準を研揚するため、九月から第二回大會までの間に雑誌「消費組合運動」は六號を發行し、第二回、第三回再度の團

第二部第四篇 消費組合運動

士養成講習會は多數の闘士を全國に派遣した。

更に組織の整備のために採られた單一化方針は、高砂において飯豊、京都において、關消加盟各組合において實踐に移された。

特にこの期における偉大なる成果は、大衆闘争との結合の宣傳であつた。即ち、メーデーカンパから國際消費組合デーを経て八月一日に至る拂下米獲得運動は、全國の労働者、農民を奮ひ立たしめ、××××××××、××××××××、××××××××をこの大カンパニーを通じて、本部の指導的地位を獲得しえたのである。

機關紙消費組合新聞は月二回刊行に發展し、號外、ニュースのヒンパンな發行さへ見た。この年における經營活動は賣上四萬三千二百四十餘圓に上り、配給利益は二千三百五十餘圓を得たが、經費は機關紙特別會計を合せて三千七百九十餘圓を要したので、新な缺損三百六十餘圓を生じた。

尙賣上未收代金は二月二十日の現在において三千八百三十餘圓を算し、新聞雑誌の發行のために一般會計において約六百圓の負擔、その他資産の固定化計五、六千圓といふ莫大なるものを見た。當時出資金は關消聯の一千圓を加へて一千二百圓に止まつてゐた。ゆゑ借入假受金一千三百餘圓をなし、その他は全部、即ち七千六百五十餘圓を仕入先に求めざるを得なかつた。今日にしてこれを言ふならば、日消聯本部の持ち來つた卸賣的經營方法は、その時すでに破綻してゐたのである。

各加盟組合もまた殆んど例外なく、その經營方針が小賣商的方法を採られる有様に立ちいたつて來たために、大衆團體としての結合力、組織力の弱さを拂下米獲得その他の彈壓によつて曝露し

一勢に經營難財政的危期を一層甚だしいものとした。かくして全國各消費組合の主要問題は經營難の打開、經營弱化にあつた。

本部は自ら金融難と經營確立のために、歳末カンパ、東北地方宣傳隊の派遣をしたが、それは組織的な成果を得るに至らず、前記の諸數字をその結果として得たに過ぎなかつた。

だがこの諸數字を見るまでに至る活動は、取引高増大の故に取引先の信用を高め、この事は又吾々の運動方法をして、大衆的經營方法へ轉換せしめなかつた一つの原因となつたものである。

昨年における本部活動の概要

(イ)第二回大會

一九三三年五月七日第二回大會は東京に開催された。日消聯において大會としての召集はこれが始めてである。三二年秋の彈壓のために從來主力をなしてゐた東北は、仙臺以外の出席を見ず、新に獲得した北海道、九州の出席を見るに至らなかつたが、三府七縣五十二名の参加を得た。

根本方針として

1、日常不斷に廉價配給を行ひ、2、生産部面の闘争に積極的に参加し、3物價値下、借金延納等の闘争に参加し、4産業組合御用購買等に對して闘争し、5組織の強化を計る

事によつて前年度に充分なされなかつた大衆の利益を擁護すべき事を決定し、最も廣汎な大衆性を獲得するために、茲に日本消費組合聯盟と改稱したのである。尙本部經營資金として、出資金を一人當り五〇錢に高め、機關紙發行において再び缺損を生ぜざる方針が決定された。

然しこの決定の實踐において、本部は充分にその任務を果しえなかつた。それは只本部の弱さのみによるばかりではなく、根本方針及び活動方針そのものうちに情勢に適應せざる、又は不充分なるものがあつたことは前項において見る通りである。

(ロ)本部陣容

この大會において本部陣容は一應整備を見たが、常任委員九名中、委員長及び本部詰一二を除いて他の殆んどは、一時的又は現在に至るまで活動不能に陥つた。監督委員の東京在任のもの三名中二名は闘争不能になり、更に書記にして大會後現在までに本部から他へ移り又は活動不能に陥つた者は十三名の多きに達してゐる。

(ハ)調査組織活動(略)

(ニ)アジプロ活動

アジプロ活動は、新聞、雑誌の發行の外、取り立てゝ報告すべきことをなし得なかつた。第三回闘士養成講習會の如き、参加者僅かに八名に過ぎず、その中現在まで吾々の陣營に活動する者只一名である。

消運發行はこの一ヶ年間に僅かに四回、しかしその中一回は、世に出すことが出来なかつた。しかしそれにもかゝらず、これによつて吾々は吾々の理論的水準を高めるためにあずかつて力あつたものである。即ち目前の仕事に追はれてゐる吾々の運動を、その根本において見返へることについて不十分乍ら役立つものが多かつた。

(ホ)經營財政政治活動

本部經營活動は、年度始において固定化資産約五〇〇圓を持ち、これが負擔を仕入先に求めてゐたことと、又本部維持の全經費を、經營活動からの利益金をもつて充つる方針のために、賣上増加方針が一ヶ年を通じて取られたが、經費と配給利益との不均衡、賣上未收の増加、機關紙獨立會計缺損の一般會計への移行によつて財政は益々逼迫し、出資金はこの一ヶ年を通じて僅かに八八圓の拂込を得たに過ぎず、尙本部事務所建築に際しても基金の應募高はきはめて少額であつたので、その日／＼を切りぬけるために本部員の多數が動員されなければならなかつた。そのために組織活動、經營活動、アジプロ活動まで阻害する状態であつた。

只一つ、七、八、九月における石鹼カンパを捲き起すために各部内協力の下に闘はれたので、組織的にも經營的にも若干の成果を認めることが出来たが、それも運動を大衆的に捲き起すまでには至らなかつた、特に残念なのは關消聯をしてこの運動へ積極的に捲き込むに至らしめなかつたことである。

(へ)八月の財政確立委員會以後の財政と經營

財政難打開のために八月、常中で財政確立委員會が持たれ、一般獨立兩會計における經費切りつめが決定され、教版部獨立會計缺損五月二十日までの分二千二百四十五圓餘りを補填するため、別に缺損補填委員會を設置したが、これまた、問題の根本的解決を見るに至らなかつた。

補填委員會の活動による特別收入補填額は、僅かに五二圓を得たに過ぎなかつた。新聞は月一回發行に減じたにもかゝらず、二月までには、更に新たな缺損を見てゐる。

一般會計經費は豫算四〇〇圓に對し、九、十、十一月まではその範圍内に止つてゐたが、十二月に入ると金融の逼迫に伴つて俄然膨脹を來たし、一月になつて遂に八〇〇圓を突破するに至つたこの經費切詰も失敗に終つた譯である。

吾々の最後の活路であつた年末カンパは賣上高九、三〇〇圓に上つたが、これも所期の賣上目標を正常な方法において得られなかつたために、浪岡協同組合に對する掛賣の如き不祥事を現出するに至つてゐる。

白菜カンパの不成功(特に經營的)とこの年末賣上カンパの、利益の割に經費の増大したこと、賣上未收の増加並びに、教版部獨立會計の一般會計への依存の重化は二月の財政破綻をさくべからざるものとした。この期として三月七、八、九の三日間擴大中央委員會を召集した。これは参加者少かつたために擴大常中に變更されたが、この會合は今日吾々がこの運動の根本的なものを引き出すことに成功したものであつた。即ち、小賣商的經營方法を脱却して、共同購入を基礎とした大衆的經營方法に轉換すべきこと農村消費組合は協同組合の形態にまで發展すべきこと等である。

財政破綻の根本的原因

(イ)資産固定化の状態

本年度における資産固定化の状態を示す重要な數字は左の通りである。

新聞雑誌へ		賣上未收		ストック		合計	
缺損の一般立替							
一九三二年二月	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—

三三年二月	三七〇	五九〇	三、八〇〇	一、九〇〇	六、六六〇
同年八月二、四〇〇	八四〇	五、二〇〇	三、五八〇	二、三、六七〇	
三四年二月二、四〇〇	一、七〇〇	八、〇〇〇	四、四六〇	二六、七〇〇	

(ロ)財政破綻の根本原因

本部財政破綻の根本原因の第一に挙ぐべきは、本部維持の全經營を(教版部獨立會計を除き)經營活動よりの利益のみをもつて充當しようとする方針の誤りである。

單位組合においては組合と組合員との關係は品物の配給をぬきにして考へられないが、日消と組合との關係は必しも本部の品物を用ひることのみによつてこの關係が成立するものではない。本部の品物の配給は運賃、仕入市場等の經濟地理的關係によつて制限されるが、指導の任務は全國的性質を持つ。本年の賣上中關聯を除いて六一％は東北、北海道地方十五、六の組合であつた。

教版部獨立會計における本年度缺損二、〇〇〇圓と一般會計費六、〇〇〇圓との計八、〇〇〇圓で、これに對する配給利益二、八〇〇圓は三五％にしか當つてゐない。

經費の支出については、一般、教版部兩會計共にルーズさに誤謬があつたが、缺損の原因はそれのみには歸し得ない。況や取扱品の配給値——その賦率は、經費の關係による要求において決定さるべきではなく、配給の際は組合の利益のために少くとも、商人より安くといふ條件に制限決定された。従つて具體的には商人との對比の上から言つても、商品取扱に要する費用以上を賦課することは品物を高くすることになる。それを成し得なければ缺損を生ずるといふ結果となる。そこで商品取扱に要する費用以外の經

費は取扱品の配給を受けると受けざるとにかゝわらず、全組織においてこれを負擔すべきであつたのである。

(ハ)財政經營の技術的拙さ(略)

(ニ)賣上活動の不成功(略)

(ホ)解決のための大衆化の失敗

本部財政破綻のための前記諸原因の外、狀態がこゝまで行詰らざるを得なかつたのは財政難打開の運動が大衆的規模にて闘はれることに成功しなかつたことによるものである。

本部財政打開の運動が成功しなかつたのは、各組合も共に財政難に苦しんでゐたことによるが、本部そのものが、久しく卸賣的經營方法に依據してゐたが故に、財政難打開のアザプロが大衆の脈膊に觸れることが出来なかつたからである。

この財政難打開方法大衆化の失敗と、財政難の内部的解決のため、賣上増大策は相互關係をもつて、財政の破綻を決定的なものとなし、最後のドン詰りへと急いだのである。そしてこのことは又組織を一層弱める結果を招來し、ために鬭争は一時的にもせよ沈滞せざるを得なかつた。だが我々は本部のかゝる大きな失敗と誤謬にも拘らず、歴史的な意義をもつ新しき方針の展開において次への飛躍的發展を期すであらう。(日消聯第三回大會報告)

第二部 労働者運動統計表

第一表 工・鑛・交通業における労働爭議統計(當所調)

第一表(其一) 昭和八年中工・鑛・交通業における主要爭議業態及月別件數

總計	官公業		交通業		鑛業	工業																			
	計	其他	通信交通業	計		陸上交通業	水上交通業	合計	人夫其他勞働者	家内工業及手工業	業計	工場工業													
												特別工業	雜工業	飲食物工業	化學工業	金屬工業									
																	染織工業								
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	
二七	一〇	九	一	七	四	三	一	九	六	一	八	一	八	四	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一月
二八	一〇	九	一	八	八	一	一	一〇	一	三	六	一	九	四	三	一五	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	二月
九三	九	七	二	三	二	一	一	八	一	一	七	一	七	四	七	一三	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	三月
七七	一	一	一	四	三	一	一	七	一	一	五	一	三	一	三	一六	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	四月
八八	七	五	二	六	五	一	一	四	八	一	六	一	三	三	三	一五	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	五月
七〇	三	二	一	六	五	一	一	五	五	一	五	一	二	二	一四	一三	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	六月
九〇	五	四	一	四	四	一	一	八	一	三	六	一	五	二	一八	一六	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	七月
一〇六	五	四	一	五	四	一	二	九	一	二	七	一	七	三	一九	一六	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	八月
七三	一	一	一	三	三	一	一	六	二	一	六	一	七	一	一六	一四	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	九月
八一	四	三	一	二	二	一	二	七	九	二	六	二	七	三	二五	二三	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	十月
七〇	二	二	一	六	五	一	四	八	一〇	一	八	一	二	二	二〇	一八	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	十一月
六八	一	一	一	三	二	一	一	六	二	一	五	一	四	五	一三	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	十二月
一、〇五一	五八	四八	一〇	五七	四七	一〇	一八	九八	一五三	一四	七五	一	一八二	三三	一九八	一七〇	一六二	一六二	一六二	一六二	一六二	一六二	一六二	一六二	計

第一表(其二) 昭和八年中工・鑛・交通業に於ける主要爭議業態及府縣別件數

東 大 兵 神 愛 京 北 福 和 岐 枋 廣 岡 山 奈 埼 靜 長 群																									
奈 海 歌																									
京 阪 庫 川 知 都 道 岡 山 阜 木 島 山 口 良 玉 岡 野 馬																									
工 業	工 場	工 業	家 內 工 業	手 工 業	其 他 勞 働 者	二 六	一 四	八	三	四	五	八	九	一 六	二 四	八	二	三	三	三	六	九	七	七	五
						四	八	五	三	五	八	五	三	三	八	三	一	七	七	二	四	二	一	五	
						計	鑛 業	交 通 業	官 公 業	合 計	百 分 率 %														
二 六	二 四	六	六	六	五	三	三	一	六	六	五	四	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
三	一	一	一	一	一	三	三	三	一	一	三	五	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	
二 六	二 四	六	六	六	五	三	三	一	六	六	五	四	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	
二 六	二 四	六	六	六	五	三	三	一	六	六	五	四	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	
二 六	二 四	六	六	六	五	三	三	一	六	六	五	四	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	

第二部
統計表

佐石岩山宮大沖島鳥茨山秋高德愛福宮滋熊千福富三長

賀川手形崎分廻根取城梨田知島媛井城賀本葉島山重崎

| 一 | | | | | | | | | 二 二 三 一 三 一 一 二 五 四 二 五 六 六

| | | 一 一 一 二 一 | 一 | 一 | 二 一 一 | 一 一 二 二 一 一 三

| 一 | 一 一 一 二 一 | 一 二 三 三 三 四 二 一 三 六 六 四 六 七 九

| | 一 | | | | | | | | | 一 | | | | | | | | |

| | | | | | | 一 一 一 | | | | | | | | | 一 | | |

一 | | | 一 一 | | 一 | 一 | 一 | 一 | 二 三 二 | | 二 一 | |

一 一 一 一 二 二 二 二 二 二 三 三 四 四 四 四 四 五 六 六 七 七 七 九

〇・〇九 〇・〇九 〇・〇九 〇・〇九 〇・一九 〇・一九 〇・一九 〇・一九 〇・一九 〇・一九 〇・二九 〇・二九 〇・三八 〇・三八 〇・三八 〇・三八 〇・三八 〇・四八 〇・五七 〇・五七 〇・六七 〇・六七 〇・六七 〇・八六

總計 突 一九〇 三二 二五 三六 六〇 六四 五九 一四 五四六 二九七 二五 三〇 一八 二〇 三四 一一 五〇五 一、〇五一

第一表(其四) 昭和八年中工・鑛・交通業に於ける主要爭議業態及經過別件數

總計	官公業		交通業		鑛業	業										工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	計	其他	計	陸上交通業		水上交通業	合計	人夫其他勞働者	家内工業手工業	計	業					工					場																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
											特別工業	雜工業	飲食物工業	化學工業	金屬工業	染織工業	計	特別工業	雜工業	飲食物工業	化學工業	金屬工業	染織工業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
六六二	四三	三九	四	三九	三三	七	一六	五六四	二一五	八	四三一	二	二一	二九	二六	六	七	六	九	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

同盟罷業										同盟怠業										工場閉鎖										計																																																		
件數										參加人員										件數										參加人員										件數										參加人員																														
機械製造職工										九	三三二										四										一九三										二										〇										一五										五八四									
船舶車輛製造職工										二	一、一〇一										五										九六三										一										一										一六										二、〇六四									
其他ノ職工										四九	二、三〇〇										八										六六二										五										四三										六三										三、四一四									
窯業職工										四三	三、三三三										九										四九七										一										一										五一										三、八〇〇									
製紙職工										一〇	七四六										一										一										一										一〇										七四六																			
護謄製造職工										二〇	一、二三九										六										三七二										一										一										二七										一、七二二									
製油製蠟製業職工										七	二五										一										一五〇										一										一										九										七三〇									
其他ノ職工										五	四五八										一										四〇										一										一										六										四九八									
紡績職工										一三	五、七六〇										三										一、〇六四										一										一										一六										六、八二四									
製絲職工										一〇	九六二										一										一四三										一										一										一一										一、一〇五									
織物職工										七	一八二										一										二二一										一										一										九										五三〇									
染色加工職工										二六	一、五三一										一										二五										一										一										二八										一、五七〇									
其他ノ職工										二	七四一										一										九四										一										一										二										九七四									
釀造職工										一	一										一										一										一										一										一										一									
煙草製造職工										一	一										一										一										一										一										一										一									
其他ノ職工										一三	四〇〇										一										一										二										一										一五										四四四									
製版印刷製本職工										二三	四一五										一										一										一										一										二三										四一五									
木竹製品職工										三五	一、四九一										二										三〇五										四										一										四一										一、八六一									
其他ノ職工										三	八七六										二										七五										一										一										三五										九六〇									
金屬鑛夫										三	一五〇										一										二〇六										一										一										四										三五六									
石炭亞炭鑛夫										五	一六六										一										五〇										一										一										六										二二六									
其他ノ鑛夫										六	三八四										一										一										一										一										六										三八四									

瓦斯電氣事業從業者	鐵道軌道從業者	運輸業			通信從業者	土木建築業 大工、左官其他ノ職人 土方、鳶職	其他ノ業務ニ從フ者	計
		船員船夫	仲仕人夫	其他ノ從業者				
一	三	一四	三	一四	四	七	六	五五
二	四九八	一、〇三九	七六〇	八二四	一五六	四八三	四、二一〇	三五、八八〇
一	二	一	一	四	一	一	二	五九
一	五、九八四	一	一	八七	一	一六五	三	一二、〇三九
一	一	一	一	一	一	一	一	二六
一	一	一	一	一	一	一	一	一、五二四
一	一	一	一	一	一	一	一	六二〇
一	六、四八二	一、〇三九	七八〇	九二	一五六	六四八	四、五五八	四九、四二四
一	五	一四	一四	一八	四	八	六八	六二〇
一	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五

第二表 (其二) 昭和八年同盟罷業怠業工場閉鎖月別件數

同盟罷業	同盟怠業	工場閉鎖	計
件數	參加人員	件數	參加人員
一	六二	一	七三
二	五二	一	五四
三	五〇	三	六一
四	二六	二	三一
五	四三	三	四八
六	三九	三	四八
七	五三	四	六一
八	四九	一	五六
九	四二	二	五三
十	三九	一	四一
計	四、一五四	六、九三四	一一、二九
一	二、六〇六	九三	二、七三
二	二、九四一	八二八	三、九六三
三	六九五	二〇一	一、〇七四
四	三、二八一	二二八	三、六二七
五	二、〇九五	五〇九	三、二六二
六	五、〇一四	四八六	二、八三二
七	五、〇一四	一、八七四	六、九〇九
八	三、〇七八	二四〇	三、四三九
九	二、三三八	六八	二、三八六
十	二、三三八	六八	二、三八六
計	二、三三八	六八	二、三八六

十一月	三	三、五七六	一	六一	二	三	三、六七二
十二月	二九	一、二五六	五	五〇七	一	二九	一、七九二
計	五二六	三三、三〇二	五九	二二、〇二九	二三	一、四五六	四六、七八七

第二表 (其三) 同盟罷業怠業工場閉鎖月別累年表

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
大正十三年	件數 二四	二一	三八	二八	三五	五五	三〇	二六	二八	三三	一八	八	三三三
	人員 二、八六二	一、〇六五	一、八八六	九、六九五	九、六三三	一三、一〇四	八、四七一	一、九〇四	一、六三四	一、〇七九	一、九六二	一、二三一	五四、五二六
同十四年	件數 一三	一五	一五	一一	二三	三一	二一	二七	四九	二九	三五	二四	二九三
	人員 三、〇六五	一、七七八	七五八	一、五九四	一、八五八	六、九七八	五、二九八	二、九八八	二、一九四	二、五二三	九、三三八	二、三八〇	四〇、七四二
昭和元年	件數 二	二九	四四	二九	二五	二三	三六	一九	六〇	四二	三七	一六	四九五
	人員 六、一〇八	三、三七	二、六〇二	三、四二四	一、七六四	一、〇〇四	四、六九〇	七、八二三	七、七八六	一六、八一〇	三、二七七	八、六三〇	六七、二三四
同二年	件數 三四	二四	五三	三四	三三	三五	二三	四七	二六	二六	三〇	一八	三八三
	人員 三、〇三三	一、八九九	六、三四六	三、一六〇	四、九四四	七、一九四	二、六二一	七、六七五	三、四〇五	三、〇三〇	一、八一四	一、四六一	四六、六七二
同三年	件數 二二	二一	三五	三六	三六	三七	三五	五八	四三	二三	一八	二九	三九三
	人員 一、九三五	一、八九三	三、七〇一	二、四一五	四、一六八	一〇、九九八	二、四五二	三、四二〇	三、七〇三	二、〇八九	一、七五七	四、八一七	四三、三三七
同四年	件數 三五	三一	五七	二五	三五	四三	五七	六一	六七	五二	五〇	五八	五七一
	人員 二、五三六	二、九三一	一五、二三八	九二八	三、九九六	九、二八八	四、二二三	七、六二五	四、七五四	二、三〇三	四、五四七	一八、九二三	七七、二八一
同五年	件數 五三	六〇	六四	九〇	六五	八七	一〇二	八六	九六	七〇	七五	五二	九〇〇
	人員 五、六八三	六、九八四	四、七二四	二〇、六八七	四、〇四〇	三、七三〇	七、二九四	五、一三五	七、四八四	三、九〇三	三、七〇六	六、四四一	七九、七九一
同六年	件數 九六	八三	八〇	七五	八三	一一〇	九二	八一	七二	八四	七五	五三	九八四
	人員 五、九六七	五、三九九	六、九一七	六、七五二	六、四五二	七、二九二	四、三八三	四、七〇二	三、五八四	三、七六四	五、六二八	二、四六六	六三、三〇五
同七年	件數 七五	四八	五九	八一	八九	一〇〇	一〇〇	九一	六八	六〇	五〇	四九	八九三
	人員 六、四〇〇	二、五三六	三、二二〇	四、三三三	五、二二七	四、四〇八	五、一四〇	五、四二二	三、六八四	六、三八一	三、三八三	三、二三五	五四、七八三

同 年	
人 員	件 數
二、一九	七
二、七三	五
三、九六二	六一
一、〇七四	三一
三、六二七	四八
三、二六二	四八
二、八三三	六一
六、九〇九	五六
三、四三九	五三
二、三八六	四一
三、六七二	三八
一、七九二	三五
四六、七八七	五九八

第二表（其四）昭和八年同盟罷怠業工場閉鎖要求事項別件數

要求事項	同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		計	
	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員
賃銀減額反對	二四	一六、一三〇	三三	四、一九三	九	三七九	二五六	二〇、七〇一
賃銀算定支給方法反對	四七	二、三八二	四	四九〇	一	一三九	五三	三、〇一一
變更又ハ反對	二八	一、〇六二	四	六、三九七	一	一	三三	七、四五九
労働時間短縮	一四	六〇一	一	一	一	一	一四	六〇一
公休日ノ設定	三	一四四	一	一	一	一	三	一四四
作業方法規則反對	九	二六一	一	二七	一	一	一〇	二八八
労働組合ノ自由又ハ確認	二	四三	一	一	一	一	二	四三
労働委員會ノ設置又ハ	一	一	一	一	一	一	一	一
組織權限ノ變更	一	一	一	一	一	一	一	一
工場設備其他福利増進施設	五	一八一	一	一	一	一	五	一八一
解雇退職手当ノ確立又ハ増額	三三	七〇六	三	一九六	五	八八	三〇	九九〇
監督者排斥	二六	四一七四	一	三三	一	一	二七	四、二〇六
賃銀支拂	四九	二、四九五	三	一九〇	一	一	五三	二、六八五
休業反對	九	一三九	一	一	三	四三六	二二	五七五
休業手当ノ支給又ハ増額	六	二二一	一	一	一	一四	七	三三
解雇反對又ハ解雇者ノ復職	六九	三、六七二	七	三三二	六	二九八	八二	四、三六一
雜	三三	三、六八〇	三	一二三	一	一六〇	二六	三、九五三

計 五五 三五、八〇〇 五九 一三、〇三九 二六 一、五二四 六二〇 四九、四三三

第二表 (其五) 昭和八年同盟罷業怠業工場閉鎖結果表

	同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		計
	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	
要求貫徹	二四	五、四七六	七	三四八	二	五一	一三三 五、八七五
妥協	二三	一七、五三三	二九	九、〇六九	一一	九〇六	二六三 二七、四九七
要求不貫徹	一七三	一〇、一八二	二三	二、六二二	一〇	四九九	二〇六 一三、二九三
自然消滅	三	六四	一	一	一	一	三 六四
未解決	三	五八	一	一	一	一	三 五八
計	五二六	三三、三〇二	五九	一三、〇三九	二三	一、四五六	五九八 四六、七八七

第二表 (其六) 昭和八年同盟罷怠業工場閉鎖結果累年表

	要求貫徹		妥協		要求不貫徹		自然消滅		未解決		合計	
	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員
大正十三年	六	一一、六〇八	一三五	一九、七〇七	一三三	二三、二一一	一	一	一	一	三三三	五四、五三六
同十四年	五三	一一、九三三	一一四	一〇、七四四	一二七	一八、〇七六	一	一	一	一	二九三	四〇、七三二
昭和元年	一三九	一一、九九九	一六一	一四、四二二	一九三	四〇、七八五	二	三八	一	一	四九五	六七、二三四
同二年	一〇九	八、三四五	一一九	一二、三八四	一四八	二三、四九二	三	五八	四	二、三九三	三八三	四六、六七二
同三年	九七	一一、五六	一三一	二一、四一四	一六一	一三、〇九七	二	二三	五	一六三	三九七	五六、二五三
同四年	一六七	二四、七三三	一八七	三一、八七七	二一一	一九、一九二	五	一〇四	六	一、五三八	五七六	七七、四四四
同五年	二六三	一五、一八八	二九七	二五、八四一	三三三	二八、一〇四	一〇	九四八	一四	一、二四八	九〇六	八一、三三九
同六年	二三四	一二、四〇〇	三五二	二五、九三五	三九三	二四、六六六	七	一四〇	二三	一、四四五	九七八	六四、五三六
同七年	二二〇	一二、八八二	三一九	二三、二八七	三四一	一六、一〇五	一一	八七三	一二	二、六三六	八九三	五四、七八三
同八年	一二三	五、八七五	二六三	二七、四九七	二〇八	一三、二九三	三	六四	三	五八	五九八	四六、七八七

第三表(其一) 昭和八年中發生小作爭議統計 (勞働時報昭和九年四月號ニ依ル)

	爭議件數	關係地主小作人		關係耕地面積			
		地主	小作人	田町	畑町	其他町	計町
北海道	二〇八	三三三	八四三	一、七六九・五七	一、九六六・二七	五三九・七一	四、二七五・五五
東京	二	二	二六八	—	九二・一七	—	九二・一七
京都	四三	三六〇	一、二三三	一、〇二七・五八	三三・〇六	三・三三	一、〇五三・八六
大阪	七九	一、五〇三	三、八〇六	一、八七六・四四	一三・八三	・六四	一、八九〇・九一
奈良	八	八三	六一一	二〇・〇〇	六四六・三七	—	六六六・三七
兵庫	三三	二五八	一、一三三	五二・七三	六・六八	—	五二八・四〇
長崎	二	二	一七	二・五二	—	—	二・五二
新潟	一七六	四八一	二、四六九	一、七七一・二八	九九・二八	一・六三	一、八七二・一九
埼玉	八二	四七三	三、五一九	一〇一七・四九	四〇七・五六	・一九	一、四二五・二四
群馬	五一	八〇	一六六	六四・四〇	八・三三	・八	七二・九一
千葉	五四	八二	三七六	一五九・〇四	九一・〇三	・三三	二五〇・四〇
茨城	五九	九四	五一五	二二六・三三	九二・三三	・〇七	三二八・七一
栃木	一九九	二九八	六八二	二九三・九一	四七二・〇四	・一五	七六・一〇
奈良	九八	一、〇四八	三、三〇五	一、九一六・〇七	三・〇七	—	一、九一九・一四
三重	八	七六	三八三	三三二・五二	二一・〇六	—	三四三・五八
愛知	二一	一二三	四七一	二一八・四〇	四八・五三	九・六三	二七六・五五
静岡	六	七〇	九〇	四一・二四	一・七七	—	四三・〇一
山梨	一三六	二二五	一、三四七	三三二・〇三	一七・三五	二・二九	三五二・六七
滋賀	一八	二五	五〇〇	三二四・九〇	—	—	三二四・九〇

第二部
統計表

佐	大	福	高	愛	香	德	和	山	廣	岡	島	島	富	石	福	秋	山	青	岩	福	宮	長	岐
賀	分	岡	知	媛	川	島	山	口	島	山	根	取	山	川	井	田	形	森	手	島	城	野	阜
四六	三	一四七	二八	一	六	一五	六九	二〇	五五	四三	一八	六五	五一	—	四	一四四	三三九	一四〇	九	一〇七	二〇	五七	八
七六	四	八二二	一〇四	六	九	五六	一四〇	二一	一〇五	二二七	四四	二二三	一六二	—	三	二二三	三四八	一五九	一〇	一五三	三三	一三五	四七四
二五八	三	一、七五五	三九〇	七	二二	一六二	四〇八	一三八	三五九	八二一	一二八	七九一	四五五	—	一二五	六〇〇	四六五	二五九	一三	三〇七	一五六	一三六	二、四四九
九五・二八	・八八	九五四・六一	一五七・七八	三・二八	五・四九	二〇・八七	一一八・六七	九・三八	四四・九	三三一・四二	六七・七一	五五四・三一	六四一・九四	—	九九・〇〇	四六〇・二七	二〇〇・〇二	一四七・六四	一一・四七	九六・一六	九六・二三	二四・〇二	一、〇〇六・五六
四・八〇	・一〇	一二・三八	四・一七	—	・一八	一三・六一	・〇四	三八・三一	二五・三一	・五六	・三〇	一〇九・三一	四・五二	—	—	四・七六	二〇・五五	二四・一五	一・四二	七・七六	・四八	一九・一七	七・四五
一・一四	—	・七六	・二七	—	・四〇	一〇・三〇	—	・〇八	一五三・五一	—	・〇七	・三三	—	—	—	・四四	八・五四	—	—	三・六二	—	・二七	—
一〇一・三三	・九八	九六七・七五	一六三・三三	三・二八	五・七一	四四・七八	一一八・七一	四七・七五	三三三・八一	三二一・九八	六八・〇八	六六三・八四	六四六・四六	—	九九・〇〇	四六五・四七	二二九・一一	一七一・七九	一二・八九	一〇七・五四	九六・七一	四三・四六	一、〇一四・〇一

[illegible]

香 德 和 山 廣 岡 島 島 富 石 福 秋 山 青 岩 福 宮 長 岐 滋 山 靜 愛 三

第二部
統計表

歌

川 島 山 口 島 山 根 取 山 川 井 田 形 森 手 島 城 野 阜 賀 梨 岡 知 重

一 三 六 三 六 三 四 四 五 | 二 六 九 九 | 四 七 八 三 三 六 二 二 五

| 一 | | 一 | 一 | | | | | 三 一 二 | 二 | 一 | | 一 | | |

| 四 | 一 | 六 | 二 二 | 二 四 二 | 一 三 | 二 | | 二 | 二 |

二 二 | 一 一 | | 一 二 | | 二 三 九 | 三 | 一 | | | | |

| | | | 一 一 | 一 | | | | 一 | | | | | | | |

| | | | | | 一 | | | 一 | | | 四 | | | | | | | 一

| | | | 六 一 | | | | | | | 一 | | 二 | 一 | | |

| 一 一 | 二 | | 一 一 | | 三 二 | 一 | | | 三 | | | 一 |

三 九 四 三 五 二 二 四 七 | | 九 二 二 七 八 三 七 五 四 六 一 | 二

四九五

| | | 二 八 七 一 一 三 | | 三 八 二 | 三 一 一 九 | 五 三 六 |

| | | | | | | 三 | | 四 七 | | | | 一 | | | 一 二 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |

一 四 三 四 四 五 六 八 五 | | 三 二 二 一 四 | 二 二 一 〇 一 三 二

	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿兒島	沖縄	計
備考	本表ハ昭和九年四月十日迄ニ到着セル報告書ニ基キ調査セルモノナリ。									
八五〇	一	六	七	一	二	一	一	一	一	八五〇
五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五
九〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九〇
四〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四〇
五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五
一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一三
三五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三五
二四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二四
一、四三五	一	一〇	二七	三	七	一	二	一	一	一、四三五
一四六	一	一	七	一	二	一	一	一	一	一四六
五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五
四八二	一	一	八	一	〇	一	二	一	一	四八二

第三表 (其二) 小作爭議統計累年表 (第五二回統計年鑑ニ據ル)

原因別	小作料値上	風水旱害病蟲害其他不作	小作料高率	勞費多ク收支不償	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年
參加人員	地小作主人	田畑其他	其	關係耕地	一、八六六	二、四三四	二、四七八	三、四一九	三、四一四
參加人員	地小作主人	田畑其他	其	關係耕地	一九、四七四	二三、五〇五	一四、一五九	二三、七六八	一六、七〇六
參加人員	地小作主人	田畑其他	其	關係耕地	七五、一五六	八一、九九八	五八、五六三	八一、一三五	六二、四九九
參加人員	地小作主人	田畑其他	其	關係耕地	四四、一二七	四八、七一〇	二八、一九三	四八、八三五	三一、四三三
參加人員	地小作主人	田畑其他	其	關係耕地	三、七三九	七、三三四	一〇、二七四	一〇、一七四	六、九七三
參加人員	地小作主人	田畑其他	其	關係耕地	四三五	二七六	一〇〇四	八七	三〇三
參加人員	地小作主人	田畑其他	其	關係耕地	四三	五一	六五	四五	六〇
參加人員	地小作主人	田畑其他	其	關係耕地	八八二	一、二三三	五六七	一一七一	一〇五七
參加人員	地小作主人	田畑其他	其	關係耕地	一二〇	一一一	一二四	九七	七四
參加人員	地小作主人	田畑其他	其	關係耕地	三九	一四	三三	一三	一四

[illegible]

機械器具製造工業	化學工業	染職工業	飲食物製造工業	雜工業	鑛業	瓦斯業	運輸交通業	通信業	土木建築業	其他	總數	單一團體	聯合團體	(聯合加盟團體)
六	六	三	一	一	一	一	八	二	三	二	六	三	五	(三六)
七	六	三	二	二	一	一	八	二	二	二	七	三	五	(二六)
九	八	三	三	一	二	一	一	七	四	三	八	六	六	(三七)
八	八	四	二	一	二	一	一	九	七	三	九	九	六	(三七)
八	八	三	二	一	二	一	九	七	五	五	九	五	七	(三七)
一〇、一四七六 (一七二九)	一三、〇四七 (一八二五)	一六、八四六 (四、八五五)	三、二一八 (二二五)	一四、六八七 (一、三四二)	六、一三四 (二)	九、八〇九 (一五八)	一三、九〇一 (一、一八七)	一、九六八	二、四七九	二九、四二〇 (六三)	三三〇、九八五	一七八、六八一	一五三、三〇四	
九九、六八三 (一、四〇四)	一五、三八六 (二、三〇二)	一五、九七七 (五、四七〇)	五、〇五三 (三〇〇)	一八、四六五 (七七一)	五、四八六 (一)	九、五九四 (二)	一四〇、六六六 (一、二九)	二、一七五	三、一五〇	三八、七二八 (一、一七五)	三五四、三二二	一九五、一九九	一九九、一三三	
九五、三三三 (一、三四五)	二〇、二七二 (一、七八一)	一五、四七七 (三、四七〇)	四、八七四 (二六四)	一七、一四〇 (一、〇九二)	六、九四五 (一九七)	一〇、〇〇二 (一八九)	一四八、五二九 (一、六〇〇)	二、五三五	七、一六	四〇、七三三 (一、九四八)	三六八、九七五	一八二、八二七	一八六、一四八	
九二、六八九 (一、五七九)	一九、四八七 (一、五七四)	一六、五〇 (六、七〇〇)	四、七八一 (五六九)	二〇、二八三 (二、一五)	六、三三〇 (一四二)	九、七三八 (八二)	一四八、五〇七 (一、四五九)	三、〇五〇 (一)	八、三九一	四〇、七三三 (二、八〇六)	三七七、六二五	一八七、二八七	一九〇、三三八	
八八、五五九 (二、〇五二)	二三、〇六一 (二、四三〇)	一六、一九九 (八、四五八)	六、三三三 (九四)	一九、六四二 (二、一九五)	五、七一 (一四)	九、三〇六 (一〇三)	一五三、二三一 (二、二五五)	二、九〇三 (二)	一〇、四五三 (一)	五〇、二三四 (二、九七三)	三八四、六一三	二二一、八八三	一七三、七三〇	

(組織別)

(種類別)

總數	職業別	產業別	一般勞働者
六三〇	一五三	二八三	一九四
七二二	一四三	三三八	二四三
八八八	一四八	四二八	二四三
九三三	一四九	四六九	三二四
九二二	一四九	四六六	三三七
三三〇、九八五	二五、六三三	二六六、八一七	二八、五三五
三五四、三二二	二四、九七四	二九二、〇一〇	三七、三三八
三六八、九七五	二三、五八五	三〇、六四四	三五、七四六
三七七、六二六	二三、四八一	三二三、二四三	四一、九〇一
三八四、六一三	二三、〇九八	三一九、〇四七	四三、四六八

備考 産業別括弧内ハ女子組合員數ヲ示ス

第五表 小作人及小作人地主協調組合累年表 (農林省調)

														小作人組合				地主小作人協調組合									
總數	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和八年組合員數	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和八年組合員數
四、三五五	四、一五六	四、二〇八	四、四四四	四、六五〇	四、八二〇	三〇二、七三六	一、九〇九	一、九八六	一、九八〇	二、〇四七	二、〇九八	二、三〇九	二、七九、四三一	四七	四七	四六	五四	五五	六四	二、五〇四	四	二九	二九	三一	三一	三五	八、八六一
一六	一九	二三	二三	四二	四二	一、七九七	一	二	二	二	二	二	二	一六	一六	一三	一四	一六	一七	一、七九七	一	二	二	二	二	二	三〇一
一四	一八	一一	二六	二六	四一	一、四二六	二五	二八	一六	一六	一六	一六	一七	一四	一四	一三	一三	一六	一七	一、四二六	二五	二八	一六	一六	一六	一七	二、三九四
一〇三	一二四	一四三	一二四	一四三	一四九	五、一四四	二八	四〇	四一	三三	三七	五四	九、二〇六	一〇三	一二四	一四三	一二四	一四三	一四九	五、一四四	二八	四〇	四一	三三	三七	五四	九、二〇六
七三	六九	七一	七五	七五	七六	四、五九九	五	九	一〇	一六	一九	一八	一、四〇六	七三	六九	七一	七五	七五	七六	四、五九九	五	九	一〇	一六	一九	一八	一、四〇六
二五	二四	三九	五三	七一	八三	三、八八〇	八	六	一〇	一一	一四	一七	一、四八五	二五	二四	三九	五三	七一	八三	三、八八〇	八	六	一〇	一一	一四	一七	一、四八五
五六	四〇	四七	五〇	九三	九四	三、四一八	一二	八	八	八	八	九	一、三三九	五六	四〇	四七	五〇	九三	九四	三、四一八	一二	八	八	八	八	九	一、三三九
六一	六一	九二	一一九	一〇三	一〇三	六、二二〇	一	一	二	二	一一	九	七九三	六一	六一	九二	一一九	一〇三	一〇三	六、二二〇	一	一	二	二	一一	九	七九三
一六六	一七一	一八一	二二〇	二〇四	二〇一	一八、二七七	五三	五四	五三〇	五三五	五四三	六二五	四、四三三	一六六	一七一	一八一	二二〇	二〇四	二〇一	一八、二七七	五三	五四	五三〇	五三五	五四三	六二五	四、四三三
九八	一二三	一二八	一四八	一六一	一六〇	一五、三三六	七〇	七一	七四	七四	七四	八一	三七、六六三	九八	一二三	一二八	一四八	一六一	一六〇	一五、三三六	七〇	七一	七四	七四	八一	三七、六六三	
一二七	一二三	一二〇	一二七	一二六	一二六	七、三〇一	二九	二九九	二九九	二九九	二九九	二九九	一一、三五四	一二七	一二三	一二〇	一二七	一二六	一二六	七、三〇一	二九	二九九	二九九	二九九	二九九	一一、三五四	
一四	一四	一四	一七	二三	三三	二、三三六	一	一	一	一	一	一	七〇	一四	一四	一四	一七	二三	三三	二、三三六	一	一	一	一	一	一	七〇

神奈川	三三	三三	三一	三四	三九	三九	二、一八二	—	—	—	—	—	—	—
新潟	五三〇	五一一	五〇九	四九六	六七七	六七九	三一、八一二	九一	九八	一〇四	一〇三	一二三	一一九	一〇、三〇五
富山	八三	一〇一	一〇七	一〇七	一三六	一三六	七、五四八	三三	三五	三六	三六	三六	三九	二、九四四
石川	四二	四二	二七	三〇	三〇	三三	一、六七三	五	五	一	一	一	二	一一六
福井	八五	八〇	六九	五六	六六	六五	一、八七七	八	九	六	六	六	六	二六一
山梨	三〇三	三〇四	三三六	三九五	三九〇	三七九	二七、六九九	六五	六一	六六	八〇	七九	七五	六、五一八
長野	一一六	一二三	一三八	一四四	一五八	一六八	一二、四八一	七	九	九	一〇	一一	一六	二、五八八
岐阜	二九七	二三五	二二一	二一〇	二二九	二二三	一二、三三九	一〇一	九五	一〇〇	九八	一〇〇	一〇五	八、〇九六
静岡	七〇	六九	八九	九二	一〇三	一二六	七、六三二	五	五	五	五	五	六	四九六
愛知	一五一	一六八	一四七	一五一	一四八	一五〇	一五、三三七	四〇	二七	三一	三三	三四	三七	四九二
三重	一一〇	一一一	一一一	一一一	八六	一〇〇	七、二三五	二八	二八	二八	二八	二八	三一	六、六〇八
滋賀	六〇	七一	七四	七二	六九	七六	四、六一七	三三	三三	三三	三三	三三	三六	三、六一五
京都	一〇三	八四	八七	八一	七四	一二七	七、五〇五	三〇	三〇	三三	三四	三四	五八	六、五〇七
大阪	一二一	一二一	一二一	一二一	九五	一〇二	四、〇六九	二	二	三	三	三	二七	二、一四八
兵庫	二二七	一七一	一七〇	一七七	一六一	一五八	一〇、九六二	一〇五	一〇五	一一〇	一四五	一四九	一六一	一四、二二九
奈良	一二八	一二〇	八八	六八	五六	五八	二、〇六五	二七	二七	九	一〇	一〇	一一	一、九〇九
和歌山	七三	五五	七〇	七六	六九	七一	二、八五三	六	四	三	三	四	五	一、一九六
鳥取	一三七	一一五	九七	九六	八二	八三	四、三五七	五四	六三	五三	五四	四七	四七	四、八四六
島根	一四七	一四二	一三八	一五三	一二〇	一二四	六、七三五	三九	四三	四三	四三	四二	四九	三、八九四
岡山	二〇三	一九五	一八四	一六九	一八四	一八〇	一二、六三三	五三	五二	五三	四九	四九	五一	八、四八
広島	四七	四七	五二	五二	四九	四九	四、三四七	九	九	一〇	一〇	一〇	一〇	二、五九九
山口	五〇	五〇	五〇	五〇	三五	三八	二、六三七	五	五	五	五	五	七	一、二五九
徳島	八二	八四	一〇二	一〇五	九六	一〇五	九、三七六	四七	四九	四九	四九	五〇	五二	四、六七四
香川	五三	三八	二五	二三	一六	一六	一、〇九一	八三	八四	七三	七四	七三	七四	一九、五八二

愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
媛	知	岡	賀	崎	本	分	崎	島	繩
六一	三	一四八	一六	五	五	二	四	五	一
五三	三	一三七	一六	四	五	二	四	四	一
五〇	一五	一三三	一六	四	六	二	七	四	一
五一	三	一六八	一六	六	六	四	七	五	一
五六	五〇	一八二	一八	七	七	一〇	三	四	一
五〇	四	一八六	一九	八	七	九	三	四	一
五、〇八一	五、七九〇	一〇、三三九	一、一三三	一、二二九	四、四三三	一〇四	四、四二二	七九	一
二四	一	一〇	一	一	五	一	六	一六	一
七	一	二二	二	一	五	一	六	二〇	一
四六	一	二四	二	一	五	一	八	三〇	一
四七	四	一六	二	一	五	一	八	二〇	一
四六	二	一七	二	一	五	一	九	二〇	一
四四	一四	一九	四	三	五	一	九	二〇	一
一一、一六八	一、一八九	四、六七三	四六〇	六、五	五五九	一	三、六七七	一九、〇八六	一

第六表 産業組合統計 (農林省調)

第六表 (其一) 産業組合累年表

明治三十八年(年末)	同 四十三年	大正 四年	同 九年	同 十四年	昭和 三年	同 四年
九二	二、二六	三、〇一五	二、六五〇	二、五七三	二、六〇一	二、五四七
九二	二二七	二二五	二二五	二八九	三〇八	三二五
二七三	七二二	五五	四五四	二七五	三二六	三〇五
三八	七八	一三三	一〇七	一九五	二七三	二八一
一四二	五〇三	四六一	三八五	三〇五	二七五	二六五
六三	一三六	一四一	一六七	一五四	二五三	二七六
三〇	四九	三七	二〇	七一	七四	八五
四七	三三	二三〇	一七三	二五三	三三三	三三九
一	三八一	五〇〇	二五〇	一六六	一四四	二二七
一	一、二九九	二、五八三	三、〇四五	二、六四九	二、二四一	二、一四五
一	一四	三九	六一	一三五	一四〇	一五三
一	一、〇六二	二、六〇八	三、九七五	三、八〇七	三、二一七	三、〇八六
一	一四	九〇	一五一	九一	九四	六六
一	二六	五七	七三	三〇八	三六八	三六八
一	三六九	九四六	一、六九六	三、一六一	三、五三四	三、五九三
一、六七二	七、三〇八	一一、五〇九	一三、四四二	一四、五一七	一四、一七一	一四、〇四七

第六表(其二) 産業組合員數及出資金額累年表

年	組合數	調查組合數	組合員數	一組合平均	總額	拂込濟	出資	一組合員平均
同五年	二、四四九	三三八	三三三	二九五	二八四	二八七	一〇二	三五九
同六年	二、一三五	三三〇	三三五	三〇四	二八六	二七七	一四	四二七
同七年	二、〇五一	三三五	三三六	三二二	三〇七	二六七	一六	四七八
同八年	一、七五六	三二一	三三二	三六	二九三	二六八	一三一	四九〇
百分比例	二・〇	二・一	二・三	二・一	二・〇	一・八	〇・九	三・三

第六表(其三) 産業組合事業累年表

年	組合數	調查組合數	組合員數	一組合平均	總額	拂込濟	出資	一組合員平均
明治三十八年	一、六七二	八六	六八、五六三	八二	?	?	?	?
同四十四年	七、三〇八	四、九三三	五三四、〇八五	一〇九	?	?	?	?
大正四年	一一、五〇九	一〇、三七四	一、二八八、九八四	一二四	二九、七三六、三九六	二三、一八八、一六一	二三・〇六	一九・三七
同九年	一三、四四三	一二、一八九	二、二九〇、二三五	一八八	八九、九四三、七二七	五五、五四二、二二七	三九・二七	二四・二五
同十四年	一四、五一七	一三、三七九	三、九三五、七四八	二七二	二三〇、八七五、六一五	一四三、五八一、七四四	六三・五〇	三九・三三
昭和三年	一四、一七一	一三、一六九	四、四〇一、五五三	三三五	二八四、〇九五、一七三	一九九、五八九、五六二	六四・四九	四五・三〇
同四年	一四、〇四七	一三、一七〇	四、五七一、七八五	三四七	二九九、五五七、五一	二二六、二四八、九三七	六五・五二	四七・三〇
同五年	一四、〇八二	一三、一六一	四、七四三、〇九一	三六〇	三〇七、五九七、一四八	二二八、三二六、九四九	六四・八五	四八・二三
同六年	一四、一六三	一三、一三三	四、八一三、一四〇	三六七	三二三、〇三三、八三三	二三四、五七二、五八九	六五・〇四	四八・七四
同七年		一三、一〇六	四、九七八、二四八	三八〇	三二二、六六八、八三三	二三九、七二五、二六六	六三・八一	四八・一五

	明治三十八年度	同 四十三年度	大正四年度	同 九年度	同 十四年度	昭和三年度	同 四年度	同 五年度	同 六年度	同 七年度
組合數	六二〇	五、八九二	九、〇四〇	一〇、九五四	一三、〇六六	一一、五七八	一一、五三〇	一一、四四九	一一、三五六	一一、二九〇
員組合數	一、四九七、二八六	一一、九〇五、五七四	五三、二一九、一七三	一八六、一八八、〇三三	五三二、五九八、七三七	八四五、三三四、七〇五	八九七、二〇六、三二八	九八四、四七六、四四二	一、〇〇五、六七二、五九九	一、〇一七、六三二、六六五
口數	四三三、〇八七	七三〇、八二五	二九、五九九、一五九	一七二、〇三四、七四七	四一五、一二二、六五一	五八七、一七〇、八九三	六三一、六三三、八二五	六二二、一〇二、二〇九	五七九、五一〇、六九八	五六九、四九七、七二二
總額	一、三五一、八九九	一一、二七六、〇六七	四、五五四、四〇、七七七、三九九	六、三三六、一二六、九二二、四二六	七、五九五、二二六、〇一七、八五六	七、五五五、二四四、七七三、八六〇	七、六二六、二五四、五五五、三八七	七、七七七、一九二、四七三、八四三	八、一六七、一八一、一四〇、二〇〇	八、四七七、二〇二、八三八、六二〇
拂込濟額	一六四	二、九三三	六、七三三	八、九二二、一五三、〇六一、八八一	一〇、〇四二、一五三、一六九、五〇三	九、五五九、一四九、〇一一、三三〇	九、五〇五、一五五、一七四、九二三	九、五七六、一二七、二七〇、九五〇	九、九三一、一〇五、八八一、二五九	一〇、〇八六、一二九、一一〇、八一三
立金	五〇六、六七五	七、四六一、一三〇	二七、五四九、九一四	二、三三〇	四、〇六七	四、七六一	四、八二六	五、〇七三	五、四二四	五、六四七
諸積	一〇、七六〇	?	二二六、二六三	八三五、九八二	三、九二七、五三三	五、六七〇、六九八	五、八二六、三〇、	五、七二七、五三三	五、三九一、五二七	五、七三一、一九八
購買品										
賣却高										
預金										
借入金										
剩餘金										

第七表 消費組合統計 (第五二回統計年鑑ニ據ル)

	組合數	員組合數	口數	總額	拂込濟額	立金	諸積	購買品	賣却高	預金	借入金	剩餘金
大正二年度末	一三九	一一九、九四六	二二〇、二三三	二、八四九、四五六	一、〇六六、八	五九七、三〇〇	二二、三三二、〇八一	一一、三五二、五七八	三、〇九八、四〇八	二七三、一六八		
昭和二年度末	一四七	一二五、一八八	二四七、二九四	二、九九九、四五七	一、九二七、七三四	七六八、三三六	二〇、六九〇、一五八	一一、九九三、六五六	二、六七九、九三八	三七七、〇八五		
同 四年度末	一五九	一三三、〇三六	二五九、二二一	二、九一〇、八八八	一、八三二、九〇四	九九九、八七三	二二、六八四、五八一	一一、九九二、五七七	一、四七三、七五一	三九五、八〇六		
同 五年度末	一五一	一三七、六七九	二八九、九七三	二、九一九、三五三	二、〇三六、九七〇	一一六五、〇九四	一九、九四五、一四四	二、三〇七、五〇二	一、八一八、八九七	五〇六、二九六		
同 六年度末	一六三	一三八、一六九	二九一、三九四	三、〇四六、二〇七	二、〇三三、八七〇	一二〇三、四五六	一七、一八八、四二二	一九五五、五六六	一九二、九〇七	三九二、五四三		

事業別 (昭和六年度末)

購買組合	一三四	一〇一、四三一	一九四、九三七	二、二四、六八二	一、三五三、一〇八	九七六、八〇四	一四、四三三、五六三	六七七、五六八	九六二、八八三	三五二、五六六

信用購買組合	一七	二二、九九五	二三、六〇〇	三六九、一四〇	三三二、七八三	九九、二二七	一、三三九、七三三	九三二、一一〇	二二七、〇四五	三三、五〇七
購買利用組合	二	一八、八九三	五四、五八六	一六九、二九〇	一二〇、七二八	六六、九六七	一、〇八四、四七四	三七、六四〇	一五八、八九八	四、二三〇
信用購買利用組合	二	四、八五二	一八、二八一	二九三、〇九五	二三九、二五二	六〇、四六八	三三〇、四二二	三〇八、二四八	五八三、〇八一	三、二四〇